第二部

労働運動

第二部　労仂運動

第一編　労仂争議……二二七
第一章　争議の大勢……二二七
第一節　概況……二二七
第二節　争議件数および参加人員……二三一
第三節　争議の形態……二三五
第四節　争議の規模……二三七
第五節　争議の産業別分布……二四〇
第六節　争議の地域的分布……二四〇
第七節　争議の要求事項……二五〇
第八節　争議の解決状況……二五二
第二章　主要な争議……二五八
第一節　主要な争議の概要……二五八
第二節　私鉄総連の争議……二六四
第三節　宇部窒素の争議……二七〇
第四節　全鉱連の争議……二七六
第五節　国鉄の争議……二八三
第六節　鉄鋼労連の争議……二九〇
第七節　海員の争議……三〇〇
第八節　全自動車の争議……三〇六
第九節　炭労の争議……三一三
第一〇節　電産の争議……三三五
第一一節　全駐労の争議……三五二
第一二節　「特需」工場の争議……三六一
第二編　労仂組合運動……三六四
第一章　組織運動……三六四
第一節　概況……三六四
第二節　総評をめぐる組織運動……三六六
第三節　右派幹部の組織活動……三七二
第二章　賃金闘争……三八二
第一節　総評の賃金綱領をめぐる動き……三八二
第二節　マーケット・バスケット方式の採用と、ベースアップ闘争の克服……三九一
第三節　最低賃金制の闘争……三九八
第三章　失業者の闘争……四〇二
第一節　闘争の概況……四〇二
第二節　主要な闘争……四〇四
第四章　破防法反対闘争……四〇九
第五章　第二三回メーデー……四二九
第六章　世界の労仂運動……四四一
第一節　労仂者の生活と労仂の諸条件の変化……四四一
第二節　労仂運動……四五〇
第七章　主要な労仂組合の現状……四六二
第一節　組織運動の面からみた産業別組織状況……四六二
第二節　各項別にみた労仂戦線の現状……四七〇
第三節　各産業別労仂組合の現状……四七五
第三編　農民運動……四九七
第一章　農業情勢と農民運動の大勢……四九七
第一節　農業情勢……四九七
第二節　農民運動と農民団体の動向……五〇四
第二章　農民運動の諸形態……五〇五
第一節　軍用地のための土地接収反対闘争……五〇五
第二節　未墾地解放その他の土地闘争……五一一
第三節　供出と米価をめぐる闘争……五二二
第四節　税金闘争その他の農民闘争……五二七
第三章　日農統一派……五三〇
第一節　全国農民大会と中央委員会……五三〇
第二節　日農統一派第六回大会……五三一
第三節　全国大会以後……五五七
第四節　常東農民組織総協議会……五六二
第四章　日農主体性派……五六九
第一節　総本部活動……五六九
第二節　全国代表者会議……五七四
第五章　農民組合総同盟の結成……五九〇
第一節　農民組織統一懇談会……五九〇
第二節　農村社会主義政治力結集懇談会……五九二
第三節　新農民団体結成準備会……五九四
第四節　全国農民代表者会議……五九八
第五節　農民組合総同盟結成大会……五九九
第六節　農民組合総同盟に対する日農両派の態度……六〇二
第六章　農民団体の現状……六〇七
第七章　漁夫・漁民組合の現状……六〇九
第四編　その他の社会運動……六一四
第一章　平和運動……六一四
第二章　学生・青年・婦人の運動……六三二
第一節　学生・青年の運動……六三二
第二節　婦人運動……六四三
第三節　子供を守る運動……六五一
第三章　人権擁護運動……六五五
第一節　松川事件……六五五
第二節　メーデー事件……六五八
第三節　政令三二五号違反事件……六六〇
第四節　破防法違反事件……六六三
第五節　鹿地事件……六六四
第六節　諸団体の動き……六六六
第五編　労農政党……六七〇
第一章　右派社会党……六七〇
第二章　左派社会党……六七四
第三章　社会党再建派……六九六
第四章　労農党……六九八
第五章　共産党……七〇五

第一編　労働争議

第一章　争議の大勢

第一節　概況

一九五二年は戦後、そして日本労働運動史上、最大の闘争の年であつた。

この一年は世界の資本主義諸国にとつても労働者階級のストライキ闘争が最高に達した重要な年であつたが、わが国でもその一環として、宇部窒素の大争議から始まり、前半期には画期的なゼネストを闘つた労闘スト、東京メーデー、後半期には炭鉱労働者と電気産業労働者の二大ストライキと、いずれも歴史的な意義をもつ大闘争を含み、大争議に明けて大争議の中に暮れたこの年のめざましい労働運動は、支配層の根幹を大きくゆすぶつたといえよう。

国民経済の軍事化と、ほとんどすべての産業をおそい始めた過剰生産恐慌によつて進められた企業の合理化は、多くの職場において工場の労働者が公然と実力闘争に立ち上つたことや、レッド・パージと公労法によつて長らく姿をかくしていた国鉄労組を初めとする官公労働者が合法ギリギリの線で舞台に再登場して来たことなどが注目される。また深さからいつても、下部大衆のエネルギーが大きく

く組合幹部をつき上げて底力を発揮し出したことや、炭労争議などにはつきり現われて来たように労働者の主婦や子供まで活潑に動き出し、農民、市民、学生、文化人などとの提携も破防法反対ストなどで具体的に進められたことなどが特徴的であつた。

第二に、相次ぐ大争議における統一行動の実践にしめされたように、労働者階級の統一戦線への方向が大きく踏み出されたことを挙げなければならない。統一闘争ということは、労闘ストにおいても、賃金闘争においても中心的な戦術と見なされたが、一つ一つの争議において統一闘争は色々な形をとつて進められ、組合のワクをはずした労働者の結集をも具体的に作り上げて行つた。また同じ五二年の争議の中でも、春の労闘ストと秋の炭労ストとを比べてみればわかるように、その間に統一闘争自体が質的に発展している。そしてこのような統一した力の闘いにおいて中心的な組織となつたのは総評であつた。すなわち、総評を中心とする統一戦線が力強く組まれて行つたということができよう。しかしてこのように、全労働者の統一の条件が成熟し、統一への動きが進行したことは、一方において組合の右翼的な幹部をもつき上げて闘いに向わせたり、右派の指導権を払い落したり（労斗ストの際の武藤炭労委員長の場合のように）すると同時に、他方では、右派系の結集と反撃を強めることにもなつた。

第三に、この年の争議において、日本の労働者階級は政治的自覚を深め、大きく政治的に成長したと考えられる。平和と独立と反ファシズムのスローガンはたいていの組合大会で決議された。そしてこの政治的成長を端的に示しているのは破防法反対の労闘ストであつた。この争議はおそらく日本で最初の大規模な政治的ストライキであつたといえる。これだけの大闘争が、政治的ストとして展開したことは日本労働運動史上に長く記録さるべき事件というほかはなう。

以下、五二年の労働争議の推移を、時期を追つて概観してみよ

一九五二年は、まずその年頭に当つて、スターリンの日本国民に

贈るメッセージが発表され、第二次世界戦争中、外国軍の占領によつて苦しめられたソ同盟国民を代表して、日本の国民に深い同情をよせ、その生活と平和と独立を守る闘いを激励したことは象徴的であつた。

前年の秋から冬にかけて、炭労、電産を中心とし、賃上げと労仂強化反対を目標にかかげ政治的要求と結びついて闘つた広汎な大衆的な争議の盛り上りを基礎にして、五二年は年初から争議の波は急速に拡大した。

一月、総評は春季闘争を再軍備反対に集約し、具体的には各単産で賃上げ、弾圧法規反対からとり上げてゆく闘争方針を幹事会で決定し、二月には賃金綱領を発表して「低賃金体制の打破」の基本線を打ち出した。

早くも一月には私鉄、二月には国鉄が賃上げ要求を出し、講和後の労資関係の天目山といわれた春季労仂攻勢の先ぶれをなした。

口火を切つたのは二月の山口県宇部窒素の労仂者四〇〇〇人の大闘争であつた。この争議は、日経連の直接の支援を受けた資本家側が、労仂者の賃上要求に組合の活動家一八名の解雇をもつて挑戦したのにたいして、労仂組合の破壊工作をやぶり、労仂者の権利と自由を守るための闘争であつたが、五二日間にわたるはげしい争議は全国的な労仂運動の援助を受けて、ついに勝ち、これにつづく闘争を大きく激励した。

前年末、愼重な準備下に進められていた弾圧立法反対運動は、この宇部の勝利によつて鼓舞され、かつてない急速なテンポと規模をもつて歴史的なゼネストを迎えることになつた。吉田政府は労仂者の激しい抵抗に会つて動揺しながら、その反対をさけるために、二十数度も内容を練り直し、名称をかえて弾圧立法の国会通過をはかろうとしていた。しかし労仂者は、この法案を通すならば、共産党のみならず、すべての国民が政治活動の自由を失い、そのことこそ戦争へ導く第一歩であることを見破つて広汎な反ファッショ闘争に立ち上つた。三月一日には東京をはじめ全国四十数か所において、弾圧法粉砕のけつき大会が開かれ、一〇万の労仂者を動員した東京の中央大会は、サンフランシスコ両条約、日米行政協定の破棄、再軍備反対を決議し、弾圧法規反対のゼネストを決定した。また四月初には、東京を中心とする六県の金属労仂者の代表者会議がもたれ、あらゆる傾向の多数の金属労仂者が集つて、ゼネストの中心になつて闘い、統一行動を強化することを決議した。こうして総評、労闘を中心とし、総評傘下組合のみならず、中立組合、産別系組合までを含めた統一行動によつて、四月一二日、一八日、六月七日、一七日、二〇日の五回にわたつて未曾有のゼネストがおこなわれた。この破防法反対争議に参加した労仂者の数は直接ストライキに参加したもの八〇〇万、計一二五〇万に上つたといわれる。この労仂者の闘争は、その四五〇万、抗議集会、賜暇、定時退庁等の形で参加したもの指導の下に農民、学生、文化人等を広く動員して巨大な国民的反ファッショ闘争に発展し、支配層に大きな動揺を与えた。

この労闘ストの最中に全国五二〇か所、数百万の大衆を集めた統一メーデーがおこなわれた。東京では皇居前広場の使用が政府によつて禁止され、数万のデモ労仂者は実力をもつてそこに入つたが、これにたいしてピストルと催涙ガスと棍棒の襲撃がおこなわれ、武装した数千の警官隊と、旗竿やプラカードをもつだけの労仂者との間に四時間余の戦闘が開かれ、数名の死者と千数百名の重軽傷者を出す流血の惨事を起した。これはサンフランシスコ条約発効後四日目の出来事であり、平和と独立と自由を求めるこの年の労仂運動にたいして、この事件の与えた影響は極めて大きかつた。この事件は二月の反植民地闘争デー以後明瞭に姿を現わして来た戦闘的エネル

ギー昂揚の一つのピークを成したものであり、またこれを通じて共産党の影響力が著しく強まつたことは否定できないであろう。

全国民的運動にまで展開した破防法反対闘争とメーデー事件とは、破防法そのものの国会通過を阻止することはできなかつたが、吉田内閣の政局の危機を深め、国会の解散と総選挙の時機を早めた。各労組は今までにない積極的な選挙活動をおこなつたが、この総選挙において、再軍備反対をスローガンとした社会党はその議席を三倍に増加した。

これより先、七月末東京で開かれた総評大会は、国際自由労連への一括加入をめぐつて対立し、結局一六四対四二をもつて国際自由労連への加入は否決された。国際自由労連に対する批判的態度は多くの組合に拡がり、合化労連も加盟否決、すでに加盟している日教組、私鉄でも脱退がはげしく論議され、日教組は国際自由労連批判決議文の送付を決議した。労闘ストを通じておこなわれた左派の進出傾向は、国鉄大会における中央委員選出にもあらわれた。

春季闘争において法規闘争と結合し、あるいはそれと並行して各組合によつておこなわれた賃金闘争は、その後、夏期一時金闘争をへて、秋季労仂攻勢に発展した。

春から夏へかけての争議において注目されたのは、今までの銃剣の下に沈黙を守つていた軍管理工場の労仂者、駐留軍雇用労仂者が相ついでストライキ闘争を敢行したことであつた。三菱下丸子の争議は、軍管理工場におけるはじめてのストライキであり、五月末の二四時間ストから始つて一一次にわたるストを行つた。呉、追浜を初め、全駐労も同じ頃から闘争に立ち上つた。

秋季闘争の中枢となつたのは、炭労の六三日間に及ぶストライキと、電産の数次にわたる波状的な電源、停電ストであつた。この炭労・電産の大闘争は、私鉄、日通、合成化学、金属などの闘争を促進し、援助した。

炭労二七万の炭鉱労仂者の秋季闘争は、一〇月から一二月まで二か月余（要求提出から数えれば五か月）にわたつて一文の賃金もえずにストライキを決行したことだけでも、この闘争がいかに深刻であり、かれらの決意がいかに強固なものであつたかが知られるが、その参加延人員は実に一四〇〇万人、双方の損害二五〇億円、減炭量五七九万三〇〇〇トンに上り、戦後最大のストライキであつた。下部大衆の底知れぬエネルギーを発揮し、炭鉱主婦たちの驚嘆すべき協力活動を記録したことなどだけでなく、この闘争がもともと賃上げ要求と労仂強化反対から出発した経済闘争であるにもかかわらず、それが戦争政策に反対し、平和と独立と自由のための闘争であることをはつきり意識して闘われたことを忘れてはならない。またとくに、常盤地方が分裂主義者の暗躍でストを中止させられたあとただ一つ古河好間炭坑の労仂者二五〇〇名が、暴力団や分裂主義者の挑発をしりぞけ、各地の労仂者の支持を受けつつ最後まで闘いつづけたことは注目される。

一五波に及ぶ電産のストは、九月から開始した前後七回にわたる電源ストによつて秋季闘争の突破口を作り、つずいて一一月には二回にわたつて停電ストを敢行し、軍需工場（京都）やアメリカ軍キャンプ（大津）の電気をきつて闘争した。停電ストによつて送電を停止された大工場は関東を除き七〇〇工場、ストによる総停止電力量（停電ストをのぞく）三億六二六四万一〇七六KWHに上つた。この闘争は、その過程で国際的および国内的連帯を強化し、国際的反戦闘争の一環として闘われ（大会において、ストは平和と独立のたたかいであると決議された）、地域的共闘を具体化したばかりでなく、労仂者のみならず国民の統一行動を発展させ、その中における労仂者階級の指導権を確立する方向へ大きく前進させる原動力と

なつた。

以下、主として労仂省の「労仂争議統計速報」にもとずいて、五二年の労仂争議を統計上から観察分析し、ついでこの年の主要な争議の経過と意義を第二章において見て行くことにしよう。

（註）労仂争議統計資料について。

一、統計資料の編集と公表

一八九八年（明治三〇年）以来わが国では内務省警保局が調査を行つていたが公表されなかつた。一九二二年（大正一一年）内務省に社会局が新設されるに至つて同局がその編集にあたり、翌年から「労仂時報」に公表されるようになり、別に非公刊の「労仂運動年報」（一九四一年まで刊行、明治三〇年以来の数字を公表）にその詳細を掲載した。その後一九三八年（昭和一三年）一月新設の厚生省労仂局（のちに勤労局、労政局）の手に移り、ついで一九四七年（昭和二二年）九月労仂省の設置と共に労政局の所管となり、一九四八年九月以降は同省労仂統計調査部に移管されて今日に至つている。現在同部から「労仂争議統計速報」（月刊）、「労仂統計調査年報」（毎年）、「労仂白書」（毎年）等が出ている。なお同部の「統計からみたわが国の労仂争議」（一九五〇年一二月）は従来の数字を集めてあり、非常に有益である。

二、調　査　方　法

労仂関係調整法によれば、争議行為が発生したときは、その当事者はただちにその旨を労仂委員会又は都道府県知事（船員法の適用を受ける船員については海運局長）に届け出なければならない規定になつているが、争議発生以前の状況および発生後の経過、解決状況等を調査し、労仂省に報告書を提出する事務は主として各都道府県の労政課が担当し、その集計、報告書内容の規正又は争議発生当事者への照合は労仂統計調査部が担当している。都道府県等からの報告もれ追加報告は一九五〇年一月以降報告のあつた月ごとに元の数字を修正することになつた（従来は無修正）。なお争議統計は争議当事者たる使用者側と労仂者側の両方から調査しているが、両者の見解の相違があれば調査担当者の公平な判断によつて定めるべきだとされている。

三、調　査　単　位

独立の工場事業所を単位として調査する。したがつて共同争議や労仂組合連合団体の争議も各独立した工場事業所ごとに調査する。従来この調査単位は、企業単位、組合単位、事業所単位が混用されていたが、その後の改正（昭二五・四・二八、労仂省統発第六号）により、すべて事業所単位に統一した。しかし集計単位としては労仂組合連合体の争議、一企業系統の争議、共同争議等の場合はいずれも一件の争議として集計することは従前と変りなく、したがつて争議件数は必ずしも事業所単位に一致しない。ただ府県別分布の集計に際しては各都道府県の事業所ごとに集計する（「統計からみたわが国の労仂争議」による）。

第二節　争議件数および参加人員

一九五二年の労仂争議（この一年間に新規に発生した争議に、前年から繰越して継続中の争議を加えたもの）は、争議件数一二三三件、その参加人員総数約三六八万人であつて、前年度にくらべて、件数では五〇件ほどの増加であるが、参加人員では八六万以上の増加ぶりを示した。

ふり返つて、戦後八年の労仂争議の波を量的に概観してみれば、敗戦直後から急上昇して一九四八年それも前半期に未曾有の昂揚期をもち、その後の二年間は、とくに参加人員において減少傾向にあつ

第227表　労仂争議件数及び参加人員

年度	総争議		争議行爲を伴つたもの		争議行爲を伴わないもの	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
1947年	1,035	4,415,390	683	295,321	352	4,120,069
1948年	1,517	6,714,843	913	2,605,483	604	4,109,360
1949年	1,414	3,307,407	651	1,239,546	770	2,067,861
1950年	1,487	2,348,397	763	1,026,841	783	1,321,556
1951年	1,186	2,818,688	670	1,386,434	548	1,432,254
1952年	1,233	3,683,135	738	2,012,191	559	1,670,944

たものが、一九五一年から再び活潑に上昇をはじめ、一九五二年にはさらにその傾向が急ピッチで進んだといいうる。すなわち、争議件数からみると、四八年における一五一七件の頂点から、その後相当の下降を示し、五二年に若干、前年を上廻つたが、四八―五〇年の三年間にくらべると、まだはるかに及ばない。しかし、労仂運動の波を一層よくあらわすと考えられる参加人員の数からいうと、四八年のピーク六七一万人から、翌四九年には三三〇万人へと一挙に半減し、五〇年にさらに一〇〇万人ほどの減少をみたものが、五一年以後それが逆転しはじめ五二年にはさらに急増して四九年の数字をも、かなり上廻るに至つている。（第227表）。

五二年における参加人員の増加ぶりは、実力行使（争議行爲を伴つた争議）において一層顯著であり、中でも同盟罷業についてそれは甚だしい。このような傾向は新規発生争議のみの統計ではなおさらはつきり現われている。第228表にみられるように、五二年の同盟罷業の参加人員数は両期とも、四八年の前半期にはまだ及ばないが、四九年以降の各期と格段の差を

第228表　半期別発生労仂争議参加人員

半期別	総争議	同盟罷業
1949年 前半期	1,197,704	308,969
〃 後半期	492,832	282,043
1950年 前半期	991,730	453,596
〃 後半期	494,777	118,338
1951年 前半期	735,501	368,367
〃 後半期	1,266,921	459,069
1952年 前半期	1,442,997	777,746
〃 後半期	1,194,208	814,291

第229表　労仂損失日数の推移

年月	直接損失日数	間接損失日数
1946年	6,266,255	—
1947年	5,035,783	—
1948年	6,995,332	—
1949年	4,320,688	—
1950年	5,486,129	—
1951年	6,014,512	—
1952年 1月	34,293	200
2月	72,224	56
3月	103,146	1,292
4月	682,299	1,954
5月	352,590	3,148
6月	594,575	8,821
7月	671,368	5,465
8月	268,931	3,110
9月	128,898	1,366
10月	3,163,080	640
11月	5,596,486	251
12月	3,407,379	555,921
計	15,075,269	582,224

第230表　月別発生労働争議（1952年）

月別	総数		同盟罷業		工場閉鎖		業務管理		小計		同盟怠業		争議行為を伴わないもの	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
1月	50	9,205	14	4,833	1	15	—	—	19	5,074	4	226	33	4,131
2月	60	140,344	20	18,378	1	17	—	—	26	21,003	6	2,620	35	119,341
3月	77	76,012	21	13,766	1	26	—	—	30	52,909	9	39,143	47	23,103
4月	113	423,940	52	373,436	4	448	—	—	406	550	49	71,735	31	17,390
5月	85	496,559	39	49,955	1	31	—	—	46	51,748	12	11,784	40	444,811
6月	115	296,937	58	198,241	2	244	—	—	79	206,561	27	35,637	41	90,376
7月	129	265,303	70	200,143	2	2,790	—	—	81	217,477	25	24,203	53	47,826
8月	83	56,569	46	38,296	4	1,657	—	—	53	40,103	7	17,371	33	16,466
9月	83	156,804	40	26,908	2	125	—	—	49	30,735	10	4,189	33	126,069
10月	92	328,424	33	276,631	1	200	—	—	38	282,035	10	10,141	35	30,735
11月	112	201,933	58	99,988	—	—	1	433	71	110,155	20	19,682	45	91,583
12月	196	185,175	77	75,720	1	8,038	1	33	103	91,583	33	23,736	102	93,592
計	1,195	2,813,666	570	1,569,205	25	8,038	2	476	716	1,724,175	235	489,630	533	1,089,491

認めることができる。

しかし五二年の争議の激烈さを最もよく表現しているのは、労働損失日数である。第229表が端的に示しているように、この年の争議による損失労働日数総計は実に一五〇〇万日という驚異的な数字に達しており、前年の二倍半、戦後最大の年であつた四八年の二倍以上の損失日数を記録した。

（註）労働損失日数とは、作業停止労働争議（同盟罷業および工場閉鎖）が行われた期間に、実際に作業の損失となつた延日数の合計である。それには直接損失日数と間接損失日数とがあり、前者は争議参加人員中、直接に同盟罷業または工場閉鎖に参加した労働者による損失労働日数であり、後者は一部の労働者が作業停止争議を行つているために、その事業所の他の労働者が作業を停止せざるをえなかつた場合、および作業停止争議後その復元のための労働損失日数である。それで間接的損失といつても、他の作業所の波及や停電ストによる一般工場の作業停止などは含まれていない。

直接損失日数は従前から労働省によつて公表されていたが、間接損失日数の方は五一年四月分から公表されるに至つたもので、それ以前の数字はえられない。

労働省による損失日数の計算方法は、直接、間接をとわず短期間の作業停止争議の場合は作業停止を行つた労働者の延人員をとり、長期の場合は作業停止人員に可能労働日数を乗じる。従来は七日以上継続のとき一律に七日につき一日を差引いて日数を計算したが、五〇年度から可能労働日数をもつて計算する。可能労働日数とは、暦日の日数から、その事業所で実際に休日と定めた日を差引いた日数である。ただし四時間未満の罷業は含まれず、一日のうち四時間以上の罷業はすべて一日として計算する。

次に五一年における争議件数、参加人員、および争議による労働損失日数の年間の月別推移をみよう（第230・231・表）。

まず新規発生労働争議件数では、一月の五〇件から四月の一一三件へと増加をつづけ、六、七月にはつづいて一〇〇件をかなり越えており、八―一〇月に多少減少したのち、年末には再び一〇〇件を

第231表　月別発生および繰越労働争議（1952年）

月別	総数		同盟罷業		工場閉鎖		同盟怠業		業務管理		小計		争議行為を伴わないもの	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
1月	87	875,716	15	5,730	4	212	4	226	—	—	23	6,168	67	869,548
2月	107	841,442	25	21,963	2	390	7	2,647	—	—	32	24,615	78	816,827
3月	130	444,041	29	18,528	2	399	12	42,459	—	—	41	61,360	93	382,681
4月	172	843,869	64	491,000	4	448	58	210,182	—	—	99	645,949	80	197,920
5月	142	857,912	54	106,875	5	479	18	71,257	—	—	69	165,700	79	692,212
6月	199	170,275	92	308,187	5	658	51	347,536	—	—	123	562,885	87	708,468
7月	199	1,000,852	86	212,004	7	2,926	32	28,866	—	—	108	232,088	99	768,764
8月	155	634,097	62	65,107	6	1,720	12	19,535	—	—	75	69,063	86	765,034
9月	148	487,560	56	32,757	4	191	12	61,307	—	—	61	91,650	90	395,910
10月	159	744,692	49	288,627	3	811	16	83,625	—	—	56	360,394	107	384,298
11月	185	872,818	71	395,391	1	200	25	101,172	1	433	87	426,770	108	444,048
12月	289	1,085,148	105	431,882	1	1,533	47	73,958	1	33	134	454,179	173	630,969
計	1,233	3,683,135	589	1,790,341	29	8,668	241	616,717	2	476	738	2,012,191	559	1,670,944

越して一二月には二〇〇件に近ずいている。

おなじく新規発生争議の参加人数からいうと、一万人以下の月は一月だけで、三月と八月が五ないし七万人、二月、九月、一二月が一〇万台、六月、一一月が二〇万台、一〇月が三〇万台、四月と五月が最高で四〇万台である。山はやはり春期、それについで秋であつた。新規発生争議に繰越争議を加えた総参加人員では、七月と一二月が一〇〇万人を越している。

争議による損失労働日延日数では、一か月一〇万日以下の月は年初の二か月のみで、三〇〇万日以上に上る月が三つ数えられる。とくに一一月の五六〇万日は空前のレコードであつて、従来最大の数字であつた五〇年三月（炭労ストの月）の三八三万日をはるか大幅にひき離してしまつた。

争議発生の季節的変動の型からいえば、六―八月の夏にピークをもつた一九三〇年以前の争議、四―五月にピークをもつた戦時中の争議、三―四月にピークをもつた一九四八―五〇年の争議などの型にたいして、前年と同じく春と秋の二つのピークをもつ点で終戦直後の争議の型に近いといいうる。

第三節　争議の形態

労働省の発表する争議統計では、争議は左のように分類されている。

- 争議行為を伴うもの
  - 同盟罷業
  - 工場閉鎖
  - 作業停止争議
  - 同盟怠業
  - 業務管理
- 争議行為を伴わないもの
  - 労働委員会の関与したもの
  - 労政職員の関与したもの
  - その他の関与したもの

（註）労働省の「労働争議統計調査必携」（一九五〇年五月）によれば、争議行為の形態は、その戦術により種々の形態が予想されるが、これを四種類に限定するとして、次のように規定している。

「同盟怠業」とは労働者の団体が自己の主張貫徹のために作業を継続しつつも作業を量的、質的に低下させるものをいう。ただし作業停止継続時間四時間未満のものは除かれる。

「同盟罷業」とは自己の主張貫徹のために労働者の団体による一時的作業停止をいう。ただし四時間未満のものは除かれる。

「工場閉鎖」とは労働者の争議に対する対抗手段として自己の主張を貫徹するために使用者が生産活動の停止を宣言し作業を停止するものをいう。休廃業を意味する閉鎖は含まない。

「業務管理」（生産管理・事務管理）とは争議手段として使用者の意思を排斥して労働者によつて事業所が占拠され専ら労働者の方針によつて生産や業務が遂行されるものをいう。使用者の承認の下に労働者による事業の運営が行われるものを含まない。

争議行為を伴わない争議については、その解決のために労働委員会、労政職員、市長・政党員等第三者が斡旋・調停・仲裁等をした争議のみが調査される。したがつて第三者が関与しない

第232表　総争議中，争議行為を伴うもの

年別	争議行為を伴うもの		争議行為を伴わないもの	
	件数	参加人員	件数	参加人員
	%	%	%	%
1947年	66.6	6 7	34.0	93.3
1948〃	60.2	38.8	39.8	61.2
1949〃	46.0	37.5	54.5	62.5
1950〃	51.3	43.7	52.7	56.3
1951〃	56.5	49.2	49 2	50.8
1952〃	59.9	43.4	45.3	56.6

第233表　労仂損失日数の争議形態別内訳（発生および繰越）

	総計				同盟罷業				工場閉鎖			
	件数	参加人員	直接損失日数	間接損失日数	件数	参加人員	直接損失日数	間接損失日数	件数	参加人員	直接損失日数	間接損失日数
1949年1月	19	5,942	34,293	200	16	5,730	32,112	56	4	212	2,181	144
2	26	21,980	72,224	56	25	21,963	67,714	56	2	390	4,510	—
3	30	18,927	103,146	1,292	29	18,528	101,793	1,016	2	399	1,353	276
4	67	491,813	682,299	1,954	65	491,000	677,457	1,800	4	448	4,842	154
5	58	107,326	352,590	3,148	54	106,875	348,125	2,714	5	479	4,465	434
6	96	308,821	594,575	8,821	93	308,237	587,255	8,257	5	658	7,320	564
7	92	21,305	671,368	5,465	88	213,370	663,717	4,121	7	2,926	7,651	1,344
8	65	65,383	268,931	3,110	62	65,107	266,481	2,417	6	1,720	2,450	693
9	53	32,838	128 838	1,366	50	32,757	126,765	1,351	4	191	2,133	15
10	50	288,680	3,163,080	640	49	288,627	3,154,015	640	3	811	9,065	—
11	70	394 013	5 596,486	257	70	393,813	5,590,486	251	1	200	6,000	—
12	106	432,410	3 407,379	555,921	105	432,210	3,396,114	555,421	2	1,733	11,265	—
総計	590	1,623,610	15,075,269	582,224	576	1,622,549	15,012,034	578,600	29	8,608	63,235	3,624

場合は統計面には現われて来ない。

なおＩＬＯの第三回国際労仂統計家会議で採択された決議（１九二六年）は、「一時的作業停止」のみを統計の対象とし、できる限りそれを同盟罷業と工場閉鎖とに区別することが望ましいと述べているが、アメリカの現行調査では、争議対象は右のＩＬＯ決議と同様、作業停止争議のみに限定され、それを同盟罷業と工場閉鎖に区分していない。しかも作業停止期間が一日以上または一交替以上継続し参加人員六人以上の場合でなければ対象にならない。

わが国でも一九五〇年一月以降はとくに作業停止争議に重点がおかれ、国際的比較を可能にするようＩＬＯ決議に一致した方法を採用することになつた。ただし作業停止四時間未満の罷業は怠業に含めていること前述の通りである。

なお一つの争議が集計期間中に二種以上の争議形態を次々にとつたり、同時に異種の形態が行われたりする場合、従来は最後の形態によつて分類していた。しかし一九五〇年の統計からは数種の形態をとつた争議は各形態ごとにそれぞれの参加人員を用いて

各一件の争議として取扱い、争議行為を伴つたものの小計欄には一括して一件の争議として計上し、参加人員は各形態の中の最大の参加人員をもつて一回だけ集計することになつた。ただし同じ形態が二回以上行われたときは一回だけ計上する。第三者が関与した争議で争議行為を伴つた時は、争議行為を伴つた参加人員と、総参加人員から行為を伴つた参加人員を差引いた残りとを各一件として集計し、総計欄には一括して一件として総参加人員を計上する。ゆえに各形態ごとの件数と参加人員の合計は、争議行為を伴つたものの件数と参加人員の総計と一致しない場合が生ずる。

年間総争議の件数および参加人員のうちで争議行為を伴つた争議（実力行使）と、争議行為を伴わないが第三者の関与した争議との割合をみると第232表のごとくである。総争議のうちで争議行為を伴うものの割合は、件数においてひきつづき増大をつづけており、六割近くを占めるに至つている。参加人員においては、絶対数は相当増大しているが、相対的には割合は低下している。

争議行為を伴つたもののうち、各形態の争議の占める地位をみると、同盟罷業（ストライキ）の地位が圧倒的に大きい（第230・231表参照）。労働損失日数からみても、ほとんど一〇〇％近くを占め、労働者側の攻撃にたいする資本家側の対抗手段たる工場閉鎖（ロック・アウト）の地位は極めて低い（第233表）。前年に皆無であつた業務管理（生産管理）はこの年二件を数えた。同盟怠業（サボタージ）は、件数でも参加人員数でも、同盟罷業のほぼ三分の一を占めており、三月、六月、九月、一二月には参加人員において罷業よりも多かつた。

第四節　争議の規模

第234表　争議一件当り平均参加人員

年別	総数	争議行為を伴うもの	作業停止争議
1947年	4,266	432	472
1948年	4,426	2,854	3,097
1949年	2,339	1,904	2,025
1950年	1,579	1,346	1,307
1951年	2,377	2,069	2,018
1952年	2,987	2,726	2,911

第235表　発生争議一件当り平均参加人員の月別推移

月別	総数	同盟罷業	工場閉鎖	同盟怠業
1	184	345	15	57
2	2,339	916	17	437
3	987	656	26	4,125
4	3,752	7,181	224	1,464
5	584	12,81	31	981
6	2,582	3,418	122	1,320
7	2,057	2,859	1,359	968
8	682	833	414	2,482
9	1,889	673	63	419
10	3,570	8,383	200	1,014
11	1,803	1,726	—	984
12	946	983	1,533	719
計	2,355	2,753	322	2,083

争議の規模は近年になく大規模化した。この年一年間の争議の総参加人員数を総件数で割り、一件当りの平均参加人員を算出してみると第234表のごとくで、一件平均約三〇〇〇人に上り、五〇年の二倍に当つている。

争議形態別に一件当りの平均参加人員数を月別にみると第235表のごとくである。同盟罷業についてみれば、二・一ストや三月闘争前後の平均

一万人をこえた時期にはまだ及ばないが、四月には平均七〇〇〇人一〇月には八〇〇〇人をこえている。

次に争議を規模別に分類してその推移をみよう。参加人員数の大きさによつて新規発生争議を六段階に分類して前年と比較してみると第236表の通りである。参加人員五〇人未満の小規模争議は、累年ひきつづき割合は低下しているが、まだ全体の四分の一を占め、一〇〇人未満では四割強である。一番多いのは一〇〇人以上、五〇〇人未満の争議で、これが全体の三分の一を占めている。歴年の傾向からみても、この規模の争議が大体わが国の規準になりつつあるといえるであろう。一〇〇〇人以上の大規模争議は、比率はあまり変らないが、相当ふえている。参加人員からいうと、一〇〇〇人以上の大規模争議が総人員の九八%を占め、一〇〇人未満の争議は件数では四割強であるが、参加人員では一%にも満たない。

規模別にみた争議の月別推移は、第237・238表の通りであつて、一〇〇〇人以上の大規模争議の発生が一〇件以下の月はなく、一〇件および二〇件以上の月がそれぞれ三、三〇件以上が二、四〇件以上の月が一ある。一二月の一か月間に一〇〇〇人以上の参加人員を擁する大規模争議が五〇件以上発生したことは注目に値する。

第236表　規模別発生労仂争議件数

規模	件数		比率	
	1951年	1952年	1951年	1952年
合計	1,199	2,017	100	100
1～49人	359	511	30	25
50～99人	179	313	15	16
100～499人	376	647	31	23
500～999人	106	190	9	9
1,000～4,999人	122	207	10	10
5,000人以上	57	149	5	7

第237表　規模別各月発生労仂争議——総括——（1952年）

月別	計		1～49人		50～99人		100～499人		500～999人		1,000～4,999人		5,000人以上	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
1月	87	875,716	28	587	14	1,034	33	7,003	1	947	6	11,593	5	854,552
2月	106	841,358	35	720	14	868	37	6,925	6	4,689	8	21,212	6	806,944
3月	130	445,054	39	861	19	1,379	47	10,255	11	6,848	8	17,551	6	468,160
4月	180	848,450	37	926	27	1,920	67	15,990	16	11,438	17	42,881	16	755,295
5月	155	826,045	34	844	29	2,258	56	13,226	10	7,050	16	37,760	10	764,907
6月	204	1,273,906	43	1,040	31	2,230	58	13,721	26	17,113	24	49,605	22	1,190,197
7月	207	1,006,631	58	1,278	34	2,498	49	10,735	26	18,053	30	62,282	10	911,785

8 月	161	837, 832	45	1, 078	33	2, 281	41	9, 960	16	11, 584	16	34, 766	10	778, 163
9 月	148	493, 126	44	1, 100	26	1, 890	36	7, 815	17	11, 721	14	30, 406	11	440, 194
10 月	160	749, 924	43	1, 178	17	1, 296	50	10, 247	20	14, 649	17	32, 650	13	689, 904
11 月	191	877, 570	46	1, 173	27	1, 978	63	13, 679	15	10, 766	22	45, 371	18	804, 603
12 月	288	1, 087, 626	59	1, 373	42	2, 992	110	25, 990	26	17, 282	29	72, 135	22	967, 854
計	2, 017	10, 163, 238	511	12, 158	313	22, 624	647	145, 546	190	132, 140	207	458, 212	149	9, 392, 558

第 238 表　規模別各月発生労仂争議——同盟罷業・同盟怠業・工場閉鎖・業務管理——（1952年）

月別	計		1～49人		50～99人		100～499人		500～999人		1,000～4,999人		5,000人以上	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
1 月	23	6, 168	9	218	5	393	7	1, 660	1	897	1	3, 000	—	—
2 月	31	24, 588	11	172	2	114	10	1, 811	2	1, 774	5	14, 001	1	6, 716
3 月	33	57, 140	8	226	5	357	10	2, 899	5	3, 091	3	6, 831	2	43, 736
4 月	106	651, 386	12	350	14	984	39	9, 911	12	8. 311	16	40, 973	13	590, 857
5 月	72	178, 672	13	354	14	1, 104	22	5, 622	6	4, 416	11	27, 724	6	139, 452
6 月	124	562, 885	16	379	13	951	40	10, 023	18	11, 943	19	38, 330	18	501, 259
7 月	113	234, 002	31	629	12	837	27	7, 038	15	10, 824	25	53, 203	3	161, 471
8 月	76	69, 141	23	526	15	978	22	6, 594	6	4, 504	8	17, 036	2	39, 503
9 月	60	91, 597	19	539	11	746	14	3, 907	8	4, 837	5	6, 566	3	75, 002
10 月	55	360, 341	14	428	4	261	16	3, 502	9	6, 122	7	11, 544	5	338, 484
11 月	85	425, 205	21	568	13	913	27	6, 033	7	4, 543	9	16, 589	8	396, 559
21 月	131	452, 205	29	683	13	841	50	12, 517	13	8, 517	14	42, 850	12	387, 404
計	909	3, 113, 937	206	5, 072	121	8, 479	284	71, 517	102	69, 779	123	278, 647	73	2, 680, 443

第239表　産業別作業停止労仂争議

	1951年			1952年		
	件数	参加人員	損失日数	件数	参加人員	損失日数
			%			%
全産業	576	1,162,585	6,014,512(100)	588	1,548,414	14,991,548(100)
農業及び林業	2	134	619(—)	—	—	—(—)
漁業	1	650	1,950(—)	4	692	4,438(—)
鉱業	98	581,858	4,230,208(70)	106	774,846	12,137,987(81)
石炭鉱業	67	527,312	3,908,311(65)	80	716,104	11,820,174(79)
金属鉱業	16	45,363	306,744(5)	14	55,619	302,591(2)
その他	15	9 183	15,153(—)	12	3,123	15,222(—)
建設業	6	559	4,904(—)	7	616	2,322(—)
製造業	385	443,406	1,400,499(23)	393	474,681	1,621,533(11)
紡織	28	187,584	685,245(11)	24	44,930	81,897(1)
化学工業	53	51,948	140,581(2)	42	49,206	310,994(2)
紙及び紙製品	3	134	2,154(—)	13	9,472	50,990(—)
石油石炭製品	3	541	1,920(—)	—	—	—(—)
ゴム製品	8	3,346	13,906(—)	5	3,048	10,103(—)
印刷出版	15	2,850	7,945(—)	14	1,434	5,366(—)
第一次金属	16	24,403	37,413(1)	24	62,078	137,560(1)
金属製品	18	5,732	16,847(—)	20	4,195	26,546(—)
機械製造	80	26,372	139,233(2)	84	31,326	99,568(1)
電気機械器具	28	45,503	61,081(1)	38	92,745	234,898(2)
輸送用設備	68	85,798	243,874(4)	60	164,063	624,166(4)
その他	65	9,195	50,300(1)	69	12,184	33,445(—)
卸売及び小売	12	3,309	7,514(—)	5	311	374(—)
金融保険及び不動産	1	260	520(—)	2	573	573(—)
運輸通信，その他公益事業	54	119,976	345,746(6)	40	253,221	1,034,358(7)
陸運	38	65,149	87,833(2)	23	181,456	406,012(3)
水運	7	9,199	59,201(1)	12	12,143	167,472(1)
運輸に附帯するサービス	3	4,583	7,067(—)	2	4,763	8,229(—)
通信	—	—	—(—)	—	—	—(—)
熱，光及び動力供給業	3	39,889	189,696(3)	2	54,849	452,628(3)
その他	3	1,156	1,949(—)	1	10	17(—)
サービス業	15	8,687	11,406(—)	28	32,335	178,824(1)
映画業	1	33	425(—)	1	85	225(—)
興業娯楽	—	—	—(—)	—	—	—(—)
教育	—	—	—(—)	1	12	96(—)
その他	14	8,654	10,981(—)	26	32,238	178,473(—)
公務	2	3,746	1,1146(—)	3	11,139	11,139(—)
分類不能	—	—	—(—)	—	—	—(—)

第五節　争議の産業別分布

次に五二年の労仂争議がどの産業部門に多く起つたかをみよう。

まず作業停止争議についてみると（第239表）、争議件数の多い部門は、第一位が例年と同じく金属機械器具工業（二二六件）、次が石炭鉱業（八〇件）、第三位が化学工業（四二件）、第四位が紡績工業（二四件）、第五位が陸運業（二三件）であり、参加人員および労仂損失日数の最も多い部門は、石炭鉱業（七二万人、一一八二万日）で、他を断然引きはなし、損失日数では総数の七九％を占めている。それにつづく部門は、参加人員では、第二位が金属機器工業（三五万人）、第三位が陸運業（一八万人）であり、損失日数では、第二位が金属機器工業（一一二万日）、第三位が電気その他動力供給業（四五万日）、つづいて陸運業（四〇万日）である。

前年と比較すると、顕著に増加しているのは石炭鉱業、陸運業、水運業などであり、損失日数だけをみると、石炭鉱業は約三倍、陸運業が四倍半、水運業が二倍半になつている。これに反して、前年よりはつきり減少した部門は、紡織工業で、参加人員は四分の一以下に、損失日数では八分の一以下に下つている。

労仂者一〇〇〇人当りの労仂損失日数を算出すると、全産業では前年の四三九日から一〇五五日へ、鉱業は同じく八四六〇日から二万〇二三〇日へ、それぞれ顕著に増加している。製造業は三三二日（前年は二九二日）、運輸通信その他公益事業は五七一日（前年は一九八日）、建設業は二日（前年は五日）である。

争議による損失の強度率は、全産業が三・五％（前年一・三％）、鉱業は六七・四％（前年二八・二％）、製造業は一・一％（前年一・〇％）、運輸通信その他公益事業は一・九％（前年〇・七％）にあたる。

（註）この強度率とは、

$$\frac{\text{労仂損失日数}}{\text{労仂者数}\times\text{実労仂日数}}\times 1,000$$

によつて算出したものである。この場合の労仂者数は労仂力調査の雇用者人口を用い、労仂日数は一人平均三〇〇日として計算されている。

争議行為を伴つた各月発生労仂争議について、これを産業別に年間月別推移をみると（第241表）、四月、七月、一〇月のごとく参加人員の多い月は、いずれも炭鉱労仂者の大量争議参加のためであることがわかる。紡織労仂者の争議参加はほとんど六月に集中している。年間ほぼ平均した歩調を示したのは前年と同じく機器労仂者、とくに電機、造船、自動車労仂者である。

争議行為を伴わないものをも含めた新規発生争議総計の産業別分布は第240表のごとくである。産業大分類では、鉱業が一三九件、約八〇万人、製造業が八〇三件、八三万人、運輸通信その他公益事業が一二九件、九七万人である。中分類では、石炭鉱業の九四件、七二万人（とくに四、七、一〇月）、陸運業の七〇件、七〇万人（とくに二、五月）、機器三工業の二八九件、三九万人、化学工業の一〇〇件、一六万人、水運業の三六件、一四万人が主要なものである。

第六節　争議の地域的分布

争議をその発生地の都道府県別に集計したものが第242表である。

この統計表によると、件数においては、第一位は東京都（三九一件）、第二位は福岡県（二九五件）、第三位は大阪府（二七八件）、第四位は神奈川県（二六五件）、第五位は北海道（二〇二件）で

第 240 表　産業別各月発生労仂争議——総括表——（1952年）

産業別	件数／参加人員	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
全産業	件数	50	60	77	113	85	115	129	83	83	92	112	196	11,950
	参加人員	9,205	140,344	76,012	423,940	496,559	296,937	265,303	56,569	156,804	328,424	201,933	185,175	2,813,666
農業及び林業	件数	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	9
	参加人員	—	—	—	—	—	—	51	—	—	—	—	—	51
漁業	件数	2	1	—	—	1	—	2	—	1	—	—	3	10
	参加人員	420	24	—	—	169	—	185	—	42	—	—	955	1,795
鉱業	件数	5	8	13	12	9	5	27	19	6	6	11	18	139
	参加人員	1,074	12,908	11,950	274,785	2,234	1,689	173,501	10,019	19,032	234,620	44,649	7,453	801,475
石炭鉱業	件数	2	6	10	7	6	3	22	15	5	4	7	7	94
	参加人員	566	12,874	3,367	238,379	1,384	1,170	172,544	8,795	18,953	234,495	29,657	896	723,171
金属鉱業	件数	2	—	1	2	1	—	3	1	—	1	4	8	23
	参加人員	108	—	8,533	36,326	365	—	857	57	—	20	14,992	1,545	70,281
その他	件数	1	2	2	3	2	2	2	3	1	1	—	3	22
	参加人員	400	34	50	80	485	519	100	1,167	79	105	—	5,012	8,086
建設業	件数	2	2	1	3	1	—	3	1	1	2	2	2	20
	参加人員	603	241	109	575	194	—	108	31	1,700	139	92	2,903	5,885
製造業	件数	33	35	48	76	63	86	79	50	57	63	83	130	803
	参加人員	6,785	10,847	48,953	126,567	91,177	146,273	64,591	42,750	10,984	69,948	62,940	132,495	830,635
紡織	件数	3	1	4	5	6	5	4	4	5	2	14	15	68
	参加人員	67	40	890	14,063	1,630	39,463	790	3,826	883	1,811	32,411	3,622	99,912
化学工業	件数	3	4	6	16	6	12	12	4	5	9	9	14	100
	参加人員	254	3,701	5,657	16,559	9,819	8,776	28,988	6,090	749	15,653	3,192	58,654	160,990
紙及び類似品	件数	2	3	3	—	1	4	2	2	2	2	3	5	29
	参加人員	3,857	122	742	—	386	892	984	987	96	95	405	4,738	13,304
石油石炭製品	件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ゴム製品	件数	1	—	—	1	1	1	2	3	1	—	1	1	12
	参加人員	336	—	—	420	32	74	255	855	745	—	1,405	325	4,877

印刷出版	件数	3	2	—	3	2	1	4	5	1	4	2	5	32
	参加人員	293	28	—	3,627	330	297	243	330	7	5,740	478	520	118,896
第一次金属	件数	1	4	1	5	3	6	4	1	5	2	8	6	46
	参加人員	26	2,651	86	7,164	214	46,439	1,828	2,133	1,823	1,994	1,839	1,693	69,487
金属製品	件数	2	—	1	6	3	7	2	2	2	2	3	9	39
	参加人員	211	—	26	3,443	73	2,713	1,472	462	38	258	279	780	9,755
機械製造	件数	3	11	9	19	13	9	18	4	13	10	19	24	154
	参加人員	505	1,583	38,130	25,131	1,729	708	4,354	1,582	2,289	1,839	3,659	13,043	104,946
電気機器	件数	1	—	3	3	3	13	3	1	3	10	5	7	51
	参加人員	182	—	1,780	3,988	3,534	20,039	2,213	21,982	1,968	37,125	1,015	6,259	100,414
輸送用設備	件数	1	4	1	6	10	8	15	5	7	5	8	15	84
	参加人員	195	1,575	67	50 116	31,420	20,168	22,565	2,035	1,371	2,451	17,748	36,706	186,504
その他	件数	11	6	14	12	15	20	13	19	13	17	10	29	199
	参加人員	858	1,127	1,039	2,056	42,110	6,704	899	2,468	1,015	2,982	506	6,155	68,552
卸売及び小売	件数	1	—	3	1	1	3	1	1	1	1	2	3	18
	参加人員	29	—	35	4,234	252	6,568	11	1,050	37	1,348	76	237	13,877
金融保険，不動産	件数	—	—	—	2	1	2	—	—	2	1	—	1	9
	参加人員	—	—	—	2,341	698	616	—	—	973	2,658	—	150	7,436
運輸通信，その他公益事業	件数	5	9	9	17	8	11	12	5	7	15	8	23	129
	参加人員	229	115,338	13,923	14,019	401,823	55,287	25,670	1,078	105,735	4,932	87,070	19,405	973,251
陸運	件数	1	6	7	12	6	7	5	3	4	7	3	9	70
	参加人員	100	115,128	516	3,495	399,057	14,468	1,183	308	313	3,816	40,086	2,179	703,064
水運	件数	—	3	1	3	2	2	4	2	2	5	3	9	36
	参加人員	—	210	11,377	10,504	2,766	533	2,443	770	55	156	45,128	16,553	137,452
運輸に附帯するサービス	件数	2	—	—	1	—	1	—	—	—	2	—	3	9
	参加人員	111	—	—	8	—	24	—	—	—	952	—	565	1,660
通信	件数	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	2
	参加人員	—	—	—	—	—	—	—	—	105,367	—	1,850	—	107,217
熱，光及び動力供給業	件数	2	—	—	1	—	1	1	—	—	—	1	2	8
	参加人員	18	—	—	12	—	262	21,980	—	—	—	6	108	22,386
その他	件数	—	—	1	—	—	—	2	—	—	1	—	—	4
	参加人員	—	—	1,400	—	—	—	64	—	—	8	—	—	1,472

サービス業	件数	2	5	3	2	1	5	4	7	6	4	6	16	61
	参加人員	65	986	1,672	1,419	12	374	1,186	1,641	8,061	14,779	7,106	22,387	82,891
映画業	件数	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	2
	参加人員	—	—	—	—	—	—	—	—	16	—	—	—	101
興行娯楽	件数	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
	参加人員	—	—	—	19	—	—	—	—	—	—	—	—	19
教育	件数	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—	3
	参加人員	—	—	—	—	—	—	20	—	—	—	12	—	59
その他	件数	2	4	2	1	1	5	3	7	5	4	5	16	55
	参加人員	65	959	1,587	1,400	12	374	1,166	1,641	8,045	14,779	7,094	22,387	82,712
公務	件数	—	—	—	—	—	3	—	—	2	—	—	—	5
	参加人員	—	—	—	—	—	86,130	—	—	10,240	—	—	—	96,370
分類不能	件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第 241 表 産業別各月発生労仂争議——同盟罷業・同盟怠業・工場閉鎖・業務管理——（1952年）

産業別	件数 参加人員	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
全産業	件数	19	26	30	84	46	79	81	53	49	38	71	108	716
	参加人員	5,074	21,003	52,909	460,550	51,748	206,561	217,477	40,103	30,735	282,035	110,155	91,583	1,724,175
農業及び林業	件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	参加人員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	件数	2	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	4
	参加人員	420	—	—	—	—	—	—	—	42	—	—	230	692
鉱業	件数	3	6	10	10	6	4	23	14	6	5	10	15	115
	参加人員	929	12,870	11,581	274,740	1,693	1,602	172,617	7,943	19,032	234,225	44,184	6,645	797,483
石炭鉱業	件数	2	5	9	7	5	2	21	12	5	3	6	7	86
	参加人員	529	12,858	3,048	238,379	1,328	1,083	172,517	6,784	18,953	234,100	29,192	896	721,308
金属鉱業	件数	—	—	1	2	1	—	—	—	—	1	4	6	16
	参加人員	—	—	8,533	36,326	365	—	—	—	—	20	14,992	1,065	69,027

| | | |

| | | |

第242表　府県別各月発生労働争議（1952年）

府県別	件数／参加人員	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
全国	件数	87	106	130	180	155	204	207	161	148	160	191	288	2,017
	参加人員	895,716	841,358	445,054	848,450	826,045	1,273,912	1,006,631	837,832	493,126	749,924	877,570	1,087,926	10,183,244
北海道	件数	4	9	15	25	18	25	22	14	14	21	19	16	202
	参加人員	4,340	6,285	6,407	95,292	13,378	109,027	74,110	2,173	7,876	68,791	75,350	32,383	545,412
青森	件数	2	1	1	2	2	5	2	1	2	3	3	2	26
	参加人員	217	195	205	217	33	1,695	64	54	176	212	266	915	3,529
岩手	件数	1	1	4	5	7	11	3	—	1	3	3	5	44
	参加人員	400	166	194	1,816	2,478	14,469	678	—	696	574	9,499	1,164	25,134
宮城	件数	1	3	3	6	4	7	2	—	1	2	2	4	35
	参加人員	100	277	1,870	17,682	4,582	5,864	187	—	31	391	3,323	4,756	39,063
秋田	件数	1	2	4	10	11	12	5	6	4	3	4	5	67
	参加人員	372	381	2,889	4,298	8,388	6,398	1,790	1,085	267	67	3,973	3,413	33,321
山形	件数	—	1	1	5	5	9	3	3	1	4	3	4	39
	参加人員	—	67	319	2,816	2,372	2,552	1,304	1,385	1,374	1,828	1,787	1,305	17,109
福島	件数	1	2	2	7	9	10	3	3	3	3	11	8	62
	参加人員	151	3,757	296	19,273	5,384	7,822	223	266	898	13,068	17,645	3,562	72,435
茨城	件数	—	3	8	26	2	6	—	5	1	38	35	19	143
	参加人員	—	703	9,160	20,186	4,072	801	—	9,800	30	17,395	7,603	2,979	73,729
栃木	件数	1	1	2	6	9	13	4	3	3	5	4	6	57
	参加人員	136	136	654	4,760	4,945	7,973	1,916	944	1,091	1,856	2,040	1,211	28,662
群馬	件数	2	2	4	7	5	12	11	6	6	4	6	11	76
	参加人員	53	63	135	3,776	572	9,745	1,653	1,295	1,832	537	2,471	3,385	25,517
埼玉	件数	1	1	3	12	6	18	3	—	1	4	5	9	53
	参加人員	11	7	94	7,570	2,431	9,217	344	—	44	3,910	3,918	2,786	30,332
千葉	件数	2	—	2	8	—	7	4	4	2	5	5	4	43
	参加人員	135	—	411	3,386	—	4,112	953	952	533	2,578	2,455	1,389	16,904
東京	件数	10	8	10	72	29	41	26	41	27	39	45	43	391
	参加人員	860,322	804,782	386,135	271,318	659,829	666,206	692,448	703,193	357,854	381,130	365,722	500,851	6,649,790

| | | |

和歌山	件数	—	—	2	8	2	10	3	3	1	8	3	9	49
	参加人員	—	—	75	2,829	1,935	2,953	113	113	1,624	1,770	1,110	1,385	13,907
鳥取	件数	1	2	3	5	3	3	—	—	1	1	1	1	21
	参加人員	318	340	350	1,297	972	1,142	—	—	865	865	865	15	6,164
島根	件数	2	2	3	4	3	5	2	3	2	3	3	2	34
	参加人員	224	224	824	2,396	1,771	2,130	224	804	224	228	1,771	224	11,044
岡山	件数	3	2	1	6	2	7	2	1	5	3	5	5	42
	参加人員	1,276	1,202	947	928	2,071	1,590	925	31	2,487	2,448	3,529	1,382	18,816
広島	件数	1	—	4	7	8	18	8	8	13	10	11	16	104
	参加人員	160	—	139	8,670	4,731	25,058	4,400	1,793	11,755	12,048	9,910	21,233	99,897
山口	件数	2	4	5	15	5	11	24	7	4	7	7	11	102
	参加人員	495	5,336	5,740	25,579	7,233	9,857	21,634	8,188	7,217	20,521	21,483	20,925	154,208
徳島	件数	6	4	3	4	1	7	3	2	4	4	3	5	46
	参加人員	275	213	180	545	1,178	1,153	165	293	418	1,225	1,032	936	7,613
香川	件数	—	2	—	2	2	6	3	2	4	1	4	3	29
	参加人員	—	90	—	1,054	7,444	1,639	42	33	246	110	7,925	367	18,950
愛媛	件数	—	1	4	10	10	14	11	2	5	3	7	8	75
	参加人員	—	134	673	9,618	8,979	9,009	2,212	1,482	420	310	1,134	7,542	41,513
高知	件数	—	3	2	5	2	8	3	3	5	5	4	7	47
	参加人員	—	228	58	1,080	534	1,834	58	87	1,689	917	889	2,822	10,196
福岡	件数	1	4	2	133	16	52	17	6	5	17	21	21	295
	参加人員	26	7,589	164	120,279	5,128	94,752	73,385	3,296	19,638	98,139	113,962	106,378	642,736
佐賀	件数	1	1	3	25	9	13	10	5	14	30	35	22	168
	参加人員	4	224	379	13,917	1,593	3,587	4,837	5,133	3,893	14,552	17,825	14,613	80,557
長崎	件数	—	—	—	25	3	8	8	5	5	15	37	21	127
	参加人員	—	—	—	31,134	14,045	20,142	14,355	5,588	2,689	16,764	32,668	29,526	166,911
熊本	件数	3	2	1	7	6	10	2	2	4	4	4	7	52
	参加人員	268	139	24	5,339	2,767	7,560	251	1,986	3,950	7,630	6,436	6,784	43,134
大分	件数	—	1	2	3	4	8	3	2	3	1	3	2	32
	参加人員	—	29	496	326	3,831	4,804	89	51	1,904	539	891	87	13,047
宮崎	件数	—	—	—	3	2	6	1	—	1	1	—	2	16
	参加人員	—	—	—	897	831	1,963	27	—	1,063	1,063	—	52	5,896

| 鹿児島 | 件
参加人員 | 数 | | |

れに代つて賃金の切下げや人員整理に反対して行われる、いわば防衛的争議が次第に増加して行き、五〇年もこの傾向が継続した。しかるに五一年に入るとともに、争議の一般的活潑化に伴い積極的な要求（賃上げ）を掲げて闘う攻勢的な争議の傾向は五二年も変らない。しかもこのような積極的な争議の攻勢は、形式的には純経済的要求が主であつたにもかかわらず、現在における日本の従属的軍事経済が低賃金を重要な基盤にしていることを考えると、こんにち低賃金の打破そのものが極めて政治的な意義を色濃くもつていることを忘れてはならない。朝鮮戦争勃発以後、政治的要求を表面に出した争議が注目され出したが、五二年における破防法反対の労闘ストはその集中的な現われと見ることができよう。

敗戦以来の各年の争議を主要要求事項別に分類してその推移を見ると第243表のごとくである。五二年の統計において最も注目されるのは、六七件に上る法規闘争、とくに右に述べた破防法反対の争議である。次に注目されるのは、解雇休業手当又は退職金制度の確立および増額を要求する争議（一八六件）と、解雇反対又は解雇者の復職を要求する争議（一三九件）とが、前年にくらべて顕著にふえていることである。ここにも恐慌による合理化と企業整備の重大性が示されている。賃金の増額要求および臨時給与金要求の争議は、

第243表　主要要求事項別発生労働争議件数

要求事項	1947年		1948年		1949年		1950年		1951年		1952年	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
発生件数	984	(100)	1,419	(100)	1,306	(100)	1,399	(100)	1,146	(100)	1,209	(100)
労働協約の締結	188 (19)		205 (14)		143 (11)		115 (8)		79 (7)		75 (6)	
賃金の増額	487 (49)		615 (43)		250 (19)		246 (18)		566 (49)		496 (41)	
賃金支払	153 (16)		155 (11)		127 (10)		225 (16)		347 (30)		352 (29)	
賃金体系の確立及び増額	155 (16)		158 (11)		306 (26)		275 (27)		114 (10)		186 (15)	
賃金反対	1 ( )		9 (1)		49 (4)		69 (5)		6 (1)		15 (1)	
賃金支払	38 (4)		93 (7)		252 (19)		369 (26)		114 (10)		128 (11)	
解雇反対又は解雇者の復職	113 (11)		179 (13)		347 (27)		259 (19)		102 (9)		139 (11)	
操業短縮反対	47 (5)		53 (4)		67 (5)		31 (2)		19 (2)		18 (1)	
破防法制定反対	— (—)		— (—)		— (—)		— (—)		— (—)		67 (6)	
その他	607 (62)		510 (36)		285 (22)		148 (11)		90 (8)		118 (10)	

第244表　産業別主要要求事項別発生労働争議件数

	発生件数	賃金増額	臨時給与金	解雇休業手当退職金制度	賃金減額反対賃金定期支払	解雇反対	事業休廃止操短反対
		%	%	%	%	%	%
総数	1,209（100）	496（41）	352（29）	186（15）	143（12）	139（12）	18（2）
鉱業	139（100）	39（28）	46（33）	20（14）	23（17）	8（1）	—（—）
石炭鉱業	94（100）	25（27）	34（39）	11（12）	16（17）	5（5）	—（—）
製造業	812（100）	340（42）	249（31）	129（16）	101（12）	97（12）	17（2）
繊維工業	69（100）	28（41）	17（25）	13（19）	9（13）	9（13）	1（1）
化学工業	100（100）	39（39）	40（40）	20（20）	8（8）	8（8）	1（1）
紙及び類似品製造業	29（100）	4（14）	10（35）	5（17）	8（28）	5（17）	—（—）
ゴム製品製造業	13（100）	4（31）	2（15）	4（31）	3（23）	—（—）	—（—）
印刷・出版及び類似業	32（100）	14（44）	8（25）	3（9）	3（9）	7（22）	—（—）
第一次金属製造業	46（100）	14（30）	15（33）	8（17）	5（11）	8（17）	2（4）
金属製品製造業	41（100）	18（44）	13（32）	5（12）	6（15）	4（10）	—（—）
機械製造業	156（100）	66（42）	52（33）	18（12）	19（12）	23（15）	8（5）
電気機械器具製造業	54（100）	34（63）	11（20）	7（13）	3（6）	2（4）	—（—）
輸送用機械器具製造業	87（100）	47（54）	36（41）	7（8）	4（5）	5（6）	1（1）
運輸通信及びその他の公益事業	135（100）	65（48）	27（20）	20（15）	11（8）	16（12）	1（1）
陸運	71（100）	32（45）	15（21）	14（20）	5（7）	9（13）	1（1）
サービス業	60（100）	23（38）	16（27）	9（15）	4（7）	12（20）	—（—）

割合において前年よりわずか小さくなつているが、依然として最大の地位にあり、両者合わせて全体の七割を占めている。

要求別争議の月別推移を詳細に示すと第245表のごとくである。

第八節　争議の解決状況

争議の解決状況を、争議の継続期間、解決結果、解決方法からみ

月　発　生　労　仂　争　議

5	6	7	8	9	10	11	12	計
109(56)	170(20)	189(122)	105(67)	110(63)	119(51)	157(108)	247(130)	1,593(980)
1(1)	—	—	—	1	2(1)	1(1)	3(1)	12(6)
5(4)	11(7)	12(5)	5	8(3)	5(2)	10(7)	—	77(43)
83(41)	123(84)	150(101)	78(53)	81(47)	97(44)	129(89)	230(124)	1,200(744)
48(28)	57(43)	46(27)	17(12)	38(23)	64(31)	57(38)	57(26)	488(316)
1(1)	3(1)	2(2)	—	2(2)	—	1(1)	—	15(10)
17(7)	14(6)	13(5)	13(12)	10(7)	7(2)	9(5)	6(3)	127(67)
—	1	3(3)	5(4)	3(2)	4(2)	1	5(3)	28(17)
3(2)	25(20)	64(52)	27(18)	9(5)	6(3)	44(34)	150(86)	354(240)
14(3)	23(14)	22(12)	15(7)	19(8)	16(6)	17(11)	12(6)	188(94)
3(1)	3(3)	2(2)	1(1)	1(1)	3(1)	2(1)	3(1)	28(18)
2(1)	—	—	—	1(1)	—	2(1)	1	10(5)
1	1(1)	—	1(1)	—	—	—	2(1)	9(6)
—	2(2)	2(2)	—	—	3(1)	—	—	9(7)
—	—	—	—	—	—	—	—	1
17(9)	13(7)	20(9)	19(11)	18(11)	12(3)	15(10)	11(4)	198(94)
—	—	—	—	1	—	—	—	3(1)
4	3(1)	1(1)	1(1)	2(1)	—	—	—	20(6)
10(6)	8(4)	15(7)	12(7)	11(7)	8(2)	15(10)	10(4)	144(67)
3(3)	2(2)	4(1)	6(3)	4(3)	4(1)	—	1	34(20)
—	2(1)	4(4)	—	1(1)	—	—	—	9(8)
—	1(1)	1(1)	2(2)	—	—	—	—	6(5)
	17(17)							62(62)

第245表　要　求　事　項　別　各

		1	2	3	4
総数		63(21)	69(29)	108(47)	147(112)
組合の承認又は組合活動に関する要求		—	2(1)	1	1
労仂協約の締結		—	3(3)	10(4)	5(4)
賃金及び手当	小計	47(17)	39(16)	66(31)	77(54)
	賃金増額	17(9)	20(10)	28(15)	39(30)
	賃金減額反対	1(1)	3(1)	1(1)	—
	賃金定期支払	8(3)	10(5)	9(4)	11(6)
	その他賃金に関する要求	1	1	2(1)	2(2)
	臨時給与金の要求	10(4)	1	6(2)	9(7)
	解雇休業手当及び退職金	10	4	20(8)	16(9)
給与その他	小計	2(1)	2(1)	4(2)	2(2)
	労仂時間の変更	1	—	3(1)	—
	休暇休日に関する要求	1(1)	1	1(1)	1(1)
	その他の作業条件	—	1(1)	—	1(1)
労仂協約の効力に関する要求		—	—	1	—
経営及び人事	小計	14(3)	22(8)	24(9)	13(6)
	経営参加	—	—	2(1)	—
	事業休廃止又は操業短縮反対	2	3(1)	3	1
	解雇反対又は復職	11(2)	17(7)	13(3)	11(5)
	その他人事に関する要求	1(1)	2	6(5)	1(1)
福利厚生施設		—	—	1(1)	1(1)
その他		—	1	1	—
労闘スト		—			45(45)

〔備考〕　カツコ内は争議行為を伴つたもの。

第246表　継続期間別争議解決状況

		総数	5日以内	6日～10日	11日～20日	21～30日	31日～100日	101日以上
件数	1949年	1,270 (100)	204 (16)	157 (12)	215 (17)	148 (12)	428 (34)	118 (9)
	1950年	1,429 (100)	310 (22)	227 (16)	245 (17)	170 (12)	358 (25)	119 (8)
	1951年	1,162 (100)	322 (28)	230 (20)	233 (20)	123 (11)	201 (17)	53 (5)
	1952年	1,109 (100)	302 (27)	203 (18)	322 (21)	117 (11)	212 (19)	43 (4)
参加人員（千人）	1949年	2,074 (100)	210 (10)	73 (4)	52 (3)	317 (16)	758 (37)	620 (31)
	1950年	1,442 (100)	114 (8)	78 (5)	164 (11)	113 (8)	860 (60)	112 (8)
	1951年	1,974 (100)	179 (9)	161 (8)	341 (17)	173 (9)	776 (39)	344 (17)
	1952年	2,930 (100)	106 (4)	254 (8)	240 (8)	284 (10)	1.354 (46)	711 (24)

第247表　継続日数別争議の推移

月別	5日以下	6日～10日	11日～20日	21日～30日	31日～100日	101日以上
1月	14(9)	8(5)	3(1)	5(3)	8(4)	2(1)
2月	13(10)	8(4)	8(3)	5	17(4)	1
3月	22(13)	7(4)	14(6)	8(2)	15(5)	2(2)
4月	19(12)	8(3)	17(8)	13(5)	15(4)	—
5月	11(11)	17(8)	19(11)	7(4)	17(13)	5(3)
6月	24(21)	15(9)	21(11)	12(7)	20(13)	3(3)
7月	40(27)	23(20)	28(19)	16(9)	27(18)	4(2)
8月	24(21)	24(18)	19(12)	9(5)	15(10)	2(2)
9月	20(16)	12(6)	12(6)	3(2)	21(9)	5(4)
10月	17(13)	16(11)	15(7)	16(6)	17(10)	2(2)
11月	22(17)	16(11)	17(9)	6	14(9)	7(2)
12月	80(45)	54(33)	60(33)	17(8)	32(20)	10(3)
計	306(215)	208(132)	233(126)	117(51)	218(119)	43(24)

〔備考〕　カッコは内は行為を伴つたもの。

第248表　解決結果別労仂争議

		総数		貫徹		妥協		不貫徹	
			%		%		%		%
件数	1949年	1,270	100	137	1	845	67	288	23
	1950年	1,429	100	153	11	1,046	73	230	16
	1951年	1,162	100	92	8	983	85	87	8
	1952年	1,109	100	62	6	968	87	79	7
参加人員(千人)	1949年	2,074	100	25	1	1,667	82	218	11
	1950年	1,442	100	34	2	1,013	70	395	27
	1951年	1,974	100	41	2	1,864	95	69	4
	1952年	2,930	100	8	0	2,408	82	514	18

第249表　解決方法別労仂争議

年別	総数		労使直接交渉		労仂委員会関与		その他	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
1949年	1,270	2,030,655	500	525,713	614	1,303,017	106	201,952
	(100)	(100)	(39)	(26)	(52)	(64)	(8)	(10)
1950年	1,429	1,441,542	603	470,085	610	358,837	219	613,408
	(100)	(100)	(42)	(33)	(43)	(25)	(15)	(43)
1951年	1,162	1,973,619	501	850,976	477	1,055,748	184	66,895
	(100)	(100)	(43)	(43)	(41)	(54)	(16)	(3)
1952年	1,109	2,930,405	482	1,028,439	467	1,417,683	160	484,283
	(100)	(100)	(44)	(35)	(42)	(48)	(14)	(17)

〔備考〕　前年の数字を訂正した。カッコ内は百分率。

よう。

まず争議の継続日数、すなわち争議の発生から解決までに要した日数の長短を規準として分類した争議件数をみると（第246表）、一〇日以内に解決した争議が総数の四五%を占め、一か月以上継続したものは二三%である。いずれも前年とほとんど変りなく、四九年、五〇年に比較して相当短期化していることが知られる。五二年の月別推移をみると第247表のごとくである。

次に、解決した争議について、要求の貫徹したもの、不貫徹のもの、妥協に終つたもの、の三つに分類してその割合を比較してみると（第248表）、貫徹と不貫徹がそれぞれわずかながら低下して、妥協に終つたものがふえている。これは資本側の攻撃の激しさを物語ると共に労仂者側の力にまだ欠けるところのあることを示している。

最後に解決の方法からみると（第249表）、当事者の直接交渉によつて解決したものが四四%を占め、わずかながら逐年増大している。しかしなお第三者（労仂委員会、労政職

第250表　解決方法別労働争議月別推移（1952年）

月別	合計		当事者直接交渉		労働委員会関与		その他第三者調整		自然消滅	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
1月	40	174,912	10	1,305	17	172,097	4	440	4	348
2月	52	465,912	12	13,511	28	4,691	3	2,830	4	444,566
3月	68	26,797	17	13,169	34	11,460	2	1,595	2	27
4月	72	211,042	26	62,443	10	147,543	3	—	3	773
5月	76	49,788	32	17,949	29	26,815	2	939	2	939
6月	95	226,612	45	126,291	40	86,826	5	434	1	13
7月	138	29,718	86	281,293	41	13,660	2	2,465	2	176
8月	93	486,875	47	25,589	28	455,215	7	5,052	2	25
9月	73	83,535	28	50,172	34	22,891	3	241	3	158
10月	83	38,723	37	19,199	38	18,696	3	700	1	7
11月	82	118,263	38	46,261	31	70,471	4	127	4	1,242
12月	224	824,114	115	435,046	114	381,107	15	1,113	2	268
合計	A1,125 B 667	2,999,074 1,528,495	493 430	1,092,228 1,022,109	471 127	1,421,414 475,326	79 57	14,303 18,103	30 11	448,542 1,649

（備考）　合計欄中のBは行為を伴つたもの。

員、その他、市長、政党員）等の関与（調停、仲裁、斡旋）により解決したものの方が多い。これを月別にみると（第250表）、七月と八月には当事者の直接交渉による解決が多い。

第二章　主要な争議

第一節　主要な争議の概要

一九五二年内に発生した主要な労仂争議をその発生月日順にみると左の通りである。

ここには参加人員一〇〇〇人以上のすべての争議が掲げられている。ただし労闘ストはこの表から除かれているが。なお前年度とことなつて争議行為を伴わない争議も含まれている。

産業別分類は原資料のままをとつた。

発生月別	発生日別	事業所名又は労仂組合名	産業別	所在地	参加人員	労仂損失日数
〔一月〕	一・二六	苫小牧製紙（株）	製紙業	北海道	三、八三五	一七、四四二
〔二月〕	二・一	宇部興産（株）	化学工業	山口	三、三八三	一二九、三七五
	二・五	私鉄	地方鉄道及び軌道業	東京	一一四、五三三	二〇一、九八九
	二・七	日鉱常盤地区	石炭鉱業	〃	四、三〇九	八、八一八
	二・一二	神岡金属工業（株）	第一次金属	兵庫	二、六〇三	七、八〇九
	二・二三	東日本重工（株）	造船及び修理	神奈川	一、四〇〇	九、二六九
	二・二八	日本炭鉱（株）	石炭採掘	福岡	六、七一六	一、六二六
〔三月〕	三・三	日飛モータース	自動車修理	神奈川	一、四〇〇	八、五八〇
	三・四	大平鉱業（株）	金属鉱業	東京	八、五三三	一、六二六
	三・六	函館ドック（株）	造船修理	北海道	一、五三五	一、六二六
	三・二〇	北海道炭鉱汽船（株）	石炭鉱業	〃	一、六二六	一、六二六
	三・二五	新光レーヨン（株）	化学工業	東京	四、〇七〇	一、六二六
	三・二七	神祥海運（株）	水運業	兵庫	一一、三七七	一、六二六
	三・三一	日立製作所（株）	機械製造	東京	三七、二〇四	一、六二六
〔四月〕	四・三	日本無線（株）	電機器具製造	東京	一、一〇〇	四、九〇〇
	四・七	日産自動車（株）	ダットサン製造	静岡	一、五一九	七、五九五
	四・一〇	東洋高圧工業（株）	合成化学	東京	四、五八七	五、三七〇
	四・一五	トヨタ自動車工業（株）	自動車製造	愛知	六、〇四一	五五一
	四・一七	ニッポンモータース（株）	自動車修理	神奈川	一、四〇〇	
		片倉工業（株）	紡織業	〃	一二、〇〇〇	

| | | |

〔七月〕

六・一三	富士製鉄（株）	製鉄	〃	一八、〇〇〇	二〇、九一一
六・一七	島津製作所	専門機械	京都	三、一三九	三、一三九
六・一七	松下電気	電気器具	神奈川	五、七九九	五、七九九
六・一八	東京製鋼	紡織業	東京	一、二二三	五、二八三
六・二〇	英連邦軍B・C・F・K	駐留軍労務	広島	一三、〇〇〇	一一、〇五七
六・二一	日立造船（株）	造船修理	大阪	一四、五五〇	四〇、一五〇
六・二五	グリコ	製菓業	〃	一、〇〇〇	三四、五二七
六・二七	古河電気工業（株）	電気機械	東京	五、一八五	三二、八九一
六・二七	不二越鋼材工業（株）	ベアリング切削業	富山	一、二〇〇	一、二〇〇
七・一	三井化学工業（株）	化学工業	東京	六、七一〇	六一、一七五
七・一	日本化学（株）	〃	〃	五、九二九	三八、八三〇
七・一	名古屋造船（株）	船舶	愛知	一、〇四〇	四、九三三
七・一	飯野産業	〃	京都	一、九三五	五、八〇五
七・一	日本鉱業（株）	鉄鋼第一次製品	福岡	一、〇六六	三三、〇四六
七・二	いすず自動車（株）	自動車	神奈川	一、五八〇	七、三七〇
七・三	北海道炭鉱汽船（株）	石炭鉱業	北海道	一、六二八	一五、七七〇
七・四	住友石炭鉱業（株）	〃	〃	一、五一九	六
七・四	東洋レーヨン	化学工業	京都	一五、〇〇〇	
七・五	日本炭鉱労組	石炭鉱業	東京	一五一、一七五	三五七、三六二
七・五	刈谷車体（株）	自動車	愛知	一、〇〇三	一二
七・五	三菱鉱業（株）	石炭鉱業	長崎	一、一六三	二、三二六
七・七	日産自動車（株）	自動車	神奈川	四、四〇八	
七・七	池貝自動車製造（株）	自動車修理	〃	一、〇五〇	三、一五〇
七・七	トヨタ自動車工業（株）	〃	愛知	四、九〇九	
七・八	播磨造船所	船舶	兵庫	五、一一一	五、一一一
七・九	淀川製鋼	金属製品	大阪	一、四五八	
七・一一	北海道炭鉱汽船（株）	石炭鉱業	北海道	一、一五一	二八八

| | | |

九・一九	関東電気工事（株）	建設業	〃	一、七〇〇	—
九・一九	呉地方米及び国連軍	サービス業	広島	九、七〇〇	—
九・二二	米軍横浜陸上運送部隊	自動車修理	神奈川	一、四〇〇	二二、四〇〇
〔一〇月〕	北陸銀行	金融及び保険	東京	二、六五八	—
一〇・四	日飛モータース（株）	自動車修理	神奈川	一、七三五	—
一〇・七	北海道新聞社（株）	卸売及び小売	北海道	一、三四八	—
一〇・八	東芝（株）	電気器具	神奈川	一五、五五九	一五、五五九
一〇・一一	日立製作所（株）	〃	東京	一七、七二四	一七、七二四
一〇・一三	日本炭鉱労組	石炭鉱業	〃	二八二、六四八	一〇、七七一、九四四
一〇・一三	安川電気製作所（株）	電気器具	福岡	一、六四九	一、六四九
一〇・一五	朝日新聞	出版・印刷	東京	五、〇〇〇	—
一〇・一七	北陸鉄道（株）	地方鉄道	石川	二、六五八	—
一〇・一八	住友化学	化学工業	大阪	一〇、〇〇〇	—
一〇・二一	全駐留軍	サービス業	東京	二九、八九〇	七八、四四八
一〇・二二	松崎製糸（株）	製糸業	埼玉	一、六四五	二四
一〇・二八	尼崎製鋼所（株）	第一次金属	兵庫	一、八四九	三、六九八
一〇・二八	日本製鋼所	修理	東京	五、五〇〇	—
一〇・二九	新日本窒素肥料	化学工業	〃	四、二〇〇	—
一〇・三〇	池貝自動車製造（株）	自動車修理	〃	一、一五〇	一、一五〇
〔一一月〕	日鉱	石炭鉱業	〃	二六、六七五	二一八、三三四
一一・一	私鉄	地方鉄道	〃	一二二、二八三	一二七、九三九
一一・三	函館ドック（株）	その他修理	北海道	一、五〇三	一、七六三
一一・五	大平鉱業（株）	金属鉱業	東京	七、〇七五	四、二九三
一一・九	兼松炭鉱（株）	石炭鉱業	北海道	二、〇九三	五、五一一
一一・一〇	片倉製糸	製糸	東京	一〇、〇〇〇	三五三
一一・一三	興国人絹	紡織	〃	二、〇〇〇	—
一一・一三	若林製紙	製糸	〃	一、四二〇	—

〔一二月〕

| | | |

一二・一一	日本レーヨン（株）	化学繊維	大阪	四、二八九		
一二・一一	旭化成	〃	〃	一五、二〇〇		
一二・一一	倉敷レーヨン（株）	〃	〃	九、二八一		
一二・一一	帝国人絹	〃	〃	一一、四六七		
一二・一一	東洋レーヨン（株）	〃	〃	一六、〇〇〇		
一二・一二	三菱造船（株）	船舶	東京	一七、二〇四		
一二・一三	王子製紙（株）	紙及び類似品	〃	四、〇九二		
一二・一六	日本中央エキスチェン本部	サービス業	〃	一、二〇〇		
一二・二二	日本硝子（株）	ガラス及び土石	愛知	一、五〇二		
一二・二三	全駐留軍宮城地方本部	サービス業	宮城	二、〇〇〇		
一二・二五	山下近海汽船（株）	水運業	兵庫	一五、三〇二	一二一、五二二	
					二九、七五九	

第二節　私鉄総連の争議

春季闘争　日本私鉄労仂組合総連合会（私鉄総連）の一九五二年春季闘争は、破壊活動防止法案反対ゼネストから第二三回メーデーにいたる日本労仂者階級の、かつてない激しい闘争と政治的昂揚の大きな一翼をなした。

一九五一年一二月二二日と二三日の両日ひらかれた私鉄総連中央委員会は、一九五二年一月以降賃金一万四五〇〇円（標準賃金）、同年四月以降退職金などの要求をきめ、つぎのような闘争方針をうちだした。

（賃金闘争基本方針）

(1)本斗争は、総連の統一斗争とし、私鉄経協および各会社に提出した要求を中央に集約し、中労委に調停を申請して要求貫徹をはかる。

(2)各単組は、総連・地連指導のもとに、万難を排して本斗争に参加する。

(3)要求貫徹のために、ストをふくむあらゆる戦術をもつて強力に斗う。

(4)全組合をこの斗争に指導するため、中小私鉄救済の斗いを本斗争のなかで強力に展開する。

（退職金闘争基本方針）

(1)昭和二七年四月以降退職金早期解決のため、総連の統一斗争として一月以降賃金斗争と併行して要求の貫徹をはかる。

(2)要求貫徹のためにストをふくむあらゆる戦術をもつて強力に斗う。

闘争指令第一号にもとずき、「一月一六日までに要求書を各会社あてに提出して交渉にはいること」になつた。一方、私鉄総連も、私鉄経営者協会にたいして中央団体交渉を申入れ、一月一六日に第

一回交渉がおこなわれた。

提出された私鉄総連の標準賃金要求は、これまでのC・P・I方式を拒否し（執行部原案が前年末の中央委員会で否決された）、理論生計費方式を採用するとともに、生活給に基礎をおいた最低保障給（一八才、七五〇〇円）を設定している。

傘下の各単位組合は、原則的にこの標準賃金要求を基礎とし、地方的物価差により修正を加えただけで、それを個別要求とした。しかし、企業ごとの較差がいちじるしく賃金に反映している私鉄の実情、および労組の闘争力の不均衡という条件は、最初から考慮にいれることが認められており、中小私鉄では標準賃金要求を調整して現行賃金の三〇%値上げまで要求額をさげるという処置もおこなわれた。この場合、標準賃金要求そのものが、摂取カロリー二四七六カロリーという低位に基礎をおいていることに注意しなければならない。

この私鉄総連春季闘争に参加した単位組合は傘下一二一組合中、賃金要求一〇〇組合、退職金要求六四組合である。

一月三〇日、第四回中央団体交渉で労資は決裂した。二月五日、私鉄総連は中央労働委員会に調停を申請した。そして、一三日に第一回調停委員会がひらかれたのである。

三月七日には、法律上のストライキ権が発生し、調停も促進された。

三月二一日、つぎのような調停案が、労資双方に提示された。

（賃金調停案）

前文要旨

一、組合が私鉄労働者の実質賃金の向上を確保するため、このような要求をなすにいたつた趣旨については、私鉄の賃金水準が他産業の賃金水準とくらべて相当低位にあることからして十分諒解できるが、他方、私鉄経営の実態は、交通需要の内容、立地条件の相違などによつて各社間の経営較差はかえつて拡大する事情も考えられるので、組合の要求する統一賃金をただちに各社に適用することは、実際問題として困難であるといわざるをえない。

二、本委員会としては、理論生計費にもとづく組合要求の趣旨をくみ、実質賃金の向上を考慮しつつ、同時に各社間の経営較差の拡大傾向と、さいきんにおける地方的物価趨勢とを、どのように織込んで各社の賃金を決定するかという点について、種々検討したが、けつきよく、このさい現行の賃金較差によるのほかないと考えた。

三、（略）

本文

一、関東五社（東武、東急、京浜、京帝、京成）ならびに関西五社（京阪神、阪神、京阪、南海、近鉄）については、現行基準賃金の二四%ないし二六%の範囲の増額を、各社、各組合間において協議決定すること。

二、その他の電鉄会社については、現行基準賃金の二〇%を基準として、増額を各社、各組合間において協議決定すること。

三、前記一、二項の決定にあたつては、今次運賃改正による増収見込、人件費率その他経理状況ならびに、さいきんの地方的物価の変動などを勘案して決定すること。

四、第二項の基準によりえない特殊事情のある会社にあつても、すくなくとも現行基準賃金の一〇%を増額すること。

五、賃金配分については、双方協議のうえ決定すること。

六、実施は本年二月以降賃金とすること。

七、バス専業会社（トラック、ハイヤー兼業をふくむ）について

は、前記一ないし六項の基準にしたがつて決定すること。
（退職金調停案）
一、退職金の算定ベースは、退職時の基本給月額によることとしその比率については各社の現行協定どおりとする。
二、支給率については、各社の現行協定どおりとする。
三、協定期間については、会社、組合間において協議決定する。
三月三一日、私鉄総連第一〇回臨時大会が栃木県日光町でひらかれ、中労委の賃金調停案拒否、退職金調停案受諾を決議、「二七・一賃金ならびに二七・四退職金調停案諾否決定後における闘争方針」を採択、つぎのようなストライキ宣言（要旨）を発した。
さる三月二一日提示された中労委調停案は――
(1)いたずらに会社経理を偏重し、現下の労仂者の賃金がいかにあるべきかを無視している
(2)その結果、案の示す賃上率は、われわれの窮乏打開のためには余りにも低率である
(3)おなじ私鉄労仂者間の賃金のひらきをますます大きくするものである
(4)大手筋以外の賃上率をあいまいにして争点を残している
(5)賃上げの時期がくりさげられ、最低給の決定という要求が無視されている
という点で、われわれの期待を完全にうらぎつた。やむなく、われわれはこの調停案を拒否し、あくまで要求貫徹のために斗うのほかはない。私鉄経営者が「低賃金」、「高運賃」という従来の利潤本位の立場をはなれ、本争議解決のために具体的な誠意を示さないかぎり、われわれは最後の解決手段としてつぎのごとくストライキを決行する。
第一次スト　四月一八日（全日）
争議関係全私鉄ならびにバス
第二次スト　四月二三日（全日）
争議関係全私鉄ならびにバス
私鉄総連は、四月二日、調停案にたいする回答を大会決議どおり中労委に通告、七日から私鉄経営者協会との中央団体交渉を再開した。一八日朝、中央団体交渉が打切られ、私鉄総連は「強力な地方交渉で要求貫徹をはかること」を指令した。この時期に、ゆきづまつた中央団体交渉が地方交渉にきりかえられたことは、かえつて私鉄総連の春季闘争を強力にし、組合員大衆自身のものにするのに役だつた。
四月一八日、破防法案反対の第二波ゼネストと同調し私鉄総連の二四時間ストが予定どおり決行された。スト参加組合六七、第一次スト後二〇日にいたつてもなお妥結をみないものは関西の大手筋をふくめ五六組合であつた。その後、二三日に第二次、二六日、二七日に第三次の全国的ストライキがおこなわれ、五月一日に妥結した日立電鉄を最後として、私鉄総連の春季闘争は終つた。
私鉄総連調査部発行「私鉄総連調査月報」一九五二年五月号によれば、春季闘争参加人員一〇万七九七四人、獲得した新賃金ベースの加重平均は一万二六七八円で、旧賃金ベースの加重平均一万〇一四九円に比較すると、引上率二四・九％となつている。
また、この内容を、私鉄総連情報連絡部の「闘争妥結状況一覧表」（五月三日現在）によつてみると、関東地方および関西地方は次表のとおりである。

この一覧表をみて、第一に気づく点は、春季闘争による協定賃金が、ほとんど四月以降にのばされていることである（要求どおり一月以降を獲得したのは、関東で九十九里、関西で御坊の二組合のみである）。

地連	組合名	現行ベース	要求ベース	妥結ベース	up %	実施期日	一時金	斗争状況	備考
関東	東急	11,200	15,200	14,336	28	3月16日以降	4,000	18日24時間スト 23日3時スト中止	23日妥結
	京浜	10,800	15,000	13,824	28	4月以降	5,000	18日24時間スト 23日4時30分スト中止	23日妥結
	小田急	10,900	15,700	13,400	22.9	4月 〃			
	京帝	10,060	15,300	12,977	28.5	4月 〃	4,000	18日24時間スト 23日6時30分スト中止	23日妥結
	東武	9,782	15,300	12,356	26＋31円	4月 〃	4,500	18日，23日24時間スト	25日17時妥結
	京成	9,900	15,600	12,474	26	4月 〃	4,000	18日24時間スト 23日6時30分スト中止	23日妥結
	西武	10,800		14,040＋600	30	3月16日以降			24日統一斗争外
	地下鉄	14,705	17,700	17,066	16	4月以降	4,500	18日6時スト中止	18日妥結
	静岡	8,880	12,100	11,011	24	4月 〃	2～3月各月10%		17日妥結
	箱根	8,500	11,900	10,285	21	4月 〃			17日妥結
	草軽	5,605	8,400	7,399	32				17日20時妥結
	小湊	8,200	10,700	9,676	18			18日8時30分スト中止	18日妥結
	九十九里	6,880	9,000	8,531	24	1月 〃			17日22時妥結
	日立	7,864	13,000	9,700	24	4月 〃	1,000	18日，23日24時間スト 27日，28日24時間スト	5月1日妥結
	鹿島	9,204	13,200	11,192	22	4月 〃	2,000	18日，23日24時間スト	26日妥結
	茨城	8,900	13,700		25	4月 〃	1,200	18日，23日24時間スト	27日妥結
	江の島	7,750	10,700	9,300	20	4月 〃	2,000	18日24時間スト	22日妥結最低給50%以上
	相模	8,436	10,900	10,000	19	4月 〃		18日24時間スト	23日16時30分妥結
	新京成	3,294	18,800	9,951	20	2月16日以降		23日16時30分スト中止	
	常総	9,350	13,600	11,200	20(22)	4月以降	2,000	18日，23日24時間スト	25日妥結

関東	五王	10,000	13,100	12,100	21	4月以降	4,200	18日，23日24時スト中止	18日妥結
	関東乗合	9,500	14,200	11,970	26	3月 〃		18日4時50分スト中止	18日妥結
	東都乗合	10,000	13,000	12,500	25	都内平均をみてから	3,000	18日24時間スト	18日妥結最低給 7,000円
	立川バス	9,600	13,419	11,700	21.9	4月以降			22日23時30分妥結，最低給要求通り
関西	近畿	9,885	15,300	12,952	28＋300円	4月以降	2,550	18日，23日24時間スト 26日5時10分スト中止	26日妥結
	和軌	9,431	15,100	12,260	30	〃	2,500	18日，23日24時間スト	24日妥結
	能勢	9,212	14,500	11,150	20.3	〃	1.000	18日，23日24時間スト 26日23時スト中止	26日妥結
	奈良電	9,087	15,800	12,304	35.3	〃	2,500	18日，23日24時間スト 26日スト突入停止	26日妥結
	山陽	9,531	15,100	11,850	20.04	〃	2,000	26日22時10分スト中止	26日23時30分妥結
	京阪神	10,927	16,200	14,100	29.35	〃	4,000	18日，23日24時間スト 26日6時10分スト中止	26日妥結
	南海	10.021	16,200	13,126	28＋300円	〃	2,000	18日，23日24時間スト 26日8時スト中止	26日妥結
	京福京都	9,247	15,300	11,466	24	〃	37%	18日，23日24時間スト	23日妥結
	阪神	11,209	15,600	14,400	28.6	〃	4,000	18日，23日24時間スト 26日第3次スト5時45分中止	26日5時30分妥結
	神戸	10.089	15,100	12,110	20	〃	2,000	18日，23日24時間スト 26日スト中止	26日妥結
	江若	8,567	14,500	10,169	21.5	〃	1,200	18日，23日24時間スト 26日，27日48時間スト	27日3時妥結
	京阪バス	9,400	14,300	12,037	28.06	〃	4,000	18，23日24時間スト	26日妥結
	有田	7,252	12,700	8,702	20	3月以降		18日5時30分スト中止	18日妥結
	琵琶湖	8,265	14,700		20	4月 〃		18日，23日24時間スト 26日，27日48時間スト	27日妥結
	阪神バス	11,020	15,800		18	1月 〃	1,500	18日，23日24時間スト 26日第3次スト	26日妥結

	明光バス	8,560	15,800	10,272	20	3月以降	18日24時間スト	23日妥結
	京阪神	10,700	17,100	14,578	28.06	4月〃	4,000	26日12時8分妥結
関	阪急バス	9,700	14,800		25	4月〃	18日，23日24時間スト 26日第3次スト	26日妥結
	奈良交通	9,000	13,700	11,400	29	4月〃	3,000 18日，23日24時間スト	25日妥結
	御坊	7,293	12,400	8,752	20	1月〃	25日第3次スト	18日妥結
	野上	7,458	13,700	10,794	44.8	4月〃	4,000 18日，23日24時間スト	25日妥結
	淡路	8,056	12,900	9,788	21.6	4月〃	18日5時30分スト中止	〃
	信貴生駒	8,000	14,800	10,000	25	4月〃	1,400 18日，23日24時間スト	〃
	和鉄	8,200	15,300	10,004	22	4月〃	2,000	〃
	水間	8,850	13,700	10,521	26	4月〃	1,000	〃
西	如忙	6,817	13,500		20	4月〃	1,000	〃
	比丹	6,525	11,300		20	4月〃	1,300 18日24時間スト 23日23時スト中止	23日妥結
	丹後	7,646	12,400			4月〃	18日スト	18日妥結
	熊野	9,770	14,500		29	4月〃	〃	〃
							不明	統一半争より除外
							18日，23日24時間スト	24日妥結

第二に、値上率が要求よりはるかに下廻つている点である。たとえば、関東でもつとも強力に闘争した組合の一つである東武でも、要求が五六・四%値上であるにもかかわらず、じつさいは二六%で妥結している。なお、全国で最高の値上率を獲得したのは中国鉄道の四九%である。

第三に、大多数の組合では、最低給の決定が配分問題とともに、この春季闘争からきりはなされてしまつた。ただ、釧路（要求どおり）、江の島（ベースの五〇%以上）、東都乗合（七〇〇〇円）、北陸（要求どおり）の組合のみが、不十分ながら獲得した。

第四に、中小私鉄が、全体として比較的早期に、あるていどの賃金値上を獲得している点は、「統一闘争」の成果ということができる。

秋季闘争　一〇月一三日、私鉄総連中央委員会がひらかれ、この会議で秋季闘争についての重要な諸方針が決定された。当時、激しい闘争をつずけていた炭労、電産の動きに促進され、また援助をうけて、私鉄総連もふたたびたちあがつたのである。

同中央委員会で採択された私鉄総連賃金綱領は、「われわれの推定によれば、私鉄労仂者の戦前賃金水準は、すくなくとも手取二万三〇〇〇円にあたる。しかし、われわれは、そのような平均的な水

準を問題にしているのではなく、一人一人の給料袋の重さが大事である。現在いまだに最低給が三〇〇〇円から四〇〇〇円にみたないところがたくさんある。手取り三〇〇〇円そこそこで、一か月に三〇時間も実仂を強いられる女子車掌の姿を思い浮べよう。」と述べており、また同綱領解説（私鉄総連調査部、一九五二年九月刊）も、私鉄では「ベースにみたない従業員が七割にもおよび、上下の格差が一〇倍にもおよんでいるところがある。まさに大元帥から一兵卒までの賃金配分といえるだろう」と書いている。

また「中小私鉄対策に関する闘争方針」が決定されたことも注目に値いする。それは基本方針として、㈠統一闘争を確認し、いかなる条件にある中小私鉄といえども、かならず賃金闘争に参加する、㈡組合員はもちろん、地方住民の世論をもりあげ、経営者をして政治的・経済的に企業防衛の具体的対策を再考せざるをえない状態までつきあげる、㈢政府にたいして私鉄補助法の早期制定および地方自治体にたいして自治体独自の補助金拠出の方途を講ぜしめる運動を強力に展開する、㈣総連組織の単一化についての具体的対策を講ずる、などの諸事項をあげている。

さらに、「昭和二七年一〇月以降賃金闘争方針」が採択された。そして、これにもとずき、一一月一日、全国いっせいに一九五三年一月以降賃金ならびに越年資金を要求して、闘争を開始した。私鉄総連情報連絡部の一一月一〇日現在の調査によれば、傘下一二一組合中、一九五三年一月以降賃金要求提出組合七七（ほかに要求方式の異る組合四）、要求準備中のもの二三、越年資金要求組合は九五（のちに一一五）である。越年資金要求額は、北海道が石炭手当も合せて一か月分、関東が一・五か月分、中部が一・五か月分、関西が二か月分、四国が一・五か月分と各地連で決定した。

とくに、関西地連の越年資金闘争は強力であつたが、全国的にみて、資本家側が炭労、電産の大闘争と合流されることの不利をみて早期に或るていど譲歩したことと、労組側も一九五三年一月以降賃金闘争に主力をそそぐという理由で妥結をいそいだため、春季闘争ほどの迫力はなかつた。

一二月八日現在で、地連別越年資金妥結状況をみると、つぎのとおりである。

（地連名）	（組合数）	（要求組合）	（妥結組合）	（未解決組合）	（スト決行組合）
北海道	九	七	六	一	〇
東北	一〇	九	三	六	〇
関東	二九	二九	二二	七	〇
北陸	四	四	四	〇	〇
中部	一一	一一	九	二	三
関西	三一	三〇	二九	一	〇
中国	一四	一二	一一	一	〇
四国	五	五	四	一	〇
九州	八	八	八	〇	〇
計	一二一	一一五	九六	一九	五二

第三節　宇部窒素の争議

争議までの経過　宇部興産工業労仂組合連合会は一九五一年一二月一〇日の大会で、一万五〇〇〇円ベースの統一賃金要求を決定した。同二七日、興工連はこれを本社に要求し、ただちに団体交渉に入つたが、たまたま越年資金の交渉に重点を置いたため、賃金は現行協定の期限終了後は前にさかのぼつて精算するという本社側の確約にもとずいて来年に持越すことになつた。興工連の改訂賃金要求

の内容はつぎの通りである。（窒素のみ摘記）

一、賃金体系

A　基準内賃金（能力給、年齢給、家族給、住宅給、勤続給）

B　生産手当

C　基準外賃金（役付手当、早出残業手当、呼出勤務手当、休日出勤手当、深夜業手当、特殊作業手当）

D　その他（通勤手当、現物給与）

二、賃金額

A　基準内賃金　1、能力給（窒素）現行基本給×二六〇%、一万二〇〇〇円。2、年齢給　一六歳三二〇〇円、二二歳四四〇〇円、二七歳五一五〇円、三一歳五五〇〇円、四六歳六三〇〇円。3、家族給　一人目一人につき一〇〇〇円（二人目以下一人を増すごとに、一〇〇円づつ減）。4、住宅給　単身者一〇〇〇円、有家族者二〇〇〇円、別居者三〇〇〇円。5、勤続給　満一年につき五〇〇円。

B　生産手当　硫安生産一万四〇〇〇トンにつき一〇〇〇円、以下五〇〇トンごとに三五〇円の生産手当。

C　基準外賃金　1、役付手当　係長六〇〇円、主任四〇〇円、組長三〇〇円、班長一五〇円。2、早出残業手当　通常労働時間の賃金×一・二五×勤務時間数（以下略）

団体交渉開始後、会社側は各社事業場別の分科会において賃金改訂を審議するよう提案し、組合側も必要な時は分科会もあえて拒まずとの態度を表明したが、組合側は会社側の要求には応じられぬとして、宇部窒素工場については次の回答を提示するに至つた。

一、賃金体系

A、基準内賃金　本給、加給、勤続給、家族給、住宅給

B　基準外賃金　一九五一年八月の給与協定通りとするが、臨時物資手当および現物給与は廃止する。

二、賃金額　基準賃金額一人当平均一万二四九一円、基準外賃金額は五一年八月の協定書通り。ただし生産手当は生産量一万四〇〇〇トンのとき三〇〇円、一万四〇〇〇トンを超えるときは一〇〇トンにつき四五円とする。

この回答に対し興工連は、一月二九日、会社案は事実上賃下げになるとして全面的にこれを拒否、交渉は全く行詰りを見せたが、その後、会社側の分科会開催の提案を容れて三〇日より審議に入つた。ところが二月一日、会社側は賃金交渉の最中、突然、宇部窒素労組（組合員三五〇〇名）に対し、一八〇名の解雇をふくむ経営合理化案を提示した。その合理化案の大要は次のごときものである。

（会社の経営合理化案）

(イ)硫安の統制撤廃後、政府の補給金は廃止され、さらに朝鮮動乱の影響により原料炭と電力料金は値上りしつつあるにかかわらず国内国外市場における硫安の需給関係よりしてその値上りは期待できず、要するに原料高製品安のため経理状態は赤字を出すにいたつた。

(ロ)宇部工場は製法がガス法であり、また自家発電のため、石炭価格の値上りによる不利を大きく受け、原料たる硫化鉱を東北、北海道より運ぶため運賃が割高である。

(ハ)経営合理化の方針として、電力割当増大、予算制度による原価節減方策の採用、製品販売・原料購入の合理化、業務能率増進のための教育、職場規律の刷新等を行う。

(ニ)合理化によつて職を失つた者、長期欠勤者、身体虚弱者、会社業務に協力せざる者等一八〇名の解雇、業務編成替と業務の都

合による八〇名の轉勤、合理化に伴う一〇〇名の配置轉換を行う。また配給所の一部、理髪所等の厚生施設を廃止する。（宇部興産株式会社宇部窒素工場「宇部窒素工場の現状と経営合理化の必要について」による）

組合はこれに対し、人事問題をふくむこの合理化案は宇部興工連対本社間に処理すべき問題であり、組合単独で交渉に応ずることはできないとして会社申入れを拒否した。会社側はその後も合理化案にもとずく解雇、配置転換を強行したいと組合に申入れたが、二月四日の第二回団交において組合は大要次のごとき理由をあげて合理化案に反対した。

（合理化案に対する組合の見解）

(イ)この合理化案は性質上、単組の問題でなく興工連として統一賃金要求と共に解決すべきものである。今後、本社側と興工連との団体交渉を行いたい。

(ロ)会社側の硫安価格、輸出見透しはことさら悲観的であり、セメント、炭鉱、鉄工所等は好景気で綜合経営たる宇部興産としては、全体として経営は悪くない。たとえ宇部窒素の経営が悪化したとしても、首切り合理化はそう簡単に一方的になさるべきではない。

(ハ)会社は炭価高のため硫安コストが他工場より三〇〇〇円高いというが、炭価が高いことは炭鉱を経営する宇部興産としてはむしろ好条件で、実際、炭鉱は月一億円の純益を上げているではないか。宇部興産は全体として「日米経済協力」の過程に優先的地位をしめ、巨大コンビナートとして、ばく大な利潤を得ている。

(ニ)今回の合理化案は、組合の賃金要求に対する対抗手段をふくんでおり、前期四割の高配当を行つた会社が、組合の弱化をねらい首切り賃下げ案を出すなど納得できない。（宇部窒素労仂争議の全貌」一九五二年三月九日による）

興工連は右の理由を、二月七日の第三回団交でも強調し会社側の反省を求めたが容れられず、ついに一七四名の配置転換の個人名簿が発表されるにいたつた。その中には、太田合化労組合幹部がふくまれていた。

一方、宇部窒素労組はつぎの申込書を窒素工場の藤田所長に提出した。

（申込書）

昭和二七年二月七日

宇部窒素労仂組合

組合長　藤重耕一

宇部興産株式会社宇部窒素工場

取締役所長　藤田亮殿

二月一日貴申入に係る経営合理化に伴う人員整理、厚生施設一部廃止の件に関し、当組合としては二月一日会社申入の団体交渉席上にて申上げた如く本件に関する貴会社と本社の団体交渉その他一切の交渉は、昭和二六年一一月三〇日興工連と興産本社の団体交渉によつて確約された事項により、興工連と興産本社の団体交渉によつて決定されるべきであると思料します。従つて本件に関しては今後、会社と興工連との間において篤と御協議願い早急に円満なる解決を図られる様ここに再度申入れ致します。なお、右に従い会社と興工連との間に於ける協議において何等かの結論に到達せざる間においては整理（解雇、轉換、轉属）人名の発表その他現状より一歩を進めた具体的措置等を一方的に強行せられることのない様、為念申入れ致します。

追而、右の如く当組合は一応、本件の交渉その他の権限を興工連に移譲致しておるところでありますが、事件当事者の立場からまた併行的に貴申入れに対して充分これを検討し真剣に本件の解決に努力致し度く考えております。就いては貴申入れに対し別紙の如き質問書を提出致しますので速かに誠意ある書面回答を賜り度併せて申し入れ致します。（後略）

会社側は解雇者の名簿発表と同時に該当者を工場より立退かせ、工場周囲に鉄条網を張り、立入禁止の措置をとつた。組合は今回の合理化案は明らかに労働組合の組織切りくずし、賃金要求に対する逆攻勢であるとしてスト態勢の整備を急いだ。すなわち二月八日より一一日まで、興工連の指示により、賃上げのスト権、合理化案ならびに弾圧法反対のスト権に関する無記名投票をおこなつた。開票の結果、組合員総数三三四八人中、投票数三一四八、賛成二五五八、反対四七五、棄権二〇〇、無効一一五で、圧倒的多数をもつてスト権を確立した。

二月一三日、会社は組合のスト権確立という新事態に対応し、つぎの条件を示して該当者の説得を始めた。

(一)　整理、配置転換者の会社申入れ期日を二日間延期する。

(二)　特別交付金を、単身者七〇〇〇円、家族持ち一万円、増額する。

争議の経過　二月一六日、組合は闘争宣言を発表し、これ以上会社に反省の色なきときは実力をもつて闘争する旨を通告した。しかしなお最後まで円満解決の希望をすてずとして、つぎのごとき申入書を会社側に提示した。

（申入書）

今回の経営合理化問題に関して、組合として終始問題の平和的解決を希求しあらゆる努力を傾注し、双方の誠意こそ、その解決の唯一の鍵であることを信じて局面の打開のため貴会社の誠意を質し、その具体策を要請して来たのであるが、遺憾ながらその打開の方途を見い出すことができず、事態は更に新な重大段階に直面している。このまま推移せんか、その結果のもたらす影響は唯単に当企業の労資間の問題に止まらず日本産業全般にも及ぶものであろうことに深く思いを致し、組合は忍び難きを忍び、貴会社がこの局面打開のため一切の事情を乗り越え努力せられる誠実に信倚し、当組合の最低にして最後の条件をここに提案し、貴会社の猛省と併せてこの提案を速時受諾されんことを申入れる。追而提案に対しては二月二日午前八時までに諾否の回答を賜り度、なお若し同時までに左記二条件が受諾せられない場合組合は、二月七日附貴申入以前の状態に復し本問題の再協議を要求するものであることを重ねて申添える。

〔記〕

一、経営合理化に伴う人員縮減の件

1、二月一三日附貴会社申入書左記第一項に定める期限内に希望退職した者は原則としてこれを認める。但し復職希望は会社組合協議の上復職を認める。

2、前号以外のものは二月七日附会社申入以前の状態に復する。但し諸種の事情により勤務成績が著しく悪いものに対しては会社組合双方でその事情を調査し責任を以て善導につとめる。

3、前二号の外病欠者に就てはことが重要であるので会社組合は双方慎重協議の上、その取扱には特に万全を期する。

二、厚生施設の一部廃止の件

提案の諸施設は現に会社が支弁してある経費の相当額を組合に補償することを前提として組合が譲り受け経営する。

この組合の最後の申入れに対し、会社は「全面的に拒否する」旨回答した。組合は直ちに会社と、スト中の保全要員五一名につき協定し、闘争評議員会の圧倒的多数をもつて、二二日一五時四〇分より、連続二四時間ストを決定、ただちに団体交渉開始を会社に申入れた。

（争議通告）

吾等は、さきに宇部興産工業労仂組合連合会を通じ、破壊せられゆく生活防衛のため、一万五〇〇〇円ベースの賃金値上を要求した。然るに之に対する貴会社の回答は、組合破壊と人道を無視した賃下と首切の暴挙、ただこれのみであつた。吾等は一切の誠意と真情を吐露し、穏忍尽すべき総ての言葉も手段も尽し果てた。事ここに到り、組合は三四〇〇組合員の鉄の団結のもと断乎実力を以て貴会社に猛省を促すの已むなきに到つた。吾等はここに改めて貴会社に対し、一、其準内一万五〇〇〇円ベースの獲得一、不当首切配置轉換の撤回　一、組合御用化企図の撤回　一、一方的経営の不合理化強要の撤回を要求しこの要求が貫徹するまでには二月二二日一五時四〇分二番方より二四時間ストライキを連続する。重ねて言う、吾等はこれによつて平和的解決の意志を放棄するものではない。会社が誠意ある態度をとるならば何時にても交渉に応ずる用意あることを附言する。右通告する。

昭和二七年二月二一日

宇部窒素労仂組合

宇部興産株式会社宇部窒素工場

取締役所長　藤田亮殿

組合長　藤重耕一

争議突入後の労資双方の動きを摘記すればつぎの通りである。

二月二五日、宇部興産株式総会の席上、組合員中の株主が多数会場につめかけ、百十数名の武装警官の警戒の中で、会社幹部、株主、組合代表の三者会見を約束せしめた。

二七日、会社は「早く工場に復帰せよ」のビラを配布し、他方、争議団は生活部の活動として行商、店舗設営等をはじめ、長期闘争の態勢に入つた。

三月二日、総評本部は宇部窒素スト支援のもとに争議対策をねり、日経連、硫経連より一億円の寄附をうけ、また「宇部との闘争なりとして具体的な応援方法を決定、また山口県労仂者弾圧法規反対総蹶起大会ではスト支援が決議された。

会社側も日経連より派遣された顧問弁護士の応援のもとに争議対日経連の連合会議では全国のモデル・ケースとして是非威力を示してもらいたいとのべた」ものもあり（「社会通信」四〇六号四頁）、争議はますます全国的意義を帯びるにいたつた。

会社側は興産セメント部門の賃上げを認めて窒素の孤立化をねらい、三月九日には第二組合の結成をはかつたが、わずか四名の参加をみたのみで失敗に終つた。その後も会社の切崩し政策がつづけられたが、宇部興工連中央委員会は「裏切り者の即時罷免」を決定しまた地区闘争態勢を強化して組合切崩しに備え、とくに組合員の主婦たちは組合主婦連合会を組織して背後から争議団の結束を固め、時には争議団の先頭に立つて所長への陳情を行つた。

三月二三日、臨時組合員大会で役員任期延長のための信任投票が行われたが二六九〇対一二五の多数をもつて信任された。宇部興産の他部門でも争議応援を強化し、宇部興炭連は争議支援のためのスト権確立を万場一致で決議するにいたつた。かくて会社は「工場閉鎖もやむなし」と強硬態度を示し、これに対し三一日には第十回組合総蹶起大会が開かれるなど、スト突入一か月をすぎても容易に打解の途はひらかれなかつた。

月末より地労委の職権斡旋による両者会談が始まつたが、この個別交渉では何ら結論はえられず、組合はあくまで解雇問題と賃金要求を統一的に解決するとの方針を変えず、なお両者対峙のまま月を越した。

争議の終結　四月五日、ついに次のような地労委の斡旋案が提示された。

（斡施案）

一、経営合理化について会社及び組合は十分なる理解と協議の下に積極的に協力すること。

二、組合はすでに退職を希望した者についてはこれを認める。前項の希望退職者以外の者及び病欠者については、会社は組合の二月十九日附申入れを認めて善処すること。

三、会社は二月一日附申入書による厚生諸施設を組合に譲り、その自営を認めること。

四、会社はその第四次回答の賃金額に一人当り月平均五〇〇円を増額し、その配分については双方協議すること。

五、本斡施案の実施に伴い、今後生ずべき問題については会社、組合及び地労委の責任において処理すること。

六、本争議において派生せる問題はスト解除後、地労委立会い下に双方善意をもつて協議すること。

七、会社及び組合が本斡旋を受諾すれば組合は直ちにストを解くこと。

組合は六日午前三時闘争委員会を開き、賃金その他については満足しないが、会社側の合理化に名をかる解雇、組合切崩し企図を打破つたものとして斡旋案受諾を決定し、ついで開かれた臨時大会もこの執行部の決定を承認した。

これに対し会社側は地労委への回答期日を延ばして、その間、再建

争議の特徴　宇部窒素争議は地方の一組合のストでありながら、全国的に注目をひき、五〇日をこえる大争議となつたが、その特徴を要約すれば次の通りである。

(一)　組合の賃上げ要求に対し、会社側が解雇をふくむ合理化案を提示して逆攻勢に出で、とくに合化労連委員長ほか組合幹部の首切りを企図したり、第二組合結成をはかるなど、組合側に「組織切崩しの陰謀」という印象を与えてこれを硬化させたこと。

(二)　組合側は、宇部興工連はじめ地方労組勢力を、宇部窒素争議応援という共同戦線に結集し、さらに合化労連、総評と全国的な組織力を動員して会社側と対抗し、会社側は、宇部興産という綜合経営の強みを発揮して攻撃に出で、硫経連、日経連の財政的援助と指導のもとに最後まで強硬態度を持し、そのため五十数日におよぶ大争議にまで発展した。労組側の機関紙はもとより一般世論も、このストライキをもつて独占資本対労仂者階級の代表的闘争と目し、その成行きが全国注視の的となるにいたつた。

(三)　組合側は争議指導部組織の確立、地区連絡隊の組織、青年行動隊、主婦連の結成など、あらゆるスト組織を活用し、争議資金も豊富に準備し（二か月分といわれる）組合分裂を防いで長期の闘争に耐えたこと。この外、「闘争日報」の発行による組合員の指導、脱落防止も大きな役割を果したことがあげられる。

第四節　全鉱連の争議

争議の背景　朝鮮動乱以後いわゆる「金属ブーム」といわれる好況は二六年上半期において頂点に達し、その後、鉛、亜鉛、錫等の主要地金の市価低落は顕著になつた。これは海外の買控え等の影響を受けて需要が激減したものであり、「軍拡の中だるみ」が金属鉱業に敏感にあらわれた結果といえるであろう。

しかし生産の面からいうと、まず二六年下半期において、ルース台風の被害はそれほどでもなく、また復旧も早かつたし、電力危機も年間生産計画を変更するにはいたらなかつた。製錬部門についても鉛、亜鉛の製錬は若干減少しているが銅はほとんど減少していない。要するに生産面においては大きな障害があらわれなかつたといつてよい。

消費面についていうと、鉛の市価は製錬所建値を五万円下回つており、銅はトントン、亜鉛は三〇万円台から二八万円に下落した。もつともめぐまれたのは硫黄で、松尾建値三万円、市価は五万円をとなえ、硫化鉱の二五%値上げがみとめられた。

このように主要鉱種には生産過剰が生じているが、銅、鉛については二七年度より電源開発がスタートするし、また国際的にみても銅、亜鉛は不足し、硫酸、化学肥料（硫黄、硫化）にたいする需要も旺盛である。鉄鉱石、石灰、重品石などにたいする需要も相当に強いといえる。

しかし電力料金や石炭、輸送費が多かれ少かれ騰貴しており、これを製品値上げで吸収できないところに問題があり、企業合理化による労務費の削減が資本家の日程に上つた。ここに資本が不況を理由にしてベース・アップをなかなか許容せず、調整金などの一時金で処理しようとした根拠があつた。

以上のような状況にもかかわらず、各社の利潤はぼつた。全鉱調査によると、各社の利潤は日鉱八億円（配当率四割）太平一三億円（三割五分）神岡一六億円（三割五分）別子七億五〇〇万円（四割）同和六億円（四割）古河一〇億円（四割）となつている。資本蓄積高も日鉱二四億、太平三三億、神岡三七億、別子一五億、同和一一億、古河二〇億に達した。こうした状態であつたから労仂組合の強硬な主張によつて、ついに一時金をひつこめ、ベース・アップをみとめたのであつた。

争議の経過　全鉱連では三月二六日の第一七回臨時大会において四月以降のベース・アップに関する「標準賃金案」ならびにつぎのような賃金闘争方針を決定した。

（四月以降賃金闘争方針）

一、要求並びに交渉は各企業連ないし単組ごとにおこなうが、闘争組織として企業連は大手（六社）中小（五社）の二ブロックに分かち、単組は各地協ごとに共同闘争をおこなう。

二、全鉱中央執行委員会が保有する罷業、統制等の指令、指示権は各共同闘争委員会に移譲する。

三、全鉱本部常駐の執行委員を各企業連（単組）の非常駐執行委員として、各企業ごとの交渉に参加できうるよう各組合において措置する。

四、標準要求額は一万三〇九一円とする。

五、新賃金の協定期日は原則として一年とする。

闘争態勢としては、傘下各組合をそれぞれ大手六社（日鉱、太平、住友〔別子〕、古河、同和、神岡）中小五社（日鉄、大日本、新鉱発、日窒、昭和）ならびに、その他の企業連、各単組を地域別に結集した九地方ブロック（北海道、奥羽、秋田、東北、関東、甲信越、東

海、北陸、近畿、中国、四国、九州）の三集団にわけた。

かくしてこれらの三集団は、その後、大会の決定にもとずいて三月一八日六社、二〇日中小、四月五日地方ブロックの順で、それぞれ共同闘争委員会を設立し、各共闘ごとに統制をとつて闘争を推進していつた。まず六社共闘委は、四月一日「指令第一号」を発し、要求期日四月一二日、会社側回答期日を四月二三日に決め、さらに要求額については「標準要求案」としつつ、それぞれの実情を勘案して各組合が独自のものを決定し、この場合、各組合は「協定期間」の項に「協定期間中といえども、社会経済情勢の変動なめにあつた場合は、実質賃金確保のため別途要求を行うことも、社会経済情勢の変動なめにあつたとの字句を挿入することにした。

大手六社の各組合は右の指令通り各社一斉に次のような要求を提出した。

（六社要求額）

日鉱連

坑外　一万三〇〇〇円　二五工
坑内　製錬、要務職の坑外に対する基準賃金比は、原則として夫々一五一、一二八及び一八〇を維持する　二五工

大平鉱連

坑外　一万五〇〇〇円　二五工
坑内　二万二二二〇円　二二工
直製・尾去沢　二万円

（二五工）　細倉　一万八七五〇円
（二五工）　生野　一万八五〇〇円
（二五工）　直島　一万八五〇〇円
（二五工）　鉱研　一万五七五〇円
（二五工）　女子保護別途協議

神鉱連

坑外　基準内　一万一〇〇〇円
奨励金　三〇〇〇円
坑内職員別途協議

別鉱連

坑外　一万四八〇〇円　二五工
坑内外比現行通り、直製、保護は夫々坑外の一二五及び六〇の比率

同労連

坑外　一万四八〇〇円　二五工
坑内　一万八六〇〇円　二二工
保護　八七〇〇円　二五工
職員　二万三九〇〇円

古鉱連

坑外　一万三〇〇〇円　二五工
坑内　一万八五〇〇円　二二工
直製　一万五九三〇円　二三・五工

なお各企業連とも次の条項を付帯している。

協定期間

一か年とする。但し協定期間中といえども、社会経済情勢の変動などがあつた場合は、実質賃金確保のため別途要求を行うことを認められたい。

中小の五組合も同日要求を提出、その後、地方ブロックも逐次これにならい、いよいよ賃金闘争の発端はひらかれた。まず大手各社では組合側の要求にたいして四月二三日いずれも回答を行つたが、神岡、別子二社は「回答を延期」また太平、古河、日鉱三社は「ベースについては現行を維持し、期間は一か年とする」と主張した。こ

のうち日鉱だけは「調整給」という名目で毎月総額三〇〇万円程度（一人平均二五〇円）の支給を附加した。

ここにおいて交渉は最初から難航をみせ、その後各社においてそれぞれ交渉が重ねられ、会社側から経理事情の説明などがあつたが交渉は遅々としてはかどらなかつた。かくして五月一六日にいたり神岡を除く大手五組合は、交渉を打開するため全山一せいに二四時間ストを実施し、さらに五月二二、二三日には、第二波の四八時間ストを決行する態勢をとつた。

（注）

(1) 六共闘指令第三号

――五月二日発――

〔記〕

一、各企業連は五月六日以降具体的回答を獲得するため精力的かつ強力なる団体交渉を推進せよ。

二、日鉱連、大平鉱連、古鉱連、別鉱連、同労連は五月一六日全山一せい二四時間スト（第一波電報指令による）を決行し得る態勢を確立せよ。

三、神鉱連の第一波突入日については五月七日附追つて指令する。

四、日鉱連、大平鉱連、神鉱連、古鉱連、別鉱連、同労連は第一波実施後団体交渉の推移によつては四八時間スト（第二波電報指令）を決行するにつきこれが態勢を確立せよ。

(2) この第一波ストにたいしては花岡労組代議員会からつぎの要旨の抗議文が発せられた。一、六共闘の第一波ストにたいする結論は消極的な闘い方で、全鉱七万組合員に与える影響が大きい。二、つまり六共闘が第一波ストで大会決定を無視して神鉱連を除いた事実である。三、闘争のはじめからこのような不備の闘い方を進めるならば統一闘争を切り崩そうとしている敵のワナにとびこむことになる。

しかしながら、その後も交渉はひらかれず、五月一九日、大手五組合は自主交渉のみではらちがあかないとして、それぞれ当該各社を相手どつて中労委に斡旋を申請した。

中労委では組合側から斡旋申請を受けるや同日直ちに大手五社の代表を招いて、斡旋を応諾する意思があるかどうかをただした。会社側はこれにたいして、今後なお自主解決の余地があると主張し、金属鉱山は経営不振で、本年上期以降の業界の見透しが悲観的なので斡旋がおこなわれてもかえつて中労委の立場を悪くするという理由から斡旋を拒否した。

その間に大手五組合では五月二二、二三日の両日予定していた第二波四八時間ストに突入、中小企業連のうち、日窒などもこれに同調し、争議の様相は、にわかにけわしくなつた。それに応じて各社における交渉も若干進展し、六月初めにかけて古河をのぞく各社から、調整給、あるいは昇給分と、別に賞与、一時金の三本立で、逐次具体的な回答が提出された。

（注）

(1) 指令と闘争宣言は次の通り。

（六社共闘指令第四号）

――五月七日――

六社共同闘争委員会（五月七日）の決定に基き、五月七日以降当面の闘争方針につき、左記指令する。

〔記〕

一、各企業連は、五月一六日全山一斉二四時間スト（第一波）を決行せよ。

二、各企業連は、五月二二日、二三日全山一斉四八時間スト（第

二波）を決行せよ。

三、第二波以降の闘争方針については、追而指令する。

（六共闘々争宣言―要旨）

われわれの賃金要求にたいする会社側の態度はギマンに終始している。

第一にベースアップは経営を崩壊さすおそれがあると云うが二五、二六の二年間にわたるボウ大な資本蓄積には全く言及していない。

第二に、いまこそ会社は補強工作に全力をあげ、生産設備の充実改善にあたると強調しているが、ボウ大な資本蓄積を新企業に投じようとしているのである。

第三に、物価は横バイで労仂者の生計費は上っていないから、ベース・アップの必要がないとの主張は、過去における低賃金を無視しており、労仂者の生活水準向上を拒否するものである。

以上を要約すると会社側はベース・アップを拒否する根拠は存在しないのである。しかも今次私鉄賃金斗争の示したベース・アップの社会性に関しても何らの考慮を払っていないことは高利潤産業の名をほしいままにしている金属鉱業経営者の不誠意をバクロした以外の何ものでもない。会社側がこうした極めて強硬な態度を示していることは講和後における政府の反動的労仂対策を背景にもつものとして多大の関心と警戒を払う必要があることと痛感する。もし会社側において依然として現在の態度を堅持する限り交渉の円満な成立を希望するわれわれの平和的態度は放棄せざるを得ないであろう。

全鉱各共闘機関は、最悪の事態にたいする万全の準備と決意をもつて会社側の反省を促す次第である。

(2)　この第二波ストの状況は次の通りだつた。たとえば二二日二四時間ストに入つた足尾銅山、足尾製作所両労組では、午前九時から自轉車一〇〇台、自動車二台に分乗して、全町内をデモ行進し、鉱業所松尾所長等に面会、決議文を手交した。

所長はデモ行進に参加した組合員全員に会うことを拒否したので、約四〇分間もみあつたあと、決議文をうけとり、デモ隊は一時すぎ解散した。会社は組合が保安委員を出して保安を確保しているにかかわらず、職員を七一名も出勤させて、重要個所に配置し、組合にたいし挑発的態度をとつた。

しかし組合側は、会社側の提示した金額を問題とせず、五月五、六日から五組合ではそれぞれ七二時間ないしは無期限波状ストを計画するにいたつた。

一方、中労委においては六月四日委員総会がひらかれ、本争議についての実情調査の報告がおこなわれたが、交渉のめどがつかない場合は中労委として積極的な手段を講ずる旨、会社及び労組に通告することを決定した。このような組合と中労委の動きがキッカケとなつて各社の交渉はかなり進展し、各社とも新回答を提示したため、日鉱、同和、別子の三組合はストを延期して交渉を続行することになり、太平、古河の二組合が波状ストに入つた。中労委の斡旋申請にかからなかつた神岡鉱業の交渉は六月に入つて急激に進展し、六月一二日ついに労資の間で意見が一致、いち早く仮調印を行つた。なお神岡労連は、六社共闘にたいして「組織の実情として六社共闘の中では同調しがたい事態に逢着したので、今後オブザーバーの資格にしてもらいたい」という意思表示を行つたので、六社共闘では今後、神岡をのぞいて五社で実質的に運営することが確認された。神岡鉱業の妥結内容は次表の通りである。

六月五日ストを延期した同和においても交渉が進展し、六日組合が会社側の具体案を山元の大衆討議にかけて検討する段階にまで到

神岡鉱業妥結内容

			現行	改訂	備考
ベース・アップ	坑外	25工	A 9,000円 B 3,000 C 12,000	B 2,800円	時間外賃金割増率現行0.3を0.25に改訂する
		1工	360	1. 基本給について再査定 2. その他現行通り	(実質的には585円のベース・アップ)
	坑内	22工	A 13,156 B 2,500 C 17,656	A 14,498 B 4,200 C 18,698	同上
		1工	598	659	(実質的には1,000円程度のベース・アップ)
期末手当	坑外		14,000	17,000	
	坑内		21,000	坑外の約1.5倍	

〔備考〕 1. 期末手当の現行欄は前期分をさす。
2. A＝基準賃金　B＝奨励給　C＝合計

達し、一二日山元の結論をもちよつて代議員総会を招集して最終的な組合の態度を決定することになり、また日鉱では六日の交渉で同和と殆ど同額の会社回答が提示され妥結の見透しが強くなつた。

住友では七日のストを延期したものの、交渉がふたたび暗礁にのりあげたために、一〇日にいたり「一三日以降、鴻舞、佐々連二山全面無期限スト、一六日以降はこれに別子が参加する」とのスト通告をおこなつた。最も交渉がすすまなかつたのは、古河、太平の二社で、古河では一一、一二の両日全山一せい四八時間ストに入り太平では五日から連日全山を四地区に分けた二四時間波状ストを続行するという状況になつた。このように妥結しようとするところと闘争が長期化するところとの二つのグループにわかれ、五社共闘の内部情勢はかなり複雑になつた。

妥結の気運がたかまりつつあつた同和では六月一七日労資双方の意見が一致し、調印をおこない、また翌一八日、日鉱が妥結をみるにいたつた。その後他の三社では六月一九、二〇日の両日にわたつて会社側が新回答を提示したため、住友では山元にオルグを派遣して大衆討議にかけた上で結論を出し、一二八日頃会社側に回答することになつた。

古河では二三日交渉ゆきずまりの状況から、会社側で中労委の斡旋に応じたい意向をもらしたため、中山会長が具体的な斡旋に入り次のような申入れを労資双方に行つた。

（申し入れ）

五月十九日組合側の申請にかかわる一九五二年四月以降の賃金改訂争議につき、本委員会としては慎重審議の結果、左記の結論に到達した。

よつて当事者双方は、本申入れにもとずき速かに今次争議の円満な解決を図られたい。

一、一九五二年四月以降の基準賃金を坑内、坑外につき何れも月額六〇〇円（税込）増額すること。

二、基準外賃金の割増率現行二五%を三〇%とすること。
三、賞与は石炭部門と同額とすること。
四、協定期間一年とすること。

この申入れにたいして六月三〇日会社側からは不満ながら受諾する旨、また組合側からは七月一日「第一項」について不満なので拒否したいとの回答があり、ふたたび自主交渉によつて解決が図られることになつた。この日組合側は七月四日以降A（足尾、日光）B（その他）の二ブロックに分けて四八時間ストを決行する旨を会社に通告、情勢はまたもけん悪になつた。組合側の不満とするところは、現行坑内外の賃金比率一〇〇対一四〇が一〇〇対一三七・四に縮少することで、額そのものにも勿論、不満の意を表明していた。

かくして交渉は三日から四日にかけて続行され、かなり歩みよりをみせ、ふたたび中労委に斡旋を申し入れたため、中労委では、さきの申し入れの第一項を「昭和二七年の基準賃金を坑外につき月額六〇〇円（税込）増加し、坑内については現行一四〇%の賃金比率を維持する」ことに修正すると申し入れた。これにたいし労資は一応受諾する状況となつた。

太平鉱業ではその後まず六月二七日会社側が坑外、坑内一率五三〇円アップの新提案をなし、さらに同二九日会社試案として、受諾しなければ撤回することを条件に、坑外九六五〇円（五五〇円アップ）坑内一万三七五〇円の会社試案を提示した。これにたいし組合側は拒否の回答をしたので、会社側が白紙にもどし、交渉はふたたび停滞した。組合側はその後七月一日に三日以降全山無期限保安放棄ストを決行する旨を会社に通告、このため中労委は、労資と個別的に会見、自主交渉促進方を要望した。かくして、三日にいたり坑外九六五〇円、坑内現行一四三・八%を維持することで、ついに妥結した。

住友鉱業では、六月二〇日以降、交渉を一時中止し、各山元にオルグを派遣し態度決定をおこなつていたが、七月一日中執委をひらいて討議した結果、会社最後案について、不満であるとの態度を確認し、七日以降全山無期限ストをふたたび決行することを決定した。組合側はこの決定にもとずいて七月二日交渉再開方を申し入れた。組合側はこの決定にもとずいて七月二日交渉再開方を申し入れ五日まで連続交渉したが、五日にいたり会社側が一時金の従来の線三六〇〇円を四〇〇〇円に増額する旨を提案、組合側はこれを了承してついに妥結するにいたつた。

古河でもその後七月一二日にいたり賞与について石炭部門と同額の一万一六〇〇円の支給が決定、原則的問題については、すべて労資の意見が一致したが、その後七月一五日以降、足尾鉱山における坑内事情差、本人給中の能率給の配分ならびに女子鉱員の賃金比率の問題について紛争が残り交渉がつづけられたが、一八日ようやく妥結をみるにいたつた。

なお中小各社の状況は、新鉱発が、「坑外八七八九円（四〇九円アップ）坑内一万一〇八五円（四八二円アップ）」の条件のもとに五月二三日まつさきに妥結した。中小各社の中で大手の二二、二三日の四八時間ストに同調してストライキに入つたのは日窒だけであつた。すなわち日窒では五月二二日二四時間ストに入り、会社側は、六月一〇日にいたり「鉱員平均一人当り二五〇円の調整金を支給する」と回答した。これにたいし組合側は不満の態度をとり翌一一日四八時間ストに突入した。一八日の事務折衝で四〇〇円増、二〇日に坑外九六〇〇円の回答が提示されて了解に達し、二一日には妥結した。

その他、大日本では六月二五日に妥結し、また日鉄でも六月一七日から一九日にいたる三日間時限ストに突入する等の闘争によつて鉱山四五〇円、石灰山三〇〇円のベースアップを獲得して七月一〇

中小各組合賃金要求額一覧表

会社名＼項目	協定期間	現行ベース	要求金額	現行に対するアップ率
神鉱発	52.10～52.3	坑外 8,150 坑内 10,850	本番59%(約13,084)皆精勤臨時手当，本番にリンクして増	約 160.0
日鉄	〃	坑外 8,800 坑内 12,760	坑外 12,000 坑内 18,000	136.4 141.1
日窒	〃	坑外 9,100 坑内 13,354	坑外 13,091	143.9
大日本	〃	坑外 8,150 坑内 11,655(25鉱)	坑外 13,091	159.6
野村	〃	坑外 8,200 坑内 12,136	坑外 15,860 坑内 23,470	193.4
石原	〃	坑外 9,100 坑内 13,013	坑外 10,500 坑内 15,051	115.4
中外(上国)	〃	坑外 7,850 坑内 11,264	坑外 13,800	175.8
松尾	〃	坑外 10,633 坑内 16,442(25鉱)	坑外 12,000 坑内 18,400	112.9 111.9
中外(八雲)	〃	坑外 7,850 坑内 10,989	坑外 13,091	166.8
中外(特越)	〃	坑外 7,600 坑内 11,880	坑外 13,000	171.1
中外(村上)	〃	坑外 8,350	坑外 13,091	156.8
土肥	〃	坑外 8,170	坑外 12,000	146.9
日精	51.4～52.3	坑外 7,531 坑内 10,076	坑外 13,091 坑内 19,636	173.8 194,9
白石		坑外 8,300 坑内 11,340	坑外 13,190	158.9

日妥結調印した。

争議の意義　まず争議の妥結内容を検討すると、ベースの面では、古河、日鉱を除き、坑外はいずれも六%～六・一%の幅で妥結している。この点は最初経営者がベース・アップの要求を一時金ですりかえようとした意図をうち破つたものである。しかしこのようなベース・アップ率は、二七年四月の全都市C・P・Iによる騰貴率六・七%にほぼ見合うものであり、組合側の意図した賃金の戦前復帰は到底実現できなかつた。このことは一面では恐慌の第一段階のあらわれはじめた時期であつたため、賃上げが困難にぶつかつたこと、他面においては、六社共闘において最初から神岡が脱落して統一闘争の態勢が不十分であつたばかりでなく、配給ストライキの域を脱しきれず、真に大衆的闘争となりえなかつたことに起因するといわねばならない。

第五節　国鉄の争議

争議の背景　国鉄は戦時中、施設、車輛を酷使し、その上、戦災をこうむつたので全線にわたる老朽と荒廃が生じた。終戦後、国鉄は日本経済の支柱となり、占領軍と独占資本に奉仕する低運賃政策と輸送能力以上の酷使の結果、さらに施設、車輛は老朽化したが、資材の投入も不足し、そのため保修は困難をきわめた。しかし四九年頃から国鉄復興ということが具体的な日程にのぼり、逐次改善を示し、とくに外国軍隊の輸送に大きな実績を示している。したがつて企業活動は戦前の二・一倍に達し、労仂生産性も一一〇%に回復した。しかし賃金はまだ戦前の六―七〇%にすぎない。すなわち国鉄では企業の復興、資本の蓄積を主として労仂者の犠牲によつておしすすめてきたのである。国鉄労組の賃金闘争の根本的な原因はここにあるといつてよいであろう。五二年度の国鉄経営の基本方針として、「五一年度の鉄道貨物輸送量は一億六二六八万トンであるが、五二年度の輸送要請は、一億七〇〇〇万トンに達すると予期されるので、現有能力の最高度発揮をはかる」ことが明らかにされ、「科学的管理方式の推進、経営監査、技術の改善及び資材施設の活用等によつて、経営の合理化と能率の向上を期する」と主張しているが、これによつて労仂強化は一層促進され、労仂者の生活はますます貧困化する。ことに職階制によつて、上下のひらきは拡大する一方であるから、下層労仂者の生活困難ははげしさを加え、したがつて闘争は下部からの強いもり上りを示した。

争議の経過　国鉄労組は、一九五二年一月一七日から第二五中央委員会をひらき、賃金要求、闘争方針等を決定した。闘争方針としては、(一)四月以降の新賃金を要求する、賃金体系をより合理的にする、(二)輸送を確保する、日常的問題の解決を促進する、(三)公労法をてつぱいさせ、労仂法を改悪せしめない、等であり、教育を含むオルグ活動の拡大、(四)定員と実員を増加させる、人部の行動力を高める、(三)組合組織の強化、(三)青婦貫徹を期して闘う、等であつた。

（新賃金要求の根拠）

(1)　一九五二年度国家予算八五二七億は二五〇〇億の講和会議費を捻出のため、民生費は今日よりさらに切下げられ生産水準低下の虞れがある。勤労者の生活水準は戦前の七〇%と云われているが、更に一〇%程度下廻ることになる。

(2)　国際的軍備拡張は更に継続し、世界的インフレは否定できない。

(3)　日本経済が朝鮮動乱からうけた特需景気は少くなると共に、所謂特需上昇はなくなる。

(4)　経済均衡は名目に過ぎず、金融的日銀券の発行は更に増加し、設備資金の圧縮はあるが、金融オーバーローンとなる。

(5)　平衡交付金、公共事業費等政府支出は減額となるので、国民特に吾々労仂者の負担増は地方において特に増大すると考えられる。

(6)　国民所得四兆九〇〇〇億の中において、国民所得の増はほぼ一二%であり、勤労所得においてほぼ一〇%は既に見込まれている所である。

(7)　現在一、二、三月は著しい金融引締によつて物価指数、C・P・S等は、若干下廻るとも思われるが、この現象の年度末特有現象であり、四月からは物価、生活費の上昇となることが考えられ、五二年度中には米の値上げ、電力料金の値上げ必至の

情勢にある。

(8) 国鉄における職員の生産度は、戦前に比較して相当高く、四倍乃至五倍の高能率重労仂を負わされている。

（要求する賃金）

一九五二年四月から、現行賃金に、職員一人当り、八六四〇円の増額を要求する。但し、職員は四六万四九八四名として、特定職員の分を含まない。

（要求する賃金の内訳）

(1) 基本給　6,309円≒6,300円

(2) 特殊勤務手当　職員1人当　324円

(3) 寒冷地給　職員1人当　54円65≒65円

(4) 薪炭手当　96.71≒97円

(5) 石炭手当　100.78≒101円

(6) 夜勤加給　181.19≒181円

(7) 年末手当（夏期1時金）　1,441円　計 8,519円≒8,520円

これらの増額による過超勤務等のはねかえりは含まないので、当然措置されるものと考える。

（基本給算出方法）

A) C. P. I　10,991×1.27＝13,958.57　≒14,000
　　(a)　(b)

(a)は一九五一年九月時の国鉄の平均賃金。(b)は一九五〇年九月を基準として、一九五二年九月をC・P・I一次式による推定と、特に国家予算から民生費の切下げ、主食、電気料金を通ずる上昇一〇%を見込む。

（毎月勤労統計）

B) 10,991×1.26×1.03＝14,264.11　≒14,300
　　(a)　(b)　(c)

(a)は一九五一年九月時の国鉄の平均賃金。(b)は一九五〇年九月を基準として、一九五二年九月を毎月勤労統計（きまつて支給される給与額の一時額）の一次式により、一九五二年九月と推定し、なお前述の一〇%を見込んだもの。

(c)は毎勤と国鉄職員の労仂時間の差 $\frac{8.24}{8}$ で修正係数

（労仂生産性による増加分）

C) 14,000+3,000＝17,000

14,300+3,000＝17,300

その他 8,190×1.4＝11,466……必要也数

計　149,348.5……

1,493,485世×6,900円＝1,030,504.650

(1,040,504,650−427,382,300)＋464,984人＋12＝100.78

右の賃金要求は、二月一九日国鉄公社に提出されたが、それと同時に中闘は、指令第三二号を発し、「三月一日を期して全国あらゆる地点職場で、労仂者大会乃至は職場大会を開催し、全般的な闘争の行動開始となるよう直ちにこれに集約できる具体的行動を開始せよ」と指示した。

一方、機関車労組でもこれとは別に四月以降の新賃金として、一人当り九八八〇円増額を要求した。なお機関車労組の交渉単位設定の要求は、国鉄労組と対立したまま、当局との協定が成立せず、公労法所定の届出期限をすぎたため、問題は労仂省の手に移り、三月二六日労仂大臣の決定が出されるにいたつた。この決定によると交渉単位は、現行のように一つになつているが、交渉委員選出の母体には機関区従事員という職能集団を必ず設けさせ、機関車労組から

も交渉委員を入れるということになつた。

ところで国鉄総裁は、組合の賃金要求にたいして、三月一三日「来年度における国鉄財政は余裕のない事情であるので」要求には応じられないと拒否してきた。この回答書をうけた組合側は、その内容が余りに抽象的であるという理由で、当局に直接会談を申し入れたが、当局の態度は回答書から一歩も出ないものであつたため、ついに交渉はけつれつし、組合は調停申請を当局に通告してひきあげた。二五日ひらかれた中闘連絡会で討議された結果、二八日付をもつて調停申請の手続をとることに決定した。

かくして国鉄では、賃金闘争をからめて労闘スト第二波に同調して四月一八日全国各職場にわたつて休日勤務の拒否、一斉定時退庁を行つた。つづいて四月二四、二五の二日間にわたつて第二六回中央委員会をひらき、「新賃金要求の調停を促進し、夜勤加給の裁定実現を闘い、組合組織の充実強化を図る」などの方針を決定した。

五月一三日、中闘は指令五〇号を発したが、それは闘争の緊急目標として（一）破防法、スト禁止法の制定反対、（二）調停案の有利かつ、すみやかな提示、（三）夏季一時金の獲得、（四）公労法の改正等をかかげ、これにたいして共闘組織を強化し、世論喚起をはかり、政治勢力の強化を行うとともに、実力行使の決意を固めること、三六条協定を無協約にしておくことなどを指示したものである。このような情勢の緊迫下にあつて、労闘第三波ストに呼応する態度を整えるため、本部に戦術委員会を設置した。五月一四日、組合は、当局にたいして「調停申請を行つたが未だに委員会が成立をみないため解決困難な見透しである。このような事態は組合員の生活をますます危機に追いこむから、夏季手当について下期給料日に職員一人平均八五〇〇円を支給されたい」と申し入れた。ついで五月二四日組合は副総裁と会見して夏季手当の問題を交渉したが、当局は政府がきめた公務員の線よりも下まわる回答（一〇〇〇円とかの若干の金）から一歩も出ず、また組合側の交渉委員会をみとめず、正規の団交を回避していることにたいし、さきの指令五〇号の緊急目標四項目のなかから、まず夏季手当八五〇〇円の獲得に当面の全力を集中して闘うことを決定し、そのために全組合員が四日から九日までの間に一日の休暇をとり、一二日からは連日、中央地方で大動員による交渉と坐りこみを敢行すること等の指令五一号を発した。同時に中闘のオルグを全国各地に派遣し、闘争態勢の確立をはかることになつた。

国鉄当局はこれらの情勢に対処するため、五月三一日国労本部にたいし、指令五〇号、五一号の撤回の申入れを行うとともに、実力の行使によつて、正常な業務を阻害した場合は公労法第一八条によつて処断すると警告を発した。しかし組合はあくまで八五〇〇円獲得のため、指令五一号の実行に着手し、六月四日、五日を期して本庁及びその周辺にある局、事務所、さらに大井、大宮両工場にたいしピケットラインをはつて定時出勤を敢行することを決定した。これらのピケ要員として動員された者は約一五〇〇名に達したが業務に支障を及ぼすほどの影響はなかつた。

一方、機関車労組においては六月二日、九五〇〇円の夏季手当を六月一五日までに支給するよう、指令二九号を以て大衆動員及び坐りこみを実施するよう指令した。

この二つの組合による夏季手当要求の闘争は日を追うて拡大され、ついに六月四日には国労動員数二五〇名の中一二〇名が総裁室前の廊下で坐りこみを行つた。このため当局は組合にたいし、直ちに廊下における坐りこみの撤去を申し入れ、これを条件に交渉の再開を通告したが、その後組合員の数は増加の一途を辿り、地方からは上京団出発の報告が続々と中央にもたらされ、六月五日には約一〇〇

〇名に達する陳情団が、本庁三階の廊下をうずめつくした。地方においても札幌、秋田、新潟、水戸、金沢、福知山、大分等各所で坐りこみが開始され、四〇〇名に達した。

同日運輸大臣、総裁等当局の関係者は、参議院人事委員会によばれ、委員会の質問にたいして副総裁から「結論として〇・五か月分を支給することになる」との答弁がなされたが、翌六日の当局と職員側交渉委員との会見で「〇・五を出したいと努力したが現在では〇・三五しか出せない」との回答があつた。

六月七日組合は秘密中闘をひらいて討議し、秘密指令第一号で、本庁、新潟鉄道管理局、本局および浜松工場各支部にたいし六月一〇日を期して午前中半日一斉休暇をとるよう指令した。

七日、中央における坐りこみは約二〇〇名となり、機労五〇名もこれに参加した。地方における坐りこみは約二〇〇名となり、機労五〇名もこみ者も漸次減少してハンストに移行し、ハンストを行つている者の数は約八〇名に達した。しかし坐りこ

かくして夏季手当の闘争は最高潮に達し、前記の個所中、新潟及び静岡地方本部にたいしては中闘からオルグが派遣され、それぞれの対応機関の長に対して一斉休暇を要求する通告書が手交され、実力行使態勢の強化がすすめられた。六月八日総裁は「業務の正常な運営を阻害するような行為があつた場合厳重に処分する」との新聞発表を行つた。

秘密闘争指令による一斉休暇を翌日にひかえた六月九日最後の交渉が行われた結果、「夏季手当として俸給の五割を六月下期給料支給日に支給する、細目については別に協議する、組合は実力行使の指令を撤回する」等の数項目の内容をもつ最後案にたいし、組合側は、「不満ではあるがこれを了承する」と述べて妥結をみるにいたつた。

この夏季手当闘争における下部のもり上りには
一、闘争の諸目標を仲裁裁定の完全実施に集約し、その為に補正予算の編成、日鉄法の改正とを併行して、直ちに裁定実施のため、あらゆる努力を開始するとともに最悪の場合には全組織をあげて、最高度に闘う。
二、右に併せて、賃金値上げを軸とし、破防法撤回、中共貿易再開等の共同目標をかかげて広はんな民主団体等を結集し、中央地方を通じて共同闘争を行う。

ついで新たに中闘委が構成され、新執行部が選出された。新執行部は民同左派一四名、民同右派五名、中立四名、革同派一二名であつた。

八月一三日いよいよ国鉄賃金の仲裁裁定が提示された。その概要は次の通りである。

（国鉄賃金の仲裁々定）

一、日本国有鉄道における特定職員を除く全職員（以下同じ）の基本給（本俸、扶養手当、勤務地手当）は、一九五二年八月以降、平均月額一万三四〇〇円とする。

二、特殊勤務手当は、前項による職種別新本俸決定の後、理由に示す趣旨に従い、両当事者の団体交渉により、従来のものを改訂する。その実施時期は前項に準ずる。

三、寒冷地給、石炭手当、薪炭手当は、これを一本化し、地域別世帯構成別に段階的定額制をとることとし、理由に示す趣旨に従い、両当事者の団体交渉により従来のものを改訂する。

四、年末手当は、理由に示す趣旨に従い、両当事者の団体交渉によつて決める。

五、本裁定の解釈につき疑義を生じ、若しくはその実施に当り、両当事者の意見が一致しないときは、本委員会の指示によつて決める。

――理　由――

（第一）賃金について

一、基本給について、職員側は、昨年度賃金協定実施以来一年間の事情の変化を中心としてその増額を求めている。この考え方は協定妥結の経緯に鑑み、おおむね妥当と認められたから、検討はこの線に沿つて進められた。

そして現行賃金協定が妥結された際における一般職員の基本給月額は平均一万〇九八八円と推算される。これを昨年度の基準とすることについては両者間に争がない。従つて、この金額に一年間の事情の変化を織込むことによつて、適当な結論が得られるわけである。事実、昨年の調停成立以来、労仂関係経済諸指標の各月対前年同月の上昇率をみるに、生産活動のやや頭打ち的傾向にもかかわらず、生計費賃金何れもおおむね二五％に近い数字を示し僅にＣＰＩが最近落着きを見せ二〇％を割り始めたに止まる。一見して昨年度分の賃金はそのまま本年度に用い得ないことを明らかにしている。

二、問題は前年度の賃金を本年度に引直すことにあるのであるから、前回の調停案の経緯にも鑑み、右に述べた一年間は昨年度の中央から本年度の中央までとするのが合理的である。

このために必要な傾向値の測定については、いろいろの主張があり得るが、本委員会は、凡ゆる角度から検討の結果、次ぎの方式を最も誤差少きものとして採用することとした。即ち、最近の労仂関係経済諸指標の推移が何れも直線的傾向を示しているので最小自乗法二次式を避けて一次式をとり、起点は、朝鮮動乱が我が国経済に及ぼした影響に鑑み、一九五〇年六月として長期傾向線を引き、更に朝鮮休戦会談開始による変動と現行賃金が遡及実施された時期との観点から一九五一年八月を起点として短期傾向線を引き、両傾向線の中間値をもつて回答としたのである。

次ぎに基礎とすべき指標としては、従来、製造工業の定期給与が関連系数として最も多く用いられて来た。しかしそれは他に比べて資料的に正確度が高いことと、所属労仂者が全産業中半数以上を占めていることなどによるものであつて、事業及び労仂の実態経済界の変動影響度等からみても、製造工業の賃金をもつて国鉄賃金を律することは余り当を得たものとは認め難い、最近その他の産業の賃金統計も種々改善せられ、もはや製造工業とほとんど遜色がなくなつたことは所管庁の言明するところであるから、国

鉄のような企業にあつては全産業の定期給与により、民間賃金との権衡をはかるのを妥当とする。これによれば一年間の上昇率は二一・六五％となる。

なお、職員側がとつた定期給与一時間当りの計算方式は、資料の関係上、かえつて実態を反映しないものと認めた。

三、以上の順序により算出すれば一万三三六七円となり、これを円くして裁定とした。この新賃金は本来ならば本年四月に遡及さるべきものであろう。しかしながら、国鉄の支払能力には後に述べるように多くの問題があり、これについては種々対策を講じ得べきものと認められたが、それにしてもその実現までにはなお若干の日時を要し、また本年六月には新たに夏期手当が支給された事実もあり、かたがた、この際としては八月以降の実施を適当と認め、その間は職員側に辛抱して貰うこととした。

なお、職員側は、民間賃金の動向の外いろいろの理由を挙げて増額の根拠としているが、これらは何れも理論的に採用し難い。

四、特殊勤務手当の大部分が四年間もすえ置かれたことに対する職員側の不満はもつともである。この手当の対象となる特殊な労仂条件の加重が、その職種に属する者全部に均等に課せられない以上、この手当の額と本俸とのアンバランスは、労務管理の立場からいつても、放置できないものと認められる。原則としては本俸の引上げに応じて、この手当も引上げられるのが順序である。

しかしながら、これまでベース改訂の度に、各職種と本俸との関係は検討され、その形もかなり変更された。更に今回の賃金改訂もその分配について団体交渉が行われることになつている。従つて新本俸確定前に、適正な特殊勤務手当の額を算出することは不可能である。よつて、本俸の分配が確定した後、現行制度について根本的に再検討を行い、制度実施以来の事情の変化を参酌し各職種別新本俸を基礎として、団体交渉によつて決定するを妥当と認め、主文第二項の如く裁定した。そしてもし両者の協議が整わないときは、本委員会の指示によることとしたい。もちろん相当の増額は必至であるが、事前にそれを確定することは困難であるし、また適当でもない。（以下略）

かくして第五回の中闘委は八月一九日からひらかれ、当面の目標として、一、団体交渉によつて裁定に必要な予算を確定する、二、八月通常国会で速かに予算の決定をさせる、三、新基本給一万三四〇〇円の八月からの実施、年末手当一・五か月分を必ず獲得する等を決めた。

中闘は、裁定の完全実現のために必要な予算化を行わせる闘争にすすむ一方、八月からの実質的な新基本給の実施をさせるため、二〇日当局にたいして、一・五割の暫定払いを行えと要求したが、二六日当局は、予算上、資金上これの実施はできないと拒否してきた。そうこうするうちに二八日、吉田内閣の抜うち解散の強行によつて選挙が行われることになつたため、一・五割の暫定払いと選挙闘争とを併行して闘つてゆくことになつた。

総選挙は革新陣営の多数進出となつて終つたが、九月一〇日暫定払いの第五回交渉がひきつづき行われた。当局は、まだ裁定にたいする補正予算にたいしては全然みとおしがつかず、予算上、資金上、支給は困難であるとの言明を行つた。かくしてこのような交渉のゆきずまりを打開し闘争を全面的に前進させるため、一〇月二二、二三日、中央委員会がひらかれた。決定された闘争方針は次の通りである。

一、仲裁々定の完全実施、年末一時金一・一・五割暫定払早急獲得、三、輸送を確保する定員の獲得、二、八か月分の獲得、二、

充足、四、各種協約の早急締結等。

闘争の手段と展開は、一、諸情勢を全組合員に徹底する、二、あらゆる機関を通じて職場大会をひらき闘争力をもりあげる、三、文書戦を含み、大衆動員を大規模に行う等であつた。

一〇月三一日から暫定支払についての交渉が行われたが、当局は依然として予算の見透し難を理由に拒否してきた。さらに一一月一日、六日、一二日と交渉がつづけられたが、らちが明かないため、組合はついに一四日次のような闘争宣言を発した。

（闘争宣言）

国鉄裁定は三たび自由党政府によつてふみにじられようとしている。

政府は八月以降一万三四〇〇円の仲裁裁定に対して一一月から七か月分の要求に対して〇・五か月分をおとし、年末手当は一・七か月分をおしつけようとしており、この数字は冷遇をうける公務員よりも更に下廻るものである。〈中略〉

一方またわれわれの生活はますます苦しくなり、困窮の度がその極致に達している。われわれは政府がかかる法律無視によつて国鉄職員の低きに過ぎる謙虚な要求を蹂躙する態度を改め、裁定の完全なる実施ができるよう措置することを念願するものである。

もし政府、当局があくまで既定の方針をもつてわれわれにこたえんとするならば、国鉄労仂組合は四〇万の全組織をあげ、仲裁々定完全実施のため実力を以て対決する決意あることをここに披瀝し、内外に宣言するものである。

一九五二年一一月一四日

国鉄労仂組合

さて闘争は最高潮に達し、一一月二五日、組合は秘密指令第一号を発し、東京外一〇か所の主要地区を指定し、一二月一日以降、第三六条協定を無協定とし、超勤拒否の闘争を強化することを指令し、

さらに一号から五号までの闘争指令を出し、下部の闘争態勢の整備を要請した。当局は一一月一七日の団交において「暫定払は行わない」との最後通告を行つたため、この交渉は終止符がうたれ、あらたに仲裁々定実施にともなう新賃金の本格交渉が一一月二一日から行われることになつた。第二回の交渉は二五日に行われたが、当局は相変らず、ぬらりくらりの応答をくりかえしたため、組合側を憤激させた。さらに国会が二四日から始まるので、中闘は各党工作を行い、国会闘争をもりあげるとともに大々的な宣伝活動の火ぶたをきり、各地に中闘を派遣した。

二七日の交渉で当局は、閣議決定があつた以上、裁定通り実施することはできないと答えたため、大阪、名古屋、門司、高崎等の各地から参加した上京団は憤激した。上京団は連日二〇〇名を突破した。そして二九日の交渉においてはついに二〇〇名の組合員が総裁室前に坐りこみを開始した。また地方においても各所で坐りこみが行われた。十二月二日には総裁室前の坐りこみは三〇〇〇名に達した。各地の闘争は次第にたかまり、大阪では超勤拒否が行われた。三日の交渉もまた物別れとなつた後、組合は本庁中庭で報告大会をひらき、坐りこみを撤去することをきめ、さらに強力な闘争をおしすすめることになつた。四日から札幌などの一一地方本部は一せいに指定地域の超勤拒否に突入した。これによつて大阪、門司、東京、名古屋において列車編成に、かなりの支障が生じた。なお当局は、遵法闘争にたいして「業務の正常な運営を阻害する行為が行われた場合、関係者の責任を追求する」との通達を行つた。

組合では年末手当要求を一・二か月と決定し、その獲得を仲裁々定とあわせて闘争することになつた。

さて闘争は最高潮に達し、一一月二五日、組合は秘密指令第一号を発し、東京外一〇か所の主要地区を指定し、一二月一日以降、第三六条協定を無協定とし、超勤拒否の闘争を強化することを指令し、

その他の地区にたいしては一日更新を指示した。その結果、一二月八日にいたり無協定箇所一一か所となり、さらにこれと併行して中央地方に坐りこみが行われた。一二月六日組合はさらに闘争を強化するため、一一地方本部以外の箇所も一二日まで無協定とすることをきめた。九日以降、組合が行つた「運転保安規整運動」＝遵法闘争は、かなり大きな影響を列車の運行面に及ぼし、東海道、東北、高崎、鹿児島各線の貨客各列車は、相当遅延した。さらに組合は、一二月一五日を期して一斉休暇の指令を発し、これにたいして各地方本部はそれぞれ所要のピケ要員の手配をおわつた。当局はこの指令の撤回を要求したが、一五日に予定通り一斉休暇に突入した。

一斉休暇の状況は、まず本庁においては六時三五分から入門を禁止し、七時からピケをはり、六〇〇名が動員配置された。名古屋管理局では七時半から四か所の入口を二〇名ないし三〇名一団となつてピケをはり正門にはベリケードをきずいた。広島管理局でも約六〇〇名を動員してピケをはり、ピケ要員はついに一二〇〇名に達した。その他、門司、大井工場等でもピケにより出勤者を阻止した。

国鉄当局は「かかる事態を発生せしめた以上、当局としてはあくまで法規に従い、関係者の責任を追求し、処分する」との声明を発表した。

しかしその後、一二月一九日、第一一次交渉において国鉄の仲裁をめぐる賃金問題は妥結をみた。妥結の条件は次の通りである。

一、旧ベース〇・二五か月分を年末手当の追加として一月八日に支払うこととし、さきに準備した暫定払と併せて、おおむね年末手当は新ベースの一か月分とする。

二、今年度末までに予定収入突破運動を行うこととし、これが実現を期するために増進努力金として先払いの形で、前項と同時に新ベースの一か月分を支払う。

争議の意義と特質　公労法によつて争議権をうばわれてから、沈滞の極に達していた国鉄は、五二年度の闘争を通じてふたたび生気をとりもどしてきた。その闘争の特質は、下部のもり上りがいちじるしかつたことにある。ことに夏期手当の闘争において一斉賜暇闘争を行わなかつたことにある。年末闘争においては、年末闘争においてこの闘争手段を中闘がとりあげざるをえないところまで追いこみ、画期的な一斉賜暇戦術がとられた。もちろん、この闘争はあくまで合法性的格をもつものであつたが、当局の「業務の正常な運営を阻害する行為を取しまり、責任者は処分する」という再三にわたる威かくにもかかわらず行われたこの戦術は、なんといつても国鉄組合員の成長を示すものとみてよい。すなわち合法主義ぎりぎりの線で国鉄組合員は見事な立直りを示したのである。

しかし全体として闘争は、幹部闘争を脱しえず、国会闘争に大きな比重がおかれて、ともすれば大衆的闘争がないがしろにされる傾向は否めなかつた。また賃金要求にしても、他産業がすでに放棄している官庁統計に依存したものであり、労仂生産性に合う増額分を要求するなど、自からの労仂強化を是認するような態度で闘争が出発したことは問題であつた。したがつて妥結の条件においても予定収入突破運動を行うという一項があり、さらに一層の労仂強化をして賃金を増額するたてまえになつている。

第六節　鉄鋼労連の争議

春季賃金闘争　鉄鋼労連では五二年一月二一日の第二回賃金対策委員会において、要旨左のごときマ・ベ方式による春季の「賃金要求の基本方針」を決定し、着々と準備を進め、三月二二日、傘下十数組合が一斉に要求書を提出した。

（賃金要求の基本方針―要旨

一、今日、日本の鉄鋼労仂者がその家族を扶養しつつ健康にして文化的な生活を営んでゆく上に最低必要な物量をもつて「五人世帯マーケット・バスケット」を作成し、その市場価格による金額換算によつて「鉄鋼労仂者（五人世帯）必要生計費」を算出する。

二、しかしながら当面の賃上げ斗争においては、右の必要生計費額そのものを要求額とすることは、労資関係の現状から困難と思われるので、現状勢下で獲得しうる限りの水準まで圧縮し、その圧縮生計費を鉄鋼労連の標準世帯に引直したものを要求金額とする。右の要求金額は労連組織の現段階に鑑み、各組合の経営格差を考慮して三ないし四のグループ別に作成する。

この要求金額は「所定労仂時間」に対して支払われる「基準内賃金」として獲得さるべきものである。

三、賃金体系についての方針

（イ）要求額の最低限五〇％は「年令別最低保障給」および、その附属給としての「家族給」として固定的に支給さるべきである。

（ロ）要求額の二〇％は能力給として最低保障給の上に積み上げる。

（ハ）残りの三〇％は能率給ないし生産報償金として支払われて差支えない。

（ニ）能率給の配分は能力給に基いて行う。

（ホ）現在、基本給に附随し、または併行して形成されている「生計手当」「物価手当」「精勤手当」等の固定給は、金額、体系は「年令別最低保障給」中に吸収さるべきものである。

四、基準外賃金について

（イ）時間外労仂給（深夜業手当、休日仂基準法上の規定を最低限としてそれ以上が支給されなければならない。

（ロ）能率給中の超過分―不当に甚だしい職階的格差、身分的、封建的または恩恵的な要素を基礎とすることを排除する。

（ハ）特殊勤務手当ないし特別作業手当の一層の改善。

さらに、三月二五日から三日間にわたつて開かれた第三回定期大会では、次のごとき共同闘争方針の決定をみた。

（賃金値上闘争方針要綱）

一、一貫グループは二〇〇〇円以上のアップを行う。

二、他の三グループは前記状況を勘案の上、賃金値上げの率を決定すべきである。

三、賃金値上げの分は固定給部門に繰り入れる。

四、各グループは密接なる連繋を保ちつつ賃金の安定化を図部は各グループの賃上率を決定する。本かに各グループに連絡する。

五、賃金案の作製を三月一二日までに行いてこれを確認する。

六、賃金要求提出期日は三月二二日とする

七、回答指定は四月五日とする。

八、闘争の組み方

1、各グループ別に連繋を保ちつつ斗う

2、本部は各グループの斗争状況を把握し適切な指示を行う。

3、前記各グループ別闘争の困難な組合（主に二、三部会）は地協の中に加わつて闘う。

4、グループ会議開催の手続は本部において行う。

5、闘争の進行状況により本部は調整のため会議を召集する。
6、各単組における闘争に困難を生じた時には、本部はオルグを派遣し闘争の指導を行う。
7、妥結はグループ別に行い本部承認をうける。
九、以上の方針は最低基本線であつて、闘争の進展状況により更に方針の強化を図つて行く。
一〇、このような方針を出さなければならなかつた実態を大会で解明すると共に、鉄連強化方針を明確にする。

その後二か月、一貫、平炉、単圧、鋳鍛鋼各グループ別に交渉がつづけられたが、五月下旬までに妥結をみるに至らなかつた八幡、富士、日本鋼管、住友、神戸製鋼の五労組は六月三日一斉に二四時間スト実施を決定し、このうち八幡がまず六月三日二四時間ストに立上り、その後も九日より一二日まで事務スト、一三日以降無期限スト実施を決定していた。つづいて七日には神戸製鋼が二四時間ストに入つた。また富士では三日のスト延期後、団体交渉をもつたが会社側は賃金増額は不可能であるとして賞与を提案し、組合側はこれに対し一三日以降における室蘭、釜石の無期限スト指令をもつて応じた。一方、日本鋼業労組（福岡、鉄鋼労連加盟、一二〇〇名）は七月一日第一波一二〇時間ストをもつて首切り反対闘争に立上りその後三一日に至るまで一か月にわたる無期限ストを続行して闘い抜いた。この闘争は、中小企業労働者として同じような条件の下にある全日本金属大同鋼板分会（尼崎、二〇〇〇名）の首切り反対闘争と共に大いに注目された。殊に後者の闘争は中日貿易促進に対する中小企業労働者の関心をよびおこした。

しかし五社のうち住友は六月五日、一時金、賞与で妥結し、神戸製鋼は一二日組合側から兵庫地労委に斡旋を申請し、一六日には斡旋員の団交促進方の申入があり、一九日には定期昇給、一時金、賞与をもつて妥結するなど鉄鋼争議の山がみえてきた。そこで、富士労連では一六日の川崎における二四時間スト突入を契機として一七日にはストライキを中止し、一九日には中労委に対し斡旋申請を行うにいたつたが、これに前後して八幡では一三日からの無期限ストを前にしてこれを中止し、一五日には一八日以降の実力行使を検討するとの決定と共に賞与手取一万七〇〇〇円の要求を提出し、団体交渉をもつに至つた。また日本鋼管では一七日に事態の収拾を決定、一八日には一時金、歩留給改訂の線で妥結した。八幡、富士、日本鋼管、神戸製鋼の闘争経過並に妥結状況は次の通りである。

鉄鋼労連春季賃上（ベースアップ）斗争要求経過、獲得状況（一九五二・七・四現在、組織部調）

	要求額（現行基準内ベース）	附帯要求	回答並に獲得額	交渉並に闘争経過
八幡製鉄（三万四〇〇〇人）	一、六三〇（一五、五五〇）	退職金増額三〇年満	ベースアップ拒否	四月三日回答延期申入あり、四月二二日社長事故で交渉中断、四月二五、二六、二七日、五月二、六、九日団交進

	日給 一、〇一三、六一九 月給 一、三五五、三二五	〇円） 五月二〇日　精勤手当二一％本給に繰入れ（九七六円） 五月三〇日　退職金第二次回答 三〇年満 日給　七九八、一七一 月給　一、〇八三、六九九 六月二三日　退手四月一日実施 昇給　二九〇円 ※中元賞与（手）一七、〇〇〇 ※六月三〇日妥結調印
富士連合 室蘭（七三〇〇人）、釜石（六五〇〇人）、広畑（五五〇〇人）、※川崎（三〇〇人）	二、四〇〇 （一四、六〇〇）	退職金増額 三〇年満 一、二六〇、〇〇〇
		ベースアップ拒否 六月一〇日　夏季資金（手）一七、〇〇〇— 六月一〇日　退職金第三次回答 三〇年満、八七四、〇〇〇 （職工別なし） 六月二五日　退手四月一日実施 昇給　二九〇、— ※中元賞与 一七、〇〇〇—（七月五日支給）
		四月五、八日下旬まで回答延期申入あり、四月二二日団交進展せず、四月二六日中委、五月八～一二日団交、五月一三日経営審議会、五月一四日団交、アップ拒否依然進展せず、闘争態勢（スト権）完了、闘争宣言発す、五月二四、二九日団交打切り、五月二八日スト指令（六月三日二四時間スト）、五月三〇日スト通告、スト宣言、退職金第二次案回答（日給七六五、〇〇〇、月給一、〇四三、八八八）、六月二日連中闘、六月三日朝スト延期指令、各現地討議に入る、室蘭、釜石、川崎延期指令否認、既定方針確認、六月七日広畑も同調、六月九日連中闘、六月一三日無期スト決定、六月一〇日スト通告、夏季資金（手）一七、〇〇〇退職金八

展せず、五月一二、一九日、中委開催、五月二〇日—二三日スト投票、集約、確立、五月二四日中委スト権闘執に移譲、確認、五月二七日闘執六月三日の二四時間スト決定、五月二八日団交闘争宣言手交、五月三〇日退職金第二次回答、六月三日二四時間全面スト決行、六月一〇日無期限スト突入、六月一二日軌条関連工場のロックアウト申入、六月一三日無期スト一時中止、六月一三日闘執、六月一六日七二時間スト決定、六月一四日中闘委スト延期、賞与交渉方針決定、六月一六日夏期賞与要求、六月二三日団交、賞与一七、〇〇〇、退手四月実施、昇給二九〇回答　六月二五日中闘委妥結承認、闘体解除、六月二六日～二八日一般投票、六月二九日八六％で妥結決定、六月三〇日妥結調印

		鋼管	川崎（一万三〇〇〇人）、鶴見（四〇〇〇人）、※富山（一一七五人）、※新潟（三四〇人）※本牧（一四七人）	七四、〇〇〇（第二次）回答、六月一二日連中闘、六月一三日室蘭、釜石、全面無期スト突入、六月一四日事務部門解除、六月一六日川崎スト突入、六月一七日スト中止、六月一八日連中闘、六月一九日中労委斡旋提訴、六月二四日斡旋依頼打切り、六月二五日中元賞与一七、〇〇〇、昇給二九〇、退職手四月実施回答、現地討議、六月二八、三〇連中闘妥結承認
				※六月三〇日妥結調印

一、七〇〇（一五、五五〇）
退職金増額
（〇・三%）
旅費規定改正
共済会設立規定

ベースアップ拒否
五月二九日
定期昇給
五〇〇—（三月一日実施）
会社創立記念金
三、〇〇〇—（六月一八日支給）
歩留能率給制度
七〇〇、（各所別交渉）
※六月一九日協定調印（妥結）

四月八日回答延期、四月二八日以降交渉、五月二日昇給四一〇円、交渉進展せず、五月二〇日アップ拒否、五月一二日組合非常態勢に入る、五月一七日スト権確立、五月二三日団交打切り声明、五月二四日争議態勢突入、五月二九日闘争宣言、定昇五〇〇、—創立祝金三、〇〇〇—歩留能率給別途協議の回答、組合不満、行動の自由留保通告、六月二、三日ストを延期決定、六月三日川鉄中委単独闘争確認六月五日連中闘結論でず、六月九日〜一一日団交、交渉経過確認、交渉、六月一七日川鉄臨時大会、アップに終止符、一時金闘争切換決定、六月一九日賃金協定書調印、各組合別に（手）一七、〇〇〇、—一時金要求、六月二五日交渉方式について会社より通告、代表者会議、単独交渉確認、六月二七日団交、共同交渉に入りスト権確立の準備に入る、六月三〇日会社回答、（込）二一、〇〇〇、—配分について各所交渉し、六月三日鶴鉄、六月五日川鉱妥結

神鋼	連合	一、九〇〇（一四、三一七）	ベースアップ拒否 五月三〇日　賞与四、〇〇〇―（八月一二日までに支給） 六月二日　人給一一〇、―（一二か月分一、三二〇―） 四月一日実施 六月一二日増資記念金 五〇〇〇、―（八月一二日支給決定） 六月一九日 特別臨時給　五、七九〇―（六月三〇日支給）別に二七・三%臨時給　二、三四〇― 支給済 ※六月一九日妥結調印	四月五日回答延期、進展せず、五月一三日団交、アップ拒否、五月一四日、スト権確立、五月二一日具体的回答なし、五月二八日団交闘争宣言、五月三〇日アップ拒否、賞与四、〇〇〇特臨給三、四〇〇―回答、組合拒否、スト通告、六月一日団交、争議協定、拡中確認、進展せず、六月二日団交、昇給一一〇、特臨給四、四九〇、三日スト延期、六月五日拡中、六月七日スト決定、会社回答、特臨給五、四九〇、組合拒否、六月六日スト指令、六月七日二四時スト突入、六月九日連中闘、第二波スト準備指令、六月一〇日連中闘スト通告、六月一一日拡中、第二波、六月一三日二四時間スト確認、団交、六月一二日増資記念金五〇〇―回答、六月一三日スト延期、地方委提訴決定、六月一四日拡中確認、六月一九日団交特臨給五、七九〇―六月一九日妥結調印
東京（一〇〇人）、名古屋（五七〇人）、神戸（五八〇〇人）、高知（七〇人）、長門（一〇〇人）			
尼崎（五八〇人）、大久保（六〇〇人）、日高（三五〇人）、			

「備考」　一九五三年二月一九・二〇日、日本鉄鋼産業労仂組合連合会第四回臨時大会報告書による。

なお、鉄鋼労連第二回中央委員会で決定をみた「春季賃金闘争の成果と自己批判」および、それに伴う今後の「対策」の要旨は次の通りである。

一、春季賃金闘争の成果と自己批判――要旨――

(一)　闘争の総括的批判

1、今次の賃上闘争の結果は賃上げそのものの獲得率は低く、この面からすれば成功とはいえない。

2、しかし今次闘争にみられた広汎な大衆的行動の経験は運動の一歩前進であり、賃上げの失敗を補つて余りあるものといえる。

3、労資が対等の立場で大衆的な対決を闘いぬき、且指導しうるだけの主体性は未だ充分とはいえない。この面の是正が行

われるならば、必ずや次の機会に於て充分な成果が期待し得るであろう。

4、以上の観点より闘争の指導系統、組織体制等に於て改善の具体的方途を速かに大衆討議の上決定しなければならない。次にこれを夫々のケースによつて分析し批判を行つてみる。

(二)　本部分析の是非について

以下、基本的な考えに誤りがなかつた所以を要約すると、

1、今次の賃金値上闘争は従来の如く企業が好景気に恵まれてそのオコボレを貰う式のものでも、又、財政のインフレによる名目賃金の値上げといつた式のものでもなく、われわれとしてはかつて経験のない闘争であることは本部として当初から明言していた。

2、今次の賃金値上げ闘争は第二次大戦後の生産回復にともなう分配基準の変更を行う性格のものであつた。

3、以上のことから要約すれば、本部のとつて来た基本的なものに誤りはなかつたにしても、以上のような闘いの性格と、各組合の主体的条件、或は共闘の組み方の間に相当なズレのあつたことは批判されなければならない。

(三)　共闘組織の組み方について

次に、今次共闘組織運営上の誤りを指摘すると、

1、共闘の性格、内容が極めて不充分であつたこと。このような脆弱な組織に対し本部側の指導性が欠除していた。

2、本部単組間、及び各単組間における信頼性が甚だしく欠除していたこと。共闘内にある単組において道義的責任に欠くるところがあつた。

3、本部規約よりも単組規約の優先している現状では闘争方式も勢い企業実態による自主的闘争の傾向へと走ることは当然であろうが、あくまで本部を中心とした共闘体を組むべきであつた。

4、共闘組織を構成する企業連合会に対しての対策に不備があつた。尤も現状における企業連合会対策は一率に対処することとは許されない問題であつたにもせよ、規約上の誤謬まで侵している実体を放置したことは誤りであつた。

5、共闘をグループ別闘争に集約したことは適切であつたとはいえ、本部として各グループ内の各単組の実体把握に欠けるところがあり、夫々の情況把握が不充分であつた。

6、従来、屢々批判を受けている問題でありながら又しても一貫、平炉両グループの闘争に重点をおいた本部対策は組織上の問題としての考慮を必要とする。

(四)　共闘戦術について

さきに述べた通り非常に重大な使命をもつた今次闘争の実態は各グループ別の共同闘争であり、しかも甚だしく単組の自主性を尊重した力の弱い共闘が展開されたのである。勿論かかる現象は決して好ましい姿ではなく遺憾に耐えないものであるが現状の本部及び単組の実体からすれば止むをえないものであり これ以上のことは望み得ない状態であつた。しかしながら、このように微力な共闘組織も夫々の単組が交渉の困難性を感知するに至り、日時の経過と共に漸次、強力性をもつに至つた。即ち経営者団体の結束を破るためには、個々の力をもつてしては到底不可能であるとし、グループ及びグループ間の共闘が必要な状態になり、夫々単組の自主的な欲求によつて組まれたものであるだけに、その内容にはある程度の力強さが保たれたのである。この姿は大阪で開かれた第二回代表者会議以降日増しに充実し、以来スト第一波決行予定日（六月三日）までの相互連

絡及び協力は多分に闘える要素を形成したと考えられ、その対策は成功とみられた。しかし、いよいよその当日である六月三日直前に至り八幡労組を除く他組合が軒並みに崩れ落ちるに至つては、折角ここまで築き上げた共闘組織も一挙に瓦解し、当日までの努力も期待も水泡に帰した状態となり、その後の見通しについても全く悲観的な要素を与える結果となつた。

かくの如き事態の招来は今次闘争における戦術上の最大致命傷であつたことはいなめない。もしもかかる状態を招来することなく、予定通りのコースを歩むことができたと仮定するならば、全く異つた局面が展開され、鉄鋼労連発展のためにも重大な貢献となつたであろう。

しかしこのようにくずれた組織が、直ちに回復へのコースを辿つて強力な組織に立ち直ることのできたことは実に稀に見る現象であつた。

何が起因しての立直りであつたかについては色々の理由があつたと考えるが、何としてもその最大の理由に数えられてよいのは八幡労組の厳然たる闘いぶりであり、これから派生する組合間の道義性、責任性の問題であつて、このような事態になつて初めて階級的連帯観の現れとなつたことと、今一つの重要な理由としては一般組合員の高度な階級的意識の発露が幹部に与えた影響であつた。

二、春期賃金闘争の成果と自己批判に伴う対策――要旨――

(一)　組織対策

かくの如き悪条件下にある客観的諸情勢の中で今後われわれの要求を貫徹するためには、如何なる困難と障害を克服しても産業別に結集した強固な共闘体又は統一体を組織する以外にはその成果をあげることは不可能である。

ために、鉄鋼労連としては、結成当時からの目標であつた単一化へと移行することが最も理想的であり、且つ最も効果的であることはいうまでもないことであるが、現状の実体を考えれば、その過程に余りにも多くの未解決問題が横たわつており、その障害は二七年度運動方針に基ずき一つ一つ解決していくことが必要であるが、当面は現状の組織実体を考慮しながら最低限度の目標を次の如く定める。

1、同一の目標をもつて闘争を行う場合には、一切の指令権を本部中闘に委譲する。

この必要性については更めて述べるまでもないので省略するが、ここで最も注意を要することは、権限執行に当つての態度であり、その時期、内容、方法等についての考慮である。したがつて本部としては、この指令権限の執行に当つては充分にグループの実情を勘案しなくてはならない。なお執行に当つて具体的処置を必要とする事項をあげれば、

(1) グループ会議組織を強化整備する。このために専従役員の設定その他を行う。

(2) グループ会議に指令権限の実行を円滑に行いうる如く協議機関を確立すると共に、連絡、調整の完璧を期す。

(3) 企業連合会代表者はグループ会議に出席し、団体交渉の経過を報告し、交渉戦術樹立の協議に加わることができる。

2、労仂協約、組合規約、闘争組織大綱の統一に努力する。

3、地方協議会組織の強化を図る。

4、教育宣伝活動並にオルグ活動対策の充実強化を行う。

(二)　秋季賃金対策（略）

大同鋼板　日本鋼業の首切り反対闘争　全日本金属大同鋼板分会

の現行賃金は基準内手取一万三四〇〇円、この外に月々支給されていた一時金が三月をもつてなくなるので、四月一二日二三〇〇円の賃上げ要求をした。これに対し会社側は目下四割の操短実施中であり、業界と企業の不振を理由に次の回答を行つた。

一、三四三の希望退職募集。応募者がこの数に満たねば指名解雇する。六か月間たてば原則として復帰させる。職員も職制改廃とにらみ合せて一割程度圧縮する。

二、福利厚生費の削減。社宅や家族寮の家賃を九倍ないし一七倍引上げる。独身寮の室料は一〇倍値上げし、水道・光熱費や食費も会社負担をやめる。工場給食は全廃し、出勤した日だけ副食費一五円を支給する。

これに対し労働者は実力行動をもつてたたかう意思を表明した。すなわち、五月二七日三班にわかれて四時間波状ストに立上り、その後、船積期日の迫つたイタリア向け輸出鉄板生産のための休日出勤業務命令はスト切崩し策とみて拒否したほか、五月三一日の時限スト、六月三日の波状スト、六月一二日の短時間ストと次々に実力行使が行われた。会社は六月一八日の団体交渉で一時金三〇〇〇円の支給を提案したが、職場の大衆討議の結果あくまで賃上げと首切り撤回で闘うことを決定し、逆に夏季手当の要求を会社につきつけた。そして分会は六月二五日から二八日まで連続波状ストを決定したが、会社は先手をうち二五日から四日間ロックアウトを通告した。しかし、労働者は官憲の弾圧を予想して実力で職場を防衛するため万全の準備体制をとり、また金属兵庫支部、大阪支部では弾圧が加えられた場合には抗議ストを行い、応援隊を派遣する決議を行い、ロックアウトを単なる「臨時休業」に終らしめた。やがて会社は七月三日ついに一時金を八〇〇〇円に引上げ争議の早期解決を要請してきた。これに対し分会は一時金を認め、夏季手当を要求通り獲得した上、工場閉鎖・職場放棄中の賃金は争議解決金として要求し、厚生施設はあくまで既得権をまもり、定員や希望退職は職場の意思に基いてきめて行く方針に立つて、ようやく終結段階に入つたのである。

一方、日本鋼業では会社側の二七三名にのぼる人員整理案発表によつて七月一日以来、一か月にもわたる長期ストに立ち上つた。すなわち、六月一六日スト権確立、一七日闘争宣言を発し、二五日指名通告・交渉打切りから七月一日第一波一二〇時間ストを決行、その後、同月三一日に至るまで無期限ストが続けられ、地労委の斡旋乗り出しによつて次のような協定書の条件で終止符を打つに至つたのである。

（協定書要旨）

一、二一八名（当初二七三名）全員を希望退職の取扱いとする。（既希退七二名を含む）

二、会社案（規定の外、基本給月額の六か月の特別手当金）にさえに退職金として基本給月額の五か月分（計一一か月分）を加らる。但し協定と別に五〇万円（基本給一か月分相当額）を餞別金として出す。

三、二一八名中八七名を臨時工として採用し、他会社（下請）に一三名転職せしめる。

四、将来、優先採用とする。

五、臨時工給与は、従来の臨時工給与の二〇%増しとする。

六、厚生施設のうち、理髪店は構外に移転し、速やかに開業する。精米所の存廃は、利用人員の数の如何によるので、双方協議して定める。

越年資金闘争　鉄鋼労連は一〇月二九日の第三回中央委員会で闘争方針を決定し、一一月一〇日一斉に要求書を提出した。そして同月

越年資金要求及び妥結額一覧表

組合名	要求提出月日	要求額		妥結月日		妥結額		備考
八幡	11. 8	手取	25,000	12. 11		手取	20,000	
富士連合	11. 10	〃	23,700	12. 10		〃	19,500	
鋼管連合	11. 10	〃	25,000	12. 10		税込	26,000	
小倉		税込	15,000			〃	9,000	本社移轉記念として300円程度の記念品の交付は並に年末調整は全額会社負担とする
住友連合	11. 10	手取	25,000	12.	6	手取	19,370	
神鋼連合	11. 13	税込	22,000	(12.	6)	税込	17,590	
川鉄協議会	11. 11	〃	18,000			〃	18,000	
中山製鋼		〃	21,000	(12.	4)	〃	18,000	
日亜本社		〃	22,000	(12.	6)	手取	13,500	
日亜鋼業		〃	22,000	(12.	7)	〃	11,000	
東部製鋼		〃	10,500			税込	6,000	
尼崎製鋼		手取	19,500	12.	8	手取	11,200	
東洋鋼板	10. 27	税込	23,400	(12.	5)	税込	18,000	
尼崎製板	11.13	手取	18,000	(12.	8)	手取	13,500	
徳山鉄板		税込	17,000	(12.	4)	税込	11,200	
淀川製鋼	11. 13	手取	18,000	(12.	9)	手取	11,000	
日本鋼業	11. 12	税込	18,000			税込	7,500	
東海鋼業	10. 26	〃	35,000	(12.	6)	〃	20,000	
日鋼室蘭	11. 12	〃	15,566			〃	7,500	
関東製鋼	11. 18	〃	15,000			——		込 3,000 2月17日
久保田鉄工	11. 6	手取	13,600	(12.	4)	手取	9,500	
神戸鋳鉄	11. 10	税込	15,000			税込	18,000	
新大同連合	11. 10	〃	15,000	(12.	6)	〃	10,000	
村上鋼業	11. 12	〃	15,000	12.	13		3,500	
長崎製鋼	11. 10	〃	19,824				7,000	スト決定
土佐電気	11. 10	〃	15,000				3,000	
岩手木炭							——	1か月おくれ

〔備考〕　カッコ内は最後回答日。1953年2月19，20日，日本鉄鋼産業労仂組合連合会第4回臨時大会報告書による。

二四日以降、労連本部は大阪労仂会館に共闘連絡事務所を設置し連絡調整に当つたが、一二月五―一〇日の間に各組合それぞれ一応の妥結をみた。しかし、長崎製鋼、東海鋼業、日鋼室蘭の各組合では鉄鋼界の不況等を理由に極めて低額な回答しか得られず、ついには実力をもつて困難な闘争を展開した。とくに関東製鋼では、越年資金はおろか、企業合理化・首切り反対闘争に立上らざるをえなかつた（「越年資金要求及び妥結額一覧表」参照）。

なお、鉄鋼労連は、五一年三月結成以来指向されていた総評加盟の時期を第三回中央委員会（五二年一〇月二九―三一日、長野県諏訪市）において一一月一日と決定し、加盟を実現した。その際、八幡、川崎製鉄労組等の総評加盟をめぐる不満が明らかにされ、年

末には川崎葺合をはじめ兵庫、知多、西宮、千葉等八組合（一万〇四〇〇名）が鉄鋼労連を脱退し、一方、全日本金属を脱退した日亜鋼業、尼崎製鋼労組が鉄鋼労連に加盟するなど、組織上の大きな動きがみられた。

一九五三年初頭における鉄鋼労連本部公表の加盟組合数は四九組合、組合員一一万四〇六七名で、第三回定期大会（三月二五―二七日）以降の新加盟組合は日亜、尼崎製鋼、大同鋼板労組ほか一二組合、組合員一万〇五〇九名である。また、日本鉄鋼連盟の「組合現状調査」によると、五二年六月末現在の鉄鋼連盟会員会社・工場の労仂組合数一五一組合、組合員一八万三九八二名で、このうちから純粋に鉄鋼関係工場労仂者以外のもの例えば他産業経営工場であつてしかも鉄鋼部門のウェイトの僅少かもしくは殆んどないものを除けば一四一組合、一六万〇一八八名となる。この組合員総数を所属団体別にみると鉄鋼連盟所属の組合員は総数の約七三%、無所属、中立、新産別その他約二二%、総評系四%、全日本金属系二%となる。

第七節　海員の争議

全日本海員組合は、わが国海上労仂者の九〇%以上を組織した日本唯一の単一産業組織の組合であるといわれ、一九五二年度に実施された組合員再登録の結果（「第七年度事業報告」日本海員組合編）によると、同年九月一日現在におけるその組合員総数は六万四一一五人となつている。この組織の対象となる日本船員の範囲については、同組合規約第二章第五条で規定されている。それによると「日本の国籍を有する船舶並びに日本の商社、政府その他の機関もしくは個人が使用する船舶に乗組む船員と予備船員及び外国船に乗組む日本人船員」のほか、一、組合の執行部員として在任中の者、二、船員の職に就こうとする者、三、外国人船員で本組合の綱領、規約、方針を承認し加入を申し出た者、四、水辺労仂に従事するもので労仂生活諸条件について本組合員である船員と相互密切な関連をもつ労仂者たる者も組合に加入しうる。そして、前述の組合員総数六万四一一五は、汽船部四万四四一五、木船部五七〇七、漁船部一万〇九九七、港湾部二九四九、その他四七から成つている。

全日海は、一九五二年八月七日以降、全国的停船ストをもつて退職金闘争をおこなつた。それは統一退職金制度の確立を目ざす比較的地味な問題であつたにもかかわらず、スト投票率九四%という全組合員の圧倒的支持の下に行われ、かつまた第一波スト八月七日午前〇時より一〇日午後一二時まで停船四四二隻、八五万四一四〇総屯、参加人員一万四一五〇名、第二波スト八月一五日午前三時三〇分まで停船四八〇隻、一一七万三三七〇総屯、参加人員一万七五二一名（以上運輸省船員局調）という長期にわたつた大規模な争議であつただけに、その成行は大いに注目された。

わが国海運業と船員の需給　日本の海運業が第二次大戦中に受けた打撃は大きかつた。戦前六三〇万屯を有した船腹量は一三〇万屯に激減し、その老朽破損は著しく、使用可能の船腹にいたつては更に少かつた。八万人を超えた船員のうち約二万五〇〇〇人は終戦後間もなく徴用解除されたが、残る五万五〇〇〇人の船員の多くも過剰船員として失業の危機に直面していた。全日海が艘首反対・完全雇用のスローガンをかかげて闘争に立上つたのは一九四六年末のことである。それは、在外日本人の帰還輸送と必需物資輸送のため貸与されていたL・S・T、リバティ、C・I等の米国船二一四隻の一部返還指令が出されて間もない頃であつた。その後、度々の新造、外国船の買入れによつて、船腹は次第に拡充され、現在では三〇〇

万屯以上を保有するまでになつた。この間におけるわが国海運の運営機構の改廃並に船員の身分の変化には著しいものがあつた。すなわち戦前の一九四二年、海運業者所有船舶は、戦時海運管理令により、同年四月一日以降は船舶運営会の下に国家管理に服することになつたが、更に一九四五年船員動員令により政府が船員を管理し、その実務を船舶運営会が一元的に行うことになつたので、この時、船員の雇用関係は完全に海運業者から離れて船舶運営会に移つた。終戦後、占領軍から発せられた数次の覚書により、日本商船で総屯数一〇〇屯をこえるものは、すべて日本商船管理局長官の監督の下に船舶運営会（ＣＭＣ）が一元的運航を行うよう指示され、ＣＭＣによつて任命されまたは雇われたものはその任命雇用と同時に、すべて政府の被使用者となることが明らかにされた。その後一九四七年に船員動員令は廃止されたが、船舶運営会は現に使用中の船員を引続き雇用した。その後、四九年船舶運航管理令によつて、船舶運営会による裸用船制が定期用船制に切り替えられ、民営還元の第一歩を踏み出すと同時に、船員は船舶運営会から海運業者のもとに復帰し、それぞれ業者と雇用契約を結ぶことになつた。次いで同年八月には総屯数八〇〇屯未満の船舶が返還され、五〇年三月には政令第四十八号船舶運営会に改組され、商船管理委員会の下で帰還輸送等特殊業務に従事するものを除き日本船舶はすべて海運業者のもとに返還され、四月以降、完全自営の体制となつた。民営還元後の海運業は競争激化・運賃低落・船腹過剰等のために甚しい苦境に当面したが、やがて六月の朝鮮動乱の発生を機として活況を呈し、とくに外航部門においては近来にない好況期を出現した。しかし、その海運ブームも二年をたたずして終つた。戦後の狭隘化した世界貿易の下においては、軍拡のテンポの遅延によつて、海運業は直ちに不況に陥いらざるをえなかつたのである。

なお、一九五二年に、商船管理委員会は解散し、四月以降、新機構として米船運航株式会社が民間会社として発足することになつた。

退職金争議　一九四九年四月、民営還元を契機として、船舶運営会の退職金制度は、船主協会を相手として確立されねばならなくなり、全日海は五〇年二月、船主協会に対して各社統一の退職金制度の確立を要求し、両当事者の自主的交渉により解決した。しかし、この退職金に関する協定は、定期用船切替後の海運整備期における、低性能船舶買上法の実施に伴う人員整理に関連して協定されたもので、協定書の有効期間は五一年二月二八日までと定められた。その後この協定の一部を改訂することにより本格的退職金制度が確立されるまで、暫定的に延長の措置がとられて、五二年三月三一日まで適用された（これが調停案の基礎になつている第五号協定書である）。したがつて五二年四月以降、退職金に関する協定は空白状態となつた。そこで全日海は五一年一〇月四日、船主協定に対し本格的な退職手当制度の設定を要求した。この要求にもとずいて、一〇月一二日第四六回労仂協議会に次いで、一〇月二三日より五二年四月二五日まで二一回の団体交渉が持たれたが、双方の意見まとまらず、ついに交渉は決裂した。五月一四日第五三回労仂協議会において、組合側から問題解決のため船中労委に調停申請したい旨の提案があり、協会側もこれに同意し、全日海は五月一五日船中労委に対し調停の申請をした。両当事者による団体交渉の過程における主要な係争点は次の通りである。

項目	組合案	協会案
退職金の性格	退職後の生活保障を主たる性格と考える。	長期勤続に対する功労報償を主とし、これに生活保障

		を加味する。
適用範囲	（1）昭和二六年　月　日以降、会社を退職又は解雇された者。（2）CMMCに在職しCMMC退職をする者。但し定用切替に際し会社の帰属が決定している者。	昭和二七年　月　日以降、会社を退職また解雇された者。
算定基準	退職又は解雇当時の本給月額。	毎年四月一日現在の本給。積立方式をとる。
勤続期間	左記期間を通算したもの。（1）労仂協約による退職又は解雇当時の会社における勤務期間。ただし療養休職は勤務期間に通算する。（2）現会社に入社以来、船舶運営会までの全在籍期間。（3）船舶運営会並びにCMMCより会社に移籍されたもの、又は会社の都合により退職手当未支給のまま現会社に轉属したものの船舶運営会並びにCMMC在籍期間。但し同期間中の支給率は支給額として計上しない。（4）左記期	間を通算したもの。（1）労仂協約による昭和二四年四月一日以降の期間を通算したもの。（2）船舶運営会在職以前から会社に籍を有し、船舶運営会から引続きCMMCに在職したものの昭和二四年四月一日から会社に復帰した月までのCMMCの在職期間。右は支給額として計上しないが支給率は計上する。（3）上に同じ。
	定用切替による調整期間中他社に勤務した期間。（5）昭和二四年一〇月一日以降に船舶の譲渡、売船等により船主の変更があつた場合の前会社の勤続期間。	
停年	労仂協約の定めによる。	上に同じ。
退職手当の支給基準率	退職時本給の一・五か月より始まり二五年以上勤務のものには一年につき五か月となるように基準率を定める。	算定基率額の一・〇か月で始まり二五年以上三〇年までの二・〇か月で終る。
普通傷病による退職	普通傷病の場合でも三・〇月ないし七・〇月の加算をする。	普通傷病で療養休職の期間を過ぎたものには全額支給するが、普通傷病による退職は七割に減額する。
自己の都合による退職	二年未満支給せず。五年未満は五割として、それ以後一年ごとに五分を増し、一五年以上のものは全額支給する。	三年未満支給せず。五年未満三割、以後五年ごとに増加し、二〇年以上のものには全額支給する。
年令加算	船舶運営会以前に船員としての経歴を有せるも、その期間が現会社の勤続期間として通算されないものに対	年令加算は行わない。

し次により計算した額を加算する。但し船員法により船舶運営会並びにCMCより会社に移籍されたもので引続き現会社に勤務したもの、或はその後会社の都合により退職金未支給のまま轉属し引続き勤務したものに限る。三〇歳未満二・〇月から五〇歳以上一六月の六段階に区切る。

解雇手当	会社の都合により解雇する場合は年令に応じ六月ないし一〇月の解雇手当を別に支給する。
雇止手当	船員法に定められた雇止手当は別に支給する。

（右の主要な係争点は後出別表の退職金算出例によつて具体的に対照されたい。）

全日海の調停申請を受理した船中労委は五月二一日会長指名により調停委員を決定した。調停委員会は五月二三日（第一回）から七月七日まで一三回にわたり協議した。調停案の前文は次のように述べている。すなわち「両当事者間の主張は理論的にも、ことに金額の上からも、あまりにも甚しい間隔がある」ことと、船主協会が大小種々の海運会社を構成分子とし、各々その経理状態を異にしている現状にも拘らず、これと中央統一協定を結ぶ困難さに加うるに「その時々の事業の盛衰に左右されることが大きい給料のベースアップや一時的の手当とは本質的に異る根本的の退職金制度を、かように範囲の広い業界を一括して確立すること」が更に困難度を増したというのである。しかも、恒久的退職金制度は、短時日の間に作成されるものではなく「両当事者間の協議で十分な検討を経る」必要があると。かくして調停委員会は両当事者主張の線では調停は不可能であり、協定書第五号を基礎として金額を割増ししなければ再び双方へ自主交渉を勧めえない、問題はその金額の目標をどこに置くかについて労資共に公益側に一任する以外にないとし、公益側のみで懇談を重ねることに決した。公益側のみの懇談は六月二六日から七月三日まで数回行われ、七月七日調停案が労使双方に示された。調停案の概要は次の通りである。

協定書第五号を左記の通り修正する。

四、支給率

(イ)　勤続期間に対する退職金

勤続期間一か年のもの基準額の一・五か月分		
〃 二か年のもの	〃	三か月分
〃 三か年のもの	〃	四・五か月分
〃 四か年のもの	〃	六か月分
〃 五か年のもの	〃	七・五か月分

但し定傭切替後新たに船員として雇傭せられた者（一たん退職し再就職した場合を含む）が自己の都合により退職する場合には勤続三年未満のときは支給しない。

(ロ)　在籍期間に対する退職金

在籍一か年につき基準額の一か月分

なお調停案に対する回答期限は七月一七日であつたが、組合は慎重を期して組合員の一般投票を行つて回答するため延期を申出、回

答期限は七月二八日まで延期された。組合は二六日調停案拒否の回答を、協会側は二八日条件附受諾の回答を提出した。

組合の調停案拒否により調停は不成立に終つたが、なお、両当事者の最後の努力が続けられ、七月三一日以来、特別小委員会を開催し、組合は勤続三〇年で五五か月分、協会は二九・五か月分の線を出したが、これ以上歩み寄り成らずついに交渉決裂、組合は八月七日午前〇時より四八時間（更に四八時間延長）ストに突入した。組合は第一波ストを一〇日で打切り、第二波ストは一五日〇時より一二〇時間と指令した。一三日、船中労委坂野会長、福原会長代理は労資それぞれの代表を別個に招致し、労資交渉再開による局面打開を打診したところ、協会側は労資の交渉によるよりも船中労委会長の斡旋を希望し、組合もこれに同意したので、坂野会長は引続き事態解決のため打診を行つたが、一五日に至り、勤続三〇年で三七・五か月の線で意見一致した。しかるに、右交渉において勤続二一年以上の者の特別加算の点で折合わず、坂野会長も一六日斡旋を一時中止した。組合は一八日停船スト第二波を七二時間延長する旨指令した。事態はますます悪化してきたので、一九日坂野会長は職権斡旋を決意し、同日労資それぞれ別個に出頭を求め、斡旋案を提示しその受諾を強く勧告した。しかるに、右交渉において勤続二一年答してきた。八月二〇日労資双方から斡旋案受諾を回答してきた。右回答により再び坂野会長は労資の出頭を求め協議した結果、二〇日斡旋に基く協定書に仮調印し、同時に組合は停船スト解除を指令して、困難且つ長期にわたつた退職金争議の解決をみたのである。

斡旋案の内容は次の通りである。

〔案〕

昭和二七年二月二九日付協定書第五号のうち関係部分を左に掲げるように修正して適用することとし、その他の部分は本案に抵触しない限り引用する。

(一)　支給率

(イ)　勤続期間に対する退職金勤続一年につき基準額の一・五月分

但し定傭切替後新たに船員として雇傭せられた者（一たん退職し再就職した場合を含む）が自己の都合により退職する場合には勤続三年未満のときは支給しない。

(ロ)　在籍期間に対する退職金

在籍一年につき基準額の一・〇月分

(ハ)　特別加算

在籍期間、船舶運営会勤務期間及び勤続期間を通算して二一年以上の者については、(イ)号及び(ロ)号により計算した合計額に次の金額を加給する。

在籍期間、船舶運営会勤務期間及び勤続期間の通算	
二一年のもの	〇・五月分
二二年のもの	〇・五月分
二三年のもの	一・〇月分
二四年のもの	一・〇月分
二五年のもの	一・四月分
二六年のもの	一・七月分
二七年のもの	二・三月分
二八年のもの	三・〇月分
二九年のもの	五・〇月分
三〇年のもの	七・五月分
〃　〃　〃　〃　〃　〃　〃　〃　〃	一〇・〇月分

(二)　第一項(ロ)号を次の通りとする。

(ロ)　年令加算

船舶運営会から元の会社に復帰せず別の会社に入社した者に

退職金算出例

（組合，協会最終案，暫定協定，調停及び斡旋）

（53. 8 . 20船中労委事務局）

1．在籍期間，勤続期間及び特別加算による算出例

	算出方式 （　）内は特別加算の支給率を示す。		本給 40,000	本給 30,000	本給 20,000
30年	組合	57×0.85+5×3=63.45	2,538,000	1,903,500	1,269,000
	協会	23×0.5+1.8×2+20×1=17.1	548,000	423,800	289,000
	暫定	23×0.5+5=16.5	660,000	495,000	330,000
	調停	23×1+4.5=27.5	1,100,000	825,000	550,000
	斡旋	23×1+4.5+(10)=37.5	1,300,000	1,125,000	750,000
25年	組合	39×0.85+4×3=15.15	1,800,000	1,354,500	903,000
	協会	18×0.5+1.6×2+1.8×1=14	438,000	340,400	232,700
	暫定	18×0.5+5=14	560,000	420,000	280,000
	調停	18×1+4.5=22.5	900,000	675,000	450,000
	斡旋	18×1+4.5+(1.7)=24.2	968,000	726,000	484,000
20年	組合	25×0.85+3×3=30.25	1,210,000	907,500	605,000
	協会	13×0.5+1.4×2+1.6×1=10.9	329,400	257,000	181,000
	暫定	13×0.5+5=11.5	460,000	345,000	230,000
	調停	13×1+4.5=17.5	700,000	525,000	350,000
	斡旋	13×1+4.5=17.5	700,000	525,000	350,000
15年	組合	13.5×0.85+2.5×3=18.975	759,000	569,250	379,500
	協会	8×0.5+1.2×2+1.4×1=7.8	220,000	173,600	120,100
	暫定	8×0.5+5=9	360,000	270,000	180,000
	調停	8×1+4.5=12.5	500,000	375,000	250,000
	斡旋	8×1+4.5=12.5	500,000	375,000	250,000

〔備考〕　協会案勤続期間は毎年4月1日本給の積算方式のため，本表は下の金額で算出した。

	現在4万円のもの	3万円のもの	2万円のもの
49. 4 . 1の本給	14,500	13,000	10,000
50. 4 . 1の本給	14,500	13,000	10,000
51. 4 . 1の本給	18,000	16,000	11,500

2，年令加算の算出例

	算出方式	本給 40,000	本給 30,000	本給 20,000
50才以上	10－（0.8×3）+4.5=12. 1	484,000	363,000	242,000
45才以上50才未満	7－（0.8×3）+4.5=9 . 1	304,000	273,000	182,000
40才以上45才未満	5－（0.8×3）+4.5=7 . 1	284,000	213,000	142,000

対し、第四項(イ)号により計算した金額に次の金額を加給する。

年令四〇歳以上四五歳未満　基準額　五月分
年令四五歳以上五〇歳未満　〃　七月分
年令五〇歳以上　〃　一〇月分

但し、昭和二四年四月一日より起算し、勤続期間一年につき〇・八月づつ差引く。

以上、斡旋に至るまでの労資の主張、調停案、暫定の線で計算した退職金額は前頁の通りである。

なおこのほか全日海が五二年中に組合機関でスト権行使を承認した争議は次の通りである。

スト権行使申請受付	支部名	件名
一九五一・一一・七	門司	宇部興産の清忠丸労働協約締結について
〃 一二・四	若松	若松築港賃金値上の件
〃 一二・一八	門司	関門港回漕協会越年資金について
一九五二・一・一九	若松	西日本問題解散に伴う退職金について
〃 一・二四	門司	上野商会及び阪口海運所属船員の賃金改訂
〃 三・三一	塩釜	小西海運所属船員の給料遅払の件
〃 四・一六	新潟	地区機帆船賃金値上の件
〃 四・一九	神戸	神祥海運労働協約促進の件
〃 五・八	本部	対日本船主協会退職手当闘争の件
〃 五・一四	湊町	東京機帆船、伊勢富回漕店賃金値上げ及び沿岸油槽船未払賃金及び越年
〃 五・一四	小樽	資金未払分支払の件
〃 五・二六	名古屋	川崎海運賃金値上げについて
〃 六・三	広島	志摩観光汽船賃金改訂の件
〃 六・一〇	門司	太陽汽船のユニオンショップ制確立に伴う組合脱退者の解雇要求の件
〃 六・三〇	門司	宇部同栄運輸所属曳船々員の基準外賃金改訂の件
〃 七・一	塩釜	関門港回漕協会所属曳船々員の労働協約改訂の件
〃 七・二三	広島	日本近海捕鯨の一九五〇年度末調整差額金全額即時支払、定期昇給実施、一九五二年度歩合の件、退職金制度確立について
〃 一一・七	本部	瀬戸内海汽船賃金問題の件
〃	〃	対船主協会新賃金闘争の件
一二・二二	新潟	越年賃金闘争の件
〃	〃	対越佐、越佐協同、佐渡機帆船賃金手当問題の件

第八節　全自動車の争議

争議の背景　自動車産業は、一般の産業が恐慌におちいつているにもかかわらず、比較的好況を維持している例外的な産業とみなされてきた。しかし実際には、恐慌の影響の波及が、いろいろな条件によつておくれていることを意味しているにすぎない。

すなわち、わが国は諸外国に比べ自動車の普及率が極度に低かつたためトラック、三輪車などが急速に普及し、また増車、新規、老朽車代替の要素が拡大していつた。このような内需が当面直接的生産の低下という事態を招かなかつた理由であつた。しかし恐慌の影

響は、じわじわとあらわれており、車両の販売状況をみると、たとえばトラックなどは五二年下期から増車、新規が頭打ちになつている。

つぎに、国際的にみて自動車の販売競争は激しく、五二年度においては欧州車がわが国に殺到した。このような外車攻勢によつて結局、日産を初めとし、外車輸入への妥協的屈服として外国資本との提携の形がとられることになつた。

以上のような状態であるから自動車産業においても価格引下げのための企業合理化は必然的であつた。それは、労仂強化と賃下げとしてあらわれてきたのである。このような企業合理化は、自動車産業を軍需生産体制に編成替するための準備でもあつた。すなわち資本は恐慌によつて内需がゆきずまつた時には軍需にきりかえることを考えていたのである。生産高の一割程度の保安隊需要にしがみついたり、水陸両用車を作つて売込もうとしたりする自動車経営者の態度は、このことを裏がきしている。

全自動車の秋季賃金闘争は、右にのべたような自動車産業の企業合理化とはげしく対決するものであつた。

争議の経過　全自動車では一九五二年一〇月八日から三日間、上諏訪で臨時大会をひらいた。大会で決定された賃金闘争方針（中執案）は次の通りである。

（全自動車の秋期賃上斗争基本方針）

賃金原則

第一原則〔最低保証の原則〕自動車産業に従事する労仂者はたとえ技能が低くとも、どんな企業でどんな仕事をしていても、職場で仂いている限り人間らしい生活をして家族を養い労仂を続けうるだけの賃金を実仂七時間の中で確保する。

第二原則〔同一労仂、同一賃金の原則〕賃金は労仂の質と量に応じて正しく支払われることを要求する。従つて、(イ)職場において技能熟練度の高い労仂者が、質の高い量の優れた労仂を遂行している場合、この労仂に応じた賃金、すなわち十分に技能を発揮できる賃金の確保を要求する。この場合、年令や家族が少ないからという理由で、賃金を低く抑えることはさせない。(ロ)この原則は、男女の区別による、あるいは国籍その他の理由による差別を排斥する。たとえば男子一〇〇に対し、女子八〇の労仂である場合、女子なるが故に六〇とすることは不可である。労仂の質と量の差は、一般的に労仂の強度（重労仂、軽労仂、環境）、仕事の難易（高級、低級、複雑、単純）、労仂に対する技能・熟練度の高低で決められる。この際仂らく労仂者個人の問題でなく遂行されている労仂が客観的に評価される。資本家が職制の支配系列や、企業への忠誠を基準にすることは排斥する。高級技術者が低質低量の労仂しか遂行できない職場に置かれている場合は配置轉換も問題にすべきである。

第三原則〔統一の原則〕以上の二原則は賃金一本の中に貫かるべきものである。また自動車産業共通の原則として、企業のワクをこえて貫かるべきものである。

自動車賃金の現状

賃金斗争の方向は以上の如くである。自動車産業の賃金の現状をみると、一般に自動車産業は高賃金だといわれているが、それは当らない。それは中労委の賃金事情調査の年令別モデル賃金調査で他産業と比較してみても明らかである。他との比較より自分自身の生活実感から当然いえることだ。外国労仂者の賃金をみるとアメリカの乗用車部門の最低月収七万五六〇〇円、平均一〇万三三〇〇円、最高一五万七〇〇〇円（五〇年二月の分でその後約三割あがつている）、イギリスの車輛工業の二一才以上男三万一

五〇〇円一八才以上男一万九六〇〇円、一八才未満女子年少者一万一九〇〇円（イギリスは社会保障制度があるため賃金は割合に低い）、フランスの最低約二万円となつている。なお、自動車工業合理化審議会七月発表の資料では、五〇年一一六月に比し最低、製品価格の約二倍（メーカー価格、三五万二〇〇〇円から七一万〇一〇〇円）に対し、労務費は約四割（原価構成で七万七〇〇〇円から一〇万八〇〇〇円）しか上つていない。賃金斗争をどう組織するか

右の賃金原則にもとずく、具体的な賃金斗争方針は次のとおりである。

1、最低生活保証の原則適用について。

(1) 一八才独身者の最低保証生活費を大衆討議によつて出す。

(2) 標準家族（本人を含め三人とする）の最低保証生活費を大衆討議で出すこと。

（以上の討議については、現在の賃金制度、生計調査、過去一年間くらいの賃金要求、朝鮮事変前後の生計費等を参考にする。）

(3) 算出は、全基準内賃金が生活給一本である仮定の下に行うこと。

(4) 家族手当その他の生活給的諸手当は別にとつておくこと。

（この処理は別に討議する）

(5) 金額は税別でだす。

2、同一労働同一賃金の原則に従い技能給を算出する。

(1) 生活給的考慮を除外した仮定で考えること。従つて年令、家族の要素を除く。

(2) 初任給規定、昇給規定、給与制度、各手当制度を検討することにより労働の質と量の評価を大胆に行うこと。（点数制）

(3) 職種を管理、純技術、純生産、数種類に分け、各ブロックの格差を設定する。

（分類の仕方および格差をつける場合の基準またはウエイトはなるべく現在の賃金制度の分析の中から発見する。）

(4) 特殊作業手当、職務手当、交替手当、環境手当、報償制などは別に扱うこと。

(5) 以上の要素を組合せ技能の格差を決定すること。必要に応じ金額で表示する。

3、両原則の調整により、最低賃金と基礎賃金を設定すること。

(1) 調整のため賃金一本の原則にたち、双方の原則の歩み寄りによつて一本の額をみ出す。

(2) 基本的に技能格差により賃金を決定しなければならないが、これを最低生活保証の原則から出た賃金の立場から緩和して、上下の幅と、その間の段階を決定する。

(3) 以上により一人当りの最低賃金と同時に基礎賃金を出し、この二要素を中核にして賃金要求をする。基礎賃金は一人一人の要求額を出すことができないので、標準者の賃金を出す意味である。

4、この要求決定に附随して、各職場独特の賃金の不合理を排除する要求を逐次とりあげてゆく。たとえば終戦後入社、合併、学歴による賃金の不合理等の是正は重複しても逐次、独自の形で附加して要求する。

5、賃金要求と同時に、賃金制度改革の要求も出されねばならない。しかし斗いの経過として、賃金制度は一辺に改革するのは困難である。

6、諸手当に対する方針　大体の方向として、

賃上の要求を通じて段階的に改革する方針ですすむ。

イ、家族手当　存続。この額を適正化し、社会保証の立場で考える。増額の必要がある場合が少なくない。

ロ、特殊作業手当　存続。賃金制度の完備に従い吸収さるべきものであるが、相対的に考えねばならない。

ハ、職務手当　技能給と重複するので制限的に考えられるべきである。

ニ、報償制　低賃金を前提としての報償制は労働強化のテコとなり、危険を労働者に直接負担させる制度である。しかし、ある程度の賃金水準の下では一率に廃止の要はないが、労働者の能率の向上に従い逐次、固定化さるべきである。

7、以上の各職場を基盤とした賃金要求の組織は、全自動車全体として統一されねばならない。その際問題とすべき点は、

第一に目標を広くすること。とくに賃金要求とともに社会保証制度の要求、税金斗争が組織されねばならない。

第二に企業格差の問題である。これは実際の闘争組織の方向の中で、できるだけ統一の方向を出してゆかねばならない。三社共闘、車体会議、地域共闘、支部機関、中央委員会、大会という形の斗争組織の中で企業格差による差別を克服する努力をして、その中から統一闘争の方向を打出してゆく。

第三に未組織労働者、地域における他産別との共闘は特に重要視して組織してゆく。

かくて一〇月中には全組織の六割をこえる六一分会が賃上げ要求にたち、更に賃金闘争の一環をなす年末資金要求も一一月一〇日を目標に出そろつた。この間、臨時大会後から要求提出にいたるまで各分会では賃金問題を中心としてはげしい職場討論、各共闘ごとの討議が行われ一斉交渉へと進んだ。この職場討議のなかから、一、最低八〇〇〇円の闘争目標は拡大三社共闘を中心とした統一闘争の最低線である、二、賃金原則が労働者の独創力によつて職場に確立された、三、支払能力の枠内の賃金から、労働者としての正しい賃金という方向がはつきりと出てきた。

さて、いずず、日産、トヨタの三社労組は、三社共闘委員会をひらき、全自動車本部、京浜東海支部代表を加えて、要求内容についての最終統一を行つた。このなかで、要求の提出日、共闘の組み方を決定し、とくに三社以外の四〇社分を含めての画期的大共闘が組まれることになつた。このほか闘争中の宣伝を強化するため、本部の機関紙を三日に一回発行し、拡大三社共闘の各グループ、地域共闘はじめ各分会の職場組織、青婦人部にいたる通信組織を確立した。

とくに中小企業は、「企業が苦しいから賃上げだ」という決意をもつて、無条件に大企業との共闘態勢を組んだことは特筆すべきことである。

全自動車各分会の要求にたいして、会社側は「物価が横ばいなのに賃上げはおかしい」「企業の将来を考えない政治要求だ」と主張したが、組合側は、「生活が苦しいという現実の上に立つて賃金を上げろというのが真意であり、物価は横ばいでも、生活は横ばいでなく低下の一途を辿つている」と反論した。このように交渉がうまくゆかないため、組合側は断固闘う以外にないとの決意を固め、実力行使への準備をはじめた。

このため、一一月五日には三社拡大共闘、本部、支部、東海地区分会代表など百十余名の参加をえて「全自動車、秋季合同戦術会議」をひらき、「当面の戦略的見透し」「年末資金」「職場闘争の再組織」等について熱心に討議された。ここで闘争方針の中心点としてしぼられたのは、職場の一人一人の生活の問題、あるいは経験を全部七日の団交にもちこみ、必らず突破口をひらくことであつた。

さらに年末資金については二か月分を最低におさえて一一月一〇日を目標に要求し、一一月中に獲得するため全力をあげて闘うことになつた。

各社ごとの闘争を具体的にみると、まず日産では会社が依然として賃上げ拒否の態度を固執したが、職場全体がこれにたいして全く不満で、各支部では支部交渉をもち、職制も現在の賃金は低いし格差を六段階とすることは正しいことを認めてきた。分会の団交には職場組合員がみずからすすんで職場を放棄し、自分たちで作つた要求を組合幹部とともに会社側へぶつけ、各支部交渉にまで発展させて闘つた。

いすず分会においても、会社の回答拒否にたいして、全組合員はげしくつめより、部所長会議を団交にきりかえて、直接、製造担当者の意向をただして会社の不誠意な態度を徹底的に追求、強力な団交を行つた。

トヨタ一七分会の交渉も進展せず、強力な団交をつづけ、この状態をきりぬけるために六日カンパ大会をひらき、戸口ストをも決意するという態度を明らかにした。

三社共闘の画期的前進の一つとして職場交流の実施があつた。それは職場闘争の強化が、賃金闘争のきめ手だという確信のもとに、職場の人々の体験を語り合い、闘争を強めようとするものであつた。まず日産分会からは九日にトヨタに職場代表五名、青年婦人部代表各二名計九名が出発、いすずへは一〇日に職場代表二〇名、青年婦人部の代表がこれに加わつた。トヨタ分会から九日は日産、一〇日はいすずに職場代表五名、青年婦人部代表二名が職場交流を行つた。また、いすず分会からも日産、トヨタへ職場代表を送つた。かくして三社の一斉職場交流で、生活実態や感想の交換などを行い、お互いに激励しあつた。

会社は組会の要求にたいして「賃金は戦前に復帰している」という理由で強硬に拒否しつづけるので、三社六〇〇〇名は「生活実態抗議書」を作成し、一人一人の要求を団交にもちこんだ。職場組合員からの抗議には次のようなものがある。

(1)シャツ一枚買うにも女房、子供と話しあわなければならない。――購買一組合員

(2)三六才で勤続四年だが、四人ぐらしで食べるのがやつとで、体が悪くても会社を休むわけにはいかないほど迫いつめられている。――いもの一組合員

(3)前歴一八年で五五一〇円だ。年もとり、相当古いのに、こんなに安い賃金だ。――営繕一組合員

トヨタ分会の青婦人部は、この闘争にたいして行動隊を組織し、職場の先頭に立つとともに、情宣部活動の中心となり、青婦人部独自の要求（年末資金最低二万円完全獲得）を出し、二社及び東海地区の青婦人部との交流を行い、共闘態勢を強化した。

第二回の合同戦術会議は一一月一三日ひらかれ、「第二期闘争の当面の戦術」について討議した。その決定事項は、一、会社の回答全面拒否の態度にたいして統一闘争の前進を期して突破口をひらくことを決意する。二、家族を含めた生活の安定、独身者の生活保障、臨時工の本工化という三点を軸として低賃金を打破する。中小企業を含めた共闘態勢を強化する。三、三社共闘は全自動車全体の先駆的ストの役割を果す。

一八日以降の職場闘争は、職場デモ、すわりこみ、徹底した職場交渉、残業拒否へとたかまり、その規模も三社から中小企業へと拡大し、二〇日を目標とした実力行使が職場からぞくぞく決まり、また三社とも八〇―九〇%の圧倒的多数でストライキ権を確立した。

日産の職場闘争は、「臨時工を全員本工へ」「停年嘱託の雇傭継

続」「特殊作業手当」「プレミアム」等の一一項目を職場が一つ一つとりあげて臨時工嘱託も団交に参加させ、それらを含めた共闘デモを実施した。また、いすずも職場の強力な実力態勢を整備し、連日職場大会、連絡会をひらき、職場ごとにデモを行つた。トヨタも工場長と部長に低賃金を訴え、会社が組合の要求をききいれないならば基本的な立場に立つて闘うとして、一八日、一斉に自主的な定時退場を行つた。

一一月二一日、第三回合同戦術会議がひらかれ、会社は依然、賃上げを拒否しており、また越年資金も出ししぶつているし、さらに全自動車の組織にたいする攻撃が露骨になつているという情勢を確認し、これを打破するための闘争方針を次のように決定した。

一、目標をベース賃金打破におき、実力闘争にはいる。二、二六日までに各分会ごとに全力闘争を行う。三、二六日まで経営者の譲歩がなければ二七日は全分会一斉に二四時間ストを行う。四、二九日までの闘争で経営者の譲歩がなければ、三〇日無期限全面ストライキを行う。

ついで一一月二七日、拡大三社共闘の各グループを中心とするゼネスト決行の只中で第四回合同戦術会議がひらかれ「三〇日以降無期限スト」を中心とする具体的な闘争戦術が協議された。この討議において明確になつたことは、現在の闘争が合理化反対の斗いであり、ベース賃金の打破を通じて組織防衛の闘いをつづけるという点であつた。そして中小企業は共同闘争によつてのみ、問題を解決しうることが確認された。

斗いはますます発展強化された。まずトヨタは二四日朝のカンパ大会、午前中の職場討議、正午から二時まで職場大会、交渉、報告大会。二五日に、午前中職場闘争、対部長交渉、午後連続交渉。二六日、午前中職場討議、部長交渉、午後、青年部ケツ起大会、会社への最後通告、二七日一斉スト、そして同時に全員が刈谷車体に集結して四〇〇〇名の総ケツキ大会を行つた。

日産も、共闘全分会の相互スト支援対策をきめ、生活対策を職場におろし「備闘貯蓄」運動を展開、主食、副食のカケ売りを商店に交渉、二五日各要求項目の最低線申し入れ、二六日特別昇給案の回答があつたが、二七日予定通り二四時間ゼネストを決行した。いすずもまた二七日二四時間ストで総ケツキし二八日団交にのぞんだ。

刈谷車体の三〇日の交渉は、会社が賃上闘争資金の全面拒否の態度を固執したため、憤激した全員が職場を放棄して交渉場におしかけた。会社は紛争状態では交渉できないと拒否してきたが、組合がなおも圧力をかけた結果、全員の前で交渉することを認めた。その後会社は一時金三〇〇〇円を提案したため組合は一層憤激し、ついに徹夜交渉にもちこみ、会社側はついに昇給一人一〇〇円、春秋の慰労会費一人一〇〇〇円の回答を出した。組合はさらに三〇〇〇万円の半分よこせ（一人一五〇〇円）と主張したが、会社はトヨタのひもつきだからとして譲歩せず、一緒にトヨタへ行つて団交することを確約した。一二月一日、刈谷車体の全組会員はトヨタの正門からコロモ分会に入り合流した。そして一〇日までに会社の相当な譲歩がないかぎり、無期限ストを決意し、一四の全職場で「連判状」をつくつた。会社側はこのような圧力の前に、ついに昇給一〇〇円、賃上げ五〇〇円、闘争資金一万円の提案をせざるをえなくなり、組合は一一日これを職場討議にかけた。

日産は、賃上げ要求提出以来約一か月半、一九回の団交を経て、一二月九日の代議員会で会社回答を討議、採決の結果、闘争のほこをおさめた。妥結の内容は次の通り。

（一）賃金問題

1、昇給と賃上げは切離す。

2、昇給は人事考課を使用しないため一律基本給の七%（平均八四〇円）。
3、賃上（家族手当中の本人分を四〇〇円引上る（本人分二〇〇円）。
4、社内経験一年につき一〇〇円加算する（平均八三〇円）。
5、社外経験は一年につき同種八〇円、類似五〇円、異種二〇円とし、社内外を通じて二〇〇円で打切る。
6、新基本給については会社組合双方で協議する。
（二）年末資金（獲得額二万五五〇〇円）。配分一律六〇〇〇円、基本給比例一五倍、家族一人一五〇〇円、支払期日一二月一五日。
（三）臨時工本採用については、純然たる日雇雑役を除き、全員詮衡試験により来年四月本採用とする。落ちた者については組合と協議して処置を決める。
（四）停年嘱託の嘱託期間は三か年とする。但し期間満了の際、個人々々の特別な事情ある者については組合に協議する余地は残す。
（五）特別作業手当＝新制度実施までの期間（七月二一日から来年一二月ごろまで）は現行の七割増で計算、新制度に切り換えの際、一括追加払いする。
（六）プレミアム
1、新型車準備のため生産計画三台減は保証する。
2、来年二月を目標に新制度を提案する。
（七）下請企業の問題は具体的な問題で協議する。
（八）守衛勤務制については増員の上、一二月二一日から実施する。
いすず分会は一二月四日、五日の徹夜交渉で回答をえてから直ちに闘争委をひらき、一部修正を決めて七日の団交にのぞんだが、会社はあつさりと組合の提案をのんだ。八日の大会で受諾に決定した妥結内容は次の通り。

賃金　賃上一四〇〇円
(イ) 本人給　四〇〇円
(ロ) 技能給　六〇〇円
細部は労務専門委員会で協議して決める。なお現状にとどまり賃上げにならぬ者には追加予算を若干出す。
(ハ) なお四月の査定額予算二〇〇円も技能給分に繰入れる。
(ニ) 組合に一任された二〇〇円は本人分と家族分に配分する。
年末資金　二万三五〇〇円
一律分六〇〇〇円、本人分一七才二八〇円、一才ごとに二三〇円増、技能分一・五倍、家族分一五〇〇円

臨時工問題
一八五名を一二月、一月、三月の三回に分けて詮衡、本工に採用する。

トヨタでは一日、会社が最後回答をするといつて、一、賃上の要素を含め給与改正の財源を一三〇〇円とする。昇給の時期は三月、二、一二月、一月、二月については各月一三〇〇円、合計三九〇〇円、三、賞与として二万二〇〇〇円を支払う、という案を提示してきた。組合はこの案にたいして「家族の生活の安定」「独身者の生活」等で反撥したので、会社は再考を約して交渉をうちきつた。ついで会社は最後回答として賃上分を一四〇〇円、年資を二万三〇〇〇円に増額すると回答した。組合は休憩を求めて回答を討議し、時間中の組合活動と年資の増額を含めた配分にたいする会社の回答を求める交渉に入つた。会社は年資の増額は拒否で、配分は組合案を認めたが、時間中組合活動は四五時間を一五時間にへらすと提案し

てきた。このような会社案を採決した結果、承認されて闘争は妥結した。

争議の意義と特質　全自動車の争議は、その経過に徴しても明らかなように、徹底的に職場からの大衆的闘争をくみ上げていることに特質があるといえよう。「職場交流」などは他労組ではみられない画期的な創意をもつたものであつた。しかもひんぱんに大衆的なカンパニアを組織し、その闘いを通じて組合員の意識は急速にたかまつた。

また賃金三原則をうちたて、これを職場に具体化したことも、賃金闘争の一歩前進をものがたるものといつてよい。そしてたとえば日産においては、昇給と賃上げははつきりきりはなされ、人事考課の介入をみとめないで一律基本給の七%増加を獲得したことは、従来のベース・アップ闘争が、賃金の配分の面で、人事考課の要素を入れ、上下の格差をひらいたのとは決定的に相違している。その意味で全自の賃金闘争は、ベース・アップ闘争打破の足がかりをつくつた。

さらに、この闘争が合理化反対闘争であることをはつきり確認し、三割配当、設備更新、増産計画等の合理化政策に打撃を加えていつたことはきわめて適切であつた。たとえば三割配当については、増資長期融資などのために金の支配にくつぷくしたものであるとし、設備更新にしても、これによつて日本の再軍備を準備するものだとして、企業合理化の本質を正しく見ぬいて、斗争をすすめている。

しかし第六回定期大会においても自己批判されているように、各人の賃上げ要求額が明確にされなかつたことと、最低賃金制の闘争が十分に斗われなかつたこと、宣伝活動がまだ不充分だつたことなどが、全自動車の斗争の欠陥であつた。

第九節　炭労の争議

争議の背景　一九五二年の四月頃からアメリカ経済にあらわれた新たな恐慌現象＝軍拡の中だるみは、わが国の経済にも深刻な影響をもたらし多くの産業が過剰生産恐慌におちいつた。かくして一般的な産業活動の停滞は、石炭需要の減退をもたらし、なかんずく荷渡の半ばを占める製造工業向けが五一年上期にくらべ八%減少するにいたつた。しかるに出炭が七%増加、また輸入炭が五二%の激増を示したため、貯炭は五二年九月末において坑所、積出港、市場を合わせて二六九万トン、大口消費者貯炭が四五二万トンとなり、前年同月の倍以上に当る量に達するとともに、五二年七―九月には上級炭がトン当り二―三〇〇円の値下りをみた。このような石炭産業の状態は、鉄鋼その他の産業から強く要求されている炭価引下げの問題ともからんで資本家を一層の企業合理化へ向わせたのである。

もとより石炭産業においては、ドッジ・ライン以後合理化が行われ、なかんずく朝鮮動乱を契機にそれは急速に推進され、労務者一人当りの月出炭能率は、五〇年四月の八・五トンから五二年三月に一二・三トンと大幅に増加した。ことに三井、三菱等の大手筋の能率向上は顕著であり、二五年四月にくらべて六〇%の増加となつている。このような能率の向上はまず労仂者の首切り（あるいは新規採用停止）から始まつた。雇用労仂者数は四九年度の三八万人から五一年末には三五万人前後に減少している。労仂者数の減少は当然労仂強化によつてカバーされなければならない。そのために生産技術の向上をはかり、アメリカやドイツから機械が続々輸入された。特に注目すべきはドイツにおいて発達したカッペ採炭法が採用されたことである。カッペ採炭は五〇年、大浜炭鉱が採用したのに始ま

り、五一年には大手筋炭鉱の殆どが採用したが、これによつて積込の絶対量がふえたばかりか、従来、移設夫のやつていた仕事を採炭夫が兼ねる（五〇メートルロングの切羽において、カッペ採炭採用以前に四〇人必要だつた労仂者数が三〇人にへらされた）ことによつて労仂が強化された。このような労仂強化は標準作業量を高めることによりさらに促進された。したがつて名目賃金の多少の増加があつたとしても、実質賃金はかなりきり下げられたことは明らかである。

企業合理化の進展の過程において、独占資本＝大手筋の優位が次第に確立されてきたこともみのがすことができない。たとえば国家資金としての開銀資金の融資先は、圧倒的に大企業であり、また送炭、出炭においても中小炭鉱は相対的に下降線を辿りつつある。このことは大手筋が他産業の独占資本と結合して、中小炭鉱からの買付を制限させ、没落させつつあることを意味する。かくして中小炭鉱の債務を大手筋が肩替りするなどの乗取りが行われ、それによつて冷酷な首切りや、配置転換、賃下げを伴つている事例は枚挙にいとまがない。首切りと賃下げは中小企業にかぎらず、大企業においても採算のあわない山は閉鎖し、あるいは統合している。つまり企業合理化の嵐は、大企業、中小企業を問わず吹きすさんでおり、多数の労仂者が路頭に迷い、あるいは労仂強化にくるしんでいるのである。

このような企業合理化の進展は、炭鉱労仂者の生活をきわめて貧困な状態におとし入れた。一九四八年までは、炭鉱坑外夫の賃金ベースは、ともかく公務員、国鉄、専売等よりも上位におかれていたが、四九年春以降の賃金三原則、経済安定九原則の実施以来次第に他産業よりも低水準となり、五一年の一〇月闘争の結果ようやく成人男子坑外夫八五〇〇円、坑内夫一万二一〇〇円が最高ベースとしてみとめられたが、それも官公労一万〇五六〇円、国鉄一万〇九八八円、電産一万三三〇四円に比べると相対的には低位にある。ことに他産業の賃金ベースは、婦人や一八才未満の年少者をも含めたベースであるが、炭鉱のベースは、満一八才以上の成人男子のみのベースであるから、この点を考慮すると炭鉱賃金はきわめて低いことが理解されるのである。このような低賃金であつたからこそ、五一年の秋季闘争の妥結に際して三菱方城炭鉱の主婦たちがつぎのような言葉を組合幹部にたいしてたたきつけたのであつた。「いつの闘争でも、組合員や私たち台所をあずかる主婦の中から悲鳴が上つたことがありますか――」「わたしたちはいわしさえ買えないのです。」「この子をごらんなさい。ボロあわせ一枚でふるえているのが、あなたたちにわかりますか。」（三菱九州労組情報）

以上にのべたような石炭産業と労仂者の状態こそが炭労の闘争を長期化させ、激烈にした背景であつた。すなわちドッジ・ライン以降着々歩をすすめていた企業合理化によつて、まず選炭、運搬設備の整備拡張を行つて切羽面の重筋労仂に労仂強化のベルトがかけられ、さらに本格的にカッペ採炭が採用されベルトシステムが完備されてから切羽面の重筋労仂吸い上げの一層の促進が行われた。かくして労仂者一人当りの生産高は非常に増加したが、労仂者の肉体の消耗にくらべて賃金の増額は僅なものであつたから、生活水準は極端に低下した。炭労闘争をささえた力の一つが、主婦のエネルギーであつたことも、このような生活窮乏を無視してはけつして理解できないのである。そして石炭産業が戦争経済の中にはまりこむことによつて、企業合理化がさらに促進されようとする事態（連盟の第一次回答において賃金すえおき、標準作業量引き上げが提示されたことに端的に示されている）をみてとつた労仂者が、これを紛砕すべく固い決意をもつて立ち上つたこともまた当然であつた。

争議の経過　炭労では一九五三年七月一六日から二一日までの第六回臨時大会において、五三年一〇月以降の賃金闘争方針を次のように決定した。

一、賃金要求額は半物量方式によつて算出。

二、交渉方式は大手筋一六社（三井、三菱、北炭、古河、太平洋、雄別、井華、明治、常盤、宇部興産、高松、貝島、日鉄、杵島、大正、嘉穂）の各労職組及び支部を中央ブロックとして対石炭鉱業連盟交渉を行い、その他の各社は地方ごとに中央に準じてブロックをつくつて地方連盟と交渉する。

三、右の中央、地方ブロックを基礎として中央闘争委員会を設置する。それは、中央、地方の闘争についての最高意思決定機関であり、賃金要求書の作製から交渉妥結、調印にいたるまで一切の権限を有する。中央執行委員、中央ブロック参加資本別支部代表、鉱組二名、職組一名、各地方ブロック代表一名で構成し、議決は多数決制とする。

以上の闘争方針において、従来の闘争から前進している点は、まず賃金要求の算定にあたつてC・P・S、C・P・Iなどの政府統計をすてて、マーケット・バスケットを採用したことにあり、さらに大手五社だけで構成されていた中央ブロックを一六社に拡大したばかりでなく、中央闘争委員会を多数決制にして集約的な闘争力を強化したことにある。このような闘争組織の強化は、従来の賃金闘争が企業別に分断されて各個撃破された欠陥を克服しようとしたものであり、完全な単一化への過渡的措置として注目された。

第六回大会終了後、執行部は直ちに中闘招集を準備したが、中闘の開催にさきだつて交渉方式、職員給与、基準外の給与について連盟と事務折衝を行つた。その結果、連盟は交渉方式については炭労の主張する組織交渉を行い、職員給与については、職給の内容が複雑であり、困難ではあるが、組織交渉に応じられないなどの態度を明らかにした。

かくして八月七日第一回の中央闘争委員会を開催し、八月一一日までに四回の中闘がひらかれたが、この間に、中闘運営規定の制定、賃金専門委員会、交渉委員会、戦術委員会、専門部会等の構成を行い、これらの委員会は直ちにそれぞれの分担作業をすすめた。八月一二日、賃専においては検討中の賃金要求書が完成し、中闘はこれを確認、地方ブロックについても中央ブロックの要求に準じて要求を提出するように指令した。八月一三日連盟に提出された要求書は次の通りである。

（賃金要求書）

昭和二七一〇月一日以降昭和二八年九月三〇日までの鉱員賃金並に職員給与について左記の通り要求致します。

一、鉱員賃金

(一)　賃金体系

1　基準賃金 ― 本人給（定額給及び請負給）
　　家族給

2　基準外賃金 ― 超過労仂賃金
　　特殊労仂賃金
　　不就業手当
　　その他

(二)　賃金額

1　基準賃金

イ　本人給　坑外夫一方当り平均五六〇円（税込）
　　坑内夫一方当り平均一〇六〇円（〃）

ロ　家族給　扶養家族一人につき月額八〇〇円（〃）

2　基準外賃金割増率

イ　早出残業　四四%
ロ　深夜業　三五%
ハ　公休出勤　六〇%
ニ　特殊公休出勤　一二〇%
ホ　その他、実情に応じて各社で協定する

(三)　労仂時間
基準賃金中、本人給に対応する労仂時間については休憩時間を含む拘束八時間とする（含監視断続的業務従事者）

(四)　標準作業量
各社各山の現行標準作業量を拘束八時間の労仂時間に対応する標準作業量に修正する

(五)　二七年一〇月以降の物価上昇分については別途に要求する

(六)　その他
本要求書に記載以外の事項に関しては別途に協議決定する

二、職員給与
職員給与については鉱員賃金との適正なる均衡について鉱員賃金と同時に決定する
〔註〕二六年一〇月（二七年九月の賃金は大正、杵島、日炭相之浦及び山田を除き、坑内五五〇円、坑外三四〇円である
右の要求書にたいして連盟は九月一日の第二回団交において次のような提案理由書ならびに連盟賃金案を提示した。

（提案理由書）

一、炭鉱賃金の現況は相当良好である。

1、昨秋炭鉱賃金は大幅に引上げられ他産業に比して遜色はない。労仂省毎月勤労統計に依る定期給与は、

	四月	五月	六月
石炭鉱業	一万四六二円	一万四六二円	一万四七二円
製造工業	一万一五五円	一万一四八三円	一万一八三円
全産業	一万三二二円	一万三三四円	一万三五七二円

なお石炭鉱業に於ては二五〇〇円前後の福利厚生費を会社が負担している。

2、消費物価は横這い状態を続けたが賃金実績は著しく上昇したので、炭鉱労務者生計費調査によれば、勤務先収入のみを以て実支出をカバーしてなお余裕を生ずる状態となり、家計状況は好轉している。

二、現行賃金協定当時に比べて現在及び今後の経済情勢は悲観的である。

1、昭和二七年度以降、日本経済は既に長期的沈滞期にはいっている。

2、経済変動に対する弾力性に乏しい石炭鉱業は、景気沈滞から受ける打撃は深刻である。

三、かかる経済情勢は既に石炭鉱業に鋭く反映している。

1、国内炭の貯炭増加は単に季節的のものとはいい難く、長期的傾向を持つている。

本年七月末には既に坑所、積出港、市場貯炭計二六〇万頓、大口消費工場貯炭四三五万頓に達して前年同期の二倍以上である。

2、輸入炭の増加、重油轉換、豊水による電力用炭の需要減等圧迫材料累積し、本年下期以降も需要の好轉を期待することは困難である。

3、炭価引下げは既に現実化しており今後も相当の困難が予想せられる。

鉄鋼・瓦斯用炭の如き上級炭についても七―八月分四〇〇
円の値下げを要求せられ目下折衝中である。
四、石炭鉱業の経営内容は未だ不健全である。
1、石炭鉱業の資本構成の不健全は未だ是正せられず、巨額の
借入金（大手一八社昭和二七年四月末現在四八六億円）は経
理に重圧を加えている。
2、二七年度以降は炭価、生産原価ともに思わしからず、今後
もなお収益減少の見込みである。
五、結論　以上述べた通りの状態であるから組合の要求には考慮
の余地はなく、炭鉱企業の自ら生きる途は唯一つ合理化の徹底
以外にはない。即ち一〇月以降の賃金については現行名目賃金
の維持さえ、（一）標準作業量の合理的修正、（二）これに対
応する坑外夫の配置轉換等、合理的措置を行うことによつての
み可能であるので別紙提案をする次第である。

昭和二七年九月一日

日本石炭鉱業連盟
事務理事　早川勝

日本炭鉱労仂組合
中央執行委員長　田中章殿

（昭和二七年一〇月以降鉱員賃金案）

(一)　基準賃金一方当り平均額（含家族給）は左の通りとする。

1　一般男子鉱員

三井、三菱、北海道、住友、常盤、明治、雄別、日炭、貝島、太平洋、嘉穂

坑内夫　五五〇円（税込）
坑外夫　三一〇円（〃）
但し向洋炭鉱は別途協議する

日炭（山田炭鉱及び相之浦炭鉱）

坑内夫　五三〇円（税込）
坑外夫　三二三円（〃）

日鉄二瀬

坑内直接夫　六〇六円（税込）
坑内間接夫　三八二円（〃）
坑外夫　三四〇円（〃）

杵島

（イ）杵島鉱業所

坑内直接夫　五六九円（税込）
坑内間接夫　三八四円（〃）
坑外夫　三二〇円（〃）

（ロ）北方鉱業所及び大鶴鉱業所

坑内直接夫　五五四円（税込）
坑内間接夫　三七一円（〃）
坑外夫　三一五円（〃）

大正

坑内夫　五三〇円（税込）
坑外夫　三二〇円（〃）

2　その他鉱員

その他鉱員（女子及び一八歳未満の男子）の賃金はその労仂の質と量を勘案し各社において協議決定する。

(二)　基準賃金中、家族手当は扶養家族一人につき月額四〇〇円（税込）以内とする。

(三)　基準賃金本人給中、固定給は規定時間の労仂に対して支給せられ、請負給は標準作業量に対応して支給せられる賃金とする。

規定時間は拘束八時間とする。但し監視又は断続的業務に従事する者の規定時間は夫々その所定時間とする。

(四)　請負給に対応する標準作業量は左の通りとする。

1　採炭夫

(イ)　一般作業

自昭和二七年一月至昭和二七年六月間における各炭鉱一般作業採炭夫実仂一人一日当り出炭量が現行標準作業量に対し一〇〇%を超える炭鉱においては、その超える部分の八割を現行標準作業量に加算するものとし、一〇〇%以下の炭鉱においては現行標準作業量通りとする。

但し明治佐賀炭鉱、日炭柑之浦炭鉱及び宇部興産向洋炭鉱は別途協議する。

(ロ)　機械化作業

各社において協議決定する。

2　採炭夫以外の職種につき採炭夫に準ずる。

3　前二号の細部その他に関しては別に協議の上決定する。

(五)　固定給者については請負給者の作業量の是正との振合に応じ職場轉換等合理的措置を講ずることとする。

(六)　協定期間は昭和二七年一〇月一日より昭和二八年三月三一日までとする。

(七)　協定期間内と雖も経済情勢に著しい変動があつたときは別途協議する。

(八)　協定の解釈並びに実施運用に関して紛議が生じたときは別に定める協定運用処理委員会において処理する。

(九)　基準外賃金に関しては中央における組織交渉の対象とすることとは無理であるのでこれを交渉事項としない。

(十)　職員給与　別途協議する。

以上のように連盟の提案は、石炭産業が不況におち入つていることを理由として、賃金の引下げ、標準作業量の引上げ、坑外夫の配置転換など企業合理化政策を一層おしすすめる意図を露骨に示し、炭労の要求案と根本的に相容れぬことが明らかになつた。

その後の団体交渉の経過は次の通りである。第三回団交（九月六日――炭労、連盟案にたいして反駁）、第四回団交（九月九日――連盟、マーケット・バスケットを批判）、第五回団交（九月一九日――炭労、マ・バ方式について反批判）、第六回団交（九月二六日――連盟、炭労の反批判にたいし反論及び経理の説明）、第七回団交（九月二七日――標準作業量に関し交渉、炭労よりその考え方を提示）、第八回団交（九月二九日――連盟、標準作業量の考え方について説明、論点対立のまま打切りとなる）、第九回団交（十月二日――職員給与について交渉対立）、第十回団交（十月四日――基準外割増率、経過措置等について交渉、何れも不一致、炭労は九日正午までの期限付回答を要求）。

十月九日の第一一回団体交渉において連盟は、次のような第二次回答を手交した。

（同答書）

一〇月四日附貴方申入書に接しましたが当方は今次賃金交渉開始以来石炭鉱業が直面する厳しい現実の上に立つて当方案を提示し

早期解決の為に努力を続けて参つたのであります。然し乍ら当方は石炭鉱業が国民経済に於て占める地位の重要性に鑑み貴方の申入れに対して更にあらゆる角度より最後的検討を加えました結果左記の通り回答致します。尚本件の早急且つ平和的解決は当方の素より念願するところでありますので貴方におかれても石炭鉱業の現状に重ねて考慮を払われ愼重に行動されんことを要望します。

(一)　請負給に対応する標準作業量を次の通り改める。

昭和二七年九月一日附、当方提示の鉱員賃金案記四の1、採炭夫(イ)一般作業の項中「一〇〇%を超える炭鉱に於てはその超える部分の八割」とあるを「一〇〇%を超える炭鉱に於ては其の超える部分の六割」とする。

(二)　協定期限は昭和二七年一〇月一日より昭和二八年九月三〇日までとする。

(三)　その他については既に当方が提案した通りとする。

追つて経過措置については引続き話合い致したい。

第二次回答の手交が行われる前に、炭労は一〇月五日、中闘をひらいてあらかじめ協議していた実力行使の時期方法を検討した結果、九日の連盟回答が不満な場合は、一〇月一三日から四八時間スト、一七日から無期限ストに入ること、またスト態勢確立のため、直ちに全国にオルグを派遣することをすでに決定していた。そこで九日、連盟の第二次回答を検討した結果、全く誠意なしとの結論をえたので、スト突入指令を各支部あてに発すると同時に、スト宣言を行つた。

（スト宣言―要旨）

占領下六年有半の年月は吾々にとつて文字通り茨の道であつた。

吾々の賃金は、労仂条件は特異の悪条件下におかれた。吾々は然もこれに耐えた。

（中略）

連盟は吾々の要求賃金額に対し、算出方式の一端を捉え「何らの科学的根拠なし論議無用」の暴言を終始くり返し、敢えて拒否したばかりか尨大な利潤追及の意図をかくそうともしなかつた。基準外賃金に対しては中央統一交渉の趣旨をふみにじり各社間の較差をたてに統一交渉を強引に否定、標準作業量に至つては食事時間すらなく、高基準に呻吟する請負採炭の現状に故意に目を蔽い、時間修正を頭から拒むという冷酷きわまる態度をあくまで変えなかつた。

（中略）

吾々はもはやとるべき一切の努力を払いつくしたことを認めざるをえない。吾々の闘いはもとより困難である。それは文字通り長期の辛苦を吾々に強いるであろう。多くの悪質な妨害、圧力が各方面から襲うことは必至である。殊に連盟をしてかくの如き強硬態度をとらしめるものが低賃金高能率戦時大出炭の強行をめざす炭鉱大資本の臨戦体制にもとずくものであることを考えるならば、連盟の現在の態度が一朝一夕にして変更しうるとは到底考えられない。しかも背後に強力な権力の支持をもつ連盟が強力な抵抗をおこなうであろうことは想像に難くない。しかし吾々にも又国内外の尨大な労仂者の支持あること吾々は忘れない。臨戦大出炭の低賃金高能率に奉仕させられるか否かは かかつてこの闘争の成否にある。吾々は一切の障害を払いのけ、断乎この闘争を勝抜くであろう。

右宣言する。

一九五二年一〇月九日

その後一〇月九日連盟が炭労に申入れた一〇月以降賃金の経過措置（従前の協定の九六%であるから賃下げである）について、一〇月一一、一二の二日間にわたつて労使双方の協議会がもたれたが、連盟の賃下げ主張にたいして、炭労は従前協定の延長を主張して互いにゆずらず、ついに経過措置についての交渉も決裂するにいたつた。

かくしてついに一〇月一三、一四日の四八時間スト、一〇月一七日からの無期限ストは一斉に開始されたが、炭労は一部保安要員による出炭作業が行われている事実をとりあげ、協議した結果、特例をのぞいては一切坑口からの出炭禁止の措置の強化を決定、翌二四日、その旨、全国各支部に指示した。

中央大手一七社交渉と並行しておこなわれている各地方ブロックの闘争態勢はきわめて強固であり、中央から派遣されたオルグにたいして次のような申し入れがあつた。（一）如何なる場合でも標作を上げるな。（二）最後まで統一交渉を推進すべきで、途中で資本別に落すことをするな。（三）今までの闘争にみるような下部の闘う力を無視して妥結を急ぐな。（四）中央情報の迅速化を図れ。（五）緊急調整にたいする考え方を出せ。（六）カッペの標作設定に関する考え方を出せ。（七）ランク別賃金には反対。これらの申し入れはすべて各地方の闘争意慾の強烈さをあらわすものといえよう。

さらに一〇月一九日、中闘は、炭労とともに秋季闘争の主柱になつている電産にたいして共闘を申し入れ、「炭労電産共闘会議」が確立された。このような共闘態勢が整備された結果、戦術面でも有効に調整されて、たとえば九州では二七日炭労九闘、第一波二四時間スト、二九、三〇日、電産炭鉱向け電源スト、三一日、炭労九闘第二波二四時間ストが行われた。

以上のような発展の経過を辿つた炭労ストライキは、一〇月末にいたつても労使の態度は強硬をきわめ、解決の端緒は全くつかない状態であつた。このため炭労では一一月六日、中闘会議をひらいて対策を協議したが、結局さらにストライキを強化することになり、「現に提供している保安要員の縮減準備、一一月一一日以降中小各ブロック無期限スト」を決定し、同日指令を発した。なお通産省鉱山保安局では、一部の鉱業所において切羽の維持に困難を来たしていると判断し、切羽の崩壊や自然発火の危険のある場合、万全の措置をこうずべき旨、通牒を発した。これにたいして炭労はただちに、正当な争議権に不当に干渉するものだとして抗議を申し入れた。

鉱山保安局長通牒に対する炭労の抗議

（抗議申入書）

貴発二七保第一七六号（昭和二七年一〇月三一日附）「争議中における採炭切羽の維持について」の措置は、鉱山保安法に藉口してわれわれの今次賃金要求のための正当なる争議権の行使に不当に干渉し、これを制圧せんと意図された行為であること明らかであり甚だ遺憾とするところであります。

加うるに当方が誠意を尽して所信を披歴し善処方を要望したにもかかわらず尚且つ貴方がこれを無視し今次措置を強行されたことによつて、鉱山、事業場においては労資間にいたずらな紛争が生じていますが、このことは総て貴方の責任であることを申添えるとともに、かかる紛議を除去し、鉱山保安法を明朗且つ合法的に運営されるためには今次貴方の措置を速かに撤回されんことを要望致します。なお、当方よりの本抗議申入書にも拘らず、敢えて貴方がかかる違法不当な行政措置の撤回に応ぜられない場合、

当方においては行政訴訟を以てしてもそれが無効の措置であることを明らかにする用意のあることを念の為申し添えておきます。

このような情勢のもとで炭労はストライキを強化すべく、とくに保安要員問題に重点をおき、つぎに指令、通告を発したため争議はいよいよ深刻な様相を呈した。一一月一一日の中闘において、保安要員を主要排水、主要通気の運行維持及びこれに必要な坑内巡回、測定、人車の要員に限定して就業させることを決定し、これを各支部に指示した後、連盟にたいして次のような申し入れを行つた。

指令一二号に基く対連盟申し入れ（一一月一一日）

（申入書）

罷業中の保安要員については一〇月九日及び一〇月二四日附をもつて貴方に申し入れましたが、今日に至る貴方の態度からして、当方としてはもはや従前の如く誠意をもつて必要以上の保安を確保する意慾を喪失致しましたので、来る一一月一五日以来の保安要員は、主要排水施設、主要通気施設の運行維持およびこれに必要な坑内巡回、測定、人車等の要員に限定して就業致させますので通知致します。

なお当方は向後、保安確保の実情を知るため、各山の現地を調査致したいので、貴方において当方調査について、各山において入坑入所拒否等による支障なきよう計られたい。

なお貴方において当方の調査を拒否される場合は、保安要員の就業に就て拒否することがありますので予め右申入れます。

昭和二七年一一月一一日

日本石炭鉱業連盟
専務理事　早川勝

日本炭鉱労仂組合
中央執行委員長　田中章　殿

これに対する連盟の通告、さらに、その通告に対する炭労の回答は以下の如くである。

炭労申し入れに対する連盟の通告（一一月一二日）

（通告書）

罷業中の保安要員に関する一一月一一日付貴申入書に接しましたが、貴方が今回、切羽の崩壊まで敢えて招来せんとする保安要員の削減は争議中に於ける労使間のルールに違反し、従来築き上げてきた信頼関係をじゆうりんする破壊行動であります。

貴方の今後の行動により鉱物資源が荒廃し炭鉱施設が破壊され災害が発生し、ために企業縮小或いは閉山のやむなきに至つたとしても、その責任は一切挙げて貴方の暴挙に起因するものであり、当方は自衛上、法に照して責任者に対する処分その他、刑事民事上の責任の追及を行うものであることをここに通知致します。

なお炭鉱現場に於ける保安の維持に関しては法上の保安責任者がこれを所管するものであり、貴方派遣の調査員の入所入坑はその必要なきものとみとめます。

昭和二七年一一月一二日

日本石炭鉱業連盟
専務理事　早川勝

日本炭鉱労仂組合
委員長　田中章　殿

連盟通告に対する炭労の回答（一一月一四日）

（回答書）

一一月一二日付の貴方通告に接しましたが、当方は貴方の申し出に対しては左記の通りの見解でありますので、貴方の蒙を啓きたく、回答申し入れいたします。

〔記〕

一、貴方は当方が切羽の崩壊を来たす手段として保安要員を制限するかのごとくいわれておりますが、当方は正当な罷業を行つているものであり、保安要員の制限は切羽の崩壊を目的とした行爲ではありません。

もし切羽の崩壊を来たしたとしても、そのことは今次長期の罷業にかかる貴方の全く誠意のない措置がかかる結果を生ぜしめるものであります。

二、貴方は争議中における労使間のルールは、労仂者が行う罷業は企業に損耗を与えないがごときものとして正当化されていますが、労使間のルールは使用者の権利と利益を保持し、労仂者の犠牲によつて樹立されるものではありません。当方は生活のすべてを賭して月余の罷業をもつて貴方の反省を促しているにもかかわらず、貴方はこれに応うるに全く誠意のない態度で対応されている現状では貴方のいわれる労使間のルールに違反したものは貴方であります。

三、貴方は当方が保安要員の制限を行うことが従来築き上げた労使間の信頼関係の破壊行動であるといわれますが、労使間および貴方と当方との信頼関係は相互に相手方の権利を認めたうえで結ばれたものでありますので、当方では正当な権利の放棄をし、保安要員を貴方の意のままに就業せしめることによつて貴方との信頼関係が樹立される性質のものではありません。したがつて今次保安要員の制限をもつて将来とも信頼関係を失うものではありません。

四、貴方は企業縮小或いは閉山等の責任が当方にあるかのごとくいわれますが、当方は何ら違法の罷業を行つているものではなく、かつ当方の自衛のための今次罷業の結果がもし貴方の好きに至つても、その責任は当然貴方に存するものであり、当方の関知するものではありません。

貴方の誠意のない態度と独善的な措置の結果を当方に轉稼するが如き暴挙は厳につつしまれ、貴方において一切の責任をとられたい。

五、貴方は法に照して当方の責任を追及するといわれますが、当方は正当な罷業を行つているものであり、法的責任を追及されるいわれはないものであります。

貴方において根拠のないものを拠りどころに法の威力の悪用を行い、当方を威嚇するがごとき言行はつつしまれたい。

六、貴方は保安維持については積極的な当方の協力も必要でないということでありますので、当方は向後、保安のための就業を拒否することがありますので予め申入れます。

以上のような保安問題についての労使のやりとりと、その対立点は、この争議の深刻な性格を如実に表現しているといつてよいであろう。

一か月にわたる長期ストライキによつて下部組合員の生活はいよいよ困難の度を加えたが、にもかかわらず、争議態勢はますます強められていつた。この間の事情について西杵炭鉱の組合幹部は次のように語つている。「先日も家族で組織している婦人会で会議がもたれましたが、そこで行われた決議文が執行部にとどけられていて下さいと逆に執行部にハッパをかけてくる始末で、絶対に崩れることのない強さをみせています。むしろ家族の方が強い。」「一か月のストの結果、一番影響するのは家庭の台所でしよう。そのやりくりは」という問にたいして

は、「その点も大丈夫です。積立金もありますし、各方面からの融資もあり、一二日の給料日には組合員のほとんどが貰つていませんが、組合から貸出しをしています。」自活対策については「大半が土工その他にでています。日収二百円ぐらいですが、どこの職場でも仂きぶりがいいと喜ばれています。」つぎに杵島炭鉱の組合幹部は生活費の問題について「貸出一人平均三〇〇〇円です（一人につき一七〇〇円、家族一人三〇〇円の割）」と答えている。（労仂経済旬報一一月下旬号）

ここで炭労の争議が主婦のエネルギーによつてささえられたという点について若干の資料からさぐつておこう。たとえば炭労の電報受信簿をみると、主婦からの激励電報の多いことが目だつ。その電文には闘争の気力があふれている。

古河九州主婦連絡会議――「私たちは草の根をかじつても悲鳴をあげない。中闘は最後の最後まで絶対妥協せず闘え。」

大夕張主婦総けつき大会――「日夜の奮闘を感謝す。私たちは生活をきりつめ、夫と子供と共におかゆをたべても要求貫徹まで闘う決意を固めた。中闘の一層の健闘を祈る。」

夕張主婦会――「中途でだんじて坐折するな。主婦の態勢益々固し。」

三鉱労組婦人部――「餅やつかん、要求をば貫徹せよ。」

つぎに山口東見初の炭婦協をたずねたルポルタージュから、ひろつてみよう。（中央公論二月号）

米代以外の出費がいりましようがそれをどうしていらつしやいますかという問にたいして、「平素から不自由になれています。私たちの生活では、収入のほとんどが飲食費です。ストにはいつた当初はやはりこの点を心配しました。炭婦協としては格別、内職の斡旋をしたりはしませんでしたが、各単組ごとに斡旋しております。私のところでは行商隊を出したり街頭基金カンパをやりました。」「私のところでは石けん、ちり紙などの日用品の配給もしております が、やはり日常出費を補うために、それぞれアルバイトを探して仂きに出ています。若くて体のよい人は、自由労仂者になつている人もありますが、ともかく家庭から弱音をあげてはいけないという気持だけはみんなもつています。」

このようなしずかな言葉の中から、なみならぬ決意を感じさせるものがある。

常盤支部の脱落と嘉穂職組幹部の内紛　一一月一五日、常盤では「賃金協定は前協定踏襲、一時金支給」で了解点に達し、中闘にたいして常盤地方ブロックの実情を了解し交渉妥結を認めるよう要請があつたが、中闘は、統一闘争の最終的権限は中闘にあることを明らかにし、常盤の妥結は、連盟の意図した炭労切崩しに乗ぜられたものであるという理由で交渉妥結は認められない旨の勧告を発した。

それにもかかわらず常盤は一七日の常盤労組中闘委において資本別交渉に移すことを決定し、その旨、中闘に報告した。中闘では資本別交渉に移すことを否定したため、一九日、常盤で大会がひらかれ、炭労脱退を決議し、ついに統一闘争から脱落するにいたつた。中闘ではさつそく「常盤脱落の原因は武藤前委員長のカムバック不可能なる見透しにたつての、武藤グループの組合指導権掌握に必要な独立した地盤をつくるための分裂工作の野望」であることを明らかにし、常盤労組脱落の影響を過大評価し、下部の動揺のみ配慮することなく、ひきつづき、より強力な実力行使を行うことのみが闘争を解決する唯一の方法である旨を声明した。

常盤労組の脱落にもかかわらず古河好間およびその他の労組は、炭労に断固として残留した。産業労仂月報のルポルタージュから古

河好間の実情を紹介しておこう。「いいかげんで妥協したらというような意見が出ませんか」という記者の質問にたいして、年輩の労仂者はつぎのように答えている。「そんな人はまずこの山ん中にや一人だつて居ねえな。動揺したらすぐわかるんだ。井戸ばたがやかましくなるんでね。――つまりカアチャン達がさわぎ出せば動揺しはじめたということになるんだが、今度はまだどこでも聞かねえからな。」またストライキをどう思うかという問にたいして一主婦は「ここまでやつてきて今更まけられませんよ。本当に、賃下げだなんて、あんた、今でさえ食うや食わずでいるのに。それに長いことストライキをやつて、給料貰わずに、そいで手間（賃金）が上らなんだなんてことになつたらねえ。」また子供を背負つた他の主婦はいう。「基準法でさえ八時間できまつてるに、うちのトウチャンなんか毎日一〇時間も仂いて、そいで食べていかれねんです。こんなことしてたらトウチャンの体おしまいになります。（ほんとうにそうだわ、という声が一斉におこる）……仕事は仕柱夫です。給料は、そうですねえ一万円ぐらいですね。家族は四人なんですよ。会社だつて労仂者をいじめるばかりが能じやないでしようように、賃下げなんてあんまりひどいよ。」

右のような言葉からも、古河好間が脱落することをまぬがれたのは根本的に大衆の力によるものだつたことが明らかである。

なお常盤労組脱落の前、三日から大手六社、Bブロック七日、Cブロックが一一日からそれぞれ無期限ストに突入していた九州日鉱は、BCブロックが一一日にストを解除して以来、大手六社も事務折衝を行い、一四日次のような了解点でスト中止指令を発した。すなわち前協定の基準賃金上昇の場合は標作その他の事情を勘案して協議決定するという了解であつたが、しかしこの了解は基準賃金をあげる時は標作をあげるという意味であつた。九州日鉱の妥結は、

一一月一一日、嘉穂職組は一番方からストを解除したが、このスト中止指令は職組執行委員会（八名）のみで決定したことがわかつたので炭労福岡地方本部（福炭労）は責任者の説得につとめ、スト続行を勧告、貝島その他から応援をえてポスター、ビラ等を所内に掲示し、主婦を動員して職員社宅を数度にわたつて個別訪問し、説得につとめた。執行部は同日、代議員大会をひらき一般投票を行つた結果、スト中止と決定した。福炭労では職員の中にあるスト中止の不満を結集するため、さらに強力なピケをはることを決定し、一二日には七〇〇名を動員してけつき大会をひらいた。一四日以後ピケは一応とき、その後は同労組が職組の行動を処理することになつた。

しかし、その労組自体が一八日、米代掛売のための交渉を会社側に申入れたところ、会社側は次のような提案を行つて組合に圧迫を加えてきた。

一、ストライキによる組合側の被害を考慮し、立上り資金として四〇〇〇円を支給する。

二、其準賃金及び標準作業量は現行通り横すべりとする。但し中央でベースアップが行われた際には、その上昇分だけ上昇させる。

右の条件にもとずいて直ちにストライキを打切り就業するように提案されたが、これにたいし組合執行委は闘争委にはかつたが、圧倒的多数で会社案をのみストを解除することが決定された。反対する二一名の闘争委員は、このことを直ちに一般組合員に訴え、中央統一交渉に反するこの決定は無効であり、大会をひらいて決定すべきであることを主張した結果、約八百有余の組合員が集合して小川組合長以下の執行委員を責めた。かくして組合長は八百有余の組合

員をもつて直ちに緊急臨時大会にきりかえ、あくまでも中闘指令にもとずくスト続行を決議した。

会社側はマイクを通じて会社提案通り交渉が妥結したと放送し、直ちにスト解除を行い就業すべき通告を行つた。大会はこの通告にたいし、会社側が宣伝している協定は、最高責任者である小川組合長も参加しておらず、かつ中闘決定違反であるとして否決した。そして二〇日早朝からふたたび大会をひらき、今後の闘争方針について確固たる決定を行つて整然とストを続行した。二一日には炭労傘下の大手筋の応援部隊約五〇〇名がかけつけ、これに嘉穂労組員を加えて鉄壁のピケラインがはられた。事態は一応このままで推移するものと考えられたが、二二日、突如、会社マイクを通じて小川組合長が「嘉穂労組は二〇日に炭労を脱退している。従つて佐藤書記長の協定した事項は全部有効であることを組合長として認める。直ちにストを解除されたい」という放送を行つた。このことをきいた組合員は、大挙して組合におしかけ、小川組合長の責任追求を迫つた。かくて本部はこれに対処するため直ちに緊急臨時大会を召集し事態の収拾に努め、(一)小川組合長の責任追及と除名処分、(二)執行部の総改選、(三)スト続行の決議を全員一致で決定し、ここに強力な新執行部を発足させて本格的な闘争を再開するにいたつた。二三日会社側は通勤者の一部臨時夫、請負夫、土建業者の若手職員を坑口前に集め一挙にピケラインを破つて入坑しようとしたが組合側はこの日早朝から坑口前のピケラインを増強していたため一大もみ合いが展開された。しかしやがて各応援労組の労仂者が赤旗や組合旗をトラックの先頭にひるがえして続々と参加したため、組合側のピケラインは不動のものとなり、会社側のスト破りにうちかつた。応援人員は一〇〇〇名をこえたといわれている。

嘉穂闘争の状態は次の記録に生々しく伝えられている。

生れてはじめての実力をかけての闘いだ。そしていかにも自信ありげな他労組のピケ隊員がうらやましくないこともなかつた。しかし俺もまた、その一人として、山を守るため、闘いを守るため敵と対峙しているのだ。俺も負けないぞ嘉穂も強くなるぞ。こう思うと何か胸をしめつけられるように感じた。そしてぐつと前方をにらみつけると、組んでいる腕をぎゆつとひきしめられた。すると藤田の腕もぎゆうつとひきしめられた。

「来たぞーつ。」最前列のスクラムから叫び声が上る。見ると繰込場の坂の上から暴力団を先頭に、職組、警官隊約七〇名が「ワーツ」とカン声をあげてつつこんでくる。ピケ隊にうた声が起る。「組合ガンバレ、組合ガンバレ。」おかみさんたちが泣き声で声援する。暴力団の顔がみるみる大きくなる。ガーツ。野田の前でスクラムがぐうつと後えたおれた。ムーツ。野田たちは力をしぼつてふみとどまる。おしかえす。暴力団はスクラムをくづそうと必死でつかみかかる。「敵に挑発されるな。暴力はふるうな」腕をとくな。」橋の上に仁王立ちになつて指揮する吉村組合長の声。肩と肩とすれ合つたスクラムがおしかえす。(中略)

急に歌声がやんで、藤田の腕がゆるんだと思うと、強固なスクラムに撃退された暴力団は後をふりかえりふりかえり退却してゆく。」(「燃えるボタ山」やまのしんぶん社)

再交渉後の経過　さてその後、保安調査員の入所入坑で意見の相違があるため事務折衝をもちたいとの連盟の申入れにもとずいて折衝が行われ、次のような結論に達した。

一、保安要員の問題については拒否する意味でなく現実の実態に応じて協議する。

二、局面を打開するため行きがかりをすて双方努力する。

三、その方法としてまず事務折衝をもち団交再開の条件を検討

する。

かくして一一月二六日、四七日ぶりで第一二回団交が再開された。その席上、連盟は、一、標準作業量一〇〇%を超える部分の四割加算（前案六割）、二、一人平均四〇〇円を貸付ける、三、その他前案通り。この案にたいして組合側は、賃下げ案であるかぎり絶対に容認できないとして連盟の不誠意を追及した。連盟の提案によつて団交から団交までの間の連絡幹事団が構成され、二八日ふたたび団交はひらかれることになつた。この日、連盟は次のような第四次回答を行つた。

（連盟第四次回答）

事態の重大性に鑑み最後案を提示致します。

㈠　作業施設、方式、環境が改善される過程に於て標準作業量の是正は経営上不可欠のことである。

㈡　特に長期に亘る努力により近代化せられつつある企業にあつては標準作業量改訂に当つて企業側の取分の大きいことは当然である。

㈢　故に従前の賃金協定に於ける標準作業量は改訂を要する実情に立至つている。

㈣　然し事態は実に重大である、玆に大局的見地に立つて解決に当るべき段階であると信ずる。

㈤㈠当方はここに経営上重大支障となることを敢えて忍んで一〇月以降の賃金は各社に於ける前協定通りとする。

㈡また長期スト による減産を回復するため組合員の協力を期待して、在籍職鉱員一人当り五〇〇〇円（長欠、組合専従者は除く）を貸付ける。

右貸付条件については別途協議致し度い。

㈥宇部興産株式会社については特殊事情があるので㈠㈡に拘らず別途協議致し度い。

尚、起業中の炭鉱の標準作業量についても別途協議致し度い。

この第四次回答にたいして組合側は別室協議ののち、事態を収集するためにはペース・アップ以外にはないから、横すべり案は拒否するとの態度を明らかにした。一二月一日中闘委がひらかれたが、その開会冒頭、田中委員長は、労仂省、新聞記者間に「炭労は今明日中にストを解除するだろう」という観測が流布されたことについて中闘のなかに曖昧な行動をしたものがあつたとすれば重大なことだという指摘をし、中闘全員に自己批判を求めた。ストライキの長期化にともない幹部の中に若干の動揺が生れたことは否定できないことであつた。なお、この中闘委において、一、連盟案による交渉については問題の解決は見出せない。二、爾後ベース・アップ案の提示のないかぎり一切の交渉には応じない、三、保安要員にたいする態度を留保する、との決定を行い、このことを連盟に通告するとともに、非常事態宣言と「組合員諸君の決断を望む」という声明書を発した。

かくて事態は最悪の段階に到達したため一二月二日、戸塚労仂大臣は関係官庁とも連絡し政府の態度について協議したが、同日、労資双方の代表を招いて事情聴取を行つた後、早期解決を要望し、この際第三者の斡旋をうけて解決を促進されたいと要請した。労仂大臣との会見後、中山中労委会長は労資双方を別個に招致して斡旋に入りたい旨を申し入れた。連盟側は一二月三日午後一時から社長会議をひらき、その結論として中労委にたいして「中山会長の斡旋を白紙の立場で受ける」との回答を行つた。一方、炭労は戦術会議、中闘会議をひらいて協議した結果、一、ベース・アップを前提とすること、二、標作は動かさないこと、三、標作を引上げてのベース・アップには応じないことの三条件をつけて斡旋に応ずることを決定し

た。同日、中山会長は労資双方各七名を招いて斡旋に入り、事情を聴取した。第二回斡旋は四日に行われ、中山会長は主として連盟側の譲歩を要請して「ベース・アップは絶対に行わないという態度を変更するか、または事態収拾のためになんらかの方策を講じられないか」と説得につとめたが、結局、一、現段階ではもはや保安要員の全員引あげ以外に連盟に反省を求める戦術はなく、二、中労委斡旋案は拒否する、三、以上の戦術実施のため戦術委員会をひらくという三点を満場一致で確認した。この席上、職組は、「職組中闘としては、一、二ともに承服できぬものであり、決定には服しえないので退場する」と発言、全中闘によつて認められ退場した。

中闘の決定にもとずいて、一、各支部は一七日一番方から四八時間、坑内外における一切の業務を拒否するよう準備せよ、但し病院、給水、配給所、送電、及び汽罐の業務を除く、拒否断行は改めて指令する、二、前項の業務拒否を行つた場合、会社が臨時夫その他を以て保安業務を遂行しようとする場合はピケを以て阻止するのでピケのための準備及び防衛策を樹立せよ、という指令を発し、ストは最悪の事態に入つた。

深刻化した炭労の闘争にたいしては、国内の労仂組合の応援はもとより、国外からも続々と支援が送られてきた。中央本部には、連日、救援米、資金カンパ、衣料の持参者がひきもやらず、応援資金は一二月一〇日現在で累計七九三万円におよび、救援米、衣料等を金額に換算すると一〇〇〇万円を突破するとみられている。

国際労組カンパの内訳は次の通り。

国際自由労連	二八〇〇ドル（一〇〇万円）
国際鉱夫連盟	一五〇ポンド（一五万円）
全米炭鉱労組	一万ドル（三六〇万円）
ベルギー炭鉱労組	二〇〇ポンド（二〇万円）
イギリス炭鉱労組	カンパ中

中国鶴岡炭鉱カンパ中

このような海外労組からの支援は、こんどの炭労争議が文字通り国際的規模のものであることを示すものであつた。

全米炭鉱労組からのメッセージ次の通り。

アメリカ炭鉱労組発

親愛なる同志へ

日本炭鉱労仂組合が賃金形態改善、労仂条件向上及び労仂時間短縮のために行つている激烈な闘争は我々の関心をよぶところであります。

我々は本日、貴組合の生活水準向上のための闘いを支援するため、アメリカ炭鉱労仂組合の寄贈金として貴組合に一万ドルを送ることになりました。

敬具

財務部長

ジョン・オーエンス

このような情勢において労仂大臣は一〇日炭労代表を招き中山斡旋案を受諾するよう勧告した。さきに保安要員撤収を不満として退場した一二名の中闘の出身職組ではスト中止の動きが顕著となり、三井鉱山社員労連は一〇日スト中止を指令し、また住友、麻生、古河、日鉄二瀬等の職組もスト中止するにいたつた。

炭労では一二月一〇日以降に連日、中闘会議を開催し、協議を続けてきたが、一四日の中闘では保安要員の撤収、緊急調整の決定のあつた場合の措置について検討した結果、保安要員就業拒否の実施の指令権を戦術委員会に附与し、また、当局の強力な措置によつて幹部欠員等の生ずる場合を考慮して、欠員補充の対策を決定するとともに、保安要員撤収についての具体的措置に関する中闘指令を発した。

一方、政府は保安要員撤収がもたらす事態を重視し、また一二月一一日から実施された国鉄の列車削減をはじめとする国民生活への影響にかんがみ、一五日の閣議でついに緊急調整を発動することについて中労委の意見をきくことに決定し、さらに保安要員引揚に関する警告声明を発した。その声明の要旨は次のようなものであつた。「国家の重要資源である炭坑を根本的に破壊する無謀な行為は正当な争議行為の範囲を逸脱するものであり、刑事上、民事上の免責、不当労仂行為等の労仂法上の保護を受けることができない。」これにたいして炭労は「今日まで政府は解決のための積極的努力をつくさず、経営者の圧力と一部強硬閣僚の組合弾圧、組織きりくずしの野心を卒直に暴露している。」旨の反対声明を発した。

中労委は、政府から緊急調整についての意見を求める旨の文書を受けとり、意見とりまとめのため臨時総会をひらいたが、労仂者側は「緊急調整の決定はなんらスト解決に資するものでなく、むしろこの法律が一つの労資戦略手段に用いられて国民をぎまんするものであるから基本的に反対」の意見をのべたのにたいし、使用者側委員は「緊急調整は好ましいものではないが国民生活への影響からみてやむをえないものとして賛成する」と主張したため真向から対立したが、「公益側委員が緊急調整はやむをえないと見解をまとめられた。採決の結果一〇対七で労仂者側委員はおしきられ、次のような政府にたいする回答がまとめられた。「緊急調整はこの事態のもとではやむをえないものと考える。ただこれは直ちに争議の根本的解決ではない。とくに労仂者側委員はこの見地から全員反対の

意見を表明している。政府はこの間の事情を参酌されたい。中労委としては緊急調整の如何にかかわらず問題の根本的解決に全力をつくしたい。」

かくして政府は、「石炭労働争議に関する緊急調整の決定について」という通知を中労委に提出し、一七日に公表されることになつた。

緊急調整発効を目の前に中労委中山会長も発動前の解決に苦慮し使用者側委員、連盟の圧力をはねのけ、ついに次のような第二次斡旋案を出した。「一、斡旋案はタイプにかけるいとまもなく直筆で労使双方にわたされるあわただしさであつた。

この間、炭労中闘委は緊急調整をうけてストを中止することを決定し、中央ブロック傘下各支部と、地方ブロック闘争委員長にたいしスト中止命令を発したが、スト中止決定後、中労委の第二次斡旋案が伝えられたが、討議の末、結局、満場一致でこの斡旋案の受諾を決定した。つづいて次のようなストライキ中止声明を発表した。

（ストライキ中止声明―要旨）

苦しきに耐え、歯を食いしばり、ただひたすらに勝利の日を目指して闘いきたつたわれわれは、一七日一番方からついにスト中止のやむなきに至つた。

まことに痛憤やる方なし。

顧みれば、さる一〇月一三日からの四八時間スト、さらに一七日から六一日間にわたる日本労働運動史上空前の長期ストライキを敢行したことは、独立後における日本労働階級が何者にも打ち負かされることのない成長と力を全世界に闡明にし、また、反動陣営に対抗して日本の民主主義の真のにない手であることを立証した。

（中略）

われわれは、この一方的強権発動を断じて容認することはできない。しかしながらわれわれは強権をもつて一挙にわれわれを非合法化し、組織の混乱と破壊を狙つた支配階級の計画的意図を未然に防止するためと、また一方、われわれの闘争の長期化により国民大衆の生活をこれ以上に圧迫することを認めず、国民大衆の生活をこれ以上に圧迫することを望まず、民主的労働組合の義務と責任において不満ながら第二次中山あつせん案を受諾してストライキを中止した。

（中略）

一方、われわれは今次闘争において大きな教訓をうけた。それはわれわれが団結し勇敢に闘うならば如何に支配階級の反動のカベが堅固であつても、これを打ち破り、勝利することができるということである。やがて来るべき首切り企業合理化に備え、今次闘争の成果と自己批判に基ずき、さらにエネルギーを蓄積し、支配階級が組織破壊、組合分断、低賃金政策を計画的に押しつけてくることにたいしては、断乎反撃に出るであろう。

われわれは、われわれの闘争を支持した全国民ならびに全組織労働者とともに、より一層団結を固め、「豊かな生活と平和のために」さらに大闘争を準備しなければならない。

ストライキ中止に当つて、ここに声明する。

一九五二年一二月一六日

日本炭鉱労働組合　中央闘争委員会

六三日にわたるストを中止し第二次斡旋案を組合が受諾するや連盟は態度を一変し、中山斡旋にたいする態度を保留した。これは連盟が賃金、期末手当をだき合せて低額で年内に一挙に解決しようと

する意図があつたからである。しかし二五日の全国理事会において結論に達し、中労委に次のような回答を行つた。

（回答）

去る一六日附貴申し入れは、従来の斡旋経緯にてらして、当方の全く意外とするところであります。経営能力には限度がありますが、貴職から右申入中の一時金と期末手当とは源資が一つで、相互に関連があるとの御解明もありましたし、事態収拾のため貴申入を受諾いたしますことは、一二月二五日から二七日にかけて行われ労資双方の事務折衝は、協定書案について意見の一致をみて調印が行われた。こうして炭労の争議は六三日に及ぶスト来五か月余ぶりに全面解決をみた。

なお炭労争議終結にあたつて産別会議は次のような声明書を発表した。

（声明書）

㈠一六日夜半、炭労中闘は、政府の「きん急調せい」をまえにスト中止を指令した。六一日、くうやくわずで闘つてきた全組合員と家族百万は、あくまでこの政府の暴圧に抵抗し、闘いをすすめる固い決意にもえていた。すでに原副委員長の出身、北海道平和坑ではその夜、新あつせん案拒否のデモとなり、九州日炭高松ではがん強にストがつづいているといわれる。

吉田政府の断圧にも屈せず、なおも闘いつづけんとする全炭坑労働者、家族のおおしい抗戦こそ、全階級と全国民にむかつては人殺し大臣池田を血まつりにあげ、自由党内に対立をひきおこした力は、すべて階級の闘いの反映であつた。

政府打倒は、まさに炭坑労働者を先頭とする階級の手中にあつた。

㈡炭坑労働者六十余日の闘いは、戦争炭六〇〇万トンをうばいとり、敵の再軍備計画を土台からついえさせ、とりかえしのつかぬ打撃を加えた。その威力は朝鮮作戦向け石炭にまでおよび、つういに韓国鉄道をマヒ状態にまでおいこんだほどである。

マーシャル・プランを撃破した西欧労働者にまなび、朝鮮、ヴエトナム人民の勇戦にこたえてついに日本労働者階級は、ここに日本の軍事基地化、アジアの兵器廠化をつきくずす偉大な戦果をあげることができた。

㈣炭坑労働者とその家族、百万の雄戦は、あらゆるところで共闘を組織し、労働者間、農民との交流をけいけんし、闘いの中から、自らを全国民の指導階級にきたえあげた。今日の国鉄、電産のケツ起をたすけ、全自動車、私鉄など、中小工場にいたるまでそれぞれの要求が有利なじよう歩をかちとることができたのも、またとくに官公庁の兄弟の要求に、政府が一〇〇億円の予算をくまねばならなくなつたのも、すべて炭坑労働者の雄戦が敵をてつてい的に圧迫したためである。

㈤炭坑労働者とその家族の英雄的闘争は、全階級と、全国民に無限の教訓を示している。今日敵は再軍備に血まなこになり、ドレイ労働をし、うえ死の苦しみにある国民の生活についてはチリ程の誠意も示さず、ついに「きん急調せい」なる弾圧で、階級の闘いをしめころそうとした。彼らは保安隊、武装警官を炭坑周辺にむけ、職防隊、労務を総動員してストやぶりをねらい、暴力をふるつておそいかかつた。古河、カホの闘いは、たん的に彼らのいた力は、すべて階級の闘いの反映であつた。

政府打倒は、まさに炭坑労働者を先頭とする階級の手中にあつた。

㈢炭坑労働者六十余日の闘いは、戦争炭六〇〇万トンをうばいとり、敵の再軍備計画を土台からついえさせ、とりかえしのつかぬ打撃を加えた。その威力は朝鮮作戦向け石炭にまでおよび、つういに韓国鉄道をマヒ状態にまでおいこんだほどである。

マーシャル・プランを撃破した西欧労働者にまなび、朝鮮、ヴエトナム人民の勇戦にこたえてついに日本労働者階級は、ここに日本の軍事基地化、アジアの兵器廠化をつきくずす偉大な戦果をあげることができた。

㈣炭坑労働者とその家族、百万の雄戦は、あらゆるところで共闘を組織し、労働者間、農民との交流をけいけんし、闘いの中から、自らを全国民の指導階級にきたえあげた。今日の国鉄、電産のケツ起をたすけ、全自動車、私鉄など、中小工場にいたるまでそれぞれの要求が有利なじよう歩をかちとることができたのも、またとくに官公庁の兄弟の要求に、政府が一〇〇億円の予算をくまねばならなくなつたのも、すべて炭坑労働者の雄戦が敵をてつてい的に圧迫したためである。

㈤炭坑労働者とその家族の英雄的闘争は、全階級と、全国民に無限の教訓を示している。今日敵は再軍備に血まなこになり、ドレイ労働をし、うえ死の苦しみにある国民の生活についてはチリ程の誠意も示さず、ついに「きん急調せい」なる弾圧で、階級の闘いをしめころそうとした。彼らは保安隊、武装警官を炭坑周辺にむけ、職防隊、労務を総動員してストやぶりをねらい、暴力をふるつておそいかかつた。古河、カホの闘いは、たん的に彼らのいる固い決意にもえていた。すでに原副委員長の出身、北海道平和坑ではその夜、新あつせん案拒否のデモとなり、九州日炭高松ではがん強にストがつづいているといわれる。

吉田政府の断圧にも屈せず、なおも闘いつづけんとする全炭坑労働者、家族のおおしい抗戦こそ、全階級と全国民にむかつては人殺し大臣池田を血まつりにあげ、自由党内に対立をひきおこした力は、すべて階級の闘いの反映であつた。

政府打倒は、まさに炭坑労働者を先頭とする階級の手中にあつた。

㈢炭坑労働者六十余日の闘いは、戦争炭六〇〇万トンをうばいとり、敵の再軍備計画を土台からついえさせ、とりかえしのつかぬ打撃を加えた。その威力は朝鮮作戦向け石炭にまでおよび、つういに韓国鉄道をマヒ状態にまでおいこんだほどである。

マーシャル・プランを撃破した西欧労働者にまなび、朝鮮、ヴエトナム人民の勇戦にこたえてついに日本労働者階級は、ここに日本の軍事基地化、アジアの兵器廠化をつきくずす偉大な戦果をあげることができた。

㈣炭坑労働者とその家族、百万の雄戦は、あらゆるところで共闘を組織し、労働者間、農民との交流をけいけんし、闘いの中から、自らを全国民の指導階級にきたえあげた。今日の国鉄、電産のケツ起をたすけ、全自動車、私鉄など、中小工場にいたるまでそれぞれの要求が有利なじよう歩をかちとることができたのも、またとくに官公庁の兄弟の要求に、政府が一〇〇億円の予算をくまねばならなくなつたのも、すべて炭坑労働者の雄戦が敵をてつてい的に圧迫したためである。

㈤炭坑労働者とその家族の英雄的闘争は、全階級と、全国民に無限の教訓を示している。今日敵は再軍備に血まなこになり、ドレイ労働をし、うえ死の苦しみにある国民の生活についてはチリ程の誠意も示さず、ついに「きん急調せい」なる弾圧で、階級の闘いをしめころそうとした。彼らは保安隊、武装警官を炭坑周辺にむけ、職防隊、労務を総動員してストやぶりをねらい、暴力をふるつておそいかかつた。古河、カホの闘いは、たん的に彼らのいる固い決意にもえていた。すでに原副委員長の出身、北海道平和坑ではその夜、新あつせん案拒否のデモとなり、九州日炭高松ではがん強にストがつづいているといわれる。

吉田政府の断圧にも屈せず、なおも闘いつづけんとする全炭坑労働者、家族のおおしい抗戦こそ、全階級と全国民にむかつては人殺し大臣池田を血まつりにあげ、自由党内に対立をひきおこした力は、すべて階級の闘いの反映であつた。

政府打倒は、まさに炭坑労働者を先頭とする階級の手中にあつた。

㈢炭坑労働者六十余日の闘いは、戦争炭六〇〇万トンをうばいとり、敵の再軍備計画を土台からついえさせ、とりかえしのつかぬ打撃を加えた。その威力は朝鮮作戦向け石炭にまでおよび、つういに韓国鉄道をマヒ状態にまでおいこんだほどである。

マーシャル・プランを撃破した西欧労働者にまなび、朝鮮、ヴエトナム人民の勇戦にこたえてついに日本労働者階級は、ここに日本の軍事基地化、アジアの兵器廠化をつきくずす偉大な戦果をあげることができた。

㈣炭坑労働者とその家族、百万の雄戦は、あらゆるところで共闘を組織し、労働者間、農民との交流をけいけんし、闘いの中から、自らを全国民の指導階級にきたえあげた。今日の国鉄、電産のケツ起をたすけ、全自動車、私鉄など、中小工場にいたるまでそれぞれの要求が有利なじよう歩をかちとることができたのも、またとくに官公庁の兄弟の要求に、政府が一〇〇億円の予算をくまねばならなくなつたのも、すべて炭坑労働者の雄戦が敵をてつてい的に圧迫したためである。

㈤炭坑労働者とその家族の英雄的闘争は、全階級と、全国民に無限の教訓を示している。今日敵は再軍備に血まなこになり、ドレイ労働をし、うえ死の苦しみにある国民の生活についてはチリ程の誠意も示さず、ついに「きん急調せい」なる弾圧で、階級の闘いをしめころそうとした。彼らは保安隊、武装警官を炭坑周辺にむけ、職防隊、労務を総動員してストやぶりをねらい、暴力をふるつておそいかかつた。古河、カホの闘いは、たん的に彼らのいる固い決意にもえていた。すでに原副委員長の出身、北海道平和坑ではその夜、新あつせん案拒否のデモとなり、九州日炭高松ではがん強にストがつづいているといわれる。

吉田政府の断圧にも屈せず、なおも闘いつづけんとする全炭坑労働者、家族のおおしい抗戦こそ、全階級と全国民にむかつては人殺し大臣池田を血まつりにあげ、自由党内に対立をひきおこした力は、すべて階級の闘いの反映であつた。

政府打倒は、まさに炭坑労働者を先頭とする階級の手中にあつた。

㈢炭坑労働者六十余日の闘いは、戦争炭六〇〇万トンをうばいとり、敵の再軍備計画を土台からついえさせ、とりかえしのつかぬ打撃を加えた。その威力は朝鮮作戦向け石炭にまでおよび、つういに韓国鉄道をマヒ状態にまでおいこんだほどである。

マーシャル・プランを撃破した西欧労働者にまなび、朝鮮、ヴエトナム人民の勇戦にこたえてついに日本労働者階級は、ここに日本の軍事基地化、アジアの兵器廠化をつきくずす偉大な戦果をあげることができた。

㈣炭坑労働者とその家族、百万の雄戦は、あらゆるところで共闘を組織し、労働者間、農民との交流をけいけんし、闘いの中から、自らを全国民の指導階級にきたえあげた。今日の国鉄、電産のケツ起をたすけ、全自動車、私鉄など、中小工場にいたるまでそれぞれの要求が有利なじよう歩をかちとることができたのも、またとくに官公庁の兄弟の要求に、政府が一〇〇億円の予算をくまねばならなくなつたのも、すべて炭坑労働者の雄戦が敵をてつてい的に圧迫したためである。

㈤炭坑労働者とその家族の英雄的闘争は、全階級と、全国民に無限の教訓を示している。今日敵は再軍備に血まなこになり、ドレイ労働をし、うえ死の苦しみにある国民の生活についてはチリ程の誠意も示さず、ついに「きん急調せい」なる弾圧で、階級の闘いをしめころそうとした。彼らは保安隊、武装警官を炭坑周辺にむけ、職防隊、労務を総動員してストやぶりをねらい、暴力をふるつておそいかかつた。古河、カホの闘いは、たん的に彼らのい

んぼうをバクロした。

(ハ)それればかりか、組合内にひそむ敵階級の伏兵、武藤一派をつかい、スト中、公然と出炭させロック・アウトをごまかし、いくたびか組合分裂、闘争体制のがかいを挑発した。さらに炭労中闘内にひそんだ三井円仏、三菱松尾、北炭大矢、三井職組綾野らの一派は武藤の常ばん分れつに内応して、しばしば中闘の決定を無視し敵と通牒を重ねた。彼らは「自由解決だ」と、あっせん案を礼さんして緊急調整の弾圧をゴマ化し、政府の横暴にヴェールをかけようとはかつた。

今日、炭労中闘を山元大衆のかたい闘志に反してスト中止におとし入れたカラクリは、政府の公然たる弾圧と、それに呼応する通敵分子のしわざにすぎない。

一五日アメリカ大使マーフィーは吉田に書簡をおくり、緊急調整弾圧をげきれいし、エドガーらは愛国労仂運動分子を使つて今日までストちん圧につとめていたのだ。

(七)全労仂者、全国民諸君！

炭坑労仂者、六十余日の苦闘は、日本における労仂運動が植民地のそれであることを赤らさにさししめした。もはや「総労仂」と「総資本」などという、あいまいな幻想はすてねばならぬ。あるものは「米日反動」と「日本国民」の、しのぎをけずつた対立であり、げき突である。

いままさに日本の労仂運動は、独立運動にほかならないことをまざまざと描きだした。

(八)このとき炭坑労仂者は、みずから六〇余日の苦闘にたえぬき敵「米日反動」を打倒するすべをうみだし全階級に新しい勇気をよびさました。

内外プロレタリアの支持と援助をかたくし、全階級のケッ起をおこし、国民との共同斗争をかため、実力自衛で職場を占拠し、保安自由管理につきすすんで産業の実権を労仂者の手ににぎり、国民の石炭を自主管理する、階級の自覚にもとずいた新しい戦術がそれである。このような国民の石炭を解放せんとする炭坑労仂者の成長こそ、政府打倒においつめた力であつた。だからこそ敵は緊急調整で弾圧をこころみてきたのだ。

(九)炭坑労仂者は、このように政治的大勝利をおさめたにもかかわらず、わずかの経済的譲歩しかえられなかつた。なぜ勝利すべきものがこうなつたか。この原因は、左派社会党幹部の、政府、資本家にたいする妥協である。「あっせん案」にすがりつき、石炭連盟に哀願した左派衆院議員、井出、渡辺、上林、坂本らの暗やく、石炭連盟に社右伊藤卯四郎とともにいりびたりになつていた吉田法晴、副総理緒方竹虎にひざまずき、緊急調整に平伏した野溝書記長、これら社左党領袖の中道的態度は半面、国会において再軍備補正予算案に改進党に引きずられ、自由党民同派に追随する同党の態度と瓜二つの立場である。左社党領袖は、国民の熱望した吉田打倒の機会をにがしたばかりでなく、階級の前衛、炭坑労仂者の要求を引おろしたのである。この妥協工作こそ政府の政治的危機をすくい、右社、愛労の跳梁をゆるし、総評、炭労の分裂のスキを与え、全国民の期待を裏切つたものである。

(十)　全労仂者諸君、全国民諸君！

炭坑労仂者の血となみだの斗いは、いまこそ階級のケッ起をうながしている。

炭坑労仂者の抵抗は決しておとろえない。いな、ますますその創りだした新しい戦術によつて斗いをすすめ、いよいよ全階級を解放闘争にむかつてケッ起をうながしている。今後予想されるスト減産とりかえしの強制増産は、基準を二倍に引上げ、職場防衛

隊の監視で殺人労仂をしようとしている。彼らの合理化計画はますます労仂強化、首切り低賃金においこむであろう。炭坑労仂者は決して屈伏しない。あくまでこの六十余日の苦闘の勝利の成果を守つて闘うであろう。

(三)いまこそ、全階級と国民は、この闘争によつてえた教訓を学びとろう。

階級はその産業、地域の枠をこえて団結し、共同闘争を組まねば勝利しない。労仂戦線の大統一こそ、勝利の道である。

階級はその思想、政党の別をこえ、民族解放のために団結し、共同闘争をととのえねば勝利しない。中道主義、取引主義はたち切らねばならぬ。社会党、労農党、共産党の共同闘争はいまこそ国民のためになしとげられねばならない。

階級は農民と同盟を固げ、全国民の団結をかちとらねば勝利しない。それは、敵の武力権力、武力弾圧に抵抗する実力自衛をととのえ、階級自ら職場を固守し、これを管理し、生産業の実権をにぎることによつて、占領制度を土台からつきくずし、国民解放をかちとることができる。それは日本労仂者階級が国民各階層をひきいて、吉田政府打倒の一大ゼネストを敢行できるし、また、せねばならぬことを示している。

(四)闘いはいよいよ激化する。階級はますます「米日反動」への憎しみにもえている。百万炭坑労仂者とその家族の英雄的六十余日の闘争にこたえ、われらは全力をふるつて、誓いもあらたに国民総団結、総抵抗に大ケッ起することをここに誓う。

打倒！　吉田政府

民族の英雄・炭坑労仂者万才！

労仂戦線の大統一万才！

革命的総評議会、炭労万才！

国民総団結、総抵抗万才！

一九五二年一二月一七日

全日本産業別労仂組合会議

争議の意義と特質　炭労争議はその規模と熾烈さにおいて終戦後のわが国における最大の争議であつたといつてよいであろう。すなわちスト参加延人員およそ一四〇〇万人であり、労資双方の損害額は二五〇億円を上まわつた。国民経済に与えた影響もきわめて深刻であり、国鉄は旅客および列車の削減を実施し、またガス、板ガラス、セメントなどにも影響がおよんだ。

この争議の意義は端的にいつて資本の企業合理化政策を阻止し、ひいては再軍備体制に一撃を与えたことにある。それはなによりも主婦や青年層のエネルギーが最大限に発揮された結果であつた。従来の幹部闘争が、この争議においては完全な大衆的闘争になり、だからこそ資本にたいして大きな圧力を加えることができたのである。

とはいえこの闘争にも欠陥がないわけではなかつた。炭労第七回大会に提出された自己批判書には次のような点が指摘されている。「六三日にわたるスト期間中、常盤労組の脱落、資本別エゴの露呈、職連の離脱等が行われ、中闘がたえず動揺を示したことは、敵をしてわれわれの戦力を過小評価せしめ、闘争を長期化せしめた主要な原因になつた。」このように炭労が内部に資本別組織をかかえ、企業別組合から脱しきれない状態にあつたことは、闘争力を弱める一つの条件になつた。

つぎに、中小企業対策が不十分だつたことである。すなわち大手筋と中小企業の賃金格差は拡大しているため、劃一的な闘争が困難であつた。九州ブロックが、大手と一律だつたスト期日の変更を申し入れた「戦術転換許容の要請」などはそのあらわれだつたとい

炭労争議一覧表

産業	争議参加人員	期間	争議形態	損失日数	備考
石炭鉱業	282,647人	自 10月13日 至 12月29日	罷・怠業	直接 10.771.944日 間接 550,000日	

要求妥結状況	経過
（要　求）　8/13 1）基準賃金（10月以降1年） (イ)　本人給 坑外夫一方当平均　560円（込） 坑内夫　〃　1,060円（込） (ロ)　家族手当一人につき円（込） (1)現行坑外340，坑内550，家族手当400円 (2)上昇率坑外 164.7%，坑内 192.7%	8/25　第1回団交
（第1次回答）　9/1（第2回団交） (1)　基準賃金（10月以降6カ月） 坑内　550（込） 坑外　340（込）　（現行通り） 家族手当一人　400円以内 (2)　標準作業量 27年上半の実績一人一日出炭量が現行標作 100%をこえるものについては，こえる部分の8割を加算，100%以下の炭鉱は現行通り	9/6　第3回団交（炭労，連盟回答に反駁） 9/9　第4回団交（連盟，マ・バ方式を批判） 9/19　第5回団交（炭労，マ・バ方式につき反批判） 9/26　第6回団交（連盟，再度反批判経理説明） 9/27　第7回団交（標作に関し交渉） 9/29　第8回団交（　〃　） 10/2　第9回団交 10/4　第10回団交（炭労9日正午の期限付回答を要求）
（第2次回答）　10/9（第11回団交） (1)　標作 100%を超える部分の6割加算 (2)　協定期間一年 (3)　その他前案通り	10/9　炭労中闘スト突入指令 10/13.14　48時間スト 10/17　以降無期限スト 10/25　中小スト突入 10/31　鉱山保安局通牒「争議中における採炭切羽維持について」 11/6　中闘指令「保安要員縮減準備，11/11 以降中小各ブロック無期限スト」 11/15　常盤妥結「賃金前協定踏襲，一時金支給」

	11/15　中労委会長，労使より事情聴取
（第3次案）　11/26 (1)　標作 100%をこえる部分の4割加算 (2)　一人平均 4,000円貸付 (3)　その他前案通り	11/26　団体交渉再開
（第4次案）　11/28 (1)　前協定通り (2)　一人 5,000円貸付	12/ 1　交渉決裂，炭労「非常事態宣言」「組合員諸君の決断を望む」を発表 12/ 2　政府，労使代表に早期解決を要望 〃　中労委会長斡旋申入れ
（中山斡旋案）　12/ 6 (1)　標作現行通り (2)　基準賃金7%引上 (3)　出炭奨励金月 300円 (4)　一人当り平均 5,000円貸付	12/ 9　連盟受諾 12/10　炭労拒否 12/10　炭労拒否「保安要員就業拒否準備指令」 12/10　三井社員労連スト中止指令 住友（九州）麻生，古河（下山田，目尾）日鉄二瀬各職組スト中止 12/15　政府，保安要員引揚に関し警告声明，緊急調整発動について中労委の意見聴取
（第2次中山斡旋案） (1)　斡旋案はそのままとする (2)　一時金 5,000円	12/16　中労委回答，政府緊急調整発動 〃　炭労，中闘スト中止を決定 12/17　午前 1.40 斡旋案受諾 12/25　連盟斡旋案受諾 12/29　仮調印

炭労スト参加人員及び損失日数

	合計		10月		11月		12月	
	参加人員	損失日数	参加人員	損失日数	参加人員	損失日数	参加人員	損失日数
合計	282,647	10,771,944	233,915	3,042,005	231,054	5,066,069	207,724	2,663,870
大手	240,183	10,249,999	198,440	2,964,658	192,601	4,770,656	179,626	2,514,685
中小	42,462	521,945	35,475	77,347	38,453	295,413	28,198	149,185
北海道	89,305	3,345,276	70,531	951,246	69,501	1,581,187	66,774	812,843
東部	27,077	629,337	23,389	272,561	18,992	323,448	2,943	33,328
西部	15,501	783,116	13,978	233,715	13,978	378,220	13,978	171,181
九州	150,764	6,014,215	126,017	1,584,483	128,583	2,783,214	124,029	1,646,518

〔スト日数〕　大手　54日（常盤31日）
中小　北海道A　21日　　東部　2日～4日　　九州A　19日
B　2日　　西部　7日～12日　　B　11日
C　9日

えよう。

この闘争が主婦や青年のエネルギーを発揮したものであつたことは事実であるが、しかし炭婦協の組織が十分に確立されていたわけではなく、また青年の組織もなかつた。さきの自己批判書においても「生活防衛の中心である炭婦協を強化する、弾圧に抗して闘うための青年組織を再建する」と指摘されていることはきわめて適切であった。

第一〇節　電産の争議

「再編成」以後の電気事業　電産業労仂組合（電産）をはじめ各九五一年五月一日に実現した事情たとおりである。

この「再編成」は、電産を弱体化し、労仂者からの搾取を強めることに重要な役割をはたしたが、また同時に、「独立採算」を維持するなどという理由で高い電燈料式（減価償却費、修繕費、貯蔵品資本には安い料金で電力を供給している。すなわち「再編成」以後、電%、一九五二年五月に二八%の値た。一九五二年五月の値上げでは国民の反対を緩和するため、それまでのやりかたを変更し、大口電力が小口電力や従量電燈よりはるかに高率の値上げとなつているが、じつさいは電力の割当制度を利用して、独占資本への割当をふやし、超過料金をとらないことによつて、値上げの影響を相殺している。また、さいきん、独占資本とは個別的な契約を結ぶ方針をとつ

工場には、一キロワット時九〇銭という安い料金で電力が供給されているのである。

以上のような電気事業の動きは、いうまでもなく国民経済の軍事化に対応しており、アメリカへの従属を深める道をひらいている。これによつて電産の組合員は、労仂条件がますます低下し、がまんのならない状態に追いこまれた。

一九五二年八月、電産が中央労仂委員会に提出した賃金調停資料「電気事業の特殊性について」は、つぎのような点を指摘している。

二三年三月協定（新規採用停止）以来、電気労仂者は逐年減少の一途をたどるのに反し、業務量は逆に増大するばかり。しかも仕事の量がふえるだけでなく、需給調整規則だの供給規定だのとつぎつぎに複雑化され、仕事がやりにくくなつている。しかも、戦前の二―三割も電気は増産されている。だから、労仂強化の実態は、戦前と比較にならないほど、ひどくなつているのである。すなわち、この三か年の電力供給の推移をみると、毎年上昇線をたどり、とくに朝鮮動乱前までは、なお戦前のように季節的に繁閑のむらがあつたが、さいきんは一年中を通じて特需電力をみたすためのフル運転がつづいている。こうした需要の激増はまた、あらかじめたてられた需給想定――増加率予想をはるかに上廻り、そのたびに業務は複雑さを増している。

二四年上半期末一四万五九七九名いた従業員は、二五年上半期末には一三万九七九七名、二六年上半期末には一二万六〇六七名、それが二七年三月末には一二万〇〇八名に激減している。

争議の発端　電産は、一九五二年二月二五日から三日間にわたりひらかれた拡大中央執行委員会で、新賃金要求案を大衆討議し、四月初旬にまとめられるよう準備をすすめ、要求案は、総評がだした

「賃金綱領」の基本線にそつてつくることを決議した。

また電産は、三月二八日、電気事業経営者会議（電経会議）にたいし、一九五一年一〇月二八日付労仂協約の一部改訂申入れをおこなつた。この申入れは、「現行協約の趣旨に立脚し、労使間に惹起され、もしくは将来予見される紛争の防止に主眼をおき、とくに、(イ)主要なる労仂条件ならびに待遇の基準に関する事項の協議決定、(ロ)合理的慣行の規定化、(ハ)協約の解釈適用に関する疑義ある条項の明確化、(ニ)その他労仂条件の適正化、などを目的としている」（電産中央常任執行委員会、協約調停案についての大衆討議資料）。中央機関紙「電産」（四月四日号）によれば、「もちろん個々の要求内容自体は組合の理想とするところとは、ほど遠い部分が多いけれども、可能な範囲における各種労仂条件の協約化による全国的統一調整などに考慮がはらわれている。とくに、さいきんの傾向として要求するなどの修正を加えて、要求が採択された。会社側が意識的に協約の遵守義務を怠り、それに関連する労使間の紛争が頻発しつつあることは、まことに寒心にたえない」ところであつた。

電経会議もまたこれに対抗して、同日つぎのような内容の労仂協約改訂案を発表した。

(一)事実上のオープン・ショップ制の確立。
(二)争議行為予告（三日前）制の確立
(三)争議不参加者（守衛、運転手、タイピストなど）の設定。
(四)労仂条件のきり下げ。
イ、メーデー、地方祭の廃止。
ロ、休日振替制の設定。
ハ、勤続年数区分による普通休暇制（勤続五年未満一〇日、同一〇年未満一五日、同一〇年以上二〇日）の採用。
ホ、特別休暇日数の縮減（轉勤三日以内、配偶者出産一日）。
ヘ、業務外の傷病による休職期間中の賃金、
ト、賃金差引計算法の改訂（差引対象賃金――基準労仂賃金、僻地手当、建設地手当、職責給、職務手当の合計額）。
(五)経営会議付議事項の制限

四月四日から五日間にわたりひらかれた電産拡大中央執行委員会で、新賃金要求案（中央常任執行委員会試案）が討議され、最低一七才の本人給六〇〇〇円案を、一八票対三〇票で否決、七〇〇〇円とすることに決定した。また、都市手当を、基準労仂賃金からきりはなして要求するなどの修正を加えて、要求が採択された。

電産は、この決議に基いて、四月一四日、つぎのような要求書を電経会議に提出した。

（基準労仂賃金改訂要求）

一、賃金体系

基準労仂賃金
- 生活保証給
  - 本人給
  - 家族給
- 技能給
  - 能力給
  - 勤続給
- 基本給

二、要求金額

(1) 本人給　一七才以下　七〇〇〇円
　年令加給
　一八才より二五才まで　一才につき　二〇〇円
　二六才より三四才まで　一才につき　三〇〇円

三五才より四五才まで　一才につき　一〇〇円
〔註〕　年令はすべて呼年とする。

(2) 家族給
配偶者　一八〇〇円
父母子女一人につき　一四〇〇円
弟妹その他一人につき　一〇〇〇円
〔註〕　支給認定基準は別途協議する。

(3) 能力給
最低一〇〇〇円、最高を現行どおりとし、査定基準については別途協議する。

(4) 勤続給
勤続一年につき六〇円。

(5) 実施期日
昭和二七年四月一日以降とする。
〔註〕　職責給、職務給ならびに現行基準賃金中の地域給は廃止する。
（都市手当要求）

一、支給率
A部市　生活保証給の二〇%相当額
B都市　生活保証給の一五%相当額
C都市　生活保証給の一〇%相当額

二、支給区分
A都市　六大都市（東京都は区部のみ）
B都市　京浜ならびに京阪神地区
C都市　(1)つぎの三条件を全部具備する都市
イ、人口二五万以上（四月一日現在）
ロ、いちじるしき戦災地
ハ、現行地域給二号地以上
(2)北九州五都市（小倉、八幡、門司、戸畑、若松）
支給にあたつては居住地を原則とし、本人分については居住地、勤務地いずれか高率をとる。

三、実施期日
昭和二七年四月一日以降とする。

労仂協約に関する団体交渉は、四月一日に労使双方の改訂案についての説明会をひらき、つずいて四月一〇日、二二日、五月八日と五回にわたりおこなわれたが、ついに五月一〇日交渉が決裂して、電産は一三日に中央労仂委員会へ調停を申請した。調停委員会は、六月一一日の第一回委員会以後、同月一三日、一九日、七月二日、九日の五回にわたりひらかれ、ほかに三回の非公開委員会を経て、七月二二日、調停案が労使双方に示された。この調停案の主要な点はつぎのとおりである。

(一) 争議予告と争議不参加者の事前協定について、電経会議の主張をとりあげているが、要望ていどで拘束性はない。しかし、電産には徳義上の責任が負わされる。

(二) 解雇の項を若干補足し、組合の要求をとりいれている。

(三) 「採用基準は協議決定事項とする」という電産の主張にたいし、「協議とは信義誠実の原則に基き十分協議することである」と解明して、協議決定事項にはしていない。

(四) 労仂条件については、「当事者において交渉を重ねられたい」として、すべて除外している。

一方、新賃金要求に関する団体交渉は五月一五日の第五回交渉で決裂した。電経会議の要求拒否理由は、(イ)料金値上げのなかに、やつと現在の賃金のうらづけを得た段階であること、(ロ)現在の賃金は増額してからまだ日も浅いこと、の二点であつた。電産は、翌一六

日、中央労仂委員会へ調停を申請した。調停委員会は、六月一八日の第一回委員会以後、七月二九日の第八回委員会まで公開してひらかれた。この間、とくに重要なできごとは、七月一二日の第五回調停委員会で、電経会議が、電産の要求にたいする代案であるとして「賃金合理化要綱」を提出したことである。これは、もつとも典型的な職階制賃金案として注目をひき、一九五二年秋季闘争に対決する独占資本の宣戦布告ともみなされたのであつた。同要綱の説明書「電気事業における職務評価ならびに人事考課」は、つぎのように述べている。――「電気事業経営者は、(1)職務権限をあきらかにして人事組織を確立する、(2)適正人員数の決定、(3)適正配置、(4)教育訓練、(5)労仂力の保全、(6)労仂の質と量に応じた賃金配分、などの問題を解決し、労仂力をして、事業の経営目的にむかつて経営価値的に最大の効果を発揮せしむるため二つの手がかりを考慮するにいたつた。その一つは経営内の職務評価でり、他の一つは従業員の人事考課である。」八月一五日号の「電産」紙は「調停委員会もなぜか、この会社案をめぐる審議に長時間をかけ、賃金闘争は早くも容易ならぬ前途を思わせる段階にきた。折も折、電経会議は約四〇〇万円のムダ金を投じて宣伝戦にのりだしたといわれ、尨大な資料、宣伝パンフが全国にながされる反面、各電力会社も職階制説明会をつぎつぎにひらき、秋季賃上げにたちあがる職場のきりくずしにのりだした」と報じている。電産中央常任委員会は、八月一二日、「各級機関はさらに職場大会などをもつて組合要求案を再確認し、賃金闘争をもりあげる。各級機関は組合員の労仂条件に関する問題を、現段階において一方的に説明会を開催することにたいし抗議すること。中央は電経会議に抗議する」と指示した。

さて、新賃金要求に関する調停委員会は、八月一一日の第九回委員会以後は非公開となり、総選挙告示翌日の九月六日にいたつて、労使双方につぎのような調停案が示された。

（調停案本文）

一、基準賃金は昭和二七年一〇月以降一人一円（税込）とする。

二、右賃金の配分は生活保証給と能力給（勤続給をふくむ）との割合を六〇対四〇とし、つぎの基準によつて決定する。

①イ、最低本人給は四四〇〇円とする。

ロ、年齢加給はつぎのとおりとする。

一八歳から二五歳まで　一歳につき一二〇円

二六歳から三五歳まで　一歳につき一六〇円

三六歳から四〇歳まで　一歳につき一〇〇円

②家族給は現行どおりとする。ただし、支給範囲は社会的水準を考慮して再検討する。

③地域給は現行どおりとする。

④能力給の最低は一二〇〇円とする。

⑤勤続給は一年につき五〇円とする。

三、基準外賃金は基準賃金にたいして平均月額一万五四〇〇円の二五%の限度に圧縮する。

四、職階級制度については両者さらに協議して決定する。

五、労仂条件のうち不合理な点については両者協議のうえ是正する。

六、退職金についての争点は両者の協議がととのうまで保留し、これにあわせて協議する。

七、経理の実情から右賃金の実施が事実上困難となる会社については別途協議すること。

また、調停案前文で「料金改訂と賃金改訂の時期を一つにする」ことを提案し、その賃金改訂も「一年一回の程度におさめる」のが

適当で、この問題を研究するため「賃金委員会」を組織し、「電気事業の賃金が常に大きなストライキをともなつてのみ解決されるという過去の経験は、このあたりで強く反省されねばならぬ」と述べている。

秋季闘争

電産中央執行委員会は、九月七日、新賃金要求ならびに労仂協約改訂要求にたいする中労委調停案を討議した。「選挙闘争もあり投票が終るまで電源ストはやりたくない」（筒井中央執行委員）、「ストを選挙前にうつことは自由党に票がゆくおそれがある」（小又中央執行委員）などという意見もあつたが、「大衆討議ののち拒否するか、いまただちに拒否をうちだすか」で採決の結果、二八票対一九票で「いまただちに拒否」と決定した。

その直後の経過を闘争指令にみよう。

闘争指令第八号（九月九日）

九月一六日よりつぎの指令あるまで時間外・当宿直拒否、出張拒否（管内外）。

闘争指令第九号（九月一一日）

一、中央本部は調停案にたいしては中労委に拒否の回答をすると同時に、九月一一日、会社と団体交渉をおこなつた。

二、この団交の模様は、会社はきわめて不誠意であり、中央本部はこの情勢を打破するため、より強力な実力行使をおこなうことを決定し、つぎのとおり指令する。

三、下記の要領により、電源職場の労務提供拒否を実施せよ。

(イ)日時　九月二四日八時―一四時

(ロ)減電量　一五%程度（基準日九月五日）

四、(イ)闘争指令第八号のうち、時間外拒否は九月二五日以降いおう中止し、その他は引続き実施せよ。

(ロ)九月二四日以降、べつに指示するまで、各社・本支店における増資業務を拒否せよ。

(ハ)各地方本部で自主制に応じ有効な事務スト（職場放棄）を実施せよ。

九月二日、電経会議も労仂協約に関する中労委調停案を拒否した。その回答要旨はつぎのとおりである。

現行を基礎とする貴調停案には、ただちに諒承しがたいといわざるをえません。また、調停案において御指摘の争議の予告に関する従来の慣行継続および争議不参加者のあらかじめの協議などについてもなお明確にいたしたく、さらに労仂条件の合理化については、その後提示された賃金調停案においても言及されておりますので、その進展の模様も考慮しつつ本問題の解決に努力いたしたいと存じておりますので、これらの点につき特別の御高配を賜わりますよう御願いたします。

一方、新賃金に関する中労委調停案にたいしては、電経会議の態度が積極的でなく、もつぱら回答をひきのばしているとみた電産は闘争指令第一〇号で、一月三日八時より八日間、減電量一五%程度を目標に電源職場の労務提供拒否ならびに同日一時間の事務系職場放棄を指令した。

この第二波電源ストを五日前にひかえた九月二九日、電経会議は新賃金に関する中労委調停案にも、拒否の回答をしたのである。その要旨は、つぎのとおりである。

調停案にも御指摘のごとく、電気事業の料金決定が、現状を基礎として、年間をつうじて収支の均衡する建前のものになされている実情からいたしまして、二〇%にちかい人件費の恒常的増加を要する賃金増額の実施は、現状においてはとうてい不可能といわざるをえないのであります。つきましては、事業経営の徹底的

合理化、職階給制度の実施、家族給、基準外賃金その他労働条件の合理的是正などにつき極力推進し、これら諸事項の進展にともなつて漸次、本問題の解決に努力したいと存ずるものであります。

一〇月一日、中央団体交渉は重大な暗礁へのりあげた。電経会議は「財源が一銭もない」とつつぱり、電産は闘争指令第一一号を発して、一〇月七日第三波八時間電源スト（減電量一五％）一一日第四波八時間電源スト（減電量二〇％）をおこなつた。

つづいて、闘争指令第一二号により停電ストの決意を表明し、電源波状ストを強化して、電産は本格的な秋季闘争にはいつたのである。

闘争指令第一二号（一〇月八日）

一、総評傘下の秋季闘争は、総選挙後、炭労、日通、合成化学、金属などを中心にまきおこりつつある。しかし、他労組の闘争と電産はかならずしも同一歩調でなく、最初に予想したごとく電産が今次闘争の突破口的役割をはたさねばならぬ情勢である。

二―三（略）

四、電源職場の労務提供拒否をつぎの要領により実施せよ。

第五波　一〇月一五日八時より一六時まで（減電量二〇％）

第六波　一〇月二一日八時より一六時まで（減電量二〇％）

と二二日八時より一六時まで（減電量二五％）

第七波以降は停電ストもおこなう予定である。

五、一〇月一八日（土）一〇時以降、本店、支店の全員職場放棄を実施せよ。

六、電源ストおよび職場放棄当日は、当宿直、時間外拒否をかならず実施せよ。

七、宣伝戦をさらに強化し、世論獲得に万全を期すとともに、他労組との共闘体制を確立せよ。

総評幹事会も、一〇月七日、「当面する秋季賃金闘争について」の方針を発表した。

（当面する秋季賃金闘争について）

(1)―(2)略

(3)（総選挙後の）新政局のもとにおける今次秋季闘争は、好むと好まざるとにかかわらず、官公吏の給与ベースはいうにおよばず、民間労組の賃金要求もまた〝新〟軍事費の問題、工業の軍事的再編成・軍事化の方向のおよぼすものとの対決をよぎなくされる。〝なしくずし〟再軍備を強行する反動勢力にむかつて、院の内外にわたつて、すべての平和勢力を動員する大衆闘争と結合せざるをえないのである。

(4)略

(5) 秋季闘争は、たしかに困難な条件をもつている。しかし、労闘ストの経験をへた広汎な大衆のあいだには、総評が中心となつて、労闘ストのときよりはるかに強大な統一闘争をぶちまくつてくれることを、どんなにかまちのぞんでいる闘争エネルギーが燃えている。全産業にわたつて、御用化と賃上げのための反撃闘争は高まるばかりである。

当来する困難な条件をうちやぶる第一等の闘いは、総評という共闘舞台のうえに、いつさいの闘争力を動員して、企業の枠でも、単産の枠でも闘いきれない闘争力を結集すること。戦略点と同時に、統一闘争力を集中化することにある。このとき、困難なストライキが持続され、長期化しても、なおかつ頑固に闘い抜かしめるだろう。

(6) 当来する秋季闘争は、戦前賃金水準に回復するための二万五〇〇〇円に近ずく要求、最低賃金八〇〇〇円の要求をかかげる

統一闘争の開幕でなければならない。

しかも、その火蓋は、すでに、電産、炭労の二つの大ストライキとなつてあらわれている。

(7)　労闘ストのさい集めた犠牲者救援資金は単産ごとに保管されているが、すみやかに、これを東京労銀一本に集中して、いつでも共同ストライキ基金として動員しうるように準備する。

(8)―(9)　略

(10)　ストライキ闘争は、いずれも長期化し激化する傾向にあるばかりか、中小企業のあいだから大量くびきりの脅威にもさらされる危険がある。また、ベース・アップが、一時金、年末手当にすりかえられ、あるいは、来春にひきのばされる危険さえある。

だから、長期化にそなえると同時に、全産業にわたつてできるだけすみやかに要求を提出し、早期解決のためピッチを早め主要単産との統一闘争へと歩調をあわせるよう努める。

炭労、電産の二大主柱が最高潮にたつする一〇月下旬には、主要単産は申すにおよばず、多くの中小企業でも、賃上げその他部分要求をかかげて要求を提出するように努めることが大切である。

(11)　略

(12)　この闘いは、ひとり総評のみでは闘えない。どうしても国会内の野党勢力とむすび、広汎な世論を背景として闘われる憲法擁護、再軍備反対の平和運動と固くむすばれ、この闘争の全国的基盤ともなつて、はじめて不安定な新政局をゆるがしながら、大衆的基盤ともなつて、はじめて不安定な新政的筋金となり、大衆的基盤ともなつて、はじめて不安定な新政局をゆるがしながら、憎むべき反動をうちやぶつてゆくことができるのである。秋季闘争は、まさに勝利の第一歩である。

電産は、総評幹事会の以上のような方針にこたえて、一〇月一五日、闘争指令第一三号を発し、「他労組とくに炭労との下部機関共闘体勢を強化し、今次闘争を全労働者的に発展させるよう努力せよ」と指令した。

一〇月一七日、炭労は無期限ストにはいつたが、電産も一八日に闘争指令第一四号を発し、一〇月二八日と二九日にそれぞれ八時間減電量二五%の第七波電源ストを指令した。二一日には、「電産・炭労共闘連絡会議」がひらかれた。

一〇月一八日、電経会議は電産にたいして企業別交渉の申入れをおこなつた。電産は、この申入れを即日拒否したが、電経会議は内容証明つきの郵送で、くりかえし申入れた。二一日、電産は電経会議にたいして、「組合は右申入れについて、質すべきを質したところ、なんら明確な回答をうるにいたらず、ただ会社の組合分裂政策以外にその理由なく、いたずらに問題の早期円満解決を阻害するのみであることが把握された」という警告文を手交した。ちようどその前日、電経会議が新聞記者団にたいして「関西と中部では地方交渉に自信がある」といつたことが伝えられていたのである。二五日電産中部地方本部も、「反動陣営の組合切崩しに呼応するごとく、企業労組を企図する静岡分会内一部組合員は、本日をもつて署名運動を開始した。これは、あきらかに大会決定に違反し、電産単一の分裂行動である」と発表した。これよりさき、静岡分会幹部は九月二九日の中部地方本部指令による電源ストをおこなわず、また九月二四日の第一波電波ストについても一部職場に減電量を確保せず中止させた。さらに、これにつづき愛知県名港分会も、内藤中央常任委員の指導により、一〇月二八日と二九日の第七波電源スト指令を拒否するという事件がおこつた。のち一一月二五日にいたつて、内藤中央常任委員は電産を除名された。

一〇月二七日、電産は闘争指令第一五号を発し、二年ぶりに大規

模な停電ストを指令した。すなわち、一一月七日一〇時より二時間専用線を有する大口工場（全国八三四工場）を、容量に関係なく対象としたのである。またこれにつづき、一一月一二日一〇時からは闘争指令第一六号にもとずいて、四時間停電スト（専用線を有する大口工場）がおこなわれた。

一一月七日と八日の両日ひらかれた総評の地評代表者会議で、つぎのような「秋季闘争の戦術についての申合せ」がおこなわれた。

(1) 炭労、電産ストを中心にして、小地区共斗の方におろす。

そぐ。地方の活動の主体を小

(2) 石炭、電気をもとにする工業労組のあいだで戦術会議をもつ。

(3) そこで、二大ストの支持と宣伝とともに参加単組の部分要求の部分斗争を拡大し、相互支持の活動を強化する。

(4) 電産スト支持の与論をおこすためには、中小企業の労仂者はもちろんのこと、中小工場主や小商店主らとも、町々においても部落において小集会をひらき、よく懇談すること。この運動は地区の電産労組の出席をもとめ、他の組合または地区共斗会議が主催する。

(5) 電産スト破りを防止し、火力発電所への裏切り石炭搬入阻止などの行動に協力する。

(6)―(8) 略

(9) この共闘宣伝のなかで、最低賃金八〇〇〇円の突きあげを、法律制定の要求に高めてゆく。

(10) 具体的な活動の記事を、「総評」ならびに「社会タイムス」におくること。各単産機関紙とニュースを交換して、小地区で全単産の活動を幹部のあいだに知らせること。

また、共産党中央指導部は、一一月八日、電産・炭労の闘争に関して、「職場を固守し、戦線をひろげよ」と題する、つぎのような訴えを発表した。

石炭と電力の問題はわが国産業の興亡を決する重大な問題となってきた。石炭と電力を支配している独占資本家どもは、米日反動勢力とぐるになり、これを軍需集中のテコとしておしすすめ、独占集中をつよめ、独占価格をひきあげ全国民を徹底的に搾取する条件をつくりあげようとしている。これが炭労、電産の闘争の本質である。それゆえに、生きんがための要求をかかげてたち上つた炭労、電産の闘争はきわめて重大である。この要求は全国民の生活の要求とかたくむすびついている。もし、この要求がとおらないならば、石炭、電力の値上げ、これにともなうガス、運賃その他諸物価の値上げによつて、国民の生活はますます破綻するだろう。さらに、産業の血液ともいうべき石炭・電力の軍需集中によつて、平和産業はますますつぶされ、国民はアメリカのためにものすごい出血受注をおしつけられるだろう。

もし国民の各層が自分の生活を守り、自分の職場や経営や営業を守ることをのぞむなら、石炭、電力にかんするそれぞれの要求をかかげて立ちあがらねばならない。そうするほかに、国民の要求を実現する方法がないからである。またたたかいは困難である。炭労、電産の闘争を勝利にみちびく唯ひとつの道である。

しかし、このことは、このたたかいが孤立しているとか、あるいは勝利の見こみがないということでは断じてない。それは、いまや、いかなるストライキも国民的ストライキに発展せざるを得ないことをしめしている。米日反動勢力の軍事化政策の矛盾が深刻化してきたからである。（中略）

電産の闘争が長期化しているのは、電力独占資本家が頑強に労

労働者の要求をこばんでいるからである。かれらがとくにこれを拒むのは、電力がどこで分断されても、いつでも必要な軍需用電力を確保できる体制を強制されているからである。このため、たくさんの電力を軍需用に準備して、ただ同然に使用させ、しかもなお外資には十分な独占利潤を得さしめるためである。

したがつて炭労、電産の斗争が当面している情勢は深刻である。この斗争は米日反動勢力をして軍需集中をやらせるか否かのたたかいである。それは、軍国主義の復活をゆるすか否かの斗いと、かたくむすびついている。労働者階級いな全国民の生死を決するたたかいである。

たたかいの勝利のカギは炭労、電産の斗争を全労働者階級の斗争に、さらに全国民の斗争にひろげることである。一時的な勝敗に一喜一憂することなく、ねばりづよくたたかうことである。

全労働者階級が、そして全国民が職場を固守し、戦線を拡大することである。日本共産党はこのために全労働者階級の先頭に立ち、あらゆる援助をおしまないであろう。

勝利は全労働者と全国民のものである。

電産は、一一月一〇日、闘争指令第一七号を発し、一七日から延八時間停電スト、連続四〇時間電源ストをおこなうよう指令した。しかし、連続四〇時間電源ストは、斡旋を開始することになつた中労委会長の強い勧告により、一九日中止と決定した（闘争指令第一九号）。一方、それより前、一八日の闘争指令第一八号は、「中労委の斡旋は相当困難を予想されるので、さらに実力行使を強化するため」二一日より重点職場の無期限職場放棄、延八時間の停電ストを指令している。

また、総評は、一一月二四日、つぎのような闘争宣言をおこなつた。

（闘争宣言）

一、独占資本は低賃金政策をひつさげなる要求を拒否するばかりか、組合びきりと飢餓賃金を押しつけようと弁している。

二、恐るべき低賃金によつて、強大な資本は、石炭、電気経営者を先頭にたて、電産、炭労の「食えるだけ」のささやかな要求を無視し率を押しつけ、労働者をむりやり長重大危機に直面している中小企業そに、ますます尨大な利潤を収奪しよ

三、むろん、全国の労働者大衆もまたばこそ、頑強に家族とともに歴史的いるところである。

四、斗いはまさにこれからである。

わが総評は、三十余日を家族とと炭労の同志、一二万の電産同志のた地方の資金を集結し、農民、インテ米と金とを二つの大ストライキ団に単産の歳末闘争力を合体さして闘う

五、日本を戦争経済から救い、低賃金生活の向上を期するための歴史的なまで闘いぬく決意を表明する。

そして、さらに「全世界の石炭・電気・運輸労組に訴う」と題するアッピールを発した。

いま、日本における石炭と電力の二大労働組合は、その家族を

ふくめて、一〇〇萬人をこえる大ストライキを五〇日以上つづけている。この頑強なストライキのために、列車は全国的に削減され、六大都市のガス供給も主要な火力発電も制限され、鉄鋼、化学、その他の工業も重大な危機に直面するにいたつた。しかるに資本家連盟は、今日なお労仂者の賃上げ要求に応えて賃下げ案を示し、労仂組合の組織の破壊を企てている。中央労仂委員会その他の政府機関もまつたく能力を失つている。

しかも、寒さをひかえ、家庭と工業におよぼす困難は、いつそう重大になろうとしている。加えて、全産業におよぶ年末手当の要求ストライキと合体する新しいストライキの波は、総評傘下三〇〇万の労仂大衆のみならず、広汎な事務員、サービス労仂者を動員して、日本労仂運動史上最大のストライキへと突入しようとしている。

このとき、日本政府ならびに資本家連盟は労仂組合の組織そのものを否認する東条政権時代の旧財閥の巨頭連を先陣にたてて、労仂者のいつさいの要求をじゆうりんし、低賃金と労仂強化と労仂時間の延長をふりかざして莫大な利潤をむさぼりとろうとしていることは、今次石炭、電力の二つのストライキにおいて実証されているところである。

それだけではない。資本家連盟は、かれらの莫大な利潤（かれらは三〇％以上の株主配当をしている）をふところに入れながらあえてストライキを解決しようとしないのは、軍国主義日本のための先行条件が、低賃金くぎづけであり、労仂組合破壊であることを知つているからである。それゆえに、日本の労仂者階級を代表し、国民生活向上のためのといいでであることを確信しているわが総評は、勝利の日まで、だんこ、たたかう決意をしているのである。

総評三〇〇万の組合員大衆は、かれらのポケットから争議資金を、家庭の米びつ（食糧箱）から米と芋とを、石炭二七万、電力一二万、家族をふくめて一五〇万人の同志のために捧げている。カユ（少量の米を湯にといたもの）をすすり、主婦や子供がピケットラインにたち、抗議運動の先頭にたつて、英雄的ストライキの勝利をねがつているのである。

このとき、政府は日本から朝鮮向け輸出の石炭二五万トンを、イギリス、アメリカ、カナダの諸国にふりかえ、予備費からアメリカ石炭六万トンを輸入した。弱粘結炭二五万トンも追加発注し長期ストにそなえよと資本家を勧説しているのである。そして、近日中にひきつづき数百万トンを発注するかも知れない。むろん石炭を積んだ外国船が入港するならば、われわれの港湾労仂者はその荷役を拒否するためにストライキを宣言するであろう。

しかし、親愛なる全世界の石炭運輸関係の全労仂組合員諸君、労仂者の国際連帯において、全世界の石炭運輸および海員の労仂者諸君が、日本向け石炭を積出さないように、貴国政府にむかつて警告し、組合機関において、その荷役を拒否するよう協議していただきたいのである。

日本の労仂組合がその運命をかけて闘つているストライキを全面的に支持していただきたいのである。

日本炭鉱労仂組合（石炭）、日本電気産業労仂組合（電力）と総評とは、当面するストライキの勝利のために、最後まで闘いぬくことを誓うとともに、全世界の民主的労仂組合の絶大なる支持と協力とをあたえられんことを訴える。

一方、一一月二〇日附の「日経連タイムス」は、「電産争議に対するわれわれの見解」を発表し、斡旋案提示を直前にひかえた資本家陣営の態度をあきらかにした。

電産争議は中労委中山会長の斡旋も空しく労使双方の見解の対立を解決するに至らず、第十次ストは避けられない状態に追い込まれたが、この争議に対するわれらの見解を示せば次の通りである。

第一　格差賃金は当然である

各社の責任経理の下に行われている現状で統一賃金は既にその基盤なしと断ぜざるを得ない。組合は単一の故に統一賃金を要求しているが、その理論的根拠は何らない。

第二　賃金決定は経営の安全度に立つ

凡そ賃金の決定は経営の支払限界の中に決定さるべきは当然であり、同時に経営の安全度の上に決定さるべきことも論はない。電産の今回の要求は無論のこと、中労委調停案の一万五四〇〇円すらも一時的豊水という自然現象に基く経理状態を当にしての話で、ベースアップという恒久的制度に対し一時的源資を充当するが如きは経営者として到底採り得ざる所である。

第三　賃上を需要者に負担せしめてはならない

価格を自由に決定し得る一般産業と異り公益企業の電気事業においては賃上が電気料金に直ちに影響するが如きは断じて採らるべきでない。一万五四〇〇円の調停案実施の暁には電気料金の値上げは必至であり、われわれは企業の合理化体制実施の下に自らの労力と工夫の中に賃金上昇を図るべきである。

第四　労仂条件は社会水準化せねばならない

電産の労仂条件は周知の通り、労仂時間その他において遙かに水準以上にある。勿論、労仂条件は向上こそすれ低下は敢て望む所ではないが、それらは全て当該企業の主・客観条件の下で決定さるべきで、電産の場合、自らの労力の結晶の上に賃上を進めるべき今日、社会水準並に労仂条件を実施することは当然である。

第五　中労委調停案には当然、幅が認めらるべきである

六月、中労委へ調停申請が出て以来、九月六日の調停案提示に至る期間、調停委員会において吾々は屢々上述のことを繰返し主張した。中労委は昨年十月より本年六月までのCPI、CPSの実績の上に本年十月迄の推定を加味し、機械的に全産業は一九・八%賃上が行わるべきだとし電産にこれを当てはめた。この労仂条件の更改、給与制度の改革についても屢々対策を提示したが結論はこの機械的な算定による調停案となつた。併し各社の格差については、これを認め、第七項で「この賃金の実施が困難な所は各自で交渉すること」が附加されたことは、この調停案に自ら幅のあることが認められたとみてよいし当然の帰結でもあつたであろう。

第六　安易な妥協を排す

今回の電産争議が総評の呼号する政治攻勢であることは周知の通りである。表面に受取る姿は経済闘争の形であるが、その底に流れるものは明らかに政治闘争である。従来、電産の賃金についても屢々抗争が続けられたが常に司令部その他の権力機関で解決された。政治闘争の色彩を持つ経営の基本である合理化は空文に終つた。政治闘争の色彩を持つ闘争を経済闘争の調停機関である労仂委員会がこれを合理的に捌くことは極めて困難のことは察知された処であるが、われわれは労仂委員会の機能に万全の期待をかけると共に、われわれの主張の正しい限り中労委がこれを勘案し万全の措置をされることを望んでやまない。

第七　電産争議は放任してよいか

電産という特殊企業に対し社会的、労仂法的に見ての特殊性は

1、独占性の故に代替性がないこと

2、争議は労使間の損害よりも直接第三者に直ちに甚大な影響

を全国的に与えること

3、組合は争議権を行使し得るが経営側は事実上ロック・アウトの如き対抗手段がとり得ないこと
等の特殊性があり、これら
祉の立場から電産争議に対し何らかの考慮が払わるべきこともまた当然である。

一一月二六日、新賃金に関する中労委斡旋案が、労資双方に提示された。その内容はつぎのとおりである。

（斡旋案本文）

一、一〇月以降の基準賃金は、月額一万五四〇〇円（税込）とする。

(イ)　北海道、北陸、中国、九州の四社については、経理上の余力が比較的にすくないとかんがえられるので、右賃金の実施が経理面の圧迫となる場合には、期末手当その他の臨時給与の源資をもつて調節することを認める。この点について当事者間に争いがあるときは、中労委において斡旋する。

(ロ)　四国についても、賃金は同一水準であることが望ましいが支払能力のうえから、ただちに右金額を適用することは困難とかんがえられるので、これを別途に協議、決定する。ただし、この協議は平和的におこなうものとし、紛議あるときは、中労委が斡旋する。

二、一週間の平均実仂時間は、実仂四八時間とし、これを昭和二八年一月から実施する。

(イ)　これにともなう時間外手当の賃率については、現行の割増率を基礎にして、すみやかに協議決定し、右と同様に実施する。

(ロ)　労仂時間の右の改訂によつて、配置轉換や解雇はおこなわない。

(ハ)　休日休暇、社会保険料の負担率、光熱補助費などの労仂条件については、社会水準を目標として、従来の交渉慣行にしたがい、中央または地方において解決する。

(ニ)　家族手当の支給範囲、職階制については調停案のとおりとする。

三、一〇月以降の退職金の計算基礎は、新賃金の九〇％とし、この期間は一か年とする。

四、労仂協約は調停案どおりとし、有効期間は六か月とする。ただし、協約締結のために、なお決定を要する問題については、ただちに協議にはいり、早期解決を期する。

電経会議は、この中労委斡旋案を受諾することに決定し、一一月二八日、九電力会社は連名でつぎのような見解を発表した。

この度、中央労仂委員会会長から提示された斡旋案は企業別賃金、労仂条件の合理化等につき会社の主張と多大の隔りがあり、なお大きな不満があるのであるが、今次争議が経済の運行並びに需用家各位の日常生活に与える影響を考慮して、この斡旋案を受諾することを決意したものである。

組合も公益事業に従事する者の立場から再考されることを期待し、争議行爲が直ちに終熄することを念願するものである。

そして、資本家陣営は、一二月一二日、「全国電力スト禁止立法期成協議会」を組織したのである。同協議会の宣言ならびに活動方針はつぎのとおりである。

（宣　言）

今次電産争議は終戦以来繰りかえされた例年の争議に対比し、その範囲広く、かつ長期間に亘り破状的に行われ、爲に大工場の生産は痲痺状態となり、中小企業では賃金遅配、倒産、人員整理の兆を呈し、更に病院における急患は死に直面するというが如き

不祥事態を招来している。

かかる緊迫せる重大な段階に立つて、われわれは当面、争議当事者双方が速かに不法なる争議手段を中止し平和的手段による妥結に努め、終局的には争議当事者よりむしろ第三者である企業及び国民大衆の大なる犠牲において行われる争議手段を法律を以て禁止するよう政府、国会並に争議当事者に強く要望し来つたところであるが、ここに全国電力スト禁止立法期成協議会の発足に当り、全国の需要者の大同団結をはかり一大国民運動を展開し、その総意を結集して一路、右目的達成に邁進する決意を表明するものである。

（活動方針）

全国電力スト禁止立法期成協議会（略称全電協）の事業活動は約款に定むる目的に基き左記方針によるものとする。

一、全国都道府県における既存電力需要者団体の組織の拡大強化をはかるとともに、未組織地方における団体の結成を促進すること。

二、これがため全国各都道府県において（少くとも一か所）電力需要者大会を開催すること。右大会には中央本部より一名以上の役員出席し、連絡提携の緊密化をはかること。

三、活潑なる弘報宣伝を展開すること。

右に必要なる一般資料は中央本部において、できる限り全国各地に行き亘るよう大量に作成すること。

但し各地方の特殊事情に基き必要なる資料はそれぞれの地方において作成すること。

四、中央、地方一元となり世論の喚起に努め、一大国民運動にも

り上げること。

五、中央、地方を通じて右世論を立法、行政府に強力に反映せしむること。

役員としては会長一名、副会長若干名、理事長一名、常任理事および財務理事、理事それぞれ若名干、幹事がおかれるが、今回は次の通り一応決定された。

会長　土光俊夫、副会長　飯田務、理事長　鹿内信隆

一方、電産は、一一月二六日の拡大中央執行委員会で、満場一致「斡旋拒否、闘争を続行する」と決定した。そして、一二月二日からの連続四〇時間電源ストには「一般線をかならず確保せよ、そのためには必要に応じて停電ストを併用せよ」と指令し（闘争指令第二一号、一一月二八日発）、また一二月四日からは連続七〇時間電源スト、七日からは連続八〇時間電源ストにはいるよう指令した。しかし一二月にはいつてから一〇日からは連続一二〇時間電源ストが一五日、中部第二組合が東京電力労組が八日、電産関西地方本部も、ついに一八日午後九時一六日、それぞれ単独妥結し、電産中央中労委会長の立会いで仮協定書に調印、中止指令を発した。

（仮協定書）

一、一〇月以降の基準賃金は月額一万五四〇〇円（税込）とする。

(イ)　北海道、北陸、中国、九州の四社については経理上の余力が比較的に少いと考えられるので、右賃金の実施が経理面の圧迫となる場合には期末手当その他の臨時給与の源資をもつて調節することを認める。この点について当事者間の争いがあるときは中労委において斡旋する。

(ロ)　四国についても賃金は同一水準であることが望ましいが支払能力の上から直ちに右金額を適用することは困難と考えられるので、これを別途に協議決定する。但しこの協議は平和的に行うものとし紛議あるときは中労委が斡旋する。

二、一週間の平均労仂時間は実仂四二時間とし、これを昭和二八

年一月から実施する。
(イ)　これに伴う時間外手当の賃率については現行の割増率を基準にして速かに協議決定し右と同時に実施する。
(ロ)　労仂時間の右の改訂によつて配置轉換や解雇は行わない。
(ハ)　休日、休暇、社会保険料の負担率、光熱費補助等の労仂条件については社会水準を目標として従来の交渉慣行に従い中央又は地方において解決する。
(ニ)　家族手当の支給範囲、職階制については調停案通りとする。
三、一〇月以降の退職金の計算基礎は新賃金の九〇%とする。
四、労仂協約は調停案通りとし有効期間は六か月とする。但し協約締結のためになお決定を要する問題については直ちに協議に入り早期解決を期する。
五、第一項および第二項は北海道、東北、北陸、中国、四国および九州の各電力会社にこれを適用し、東京、中部および関西各電力会社の賃金および労仂条件はそれぞれ地方本部との間で締結した協定による。なお本年中の賃金増額の概算払は、できるだけ一二月中に支払うよう努力する。
右協定する。

◇東電労組（一二月八日妥結）
一、一〇月以降基準賃金は平均一万五八四二円（税込）とし速かに仮払する。配分は調停案通り。
二、四二時間制の実施および休日、休暇の件は労仂協約改訂の問題として速かに協議決定する。
三、家族給、社会保険料の問題については引続き協議決定する。
四、基準外賃金は一割程度縮減。
五、職階制給与については更に協議して決定する。
六、調停案第六項について会社は組合の申入れにより速かに協議の上、決定する。
七、組合は企業運営の合理化に協力する。

△関西地方本部（一二月一五日妥結）
一、一〇月以降基準賃金一万六八〇〇円。
二、基準外賃金は一割程度縮減。
三、(1)休日は四日程度縮減
(2)普通休暇。勤続五年未満の者一五日、満一〇年以上の者は二〇日、五年―一〇年未満一五日とし、細目については協議する。
(3)特別休暇の縮減については社会水準を基準として協議する。
右二、三は一月一日より実施する。
四、一日の基準労仂時間は実仂七時間、休憩一時間、一週間の平均実仂時間は四二時間とする。
五、社会保険料の負担率調整については社会水準を基準にして協議する。
右、四、五の実施について直ちに諸般の準備に着手　準備のでき次第、遅くとも四月一日より実施する。
六、職階給制度については引続き協議決定する。

◇中部第二組合（一二月一六日妥結）
中部地本中、電産より脱退した第二組合の員数は既に一万〇五〇〇名に達しているが、一二月一八日、正式に中部電力労仂組合として結成大会を開く運びになつており、関西についで、十二月一六日、会社との間に妥結を見るに至つた。
一、一〇月以降基準賃金一万五一〇〇円（税込）
二、労仂条件

イ、労仂時間。一日の基準労仂時間は実仂七時間、休憩一時間とする。但し業務の性質により一週間の実労仂時間が四二時間を下らない範囲において、土曜日半休の措置をすることができる。これに伴う時間外手当の賃率については現行賃率を基礎として別途協議する。

右の実施については直ちに諸般の準備に着手し、二月一日を目途とする。

ロ、休日。年四日縮減するものとし、細目について協議する。

ハ、普通休暇、勤続満五年未満一〇日、五年―一〇年未満一五日、一〇年以上二〇日。

ニ、特殊休暇。縮減については「賃金改訂要綱」の趣旨に基き社会水準を基準として協議する。

右休日休暇の実施期日は一月一日とする。

ホ、社会保険料。負担率の調整については社会水準を基準として別途協議する。

右の実施は二月一日を目途とする。

ヘ、職階給制度については引続き協議し可及的速かに実現を図る。

三、組合は企画運営に協力する。

◇関東地方本部（一二月一七日妥結）

一、基準賃金は一万五八四二円（一〇月以降）にプラスをつけるが、このXについては後日改めて協議する。

なお、その額は東電労組に示したプラス三〇〇円を上回り、関西地本の五二五円を参考とする。

二、(イ)一週労仂時間四二時間の実施を来年四月一日以降とする。

(ロ)休日休暇および社会保険については今までの案を白紙に還し二月一日を目途としてさらに協議決定する。(ハ)基準外賃金の規正については双方で協力して話し合う。(ニ)職階制の実施は調停案通り行う。

成果と欠陥　一二月一八日、仮協定書に調印するにあたつて、電産中央常任執行委員会が発表した声明書の全文はつぎのとおりである。

（声明書）

半歳にわたる激闘をくりひろげたわが電産争議は、本一二月一八日午後九時、中山中労委会長の斡旋による妥結をみるにいたつた。

われわれが全労仂者とともに闘いの旗をかかげてから九十有八日、日経連を中心とする頑強なる資本陣営との闘いにおいて、敵陣営のあくらつきわまりない分裂工作にもついに屈することなく輝ける電産の統一を確保しつつ終結しえたことは、なにものにもかえがたき収穫である。

いま全闘争をふりかえるならば、この長期かつ困難なりし敵陣営との格闘のなかで、われわれは、まだポツダム組合の域をでない電産労組を、てつてい的に闘う組合へきたえあげ、いまや友愛と信義につらぬかれた巨大な闘争力がたくわえられつつあることを確信する。敵陣営の今次攻勢によつてわれわれの負つた、すくなからざる手傷のかずかずは、全組合員諸君の知るごとくであるが、電気労仂者一二万は、苦難に学びえた闘争力をもつて、ちかくふたたび、かれら反動陣営にたいする、てつてい的な反攻を開始してこれに応えうるであろう確信をますます強固にしている。

この争議を終了するにあたり、反省すべきは率直に反省し、一日もすみやかに闘争の力を蓄積して、わが戦列をととのえ、ふたたび全日本労仂者階級の先頭に、わが電産がてつてい的な闘いぬく日のちかきことを、電産一二万労仂者の名において誓う

ものである。

また、産別会議ならびに統一委員会系の労仂運動指導者が、この電産争議をどうみているかについて、つぎの座談会の記事を引用しておこう（アカハタ、一九五一年一月一日）。

宗像安雄（電気労仂者統一会議）電産の職場、とくに田端発電所などは、電産の組合機関紙と同数ぐらいの「やまのしんぶん」がはいつて、みんな炭鉱を勝たせなければだめだといつていた。ここでは、はじめて大口停電ストをやる前の日の大会で、軍需電力をきることを確認し、こんどのストは平和と独立の闘いであるという決議をやつている。

京都では、軍需工場の電気を、そこの労仂者との共闘できつている。島津製作所の組合幹部が就労時間の変更をやろうとしたが労仂者はそれをはけとばし、ひなたぼつこをして電産ストを応援した。また大津では、アメリカ軍キャンプの電気をきつているし、佐世保で全市街が消され、「飛行場もきるつもりか」とアメリカ軍から抗議されても、べつに組合員はおどろきもしなかつた。こういうことは電産でもはじめてのことで、労仂者の団結の力が合法の枠を実力で拡げている。

杉浦正男（全日本印刷出版労組）北海道の二葉印刷では、炭労のカンパならやるが電産はまつぴらだといつている。なぜかというとどんどん電気をきられるが、中小企業だから夜間作業をやらされても手当の要求もできない。停電中はローソクで仕事をするのでいる。

吉田資治（産別議長）炭労の場合、家族もふくめて闘つたので国民の支持をえた。電産の場合はそうでなかつた。

宗像　東京の場合、会社と東電労組の宣伝が徹底的にはいつていて業者は電産がきつていると思いこんでいる。中小業者の集りに出席すると、まず最初にそのことでつるしあげられた。だが、電気の割当の問題や、電気料金の問題をだすとなつとくしてくれた。ベース賃金の実態、たとえば千住火力発電所のボイラーマンで、家族二人、一〇年勤続で、給料が一万円だというようなことを話せばわかつてもらえる。

最後の大口停電ストでは、東電労組も協力して、関東を除いて七〇〇の大工場をきつた。こういうことは、はじめてだ。

和田　炭労の場合は、戦争政策、植民地化政策と闘つているということがはつきりしているから、みんなが階級的ないたわりをもつているし、国民ぜんたいのために闘つているということを知つていたが、電産にたいしてはそれがない。

吉田　電産でも、レッド・パージ以前は、市民との協議会をひらいたりして、さかんに宣伝をやつたものだから影響も直接的だ。

和田　宣伝が押さえられているような感じがするが、中小企業だから夜間作業をやらされていて、ストライキをやれば国民大衆に多かれ少かれ迷惑をかけるのはあたりまえだ、それを恐れていたらストはできないといつたが、これはまちがい

島田一夫（国鉄統一委員会）炭労のストは一般家庭にすぐにはひびかないが、電産の方は電燈をきられるのだから影響も直接的だ。それだけに他産業との共闘が組まれなければ勝てないのじやないか。神奈川へいつたとき、共産党の人がきていて、ストライキをやれば国民大衆に多かれ少かれ迷惑をかけるのはあたりまえだ、それを恐れていたらストはできないといつたが、これはまちがい

だと思う。

宗像　電産の場合にも、大口や軍需電力をきることで、一般家庭や中小企業にたいしては無制限にやる、むしろ電力よこせの闘いを組織しなければならないと思う。軍需電力をきることと、市民とのむすびつきを強化することが必要だ。前者は若干おこなわれたが、後者はほとんどおこなわれなかつた。

しかし、関西では市民の電力闘争とむすびついた国民的な要求にもとずく電力管理闘争の芽がでているから、こんご、これをのばすことが必要だ。

斎藤初太郎（日農事務局長）　農村では、早場米の脱穀の時期に電気がとまるので、非常に関心をもつていた。

宗像　村では、電気の故障係や集金係などは駐在や税務署とおなじくらいきらわれている。修理なども、酒や米をもつてゆかないとなかなかやつてくれない。だから反感をもつている。長野県の佐久では、村収入の七割が発電所からでている。だから所長となると村長より権力をもつている。

吉田　こんごは、組合の地域協議会をつくつてやつてゆきたいと思つている。「それ闘争だ」といつても、なかなか労農の提携はできない。村における労仂者の日常の生活が問題だ。

以上のような弱点が指摘されているにもかかわらず、炭労、電産を中核とする一九五二年秋季闘争については、共産党もひじようにたかくこれを評価した。

第一に、それが石炭、電気、海陸の輸送にあたえた打撃は、日本労仂運動史のうえで最大のものであつたという点である（とくに国際的な反戦闘争の一環として重視している）。

第二に、それが「国民の統一行動」を発展させ、労仂者階級の指導権をうちたてる方向に前進したという点である（たとえば関西主婦連の電気料不払闘争、国鉄新橋支部の運賃値上反対工代会議、日炭高松の労仂者が農村で供米スト、税金棒引きの運動を組織したことなどを例としてあげている）。

第三に、炭労、電産のストライキが、全労仂者階級の前衛部隊となつたという点である（それは全自動車、私鉄総連、鉄鋼労連、紙パ労連、官公庁などの闘争を促し、援助した）。

第四に、秋季闘争が、労仂者階級の国際的・国内的連帯行動を発展させたという点である（共産党の表現によれば、「現場の労仂者とその家族の痛切な要求が、国際連帯性を闘争の舞台の正面にひきだしてきた」のである）。

第五に、労仂者階級の思想的前進と、戦術の発展という点である（とくに同党九州地方委員会の「保安要員総ひきあげで勝利できるか」という訴えにたいする反響など）。

第六に、地域共闘組織の発展という点である（西日本における電産、私鉄、金属の共闘組織など）。

なお、年の暮も迫つた一二月二六日、全繊同盟ほか三組合を中核とする全繊同盟など右派四労組は「総評指導方針批判」を発表したが（第二編第一章参照）、これにたいして電産は、一九五三年一月一〇日、つぎのような声明を発表した。

電産、炭労の二大争議に関連して、今回、全繊同盟ほか三組合をもつて「総評指導方針批判」なる一文が公表されたが、争議当事組合であつたわが電産も、これを黙認することはできない。

今次争議が長期深刻化した原因が、日本の民主化を覆滅せんとした資本家陣営の時代逆行にあり、かれらみずからの政策失敗から、深刻な打撃はかれら陣営の内部紛争にまで発展しつつあつた矢先、今次争議を情勢たてなおしの好期として、われわれに決戦を

いどんできたのであり、この奸策に乗ぜられる一部分子があつたことは、はなはだ遺憾にたえないところである。

抑圧されている日本の労働者の生活を保障し、諸権利を擁護するため、半歳におよぶ苦闘をしたわれわれを――総評をふくめて――「破壊的」と誹謗し、そのやりかたにおいて日経連にもまさるかれらの右翼偏向にたいしては、当該所属組合員のみならず、全労働者の容認できないものである。

われわれ電気労働者は、今次闘争をつうじ、資本家の血も涙もない悪逆さを身にしみて体験した。全日本の労働者は、闘う組織としての総評を強化し、ここに結集すべきことを痛感する。

第一一節　全駐労の争議

労働条件

占領下七年の沈黙を破り、五二年秋より年末にかけて爆発した全駐留軍労働組合の闘争を記述するまえに、駐留軍労働者の特殊な労働条件と性格について簡単に記しておきたい。

一九五一年七月一日に発効した日米労務基本契約によつて、従来、終戦処理費でその労務費のまかなわれてきた進駐軍労働者（LR）は、つぎの三種に区分されるにいたつた。

(1) LSO (Labour Service Order) 日本政府が労務費を先払いし、後にアメリカのドルで償還をうける労働者、約二〇万人。

(2) LR (Labour Requisition) 英濠軍関係約一万五〇〇〇人、労務費は従前通り終戦処理費をもつて支払われる。

(3) DH (Direct Hire) いわゆる軍直で、PXやクラブ、ホテル、ハウス等の米人により直接雇傭される労働者、メイド等数万人。

右の日米労務基本契約は、労働組合の参与なしに、米軍と日本政府間に締結されたもので、これによると雇傭主は日本政府であるが労務関係については極東軍が最終決定権を持つことになる。すなわち日本政府は法律上は雇傭主でありながら、労働者の使用、作業監督等の実権をもたず、いわば自主性なき雇傭主であり、事実上は米軍が基地内における一切の実権を留保し、人事、労働条件の決定権を持つていたのである。軍と労働者の間には日本人の職制たるマネージャー（管理人）とフォアマン（職長）がおり、軍命令を伝達する。そして講和発効直前には、軍関係労働者はすべて国家公務員特別職となつたのである。

春季闘争

講和発効後、日本政府の内部に、LSO、LR関係の労働者をすべてDH軍直労働者に切りかえようとする企図が見られたが、一般にDHの労働条件が悪いところから、労働者はこれに反対した。またLSO労働者は、講和発効と同時に四八時間労働制が四〇時間制に変つたために実質的な賃下げとなり、駐留軍労働者の不安と不満が高まつた。かくて全国進駐軍労働組合同盟（現在の全駐労）は闘争の主目標を次の二点におき、当時の組合にとつては唯一の武器たる大衆的団体交渉をもつて春季闘争の火ぶたを切つた。すなわち、その二点とは――

(一) 軍関係労働者から国家公務員特別職のワクをはずせ

(二) 占領期間中の退職金を即時現金で支払へ

四月一二日、ついで一八日の調達庁における大衆的団交は、講和後初めての大衆闘争の威力を示したが、六月一〇日、法律第一七四号の制定により一応の結着を見るにいたつた。同法律によつて、次の諸点が確定した。

(一) 駐留軍労働者は国家公務員特別職のワクを外され、一般民間労働者と同じく労働三法を適用される（但し英濠軍関係労働

者はこの規定によらず、すべてDHとなつた)。

(二)　日本政府(調達庁長官)が労仂者の雇傭主となり、労仂条件は公務員、民間労仂者の給与その他生計費を参考にしてきめる。

(三)　占領期間中の退職金は、米軍側の償還がおくれているので現金払いとせず、年五分利付証券を交付し、退職の際、現金化する。

夏季闘争　法律第一七四号制定後、最初の闘争が宮城県矢本、原町で起つた。原因は、日本政府と組合間に妥結された給与の支払いを軍が拒否し、給与支払を要求した日本人フォアマン(職長)を解雇したことにある。労組委員会ではスト決行をきめたところ、軍はこれを知つて解雇を取消したので、罷業にいたらずにすんだ。

神奈川県武山(海軍関係)では四八時間労仂制から四〇時間制への切替えにより、事実上二〇〇〇円から三〇〇〇円の賃下げとなるので、労組は日本政府(労管所長)と団交を開始し、一方、組合員の投票によりスト権を確立し闘争態勢をととのえた。六月に入つて軍側は四四時間制実施という妥協案を示したので、組合はこれを呑みスト突入には至らなかつた。しかし、この武山における闘争は全国の駐留軍関係労仂者に大きな影響をおよぼし、全駐労でもストで闘かえる、という自信を与えた点で、劃期的な意義をもつたのである。

六月三〇日にはさらに、呉を中心に山口と広島の二県における、イギリス連邦軍関係DH労仂者約一三〇〇人のストが発生した。直接の原因は、家族手当、夏季手当の値下げに対する労仂者の反対であるが、スト突入後一七時間にして英軍側は労組の要求を認め、労仂者側の全面的な勝利におわつた。

七月一五日には神奈川県追浜の米駐留軍労仂者による二四時間ストが起つた。追浜には自動車修理を中心に約一万人の労仂者が仂いていたが、作業はベルト・コンベヤー・システムにより組織化されている上に、厳格な懲罰規定をふくんだ労務管理が強化され、さらに米軍の権威をカサにきる日本人マネージャー(管理人)の圧迫により、労仂者の不満が高まつていた。労組側の要求は直接には、このマネージャーの追出しにおかれ、軍の一方的な懲罰、給与決定のやり方にも反対意向が強かつた。一五日には四〇〇名がストに入り、一部の労仂者はハン・ストを決行したが、結果は、軍側が全面的に要求をみとめて問題のマネージャーを解雇し、また懲罰規定は緩和されるにいたつた。

追浜の争議はつぎの二点で特別な意義をもつている。第一に、これは米軍関係の労仂者によつて闘われた最初のストライキであり、しかもそれが労組側の全面的勝利をもつて終つたということ、第二に、この争議において日本政府(調達庁)は事実上の雇傭者というよりは、むしろ仲介者的立場で軍と労組との交渉に立入り、いわゆる三者会談の形式で争議の解決がはかられたことである。追浜ストで確立されたこの形式は、その後発生した争議にあたり、しばしば採用された。

全駐労の夏季闘争は、この外にも各地各職場におこなわれたが、この時期が講和後の軍関係労仂者運動の最初の大きな昂揚期をなしており、これにつづく秋季にはやがて運動の困難が見えはじめた。その最初の徴候は、横浜におけるCYMG(全駐労に属さない中立系組合)の争議においてみとめられた。

秋季闘争および年末ゼネ・ストの準備まで　神奈川県横浜のCYMG労組は九月二二日よりストに突入したが、軍の態度はきわめて強硬で、労仂者と軍、日本警官の間に負傷者を出すほどの衝突が起り、ついに七日間のストの後、組合側の敗北に終つた。ついで一〇

月に入り、大阪における病院、モータープール関係労仂者三〇〇〇人中、半数の組合員が人員整理に反対してストに入り、ポール・スウィッチを切つて全基地を暗黒にしてまで闘つたにかかわらず、ついに組合側の要求は通らなかつた。東京成増でも同様の要求をかかげて激烈な闘争が行われたが、すでに軍関係労仂争議の前に立ちふさがる大きな壁がハッキリと認められるにいたつた。一二月にはイギリス連邦軍関係労仂者一万三〇〇〇人のストが、広島と東京エビスにおいて、七日間にわたる実力行使をもつて闘われた。要求は米軍並みの給与をあたえよ、という控え目なものであつたが、軍は約五〇〇名の警備兵を増員し、一種の戦時体制をしいて労組の争議行為に対抗し、ついに要求を拒否した。

これら一連の事実は、軍が労組の攻勢に対して強硬態度を決意し春季夏季における守勢から立ち直つて、断乎たる対抗策をとりだしたことを示している。

かくて全駐労は、秋季より年末にかけて、局面を打解し、軍関係労仂者の賃金その他労仂条件をめぐる問題を合理的に解決するため全国的な統一要求の作成と、これを通すための全国的統一ストの準備をすすめるにいたつた。統一要求の内容は次の如くである。

㈠　賃金　全駐労は六月、一万八八七四円ベースの要求を出した。（これに対し日本政府（調達庁）は要求を拒否し、問題は中労委の手に委ねられた。一二日一六日、中労委は一万七九七六円の調停案を提示するにいたつた。全駐労はこれを受諾したが、軍側は労務費予算の決定権はワシントン米本国政府にあることを理由に調停案の受諾を担否し、国家公務員と同時同率に賃上げを実施する旨回答したのである。これに対し、組合は調停案即時実施を要求したのである。）

㈡　日米労務基本契約の改訂　占領下に締結されたこの契約は、労仂者側に不利であり、また不合理であるから即時改訂を要求する。

㈢　DHすなわち軍直接雇傭は反対である。また関係労仂者の軍直は間接雇傭とせよ。

㈣　占領下の退職手当を即時現金で支払うこと。

全駐労は一一月三〇日、東京において臨時全国大会を開き、統一要求を審議し、また賛成八四、反対一、無効一、白紙四の圧倒的多数でスト権行使に関する一切の権限を中闘委に一任した。つぎにかかげる大会宣言は駐留軍労仂者の当面する問題と、全駐労の要求を明瞭に示している。

（大会宣言）

複雑微妙な国際情勢のうちにあつて、国内の独占資本は低賃金政策をひつさげ、炭労電産組合員の切実な要求を拒否し組合を破壊せんとしており、これを契機として全労仂者に首切りと飢餓賃金を押しつけんと狂奔している。

この逆コースの嵐の中にあつて、二〇万の駐留軍労仂者は差迫つた年末を前に軍の強行する一方的な大量首切りと不当賃下げにさらされている。

われわれは、今日あることを憂いて、行政協定締結にあたつて駐留軍労仂者に日本の労仂法を完全適用することを規定せしめ、更に国内的には法律一七四号を制定し、駐留軍労仂者の雇用主は日本政府であること、給与その他の労仂条件は調達庁長官が決めることを明確にした。

然るに占領下に締結された日米労務基本契約は、われわれの切実な改訂要求にも拘らず独立後半年以上にわたつて延長されている。即ち、アメリカ側の新契約案は占領下と全く同様な劣悪奴隷労仂を押しつけんとするものであり、かつまた日本政府の自主権

を無視し、二〇万駐留軍労仂者の労仂基本権を侵害し、その生活を脅かす全く反動的なものである。これに対し日本政府は独立国の自主権を敢えて行使しようとはしない。

今や、二〇万駐留軍労仂者は最大危機に直面している。

わが全駐留軍労仂組合は、この危機を打開するため、ここに七年間の歴史と伝統に輝く従来の連合体を機動性ある闘う単一組織に切りかえた。

われわれは、臨時全国大会の決議に基き、一万八八七四円ベースの即時実施、占領下の退職手当の現金精算、年末手当一・五月分の支給、予算削減を理由とした首切り反対、占領下に締結された日米労務基本契約の即時改訂、労災法の即時適用実施、就業規則の即時制定、BCFK対策、船員対策、基地返還対策等を掲げ要求を貫徹するため最悪の場合には断呼実力を行使して最後の勝利を得る日まで闘い抜くことをここに厳粛に宣言する。

一九五二年一一日三〇日

全駐留軍労仂組合臨時全国大会

（声明書）

全駐留軍労仂組合は一九万の駐留軍労仂者並に一万三千の英連邦軍関係労仂者の権利と生活を守るために昨年秋から賃金改訂、労務基本契約改訂、軍直反対、退職手当の現金支払及び英連邦軍関係労仂者の間接雇用等を日本政府に要求して闘つてきた。偶々賃金問題に関しては昨年末、中労委調停案をめぐつてわれわれがこれを不満ながら受諾したのに対し政府並に軍がこれを全面的に拒否するという最悪の事態に直面したので実力をもつて闘うことを決意したが、われわれは最後まで平和的な方法による解決を見出さんとしてストライキの決行を一時延期し、新春に闘争を持越した。しかし数次の交渉の結果、極東軍側は給与その他労仂条件の最高決定権はワシントンにあるとの、前記のごとき理由を固持して労組の要求を容易に認めようとしなかつた。かくて一二月一七日には、全駐労神奈川県連は座間、横浜、三浦の基地を中心にストに入り、同日、厚木の調達庁労連もこれと同調してストに突入、ために神奈川県の軍用自動車がストップするという事態まで招来した。その他、各地にもゼネ・ストへの一触即発の情勢が成熟していつたが、年内にはさらに平和的解決の道をもとめて実力行使に至らず、年を越えて更に全駐労のゼネ・スト計画はすすめられたが、交渉経過中に明らかになつた情勢を前にして、ついに一月二六日、中闘委は全国スト中止の緊急指令を発し戦術転換を行つた。そして一月三〇日、二月三日の中闘委においては戦術転換後の当面の闘争方針を決定し、年末以来の統一闘争に関する声明書（後掲）を発表し、合せて二月二一―二日に中央委を、三月七―八日に臨時全国大会を開催することにきめた。なお、この声明書は年末以来の全駐労の闘争と、それが戦術転換によりゼネ・スト回避に至つた事情を具体的に明らかにしているので、つぎにその全文をかかげる。

全駐留軍労仂組合は一九万の駐留軍労仂者並に一万三千の英連邦軍関係労仂者の権利と生活を守るために昨年秋から賃金改訂、労務基本契約改訂、軍直反対、退職手当の現金支払及び英連邦軍関係労仂者の間接雇用等を日本政府に要求して闘つてきた。偶々賃金問題に関しては昨年末、中労委調停案をめぐつてわれわれがこれを不満ながら受諾したのに対し政府並に軍がこれを全面的に拒否するという最悪の事態に直面したので実力をもつて闘うことを決意したが、われわれは最後まで平和的な方法による解決を見出さんとしてストライキの決行を一時延期し、新春に闘争を持越した。しかし数次の交渉の結果、極東軍側は給与その他労仂条件の最高決定権はワシントンにあるとの、前記政府の再考を要求して闘つて来た。一月二四日及び一月二六日の軍首脳部を交えての政府代表との最後交渉の結果、種々の情勢を考慮してわれわれは万こくの涙を呑んで予定していた全国ストを中止し戦術轉換を行つた。広汎な内外の注目を集めたこの闘争の

戦術轉換に当り、われわれはその経緯を明かにして駐留軍労仂の諸問題がよく認識され、あらゆる労仂者の直接の問題としてのみでなく、更により高い立場に於て政治外交の問題としての解決を見出すことを要求する。そのため主要闘争項目の現状と問題点を明らかにして世論に訴えるものである。

（一）賃金改訂について

1、昨年七月、われわれが一万八八七四円ベースの改訂を要求したのに対し、日本政府側は米軍の態度が明らかでないとの理由で誠意ある交渉に応じなかつたので、われわれは一一月二二日に法律一七四号第九条に基く妥当なる賃金水準を求めるため、中央労仂委員会に調停申請を行つた。

一二月一六日に中央労仂委員会より一万七九七六円の調停案が提示されたので、われわれは慎重に協議した結果、不満ではあるが日本の法令に基く権威ある中央労仂委員会の調停案を尊重する建前からこれを受諾した。しかるに政府側は一月二二日、軍が中労委を信頼しない、従つて調停案も信頼できないとの理由で拒否したので「調停を受諾することはできない」と拒否するに至つた。そして軍は公務員並の二〇％アップを一方的に宣言した。この事実をわれわれは極めて重視した。

2、それはアメリカ軍が行政協定第一二条第五項で日本の労仂法令に従うことを約束していながら、中労委が法律一七四号第九条に定められている生計費、公務員給与、民間給与を参酌して出した調停案に一顧だに与えず、自らが決定した賃金のみが公正妥当なものだとする独断をそのまま容認することはできないからだ。

しかも軍は自らが発表した二〇％のベースアップについても予算を増額しないで首切りによつて財源をうみ出し、労仂強化を企図しているに至つては、まさに言語道断である。

3、このように軍の政策が日本の凡ての法律に優先して効力をもつということになれば独立国政府の面目と日本の法律の存在が否定せらるるのではないか。しかも法律一七四号第九条は明かに駐留軍労仂者の賃金は調達庁長官がきめると規定している。このように法律で定められている政府機関の決定する権利さえ無視されるのだ。誠に由々しい事態である。

4、われわれは再三再四、誠意をつくして軍の再考を求めた。その結果一月一九日に至り軍は従来の中労委否認の態度を改め、将来、労仂組合が労仂委員会を活用することを正式に認めると声明するに至つた。然し現実の賃金問題の紛争の焦点になつている調停案の二三％上昇には考慮を払う誠意を示さなかつた。われわれの努力は最後まで続けられた。

5、既に完全に米軍に追随している政府は無気力で刻々と迫る全国的ストライキの事態に対しても何等の手を施こそうとさえしない。ここにおいてわれわれは一月二四日、極東軍ロートン参謀次長との直接会見交渉、更に二六日の政府代表をまじえての対軍交渉を行つた。しかし、結果はわれわれの努力にもかかわらず、なんらの進展を見ず交渉は物わかれとなつた。即ち、

6、これらの経過の中から極東軍司令部は次の状態におかれ、その措置が限界であることが明らかとなつた。

一、ワシントン政府は二〇％ベースアップに伴う予算増の措置も訓令していないので極東軍司令部としてはこれ以上の要請はできない。

二、二〇％のベースアップも首切りによつて財源を捻出しなければならないが、極力、他の予算費目をかきあつめて人件費に廻す。

三、首切りは最少限にとどめる。
四、行政協定第二五条による円資金五五八億の中から現在の日米労務基本契約による管理費(労仂者一人一か月四六二九円)を支出する措置をとる。
五、次期のベースアップについては中労委等の案も考慮する。
六、行政協定第二五条によつて日本政府がアメリカに提出した五五八億(特別勘定)の使途は明らかにされない。
七、行政協定締結当時、日本の外務省筋は、第二五条は共同勘定で日米両国が経費を折半負担し、一つのどんぶりに入れて協定実施上の経費を支出するのだと説明していたが、それは真赤なうそであつたこと。
八、労仂者に支払う賃金等の労務費は、陸、海、空三軍別に本国から割当てられるので極東軍司令部としては如何なる予算操作もできない。

7、その結果は、
一、労仂者の賃金はアメリカの極東政策は日本より韓国を重視する方向に轉換し、従つて日本に関する限り新たに予算措置が考慮されない。
二、日本は安全保障条約の桎梏によつてアメリカに対する対等性を失つていること。
三、朝鮮問題に関連してアメリカ軍事予算によつて左右され、中労委調停案等も無視され、低賃金をおしつけられること。

(二)　日米労務基本契約について

1、約一九万の労仂者は現在、占領下に締結された日米労務基本契約によつて日本政府が雇用し米軍に使用されている。
この契約はその締結当時の影響から米軍の権限が不当に大きく、労仂者保護の見地から早期の改訂を必要とし、われわれがつとに政府に要求してきたところである。
日本政府も独立後その改訂を要求して来たが三か月も放置され、漸く昨年八月末に至つて米案が提示された。
この米案はアメリカ式の職階制給与を含み、労仂者の採用も解雇もさらに給与決定権も一切、米軍が掌握して意のままに行うと云う占領時代そのままのものであつた。
われわれはこのような米案に対して徹底的に反対の立場をとり日本政府の完全な自主的管理権の掌握を要求した。

2、日本政府代表の調達庁と在日兵站調達部との接渉は昨年八月から一一月にかけて三か月間も行われたが、ついに不調に終つた。
その間に於いて全駐労の急速な全国スト態勢の圧力により一二月初めから契約改訂問題はさらに上層部に移され、新たに日米合同委員会の下に特別委員会が設けられてこれを協議することになつた。この結果、労仂組合代表をも参加せしめて所謂三者会議が開催されるに至つた。
爾来今日まで一四回の会議がもたれ四つの分科会も設置された。

3、この会議において、軍は過去において現地各部隊が労仂者の取扱に極めて数多くの不合理な取扱をなしてきたことを卒直に認め、将来は中央において陸、海、空三軍に共通の統一的取扱手続基準を設け、厳正に実施して、労務管理の刷新を期する方針を鮮明にした。
そしていままでに一方的に規定してきた人員整理の方式、労

仂者の懲罰規定を撤廃して新たに政府、軍、労組代表によつて設定しようと提案してきた。

それと共に労務基本契約八月案に対しても、その附属の一に示したアメリカ式職階制による賃金数字を撤回して三者合意のものをつくろうと、かつてはわれわれが予想もしなかつたような譲歩的態度を示すに至つた。

われわれも軍の誠意を認めるにやぶさかではないが、会議の促進を図るため会議議題の焦点を根本的な管理権問題に指向した。

4、その結果、一月一二日に至り、基本契約の最重要点である管理権の帰属問題に関して軍並に政府は間接雇用に伴う基本的な考え方として次の三原則を提示して来た。

一、B側は、在日米軍に提供された労務者の法律上の雇用主として本契約に基く職務を実施するに当り、最終的措置をとる際は、常に前以つてA側の同意をうるものとする。

A側はB側に対し、いかなる措置をも要請することができる。

二、B側が提議した措置に対し、A側の同意が得られない場合又はA側が要請した措置にB側が同意しない場合、いずれか一方の当事者は、事案を合同委員会に附託して解決を図ることができる。

三、両当事者間の意見の不一致は夫々の段階に於いて合意の到達を計ると共に、逐次段階的に上級機関に附託し、これが解決を計るものとする。

両当事者は、共同して右の如き付託に関する手続規定を定め、それぞれの指導系統を通じて公布する。

（註）A側は軍側、B側は日本政府側をいう。

これによれば職場労仂者の法律上の雇用主は日本政府であるが、一切の最終的措置は米軍と協議し合意に達しなければ行使できないと云うものである。

そしてこの原則からでてくる将来の労使関係は従来の調達庁対組合の交渉から、調達庁と軍を含めて一体として雇用主、使用主に対し労組が交渉するという新労使形式に轉換して行く本質的なものである。

5、軍側は間接雇用形式による以上、これがぎりぎりの線であるとして、もしこれが受入れられない場合は軍直形式による以外はないとの見解も表明している。

契約問題はかくして、その最も重要な管理権問題に突当つてきている。

われわれが主張してきた政府の一元的労務管理はいまや極めて困難な事態に立至つた。

6、契約に関する三者会議においても前述の如く、いくらかの事項については、過去に苦しめられて来た問題点に改善への糸口をつかんだ。即ち、

一、各部隊まちまちの罰則を改める。

二、部隊の一方的な首切り措置を撤回する。

三、アメリカ式職階制による給与額を確立する。

四、給与切換に当つての現給保証の一般的原則を確立する。

五、保安上の解雇に関する一方的措置を改める。

7、しかし新契約に関する根本的問題は管理権問題である。軍が政府と一体となつて労組と交渉する、いわゆる新労使形式が日本の労仂法及び他の法律から十分に解明されず合法性をもたない以上、われわれはこれを認めることはできない。

（三）軍直問題について

1、現在の間接雇用制度に対し軍が直接労仂者を雇用する所謂軍直問題は過去に幾たびかひらめかされてきた。そしていまや、この問題は新労務基本契約の交渉成否にそのすべてがかかつている。

即ち軍側は新労務基本契約の交渉が行詰つた場合は止むを得ず軍直によつて部隊の労務需要を満さなければならないとの軍首脳部の見解を明らかにしている。

2、われわれは契約労仂を認める立場から間接雇用を主張して来た。しかしながら軍が間接雇用による新労務基本契約交渉を有利に展開する目的をもつてわれわれに軍直問題を切り出すならば、これは重大な情勢の認識の誤りであることを明らかにする必要がある。

3、一昨年七月政府雇用から直接雇用に切換えられた軍直労仂者はその基本的人権を認められず給与その他の労仂条件が著しく劣悪であつたが、この改善については今次闘争の副次的成果として一九五三年一月一六日附空三軍司令官に対して「直接雇用労仂者に関する在日米軍の政策」としてＬＳＯ並に改善する措置をとるよう指令された。

この結果、近く軍直労仂者べき結果が現実に現われるに至つた。

(四)　退職手当現金化について

1、一九万の全駐留軍労仂者がついても、われわれはその臨て来たが再び大きな難関に直面した。

2、即ち闘争の経過からは、

一、未償還ドルを一括償還すること。

二、月々の支払に対し、その月内にドル償還をすること。

三、調達資金の枠を拡大して資金運営を円滑にすること。

以上の措置をとつて支払財源の確保を図り同時に法律一七四号附則第三項を改正して現金支払をかちとる線が浮び上つて来ていた。

3、しかるに最近に至り種々の制約条件が現れて来た。

米軍も最近ドル償還を早めた結果、現在の未償還は約七三億（インボイス提出分二八億、インボイス未提出分四五億）といわれているが、大きな問題としては、夏季手当、年末手当、年末手当支払分の償還額が、管理費との差引問題で日米間に解決していないことである。

4、現在、調達資金は七五億円の外に一般会計から三七億円を借入れている。われわれはドル償還の迅速化と、とどこおつている未償還額の一括償還によつて三月末までに精算支払を主張して来たが、前述の借入金三七億円は会計法上から年度末に一旦返還しなければならないこと、米軍側の予算主務者が帰国したことなどによつて暗礁にのりあげてしまつた。

5、いまや退手の現金化は次の方法を闘いとる以外に打開策がない状態になつた。

一、特別調達資金に関する法律を改正して五〇億を限度として一般会計より借入れ得る枠をさらに二五億円程度に拡げて総額一五〇億程度の運営資金を設け、その内で支払財源（約八〇億円）を操作すること。

二、法律一七四号附則第三項の改正は右の措置がとられることが裏づけとなり支払時期を改正する。

6、勿論、現金支払を可能ならしめる要素はたとえどんな小さな問題でも解決してこれを積み上げてくる方針をとつて、いま政府国会に対する闘争が進められている。

7、軍も政府もこの問題の大きな責任をお互いに要領よくかわしているが、われわれは、はつきりと現金化をさまたげている要素とその責任をとらえて逃がさず解決を迫つている。

（五）　英連邦軍関係労仂者の間接雇用について

1、一万三〇〇〇の英連邦軍関係労務者が昨年二月二八日の独立以来、軍直制度下におかれ、すでに昨年六月と一二月の二回に亘り、ストライキを以つてその労仂条件改善と間接雇用制度を要求したが、いまだ根本的に解決していない。

2、国連協定はすでに一年になんなんとして放置され、いつ結ばれるかも判然としていない。

われわれはいま、その責任が政府と英連邦側の何れにあるかを追究する余裕はないが、当面政府に対し労仂者を保護する立場から毅然たる態度を以つて問題を解決することを要求する。

3、年間二〇億程度の外貨を確保する労仂者に対し、一切の財政的負担を負わないとの理由で年間一億円足らずの管理費の支出をしぶり、間接雇用実現を阻んでいる政府の態度について、われわれは諒解できない。

4、さらに英連邦側に対しては政府との交渉に於ける言明をくつがえしたり、ストライキ中止の妥結条件をその後歪曲するが如き彼ら一流の老猾極まりない外交措置に対しては、至誠信義と社会正義の立場から徹底的にその非を追究して行かなければならない。

以上の如く今次われわれの闘争は問題そのものを基本的に解決することはできなかつたが、その経過において過去に解決しえなかつたいくつかの問題を解決した。これは確かに一つの成果である。しかしながら一九万の労仂者とその家族約三〇万が将来安定した労仂によつて生活を保証されるためには、さらに根本的問題を残している。

闘争の経過にみられる如く駐留軍労仂者の雇用主である日本政府は極めて弱体で、日本の法律に基く正当な権利の行使さえちゆういよし独立国の主権とその行政権を冒瀆しているといつても過言ではない。過去七年有余に亘つて苦しめられてきたわれわれ駐留軍労仂者はここに向米一辺倒な政府の実体を暴露して、現政府の怠慢と次の重要問題を、国の最高機関である国会に於て究明し関係労仂者の保護の万全を期することを要請するものである。

一、軍の政策方針によつて日本の法律及び法律にもとずく行政機関の長官の決定権が無視されている。

一、アメリカ軍事予算によつて労仂者の資金が低賃金に釘ずけされる不合理性を解決する方法。

一、行政協定第二五条による日本側の防衛分担金を無条件提供する方法を改め、同条第二項a号の如く労務費分を日本側に保留して支払い、労仂者を完全に保護するため行政協定を改訂する措置。

一、労仂問題から生ずる裁判関係における軍側の拘束問題。

日本の真の独立と平和と自由を求めるわれわれは血涙をもつて闘われたこの闘争を通じ、駐留軍労仂の諸問題が単なる労仂問題として存在するのみならず、さらにより深く根ざしている基本的事項について日本の憲法と法律に関連して解決され、一九万の労仂者がその基本的人権が尊重される明るい職場がもたらされることを暁望するものである。

圧迫されているものが解放を求める叫びと闘いは単なる権力によつて押さえ得るものではない。

われわれは事案の平和的解決を求める方法として戦術轉換を行つた。しかしながら、われわれは単一組織の実体と闘争の体制を

いよいよ強化し、もしわれわれの期待が満されない場合は実力を以て再びその解決をはからなければならない。

茲に闘争の経緯を明らかにし各層の批判を求めると共に、われわれの不退轉の決意を明らかにする。

右声明する。

一九五三年二月三日

全駐留軍労仂組合

中央闘争委員会

第一二節　「特需」工場の争議

一九五一年一二月二九日、東日本重工東京製作所で、とつぜん一二名のパージが発表された。防衛上の保安措置」ということであつたが、パージされた一二名の理由は従来とおなじように「軍の作業なかには同工場従業員組合の右派幹部までがふくまれていたので注目をひいた。この問題は、一九五二年にはいつてから、国会共闘によつて国会へもちこまれ、一月二八日の参議院における一般質問で、つぎの諸点を政府にたいして質問した。

(一)雇傭契約になんら関係をもたぬアメリカ政府が、自由に馘首命令をだす権限があるのかと思うものを馘首するのに同意しないと思うものを馘首するのに同意しないと思うものを馘首するのに同意しない

票で決定した。また、この大会で、新産別の全国機械金属労仂組合（全機金）に加盟することをきめ、名称を「三菱下丸子支部」と改めた。

全機金三菱下丸子支部組合員は、五月二七日、「カービン銃と人権蹂躙にもひとしい身体検査、切業御免の軍令解雇の脅迫」に抗して、軍管理工場最初の二四時間ストライキにはいつた。

六月二日、会社側は、賃金値上げは九月までやらぬが、一〇月には改訂する、さしあたつては一時金として五〇〇〇円をだし、一万六〇〇〇円ベース（週四〇時間）をこんご保証するように努力すると回答したが、組合側は不満で交渉決裂した。その結果、三日正午より四日八時まで第二波ストライキにはいつた。以後、第三波、第四波の時限スト指令にたいしては組合員大衆が幹部にたいして、もつと強硬な戦術をとれと要求するほど昂揚をみせ、会社側も一時金を六〇〇〇円にすると譲歩したが一蹴された。六月一一日の団体交渉の席上、会社側は、こんご受注がふえて週四五時間労仂、平均一万七三五〇円にたつするだろうと主張したが、組合員大衆がきかれず、幹部も翌一二日第八波ストライキ（一二時間）を指令した。

六月一六日、第一一波ストライキ（一八時間）にはいると同時に軍管理工場最初の工場内デモがおこなわれた。すなわち、三七〇〇人の組合員が四隊にわかれ、六列縦隊のスクラムを組んで、駐屯部隊司令官（大佐）室の附近でジグザグデモをおこなつた。

しかし、六月二八日にいたり、組合幹部は、一時金八〇〇〇円、本給、時間外手当、報償金をふくめて月収平均一万七〇〇〇円を下らない線を保証するということで妥協した。

なおアメリカ船「アストリア」号進水式のストライキによつて、その独自的な闘争方式をしめした三菱重工横浜造船所のたたかいは、三菱下丸子の闘争と呼応して、一九五二年春季闘争に特色をくわえた。

すなわち、四月二六日、三菱重工労連（本社、大井、川崎、横浜、山梨、古賀、九七〇〇名）大会は、マーケット・ベスケット方式による賃上げ要求一万五五三七円ベース（五月より実施）を決定し、ただちに中央経営協議会に申入れをおこなつたが、会社側はこれを拒否した。五月一八日、労連大会は、満場一致をもつてスト権の中闘委譲を決議し、二一日以降、波状ストにはいつた。

この間、会社側では、社長、労務担当重役の異動により、スト休戦を申入れ、組合側はこれを一応受諾した。

しかし、二九日の団体交渉でも、会社側は、一時金五〇〇〇円、一〇月よりのベース・アップという口約束をするだけで交渉打開の途がみえなかつたため、労連は、残業早出拒否を即時実施、ついで六月二日より四八時間ストライキにはいつた。

四日、会社側は一時金六〇〇〇円、一〇月よりベース・アップを回答、組合側は五日の中央委員会を経て、組合員にこれを示したところ、横浜造船所労組は拒否することを決定し、「アストリア」号の進水式を阻止する戦術にでた。

そのご団交をくりかえし、一九日、ついに会社側は、一時金八〇〇〇円、九月より一万四三〇〇円のベース・アップを回答し、争議は妥結した。

なお、一九五二年には、三菱下丸子のストライキのほか、追浜の富士モーターズ（三七〇〇名）が一万四八〇〇円ベース（現行一万二三〇〇円ベース）を要求し、五月二四日スト決行直前に全面要求貫徹の成果をあげているし、またベース・アップ要求で九月一三日から四八時間ストにはいり、会社側もロック・アウトで対抗した日飛モーターズ（一七〇〇名）の争議、おなじくベース・アップの要求で一一月五日から一八時間ストにはいつた池貝自動車（一二〇〇

名）の争議、さらに労組書記長の解雇に抗議しておこなわれた富士モータース第一一四ペイント工場のストライキなど、「特需」工場にも激しい闘争がみられるようになつた。

そのほか、六月一四日、関東特需関係労組協議会（一三組合、約四万名）が、七月の受註契約更新をひかえて、一時金一万円を獲得するため、「特需労仂者生活権擁護要求貫徹大会」をひらいた。当日の参加組合は、三菱下丸子、昭和飛行機、池貝自動車、日鋼赤羽、相模工業、日本建鉄、日本飛行機、ブリヂストンタイヤ、富士モータース、ビクターオートなどで、

㈠一時金一万円要求貫徹
㈡三菱下丸子争議応援
㈢七月受註契約更新における共同闘争

また、同協議会幹事会は、八月八日、軍令解雇条項（いわゆるレーバー・クローズ）撤発の署名運動を、各工場で実行することを決定した。

なお、その傘下にもつとも多く「特需」工場を組織している点で注目をひく新産別は、一一月二九日、第四回定期全国大会で、つぎのような「特需労仂者基本権擁護闘争決議」をおこなつた。

（特需労仂者基本権擁護闘争決議）

われわれの眼前には、政治、経済、社会の全般にわたつて、どんどんと植民地政策が押進められている。

基本権をはく奪され、強権による労仂強化と低賃金を強要されつつある特需労仂者の現状ほど植民地化政策を端的に現したものはない。

アメリカの政策につれて、特需――防衛生産――再軍備へと急ぐ支配階級は、ファッショ体制につれて一般産業労仂者に対してやがては現に特需労仂者をしばりつけている無権利奴隷労仂を強要するにいたることは必至であろう。

理由不明の「軍令解雇」が横行し、組合活動の自由は抑圧され、軍機保護の名のもとに、刑罰の刑事特別法、破壊活動防止法は、威かくで基本権を押しつぶしているのだ。

われわれは特需労仂者の基本権擁護闘争が、きわめて重大な段階にあることを認識し、もりあがる大衆闘争を、職場に地区に組織して、ファッショ政策粉砕にたちあがるものである。

一二月一日、日本製鉱赤羽作業所労組（六〇〇〇名）で、執行部の改選がおこなわれ、統一派が多数選出され、松本前組合長も、統一派の天野候補に二〇〇〇票の差で敗れた。この間の事情を、総評中央機関紙（一二月一二号）はつぎのように報じている。

日鉱赤羽労組は、PD工場のうえ、会社のひもつきのダラ幹委員長を中心として、従来、すこしでも労組らしい意見をのべれば、軍命違反という名目で首切りがおこなわれ、組合は組合員の監視役をはたしていた。このような圧迫のなかで、日鉱統一委員会を結成したところが、会社は、この統一委員会の主要メンバーの首切りを松本一派とグルになつておこない、三〇名にちかい犠牲者をだした。しかし、この会社の圧迫にたえ、関東金属その他の組合の協力でその組織を拡大し、ついに、一二月一日の役員改選にさいし、ダラ幹と会社側はあらゆる全力を背景として選挙違反をやつたが、たたかう大衆は、ダラ幹松本をたたきおとし、統一委員会の天野氏をはじめとして執行部確立に成功した。しかし、会社とダラ幹どもは、三田村・鍋山愛労一派と組んで、新執行部を共産党だ、アカだと、ひぼうしている。

第二編　労働組合運動

第一章　組織運動

第一節　概況

五二年において若干ながらも組織の増大をみたのは、講和発効後の新たな政治情勢の下において、労仂者が急速な立ち直りをみせたことのあらわれであると同時に、朝鮮動乱後の企業経営の好転と、労仂者階級の貧困化及び労仂条件の悪化を条件としたものと思われる。

一年間に解散した組合は二八四二組合（五一年組合数の一〇％）であり、前年の解散組合数の半分にちかい減小である。このことは労仂組合の基礎がようやく固まりつつあることを意味する。解散理由をみると自然消滅が六一一組合で全体の二一％を占め、ついで事業所の休廃及び縮小、五九九組合、組合組織変更、四九七組合、組合無用論、四二三組合、組合内の紛争、財政不如意、二二八組合の順となつている。

次に新規設された組合は三〇四九組合（三一万八一三九人）であるが、前者が五一年の全組合数の一一％、後者が六％であることをみると比較的小規模の組合が新設されたことがわかる。

規模別に組織の分布状況をみると、一〇〇人以下の中小企業の労仂組合が全体の六〇％（組合員数において一二％）であり、もつとも高い比重をもつている。このことからもわが国の労仂組合運動において中小企業労組対策がきわめて重要であることがわかるであろう。しかも五五人以上、一九九人の各規模の組合が全体として増

加しているに反して、四九人以下の小組合は依然として減少していることは、中小組合の組織力の弱さを示し、まだ中小企業の組合対策が充分に確立されていないことを物語つている。

組織形態による組合の分布状況をみると、依然として企業別組合が全体の八七%を占め、産業別、職業別組織は各五%にすぎない。このようにわが国の労仂組合が企業別組織を主体としたものであることは、しばしば労仂運動の前進を阻む条件として指摘されてきた。労仂力供給の独占組織としての横断的な組織の欠除していることは、わが国の資本主義が横断的な労仂市場をもたないことに深く関連していることでもあるが、それと同時にわが国の労仂組合が戦後の労仂組合育成政策によつて一挙的に設立された歴史的事情と関係していることも無視できないであろう。企業別労仂組合は、経営の労仂支配組織をそのまま労仂組合の組織に裏がえしたものが多く、組合の組織が、かえつて経営の労仂組織を補充するといつたことさえ少くない（たとえば職場防衛運動などがその一例である）。つまり経営内の支配服従関係を前提し、その関係の中で経営者と労仂条件についての取引をするのが企業別組合であるから、資本と労仂とが平等の立場に立つて交渉することはむずかしい（社長さん、あるいは目上という意識が先立つ場合が多い）。また労仂者は常に資本の支配組織の中にあり、その権力下におかれているから、たえずかく首の脅威にさらされている。一たんかく首されて企業から追われた者は、その時から組合員でなくなるのが企業別組織の特徴である。

さらに企業別組合は、組合の連帯感よりも会社にたいする連帯感あるいは愛情の方が強い。炭鉱の場合では、たとえば愛山精神であるとか、おれは三井の労仂者だ、おれは三菱の労仂者だといつた一種の誇りになつてあらわれる（臨時工を組合に入れようとしないことも一種の優越感からくるものである）。だから、せつかく統一斗争をやつている場合でも、「三井のことは三井だけで」という企業エゴイズムによつて、統一闘争はぶちこわされる。

このように考えると企業別組合は御用組合に転落しやすい要因をもつていることが明らかであり、それゆえにこそこの組織形態にたいして会社組合（ヘカンパニー、ユニオン）の別名が与えられたのである。ここで注意すべきは、企業別組合組織の克服が、わが国の労仂運動にとつて決して解決不可能な問題ではないということであり、現に闘争の過程を通じて一歩々々解決に近ずきつつある。なぜならば、組合組織は、資本主義の特質に一面的に規定されるものではなく、組合員の意識を媒介にして変革しうる、相対的に独自の性格をもつからである。この点については、次節以下であきらかにしたい。

組織の産業別分布をみると、製造業一八四万（三二%）がもつとも多く、運輸通信その他の公益事業一三七万（二四%）がこれについでいる。組織の重要な中心は石炭鉱業三八万（七%）、第一次金属二二万（四%）、電気・ガス一五万（三%）、化学工業二一万（四%）である。

法規別にみると、国家公務員、公共企業体、地方自治体など、争議権をうばわれている労仂者は、全労仂者の約一八%を占めて、かなりの数を示し、労仂組合運動の迫力を減退せしめる一つの原因になつている。これら争議権をうばわれている労仂者は、かつて労仂組合運動の先頭に立つていたことをかんがえても、公務員法、公共企業体労仂関係法などを改正して、これらの労仂者が争議権をうばいかえすことは、わが国の労仂組合の組織を飛躍的に強化するための必要条件であろう。

最後に連合団体組織別に組合の分布をみておこう。もつとも多く

の組合をかかえているのはいうまでもなく日本労仂組合総評議会であり、三一〇万一八二九名（全体の五四・二%）を数える。昨年よりも二・八%増加していることは注目すべき現象であり、わが国の労仂組合が総評を中心に大きく戦線統一されつつある事態が観取される。つぎにわが国労仂組合の右翼勢力を代表する日本労仂総同盟は二一万八八二九名（三・八%）であり、昨年の五・五%にくらべるといちじるしい減少となつており、また全日本産業別労仂組合会議も二万七四〇一名にすぎない。

このようにわが国の労仂組合においては総評が文字通り中心的な存在となつているが、五二年度において約二〇万増加したのは、全日通、全映演、全国有林等が新規加入したためであり、五二年六月（調査時点）以後、全港湾、鉄鋼労連、全自動車、全海運等の加入があり、右の数字以上に拡大したものと思われる。しかし総評内部においては前年と同様、依然として右派的幹部の勢力が低流し、五二年度において若干落目になつた（武藤氏が炭労委員長、総評議長の席からひきずりおろされるなど）とはいえ、多分に分裂的な役割を果しつつあることは否定できない。

なお全国産業別労仂組合連合会（新産別）は組織員数は四万であるが、前年にくらべると全化学、電工初め全般的に減少しており、約三万の勢力減退を示した。新産別は二六年末頃、総評から権利停止処分を受けていたが五二年七月一九日総評を脱退した。左翼的な言辞をろうしてはいるものの、実際の行動の上では、右派的勢力と本質的に変るところはない。

以上の諸組織に加入していない、いわゆる中立系組合は、全国的規模をもつた組合が一八・一%、全国組合をもたない組合が二六・六%を占め、無視できない勢力となつている。総評の統一戦線運動はまだ大きな余地を残しているといつてよいであろう。

第二節　総評をめぐる組織運動

組織運動という場合、まず第一に闘争を強力に展開するための組織強化の運動、第二にそれと密接に関連することであるが戦線統一の運動、第三に戦線分裂の運動に区別して考えることができる。第三の問題は節を改めて明らかにすることにして、ここでは第一および第二の問題について主として現在わが国における最大の中央組織である総評、ならびに総評傘下の主要単産の動きを通じて検討してみよう。

中小企業家族の組織化　総評では春季賃金闘争を展開するに際して、組織強化の重点を中小企業におくことを明らかにした。すなわち総評高野事務局長は、機関紙「総評」誌上において、春季闘争は「全国四十数個の地評本部を中心にして、地方の闘争を中央単産の地方組織だけでなく、地方にばらばらになつている相当規模の中小企業および小企業の密集地帯などの労仂大衆を動員する計画をたてねばならない。そのためには、一つの府県を十数個の小地区に分割し、それぞれの小地区において主導力となる単組の代表によつて、イニシアティブをとる組織を作り、これを主体として小地区の広はんな共同闘争体制を組織するよう努力しなければならない」と指摘した。

総評は本来、大企業の労仂組合の組織であり中小企業は意識的に除外される傾向があつた。しかし総評の成長と、闘争の発展は、中小企業との共同闘争を必要とする段階に達し、それなしには独占資本と充分に対抗することはできなくなつたといつてよい。五二年の最初において、中小企業を組織化する問題が提起されたことは、総評を中心とした闘争の発展と、組織の内部的充実の指標となるもの

である。

総評の考えている中小企業の組織対策は次のようなものである。

中小企業の大衆動員

小地区の共闘を組織

――闘争のつみあげ方――

(1)　秋季闘争の特徴は全国単産の闘争力を調整したことにあつたが、春季闘争は、もつと計画的に、多くの労闘傘下労仂組合の闘争力を調整しうるよう未加入のものに協力をねがうと共に、中小企業の労仂大衆を動員する計画をたてねばならない。しかし、全国単産の中央部の指示と最下部小地区の単組の平組合員大衆の闘争力とが合体するように指導することが大切である。

こういう中央地方の闘争力を交流させ組合せながら発展させていく組織対策は何に求められるだろう。

(2)　これはたつた一つ、中央単産代表からなる総評労闘の中央機関を緊密ならしめるとともに、地方総評（県労協）と協力して、府県単位の共闘組織だけではなく、もつと細かく小地区の共闘組織をつくることから始めねばならない。

(3)　府県も重要な中小労仂都市、農村の町村ブロックの比較的小地区に分画する。そこでは、中央単産に組織されている強力な単産があるに違いない。

そこで九個なり、一〇個なりに分割した小地区でイニシアチーブをとつている主力をもつた最有力の単産を撰びだす。そして、A地区では電産、私鉄、日教組の当該地区分会がえらばれる。このところでは、機械と鉄綱と全逓がえらばれる。また他のところでは、全自と市従と市電と海員とがえらばれる。こうしてイニシアチーブを確保（大きな大衆闘争がまきおこつたときも）してくれるような力強い単組の下相談をしてもらう。

中小企業を組織することの重要性が強く指摘されているにもかかわらず、実際にはその組織はきわめて立ちおくれているといつてよい。この点は最低賃金法の闘争のもりあがりなどと関連する問題であろう。

中小企業と同時に問題にされたことは、家族の組織であつた。すでに国鉄では、家族補助組合が組織され、組合機関紙の家族版を発行しているが、また炭労では主婦の組織として炭婦協が五一年秋の闘争を契機に発足した。これらの家族組織は、五二年秋の炭労闘争においてもつとも顕著にあらわれたように、労仂組合の闘争を下から支えるエネルギーとなつた。

（註）炭労の炭婦協は、五一年秋に準備会ができて組織化にのり出したものであるが、当時、炭鉱の主婦たちにとつて切実な炭鉱加配米撤廃問題がおこつた。あちこちの山元から主婦たちが上京し、本部と一しよに、関係方面に陳情、抗議をつづけて成果をあげた。その滞京中の好機をとらえて最初の打合せが行われ、結成大会がひらかれたのは、五二年四月、ちようど破防法反対の労闘ストの時である。炭婦協の組織は、炭労の組合員より多く、全国で三〇万をこえると推定される。

春季闘争中の組織方針　総評では、二月中に組織部長会議をひらき、春季闘争中の組織方針を次のようにきめた。

一、春季闘争における組織活動

(1)　中立組合対策については既に労闘加盟の中立組合には、総評加盟方の申入れをそれぞれ行う。

(2)　その他の組合は、労闘参加を積極的に呼びかける。特に全国産別の関連の上にたつて各単産ごとに活動をおこす。

(3)　そのためには弾圧法を中心とし、又は総評から打ちだした賃金綱領の検討、賃金闘争の連絡等によつて、春季闘争の組

織化をはかる。

二、地方共闘組織対策

(1) 各単産下部組織が未だ地方組織（地評）に参加していないところは火急にこれを参加せしめるよう努力する。

(2) 未加盟並びに目標組合については総評本部と単産、地評とが充分なる連絡をとつて、全国単産組織化を促進する。

(3) 地評を中心とした地方共闘小地区共闘について各単産よりこれの組織化について強力なる指示をおこなう。

(4) 地方共闘、小地区共闘の指導組合については、春季闘争行動プログラムによつて当面、三月下旬、全国一斉実力行使（ストライキ闘争）の実施促進について、盛りあげをすすめる。

(5) 春季闘争全国オルグ派遣（三月上旬から）については各単産各地方組織（下部組織）の実情を勘案して各単産オルグを重点的におこなう。

以上のような決定のほか、注目すべきこととして、青年婦人部にたいする対策の強化がのべられていることである。青年婦人部はレッドパージ以後の組合の沈滞期において漸次姿を没し、かつて行動隊として発揮された大きなエネルギーはほとんどねむつているにひとしかつた。しかし、闘争における大衆的圧力の強化という見地から、家族をも組織するのと同じ意味において、青年婦人部の再建確立が問題にされるにいたつたのである。

労闘による戦線統一　ところで前年の六月一九日に発足した労仂法改悪反対闘争委員会（労闘）は、破防法反対ストにおいて絶大な威力を発揮した。労闘には、旧全労連系労組の闘争組織である賃金共闘（日本労仂年鑑、一九五三年版二九六頁参照）もこれに参加し、また日教組、国鉄、全逓、都市交通、全印刷庁、全専売、自治労協その他で組織されている官公労も共同歩調をとつて闘争することになつたので、二・一ストト以来の広汎な統一戦線が結成された。労闘第一波ストは六単産三〇万、第二波ストは一四単産一一〇万をかぞえるにいたつた。このような労闘を中心とする大統一戦線の結成は、単独講和後のわが国労仂者階級の政治的意識のたかまりを端的に示したものにほかならない。しかし、第一波ストにおいて、炭労、全鉱が脱落したことは、右派幹部が戦線統一を阻害するための策動を行つた結果であつた。もとより、このような右派幹部の行動にたいしては組合員からの反撥がつよく、「オシャカ様」でも説得できないもりあがりを示したことは事実であり、炭労大会において武藤委員長はひきおろされるという結果をまねいた。大衆の昂揚が右派幹部の策動を困難にしている事態もまた見のがすことはできない。

企業別組織からの脱皮　春季賃金闘争、労闘スト等の巨大な経験を経た総評では、七月四日からひらかれた第三回大会において次のような組織方針を決定した。

（当面する総評組織問題）

A　産業別組合の単一化

(1) われわれは、組織労仂者五三〇万のうち総評に結集された産業別組合は二五〇万におよび、友好組合を合わせれば四〇〇万をこえる統一闘争の舞台をつくりだした。いま産業別労仂組合を基礎とする労仂運動はいよいよ強大となつて、総評への統一気運も益々さかんになつている。

しかし戦後六年の闘争をかえりみれば、われわれの産業別活動は西欧のそれとは著しい相異がある。われわれの組織単位は今なお企業の従業員組合である。賃金は企業における一ベース賃金に基礎をおいている。企業経理と職制の枠内で組織された労

仂組合という特異な弱点を今日なお、多かれ少なかれ背負つているのである。そういう企業別的組織から生れている組合員の思想習慣から独立しえない条件のもとにあつて、企業別的闘争のあやまつていること、危険なことを自覚し、産業別労仂運動の正しい指導を求めているところである。

(2)　すでに単一化されたものもあるが、相当多くの産別組合に於て、いまなお、企業別連合に最大の経費を支出している。単産に単一化された労仂協約をもつているものも少ない。昨秋、炭労は単一交渉権獲得のために、いわゆる窓口闘争という歴史的ストライキで成功したが、その他の多くの単産は、よういにこのような強力ストを打ち出すことはできない。

(3)　いま産業事情から特異な全国機械、一般化学、建設工業その他、単一産別組合をもつにいたらないもの、総評を中心に産業別単一化の方向をとりやすくなるものについて努力をはらうのみならず、地評の強化によつて地方に分散している単位労仂組合を夫々産業別組合へ統合すること、地方的特殊工業密集地における新しい労仂組合の結成など、当来する秋季統一賃金闘争をつうじて単産の強化と産業別組合の組織上の単一化促進、家族をふくめた労仂組合共済制度の確立への努力は、総評の重要な事業である。

B　総評の中央地方の組織の強化について

(4)　当来する大闘争の指導と責任のために今後の闘争組織は、総評が前面にたつべきである。すぐる一か年、労仂法規改悪反対闘争のために、いまだ総評加盟にいたらない民主的労仂組合をふくめて「労闘」をつくり、これを闘争の前面に押しだしてたたかつて、そして、このことが、総評がセクトに陥いることなく広汎な労仂大衆の利益のために統一闘争の舞台をひろく解放してたたかつたという好印象をあたえ、総評があることを統一闘争のなかで実証し、総評への信頼を高めたのであつた。しかし労闘加盟の主要組合の総評加盟が実現し、他面、二重機関の運営となつて総評自体の活動を妨げる結果をまねいている今日、労闘、総評の組織上の関係を明らかにする必要がある。そこで労闘について次のようにあらためる。

(イ)　労闘傘下の総評未加盟労仂組合については、速かな総評加盟を勧説する。産業別整理統合の必要あるものについては斡旋し協力する。

(ロ)　しかし、総評は未だ六〇〇万組織労仂者のうちの半分より組織していない。そういう状況の中で、今や全労仂者的共闘を必要とする諸問題が急速に生起している現状からみて、なお労闘のような共闘組織の存在が必要であることは認める。しかし、二重組織を克服するため、闘いの中で総評が急速に全労仂者の組織となるように努めながら共闘を組んで行く。

(5)　常任幹事会のもとにある専門部に重点をおくなどの方途をとり、再編して組織活動を強化する。

神奈川、愛知、大阪、福岡、北海道に夫々巡回オルグの責任者をおき、地評との協力を緊密にする。

(6)　調査、法対、国際の三部門については傘下組合又は学者、専門技術者を部員及び嘱たくとする。

(7)　労闘ストの経験からみて地方共闘を総評の地方組織に強化しなければならぬ。従つて地方評議会はもちろん各地方共闘組織は総評の地方活動連絡機関としての任務を負い、年三回以上、地方代表者会議をひらく。また、オルグ学校を開設する。オルグを巡回させて活動の円滑化をはかる。オルグ学校を開設する。

(8) 地評は必要によつて、当該府県内の中小都市に小地区協を設ける。また、総評を軸とする産業別統一の立場にたつて総評に加盟していない労働組合の地方組織又は地方の独立単組を加入させることができる。必要に応じて合同労働組合、その他の地方労働組合をつくることができる。

(9) 全国的に広汎に存在する中小企業労働者は現在なお多くの部分が未組織又は未組織同様の状態におかれている。地評ないし総評につながる地方組織の最大の課題は、これを組織化し、その低賃金と無権利状態から引上げてゆくことである。全国単産の打出す統一闘争が、直ちに中小企業労働者の水平運動を誘導し、ひいては農村の二男三男の低賃金労働を引上げて農村近代化を側面から援助し、一切の低賃金の温床打破に発展するとき、全労働者は、はじめて、階級的統一戦線の威力を身近かに見出すことができるであろう。

この任務を担当する地方組織は中小企業の実態に即応し、劃一主義を排し、弾力性のある組織態勢でなければならない。全国単産の地方組織が直接、援助指導を行う場合、あるいは一応地方合同労働組合を組織する場合も、つくり易い単位で組織されることが先決であり、地方的な共闘単位を積上げるという全的統一への段階を、今や全国的に取残されるところがないように固めてゆかなければならない。

(10) 全国組織が共産党の青年行動隊として行きすぎた利用と活動が行われ、組合内における二重組織と化したこと、その点の弊害が痛感せられた時期に合して、占領軍が青年部解体の政策をとつたことから、一般に青年婦人部の組織を解体せしめるに至つた。しかし現在の経済状態の下で、青年、婦人の生活は低下し、その経済要求がたかまつていること、その切実な要求の基礎の上にたつ青年婦人の活動が反動攻勢の前における組合活動のうちのもつとも積極的な部分であること、新幹部養成の必要があることを考え、各単産は青年婦人部を確立し、その全国的結集体を作る。総評に青婦対策部を設ける。

(11) 闘争組織体は総評を前面に出して広汎な共闘を組織する。統一賃金闘争の場合も、法規改悪反対闘争の場合も、カンパニア組織をつくる。しかしいずれの場合も総評の正規の機関が、大衆の前に責任を負う。むろん、大衆討議のための宣伝会議を召集する。平和闘争や選挙の場合のように労働組合以外の組織勢力と協力する活動については、総評は、正規機関で参加したり支持したり、個人加入したりすることになる。

右に指摘されている問題は、戦後のわが国の労働組合がいわゆる企業別従業員組合であり、そのため、とかく企業別のエゴイズムが発揮されて統一闘争を破壊し、エネルギーを集中できなかつたことから、これを真に産業別の単一組織にすべきだという点である。たとえばわが国最強の組織といわれる炭労でさえも、その実体は、資本別組織の集合体であり、資本別組織の立場に立つ発言の比重が大きかつたために、統一闘争の支障になることが多かつた。資本はそのことを利用して各個分断撃破の戦術によつて闘争をきりくずしてきたのである。したがつて総評がこの問題を大会でとりあげたことは当然であつた。

総評におけるこのような方針は、傘下組合においていかに具体化されたであろうか。たとえば炭労では、従来の大手五社から、大手一七社に拡大した。これは統一闘争の過程において企業別の意識を払拭し、一七社の一丸となつたエネルギーを資本にぶつけ、そのことによつて産業別単一組織の足がかりをつくつてゆこうとするものであ

つた。このような考え方は、さらに中央闘争委員会の議決を多数決制にしたことにもあらわれている。つまり、中闘に闘争の一切の権限を集約し、一絲みだれぬ統一闘争を行う意図に出たものである。

以上の闘争体制強化は、炭労の秋季闘争を力強いものにしたことは否めないが、しかし、その後、炭労が自己批判しているように、たとえば戦術会議あるいは中闘の討論に資本別組織の意向が強く反映し、大衆の意思に反して闘争の足をひっぱる結果になつたこともみのがせない。つまり、企業別組織の枠にかくも根強いものがあるのである。このような欠陥が露骨にあらわれたのは電産の場合であつた。電産では秋季闘争の最後の段階において、関西、中部等の地方本部が企業別組合を主張して、統一闘争から脱落するにいたつた。これらの組合は職制＝右派幹部に牛耳られ、大衆のもりあがりをたくみにきりくずして、企業別組織におしこめたのである。ここでは労仂組合が完全に企業の労仂者統轄組織の範囲内にとじこめられ、文字通り会社組合的な性格になり下がつた。

しかし、右派幹部の策動とむすびついた企業別組織に分断する傾向があるとはいえ、全体としては総評の大会決定通り、産業別に単一化する努力が行われ、闘争を通じて一歩々々前進をみせていることはいつてよいであろう。たとえば、合化労連では八月二六―七日の中央委員会で、「組織単一化に伴う専門委員会の設置の件」が提案され、単一化の促進にとりかかつているし、また鉄鋼労連でも賃金闘争の統一化に腐心して、単一化の方向をめざしている。

なお一方において全鉱連にあらわれているような単一化の動きがある。すなわち全鉱連では、単一化促進委員会を一〇月六日からひらき次のような結論をえた。それは、まず加盟の仕方を単独加盟とし、企業連を廃止して、全国に八つの地方本部をおく。全国大会の下に中央委員会、さらに全国中央執行委員会を新設するというものである。

これを図示すれば次のようである。

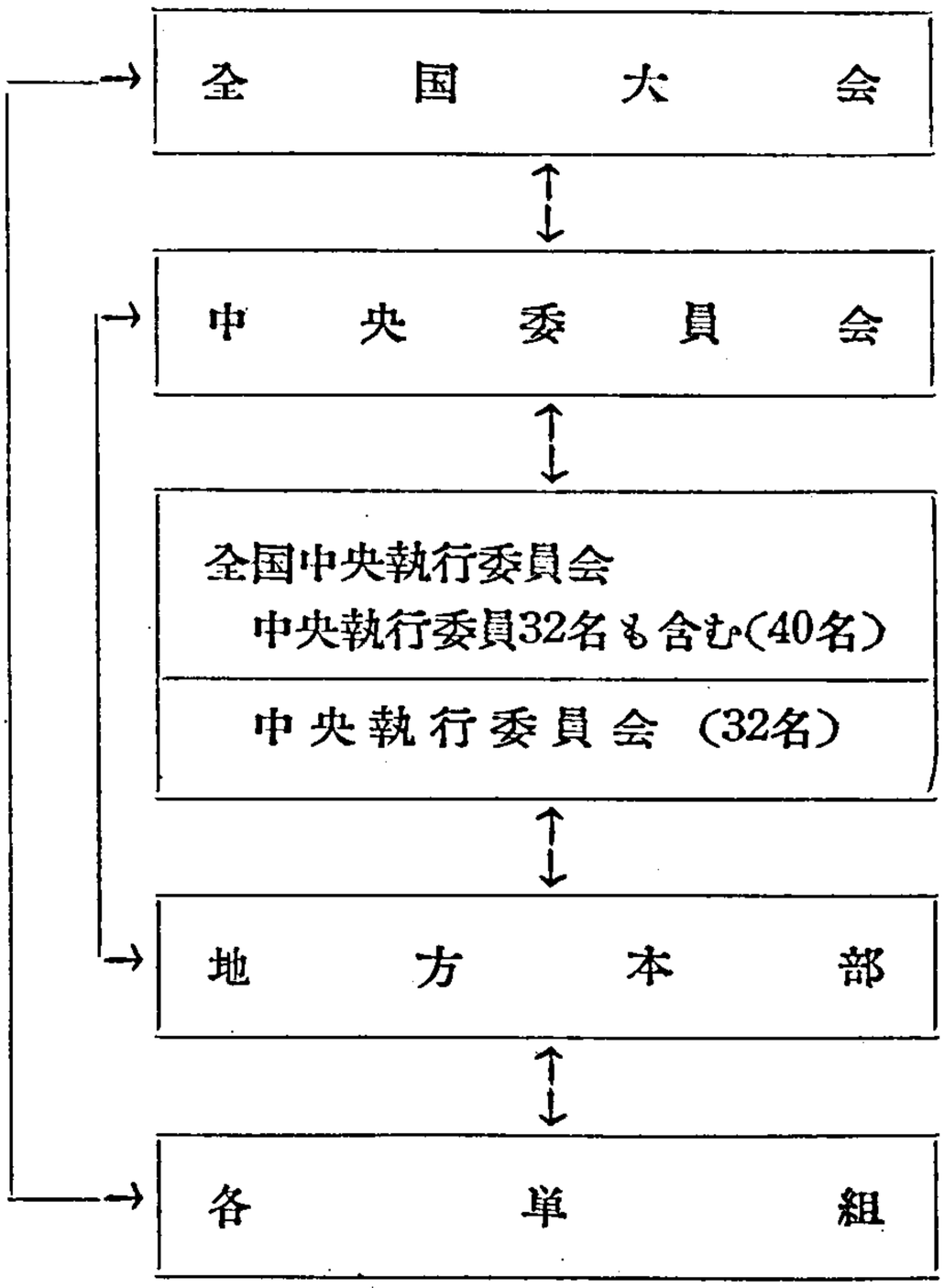

この場合、単独加盟になつて二重の意思決定機関をもたない場合は、指揮系統は一本であるとし、個人加盟の方式をとらなかつたのは、反動的分裂支配の手が組合員の一人一人にのびているから、個人加盟にすると敵にすきをあたえやすいからだと説明されている。このような全鉱単一化案にたいしては下部から、かなり強い批判があつた。たとえば九州地協などは単一化が時期尚早であるとし、組織形態よりもむしろ主として闘争方針を変更せよと指摘している。主な意見は、一、二段闘争を廃除せよ、二、経営の優秀な企業、劣悪な企業にたいする闘争をいかにコントロールするか、三、単独組合の闘争支援態勢が現状よりもどのように強化さ

れるか、四、厳正なる統制というが、従来の経験にかんがみて期待できないし、実際には不可能ではないか、といつた諸点である。これはたしかに全鉱単一化案の問題点をするどく指摘したものであるといつてよい。産業別に単一化し、組織を強化することは、あくまで闘争を通じて行われるものであり、闘争の高度の発展によつてのみ組織の高度化も期待できる。したがつて、もし闘争方法が不充分のまま単一化するときには、いたずらに下部の闘争を統制し、おさえる結果を招くのである。

産別会議および統一委員会の組織運動　産別会議では総評大会にたいする方針を発表したが、その中で組織の問題については「産業別労仂組合の単一化、総評機構の充実、総評の統一強化、組合民主主義の確立」等のスローガンをかかげ、基本的には総評を強化する方針をとつている。このような見地にたつて、産別会議は、炭労、電産の争議に際しても、国家権力の介入にたいしては、ただちにゼネストをもつて応ずることを声明し、一、そのためゼネスト指導部を確立すること、二、嘉穂闘争、八幡、常磐の闘争の経験をいかして、炭労、電産にたいする地域の共同闘争、自衛体制をとること、三、とくに炭労にたいする救援カンパをいそぐことを、総評、炭労、電産各組合に申入れた。

また統一委員会の活動も、各単産の内部でおしすすめられ、職場の力を充実させることに努力がかたむけられたが、それは、職場委員会、ストライキ委員会などの結成となつてあらわれた。たとえば東日本重工などでは、五月一八日の大会で各職場にストライキ委員会を作ることが決議され、また電産においても反職制同盟の組織がつくられた。（なお統一運動委員会の活動と、その性格については日本労仂年鑑第二五集、三〇二ページ参照）

第三節　右派幹部の組織活動

前年度における右派幹部を中心とした組織的な活動は「愛国労仂運動」として特徴ずけることができた。しかし講和後の政治情勢は、わが国が米国に従属していることをはつきりと示し、労仂者階級もそのことを急速に自覚するにいたつた。独立にたいする要求は、広汎な労仂者階級の切実な闘争意慾にむすびつき、巨大な統一行動をとるようになつたため、「愛国労仂運動」がのびる余地は殆ど与えられなかつた。「愛国労仂運動」の元祖である国鉄においても、たとえば水戸中央委で愛労派がしめ出されるなど退潮おおうべくもない状態にたちいたつたのである。

右派系幹部の活動は、まず労闘ストにたいして否定的な態度を示すことによつて始められた。炭労、全鉱が第一波ストから脱落したことは前にもふれたが、総同盟は中執委において「政治ストは共産党の戦術から出たもので、民主的労組の行うべきものでない」との見地から、一貫して労闘に同調しなかつた。

その後、七月下旬の総評大会においても、これら右派系幹部は国際自由労連一括加盟を主張し、実質的に総評非協力の態度をとつたが、さらに海員とともに右派組合の一方の旗頭である全繊同盟は、総評大会の直後、次のような「民間労組統一方針」を決定した。この方針の決定にあたつては左派勢力の反対が強く、二六〇対二〇八でようやく押切つたものであつた。

（全繊同盟の「民間労組統一方針」）

一、統一の基本方針としては、その組合が民間産業における民主的労組であり、相互に信頼し共闘をなしうる組合であること。

二、国際自由労連の綱領、規約、決議に賛同し、これを遵守する

組合であること。

三、統一の形態は段階に応じ強化せしめる方法をとる。

四、海員、私鉄、全鉱との連絡を密にし、総同盟傘下の全造船、全国金属、化学、全国食品、日本鉱山労組とも連絡し、共闘を拡大するとともに、総評内外の民間労組にも広くよびかける。

五、本年末を統一の目標とする。

六、このため、執行委において、統一委員をあげて具体案をたてる。

この「民間労組統一方針」は、総評大会において、国際自由労連一括加盟を提案した海員、私鉄、全鉱、全繊の四組合をかたく結合し、右派的労組が総評内で大きな発言権をもとうとすることがねらいであるといつてよい。

このような右派勢力の強化という方針はその後、右派の参議院対策を確立する問題とからんで一層具体化された。したがつて、この動きの後楯になつているのは右派社会党であり、その意味において同党の労仂組合対策が、右派系幹部の行動の基準になつていることはうたがいないところである。ここで右派社会党の労仂組合対策をみておこう。

（民主的労仂組合の確立）

イ、労仂組合は独自の機能をもつ自主的な組織として確立され、永続的に訓練され強化されなければならない。かかる基盤の上にのみ、わが党の民主的社会主義の発展が期待される。わが党は労仂組合の民主化の徹底、民主的労仂組合の確立に積極的に協力する。

ロ、わが党は、労仂組合を政権闘争の動員機関として党に従属せしめる如き共産党及び左翼偏向の指導、並に労仂組合を利己のために左右する如きボス勢力を排撃し、労仂組合が自らの政治方針を確立するために協力する。

ハ、労仂組合の政党中立には、その事情が組合の政治的自覚の未成熟な場合、組合内部における政治方針の対立による場合、または共産党やボス勢力の誤れる指導の反動として起る場合などがあるが、いずれも過渡的な状態であつて、これは労仂組合活動を自ら阻害してているばかりでなく、共産党フラクまたはボス勢力が喰い込む欠陥をもつ。わが党は労仂組合のそれぞれの内部事情に対応して政党中立の確立のために努力する。

ホ、労仂組合の民主化の徹底に伴い、組合幹部や中堅組合員が大量的にわが党に入党する傾向にあるが、党員の職場支部（班）の組織と活動は全般的にはなお確立されていない。また労仂組合活動の内部にわが党の方針が浸透し大衆的規模における協力の実をあげるに至つていない。更に労仂組合の政治方針は政党中立に立ち止り、その結果、組合の政治活動は幹部党員を通じて党に依存する程度のものもある。これらは労仂組合の民主化運動を単なる反共から反動へ導き、また党との協力でなく党への従属に陥る危険をもつ。民主的労仂組合の確立には労仂組合自らがその政治方針をもたなければならない。わが党はこのために努力する。

ヘ、労仂組各の自主性を確立し、その政治活動展開に協力するために政党と組合が連絡機関を確実にすることが急務となつた。わが党は組合との共同闘争の他あらゆる機会を通じ、その実現に努力する

ト、民主的社会主義の浸透に伴い、わが党の職場組織は急速に発展しつつあるが、その活動は全般的には充分でない。労仂階級を中核体とするわが党は労仂者の政治的要求と階級的行動を不断に党に反映せしめ、また党の方針と政策を労仂者に直射的に

徹底さすことによつて主体性が確立される。このためには職場支部（班）を党の職場活動の点として強化し、職場支部（班）が労仂組合の組織の外にある公然たる組織であることを明確にし、公明に党活動を行い労仂組合の民主的確立に協力する。

（民主的労仂戦線の結成と統一促進）

イ、今や民主的労仂組合運動が全般的に確立されねばならぬ段階に入り、労仂組合戦線の統一が当面現実の課題となつて来た。この統一戦線は反動攻勢の撃破と強力な政治的要求闘争展開が目的である。

わが党は労仂組合の闘争力の強化並に労仂階級の政治力の結集を目指して、統一戦線実現の為にあらゆる機会を捉えて積極的に協力する。

ロ、すべての労仂組合が単一の戦線に統一されることは理想であるが、現実には戦線統一は共産主義的、及びカンパ闘争に堕している極左的ファッショ的労仂運動の排除なくしては推進されない。わが党は飽くまで民主的労仂組合の確立とその統一戦線の実現を目標に積極的に協力する。

ハ、民主的労仂組合の戦線統一は外部の指導によるものでなく組合員大衆の理解の上に進められるものであつて、その組合の発展段階、内部事情に即して有弾力性的に推進されねばならない。

わが党は社会主義インターと国際自由労連の立場から労仂戦線の統一を支持し全組織をあげて積極的に協力すると同時に、当面、労仂組合が産業別にまたは業種別に戦線を整備する運動を、労仂組合との共同闘争を通じて促進協力する。

ニ、労仂組合員は資本家及び外部勢力から自由でなければならない。わが党は自由にして民主的な労仂組合に対する外的勢力の干渉に反対し労仂組合の自由と自主権を擁護する。このためには労仂組合内にいるわが党員は意見を統一して行動しなければならない。

ホ、国内労仂戦線の統一促進と共に労仂階級の国際的提携は特に重要視されねばならない。わが党は民主的労仂戦線の国際自由労連加盟を積極的に支持する。

さて右派勢力の一つの牙城である総同盟は、傘下単産の日鉱、食品、造船総連等が総評の会費を滞納して、第三回大会に出る権利を停止され、総評内の発言権をいちじるしく低下した。ここにおいて孤立化の傾向をみせている総同盟は新しい統一方針を出さざるをえないはめにおちいつたといえる。そこで一二月ひらかれた総同盟第一回中央委に、統一問題について、一、国際自由労連にまとまることを指向し、全繊、海員、全鉱連等の提唱する民間産業労組の結集を活用するという基本方針をきめ、当面の活動方針として、(1) 各方針に歩調を合せる、二、統一運動の焦点として総同盟の地方機関を、統一についての懇談会の開催その他を正式に申し入れる、(2) 右の段階にない地域では、参議院選挙または賃闘に活動する、(3) 本部は地方の統一運動の推進に努力することを決定した。総同盟中央委の打ち出したこのような統一方針は、従来の総同盟拡大方針からみると、海員、全繊等の右派組合の動きに同調して一歩前進したものであり、孤立化をふせごうとする意図に出たものと思われる。

以上の右派系労組の動きは、総評を割つて新しい組織を作るという段階にまではいたつてない。すなわち全繊では総評の組織にふみとどまることが夏の大会で決定されており、海員も当面のところ総評の左派一辺倒を批判することにとどまつているからである。総評を割るということよりも各単産の指導部において右派の指導権を恢復することがねらいなのである。

こうして右派幹部は、みずからの勢力恢復の機会をうかがっていたが、その好機が到来した。それは炭労、電産のストライキである。周知のように炭労、電産のストライキはきわめて熾烈なものであり、国民生活に与えた影響も大きかつた。かくして、資本家側の攻撃と宣伝がかなり効をそうして、国民の中から炭労、電産のストライキにたいする不満もあらわれていたのである。この時期こそはまさに左派勢力の失墜をもたらすべきチャンスであつた。右派幹部は時を移さず、左派にたして攻撃と非難の矢を向けた。それが四単産声明である。それは次のようなものであつた。

（四単産の総評指導方針批判）

わが国労仂組合の統一的中央団体が、少なくとも形の上では総評によつて代表されている現在、総評の行動如何が、直接に、わが国労仂運動の上に、大きな影響をもたらすことは、否定できないところである。

民主的労仂戦線の統一体として生れたはずの総評は今日、結成の精神と相隔たること程遠い誤つた指導方針の故に、民主労組の性格を全く失わんとするに至り、かつての全労連が辿つた途に再び轉落する危険さえも大きく現わしている。

われわれは従来から、このような総評の偏向を、折にふれて批判して来たが、炭労電産等の争議の上に現われた最近の様相をみるにつけて、総評を中心とする指導方針の誤りを、これ以上看過するに忍びないと痛感する。

ここに総評が犯しつつある間違つた組合の運動の方向について、事実の上で指摘し、日本労仂運動の危機を警告すると共に、民主的労仂運動を、正常な軌道に乗せるため、広く同志諸君に訴えるものである。

（一）総評の指導方針において、最も批判されねばならぬ傾向は、労仂組合の主要任務である経済闘争が、その本質から離れて、政治闘争の具に供され、多くの場合において観念的指導の欠陥を暴露し、結果として組合員の利益を踏みにじっていることである。

(1)　現実無視の闘争指導

日本の経済機構を改革しない限り、今直ちに解決できないような要求を、現実の闘争の上に乗せるべく主張する総評の方針は、必然的に組合の行いうる経済闘争の限界を超え、解決困難な泥沼争議の中に、組合員を引きずり込む結果を招いている。

(2)　政治闘争の行動部隊的偏向

一切の要求、全ての闘争を、再軍備反対と軍事予算の粉砕に集約するという方針のもとに、日常闘争のプランを組んでいる結果として、観念的な平和論と結びついた再軍備反対闘争の行動部隊の如き方向に組合を導いて居り、組合員大衆の現実の欲求と行動から遊離する状態を生み出している。

(3)　共産党と大同小異の宣伝

闘争の指導方針において、民主的手段から逸脱し、合法的行動を軽視し、共産党の合法非合法両面作戦と選ぶところのないような言動を事としている。総評の機関紙その他に見る主張は、一切の経済闘争を政治闘争に発展させよとアジり、非合法活動を煽動する如き態度である。

（二）総評が示して来た今次秋季闘争及び年末闘争の方針、その中に組まれた炭労や電産などの争議指導において、以上の事柄は、特徴的に現われている。

(1)　組合員大衆の団結と闘争意識を、ゆがめた指導により犠牲に供した総評の責任。

(ｲ)　総評賃金鋼領の線にそつてたてられた炭労電産等の賃金要

求闘争の経過を卒直に見つめてみよう。

現在の労仂者の生活内容からみて、平均二万数千円の要求は決して高くはないし、これを要求することが、必ずしも不当であるとはいえない。しかし、いま直面している日本の経済情勢を無視し、相手のある労仂関係を深く顧慮せず、労仂組合の機能と力の限界を見失つて、これを直ちに当面の闘争に持ち込み、しかも軍事予算の粉砕というような、政治目標に結びつけた観念的指導のもたらした結果は、どうであつたか。

(ロ)　これらの争議において、組合員大衆諸君は実によく闘つた。その団結力、あらゆる困難に耐えて、長期ストライキを実践して来た闘争意識に対しては、深く敬意を表したい。また、その中からわれわれの学ぶべき多くのものもある。それ故にこそ、われわれもまた、組合員諸君の困苦と生活の維持に対しては、労仂者としての共感から、支援する方針で臨んで来たのである。

(ハ)　組合員大衆諸君のかかる涙ぐましいまでの闘争実践にもかかわらず、誤つた指導方針は、遂に破綻を来し、炭労においては緊急調整の発動を招き、組織内部の動揺を伴つて、明らかに争議指導の失敗の裡に終結し、電産においては、組織行動の統一性が内部から崩れつつ、しかも、組合のけつた調停案より条件の悪い斡旋案の線以上に殆んど出ないままで、徒らな闘争呼号の中に時を費して争議を収拾するに終つた。

(ニ)　炭労電産のストを二大主柱として、このまわりに大小幾多のストを打ちまくり、秋期闘争を盛り上げて、総資本と対決し、これをぶつ倒すのだと呼号し、総評はその旗を振り続けて来たが、しかし、この方針に同調して来た各単産間に、総評の旗通り炭労と電産に続く行動が具体的に現われず、各単組独自の闘争に終り、或いは一般的な応援活動にとどまつていた実態の中に、観念的政治闘争主義の破たんが、明白にみられるのである。

その結果は、組合員が現実に得た利益に比して、組織や組合員大衆やその家族の払つた犠牲、わが国産業や国民一般が蒙つた損害が、余りにも大であつたことをよく考えてみよう。

(2)　争議行為を破壊的段階にまで発展させる総評の指導方針。

(イ)　そのよい例が、炭労における炭坑の破壊をかけての保安要員総引揚げの戦術である。この争議戦術が、もし強行されたならば、炭労や総評の指導部自身も認めているように、炭坑の致命的損壊をもたらすものである。

われわれの要求をきかない資本家の私有財産である炭坑を、これ以上守る必要はない、それが嫌なら要求をきけ、というのがこの戦術の論拠となつているが、そのことは、要求をきかねば炭坑をこわすぞ、ということと同義である。

経済闘争の限界を越えた指導理念のもとに、客観的にはその妥当性が問題とされる要求を持ち出して、世論に逆らい中労委会長の斡旋をも無視して、この挙に出ようとしたことは、正に破壊的行動というべきである。

(ロ)　炭鉱資本家が、全く頑迷な態度をとつて来たことは疑いもない事実である。しかし、経営者側の態度が不当であるからといつて、結果的には直接、被害が労仂者自身にふりかかり、わが国産業に重大な損害をもたらすような破壊的行為が、許されてよいはずはない。目的が手段を正当化するなどという指導理念は、永い目で見るまでもなく、民主的労仂運

動の大敵である。

(ハ)　電産の争議指導にしてもそうである。中労委の調停斡旋をことごとく排して、十数次にわたる電源ストに続き、無期限職場放棄の指令を用意し、断乎闘争を主張しながら、皮肉にも最終段階において、電産指導部自からが、中労委に頼つて解決の途を求めざるを得なくなつたことは、公益事業という電気産業の立場を軽んじ観念的政治闘争主義に偏向した誤れる指導方針の失敗を物語つている。

(ニ)　実際には、電産の地方別に逐次妥結の方向に進み、本部が浮き上つた状態の中で、敢えて電源スト並びに給変電所を含む無期限職場放棄という争議戦術が打出されたのであるが、もし、このスト戦術が、そのまま完全に実行されていたとしたならば、それまでのストにおいてさえ、相当大きな打撃を蒙つてきた中小企業や電力使用の諸産業、そうして一般国民大衆の被害が、総評の機関紙でもうたつているように、はかりしれない程拡大されることは明らかであつた。その結果は、わが国全産業の上に、特に弱い立場の中小企業や国民一般に対して、ストによる損害をしわ寄せする面ばかりが強く出て来るではないか。

(ホ)　もし総評が炭労の争議指導において総評基本綱領の線に正しくそつた要求や行動方針がとられていたならば、世論の動向は、資本家側の理不尽な態度に対する非難となつて現われ、組合側の態勢を有利に導き得たであろう。

かりに、加盟組合が独自の立場で、誤つた争議指導を行わんとした場合であつても、その時には、これを正しい軌道に乗せるための努力をするのが総評の任務であり、そこにこそ総評基本綱領と規約の精神があるはずである。それを逆にアジり誤りに導く態度をとつた総評の責任は見逃せない。

(3)——(5)　(略)

(二)総評を中心として展開されている、この誤つた組合運動の姿を是正し、真に民主的な労仂運動を発展させるためには、組合の指導方針と日常活動を、総評基本綱領の示す線に、正しくのせることである。

(1)　(略)

(2)　自由にして民主的な労仂組合主義の立場にたつて、不断の努力を重ね着実な前進のために闘おう。

(イ)　政治的経済的なわれわれの要求が、総評の主張するように、組合の直接行動によつて、急速に成功への途を前進するが如き、甘い考えをもつてはならない。永い労仂運動の歴史をもつ、いわば組合運動の先達である米英等においてさえも、今なお闘いが続けられているように、それは、いばらの途である。

(ロ)　組合運動の分野において、われわれが最も必要とする態度は、組織強化のために地道な努力を重ねてゆくこと、資本の搾取に対抗して、日常不断の経済的要求達成の闘いの中で、一歩々々前進を図り、労仂者の力を成長させて行くことである。

(ハ)　かかる堅実な方針をとることが、自由にして民主的な労仂組合主義の立場である。このような行動によつてのみ世論を通じて、反動資本が妄動する余地を狭め無くして行くことも可能であるし、われわれの政治的要求も、実現の可能性が逐次拡大されて行くのである。そのことがまた、選挙を通じて労仂者の利益を増進する政治の実現に資する上でも、一見迂遠なようで、最も着実且つ成功への近道なのである。

(三)　これが総評結成の指導精神であり、政党と労仂組合との性格と立場の混同を戒め、労仂組合を政治的行動部隊とみなす考え方を明白に否定した、総評基本綱領を生み出した立場なのである。

むすび

われわれは、ここに総評の動向に対して厳しい批判を述べてきたが、労仂運動をして、かかる様相を帯びさせた原因については単に組合側のみの責に帰せられるべきではない。

民主々義と逆行する現政府の失政、資本家階級の不当な労仂対策、かかる反動的な情勢のもとに、労仂者の諸権利や生活が重大な脅威にさらされているることが、労仂者をして激しい闘争にかりたてずには置かない要因をなしている。

われわれは、吉田内閣を先頭とする保守反動政治勢力、日経連を中心とする反動資本家陣営等の不当極まるやり口と、その責任を断じて見逃すものではない。

しかし、これとの闘いは、さきに述べた通り、あくまで民主的労仂運動の基本線にそつて、推進しなければならないのである。

にもかかわらず、誤つた指導方針のもとに、政治的偏向で組織分裂の危機を招き、極左的戦術を強引にすすめることによつて労仂運動を自から狭める方向に盲進する総評の責任は、断じて許さるべきではない。

もし総評が、闘いを通じて労仂者は強く鍛えられて行く、と主張するにしても、その闘いの在り方は、現実を直視し、あくまで民主的な組織と組合員の犠牲を最少限にして、できるだけ効果を収める深慮と、暴力的煽動や破壊的争議行為を排して進むのでなければならない。

新産別の組織方針　以上のような右派の組織方針とは異なる独自の方針をうち出しているのは、新産別である。まえにもふれたように新産別は、総評から権利停止の処分を受け、さらに七月、総評から脱退するにいたつたが、かねてから総評にたいして批判的立場にたつていた同労組は、一層露骨に総評にたいする攻撃を行うようになつた。たとえば、七月一九日の中央委は、戦線統一の方針について次のように主張している。

（総評のふくらましは戦線統一か）

当面の具体的問題として、戦線統一の問題がとり上げられねばならない。

現在の労仂組合の単位組織は、従業員組合の性格を破つていない。これが集約され、産業別に結合されて単産を組織している。現在の単産が常に動揺をくり返し、組織上の安定性をもち得ない理由はここにある。この単産の不安定を総評という舞台に集結し、これを拠りどころとして単産の安定を期そうとする願望と、総評強化論とは一致した関係にある。それ故、総評強化は、事実上、従業員組合のふくらまし、各単産の弱点の集約という性格を出さざるを得ない。だが、このような形における大衆的基礎づけを伴わない頭だけの統一強化は、大衆を上から拘束する官僚性を必然化する。すなわち総評ふくらましは、統一戦線として、根本的な弱点をもつているのである。

闘争を通じて総評を強化することが即ちボツダム組合の返上、統一戦線の強化であるという総評強化論がある。しかし上から企画され、画一的に指導される闘争は、広汎な大衆の意識を成長させることができず内容的な強化とはならない。（たとえば労闘スト）である。やればやるほど、大衆と無関係な実体をバクロしている。）

共産党は、総評が自主的組織に変化したと評価しているが、国

際自由労連（ＩＣＦＴＵ）問題をみても明かなように、質的に変化していない。共産党のナダレ込み戦術は、客観的には総評のふくらましの弱点に便乗しようとするものに過ぎない。

真の統一戦線は大衆の行動の発展と、力の蓄積にある。みせかけの統一戦線は常に崩壊の危険と官僚的大衆抑制の作用をもつ。それ故、総評のふくらましは本当の統一戦線ではない、現状下においてはかえつて産報化の危険を増大するものである。

かかる断定にたつて、われわれは再出発点を画定しなければならない。

この考え方は、総評が企業別組合をふくらます形で戦線統一をしているという点を強く批判したものであるが、総評にそのような欠陥があるにせよ、わが国の労仂戦線の統一舞台として、また独占資本に対抗する平和勢力の中心として果している総評の巨大な役割を客観的に評価せず、ことごとに対立的な態度をとつていることは、労仂者階級の前進をさまたげる要因になつていることは否定できない。

組織防衛運動と職場防衛運動　右派系労仂組合の動きは、右にのべた通りであるが、これらの組合では内部的にどのような組織方針をもつているであろうか。右派組合の内部的動向を典型的に示しているのは、全繊同盟である。すなわち同組合では九月二日第二回執行委員会において組織防衛委員会設置を決定し、全国的に組織防衛運動を展開することになつた。日東紡、日清紡その他の支部はこの方針にしたがつて組防委員会を設立したが、この方針に反対する支部もかなり多かつた。組織防衛委員会設置に関する示達は次の通りである。

（組織防衛委員会設置に関する件）

全繊同盟第二回執行委員会は、最近に於ける日共の破壊的行動及び争議に於ける右翼暴力団の具体的行動に対処し、暴力を防止するために組織防衛委員会の設置を決定した。この決定に基き、本部には組織部、青対部、教宣部によつて組織防衛委員会を設置し、活動を開始した。従つて各組合、都道府県支部に於いては左記指針に基き至急にその設置を行い、組織防衛の態勢を確立するよう努力されたい。

今後、会社より日経連の考え方を基本として何らかの仂きかけがあると思われるが、これについては組合の主体性を侵害されることのないよう万全を期せられるよう期待する。

全繊同盟組織防衛委員会設置指針

一、目的

講和条約発効により一応独立を達成したが、日本の現状は極めて複雑である。極左勢力の暴動化と極右勢力の抬頭は、正に日本の民主主義を危機に陥し入れようとしている。

即ち日共はその勢力の八〇％を非合法化し、五全協において決定された軍事方針に基く暴力革命方式を積極的に推進しつつ民主々義を公然と否定している。相ついで起る騒乱事件は、雄弁にこれを物語つている。これに対して政府はその温床となるような反動的政策を強化すると共に、いたずらに弾圧をもつてのぞんでいる。

更にこれに乗ずるところの極右ファッショ的勢力は、たくみにこのような情勢をとらえてその野望を達せんとして躍起の動きを見せはじめ、今や民主々義は危機にさらされ民主的組合は侵されようとしている。

一方また最近の資本攻勢を見るとき、資本家は抬頭しつつある街の暴力団、地方ボスと結托し、労仂組合の組織の破壊を行つてきていることは正織争議、井上争議の例によつても明らかであ

る。

我々は、このような事態に直面して、傍観的態度をとることは許されないであろう。労仂組合は民主々義擁護の前衛たるべき任務を負わされている。が従来やともすれば、この任務を遂行すべく積極的な対策と行動に欠けていた。

我々は自らの生活をまもり民主々義をまもる労仂組合として、当然にその敵である左右の暴力主義者や資本家の御用暴力団と勇敢に闘わなければならない。

それには先ず全組合員が、民主主義と組織をまもる意欲と理論とを身につけ、精神的思想的に武装することを基本とする。が同時に精神のみでは彼らの具体的な行動に対抗することはできないので、気魄ある青年を中核とした組織防衛隊を設置し、防衛の任に当らんとするものである。

一、性格

1　この組織防衛運動は、日経連を中心とする経営者の私有財産防衛の爲の企業（職場）防衛運動とは、その性格を根本的に異にし、我々自らが我々自らの組織を守ることを基本にし、更に我々の生活と切離すことのできぬ我々自らの仂く場所も我々自らが守らんとするものである。

2　職場並びに生命の安全な法治国家においては、基本的には国家がこれを行うべき性質のものであるが、単に国家権力のみに頼ることは警察国家の再現を来す結果となるのであつて、全国民のこれらの運動こそが民主国家の確立に肝要であることを痛感し行動するものである。

3　この組織防衛委員会は、大全織同盟本部が全組織の指導並に連絡提携を行う。

4　組織の主体は、組合の中核たる青年を中心とし、行動組織であること。

5　この組織は社会正義に対する犠牲心、情熱、行動力を有し、理論的に武装され民主々義擁護の爲献身する決意と能力をもつた前衛隊たること。

一、組織

1　全織同盟本部に組織防衛委員会を設置し、同委員会のもとに各都道府県支部組織防衛委員会を設置する。

2　各都道府県支部組織防衛委員会のもとに工場（組合）組織防衛委員会を設置し、同委員会のもとに組織防衛隊をおく。

3　各都道府県支部組織防衛委員会は必要に応じ地域防衛委員会を設置する。

一、構成

1　全織同盟本部組織防衛委員会は、組織部、青対部、教宣部を以つて構成する。但し、規約等は定めず、専門部活動の一環として行う。尚、必要に応じて争対、婦対（寄宿舎対策部等）が参加する。

2　都道府県支部組織防衛委員会は当該執行部によつて構成する。

3　工場単位の組織防衛委員会の構成は当該組合の任意とする。防衛隊の構成は別に定められた要領による。

一、任務

1　本部組織防衛委員会は情勢分析を行い情報資料等の蒐集を行い、各地区組織防衛委員会に情勢分析の浸透を図る。

2　府県支部組織防衛委員会は、地域的連繋の上に情報交換を行い、立地条件に応じた対策を樹立し、常に本部組織防衛委員会との密接化を図り、状況に応じた防衛隊の動員を行うこと。

3　組織防衛隊は常に情勢に留意し、必要に応じた画一的統制の

ある行動力の体制をつくる。

一、活動要領

1　労仂組合の組織を守り、民主々義を擁護し、組合員大衆の支持と信頼を基礎にして闘いを行う。

2　自らの組合内部のみに止まらず、常に他組織との提携を図り、孤立と枠内にとじこもることを戒む。

3　組織を破壊せんとするものの意識的計画、基本的なものに対する研究を常に怠らず、未然に完鎖する不断の努力と対策に意を用うると共に宣伝啓蒙を行うこと。

4　隊員は、理論的訓練を怠らず、実践行動には卒先参加し、他組合員の範たるべきである。

5　各組織は各情勢、事態による情況を常に本部に連絡、本部との密接化を図る。

6　この組織は、あくまでも労組機関の決定に従い、組織自体としての自由な意思をもつことはできず、即ち労組機関の意思があるようにすること。

右のような組織防衛運動は、「経営者の私有財産防衛のための職場防衛運動とはその性格を根本的に異にする」と主張されているが、後にのべるような職場防衛運動の場合と同様に、その目的はまず第一に反共であり、共産党が組織内に潜入することを防衛するとに主眼がおかれている。要するに組防運動は組合の左翼化を防ぎ、現在の職制支配による労資協調体制を存続し、あわせて経営者の労仂者統轄の一翼をになおうとするものであるといつてよい。

組織防衛運動の原型になつたのはいうまでもなく職場防衛運動であつた。職場防衛運動は日経連の提唱したものである。すなわち五一年一月、日経連はこの運動を公然とうち出し、労仂組合に仂きかけた。右派幹部の支配する一部の組合はこれに呼応して職場防衛運動を具体的に展開するにいたつた。すなわち、多くの工場において職制を防衛組織にきりかえ、「防火隊」を編成するなどの動きが活発化した。いま、その具体例をあげると、たとえば武田薬品工業では労仂協約の中に職場防衛に関する項目をもうけ、従業員のなかから思想堅固、身体強健なものをえらんで防衛隊の隊員とし、労仂組合委員長がこれを推薦し、工場長が任命する仕組みになつている。また三菱電機などでは、従来の守衛（保安課、警備課）をそのまま増員、警備してこれを防衛隊にあてている。同社の「非常警戒実施要領」によれば「非常警戒は天災地変または社会情勢上、会社の従業員及び財産に危害をうけるおそれがある場合これを実施する」としており、人事部長の非常警戒の発令と同時に、非常サイレンが吹きならされ、直ちに市警本部、生田警察所、兵庫警察所に連絡する。隊員は、制服制帽、必要ある場合は鉄帽をつけ、木銃をたずさえる。

この運動の具体的なあらわれ方には各種の型があり、必ずしも一様でない。まず第一には当初、日経連がうち出したように会社自体が消防隊、守衛を強化して行う場合、第二に、会社側と労組が相互に分担してやる場合、第三に、組合と会社が一体となつて警備につき演習訓練する、第四に、労組が卒先して職場防衛にのり出し、組合の主導権において組織する場合等がある。

この運動を積極的に推進しているグループに、鍋山貞親、佐野博、三田村四郎の諸氏があることはみのがせない。とくに三田村氏の主唱する職場防衛連絡協議会では、一一月八日全国協議会をひらいて、五十数工場における労仂組合代表をまねいて運動方針を討議した。この会において、参加労仂組合が業種別に会合し業種別の職防運動方針を討議作成すること、また地方連絡協議会結成も促進することなどが決定された。このような運動は右派的組合の底を貫く

ものとしてきわめて重要な意味をもつている。

すなわち、その性格はわが国の軍事体制の整備にともなつて、労働組合をこの体制にまきこむための資本の手段であり、新しい段階に即応した労資協調体制をきずきあげようとするものにほかならず、それはさらに国家権力の弾圧組織と緊密にむすびつく特高的な役割をもつにいたつている。しかもこの運動が企業をまもるという名目によつて、たくみにわが国の労働者のおくれた意識（企業あつての労働者だという企業と一連托生の意識）につけこみ、その勢力を次第にのばしつつある。したがつてこの運動の展開によつて労働組合はますます企業別組織（それは同時に企業の労働者支配組織）に、がんじがらめにとじこめられ、資本の専制的支配を容易ならしめる条件をつくり出しているのである。

第二章　賃金闘争

第一節　総評の賃金綱領をめぐる動き

総評が一九五二年二月「賃金綱領」を発表してから、賃金闘争は大きな転換をみせはじめた。それは労闘ストなどを通じて政治的意識のたかまりをみせた労働者階級が、経済闘争の面においてもいちじるしく前進したことのあらわれである。ここでは「賃金綱領」の発表された経緯と、その意義を明らかにしておこう。

「賃金綱領」の先駆となつたのは、鉄鋼労連の「賃金改善の基本方針」であつた。すなわち鉄鋼労連では五一年七月の中央執行委員会において「当初いわれていた統一闘争、あるいは集約闘争が、各組合の内部の事情によつて不可能になり、個々バラバラの闘争に終つてしまつた。」そして「組合の要求にたいする最終の結果が、必ずしも組合員の満足すべきものでなく、鉄鋼資本家の一時金方式、あるいは能率給政策を打ちやぶることができなかつた」と自己批判ををすすめた。したがつて、五二年早々に出された「賃金改善の基本方針」は、過去における賃金闘争の自己批判の決算だつたのである。「賃金改善の基本方針」の前文には、まず「現在われわれが獲得している実質賃金水準は、鉄鋼産業が朝鮮動乱以来の巨大な軍需ブームと、大規模な生産の拡大――生産水準はすでに戦前水準を四〇%も上まわる――のただ中におかれてきたのにもかかわらず、昭和二五年の苛烈な安定恐慌の賃金水準（戦前の六〇%）よりも低下している」とし、このような賃金の停滞の原因の一つは「従来の賃上げにおいて単に物価の尻を追いかけて、平均賃金の名目的引上げを要求するに止り、しかもそれが常に資本家に値切り倒されて物価の上昇そのものをすらカバーし切れずに終つてきたことがあげられよう」と指摘している。ここではC・P・SやC・P・Iなどの官庁統計に依存する賃金闘争を克服しようとする意図があらわれている。

「賃金改善の基本方針」は、日本資本主義の基礎構造としての低賃金を明らかにし、産業構造、資本構成、貿易構造等の全部面における変革を展望しながら、賃金を一歩々々理想的な目標に近ずけ、その過程で経済構造も段階的に変革してゆくと主張している。それでは賃金闘争の基本目標である「健康にして文化的な近代賃金」とはどのようなものであろうか。鉄鋼労連はつぎのようにいう。「今日、日本の鉄鋼労働者が、その家族を扶養しつつ健康にして文化的な生活を営んでゆく上に最低限度必要な物量をもつて（五人世帯マ

ーケット・ベスケット〉を作成し、その市場価格による金額換算によつて、〈鉄鋼労仂者（五人世帯）必要生計費〉を算出する。われわれは、すべての鉄鋼労仂者は少くともこの程度の生活を営むに足るだけの賃金を保障されてしかるべきであることを確認し、今後における われわれの賃金闘争の基本目標をこの賃金額の完全獲得におくこととする。」一月一八日の賃金対策委員会に提示されたこの五人世帯必要生計費の合計は六万七二〇二円であり、そのうち飲食費は二万一五六九円（エンゲル系数三二・一％）となつている。

それでは右のような賃金要求方針は、春季賃金闘争においてはどう具体化されたであろうか。すなわち、賃金要求の水準については「当面の二七年度春季賃上げ闘争においては、右の必要生計費額そのものを要求金額とすることは、労資関係の現状からみてもなお困難と思われるので、今回は、それを現情勢下で獲得しうる限りの水準にまで圧縮し、その圧縮生計費を鉄鋼労連の標準世帯にひき直したものを要求金額とすることとする」としている。ここで圧縮生計費といわれているものは、要するに現在の段階では必要生計費を直ちに獲得することは困難なので、その時々においてとれるだけのものをとつて、漸次、必要生計費の獲得にまで到達しようとする考え方に立つものであり、「さしあたりこれだけはどうしてもよこせ」という賃金を算出するものが圧縮生計費であつた。

圧縮生計費の作成方法は、まず当面の賃金水準や、労資の力関係等の諸条件を検討して、現在の段階でとれるだけの賃金水準を求めて、これを必要生計費圧縮の際の水準とするとされている。ここでいわゆる圧縮生計費がベース賃金＝平均賃金算定の基礎に用いられるものであることは注意さるべきである。

さて、右のような鉄鋼労連の画期的な賃金闘争方針をさらに発展させたものが総評の賃金綱領であつた。それは次のようなものである。

（賃金綱領）

一

現在の賃金は、わが国八〇余年の歴史において、いまだかつて経験したことのない極度の低賃金である。文字通りの飢餓賃金である。

わが国の低賃金は、根本的には農民の極端に貧困な生活水準と、ぼう大な潜在的失業の存在によつて、もたらされたものであり、直接的には、中小工場や家内工業の見るに忍びない低賃金によつて支えられてきたものである。そして、それゆえに、わが国の低賃金は、植民地的な低賃金として全世界の非難をあびてきた。

戦後、わが国の独占資本とその政府は、より一層この低賃金を切り下げることによつて、自己の蓄積の強化と復活とをはかつてきた。

そして今日、この飢餓賃金体制は、再軍備と軍需産業の拡大のために、さらに強化されようとしている。

すなわち農村は、より一層崩壊を促され、中小企業は、より一層追いつめられ、そこに作り出される大失業と飢餓賃金との圧迫によつて、軍需独占企業の賃金は、著しい生産向上にもかかわらず、ますます抑圧され、彼らの手に莫大な利潤を蓄積させている。

しかも、政府はこの体制を固定化するために、一切の労仂者の闘争を圧殺する反動支配をもつてしようとしている。

二

われわれは、かかる低賃金に満足することは、絶対にできない。また、かかる低賃金を押しつける不当な政策を許すことはで

きない。かかる賃金に満足するならば、われわれは、人間としての尊厳と独立とを失い、家畜同様の運命に陥いらざるをえないであろう。

われわれは、いかなる努力を払つてでもこのような政策を打破し、この状態から脱却し、人間の尊厳と、自由と独立とを保てるだけの賃金に到達しなければならない。そのためには、われわれはまず、即刻、戦前の賃金水準の同復を実現しなければならない。そして、それはあらゆる経営において今直ちに可能なことである。

なぜなら、生産は戦前の水準をはるかに超えており、生産性もまた戦前に同復しているからである。

戦前の賃金水準は、今日われわれの分析によれば、少くとも手取二万五〇〇〇円にあたるであろう。しかし、手取二万五〇〇〇円の戦前賃金水準を回復したとしても、それはただ、かつての世界的に有名な植民地的な賃金の復活にすぎない。戦後の労仂組合結成の最大使命は、戦前の悪名高い植民地的な低賃金を克服して、人間の尊厳にふさわしい賃金を実現することにある。そしてそのような賃金こそは、憲法が国民に約束し、政府に義務ずけている「健康にして文化的な生活」を保障する賃金にほかならない。われわれは、断固として、かかる賃金の実現に努力しなければならない。

われわれの計算によれば、それは少くとも手取七万円の水準に相当するであろう。もちろん、この賃金は、今直ちに実現することはできないかもしれない。しかし労仂者が、かような賃金へ、一歩々々近ずくに従つて、それと同時に低賃金を土台とし、且つ、それを強要している現在の産業構造と経済機構とは一歩々々変更され、健康にして文化的な生活を営ませることができるものへと移行せざるをえないであろうし、また移行させなければならない。

三

だが、しかし「健康にして文化的な生活」を営むことができる賃金はもちろんのこと、戦前の賃金の同復さえも、単なる賃金交渉によつては、絶対に貫徹することはできない。それは、ただ賃金闘争によつてのみ獲得することのできるものである。それも単なる賃金闘争――それぞれの産業における従来の賃上げ闘争のみによつては、これを獲得することはできない。

それぞれの経営と産業とにおいて、従来の賃上げ闘争を最大限に闘うとともに、現在の低賃金体制の根底を打ち破り、その体制を固定化しようとする一切の政治的抑圧を打ち破るための、具体的な闘争目標を、広汎な統一行動で闘かいとることなしには不可能である

低賃金体制の根底を打破する闘争目標とは何か。いうまでもなく、それは貧農的生活水準をもつ、ぼう大な潜在的失業の圧迫から労仂者を解放し、その圧迫にもとずく中小企業、家内工業の極度の低賃金を引上げるための、最低賃金制と社会保障制の確立にほかならない。

低賃金体制を固定化しようとする政治的抑圧打破の闘争目標とは何か。いうまでもなく、それは当面の労仂法規改悪、弾圧三法制定を頂点とする一切の反動立法の粉砕にほかならない。

だが、それだけでは十分ではない。労仂者の生活と生命とを根底からおびやかす戦争と再軍備とを阻止することなしには、いかなる賃金の引上げも、生活の向上もありえない。従つて、われわれは戦争と再軍備との阻止をも、統一行動をもつて闘かいとらねばならない。

四

以上の観点に立つならば、賃金についての全労仂者の基本目標、並びに当面の獲得目標は次の通りである。

一、「健康にして文化的な生活」を営むことができる賃金水準＝最低手取七万円の実現。

二、戦前賃金水準、手取二万五〇〇〇円平均の即時回復。

三、全物量方式による実質賃金要求の達成。

四、最低生活保障を基礎とする合理的賃率――職階給制打破

五、拘束八時間労仂制の完全実施。

しかして、これらの諸目標達成のための不可欠の前提条件として、即刻、全仂者の統一行動をもつて、かちとらねばならないものは次の四つの要求である。

一、賃金闘争をはばむ、あらゆる法律を撤回せよ（労仂法規改悪、弾圧諸法規絶対反対）。

二、いかなる労仂者にも、最低八〇〇〇円を保障せよ（最低賃金法の確立）。

三、失業、傷病、老廃後の労仂者生活を保障せよ（社会保障制の根本的拡充）。

四、再軍備反対、平和憲法を守れ。

五

以上の諸目標の達成、そのための統一要求、統一行動はいかにして可能か。

それは、何よりもまず、すべての産業組合及び大企業組合が、それぞれの賃金要求の根本的解決は、右の四つの統一要求の達成なしには不可能であること。そのゆえにそれは中小企業、家内工業労仂者のみならず、すべての近代的組織労仂者の統一要求であることを十分に認識することから、はじめられなければならない。

そして、それらの力ある組合のインシアチーブの下にすべての労仂組合が、その独自の諸要求とともに、必らずこの統一要求をかかげて、全国的、全地域的な統一戦線を組織し、この統一戦線の中に、一切の中小企業、家内工業、未組織労仂者のエネルギーを結集しなければならない。

さらに、わが労仂者の低賃金水準が、農村における飢餓的生活と潜在失業に基礎をおくものである以上、最も重要なことは、積極的に農民と統一した要求を以て統一行動を起し、労農の統一戦線の機運を築きあげることである。それも、軍事予算反対、高率課税反対、潜在失業者の救済、貧困な農村生活水準の向上、農業経営の近代化など具体的に要求を統一して行かねばならない。

そして、労農提携ができない限り、国民生活水準の向上、完全な民主々義のようごは困難であることを銘記しなければならない。

このようにして、はじめて、統一要求をかちとる具体的な統一闘争は実現するであろう。

右の綱領は、第一に生産力の戦前水準突破と労仂の生産性の恢復を根拠として賃金水準の戦前復帰を主張しており、第二に現在の低賃金が農村の飢餓的生活と、尨大な潜在的失業者、及び中小企業、家内工業の低賃金によつてもたらされたという認識のもとに、全労仂者階級の統一要求として最低一人八〇〇〇円の最低賃金法の確立をかかげている。また第三に、これらの要求が内外独占資本の政策である再軍備と弾圧立法の反対闘争に必然的に発展せざるをえないことを教えている。このような賃金闘争の目標を貫徹する手段として新しく提示されたのが、「賃金綱領解説草案」にものべられているように、C・P・S、C・P・Iなどの官庁統計を賃上げ要求の基礎に用いることをやめて、マーケット・バスケット方式を採用す

るということであつた。このことは同時に従来のベース・アップ闘争を全面的に批判し、それを克服する意図を背景としていたのである。

すなわち従来のベース・アップ闘争の特徴は、いうまでもなく要求の形態としては平均賃金の増額であり、また闘争の形態としては中央集約闘争であつた。ところがベース・アップ闘争の従来の経過をみると、たとえば炭労の五一年春季闘争をみると賃金増額が標準作業量引上げとひきかえられており、その意味では賃金の実質的水準はあがつていないし、また秋季闘争では標準作業量は現行通りであつたとはいえ、要求額の僅かに三分の一、四分の一を獲得したに止まつた。これでは朝鮮動乱以後の家計費の上昇をカバーするわけにはいかなかつた。電産の場合にも賃上げが能力給部分の増大ということで妥結して賃金形態が改悪され、合成化学労連も賃金合理化の名によつて上に厚く、下に薄い職階給が導入されたのである。

このようなベース・アップ闘争は労仂者の生活改善に、ほんの僅かしか役立たなかつたため、ベース・アップ闘争を克服する第一歩としてC・P・I、C・P・Sを使うことをやめて、物価を追いかける闘争ではなく賃金を戦前に復帰させるという抜本的な方針を打出したのであつた。

ところでC・P・S、C・P・Iのいかなる点が批判されているのであろうか。まずC・P・Sは一般的な収入状態でどれだけのものが買い入れられたかということを調査する消費者価格(実効価格)の調査であり、その意味では消費者の実際の収入によつて制約された生活内容を反映しているにすぎない。すなわち、もし労仂者の賃金が物価の上昇に比例して上らない場合には、生活内容をきり下げる以外には方法がないわけである。そして現金消費面にだけ問題が限定され、労仂者の生活に比重を占める仕送り金、現金贈与、公租公課、貯蓄、借金返済などはすべてのぞかれているから、本当の意味では家計調査といえない。まして、C・P・Sでは総括的な物価水準をあらわすことが目的なのだから、労仂者の世帯数は、全調査対象の二〇%にも充たない。この点からいつても労仂者の家計調査でないことは明らかである。

このC・P・Sを指数化したC・P・Iは従来、生計費指数として実質賃金指数を算定する時に用いられたり、また賃金要求の基礎に用いられたりした。しかしC・P・Iは厳密な意味では生計費指数といえない。なぜならば、もともと生計費指数というのは、ある一定の時期(たとえば一九五一年の一月と一九五二年の一月の時期)における生活水準が動かないものと仮定して、それだけの生活をつづけてゆくのに必要な費用がどうかわるかということを示すものであつた。つまり、かりに物価が二倍に上つたとした場合は、二倍の金がかかるということが生計費指数の意味であるはずだが、C・P・Iは、今まで米を食べていたのを麦にきりかえて生活をきりつめた場合の実効価格をあらわすにすぎない。だから物価があがつているのに、実効価格の指数としてのC・P・Iは上昇しないという結果が往々にして出てくるわけである。

以上の諸点が、労仂組合のC・P・SおよびC・P・Iを放棄するにいたつた理論的根拠であつた。C・P・S、C・P・Iの放棄によつて、賃金要求額算出の手段として全面的に採用されたのはマーケット・バスケット方式であるが、この問題と統一賃金闘争をおしすすめるための統一要求としての最低賃金法の問題とは、節を改めて明らかにしておこう。

なお総評の賃金綱領を原型として、私鉄総連においても賃金綱領を発表した。それは次のようなものである。

(私鉄賃金綱領―要旨)

一、最近の諸情勢と私鉄労仂者の低賃金

(1)　低い賃金の実情

私鉄の賃金は他産業に比べて三―四割も低い。例えば同じ仕事の都市交通は勿論、国鉄に比べても実質的に相当低い。しかも私鉄では仕事が非常にふえているにも拘らず、従業員数はこの二年間に約一割も減つて来たから、労仂省の調べでさえ、私鉄の駅員が製造工業の旋盤工よりも一か月に三〇時間も余計仂いて四〇〇〇円近くも賃金が安いことや、女子事務員よりも甚だしく重労仂である女子車掌が賃金で三〇〇〇円も下廻ることを教えている。処が生活実体調べでは昨年から僅か二〇〇〇カロリーに満たない食生活を続けていることがはつきり示されたが、厚生省でさえ、労仂者ならどうしても最低二五〇〇カロリーが必要なことを指摘している。このように私鉄労仂者の賃金は低賃金を通り越して飢餓賃金である。

(2)　低い賃金の支柱とその強要

私鉄労仂者に、飢餓賃金を押しつけるものは資本家であり、そしてこれを支える柱は彼らの手先となつている職制である。

(3)　低い賃金の原因

低賃金の原因は資本家や職制だけの力のせいではない。それは一口にいえば、日本の政治経済があげて再軍備の方向に、そして植民地の枠に仕組まれてゆくからである。

二、私鉄労仂者の賃金原則

われわれの賃金は労仂力の値打である。かつて私鉄の資本家たちは賃金が低いのは仂きたがらないからだといい張つた。三、四年前頃は賃金交渉の席上でいつも彼らが主張した「総収入に対する人件費の割合が五割だ」という考え方は今日ではもう三割台にも下降している。然るに最近は全詰りがどうだとかいつて賃上を拒否している。三割も五割も余計に稼いだ労仂者の実質賃金が逆にどんどん減つて行くということは、るることを暴露した。われわれの賃金に対する考え方は次の如くである。

(1)　最低生活保障

すべての私鉄労仂者は、どの企業で仂いてどんな仕事をしていても、職場で仂いている限り、健康で人間らしい生活をして家族を養い、労仂を続けてゆけるだけの賃金を、八時間労仂の中で保証されねばならない。

(2)　同一労仂、同一賃金

賃金は労仂の質と量とに応じて正しく支払われねばならない。だから私鉄労仂者は老若男女の差別なく職場における労仂に応じた賃金が確保され、しかもその支払の基準は資本家や職制の一方的なサジ加減できめられないで、より正しく大衆討議のなかで決められなくてはならない。

この最低生活を守り抜き、同一労仂、同一賃金の原則のもとに八時間労仂制の確立と社会保障制度の完全な裏付けに支持され生きた原則を貫かねばならない。このため、この原則を骨抜きしようとする職階制賃金を徹底的に粉砕しなくてはならない。

三、最低賃金制確立のための当面の目標

飢餓賃金を打破る原則を、いかにして自分のものにするかが当面するわれわれのもつとも大きな課題である。

総評の賃金綱領は、即刻戦前賃金水準の復帰を唱えている。われわれの推定によれば、私鉄労仂者の戦前賃金水準は少なくとも手取二万三〇〇〇円には当る。しかしわれわれはそのような平均的な水準を問題にしているのではなく、一人々々の給料袋の重さが大事である。だからわれわれは当面まず総評のいう、いかなる労仂者にも手取八〇〇〇円（八時間労仂）の確立を私鉄のなかに

打ち立てなくてはならない。そしてその手取八〇〇〇円を基礎にして各々の労働者に見合うだけの賃金をただちに保証させねばならない。もとよりわれわれは憲法に保証された健康にして文化的な生活を求めている。それは七万円になるかもしれないが、われわれは当面、八時間働いて食える賃金を闘いとろうとしている。

手取八〇〇〇円を土台としてつみあげた賃金はいますぐ払えるところもあるだろう。しかし払えない企業が大多数だとしても、われわれは払わさなくてはならないのだ。そのためには、いま労働者を苦しめている政治や経済の仕組みを、賃上げの闘いの中で根底からくつがえす手がかりをつけ、一歩々々とわれわれに有利な条件をきずきあげる力を養わねばならないのだ。そのことをぬきにして最低賃金を闘いとることはできない。

四、目標貫徹のための闘い

(1) 闘争の性格

われわれの今度の闘いは、一人々々の労働者が、身近かにわれわれを傷めつけている職制や資本家をつきあげながら、しかも一一万人のガッチリ組んだスクラムのもとに、共通の被害者である他産業の労働者や、農民や中小商工業者の先頭にたつて、共通の加害者である一にぎりの資本家どもと最後まで闘い抜かねば成功しないのである。

(2) 中小私鉄の闘い（略）

(3) 農民との共同闘争（略）

(4) むすび（略）

われわれの三つの旗印である、

イ、一八歳手取八〇〇〇円を基礎にした私鉄労働者の最低賃金制の確立

ロ、八時間労働制の完全実施

ハ、職制粉砕のためのベース賃金、職階制打倒

を貫くための闘いは、単に運賃値上のオコボレを頂戴するような金銭の考え方を乗り越えて、一一万人の組織力で、私鉄労働者また「人間である」ことをみとめさせる闘いである。

この闘いを勝ちとるには、まずなによりもわれわれの身近な敵―職制の手先かえ品をかえての干渉や圧迫をはね返して、八〇〇〇円を基礎にして一人々々の最低賃金が何の妥協もなく打ちたてられ、職階制はくずれ落ち、職制は孤立し、われわれの要求を基礎として経営の仕組み替えがなされなくてはならないのである。

私鉄の賃金綱領は、総評の賃金綱領の線に沿つたものであるが、注目すべきことは、総評の賃金綱領が最低賃金法による最低賃金八〇〇〇円の確立を主張していることをさらに発展させて、私鉄の中に最低賃金八〇〇〇円を確立しなければならないことを指摘したのは、ベース・アップ闘争克服の根本点を示したことになるといつてよく、また職階制打破のための手がかりをつくることにもなつた。さらに単産の賃金闘争の中に最低賃金確立の闘争が組みこまれたことは、最低賃金法（社会政策的立法要求）を実現する土台となるものであることを明らかにすることにもなるのである。

総評や、私鉄の賃金綱領とは系列を異にし、しかも総評の賃金綱領に対置する意味を出しているのは全繊同盟の賃金白書である。それは次のような趣旨のものである。

（全繊同盟の賃金白書―一部）

【繊維賃金の特種性】

もしすべての賃金が産業別、業種別、地域別等のもつ特殊性が

反映されずに賃金理解の上に組みたてられているならば、産業別賃金―織維賃金の特殊性を殊更に強調する必要はない。

然しながら、日本といわず、織維賃金の決定には、多く諸外国にもその例をみる如くに、労仂環境と生産上の諸制度から賃金決定に多くの特殊性が反映されているのである。

その最も典型的なものが所謂、寄宿舎、社宅制度を中心とする福利厚生施設の完備である。我々は織維産業における福利厚生施設は所謂、福利厚生施設としての認識ではなくして生産設備としてこれを考えているが、もし賃金がその実質的比較において論ぜられるとするならば、たとえ生産設備であつたとしても八〇%以上の人間が生活し利用している寄宿舎、社宅等の設備を全く無視するわけにはいかない。

一般家庭においては三〇%をも占める住居費、光熱費という部分が、織維産業の労仂者としては、ごく僅かな支出ですむし、一般世帯の生活費の五〇%程度を占める食料費も、寄宿舎、社宅等における共同購入等の面から低廉化されており、この事実を全く無視することは、織維賃金の実体を正しく把握することにはならない。

次に問題になるのは、織維産業における人員構成の問題である。

表一で明らかな如く、女子労務者の占める割合の大なることは他産業にみられぬ一つの特徴であり、類似の項を探すならば、煙草製造業と、食料品工業の一部に発見する程度であり、殊にこれらの女子労務者が表二で明らかな如く、比較的に年少労仂者の多いこともまた忘れてはならない。

且つまた労務者構成において海外の織維産業とも著しく異る点は年令、女子労務者の割合、年少労務者の割合、年少労務者の割合というものの差である。

表一

女子労務者比率

（全織調査部）

業種	総数	女子労務者
綿紡	100%	90%
化織	100%	40%
羊毛	100%	60%
蚕糸	100%	80%
麻	100%	70%

表二　日，英，米，綿紡関係労務構成比較

国名		女子労務者率	年少労務者率	全労仂者の平均年令
日本	戦前	63.5%	67.3%	18.8歳
	戦後	90.0	73.2	21.3〃
米国	戦前	41.6	20.5	25～26（但し女子のみ）
	戦後	39.0	?	42～43(但し女子は35～36)
英国	戦前	59.1	28.8	34歳
	戦後	60.9	6.4or8.4	37〃

日、英、米の綿紡関係の比をみると、表二の如くになり、この間の事情を物語る。

表一、表二に明らかな如く、諸外国にくらべてみてもまた国内的にみても、その年令構成、年少労仂者率等の構成を見ても、まことに日本の織維産業の労務構成は特異的なものであるといわなくてはならない。

従つて、極論するならば、政府統計等に示される紡績平均賃金は、賃金支払総額を示すのみであつて、具体的な織維賃金を表わすものとはいえないのである。

更に又、労仂時間の問題、交替制の実施に伴う諸条件等を詳細に分析するならば数多くの織維賃金の特徴を指摘することができるのであつて、こ

表三　業種別平均賃金比較　（労仂省毎月勤労統計より）

年　　月	製造工業平均	紡織業	紡績及び撚糸	織物	化繊
１９５１年１月	10,970	8,354	10,417	6,665	11,235
2月	10,150	6,675	7,256	5,884	9,277
3月	9,785	6,410	6,598	5,452	9,259
4月	10,317	6,528	7,007	5,718	8,503
5月	10,301	6,173	6,574	5,491	9,120
6月	12,257	8,094	9,427	6,620	12,144
7月	12,504	7,446	8,223	6,585	14,423
8月	11,572	6,957	7,149	6,264	11,485
9月	11,069	6,816	6,901	6,223	10,446
10月	11,463	8,070	9,678	6,570	11,987
11月	12,136	9,253	11,034	7,211	12,834
12月	16,967	11,352	12,455	9,442	19,934
１９５２年１月	13,303	9,799	12,925	7,808	12,814

表四　業種別女子平均賃金比較　（労仂省毎月勤労統計より）

年　　月	製造工業平均	紡織業	紡績及び撚糸	織物業	製糸	化繊
１９５１年１月	5,496	6,184	8,313	4,793	3,979	6,865
2月	5,239	4,942	5,501	4,496	3,913	5,631
3月	5,111	4,713	5,126	4,184	4,720	5,485
4月	5,225	4,844	5,453	4,453	4,034	5,500
5月	5,111	4,613	5,091	4,268	4,181	5,803
6月	6,060	5,736	6,842	4,991	4,103	6,828
7月	6,186	5,477	6,495	4,824	4,053	9,745
8月	5,760	5,208	5,634	4,807	5,081	7,422
9月	5,589	5,105	5,432	4,848	4,720	6,917
10月	6,103	6,084	7,529	5,043	4,933	7,961
11月	6,796	7,055	8,774	5,455	6,324	8,138
12月	9,083	8,169	9,552	6,811	7,221	12,102
１９５２年１月	6,984	7,120	9,568	5,883	3,957	7,575

れらの総ては、他産業賃金水準、或いは諸外国の繊維賃金水準との比較を行なう場合、重要な要素である。

【繊維産業における業種別平均賃金の検討】

表三、表四で明らかなことは、化繊業における賃金ベースは、すでに製造工業平均賃金より上廻っているということである。

平均賃金比較表（表三）をみた場合、織物業においては、製造工業平均より低位にある如くにみえるが、これは現段階にお

ける賃金が主として年令、生活要件、勤続によつて格付けされていることの結果であつて、表三の平均賃金比較表においては、この内容は明らかにされない。

先述した如く繊維賃金の特異性がこの結果をもたらしたものである。従つて表四における女子平均賃金比較表をみると、この結果は明瞭になる。紡績及び撚糸業、化学繊維産業の女子平均賃金は、製造工業平均賃金水準より高く、紡織業においてはほぼ同一である。

繊物業、製糸業において低位にあるのは中小企業のウエイトがほぼ一〇〇%近く占めている結果である。

ここで注意しなければならないことは、日本の繊維産業が相変らず低賃金なのを国内外で非難されているが、殊に輸出製品を生産する工場においては一般工業平均賃金より高位或いは同水準にあるということである。このことは又、次のことを表明する。

組織された繊維労仂者は、いいかえるならば日本に於ける唯一の繊維産業労仂組合である我が全繊同盟の賃金水準は既に国内の賃金水準と同等以上の水準であるということである。

右の全繊同盟の賃金白書は、総評の賃金綱領が、日本の低賃金の実態を認識し、その克服の方向を積極的にうち出しているのにたいして、かえつて繊維賃金の特殊な性格（たとえば福利厚生設備が完備しているといつたような）を強調して、けつして低賃金ではないと主張するものであり、その点で繊維労仂組合の果した役割を高く評価している。しかし、客観的にみて、これは日本の低賃金をおおいかくし、資本の立場の弁護論になつていることは否定できないであろう。

第二節　マーケット・バスケット方式の採用とベース・アップ闘争の克服

総評の賃金綱領がC・P・S、C・P・Iを放棄し、マーケット・バスケット方式の採用を指示したものであることは前節にのべたが、それではマーケット・バスケット方式とはいかなるものか、そしてそれはどのように具体化されたのであろうか。

総評調査時報創刊号の「全物量方式＝マーケット・バスケットの解説」によれば、それは「生活に必要な全物量を設定して、実質賃金を表わすものである」とされている。そしてさらにマーケット・バスケット方式は理論生計費と一応区別して考えられている。すなわち理論生計費が「理論的にこれだけの生計費が必要なのだからという賃金要求額を決定」するものであつて、「ある場合には、大衆の現実の闘争とは全く遊離した押しつけとなり、また、ある場合には大衆の生活水準の向上を制的する結果」となるのに反して、マーケット・バスケット方式は、「大衆の現実の要求として、大衆討議の中から、職場の要求の中から、主婦たちの要求の中から生み出される」ものであり、「ある場合には、大衆の生活要求が現実の力関係の中で制的されて、圧縮された要求水準となることもあろうし、ある場合には高利潤を追及した必要な不動の生活要求となることもあろう」と説明している。

その説明の当否はさておき、いずれにせよマーケット・バスケット方式は、従来の賃金要求方式よりもはるかに大衆の生活にむすびついた現実的なものになつたのである。

このマーケット・バスケット方式は、合化労連、鉄鋼労連、私鉄総連、全銀連その他の単産で具体的に採用されたが、たとえば合化労

連と私鉄総連の賃金要求は次のようになつている。

（合化労連の賃金要求方針）

全物量方式の賃金作成に当り、次の方法によつた。

東京都における生活様式に従つたので、飲食費の品目、被服費、教育費等はさらに地方別の特色を加味し増減を行う必要がある。

1　飲食費＝成年男子については、一人一日二八〇〇カロリー、蛋白質九七グラム。各品目別のウエイト等はCPS、その他実態と考え合わせて成年男子について作成し、妻等はそれに応じて減少させた。嗜好品費は夫について新生三〇〇本、酒二級酒三合が月の所要量であるかどうか問題はあるが、全然とらない人も考えて、このくらいで抑えた。

2　住居費＝これは労研の「実際最低生活基準」に基いて所要量数を決定し、単身者以外はさらに修繕代についても全銀連の資料に基いて算定した。

3　家具什器費＝労研で未発表の耐用年数の研究結果があつたので、主としてこれに基いて行つた。

4　光熱費＝五人世帯一月当り電燈二〇KW、電熱一五KW、ガス一〇〇m³、薪一束を基準としてこれに三人世帯八〇%、一人世帯六〇%と見込み、木炭、マッチ、ローソクも加えた。

5　被服費＝三才の女子（第三子）及び一二才の男子（第一子）の基準に従い、それ以外は討議の結果を計上した。妻は計算の都合上、洋服の生活様式とした。

6　保健衛生費＝妻の化粧用具はわずかに止め、保健による以外の医療費支出も売薬程度しか見込んでない。

7　通信費＝手紙、ハガキ、月一回はむしろ少なすぎる感もないではないが、事実上殆んど書かない人の存在も考えてこうした。

8　交通費＝通勤費は、会社負担が通例であるので計上せず、それ以外の外出の際の費用を見込んだ。

9　修養娯楽費＝修養娯楽費の基準も、通信費と似た基準であり、映画・読書のための費用は明らかに最少限とみられる。

10　教育費＝原則として全銀連の資料によつたが、給食は、飲食費のマーケット・バスケット作成の都合上、行われていないものと仮定して算入しなかつた。

11　雑費＝以上にもれたものを若干あげた。

12　交際費＝1～11の合計額の4%と見込んだ。これは東京都家計調査一一月分単身者のそれと同じくらいである。

その他、租税、公課等の負担費中、町内会費、寄附金等は、実体がつかみにくいので省略し、保険料と税金（所得税、地方税月割額―昨年所得額推定―）のみを計上した。なお、以上の費目の外に、個人としての保険料、組合費、予備費等は、ここでは除いてある。

以上の結果は、エンゲル係数はそれぞれ一人世帯五二・〇、五人世帯五四・二となつている。エンゲル係数方式か全物量方式かの重要な論点は、何といつても物量が具体的にハッキリ示せるかどうかになる。エンゲル係数は正しくきめても、なお漠然とした感じを与えるのは否定できない。「われわれの要求内容は、物量で表わしても、このくらいにしかならないのだ」と今の生活の低いのに一般組合員が気がつき、闘争の組織理論となつてゆくこと、これこそ全物量方式の最大の強みである。

（私鉄総連の賃金要求基本方針）

A　一月以降賃金要求標準賃金案

(一)　標準賃金案算定の基礎について

(1) 要求案算定の論拠としては理論生計費方式を用いた。

(2) 実態生計費方式は実支出が収入によつて規正されるということ、現実の物価変動を的確に反映しないということ等により極めて論議の余地があり、C・P・S、或いはC・P・I等を用いることによつては、結局スライドアップにすぎない結果となる。

(3) 理論生計費方式としては、全物量方式を採用した場合の物量仮定の争点を排する意味から、飲食費物量方式を採用することとした。

(4) 従つて飲食費係数による全生活費換算を採用し、飲食費係数としては、一九五二年五月全都市勤労者C・P・Sを基礎とする。世帯員数別支出割合により飲食費係数を算出することとした。

(5) これに相当勤労所得税を加算して標準要求賃金額を決定することとした。

(二) 標準賃金案

標準家族数　2.5人

地域差　100%

3,221円×2,215+0.532+1,114円=14,525円=14,500円

(A)　(B)　(C)　(D)　(E)　(F)

(註) (A)…成年男子1人一か月当り飲食費

(B)…2.5人家族における消費単位

(C)…2.5人家族における飲食費係数

(D)…勤労所得税

(E)…税込賃金額

(F)…要求賃金額

B　各組合個別要求額の算定方法

(一) 各組合個別要求額の算定方法としては、標準方式（家族数二・五人、地域差一〇〇%＝一万四五〇〇円）を基礎とし、要求額を決定する。

(1) 地域差修正　五〇年五月CPSを基礎とする各組合別地域差指数により修正する。

(2) 家族数修正　各組合別の家族数により、消費単位飲食費系数を修正する。

(3)、(4) 略

(二) 特例組合の要求額決定について。

(1) 企業の実態を綜合した結果、標準方式による要求額決定の不可能な組合については、最低限、現行賃金の一三〇%値上げにまで要求額を引下げることとした。

(2) 標準方式による要求額が現行賃金に対して一三〇%以下の組合については別途論拠ずけにより一三〇%の要求とした。

さて、マーケット・バスケット方式を採用した春季賃金闘争は、いかなる成果をもたらしたであろうか。

春季賃金闘争を行つたのは、前年の秋、賃上闘争をみおくつた私鉄を始めとして全鉱連、合化労連、鉄鋼労連、全自動車等が主なものであつた。日経連労政部の調査によると、五二年春の賃上げでは平均約一四%程度の引上げが行われたといわれ、二二〇社中「ベースアップと昇給との競合ないし代替」が五六の多数を占め、ついで「賞与、一時金等臨時給与による平均賃金引上」が五四、「単純なるベースアップ」四一、「賃金体系の合理化」三五となつている。つぎに業種別の賃金妥結の結果をみると、私鉄の二七%がもつとも高く、造船、セメント、硫安その他が一六%、鉄道車輛、化学の一四%、産業機械、電線の一三%、通信機、鉄鋼、重電機の一二%、自動車一一%、紙パの一〇%、鉱業の九%となつている。

また獲得率をみると、要求額は平均一万五〇七八円であり、賃金要求額を一〇〇とした賃金妥結額の割合は、平均八八・八%を示し、最高の獲得率は、自動車九六・四%、つぎに造船九三・八%、鉄鋼九三・一%、硫安九二・六%、重電機九一・七%、化学八九・六%、私鉄八五・九%の順である。

この調査は限られた企業のものであるから、これで全般的な情勢を判断するわけにはいかないが、春季賃金闘争がマーケット・バスケットを採用し全く新たな要求の方向をうち出した割には、たとえばベース・アップを一時金にすりかえられたり、妥結金額が低かったりすることに示されているように依然として停滞を示したといってよいであろう。しかし獲得率をみても明らかなように、組合の力の強い所（大衆的基礎をもつた労仂組合）は獲得率が高い。このことは、賃金闘争を強化する本質的な問題が要求形態（たとえばマーケット・バスケットの採用など）とはもう一つ別の所にあることがわかるのである。すなわちマーケット・バスケット方式の採用は、それ自体が賃金闘争を強化する特効薬ではなく、賃金闘争強化の一手段としての限定した役割しかもちえないことを、春季賃金闘争の経過自体が如実に物語つたといつてよい。

マーケット・バスケット方式の採用は、決してベース・アップ闘争を克服するものではなかつた。なぜならばベース・アップ闘争というのは、平均賃金の増額を、したがつて企業の賃金支払総額（労務費）の増加を要求するものであつたから、つねに企業の支払能力に従属した賃金要求の仕方であつた。いいかえれば企業の利潤を第一次的に前提してかかる賃金闘争がベース・アップ闘争だといつてよい。それゆえにこそ、賃金闘争は企業内賃金闘争の形をとらざるをえず、それはわが国の労仂組合の組織形態の特徴である企業別組織に対応した賃金闘争であり、その克服は不可能であつた。

能率給や、職階制の一般化は、資本家の労務管理政策の強化のためにきわめて有力な手段を提供した。労務管理の強化は、主として職制の強化を通じて行われたが、職階制は職制にたいして有利な賃は永久に固定せしめられるという性質のものであつた。

このようにマーケット・バスケット方式を採用した春季賃金闘争が、企業内賃金闘争としてのベース・アップ闘争の形態を脱却しきれなかつたことは、まえにもふれたように依然として経営者の主張する企業の支払能力論が、労仂組合の賃金闘争をおさえつけていたことを意味するものであつた。すなわち企業の支払能力論とは、売上収入からなによりも最初に利益をさしひき、利子、税金、原料、固定資本の償却、内部保留などの費用を控除した一番最後に賃金を支払うことだつたのである。このような最後の余りものをどれだけ労仂者に支払つてやれるかということが企業の支払能力であつたから、賃金は生産物の費用の中でもつとも劣悪な立場におかれることになる。

そしてこのような資本家の企業支払能力論にもつとも都合のよいベース賃金は、能率給や職階給などの賃金の支払い方と必然的にむすびついた。能率給の場合は一定の生産高があつた時の賃金の支払総額をきめておいて、生産がそれをこえた時に、なにがしかの割増賃金が支払われ、また職階級の場合も同じように、あらかじめ賃金支払総額をきめておいて、それを労仂者に分配する時に格差をつけようとするから、どうしても上と下の賃金が極端にひらき、なかんずく下層労仂者の賃金はおそろしくきり下げられた。したがつてベース・アップ闘争の克服は、職階制や能率給を打破することと不可分の問題だつたのである。しかしマーケット・バスケット方式を採用したということだけでは、職階制や能率給の打破や、ベース・アップ闘争の克服は不可能であつた。

金を保障することによつて労仂者統制の物的基礎となり、また能率給の査定権を職制がにぎることによつて、労仂者支配に利用された。

春季賃金闘争は、企業合理化政策の一環である職制の強化という大きな壁にぶつかり、それをぶちやぶることができなかつた。このことは春季賃金闘争が停滞した一の原因であつた。そしてかえつて職制の強化はあらゆる産業で一層促進された。職制強化の実態は、まず第一に監視制度の強化であり、第二にスパイ制度との結合、第三に半封建的な身分制度の復活、第四に職場における民主的権利のまつさつ等であつたが、労仂者が賃上げを獲得するためには、このように強化されてきた職制との闘いを媒介としなければならなくなつた。さらに職階制の場合、職制のにぎつている人事考課に監視の眼を向け、また能率給の査定権を職場の労仂者がうばい返すなど、職場の不断の闘争をつみあげることによつてはじめて賃上げが獲得されることが明らかになつたのである。そしてベース・アップ闘争の克服と、能率給や職階制を打破する第一の手がかりになるのは、最低賃金の確立であつた。

だからマーケット・バスケット方式の採用という新しい賃金要求の方式は、やがてベース・アップ闘争（平均賃金要求）の克服、最低賃金制確立の闘争に発展せざるをえないのである。

なおマーケット・バスケット方式に脅威をいだいた経営者は、それにたいする批判を行い、労仂組合との間に論争が闘わされた。ここではその二、三の例をあげておこう。

（私鉄経営者のマーケット・バスケット批判）

元来マーケット・バスケットは之を意識的に作り出す場合には非常に低い額から非常に高い額に至る迄、相当自由に作ることが出来るのであつて、経済の統制下に於て物価と生活内容とが限定されている場合の賃金を決定するのであれば、或る程度の意義を認めることが出来るのであるが、自由経済を一応の前提としている現状に於ての賃金決定の基礎としては多くの困難がある。

今回組合の作成したマーケット・バスケットにしても一応人事院勧告を準用しているが、その内容は昨年の組合要求に用いたもの、或は人事院勧告に於ける東京都の成年男子一人のものと殆んど同様であるにも拘らず、今回はこれを全都市のものとしているという点は、これが如何に恣意的に組立てられたものであるかを如実に物語つている。

マーケット・バスケットを作成するに当り特定地、特定時期を基礎とするならば一応生活環境季節的変動も加味され、現実的妥当性を有するであろうが、諸種の生活条件を異にする諸都市の平均として作成することは適当と思われない。しかも後述する如く各品目の物価が殆んど六大都市のものであることからして只徒らに過大なる要求金額にする為の手段と見ざるを得ない。

因みに今春他産業労組に於ても理論生計費による賃金の要求をなしているが、そのマーケット・バスケットは凡て東京都の成年男子のものを作成しており、全都市に於けるものは電産のみである。

（私鉄労仂組合の反批判）

(イ)　全都市のマーケット・バスケットを組合が使用したことは前項で述べた如く、地域給撤廃の原則から当然であつて決して不合理ではない。

(ロ)　昨年要求になかつた酒、煙草を加えていることは最低生活費としての性格を喪失し、希望的生計費を要求していると云つているが、会社が最も信頼するC・P・S調査の中に酒類は食料

費として計算されており煙草も現在ではC・P・S調査中の食料費の中に菓子と同等に考え得るものであり、人事院のマーケット・バスケットに準拠したけれども人事院のバスケットは最善のものとは思つていないので、電産のマーケット・バスケットの組立の中で食料費中に酒、煙草を加えるのは健康で文化的な生活を目途として前進する電産の賃金改訂の理念から当然と考えている。従つて会社の第一〇表のごとく飲食費が相違するのは当然なことである。

(ハ)　会社は全品目約五〇品目中の二、三の例をあげ欠陥を指摘しているが、そのため組合の要求が只徒らに過大なる要求金額を算出するための手段と速断することは誤りである。試に(ニ)の豆腐一kg当り一八一円となつているが……四三円七九銭となり約四倍の計算となつていると如何にも大きく取り上げられているが、この誤差を仮に会社通りに認めたとしても、一か月食費三九三八円〇二銭が僅か約八三円減少するだけである。

（炭労マーケット・バスケットに対する批判）

一、マーケット・バスケット方式による生計費は生活実体と遊離したものである。

（説明）

(イ)　所要カロリーの面からバスケ生計費の基礎に用いられる栄養学説は今日の段階に於て未だ確立されたものでなく、之を直ちに経済領域に迄持ち込む程の権威あるものでない。

之が例証としては総評傘下各労組のバスケ生計費の要求カロリーを見ると、労仂者本人については最高三〇〇〇、最低二三四〇、妻について最高二七〇〇、最低二一〇〇の差があり結局所要カロリーについては定説がなく一定の数値発見は不可能であると言うことである。特にその労仂度について一応差違の認め難い妻についてかかる数値の差のあることは栄養学的裏付の不確実さを現わしている。

(ロ)　次に品目並に価格の面から見ても、バスケ生計費なるものはその品目その価格によれば幾何かかるという一応の計算にしか過ぎぬものであり、我々の現実の生活実体は之と異り、時と所により制約せられ而も最も経済的に営まれているのである。

例えば一〇〇カロリー当り価格について見ても、食品の組合せ如何により同一栄養素の価格が高くも低くもなつて来るのである。即ち炭労のカロリー価格は三円三六銭であるに拘らず、炭鉱坑外夫の実体は二七年一月以降二円五〇銭程度である。

二、マーケットバスケットの作成は如可様にも出来る融通自在のものである。

（説明）

炭労の上部組織である総評の機関誌「調査時報」第二号によると「マーケットバスケットの作り方」として「物量方式による賃金値上げ要求の場合には生活費が先に決定され然る後それに相応した食・住・衣、その他の一切の物量が設定される云々」と説明されている。

之に依つて明らかなる如くマーケットバスケットの組立ては如何様にでも作成され得るものであり現に総評傘下各労組の要求によつても種々相違のある事は事実の示す通りである。

三、実体から見た炭鉱の食料費水準は安定している。

（説明）

炭鉱の生活水準を実体生計費調査によつて見ると年々上昇しつつあるが、それは社会文化費の消費水準向上によるものであつ

て指数は殆んど停滞している。

即ち全国坑外夫について二四年を一〇〇として見ると綜合指数は二六年度で一七%上つているが、その内容は社会文化費三五%上昇であり食料指数は僅かに一%の上昇に過ぎない。この事は炭鉱に於ける食料の消費水準が安定していることを示している。

四、結論

要するにマーケットバスケット方式による賃金要求額は、高ければ高い程生活的に望ましいというだけであつて、いわば任意の希望数字にすぎない。その額はいくらでなくてはならないと云う何らの理論的根拠はない。故に炭労の要求は全く根拠がなく斯るバスケットの内容について、一々論議することは無意味である。

（第五回交渉における炭労マーケットバスケットに対する連盟の批判に対する炭労の反批判）

一、マーケットバスケット方式による生計費は生活実態を遊離したものである。

(イ)　所要カロリーの面からバスケット生計費の基礎に用いられる栄養学説は今日の段階に於て未だ確立されてなく、之を直ちに経済領域にまで持込む程の権威あるものではない。

之が例証としては、総評傘下各労組のバスケ生計費の要求カロリーをみると労仂者本人について最高三〇〇〇、最低二三四〇、妻については最高二七〇〇、最低二一〇〇の差があり、結局所要カロリーについては定説がなく、一定の数値発見は不可能であるということである。特にその労仂度について一応差異の認め難い妻についてかかる数値の差のあることは栄養学的裏付けの不確実さを現わしている。

(ロ)　次に品目並びに価格の面からみてもバスケ生計費なるものは、その品目その価格によれば幾何かかるという一応の計算にしか過ぎぬものであり我々の現実の生活実態は之と異り時と所により制約せられ、しかも最も経済的に営まれているのである。

例えば一〇〇カロリー当り価格についてみても食品の組合せ如何により同一栄養素の価格が高くも低くもなつてくるのである。即ち炭労のカロリー価格は三円三六銭であるに拘らず炭鉱坑外夫の実態は一九五二年一月以降二円五〇銭程度である。

連盟はマーケットバスケット方式そのものを賃金理論として生計の実態から遊離しているといい、大上段に以上の二点をあげて否定しており、この連盟の批判は日経連の理論生計費に対する批判から出発したものであつて、あたかもマーケットバスケット方式による賃金要求が不当であるかの如くいつているが、人事院に於てさえマーケットバスケットによる賃金裁定案を決定している。（額内容は別として）これは物量による生活内容の表示によつて賃金はこれくらいなければならないという賃金のあり方を出したものであつて、官公労ベースのあり方をマーケットバスケットによつて出したということは、連盟のいう「方式内容」が観念的であり生活と遊離したものであるという理論に対する具体的賃金決定の要素の事実としての反論である。

本来、社会保障制度の給与額や最低賃金額の算定にしか採用されない理論生計費を採用せざるを得ない事実は吾々の賃金要求が如何に賃金要求に値しない要求であるかがわかるであろう。

さらに連盟は具体的な例証として他産業のカロリーの差異について述べているが「値発見」とは何を発見するのか、労仂が不均

一なことは当然、所要熱量と蛋白質量とが不均一になり労仂者一般の絶対的数値を出すことは困難である。なお私鉄総連の中等労仂二四六〇カロリーは労仂科学を無視した極端な過少評価であり、労仂科学の必要にさえもみたない程の貧困な要求である。

戦前の兵隊は普通時に於て三二〇〇カロリー、演習時には四〇〇〇カロリーを食つていたし、イギリスの資本家は三〇〇〇カロリーをとつている。又イギリスでは食糧はほとんど配給で確保され国民一人当り最少限必要熱量を三〇三〇カロリー、フランス総同盟の要求熱量は三五〇〇カロリーで、国際的には三〇〇〇カロリーが一般的要求である。

厚生省の国民栄養科学研究所による炭坑夫の所要カロリーは採炭四〇〇〇、坑内夫三五〇〇、坑外夫三三〇〇、作業夫二八〇〇カロリーである。

各産業に於ける妻子のカロリーの相違は一応連盟の指摘する矛盾通りだが、これは当然労仂環境の相違から生活内容の限界をどこに求めるかというカロリー所要量の求め方によつて違つてくるもので、吾々の低賃金がもたらす最低で文化的な生活を営むためのささやかな控え目の要求からくる相違であり、特に炭鉱の妻の場合は一、二、三交替という作業環境からくる疲労度のため、他産業の妻の場合と比べて所要カロリーは高く求めるのは当然であり、異つているから栄養学的に価値がないという理論はなりたたない。（以下略）

第三節　最低賃金制の闘争

総評の賃金綱領において中心的課題となつているのは、いうまでもなく最低賃金法の要求であつた。この最低賃金法は、総評の賃金綱領解説草案にものべられているように「この要求は、最低賃金制の即時実施の要求であり、それゆえに労仂基準法の公約の実施を迫るものである」という性格をもつものである。しかも現在わが国では月収五〇〇〇円以下の極端な低賃金が広汎に存在する（中小企業の賃金の七割までが月収五〇〇〇円以下に集中している）のであるから、この最低賃金八〇〇〇円を保障せよという最低賃金法の実現は、現在頭うちしているわが国の一般的な賃金水準を上昇せしめるテコであり、大経営の賃金上昇のゆきずまりを打破する最大の武器であると考えられたのであつた。

賃金綱領における最低賃金法は、五二年中には、まだ充分に大衆化したとはいえない状態にあつた。むろん、この闘争が具体的に組織されるには、ほど遠いものがあつた。しかし中央賃金審議会が、労仂基準法第二八条以下の規定にしたがつて、特定の低賃金業種と家内労仂者を対象に最低賃金制の実施についての審議をはじめていたので、労仂組合としても、この闘争をおしすすめることは焦眉の急務であつた。

そこで総評では五二年一一月五日の第五回幹事会において、最低賃金法制定について審議したが、つづいて七、八両日の全国地評代表者会議（三一地評、四八代表）に最低賃金法案が提案され、可決をみるにいたつた。それは次のようなものである。

（総評の最低賃金法案要綱）

㈠　すべての労仂者は最低賃金八〇〇〇円を保障せられる。今後この金額は少くとも毎年二回以上、改訂について検討する。この金額の決定は中央の賃金委員会の決議にもとずき政府がおこない、法的効力を発生する。

㈡　中央賃金委員会は、最低賃金額の決定ないし改訂の審議に当つて、地方賃金委員会から提出せられた意見を十分尊重しなけ

ればならない。

(三)　最低賃金額を支払い得ない企業に対しては、必要な期間、政府がこれを保障する。保障の決定は保障されるべき企業の労資（労仂者の所属する労仂組合及びその上部団体を含む）の同時の申立により中央、地方の賃金委員会の決議にもとずき政府が行う。中央地方の賃金委員及びその委託をうけたものは各個に保障を申立てた企業の経営を検査する完全な権利を有する。

(四)　政府は本法案に伴う所要経費を予算に計上しなければならない。又その編成は中央賃金委員会の参加の下に行われなければならない。

(五)　中央及び地方の賃金委員会は、労資同数を以て構成せられる。労仂者代表は組織労仂者の全国及び地方組織を基礎として選出せられる。賃金委員会の議がまとまらぬ場合は、幾つかの違つた結論を表示して決議とするものとする。

（最低賃金法要綱中の国家保障額試算要旨）

①　②　③　（略）

④　最低賃金を八〇〇〇円に引きあげることが、現在の国民経済＝国民総生産の範囲において不可能であるとする批判は何ら客観的事実にもとずいていない。我々の総生産は戦前水準をはるかにこえていることは明らかであるが、その総生産のうち国民消費、資本（民間及び国家）蓄積、政府消費は(イ)一九三八年、(ロ)一九五二年、及び(ハ)一九五二年を基準として最低賃金法による八〇〇〇円の保障、失業保険の増額、家内工業の補助、米価一万円＝二重価格制を採用した場合それぞれ次の通りになる。

	（一九三八年）	（一九五二年＝最低賃金法等実施）
資本蓄積	一六・〇％	一九・三％
政府消費	一五・九％	一九・七％
誤差	一・五％	一・五％

即ち最低賃金法等を実施してもなお資本蓄積には全く喰いこまず、蓄積は三八年よりはさらに多く（生産が増加しているから実際は比率の増加以上に多い）、国民消費はたんに紡績その他の消費財産業の抑制、轉廃業の行われていた一九三八年のそれよりも低い位置にまで回復するに止まるのである。

我々はただ現在の国民経済がその産業構造から見ても（世界十月号「再軍備の盲点」参照）、その総生産物の配分からみても（総評、調査時報二号、最低賃金八〇〇〇円の経済的基礎参照）一九四一年四二年と同様な高度戦時体制の下にあることを思い知らされるのである。

⑤　以上のような諸点を前提として我々は一応、単純な算術的計算を試みる。

そして最低賃金法等の実施が、ただに今日の国民経済の下において可能であるのみでなく、今日の財政の下においても可能であることを論証する。

A、最低賃金法による保障

七一七万人	二六四一億円
雇傭労仂者	
六五三万人	二二五七〃
臨時的労務者	
六四万人	三八四〃
B、失業保険の増額	
五四万四〇〇〇人	二九六億円
常傭	

五四万人
日傭　二九四億円
四〇〇〇人　二〃
C　家内工業への補助
一〇三万人　四九四億円
D　米価（生産者一万円）
二重価格保障
六八三万人
計　一五五七万四〇〇〇人　一四六億円
三五七七億円

は、そのうち二〇%が人件費支払に
の一循環後には二七六一億円に減少
充てられるとしても、経済
する。

これに対する財政面では、
A　恒常的財源（再軍備関係その他）　二八一三億円
B　一時的財源（財政余剰金）　五二五億円
C　軍需産業投資財源（開発施行その他）　九七〇億円をこえる公共事業費、失業対策事業費（軍事基地、軍事道路建設から農業建設への轉換）等を合算すべきである。

これはさらに一〇〇〇億
D　高所得に対する低い所得税、法人税、積立金（配当引当、値下り準備）に対する免税等をふくむ現行税制の改正

⑥　最低賃金法の実施にともなつて次の諸問題を検討することが必要である。

(イ)　八〇〇〇円以上の所得を有する労仂者の賃金。民間産業にかんしては、最低賃金の引上げが賃金水準の引上げを伴うこととなるから問題は存在しないが、公務員については最低賃金の引上げと八〇〇〇円以上のものの賃上げは同一の財政内で行われるから、財源の競合をすため、八〇〇〇円以上の賃上げは税制体係の改革を必要とする。

(ロ)　社会保障制度。医療を主とする現在の社会保障制度は、低賃金をインペイしている。我々は最低賃金保障法と失業保険こそ低賃金の日本でまずかちとらねばならぬ保障制度であり、その実現のキソの上に、さらに広汎な社会保障制度を要求する。

(ハ)　平和産業、ことに農業と中小企業。

(1)　最低賃金法の実施は平和産業のための市場を拡大する。

(2)　政府は最低賃金法の実施の負担を低くするため、中小企業対策（協同組合金融その他）をとらざるを得なくなる。し、我々もまたそれを要求する。

(3)　再軍備による政府の消耗は、我々の生活（最低賃金法その他）にふりむけられねばならぬ。今日二〇〇〇億円をこえる、軍需産業への財政からの投資は、農業はじめ平和産業への投資に切りかえられねばならぬ。この両者（生活と平和産業への投資）はイデオロギー的にも財源的にも全く両立するものである。しかも我々は前述の如く最低賃金法その他の実施が資本蓄積に喰いこむものではなく、ただ兵器生産部門の生活物資生産への轉換を要請するに止まることをみたのである。

総評の最低賃金法案と併行して左派社会党でも最低賃金法要綱を独自に作成した。これらの最低賃金法案は、国会共闘を通じて、国会に上提される予定のものであることはいうまでもない。左派社会党の案は次のようなものである。

（社会党左派の最低賃金法案要綱）

政府の低賃金政策の強行は、労仂者の生活をますます苦境に追

いこんでいる。

われわれはかかる低賃金政策を打破し、憲法に保障する「健康にして文化的な生活」を確保するためには、最低賃金法の早急なる実施の必要を痛感するものである。よつてわが党は本要綱を作成し、労仂階級に訴え、その批判と助言を得ることにより、次期国会には本法の成立を期し、最低賃金制実施の促進を行わんとするものである。

一、すべての労仂者に「健康にして文化的な生活」を保障する最低賃金の確保を目的とする。

二、本法の適用をうける労仂者とは常傭、臨時工、養成工、日傭労務者、家庭労仂者等、勤務の形態、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によつて生活する者をいう。

三、最低賃金額の算定は、理論生計費によるを原則とし、これに国民経済力を考慮して作るものとする。

四、最低賃金額の基準となる労仂時間は、一日拘束八時間、一週を通じて拘束四八時間以内とする。

五、最低賃金額は、生計費指数に基いてこれを調整する。

六、労仂基準局を整備拡充し、監督を強化する。

七、本法の公正なる運営を期するため、諮問機関を設置し、その構成は労、使、公の三者をもつてする。

八、本法の本質にかんがみ、その実施を怠つた悪質なる使用者に対しては厳罰主義を採用し、実効性を確保する。

さて以上にのべたような最低賃金法については、各単産において も討議され、それぞれ意見が発表された。最低賃金法の闘争に批判的な組合としては新産別をあげることができる。

すなわち新産別では、「われわれは現在直ちに最低賃金制を法律の成立は、われわれが日常不断に追求する究極目標の一つである。だが闘争としてとりあげることには反対する。もちろん最低賃金制の確その法律的制定には時期と条件が慎重に考慮されねばならない」としている。このような批判的主張の根拠となつているのは、なによりも最低賃金制獲得の大きな実力的闘争とその実績を積上げることなしに、法案を国会に提出することは、単に法定最低賃金の額が低いものになるだけでなく、資本家の低賃金政策の枠の中にみずからとびこむ結果になるというのである。

また産別会議系の全金属は一一月末の第四回定期大会において、賃金の闘争方針を決定したが、そこでもつとも強調されていることは、「満一六才最低八〇〇〇円、戦前賃金水準かく得の闘いに行動を統一する。」そして最低賃金法の闘争は「総評幹部の考えているような議会闘争にだけすりかえるのではなく、戦前の五分の一の賃金水準であることは、再軍備のための生産設備が侵略兵器を中心に動員されていることが原因であるから、兵器生産を平和民需産業にきりかえる闘いとして、〈兵器はつくらない送らない〉の実力闘争の発展をめざす、いろいろな段階における労仂階級の統一実力行動の裏づけなしには実現しないことを十分知つていなければならない」と主張している。

さて最低賃金法闘争の具体化は、単産の賃金闘争に大きな影響を与えずにはいなかつた。すなわち最低賃金法を実現させるための大衆闘争として、賃金闘争を組立てるという意識が強くあらわれたといつてよい。つまり最低賃金法の闘争と、単産の賃金闘争を結合しようとする努力が行われたのであつた。それは、前にのべたように私鉄の賃金綱領において、総評の最低賃金法八〇〇〇円を、単産の最低賃金の要求にもちこんだことを指摘したが、私鉄では賃金要求を次のようにくみたてた。

すなわち、いかなる労仂者の基準賃金も次の条件によつて算出し

た最低賃金を下まわつてはならないとして、最低賃金を、本人生活給、家族給、地域物価差手当の三本立としている。本人生活給には、本人基礎給、年令給、勤続給の三種があり、本人基礎給は満一八才勤続〇年で六八〇〇円となつている。そして、この最低賃金の上に現行の職能給をつみかさねて各人の賃金が算出される。この要求案のねらいとするところは（一）実質賃金の引上げ、（二）最低賃金制の確立、（三）職階制賃金の打破であつた。

このような考え方をさらに発展させたのは全自動車であつた。すなわち全自動車では秋の賃金闘争方針として、最低生活保障の原則、同一労働同一賃金、統一賃金の三大原則を確立した（労働争議、全自動車の項参照）。この方針の中で特に注目すべき点は、基本給の決定に当つて第二原則に基いて未熟練労働から高級熟練労働までの六段階にわたる熟練格差を経験年数を尺度として設定し、これにたいして第一原則の最低生活保証の裏ずけを行つて賃金格差の規準を完成したことである。この場合、未熟練労働（経験年数〇年）の基礎賃金として独身者の生活保障給一万三〇〇〇円と、中級熟練労働（経験年数八年、本人、妻、子供一人）の最低生活保障賃金二万六〇〇〇円の二つを柱として各段階における基礎賃金を作成して統一要求の基準とした。全自動車の賃金要求の特徴は、なによりも、最低保障給の確立に重点をおき（秋季闘争でこの点にもつとも力がそそがれた）、さらに、熟練度に応じて未熟練、半熟練、初給熟練、中級熟練、上級熟練、高級熟練の六つの格差を設けて、それを基準として賃金を標準化しようとしたことにある。

また、官庁労働組合協議会の賃金要求においても、満一八才単身者の最低賃金として九九七〇円を要求し、最低保障給の確立をめざしている。このように、単産の賃金要求において最低賃金を確立することは、五二年の秋季闘争における一般的な傾向であつた。これは最低賃金法闘争との関連を意識して行われたものであるといえよう。しかしそれは　平均賃金の要求と併行して出されることが多く、その点では、厳密な意味での最低賃金制闘争とはいえないばかりでなく、最低賃金法を実現する闘争に転化することもできなかつた。むしろ最低賃金法の闘争は宙にうういた形だつたということができよう。

第三章　失業者の闘争

第一節　闘争の概況

さいきん、わが国における失業者の闘争は、主として失業対策事業に働く日雇労働者の「求職闘争」（職よこせ）という形式でおこなわれている。

一九五二年四月一日現在、日雇労働者が組織している自由労働組合は七四一、所属人員一六万六一七九人で、これは登録日雇労働者総数にたいして約四四%の組織率にあたる。このうち全日本土建一般労働組合など、いわゆる「左翼系」（統一派）とみなされる組合は三四三（総数の約四六%）、所属人員九万三六七七人（総数の約五六%）で、日雇労働者の求職闘争をじつさいに組織しているのは、これらの組合である。それにたいして、両派社会党の影響下にあるとみなされる組合は七三、所属人員一万八五四八人にすぎない（労働省失業対策課の資料による）。

求職闘争の件数、参加人員は、第251表のとおり、年とともに増加の一途をたどつているが、とくに一九五二年は、前年にくらべ件数

第251表　日雇労仂者求職闘争の推移

年　　別	件　数	人　　員
１９４９年（5～12月）	604	26,748
１９５０年	8,915	565,202
１９５１年	8,508	399,236
１９５２年	12,234	427,346
合　　計	30,261	1,418,532

〔備考〕　労仂省失業対策課調査による。

年四〇六、一九五二年一七〇七となつており、この年の斗争の激しさを物語つている。

さらに一九五二年における日雇労仂者の求職闘争は、四月から五月にかけて急激に増加をはじめ、毎月一〇〇〇件をこえて、前年にくらべれば、毎月二倍以上にたつしたことが特徴的であつた。そして、夏季手当（お盆手当）の闘争がもつとも激しくなつた七月には一三七七件（前年同月は六七六件）にものぼつたのである（第252表）。

その求職闘争にさいしての要求事項は、第253表のとおりである。すなわち、年間合計についてみると、「失業対策事業の賃金値上げ、有給休暇、手当支給、職階制反対、格付不満など」の要求が総数の三三・四％（前年は四〇・四％）で第一位、「完全就労（輪番制反対）、失業対策事業の増枠」の要求が総数の二一・四％（前年は二五・八％）で第二位となつている。そして、とくに注目されるのは、「吉田内閣打倒、再軍備反対などの政治要求」をふくむ「その他」が第三位で総数の二〇・四％を占めていることである（前年は総数の六・七％にすぎなかつた）。

交渉をうけた官公庁別に日雇労仂者の求職闘争をみると、例年とおなじように公共職業安定所がもつとも多く四九七八件であり、総数の四九・四％（前年は五二・〇％）を占めている。しかし、越年闘争の激化した一二月だけは、交渉をうけた市町村が六〇五で第一位となつている（第254表）。そして、これらの官公庁職員で交渉中に「傷害」をうけたと報告されたものが年間一九二人、一方、いろいろな理由をつけて検挙された日雇労仂者は年間五九四人におよんだ。

第252表　日雇労仂者求職闘争の発生状況

月　別	１９５２年		１９５１年	
	発生件数	参加人員	発生件数	参加人員
1　月	639	20,039	628	23,682
2　月	726	22,834	730	31,276
3　月	847	26,989	784	26,152
4　月	1,141	52,979	590	17,385
5　月	1,022	46,673	466	16,778
6　月	1,129	38,862	444	19,888
7　月	1,377	51,509	676	31,931
8　月	1,074	37,762	798	34,760
9　月	958	22,377	591	25,696
10　月	733	18,063	654	28,254
11　月	853	27,813	751	35,058
12　月	1,735	61,446	1,396	108,376

〔備考〕　労仂省失業対策課調査による。

第253表　要求事項別日雇労仂者求職闘争状況

	完全就労（輪番制反対），失対の増枠	保護法物資配給，託児所，慰安会など	失対賃金値上げ，有給休暇手当支給職階制反対，格付不満など	登録紹介方法不適格排除反対など	失業保険について	その他	計
1　月	244	25	159	126	47	57	658
2　月	218	75	166	145	50	162	816
3　月	257	113	241	143	41	299	1,094
4　月	330	75	292	100	70	376	1,243
5　月	237	90	244	110	71	381	1,133
6　月	235	89	352	151	60	482	1,369
7　月	279	123	694	167	63	309	1,635
8　月	220	97	403	134	41	193	1,088
9　月	274	74	408	227	41	172	1,196
10　月	177	88	191	217	34	111	818
11　月	214	127	456	125	67	149	1,138
12　月	404	193	1,217	139	47	271	2,271
計	3,089	1,169	4,823	1,784	632	2,962	14,459

〔備考〕　労仂省失業対策課調査による。

第二節　主要な闘争

一月　福島県郡山自由労組員約三〇〇名が二四日午後、郡山公共職業安定所の庁舎内に集合、代表を選出して所長と面会、㈠賃金を三〇〇円に値上げすること（現行一八五円）、㈡輪番就労制を撤廃すること、の二項目を要求した。所長は「予算の枠がないので要求は実現できない」と拒否、武装警官隊の出動を要請した。自由労組員

第254表　日雇労仂者の交渉をうけた官公庁

月　別	都道府県	公共職業安定所	市町村	その他	計
1　月	59	263	107	30	459
2　月	57	327	122	76	582
3　月	111	283	148	94	636
4　月	114	512	189	159	974
5　月	84	454	176	74	788
6　月	108	512	189	100	907
7　月	234	481	304	147	1,166
8　月	83	470	217	108	878
9　月	84	547	165	105	901
10　月	70	405	97	60	632
11　月	123	322	193	80	718
12　月	293	402	605	144	1,444
計	1,420	4,978	2,512	1,177	10,087

〔備考〕　労仂省失業対策課調査による。

は、警官隊に押しだされて市役所玄関前に移り、大会をひらいて要求貫徹まで闘争することを決議した。翌二五日午後も、同自由労組員約一五〇名が所長に面会を要求したが拒絶され、そのうえ警官隊と衝突、委員長ら九名が検挙された。

二月　山形自由労組員約五〇〇名が、県下各地区自由労組代表者の応援を得て、一八日、県庁、市役所などに、完全就労、輪番制廃止、賃金値上げ、燃料手当支給を要求して押しかけた。当局は、弾圧に二〇〇名の警官を動員し、初の県非常警備計画にもとづく県下警官の待機命令を発した。自由労組は、午前九時ごろから午後五時ごろまで、山形市内を活潑に行動した。そして、この日に行動をともにしなかつた班長や現場監督は、組合員から退陣をせまられ、五日後には、班長ら十数名が現場から逃亡してしまうという事件までおこつた。

のちに全日本土建一般労組（全日土建）機関紙「じかたび」（六月中旬号）は、「現場の自主管理を闘いとれ」と題して、つぎのようにのべている。

おれたちにもつとも縁深い民間土建では「タコ部屋」が増え、腕つぷしの強いゴロツキが監視して、奴隷のようにこきつかつている。これに似たことが、おれたちの現場にもさいきんとくにひどくなつてきた。いままでおれたちの手で選んだ班長・監督をくびきり、デカあがりやゴロツキを配置している。敵はこれによつて、おれたちを一人前の土方に仕上げ、軍事基地建設の動員をねらつているのだ。同じ仕事をやりながら、A・B・Cと賃金の格付け（職階制）をきめたり、日いつぱい仂かせたり、組合活動を制限したりして、おれたちを苦しめるのは直接にはこの天下り監督だ。

こんな監督が現場にいるあいだは、おれたちの要求はツメのアカほどもとれないばかりか、ゆくゆくはタコ部屋か、銃剣を横腹に軍需工場でこき使われ、これができないおじさん、おばさんは手帖をとりあげられる結果になる。侵略者や吉田にとつては、ねがつたりかなつたりだ。

おれたちは、まず現場でこの吉田の手先、天下り監督を追放し、現場の民主化を闘いとろう。

各現場で現場委員会を組織せよ。

天下り監督・班長を廃止し、公選の班長・監督を闘いとれ。

現場はおれたちの手で管理せよ。

また、山形市長は、二月一八日当日、就労手帳をだしたものに一人当り一五〇円を生活保障費としてわたすことを約束したが、この市長の処置は、市議会などから強い反撃をうけた。

なお、一四日には、山梨県東山梨郡東雲村の生活困窮者たちが、塩山公共職業安定所に押しかけ、「われわれにも失業対策の事業をよこせ」と要求したのが注目された。

三月　一〇日朝、東京の王子統一自由労組員約四〇〇名が、連日の雨雪のため、雨天出面の支給（C級二五三円の六〇%）に不満をいだき、「天気の日と同じ日当をよこせ」と北区役所に押しかけた。

また、一二日午後、宮城県石巻自由労組代表一〇名が、石巻市長と会見、市長は、児童の教科書購入費一五万円の支給と、託児所を三月中に建設することを約束したが、完全就労、賃金値上げなどの要求については、検討の期間をあたえてくれるように申しいれ、会見打切りを宣言した。これにたいして、自由労組代表は会見継続を要求、社会・共産両党の応援を得て、同労組員約二〇〇名も市長らをかこんですわりこんだ。午後一〇時、交渉は完全に決裂し、市側は全員の退去を最終的に要求した。しかし、自由労組員は退去せず、出動した武装警官隊と乱闘になり、八名が検挙された。石巻市警察

署は、一三日午前一時から、全市に非常警備体制をしいた。

四月　青森市自由労組は、二日から連日、二〇〇人ないし三〇〇人が県庁に押しかけ、すわりこんだ。青森県では、二六会計年度月平均日数の一九・五日にくらべると、二七年度予算では月平均就労日数が一三日にしかならず、これでは失業保険給付権利取得の月一四日就労という基準さえ下まわり、失業保険給付を受けられないことになるので、同自由労組は、三月以来、就労日数の拡大を要求してきた。七日、労仂省は、暫定措置として、青森県における四月の就労日数を二日間だけ拡大するという通知をしてきた。

また、一〇日には、東京の「全都日雇賃上共同闘争委員会」代表二七名と東京都労仂局長とのあいだに交渉がおこなわれ、労仂者側から、㈠メーデー当日の有給休暇を認めよ、㈡雨降りの平常賃金支給、の二点が要求された。

二五日、全日土建が中心になり、全国土建産業労組連合（全建労）、日本建設労組（日建労）、全都日雇賃上共闘委、東京地方附添婦組合、東京石工労組、横浜大工職組合連合会、全日本医療従組協議会などが参加して、「建康保険適用獲得期成同盟」が結成された。その結成大会の決議、スローガンは、つぎのとおりである。

（決議）

われわれ土建および日雇労仂者、附添婦その他の労仂者は、一致団結して健康保険獲得期成同盟を結成し、あらゆる労仂団体、政党ならびに関係団体、有識者の協力のもとに、左記事項の実現のために、全組織、全力をあげて運動を推進するものとす。

一、健康保険のない労仂者に即時、国庫補助による健康保険をつくれ。

○病気、結核、災害より労仂者を守れ。
○健康保険のない労仂者はひとつにまとまろう。
○中央に、地方に、職場に、国民運動を押しすすめよう。
○再軍備より社会保障を。

五月　大分県臼杵市の日雇労仂者約四五〇名が、「五月六日の失業対策事業を休みにしろ」と要求し、同市長や職業安定所長に交渉した。これは、連休三日間にひきつづき、あと一日休めば就労規則による待期満了となり、月末まで雨休みでも、日給にたいする六割の失業保険がもらえるからである。

東京メーデー事件では、とくに、東京土建一般労組の組合員が多数検挙され、その総数は、五月一七日現在で三二六名にたつした。これを職安別にみると、飯田橋七、神田橋五三、上野一六、芝園橋二〇、五反田一七、大森一七、渋谷二四、新宿一五、池袋三五、王子三四、足立九、本田一八、亀戸二四、青梅二、三鷹三一である。

六月　二四日、大分県別府市における日雇労仂者の賃上闘争にたいして、別府地労評が共同闘争を呼びかけ、また不十分ではあつたが、就業労仂者と失業者が提携する方向をうちだした。

全日土建職人部は、四月ごろから問題になつていた全国職人組織の統一について、全建労などから、自由労仂組合をふくめた統一組織には反対されていたため、職人部出身の委員長、書記長は自由労仂組合分離の方針をすてなかつた。そこで、六月一三日、一四日の両日、全日土建本部で「自由労仂組合全国活動家会議」がひらかれた。この会議には、一一都府県、三二組合の自由労仂組合代表が集り、組織問題および活動方針について、つぎのように決議した。

一、組織問題

(1)　委員長、書記長は分裂主義者である。

(2) 六月一六日の名古屋における全国土建労仂組合総連合（土建総連）結成大会には、自由労仂組合よりも代表者をだし、統一の必要を訴える。

(3) 最悪事態を予想して、自由労仂組合の臨時指導部を設ける。

二、闘争方針

(1) 生活を守る闘い――賃上げ闘争、税金闘争

(2) 平和産業を拡大してゆく闘争

(3) 反ファッショ、人権を守る闘い

(4) 平和を守る闘い

七月　全国各地で夏季手当（お盆手当）を要求する闘争がひろがつた。大分県日雇労仂者賃上闘争統一委員会主催の日雇労仂者大会が、二〇日、別府市でひらかれ、約六〇〇〇名が県下各地から集つた。

八王子市では、二日、都南土建一般労組が夏季手当三〇〇〇円を要求し、五日には市役所前でハンストにはいり、七日に警官隊の出動で一時中止したが、八日には再度ハンストをはじめたので、「市政研究会」が斡旋にのりだし妥結した。

農村でも夏季手当を要求する闘争がおこり、三一日、福島県磐梯村の磐梯自由労組が、夏季手当五〇〇〇円と三〇〇〇円の貸付を村当局に要求し、役場前ですわりこんだ。

八月　八日、山形自由労組は一〇〇〇円の「お盆手当」を県庁に要求し、デモをおこなつた。同自由労組の要求については、四日、ひらかれた県下五市の市長会議で、「お盆手当」は労仂省の指示がないかぎり支給しないという県の方針に従うことがきまつていた。ところが、山形市だけが八〇〇円の支給をとつぜん発表したので、当局側の足並みがみだれ、自由労組に要求の手がかかりをあたえたのである。

また、一八日、福岡県八幡自由労組は、越盆資金の要求で、約七〇〇名がすわりこんだ。

二一日、社会党の影響下にある全東京日雇労組協議会（全日協）、東京地方日雇労組連合会（東日連）、東京都日雇労組協議会（東日協）は、東京において「全都民主日雇労組連合協議会」（全日労連）を結成した。

九月　九月にはいると、夏季手当（お盆手当）の闘争も下火になり、求職闘争の件数は一〇〇〇件を下廻るていどに少くなつた。

それでも、「旧盆手当」をめぐつて要求をつずけていた全徳島自由労組員約四〇〇名は、一一日、ちようど開会中の徳島市議会議場にはいり、かねてから提出してあつた要望書の返事を要求した。議長ならびに市長は退場命令をだしたが、それに応じないので、徳島市警の「機動警備隊」を初出動させた。そのさい、組合員三名が検挙された。

職人部が土建総連へ離脱したのちの全日土建第七回定期大会は九月六日、七日の両日、京都でひらかれ、傘下七八組合の代表が参加した。運動方針のなかで、賃金闘争としては「月最低一万円よこせ」を決定した。

一〇月　自由労仂組合が、失業対策事業の事業主体たる都道府県または市町村に、正式の団体交渉を申し入れた例は従来からあつたが、サンフランシスコ条約の「発効」とともに、とくに一九五二年一〇月以降の越年闘争のなかでひろがつた。なかでも、この申し入れをもつとも強硬におこなつたのは、夕張自由労組、小樽合同労組、全高知自由労組などであつた。

一一月　一九五二年越年闘争を前にして、一一月七日、東京土建一般労組は解体することに方針が決定し、その代りに、全日土建に

直結する「全都日雇統一会議」が結成された。そして、全日土建も、一一月三日、四日の両日、東京で中央委員会をひらき、つぎのような「当面する越年闘争の方針」を採択した。

一、全力をあげて越年闘争を組織せよ

1　（略）

2　越年闘争は、アブレ反対、有給休暇という初歩的要求から越年手当までふくめて、全国的な生活をまもる闘争である。

3　つよい組合を中心にして、県（都道府）共闘、地域共闘を組織してたたかう。このさい、市長会議にたいする統一行動を強化する。

4　（略）

5　全国各地での圧力を基礎にして、関東ブロックと本部が労仂省への交渉を強化する。

二、再軍備反対闘争をいつそう強化する

1　越年資金は再軍備費からだせという運動をつよく推進する。

2―4　（略）

三、最低生活費一万円の要求をいかにしてみなのものにするか

いま、われわれ自由労組の中心の要求は最低生活保障である。たとえ完全就労と一時手当が獲得できたと仮定しても、われわれの生活はどうにもならなくなつているのが現状である。したがつて、越年闘争のなかで、きたるべき最低生活保障のたたかいを、いかに準備すべきかが、われわれの第三の課題である。

1　（略）

2　最低生活保障闘争と職階級賃金打破のたたかいとを結合してゆくこと。

3　生活調査をつうじて大衆的に要求額をきめてゆくこともたいせつである。

4　いま、総評に結集している労仂者は、最低賃金のための闘争にたちあがつている。われわれの最低生活保障闘争は、これとかたくむすびついている。

四、平和的土木工事を守る運動を一歩前進させる。

五、失業反対闘争をどう具体化するか

1　（略）

2　地域ごとに労組を中心として、失業者の日常要求を組織しながら、失業反対委員会を組織してゆく。この委員会は、地域の復興会議というようなものに発展してゆくであろう。なぜなら、失業に反対することは、農村では中貧農の没落、都市では労仂者のくびきり、平和産業の破滅、中小商工業者の破産ということに反対して、これらの平和的復興をたたかいとるということとおなじことだからである。

六、越年闘争を現場闘争の上に闘おう

1　いま全国的にみて、現場組織をもたない組合がいくつかあるが、これは根本的な誤りである。居住組織で現場組織の代理をさせることはできない。また、たまり場での演説だけでこの現場組織に代えることはできない。敵の政策強行の第一線が現場にあるのだから、われわれのこれをはねかえす力がまず現場闘争にあることは、あまりにも明白である。

2―4　（略）

七、労仂者と統一行動をつよめよう

八、地域の住民との統一行動をすすめよう

一一月に全日土建のおこなつた対労仂省交渉は数回にわたつたが二六日、労仂大臣宛つぎのような要求事項を提出した。

(一)　越年資金五〇〇〇円

(二)　労務物資の無償支給
(三)　完全有給休暇七日間
(四)　一二月、一月、二月の完全就労

一二月　前月にひきつずき、全日土建の対国会闘争が活発におこなわれ、八日の「全国活動家会議」にひきつずき、九日には全国代表ら一三〇名が国会に押しかけ、坐りこみ交渉をおこなつた。

そして、ついに同日、衆議院労仂委員会は、つぎの決議をおこなつた。

（失業対策事業に就労している失業者の越年措置に関する決議）

失業対策事業に長期にわたり就労している失業者にたいして、これが年末年始の生活の実態にかんがみ、政府はこのさい、すみやかに賃金増給の具体的措置を講じ、これを年内支給することを要望する。

日雇労仂者の越年資金について国会で決議がおこなわれたのはこれが最初であり、各地方の闘争を基礎にして、国会・労仂省にたいする中央交渉を強化し、三日分の賃金を獲得した全日土建の闘争成果は、重要な意味をもつているといえよう。

第四章　破防法反対闘争

労闘ストへの準備　五一年六月に結成された労闘（労仂法規改悪反対闘争委員会）を中心とする労仂法規改悪反対闘争は、当面の闘争の環として広汎な力を結集して進められ、一一月には、「高まりつつある大ストライキの波のなかに立つて、総評傘下四〇〇万組織労仂大衆は、強力な実力行使をもつて、このスト禁止法の陰謀に抗議し、団規法案の即時撤回を要求するであろう」という総評の「非常事態宣言」が発せられたことは、すでに前年度の本年鑑（第25集、第二部第四章）で見た通りである。こうして強力な法規闘争が秋季賃金闘争と結合して闘われようとしているのを見た政府は、治安立法を通すためにまず労仂法規の改訂をしようとした考えをひつこめざるをえなかつた。しかし年末に近ずくにつれ、政府が治安立法の準備を進め、その国会通過を強行しようとしていることが次第にはつきりわかつて来た。そこで総評はこれと闘うために、年末から年初にかけて全国にオルグを派遣して態勢を整えることとなり、五二年一月から、歴史的意味をもつ破防法反対闘争は具体的な行動の段階に入つたのである。

一月一二日に労闘は第一五回会議をひらいて当面の方針を討議し、一八日に代表者会議を開いた。総評左派の集まりといわれる労仂者同志会も一五日に闘争方針の申し合わせをおこなつた。二三日には、総評の幹事会があり、春季闘争方針が決定された。これらの会議で、総評、労闘の強圧法規反対闘争の方針が明確にされたのであるが、それらの思想的骨子となつたのは高野私案といわれるもので、その内容は、再軍備反対闘争を中心にして弾圧立法反対闘争と賃金闘争を結びつけること、二月中旬に法案反対の実力行使をおこなうこと、この闘争を統一戦線結成の方向に結びつけて闘うこと、などであつた。

一月二六日には、総評、労闘、官公労の共催で、二万人を動員した弾圧法規反対労仂者総けつき大会が芝公園でひらかれた。築地までデモ行進をおこなつた。また早くから問題の重大性を指摘しつつあつた学界、文化人等との連絡も強まり、協力態勢が進められた。

総評・労闘傘下の組合の中では、炭労、全鉱、紙パ、全繊、私鉄等はいずれも前年のうちに実力行使を決定しており、合化労連は一

月三一日の臨時大会でストを決議した。国鉄、日教組等で構成する官公労も、一月二三日の闘争委員会で方針を討議している。

これにたいして、旧全労連系の賃金共闘でも、一月一六日に会議をもち、団規法（のちの破防法）が国会に上程されるとみられる二月上旬を目標に実力行使で反対闘争することを決定、また総評系の労組との統一行動の組織を強調した。この日までに実力行使を決定した組合は、全金属、全自動車、印刷出版、官労、全港湾であり、その他の単産も賃金共闘の線で一月末までに闘争態勢をきめることになつた。これら賃金共闘傘下のうち、全自、全港湾、全倉庫、全鉱連等が正式に労闘に参加したこと、また官労が官公労（総評傘下）との統一行動を明確にし、国会共闘にも正式に参加したこと、等は労闘を中心とする統一戦線の方向が大きく前進しはじめたことを示すものであつた。

二・一スト以来のこうした全組織をあげての統一的反撃は政府を動揺させ、法案の二月上程は見おくりとなつた。この間に労闘のスト態勢は急速に進められた。

二月一日の全自中執はスト準備を指令し、化学同盟も法案反対を決議した。つづいて七日には全銀連、全倉庫、全損保等で労闘協と労闘との会談、一四日の関東金属拡大委は全自および鉄鋼労連へ共闘の申し入れ決定、二三日には官労の弾圧法反対、賃金要求の総けつき大会開催、また全鉱、日教組、全造船、紙パもそれぞれ実力行使、職場大会、労闘との同調を決定する等、具体的な闘争についての討議が進められた。

三月一日には、総評、労闘主催の弾圧法粉砕総けつき中央大会が、錦糸町公園で一〇万人といわれる大量動員の下で開かれた。参加労組は労闘加盟の国鉄など七〇組合、全自、全港湾その他も正式に参加した。左のような実力行使決議をおこなつたのち、上野まで整然たるデモ行進をした。

（弾圧法制定労仂法規改悪反対実力行使に関する決議）

こんにち民主主義の名においてファシズムが横行し、人民を苦しめている。国会は外国の翼賛議会になり下ろうとしている。反動吉田内閣はどこかの国のカイライ政権たるの本性をバクロしつつある。かくてわが祖国は或る国の属国化そうとしている。三越のスト、全階級はすでに気狂いじみた弾圧を開始している。三越のスト、全織同盟傘下の正織興業のスト、澁谷駅前の徴兵反対署名運動その他に現われた数千数百の武装警官を見よ。さらに、帝石、東日本重工、そして太田委員長を含む宇部窒素の不当首切りをみよ。いずれも法を無視した無茶苦茶の弾圧である。

一方彼らは労仂法規を改悪してわれわれの手からスト権をとりあげようとしている。かくて彼らはみずからの非合法を合法としようとしている。ポツダムわれわれの合法的な行為を非合法化しようとしている。ポツダム宣言、極東一六原則に基くあの輝かしい民主的改革はいまいつたいどこえいつてしまつたのか。非武装と基本的人権を保障する平和憲法はどうなつたのか。

人民の自由の奪われる日、それは支配階級が人民の意思に反して戦争を行おうとしているときである。これは何人も疑いえない歴史上の事実である。

しかも最もおそるべきことは何か。それは自分たちのうえにおそいかかろうとしているおそるべき事態について大多数の国民が何も知らされていないということである。事実をおそれる彼ら支配階級によつて国民が眼に薬をのまされているということである。いまや断乎として彼ら支配階級と対決すべきである。それは覚めたる者の神聖なる義務である。反動階級はわれわれの戦列を

かき乱そうとして必死になつている。だが、どのような分裂策動、いかなる弾圧がこようとも労仂者は前進する。全自動車をはじめとする十数単産は、すでに団規法国会上提日に実力行使を決意している。炭労中央委員会はたとえ単独でもストをうつことを再確認した。

総評を中心とする全労仂者階級のたぎり立つ怒りを込めた一大ゼネスト、それ以外に彼ら反動に対する回答はありえない。この弾圧法をゼネストで粉砕する以外にわれわれの生活と祖国を守りぬく道はない。かくてまた仂く者を奴隷化せんとする労仂法規改悪に対して日本の労仂者階級はあくまで反対であることを全世界の人々は知るであろう。全国民大衆をあげての澎湃たる一大抵抗運動の先頭に労仂者階級の旗はへんぽんとひるがえるであろう。われわれは断乎、実力行使をもつて弾圧法並に労仂法規の改悪を粉砕するものである。

本大会の名において右決議する。

弾圧法粉砕蹶起中央大会

右の中央大会に呼応して、総評京都地評、神奈川春季闘争委、愛知労闘などの主催する総決つき大会が札幌、京都、大阪、福岡を初め全国各地で一せいに開催された。

つづいて一〇日には、総評の緊急評議員会が開かれ、二〇日を目標に各組合に実力行使の準備指令を出すこと、二六日以降、総評、労闘一せいに闘争を組織することなど、闘争のスケジュールを決定した。労斗傘下の各単産は二五、二六日に地方ごとに労仂者大会、二八日以後スト終了まで全国的に宣伝を強化する等の方針を決定した。これらの動きに歩調を合わせて、国会共闘連絡会議（国鉄、炭労、日教組、私鉄等）も一万人の国会デモを一五日に組織した。こうして総司令部労仂顧問サリヴァンの実力行使中止勧告にもかかわらず、労仂諸団体の春季攻勢は次第にもり上り、各組合は本格的な実力行動への準備をほぼ完了したのである。

ゼネスト　前年八月末、大橋法務総裁の口から国家公安保障法という名で初めて発表され、その後、名前も団体等規正法と変り、労仂組合を初めとする殆んど全国民の反対を受けて二十数回もその内容を練り直し書きかえられたという治安立法は、ついに破壊活動防止法案要綱として三月二七日、法務府から発表された。直ちに、準備をおえて待機していた労闘と総評は、翌二八日に合同の拡大戦術委員会を開き、法案阻止のためゼネストをもつて断乎たたかう旨の最終約申合わせをおこない、三一日には、第一波スト四月一二日、第二波同一八日の二波に分つて実力行使に入ることを決定した。この時期の決定は、サンフランシスコ両条約の発効日を考慮したものと推定される。

第一波には、炭労、全鉱、電産、全自、全金、合化労連などが二四時間ストをおこない、第二波は以上のほかに私鉄が加わることが予定された。賃金共闘傘下の単産は大部分そのまま労闘にも参加したが、労闘に参加しない産別も労闘と統一行動をとることとなり、新産別も共同闘争を指示した。さらに、関東金属の提唱によつて全自、鉄鋼労連等の間に作られた京浜地区金属労組共闘や、全金、全電機、機器電気の春季闘争委員会のような、組織のワクをこえた産業別共闘、地区別共闘も組織的に行動を始めた。スト権のない官公労や官労等も行動の準備に移つた。官公労は三月から四月にかけて陳情坐りこみをおこなうことを決定し、また定時退庁、賜暇戦術、職場大会の開催等を下部組織に指令した。こうして全組織労仂者四〇〇万の動員が明確となり、その規模においても四八年の二・一ストをはるかにこえる闘争隊列が作られたのである。

このような動きにたいして、総同盟を先頭とする愛労系の労組

は、これを政治闘争だとして反対していたが、大勢におされて、海員、全繊、全造船と、次々と闘争の準備指令を出さざるをえない情勢となつた。

いまや未曾有の規模をもち、明瞭に政治闘争として意識された全組織をあげてのゼネスト態勢が、日を追つてますます強固なものになつて行くのを見て、政府当局と資本家陣営の狼狽はかくしおおせないほどになつた。講和発効を目前にひかえて、必死の切り崩し作がおこなわれた。日経連は買収、分裂工作をつづける一方、ストを指令した幹部を馘首すると威嚇した。また愛労系右派幹部は、破防法の中に、労仂運動には干渉しないとの一項をいれることによつてストを回避しようと努力した。政府は局面を打開するために焦慮し、四月五日、吉武労相、木村法務総裁は労仂大臣室で労闘代表と会見、破防法の趣旨を弁明して抗議ストを阻止しようとしたが、もの別れに終つた。経営者側は政府の収拾策を不満として事態を静観する方針に出た。つづいて九日、総評労闘側三十数名は吉田首相代理として保利官房長官と会見して法案撤回を迫つたがいれられず、会見後、次のような声明書を発表した。

講和発効をひかえ、吉田政府は国民大衆のねがいを裏切つて逆コースの一途をたどつている。

政府は、国民大衆の批判と反抗に恐怖するのあまり治安維持に名をかりて反政府的言論と大衆運動を、禁圧しようとしている。それが昨秋以来の治安立法であり、今度の破壊活動防止法案であり、さらにストの全面的禁止をふくむ労仂法の改悪となつてあらわれたものである。

破壊活動防止法案は極左極右を取締るものであつて合法的労仂運動を対象とするものでないといつているが、五日、政府との会見においても彼らが告白したように、この法案は治安維持法を土台とした現代版である。治安維持法が東条軍閥によつてどれ程の残虐と暴威をふるつたかはいうまでもない。

いま政府のハラは反政府的言論と労仂運動、政治運動を取締り検挙の対象とすることにある。まさに東条時代の暗黒政治と何らのえらぶものがあろう。

このような暴圧法案に対して政党、労仂組合、弁護士、文化団体など、政治と国民生活に責任を感じている諸団体が痛烈に批判し反対運動をおこしているのは当然のことである。

労仂組合は十か月にわたる宣伝と政府への警告ののち、全組合員の一般秘密投票をへて一斉ストライキ権を発動し、本法案をはじめ労仂運動弾圧法規の撤回を要求することになつた。

来る一二日第一波、一八日第二波の大ストライキは、まさに全国民の意思を代表する大衆的抗議である。全国民の自由と生活を守る合法的ストライキである。

わが総評、労闘は政府が破壊活動防止法案を撤回するところまでたたかうことを表明するとともに、われらの真意をくんで絶大なる御協力をおねがいする。

一九五二年四月九日

日本労仂組合総評議会
労仂法規改悪反対闘争委員会
議長　武藤武雄

この間、文化団体、農民団体等、各方面から法案反対の意思が発表され、四月一〇日には、総評と日教組共催の第一回文化人団体協議会において二七の文化団体がストを支持する声明をおこなつた。こうした強硬な反対運動の勢におされて、法案の国会上提を一時延期した政府は、ついに第一波ストの前日、四月一一日の閣議において、吉武労相の提案をいれて三項から成る原案の一部修正方針を決

定した。ゴマかしの条文修正ではなく、あくまで法案の撤回を要求する労闘、総評は直ちに高野事務局長談をもつてこれを反駁し、この修正案に見むきもしなかつたが、武藤総評議長の態度が急変した。これは四月一〇日の吉武労相らとの「築地会談」の「法案修正取引」の結果であるとして、のちに武藤議長の不信任改選の原因となつたものであるが、ともかく武藤総評議長の出身、炭労の中央執委はついに七対六で一二日のストを延期することにきまり、全鉱もこれに同調し、スト前夜の労闘戦術会議から退場してスト延期を指令するに至つた。こうしてスト第一波の中心と目されていた炭労二五万、全鉱七万五〇〇〇は、スト寸前の午前二時、戦線から脱落した。

しかしそれにもかかわらず、労闘、総評は一二日、既定方針通り労闘の指令によつて全国一斉に整然と第一次ゼネストに突入した。

（第一波スト）

A　ストライキを決行した組織

1、全国金属　六万五〇〇〇（組織の七〇%参加）二四時間スト
2、全自動車　三万（一〇〇%参加）　二四時間スト
3、炭　炭　一〇万（五〇%参加）　二四時間スト
4、出版印刷　五〇〇〇　二四時間スト
5、合成化学　六万　一二時間スト
6、化学同盟　四万　四時間スト
7、昭和電工　二万　二時間スト
8、電　産　一二万　二時間職場放棄
9、新産別（新潟、秋田、京都八〇%）　二時間スト

B　職場大会を開いた組織

国鉄、全逓、全電通、日通、鉄鋼、私鉄、自治労連、全港灣、全電線、官労、海員、全専売、全国ガス、日教組、新聞労連、全進。

参加総人員　二三〇万人

(1)　炭労は中闘指令で第一波ストには参加しない旨を下部組織に通知したが、すでに下部はストに入つており、結局、組織の五〇%が参加した。

(2)　官公労を中心とした東京の集会は約二万の労仂者参加の下でおこなわれた。名古屋、大阪、福岡等でも、総評下部組織がそれぞれ集会をもつた。破防法粉砕大会に参加した労仂者は全国で数十万に達した。

(3)　なお、このほか産別会議、単独労組などで闘争に入つたものが少なくないが、この数字には含まれていない。

第一波ストにおける炭労の脱落は、炭労山元の労仂者をふんげきさせ、下部組織は文字通り沸き返つた。北海道代表一三名は飛行機で一三日に上京し、九州、山口からの山元代表を合わせた五十数名の抗議団が連日、炭労本部で執行部を「吊し上げ」「殺到した電報だけでたちまち百数十通に達したという。本部が慰撫に北海道へ急派した柴田副委員長からは、「オシャカサマデモセットクデキヌ」という急電がとどくという有様であつた。こうした下部大衆の圧力は、大会を数日後に控えた炭労の中闘を一八日のスト決行へ、いやおうなしに押して行つた。この情勢を見て全鉱の中闘も一五日にスト指令を発した。海員も職場大会に止める方針を変更して八時間停船ストを指令し、右派系の各組合も急に活潑な行動に移つて行つた。中労委斡旋案で最後まで動揺していた私鉄の幹部も、関西を中心にする強硬な下部の圧力によつて、ギリギリの所で一八日のストに同調することになつた。

これより先、スト第一波の切崩しに成功した政府は、「総評は健全化しつつある」といい、修正案を示した政府の態度は再び豹変し

て硬化し、「もし一八日第二波ストに入る組合があれば政治ストとみなして容赦なく弾圧する」と威嚇声明し、日経連も首切り断行の態度を再び明らかにした。政府部内にも意見の対立が生じ、吉河特審局長の辞表騒ぎまであつて、結局、木村総裁の主張通り閣議決定がおこなわれて、法案は一七日国会に提出された。

政府の反動的な強行方針にたいする国民各方面の反対運動はいよいよ烈しさを加え、とくに労組下部大衆の大きな憤激は、第二波ストの決行を期待して、ますます大きくもり上つた。

こうして一七日の労闘全体会議は第二次ストを最後的に決定して「スト第二波にあたり全国民に訴う」という左の声明を発し、一八日にはスト突入一〇〇万突破、参加人員三四〇万という戦後初めての大ゼネストが決行された。

一、総評、労闘全体会議は本日、政府に対し、破壊活動防止法案撤回を要求するストを予定通り決行する。

二、われわれは、本法案にあらわれた暗黒政治の危険について幾度か政府に警告し抗議してきた。ついに世論の批判にたえかねた政府は内閣不一致をさらけ出し、一部修正をよぎなくされるにいたつたことである。

三、去る四月一五日に閣議決定を見た修正内容は全く笑うべき小細工にすぎず、まさに政府が公約した修正要綱すらも自ら踏みにじるものである。この修正によつて本法案が民主々義と労仂運動に対する弾圧法たるの本質を、いささかも変えるものではなく、また濫用の危険性は何ら払拭されていない。

四、われわれは講和発効をひかえて、かつての国家総動員法、軍事保護法、治安維持法などの再現をねらつている政府に対して、あくまで本法案の撤回を要求しつづける。

五、また、本案の国会通過によつて労仂組合運動の手をもぎ、足をしばつてのち、ストの全面的禁止をふくむ労仂法規改悪を強行しようとする一連の陰謀に対し、いよいよ強大な大衆的威力をくわうべき決意をあらたにする。

六、民主々義の主柱たる四〇〇万労仂組合員は、国会の内外にわたつて、国民各層の平和的、民主的勢力とむすんで、日本の真の独立のために吉田政府の陰謀を粉砕し、本案の撤回を要求し、たたかうことを重ねて声明する。

一九五二年四月一七日

日本労仂組合総評議会
労仂法規改悪反対闘争委員会

（第二波スト）

A　ストライキを決行した組織

1、炭労	二七万	一〇〇%	二四時間スト	
2、私鉄	一二万	六〇%	〃	〃
3、全鉱	七万		〃	〃
4、全自動車	三万		〃	〃
5、電産	一二万		六時間電源スト	
6、海員	一三万		八時間停船スト	
7、全港湾	二万		海員同調スト	
8、鉄鋼	六万		四時間スト	
8、全国金属	六万五〇〇〇		二時間—二四時間スト	
10、新産別	七万		二時間スト	
11、西日本重工	一万七〇〇〇		二〇時間スト	

B　全国一斉職場大会を開いた組織

1、全日通	一一万
2、合成化学	六万
3、日教組	五〇万

早退定退を含む

4、	全農林	八万	定退を含む
5、	全専売	四万	〃
6、	全国電機	三万	一部スト突入
7、	紙パ労連	三万	
8、	全繊同盟	五万	
9、	全銀連	一万	
10、	全生保	一万三〇〇〇	
11、	自治労連	八万五〇〇〇	
12、	全百連	三万	
13、	全損保	二万	
14、	全倉庫	五〇〇〇	
15、	全石油	一万五〇〇〇	
16、	全国ガス	一万	
17、	全海運	三〇〇〇	
18、	日放労	七〇〇〇	
19、	ホテル従組	五〇〇〇	

C　超勤拒否、賜暇闘争をおこなつた組織

1、	国鉄	一四万三〇〇〇	超勤拒否、定退
2、	全逓	一五万	三割賜暇、定退
3、	全電通	七万五〇〇〇	二割賜暇、定退
4、	都市交通	四万	超勤拒否、二割賜暇
5、	自治労協	三万	賜暇、定退
6、	全進駐軍	三万	超勤拒否
7、	全印刷庁	八〇〇〇	〃
8、	日　財	一万	〃

参加総人員　三三五万人

一八日の大闘争ののち、賀来労政局長は、労仂者を刺戟するような弾圧政策はとらないと国会で証言し、日経連も同じ態度に出た。スト寸前までどうかつ的態度をとつていた政府と日経連が急にその態度をかえるに至つたのは、この闘争が真に下からの大衆的基盤の上に組まれ、大衆自身の自発的な手によつて組織されたものであることを認めざるをえなかつたからであろう。大衆自身の強固な団結と闘争にたいしては何ものもこれを弾圧することはできず、また大衆が闘争に立上つている時は改良主義的な幹部といえども闘争に入らざるをえないことは、国際的な労仂運動の経験が示すとおりである。

四月二三日から始まつた炭労臨時大会で、その第三日目、第一波スト延期の責任を問われた執行部は、一四一対九三の開きで不信任され、総辞職した。武藤委員長もスト回避の責任を追求されて炭労委員長の地位からひきおろされ、同時に総評議長の地位も辞さなければならなくなつた。右派は強引に退場戦術を使おうとしたが、統一を守る強い空気に押されて効を奏しなかつた。同じく四月二〇日からの全造船大会でも、右派執行部の運動方針が否決されて新執行部に左派が進出した。それらの動きの中に、闘争を通じての新しい大衆の力の成長をうかがうことができるであろう。

五月一日の歴史的な「メーデー事件」は、政府や資本家側のおもわくに反して、労闘ストに結集した労仂者の力を畏縮させることも、破防法反対の国民の運動をそらせることもできなかつた。五月八日から九日にかけて起つた早大事件における警官の集団暴行と挑発行為の真相が判明するにつれて、政府にたいする不信と、警察権力の横暴にたいする批難は一段と強まつて政府を動揺させた。

五月一二日、労闘、総評の代表は吉武労相と会見し、次のような警告文を手交して政府の反省を求めたが、労相側は反つて第一次、第二次スト当時とは全くちがつた挑発的態度で臨み、「労仂立法も

改悪する、ゼネ禁法も場合によつては出す」と放言する有様であつた。

（警告文）

一、わが総評、労闘は半歳余にわたつて政府の反動立法に反対し、その撤回を要求してきた。破防法案が国会に提出されるや四〇〇万組織労仂者の一斉ストライキをもつてこれが阻止のために闘い、政府の猛省を求めてやまなかつたところである。

二、しかして政府並びに与党は世論の批判に耐えかねて、破防法修正の余儀なきにおちいり、また労仂法審議会においても、その答申にあたつて国会上程にさきだつ全国的公聴会の開催を公約するに至つたのであつた。

三、しかるに、政府は労仂審議会における労仂組合への公約を蹂躙するとともに警察官の集団暴行と挑発行爲をめぐらし、これを口実として破防法の無修正通過をはかり、他方、労仂三法・警察法の改悪、集会示威取締りなど一連の反動立法の提案を強行し、警察的暴力を合理化しようとしている。このことは破防法案、五月事件、早大事件に対する主管大臣の答弁をみても、おおうべくもないところである。

四、かくの如き政府の態度は国会審議を侮辱し国民を愚弄するものである。また国民の願望と批判とにむかつて銃剣をつきつけようとするものにほかならない。

五、わが総評、労闘は吉田政府の手によつて日本全土に醸成されようとする集団暴力化の危険から日本国民をすくい、真の平和と民主主義を建設するために、三度、合法的一斉ストをもつて警告を発するであろう。

六、いまにして政府が反省するところなく、あえて国民の悲願をしりぞけ、逆コースを強行するにおいては極めて重大な段階をまねくに至るであろうことを警告する。

一九五二年五月一二日

日本労仂組合総評議会
労仂法規改悪反対闘争委員会

同じ日に開かれた文化団体等との懇談会は、万場異議なく、労闘の闘争と呼応する悪法反対国民運動連絡会として発足することとなり、吉田政府宛の左の抗議文を発表した。

（抗議文）

本日ここに参集した政党、労仂組合、農民組合及び日本ペンクラブほか三〇の文化団体（出席者一六〇名）は、勤労大衆及び文化団体の反対にもかかわらず吉田内閣が一挙に特別刑事法を国会において通過せしめ、先きにメーデー事件等を口実として破防法はじめ集団示威等の秩序保持にかんする法案、警察法改正案等のほか一連の弾圧法規を通過せしめようとする企図にたいして、憲法と基本的人権の擁護の立場から厳重に抗議し、これが撤回を要求するものである。

一九五二年五月一二日

（参加団体）　自由人権協会、日本労仂組合総評議会、日本ジャーナリスト連盟、著作家組合、日本哲学会、婦人民主クラブ、水産事情調査所、人民文学会、民主々義科学者協会、ＩＬＯ協会、平和委員会、婦人タイムス、労仂弁護団、教育評論、日本平和推進国民会議、社会主義協会、日本山妙法寺、社会タイムス、日本ペンクラブ、自由法曹団、仏教社会同盟、日本農民協会、民主外交協会、早大政経委員会、日本文化人会議、日本学術会議、改進党（予定）、日本社会党（左・右）、労農党、参議院第一クラブ、衆議院第三クラブ、日本労仂組合総評議会。

産別も新らしい情勢にたいし次のようなアピールを発表して、第三波のゼネストを呼びかけた。

（ゼネストで〝民族独立〟を闘え）

四・一二、四・一八からメーデー闘争への統一的な労仂者階級の目ざましい発展は、労仂者だけでなく農民、勤労者から全国民の各層にまで勇気と希望とを与えている。殊にメーデーの時の東京の人民広場をはじめ全国各地に見られた政府、警察の残虐無残、不当な暴圧は五月八日、早大の警官集団なぐりこみ事件を期として、更に広い層へ更に深い憤激をまきおこしている。賃金値上げ要求をはじめ首切り、賃下げ、遅欠配の反対闘争、工場閉鎖、操短の反対闘争はすでにはじまつている。日産化学、東洋製鋼等はすでにストを続けており、沖電もストに入つた。全国各地で深刻な闘いがはじまつている。業者自身も、対ソ対中国貿易の打開なくして二進も三進も行かず、五月一九日、中小企業家が中日貿易促進を叫んで、全中協大会を開く。五月二二日には日中貿易促進会議が、二四日には一五〇名が参集して全国ミソ工業協会全国総会が、中国の大豆一〇万トンを実力をもつて輸入しようとしている。そのために労仂者と共に、大衆的行動も辞せずと協同することを望んでいる。

農民の方でも、五月二九日には農協会館で労仂組合の協力と支持を得て「基地反対全国農民会議」を開いて激しい立上りの気配を示している。

これらの一切の動きに対する悪質な弾圧として破防法があり、労仂三法改悪、ゼネ禁法、刑訴法等が一連の売国悪法であることも漸く全国民に身近に理解されうる素地が熟してきている。

これらの悪法は、国会でも阻止されねばならぬのはいうまでもないが、労仂者の固い統一行動を軸に国民大衆全体の団結でこれら悪法を事実上拒否して行かねばならぬ。メーデーや早大事件にも明らかなように、政府も資本家も、警察にこれらの悪法を実際に実行させているのだ。

こういう事情の中で悪法反対の第三次ゼネラル・ストライキが今、組織されつつある。

総評幹部の一部には政府や日経連の恫喝に脅え大衆のもり上りに動揺する者もあるが、日本の全労仂者は、これら一切の障害をつき破つて実力あるゼネラル・ストライキを実現して、戦争の阻止、失業と低賃金をうち破る突破口をつくらねばならぬ。

産別会議は日本の労仂者に、所属する組織がどこであろうと、労仂者の全ての諸君に次のことを訴える。

(1) 人民広場、血の弾圧に反抗して示された憤激と行動力を職場からもり上げてゆく。

(2) こうして強力なストライキ体制を固めて行くに止まらず、周辺の工場、また農民、一般勤労者にも仂きかけ、地域の工場代表者会議、労仂者農民の協同団体を築き上げる集会、メーデー、早大事件の真相報告集会等々を逐次自発的に組織してゆく。

(3) これらを通じて、首切反対、賃上等の労仂者の具体的要求、農民市民の切実な要求と、破防法等一連の悪法等との関連を、更に一層明白にし、全国民の憤激を政府に集中させ、実際行動によるこれら悪法の実施挫折の体制をまずつくりあげていくこと。

(4) こうして第三次ゼネラル・ストライキを名実共に充実させ、強力なものにつき上げていく行動と体制の中で、来るべき総評大会を分裂させ骨抜きにしようとするたくらみを粉砕し、第二、第三の武藤を追放して、強化さるべき総評大会を守るこ

と。

(5)　これらの行動の中で地域の共同闘争組織を組織し、あるいは行動力をもつものに強化、改変してゆくこと。

(6)　メーデー事件、早大事件にも判るように警察は暴力をもつて反撃して来る。一工場のストライキはいうまでもなく、集会一つさえ手ばなしでは成功を期待し得ない。

以上のような行動と共にわれわれ自身の手で防衛の組織と機構を生み出し、つくりあげて行かねばならぬ。

既にこの闘争を、独立と平和の達成の為に真に画期的な強力なものにするため、各単産や、まじめな活動家諸君は行動を開始している。

わが産別会議は、五月一七日第三四回執行委員会において、第三次ゼネラル・ストライキを全労仂者の手でかちとるために、全力をつくすことを決定した。今直ちに職場と地域に、ゼネラル・ストライキの体制をきずきあげねばならぬ。

産別会議は日本の全労仂者の皆さんが行動を以つてこの方針を支持されることを期待するものである。

一九五二年五月一七日

全日本産業別労仂組合会議

執行委員会

第三波ストが近ずくにつれて、破防法反対闘争を見おくるための分裂工作はいよいよ激しくなると共に、一方では下からの大衆的な盛上げも強化された。その結果、指導部の内部的な左右両派の対立も激化し、第三波決行の日どりはなかなかまとまらなかつた。五月二一日の労闘実行委員会と、二二日の労闘全体会議の結果、ようやく六月五日から一〇日の間に決行することになつたが、その決定も次の実行委員会において左右の最後的調整を必要とした。三〇日

一、期日　第一段六月七日、第二段一七日

二、内容　第一、第二段ともストを含む広汎な実力行使をともなう。

三、闘争目標

イ、破防法撤回

ロ、労仂法改悪反対

ハ、セネスト禁止立法反対

スト期日についての左右両派の意見の対立は、各単産の内部にも現われ（たとえば五月二四日からの炭労大会における激論）、この調整はのちまで長くその尾を引いて複雑な問題を起した。右派攻勢の激化のまえで左派の一部には動揺が現われた。こうして炭労中闘は、スト寸前に七日のストを一七日に引きのばし、時間外拒否指令にすりかえるに至つた。炭労右派はこの譲歩すら認めず、常盤はこの指令を拒否し、山口、九州の一部は指令を実行しなかつた。この調整はのちまで長くその尾を引いて複雑な問題を起した。右派攻勢の激化のまえで左派の一部には動揺が現われた。こうして炭労中闘は、スト寸前に七日のストを一七日に引きのばし、時間外拒否指令にすりかえるに至つた。炭労右派はこの譲歩すら認めず、常盤はこの指令を拒否し、山口、九州の一部は指令を実行しなかつた。この

ような動きにたいして、一方ではこれと逆に、全鉱の太平、古河の二労連は、七日のストを見送るときめた中央幹部をのりこえて二四時間ストに突入し、また一七日説をとつた海員は右派をのりこえて二時間の停船ストに入るという傾向もあらわれている。

第三波ストを前にして六月五日、政府は、政治スト責任者は解雇もでき、労組法の保護は受けられないとする一方的な通達を発した。これにたいして総評、労闘は直ちに次の声明書を発してこれを

反駁した。

一、第三波ストを前にした政府の今回の措置は労闘ストが政治ストであり、したがつて違法であるという印象を組合一般に植付けることにより正常な組合活動を誹謗し、われわれの戦線を分裂せしめ闘争を失敗せしめるための陰謀という外はない。

二、今次闘争は、労仂者の基本的権利を守るための合法的ストライキである。もし、労組法や労調法、労基法等が改悪され労仂者の賃金闘争もできなくなるような事態が予想されるとしたならば、それは労仂運動の破壊を意味するに等しく、従つて労仂組合が法律の立案及び審議に際して政府に抗議、警告し、国会及び世論の注意を喚起するためのストライキは憲法及び労組法に基き合法的に行使されるものであつて、何ら違法な争議行為ではない。憲法二八条に保障された「勤労者の団結権及び団体交渉その他団体行動をする権利」は何らの条件も伴わない労仂者の生存権的基本権であつて政治ストと雖もこれを否定しているものではない。

三、政治ストを行つた場合には組合に対し損害賠償の請求及び解雇その他の処分ができるとの見解を政府はとつているが、吾々の今次闘争は前記した立場から当然合法的ストライキであり、政府の見解は誤りである。

四、政府は民事上刑事上の免責はないとしていつているが、合法ストである以上免責されるものである。

五、吾々は議会主義を否定する権力奪取の闘争を行つているものではない。あくまでも議会主義を尊重し、事態の重大性にかんがみ注意をかんきし、警告を行うために実力抗議を行わんとするものである。

六、秩序ある合法闘争を政府、経営者が弾圧した場合には、われわれは強力な弾圧反対闘争を展開せんとするものである。

一九五二年六月六日

日本労仂組合総評議会
労仂法規改悪反対闘争委員会

六月七日の第三波第一段の闘争は、参加人員三二四万六〇〇〇、うちストを含む実力行使に入つたもの一八〇万に上つた。

（第三波第一段スト）

A　ストライキを決行した組織

1、	全自動車	三万	二四時間スト
2、	全　鉱	七万	〃
3、	電　産	一一万六〇〇〇	電波ストを含む八時間スト
4、	鉄　鋼	一一万二〇〇〇	二時間スト
5、	全国金属	六万五〇〇〇	〃
6、	三菱造船	一万七〇〇〇	二〇時間スト
7、	全国電機	三万	時限スト
8、	東貨労	五〇〇〇	二時間スト
9、	海　員	一三万六〇〇〇	〃
10、	全港湾	二万	時限スト
11、	全生保	一万三〇〇〇	〃
12、	全損保	二万	〃
13、	化学同盟	四万五〇〇〇	〃
14、	東印労連	三〇〇〇	〃
15、	全造船	四万八〇〇〇	〃
16、	昭和電工	二万	二時間スト

B　職場大会を開いた組織

全繊維、合成化学、紙パ労連、私鉄、国鉄、日教組、全農林、全日通、全銀連、全百連、ホテル従組、全海運、全倉庫、全専売

C　超勤拒否、定退をおこなつた組織

1、炭労	二六万三〇〇〇	時間外拒否
2、国鉄	三八万六〇〇〇	賜暇、定退
3、日教組	四五万	一斉早退
4、都市交通	四万	二割以上減車
5、全逓	一五万	三割賜暇
6、自治労協	二五万	超勤拒否
7、全電通	七万五〇〇〇	二割休暇
8、全農林	七万九〇〇〇	定退
9、大蔵職組	二〇〇〇	〃
10、官労	一五万	〃
11、日財	一万	〃

右の第三波第一段ストには、夏期手当を要求して闘争に入つた国鉄や東交が労闘ストに闘争を合わせ、また三菱横造、鉄鋼労連、全鉱、汽車会社、三菱下丸子、大同鋼板等が賃金闘争のなかで労闘ストに参加するなど、統一要求と個別要求がはつきり結びついた形で斗われる傾向が出て来たことが注目される。

右派は一七日説をとることによつて破防法闘争を完全に放棄したが、一七日が近ずくと、さらにその回避論が現われて再び意見は対立した。一六日の労闘全体会議はストの最終決定のために開かれたが、二〇日延期説をとる私鉄、海員、全繊等と、一七日決行を主張する電産、合化、全国電機等大多数の組合との間に主張は対立しつづけ、ついに次のような結論に達し、第二段をさらに二分することで妥協が成立した。

一、労闘第三波第二段ストは一七日予定通り強力なストを含む実力行使を決行する。

二、一七日に参加しない組合は二〇日に一致してストを含む実力行使を決行する。

三、右労闘ストは相互に諒解し協力する。

この妥協は、しかし、第三波ストを七日と一七日の二段がまえにした時の妥協とは、ちがつた面をもつていた。七日の妥協は右派を闘争の場に引き出すための妥協であつたのに対して、一七日の妥協は、いわば、左派が右派攻勢に対抗して決戦のハラをきめたことを妥協の形で表現したものといわれた。

こうして一七日のストは初めの計画からみるとはるかに小さなものに

第255表　労闘スト参加人員　　（労仂省調）

	合計	実質的な争議行為を伴つたもの			備考
		小計	罷業	怠業	
第一波(12/4)	299,000	198,604	118,449	80,155	電産，全自動車，全国金属等
第二波(18/4)	1,141,000	484,566	389,751	94,815	炭労，全鉱，電産，全自動車，全鉱，海員，全国金属，合成化学等
第三波(7/6)	479,000	208,964	25,113	183,851	電産，全自動車，全鉱等
第四波(17/6)	510,000	262,782	47,571	215,211	電産，全鉱，炭労等
第五波(20/6)	269,000	131,462	103,805	27,657	海員，私鉄，全鉱等
合計	2,698,000	1,286,378	684,689	601,689	

〔備考〕　争議行為を伴つたものの総数の実人員は760,864人である。

第256表　労闘スト組合別参加人員　　(労仂省調)

	第一波	第二波	第三波	第四波	第五波
全繊同盟	—	1,327	4,671	929	54,420
炭労	73,666	237,683	85,216	130,636	—
私鉄	—	88,616	—	—	53,344
海員	—	9,911	9,932	—	11,499
電産	54,688	66,860	50,900	48,801	—
全鉱	6,772	23,327	5,534	12,332	2,989
全金	17,542	6,167	12,861	5,594	—
合成化学	754	—	917	4,356	—
化学同盟	972	—	1,163	—	—
全造船	678	—	1,681	1,124	—
全自動車	12,993	12,975	7,666	355	3,901
鉄鋼労連	5,200	8,901	3,910	—	—
全電機	1,766	3,800	—	8,283	—
全港湾	—	2,060	3,957	—	4,337
全日通	8 611	—	—	28,504	900
東貨労	2,115	—	547	—	—
東印労	2,688	—	—	—	—
昭電	4,478	—	281	1,100	—
西日本重工	—	16,301	16,500	15,275	—
新産別	135	433	—	4,665	—
全金属	4,904	2,305	2,223	108	—
全電工	—	424	—	—	—
その他	642	3,476	1,005	720	72
計	198,604	484,566	208,964	262,782	131,462

〔備考〕　スト，サボによる参加人員である。

なつたが、それでもスト参加八〇万、同調二〇四万、地方単独組合約一六万、計三〇〇万による大衆的な闘争となつた。(第三波第二段スト)

A　ストライキを決行した組織

1、電　産　一二万　電源スト
2、全　鉱　四万　二四時間以上のスト
3、全金属　六万五〇〇〇　八〇%一二時間スト
4、炭　労　二六万三〇〇〇　三時間スト
5、全造船　四万八〇〇〇　二時間以上スト
6、合化労連　六万　四時間スト、職場放棄大会
7、三菱造船　一万七〇〇〇　二四時間スト
8、日立総連　二万三〇〇〇　一時間スト
9、昭和電工　二万　二時間職場放棄、短時間スト
10、鉄鋼富士　二万　全面無期スト
11、全港湾　二万　一二時間スト

12、化学同盟　四万五〇〇〇　二時間スト
13、紙パ労連　三万三〇〇〇　八〇%三時間スト

二〇日を前にして右派四単産はさらにスト回避のために必死の工作をつづけた。しかし政府に労仂法修正を求めてつつぱねられ、いやいやながらスト決行を指令した形になつた。そして二〇日のストは、全体としていわば実効のともなわない形式だけのストとも見られないことはない。

（第三波第三段のスト）

全繊維　三三万二〇〇〇　八時間スト
海員　一三万　一二時間スト
私鉄　一二万　七時間スト
全鉱　七万　二時間スト

最後に、労仂省調による労闘スト の参加人員を掲げておく（第255・256表参照）。

意義と特質　日本のほとんど全ての基幹的な組織労仂者を総動員し、十か月に及ぶ準備期間をもち前後五回にわたつて闘われた労闘ストは、その規模と量において四八年の二・一ストをも凌駕する戦後最大のゼネスト闘争であつたのみならず、それが講和発効の時期をとらえて終始、政治スト として闘われた点において、日本の労仂運動史上において実に画期的な大事件であつたことは疑いない。その闘争の過程において、とくにその目標の政治的つかみ方において、少なからぬ弱点と短所を認めなければならないが、にもかかわらず、この闘争が日本の労仂戦線の統一、ひいては日本国民の平和と独立の戦線の統一にとつて、実に躍進的な前進をもたらしたことは何人も否定することはできないであろう。それは戦後日本労仂運動史の一つの転換点をなすと見ることもできよう。

次にこの労闘スト についての、総評の自己批判（第三回全国大会六月二八日号）とを掲げておこう。

（総評の自己批判）

1、労闘のストライキ闘争は、反動政府の弾圧立法化に対する、五度にわたる全産業的ストライキをもつて闘われた。労闘の発足当時において誰れが今日を予想し得たであろうか。無論一か年余にわたる苦闘の成果として当然かの如く評価されるかも知れない。しかし、この苦闘は、労闘の闘いに参加し動員された労仂者大衆自身が闘いの中での持場と役割の認識の上に、誤りなき方向を選び通したのである。

2、それは第一波から第二波そして第三波と、闘いの中で大衆的経験を積めば積むほど、より強大な、より組織的計画的なものへと高められ、このような質的な発展が労仂者大衆以外の学識者や文化人や進歩主義者を労闘スト の支持者とし、そして国民的関心と運動の形にまで高めたものであつた。

3、この統一闘争の大衆的経験は必ずや次の統一闘争へと発展し、そして、労闘の闘いと前進の上に培かわれ、築かれてゆかなければならないであろう。選挙闘争をはじめ新たなる統一闘争への発展のために、われわれは次の厳粛なる自己批判を必要とする。

(イ)　労闘は統一闘争の舞台として、その闘争は歴史的な大闘争であり階級的な連帯性を芽生えさせたが、しかし、同一闘争目標に対する各単産の共闘に対する意見集約、調整の戦術規正は、実際には各単産の相異する主体的条件の前に、しばしば困難に遭遇し、その度に少からず労闘の動揺ということで取沙汰される弱い部面を露呈した。

(ロ)　この原因は、労闘スト の性格について最初に充分掘り下げ

て割切つておくべきであつた。例えば破防法等の弾圧法規に対する警告、抗議ストとして貰く立場をとるか、末期において示される如く労仂法規の修正闘争という様に少くとも当初の打出しとは異つた立場というものを最終的にとつてゆくかということは極めて重要な事柄であつた。

(ハ)　この性格の割切り方の不明確さがスト日時の設定の効果をめぐつて左右したことは、殊に第三波が第一段から第二段、第三段に及んだ事実、即ち一斉に行わしめない大きな原因を生んだ。

(ニ)　政治闘争と経済闘争は不可分のものであるということを体験すると同時に、政治闘争は立派に闘い抜けるものであることを確信せしめたが、法規闘争を大衆と密着させるためには徹底して法規闘争そのものとして、宣伝、啓蒙をやるべきである。しかし単産の実情によつては、法規闘争のみで強力に闘争を組織し得ない実情もあり、経済闘争との結びつきも一段と配慮して弾力性のある闘争を組織しなければならなかつた。

(ホ)　階級斗争としての筋金が充分入つていなかつた。資本の攻勢が首切りや損害賠償をふりかざして、それを援護する政府の弾圧政策が当然加重され、そのホコ先が、あらゆる組合の部面に向けられ、これらが一体となつて、具体的に企業内の工場や職場における職制の圧迫までの姿となつて来ると、今日の企業労仂組合の性格から、労仂組合本来の活動、強い抵抗運動が逆に姿を没してしまう重大な危険がひそんでいたことは事実であつた。この意味でハツキリと、われわれは企業組合としては闘えないことを認識したし、この企業組合のもつ非階級性を払拭するためには単産の単一化を斗いの中から

(ヘ)　このことは今日の労仂組合の組織の重大な問題である。これを組織化し成功せしめるためには企業別闘争の枠を打破る産業別的統一闘争の中から労仂者階級の階級的な闘争が方向づけられるという意味で、統一闘争の重大な意義が展望視される。この意味から、産業別労仂組合の現状を一段と成長せしめるためには当然、組織の構成と企業別単位加入の現状から、変革、飛躍させ、そして資本の攻勢から組合幹部や戦闘的労仂者の首を守り生活を保障する組織力、闘争力を生みだすためには、今日の労仂組合の組織の単位を企業という工場別におくのではなくて労仂者個人におき、戦闘単位を階級的な路線における出発点として発展させる組織上の変革、発展をもたらすものでなければならない。

(ト)　労仂組合の真の闘争力は、現場、即ち職場における労仂者の決意の中から生まれ、その団結した組織の中から起される。従つて、常にこの闘争力の本源に向つて、その決意と団結をゆり動かし得る目標と、そして闘い方とが強力に宣伝されねばならない。しかるに約十か月に亘つて行われた弾圧法規反対の宣伝も果して下部一般組合員にまで周知、徹底されたかどうか、賃金闘争以上の闘争として決意せしめ得たかどうか。むしろそこまで高め得られなかつたといわねばならない。

4、統一闘争はその闘いの舞台が広ければ広いほど、その目標、行動に巾が要求されるであろうし、一定限の巾という問題は大衆運動である限り当然のことである。しかしながら、単産が数多く集合集結した総評、労闘の如き機関にあつては、見失うことのできない最大公約数としての基本線をあくまで堅持しない

ならば、統一闘争としては成功せしめ得ないであろうことをわれわれは体験し教訓とした。この闘いの中での教訓を今後生かしてゆかねばならない。

5、労闘闘争の過程でわれわれは幾度か息切れがし、息つぎをした。この間隙は、行動プランのための努力を二倍、三倍と要求するにいたつた。長い闘いの中で、待ちのぞみ、待ちわびる下部労仂者大衆の闘争力を消耗させないためには、常に行動プランを徹底させ、しかも出された計画は忠実にこれを実行することなくしては共同闘争の基礎は生れない。このことは単に下部大衆に向つてのみ要求されることではなく各級指導機関、ことに中央指導部において、どんな些細な計画でも常に率先して実行し、それを行う態勢が組まれているべきであつた。

6、われわれの闘いが中央依存度が高く、実際に地方において、どの様に闘われ、進んでいるかということを常に知つていなければならなかつた。更にこの場合、地方における単独組合の協力の動向等が地方における共闘の組み方、進め方を左右するものであることを知るべきであつた。われわれは地評組織を中心とした地方共闘にのみ依存したわけではなかつたが、それでも労闘の闘いの貯水源としての地方共闘は、真に地方における闘いよい具体的な条件の中から巾広い闘争をもり上げてゆくことに欠けて居つたし、中央は又その必要性を大衆の間に理解徹底させ、弾力性ある闘争を展開しつつ、これを中央に強力に集約することに欠けていた。

7、かかる大闘争、しかも長期間の闘いに際して、その主導機関の運営は必ずしも充分でなかつた。総評、労闘の機関運営は複雑であるばかりか時間を空費し、而も人的配備の不完全さは一部の者の負担を加重し、単産、地方機関等に対する連絡不十分、中央の行動展開に円滑を欠いた。

（巨大な労仂者の成長――アカハタ紙掲載）

総評左派が指導した四月一二日にはじまつた四次にわたる日本労仂者のゼネストは成功だつたか、失敗だつたか。うたがいもなく成功だつた。

第一に、ゼネストを四次にわたつて堂々とうちつづけたということは、世界の労仂運動史上にまれなことだ、日本の労仂者の団結力が世界の兄弟たち以下でないことを実証した。

第二、ゼネストは破防法粉砕、労仂三法改悪反対の政治ストとして、意識して闘われたことだ。ゼネストが最後まで国民全体から孤立しなかつたわけはここにある。これは偉大な経験だ。

第三、売国吉田政府と売国政党に甚大な打撃をあたえた。小川の橋にゴミがたまつて水がもりあがつたように、会期末になつて、参議院に売国反動法案が山のようにたまつたなかで、会期延長違憲論でごつたがえす大醜態に政府をおいこんだ力はゼネストの結果だ。まだ労仂者は自分の力を十分に知つていない。

第四、労仂者階級こそ民主的、進歩的な力の中心勢力であることを、すべての国民、なかでも学生、教授、文化人、愛国中小企業者がはつきりと認識したことである。あらゆる国民の闘争がブルジョアを中心とする政府、国会、政党、協会から労仂者を中心とする政府、国会、政党、民主団体に、仂きかけの中心を移行させた。このことは全国民が民族解放国民政府を考え、行動しはじめたことを意味する。この成果をみちびき出したのは、労仂者のゼネストの力だ。

第五、ゼネストの進行のなかで、どの党が、どの党を支持する労組幹部が労仂者と国民に忠実であるか、うらぎりものか、労仂者

の敵か味方かをあきらかにしたことである。第一波の直後に愛労幹部の巨頭、炭鉱資本のホープ、GHQのお覚えもめでたい武藤炭労委員長の席からたたきおとした。ついで第三波で、武藤と肩をならべる私鉄の藤田、海員の蔭山、全鉱連の原口、全繊維の滝田、いずれおとらぬ案山子、売国政府の手先として吉武労相に買収、あやつられた売労委員長人形の正体を数百万労仂者と国民のまえにバクロした。

第六に、政治ストの大潮流のなかで労仂者の日常要求である独立賃金、最低賃金手取八五〇〇円、夏季手当一万五〇〇〇円、職階級打破の要求をかため広汎な賃上げ要求を、労仂者自身が職場スト委員会をもつて独自にがん強な闘いを展開し、そこには上部での妥協、うらぎりを許さない労仂者のきびしい階級的秩序、制裁をふくむところの、ゲンコツによる労仂者の階級的自衛組織をうみだした。これは誇るべき子供である。

最後に、ゼネスト間にたたかわれた一九五二年の五月一日の人民広場における労仂者、学生、朝鮮人、中小企業者、一般国民の比類ない英雄的愛国闘争をうみ出したことだ。この闘争は日本労仂者の革命力を全世界に紹介したと同時に、日本国民のいつさいの苦悩、災害、不幸、不安が占領制度から発するものであり、いつさいの要求、闘争が占領制度に対するのろいと抵抗であることを、労仂者と国民の血をもつて実証したものである。

この闘争は、貴い犠牲者の血をもつて国民の眼をあらつた。労仂者、学生の行動に愛国のすじ金を入れた。生命を愛する国土、同胞兄弟にささげて一点くいることのない不動の信念と、勝利にたいする確信をあたえた。この最後の三つのものこそ、総評左派幹部が中心となつて労闘が指導した、三波にわたる今次ゼネストのうんだ最良の子供である。

しかし、あとの二人の子供は左派幹部諸君がつくろうとしてつくつたものでなく、日本の労仂者階級に内在しているものが諸君との接触のなかで必然的におどりでたのである。諸君はこれを日本共産党の私生児だとよぼうとしている。それは封建的観念だ。諸君が労仂者と添寝するかぎり、当然にうまれる労仂者の創造的闘争力の愛児だ。いともたくましい革命の子だ。民族統一戦線のクサビだ。

ゼネストは、かくも偉大な発展をする力をもつ子をうみ出したことだけでも偉大な成功であり、日本労仂者階級の巨大な成長である、これは一点うたがいのないところである。

文化團体、知識人の反対運動　破防法にたいする反対闘争は、労闘を中心とする労仂組合が中核となり、その周囲に社会党左派、労農党、共産党その他の野党勢力、言論界その他、文化団体、知識人、とくに全国各大学の教授と学生の力、さらに広く市民、農民の力までを大きな目標に向つて結集し、名実ともに全国民的な規模で展開された巨大な運動であつた。

とくに学界その他の知識人、文化団体や学生の協力は注目すべきものであつたと考えられるので、以下、年表的に反対運動の事実を掲げることにした（法律時報別冊「破壊活動防止法」所載の資料による）。

三・二〇　婦人団体連絡委員会悪法反対決議、参加団体＝日本キリスト教女子青年会（会長植村環氏）、日本キリスト教婦人矯風会（会長ガントレット・恒子氏）、日本婦人有権者同盟（会長市川房枝氏）、日本大学婦人協会（会長上代たの氏）、婦人平和協会。

三・二二　キリスト教平和運動協議会、平和憲法擁護決議。

四・五　日本著作家組合（代表中島健蔵氏）、破防法反対声明。

四・一〇　総評・日教組共催第一回文化人団体協議会、労闘スト支持声明（日本ペンクラブ等二七団体参加）。
四・一六　第二回文化人団体協議会、破防法案反対声明。
四・一九　破防法反対文化人懇談会結成（発起人、米川正夫、荒正人、中野好夫、淡徳三郎、小松清氏ら）。
四・二二　日本新聞協会警告声明。
四・二三　日本文芸家協会反対声明。
四・二四　日本学術会議第一二回総会反対声明「われわれは現在国会に提案されている破壊活動防止法案は学問思想の自由を圧迫するものと深く憂慮し、今後の成行きについて深い関心をもつものである。」（一〇五対四九〔棄権一〕で可決）
四・三〇　日本文化人会議第二回総会（議長上原専祿氏）破防法反対決議。
五・三　歴史学研究会総会反対声明。
五・一〇　全近畿各大学教授懇談会反対声明「われわれは学問研究と教育にたずさわる者の立場から、現国会で審議中の（破壊活動防止法案）に対しては、四月二日付日本学術会議の声明を支持し、同法案が言論思想の自由を侵害する危険を包蔵することを強調し、広く世上の読者に訴えるものである。」（一三大学五六教授発起）
五・一二　弾圧諸法規反対懇談会（四〇団体一六〇名参加）政府へ抗議文提出。
五・一五　悪法反対国民運動連絡会議世話人会、国民大会開催決定（五・二三・東京芝中労委会館、同二四・品川小学校、同二六・浅草公会堂、同二七・目白学習院大、同二八・川崎駅前）。
五・二三　同志社大学教授会反対声明「破防法が憲法に保障された基本的人権を破壊する悪法なることを確認し、これが成立に反対する。」
五・二四　東京都母の集い反対声明。日本文芸家協会、日本ペンクラブ共同反対声明。
五・二五　世田ケ谷区文化人懇談会（発起人本郷新、山田五十鈴氏ら）反対声明、杉並文化人懇談会と共同闘争。
五・二六　全国大学教授連合会、破防法に関する要望書を政府に提出。
五・二七　立命館大学教授団反対声明「われわれは破防法案が憲法に保障された基本的人権を無視し、学問思想の自由、言論の自由を束縛する悪法なることを確認し、これが成立に強く反対する。」
五・二九　九州大農学部教授助教授懇談会反対声明。
五・三〇　京都大教官有志反対意見書。名古屋大法学部教授団反対声明。大阪経済大教授団反対声明。
五・三一　和歌山大経済学部教育協議会反対声明「われわれは学問研究と教育にたずさわる者の立場から四月二四日付日本学術会議の声明を支持する。」京都各大学教授団主催、破防法批判学術講演会（於円山音楽堂、一万名）。
六・一　民主主義科学者協会第七回全国大会反ファシズム宣言。
六・二　神戸大文理学部文科教授団反対声明「破防法案は学問研究の自由を圧迫し、憲法に保障された基本的人権を破壊する恐れがある。よつてわれわれはこの法案に反対の意志を表明する。」花園大教授有志、学友会声明支持「われわれは破防法に反対する学生諸君の声明文（学友会声明）に全ぷくの賛意を表明する。」　愛知大法経学部教授団反対声明「破防法が憲法に保障さ

憲法の保障する基本的人権を抑圧し、とくに学問思想および言論の自由を脅かすおそれあるものと考えられるので、われわれはこの法案の成立に強く反対する。」憲法反対国民運動連絡会、世話人選出（中島健蔵、神近市子、上原専祿、務台理作、大内兵衛、妹尾義郎氏ら）。

六・三　右世話人、立命大藏井清信氏、同志社大和田洋一氏と合流、参議院議員と副議長室で懇談、朝日新聞社に協力申入れ。この日以後、先行した関西方面各大学が波状的に上京、国会に対する請願、陳情、東京各大学に対する激励を行う。

六・五　「未来」社同人（丸山真男、野間宏、木下順二、南博氏ら）反対声明。九州大法学部助研会反対声明。

六・六　九州大教授助教授有志一三八名反対声明。立教大経済学部教授会、全会一致学術会議声明支持。静岡大文理学部教授団反対声明。

六・七　大阪市立大全学教授懇談会反対声明。文化人の法務委員をかこむ懇談会、緑風会議員をかこむ懇談会（学者・文化人）。

六・八　日本文学協会第七回総会反対声明。

六・九　横浜国立大経済学部教授団反対声明。法政大学法学部、社会学部教授団反対声明「破壊活動防止法案は憲法の生命である基本的人権、とくに学問、思想、表現の自由を侵犯し、平和を愛する国民の声を抑圧して恐怖と暗黒の政治を再現しようとするものである。よつてわれわれはこの法案の成立に反対する。」神戸大御影分校教授団反対声明。

六・一〇　名古屋大文学部教官一同反対声明。中部地区大学教授懇談会反対声明。

六・一一　京都大有志教授団三三三名否決請願。東大助研会一三九名反対声明。東大教養学部教授有志九八名反対声明。

六・一二　都立大人文学部教授団反対声明。

六・一三　信州大文理学部教官一同反対声明。東大教授助教授講師有志一五七名反対声明。東京教育大農学部教授団反対声明。

六・一四　全近畿各大学教授懇談会第二回声明「破壊活動防止法案は、憲法に保障する基本的人権なかんずく学問、思想の自由を脅かすものであるがゆえに、われわれは断乎これに反対する。われわれは今後あらゆる時と処において全国民とともに憲法を尊重し擁護するために行動する決意を表明する。」近畿私学教組連合第五回総会反対声明。

六・一六　出版社四一社編集部共同反対声明（岩波、河出、日本評論、創元社、白水社、弘文堂等）。

六・一七　日本哲学会一四九名反対声明。

六・一八　阪大教授団七学部二七五名否決請願。北大教授有志七学部九三名反対声明。東京教育大文学部有志反対意見書。東京工大教授総会有志五六名反対声明。神戸商大有志教授団反対声明。

六・二〇　名古屋大教育学部教官一同反対声明。

六・二一　山口大有志教授団反対声明。

学生の反対運動　同じく年表的にその事実を掲げる。

四・一三　全学連中執委四・二八、五・一ゼネスト決定。スローガン「戦争と隷属の破防法粉砕」「学園の自治と学問の自由を守れ」

四・一八　都学連破防法反対請願デモ（三〇〇名）。朝鮮人小

中・高校生もまじえた「強制送還反対」陳情団と合流、一四〇〇名で各所で散発デモ。

四・二二　名古屋大法学部学生有志大会労闘スト支持決議。

四・二八　全学連ゼネスト。北大（法経）、東京外大、大阪市大、岡山大、宮崎大、東京経大、都立大、横浜国大、阪大、名大等スト突入。京大、同志社大等は学内抗議集会。全都学生総決起大会、於東大アーケード、学生三五〇〇、学内デモ。早大、教育大等は学内抗議集会後集団参加。阪大非合法デモ。

五・一　メーデー、各地で学生多数参加。東北大、破防法をめぐる公聴会。横浜市大、横浜国大（経）等スト。神戸外大学生大会、破防法反対、全学連加入決議。

五・七　一橋大学生大会、破防法反対決議。

五・八　早大事件。

五・一二　一橋大国会請願、一五〇名参加、議員と討論。

五・一八　岡山大スト。

五・二四　大阪府学連破防法抗議大会。

五・二六　九州学連反対決議。

五・二七　津田塾国会請願。同志社大（経）授業放棄。

五・二八　同志社大（文）授業放棄。

五・三〇　全学連中闘委ゼネスト指令。横浜国大（学芸学部）鎌倉市デモ。立命大スト。教職員学生合同決起大会。新宿、澁谷、府中、大阪、神戸、名古屋等各地の大会に学生参加デモ。

六・二　一橋大（国立）学生大会、破防法に関する全学懇談会開催要求。

六・五　全京都学生総決起大会、於同志社大、五〇〇〇名。同志社大、立命大、京大（法・工・教育を除く）、京都学芸大、竜谷大ゼネストをもつて参加。二〇〇〇名は終了後市中デモ。花園大、京都薬大、滋賀大は講演会または学生大会。

六・七　都学連国会請願デモ、六〇〇名。

六・八　全日本学生新聞連盟第四回全国大会反対声明。

六・一〇　全学連ゼネスト。東大（経、文、教養）、早大、お茶の水大、明大（商）、横浜国大（学芸）、愛知大、名古屋大、宮崎大、九州大、大分大、広島大（皆実分校）、信州大、神戸大、岡山大等参加。全都学生総決起大会、於早大本部前。明大、都立大、法政大、お茶の水大はじめ各大学より四〇〇〇名、大会後学内デモ。東大教養学部など澁谷で街頭演説。

六・一二　慶応大（理財）二〇〇名国会請願。

六・一四　九州大スト。

六・一五　阪大、大阪市大、大阪外大、関西大、大阪経済大、大阪女子大共催破防法粉砕講演会、中之島公会堂、五〇〇〇。

六・一七　全学連ゼネスト。東京、大阪、京都、北海道、九州はじめ各地の大学参加。その他、学内抗議集会。全都学生総決起大会、東大安田講堂前。早大、慶大、法大、東京工大、お茶の水大、東京教育大等デモをもつて参加、約四〇〇〇名、終了後、国会、石川島造船等へデモ。全三多摩学生総決起大会、於一橋大兼松講堂。東京農工大、東京経済大、東京学芸大、津田塾大等五〇〇名、学内デモ、街頭演説、署名運動。神戸大、神戸外大、関学大、神戸商大共催破防法粉砕決起大会、於湊川公園、市中デモ、約一〇〇〇名。京大、立命大、同志社大、鴨沂・西京高校等一五〇〇名、国鉄に

対しデモ。
六・一八　東京女子大、中央大等国会に要望書提出。
六・一九　関西大スト、トラックで市中デモ。宇都宮大学芸部抗議大会。
六・二〇　鹿児島大悪法粉砕抗議大会。大会後、最初の市中デモ。慶応大全塾大会、学内デモ。
六・二一　東京経済大スト。九州大（一分校）スト。
六・二三　都学連（農工大、東大、工大、舞台芸術学院等）三〇〇名、国会議員面会所前で反対請願。東大教養学部新宿街頭署名運動、週間の成果二万三〇〇〇票。
六・二五　大阪府学連主催「伊丹基地粉砕、反戦独立の夕」、いわゆる吹田事件へ発展。
六・二六　第五回全学連大会。五九校、九六自治会代表四〇〇名、破防法無効宣言。
六・二七　京都鴨沂高校スト。

第五章　第一二回メーデー

一　二月二一日の「反植民地闘争デー」に東京南部の労仂者は官憲の禁止をやぶつてデモを組織し、それに成功した。三月一日には全国四十数か所において、総評主催の「弾圧法粉砕総蹶起大会」がひらかれ、中立・産別系労組も正式に参加して、ゼネストを決議した。第二三回メーデー準備は、このように緊張した情勢のなかで、はじめられたのであつた。

総評は、すでに前年の一一月一〇日、厚生省に、「昭和二七年五月一日メーデーのための皇居外苑使用」の申請をおこなつていたのであるが、その後再三の交渉にもかかわらず回答はひきのばされ、ようやく三月一三日にいたつて「不許可」を通告してきた。一七日総評本部にひらかれた中央メーデー実行委員会準備会では、人民広場使用許可の要求運動を大衆的規模でおこない、不許可通告にたいしては行政訴訟をおこすことをきめた。四月一日、東京地方裁判所に、総評から、厚生大臣を被告として告訴がおこなわれた。

三月一五日、賃金共闘は、総評にたいして統一メーデーの申入れをおこなつたが、二七日にひらかれた中央メーデー実行委員会の第一回委員会で、全金属、印刷出版、映演労連など産別系の正式参加を個々に採決し、それぞれ満場一致で決定した。ただし、産別会議と全逓労組の参加は否決され、自治労連の参加については自治労協が難色を示した。全国各地に統一メーデー実行委員会が組織された。

このとき、総評、賃金共闘、産別会議の三団体は、中華全国総工会から北京メーデーへの招待をうけた。三月六日付、中華全国総工会副主席劉寧一の招待状（総評あて）は、「工場から選出した労仂者代表に会いたい」ことを、つぎのように伝えた。

（招待状）

中華全国総工会は心から貴組合が一〇人からなる組合代表団を派遣して、一九五二年メーデーの北京において挙行される慶祝大会に参加されるよう招請いたします。大会ののち一か月は中国を参観できます。

われわれは非常なよろこびをもつて諸君が工場から選出した労仂者代表に会いたいと思つております。諸君の代表が、四月二五日前後に北京に着くことができるよう希望します。同様の電報をうけとりました。諸君の代表団が中国に来られるかどうかを早くわれわれに知らせて下さるようお願いします。

（註）代表数は賃金共闘八名、産別会議六名と指定している。

この招待にたいして、賃金共闘は三月一四日の総会で、八名の代表を送ることを決定した。また同日、産別会議議長吉田資治は、つぎの返電を発した。

産別会議は貴組合からの電報を心から喜んで受取りました。われわれは、わが国における第二三回の反戦・独立の愛国メーデーを闘うなかで、北京において挙行される一九五二年メーデーの慶祝大会に工場労仂者代表六名を派遣することを執行委員会で決定しました。

内外の帝国主義者は国際経済会議への日本代表者と、スターリン国際平和賞を受けた大山郁夫氏の渡航を拒否したので、全日本の労仂者は怒りと奮激に燃えています。

われわれは、このような妨害と闘い、いかなる困難にも屈せず、総評・賃金共闘と連絡をとりつつ工場労仂者代表を送る決意で、準備をすすめています。

この代表派遣の運動が、中日両国労仂階級の提携を更に強化するでありましょう。

なお、総評は、傘下組合に国際自由労連加盟のものが多いから、世界労連に加盟している中華全国総工会の招待には応じられないという理由で、不参加を決定した。

しかし、北京メーデーに代表を送る運動は全国の工場、鉱山、事務所にひろがり、一二六名の代表が選出された。これにたいして、日本政府は旅券の発行を拒否し、渡航を不可能にした。賃金共闘事務局長野本正三、産別会議議長吉田資治は、つぎのようなメッセージを中華全国総工会に送つた。

一二六名の日本労仂者の代表を代表して、北京メーデーに御招待をうけたことについて感謝の意を表します。私たちは政府が旅券を発行しなかつたため祝典に参加できないことをふかく残念におもいます。日本の労仂者は破防法に反対して全国的ストを展開していています。私たちは中国の兄弟と団結して平和と民族解放のためファシストの再軍備に反対してたたかうことをちかうとともに、諸君の支持を期待しています。

一方、実力で渡航を企てた一九名の労仂者代表は、五月五日、下関で検挙され、投獄された。

メーデーを三日後にひかえた四月二八日、「メーデーのため皇居前広場を使用させないという不許可処分取消」の訴訟に、東京地裁で判決がおこなわれ、総評の勝訴となつた。

判決主文　総評の昭和二六年一一月一〇日付（昭和二七年五月一日メーデーのための皇居外苑使用許可申請）に対して吉武厚生大臣が昭和二七年三月一三日にした不許可処分はこれを取消す。原告のその余の請求はこれを棄却する。訴訟費用は被告の負担とする。

判決理由（要旨）　皇居前広場は国民公園規則の適用をうけるが、中央メーデーは非常に重要な意味をもつており、メーデーを行うことによつて公園に多少の破損を与えたとしても、同規則で使用を禁止するというのは不適当であり、憲法二十条の集会の自由の規定にもそぐわないものである。しかしこの判決は確定してからはじめて拘束力をもつものであるから、政府が確定前に使用を妨害しても、これに対して裁判所に妨害禁止を求める法律上の利益はない。

だが、実行委員会は、会場の準備と、政府側の控訴という事情を理由にして、中央メーデーを明治神宮外苑でおこなうことにきめた。

中央メーデー前夜祭は、四月二六日、後楽園スタジアムに約三万

名が集つてひらかれ、その昂揚した雰囲気は、かつてみられないほどのものがあつた。東京都内各地の前夜祭で、「人民広場を実力で闘いとる」ことが決議された。

二　日本の労仂者階級は、一九五二年四月一二日と一八日のゼネストに結集された力を、第二三回メーデーの闘争に発展させた。第二三回メーデーのスローガンは、つぎのとおりである。実行委員会で、全造船、自治労協、全繊同盟、全印刷庁などは、中心スローガンを「戦争反対、完全な独立を闘いとれ」の一つにせよと主張したが否決された。

（中心スローガン）

再軍備反対、民族の独立を闘いとれ
低賃金を統一闘争で打破れ

（部分スローガン）

労仂法規改悪反対、団結権・スト権を死守せよ
破壊活動防止法反対、言論・出版・集会・結社の自由を守れ
戦争準備の重税、電気料金値上反対
臨時工制度反対、失業者の完全就労
首切り・労仂強化反対、最低賃金制の確立
労仂者を奴隷化する職階制度反対
組合の御用化反対、不当労仂行為と闘え
資金・資材・電力を平和産業と中小企業へ
完全自由貿易で経済自主
社会保障制度を確立せよ
公務員法・公企労法を撤廃せよ
地方財政を確立せよ
教育の機会均等と義務教育費の全額国庫負担
米麦統制撤廃反対、土地取上げ反対
労農漁民の提携を強化促進せよ
労仂戦線の統一を促進せよ
頽廃文化の排撃、民族文化を守れ
文化を破壊する高率入場税反対
学園の自治、学問研究の自由を守れ
朝鮮人・中国人の不当な強制送還反対
出兵反対、青年よ再び銃をとるな
全面講和あくまで推進、行政協定破棄
戦争反対、平和憲法を守れ
吉田反動内閣を倒せ
第二三回メーデー万歳

中央メーデーには、五四単位労仂組合、約四〇万名が集つた。左派社会党鈴木茂三郎、右派社会党加藤勘十、共産党細川嘉六、労農党堀真琴のほか、とくに文化人代表清水幾太郎の演説が注目をひいた。かれは、「私たちの心の底からの願いはアメリカ軍に帰つてもらいたいことです」と述べ満場の拍手をあびた。

この日の会場のありさまを、作家阿部知二はつぎのように書いている。――「政党、平和団体、文化人、朝鮮人団体などの代表者、また多くの労仂組合の代表者たちが、こもごも演説したのだが、いわゆる〝穏健〟な右派社民的傾向のそれは、大衆の反撃をくらい、明確に問題のあり場所を指摘したもの、つまり、帝国主義、国際独占資本、それから買弁政府を率直に弾劾するものだけが、喝采を浴びた。これは如何ともしがたい事実であつた。また、それと同じ理窟で、外国諸団体からのメッセージにしても、いわゆる〝自由主義諸国の労仂者よ〟などというＡＦＬ的なものは失笑や憤懣の的になり、きびしく敵を衝くものだけが喜び迎えられた。勤労の大衆がここまで政治的になつたことを〝遺憾〟だとしたり、これをなにかの

陰謀によつておだてられたモブの昂揚だと解釈したりするのは、ファシストだけであろう。」（阿部知二「遺憾という意味」、世界一九五二年七月号）

大会は、㈠メーデー・スローガン決議（提案全自動車）、㈡破防法はじめ弾圧立法粉砕決議（提案労闘）、㈢人民広場解放決議（提案私鉄総連）などを採択、「メーデー宣言」を発した。

（メーデー宣言）

ここに第二三回メーデーを行うにあたり日本労仂階級の名において宣言する。

いまやわれわれは、平和と自由と民主主義と、そして民族の運命を決する重大な危機に直面している。即ち、全世界の国家と友好関係を樹立したいと欲するわれわれの期待に反し、国際情勢の緊迫化とともに完全独立を希う日本にとつて不当極まる行政協定が押しつけられ、わが国は屈辱と隷属への道を轉落しつつある。

吉田内閣は重税と低賃金、低米価政策によつて大衆収奪を行い、再軍備を強行して資本の蓄積、独占の強化をはかろうとしている。そしてこれに対する労仂者大衆の反抗を抑えるために、まさにそのためにこそ労仂法規の改悪やゼネスト禁止法の制定、治安維持法の復活を企図したのである。労仂組合の骨抜き御用化をたくらみ大衆運動を弾圧するばかりか、言論、集会、結社の自由など基本的人権を、権力をもつて圧殺し去ろうとしている。

独占資本は露骨に再軍備を要求し、この軍隊もわれわれ労仂者農民の大衆運動を威嚇し、これが弾圧の具と化することであろう。かくて敗戦の惨苦によつてあがなわれた日本の平和と自由と民主主義は反動の嵐の中に呑みこまれようとしている。しかし労仂者階級は決して屈服しない。

支配階級の企図する反動攻勢を打ち砕くために断乎として闘うであろう。去る四月一二、一八日の両日、総評、労闘を中心とし全労仂者的規模において決行された歴史的ゼネラルストライキによつてこの一大闘争の火蓋は切られた。

再軍備反対！　民族の独立を闘いとれ！

低賃銀を統一闘争でうち破れ！

このメーデースローガンを高らかに掲げ、われわれは勝利の日まで徹底的に闘いつずけるものである。

この日、産別会議もつぎのようなアッピールを発表した。

反戦独立の第二三回メーデーはいよいよやつてきた。

単独講和、安全保障条約が発効し、吉田政府は「日本は独立した」と宣伝している。果して事実はその通りだろうか？

否、断じて否。日本は依然として外国軍隊の占領のもとにおかれ、全国いたるところに外国の軍事基地がおかれ、治外法権をもつた外国の軍隊が勝手気ままにふるまうことができる。日本は歴史はじまつて以来はじめて植民地・従属国の状態につきおとされたのである。

吉田政府はまた「これによつて平和は確保された」といつている。果して事実はその通りか？

否、断じて否。全国いたるところの軍事基地から、朝鮮に中国に爆撃機はとびたつている。停戦は長びかされ、朝鮮、中国では細菌兵器が使われているといわれている。戦車、バズーカ砲をもつた予備隊は三〇万に増強されようとしている。憲法をふみにじつた再軍備によつて、われわれ日本国民は戦争にかりたてられようとしているのだ。

われわれ労仂者は、植民地的低賃金にしばりつけられ、奴隷的労仂強化をおしつけられている。生活必需物資の値段はつりあげられ、平和産業はつぶされ、全産業は軍事的に動員されている。

警察と結びついた職制の圧迫は日々にきびしく、「破壊活動防止法」をはじめとする弾圧法規がつぎつぎ出され、言論、集会、スト、デモの自由は完全にふみにじられている。これこそ単独講和、安全保障条約、行政協定に調印したむくいなのだ。

このような状態に憤激しない労仂者は一人もいない。政府の切り崩しや、右翼幹部の切崩しをハネかえして、「破壊活動防止法粉砕」のために、三〇〇万労仂者が抗議闘争に立上り、ゼネストを決行した。

しかも、この闘いは単に国内の労仂者だけでなく、全世界の労仂者の支持を受けている。世界労連は支持激励の電報をよこし、中国総工会からは、北京メーデー祝典に日本の労仂者を招待してきている。

全日本の労仂者諸君。

このような国際的支援の下に全日本の労仂戦線を統一して、生活を改善し、労仂運動の自由を守り、一切のファッショ的弾圧をはねかえして、日本の平和と独立をかちとるために闘おう。

われわれと同じような植民地的収奪に苦しむ農民と同盟し、広く国民各層と提携し民族解放・民主統一戦線に結集して吉田売国内閣を打倒しよう。

日本国民を植民地の鉄鎖にしばりつけ、肉弾として戦争にかりたてる単独講和、日米安全保障条約、行政協定を破棄しよう。

朝鮮の休戦を実現し、アジアの平和を恢復し、原子爆弾、細菌兵器を禁止し、五大国平和条約で世界の平和を守りぬこう。

世界労連の旗の下に万国の労仂者団結せよ

反戦独立の第二三回統一メーデー万歳

また、諸外国の労仂組合から、メッセージが寄せられたが、そのうち主なものは、つぎのとおりである。

（中華全国総工会より）

世界労仂階級の大団結の日であるメーデーにあたり、中国の労仂者を代表して、現在、英雄的な闘争をすすめている日本の労仂者兄弟諸君にたいし、最も熱い兄弟のあいさつをおくる。

中国の労仂者はいつまでも日本の兄弟たちの生活と闘争を心にかけています。諸君が生活の改善をたたかいとり、弾圧法に反対し、民族解放をたたかいとり、平和をたたかいとる闘争のなかで、かならずやりっぱな勝利をかちとることを信じています。

（アメリカCIOより）

自由世界にすむ労仂者の国際的団結のためにささげられたこの日、五月一日にあたつて、自由と民主主義を求める世界の労仂者が相たづさえて、この理想達成のために邁進すべきであるというCIOの誓をここに再び新たにするものである。われわれはあらゆる国の同志諸君とともに、個人の尊厳を貴びたいというお互いの願いの上に立つところの、世界平和と社会正義を希うものである。

今や、このわれら共通の希望が全体主義的侵略によつて脅威を蒙むろうとするとき、あまねく世界の労仂者を結ぶところの人道主義の原理を労仂者諸君が再確認することは最も喫緊事でなければならない。民主主義と自由のため、われわれが結束して立上ることは、一個の燈台の放つ光芒はやがて、暴虐者の手によつて奴隷収容所に呻吟し、警察国家の恐怖の下に労仂を強制されている不幸な同胞の目にとどく時がくる。この光明はわれわれが決して彼らを忘れさつてしまつたものでなく必らず第二の暗黒を通して解放の黎明が訪れることを知らしめるであろう。

CIOに結集する六〇〇万のアメリカ労仂者は世界のあらゆる国々の自由を愛する労仂組合員諸君と共に、われわれの共通の目

的であるパンと平和と自由のための闘争に立上ろうとするものである。

（フランスCGTより）

われわれ日本フランス両国の労仂者は生活と労仂条件を改善し、労仂組合の権利を擁護し、奪還するために斗つています。両国の労仂者は外国軍隊の占領がこのましいものでないことを知つているし、アメリカ軍が反労仂者的政府のこのうえない支柱になつていることを知つています。労仂者は戦争準備がなにを意味するかをこの政策の諸結果を通じて体験しています。この軍国主義の計画を粉砕し、すすめられている戦争や大量殺りく兵器、細菌兵器の使用を阻止できるものは労仂者ならびに人民の団結以外にありません。

三　サンフランシスコ条約が「発効」して四日目に、日本の労仂者階級は第二三回メーデーを迎えたのである。「東京の労仂者は、みんな人民広場でメーデーを堂々とおこなうことを望んでいた。一般市民までが、使わせてやつたらいいのに、と朝日新聞や毎日新聞に投書した。裁判所も使つてもかまわないと判決していた。労仂者のいいぶんはこうだつた。〃人民広場は、アメリカ人の散歩場でもなければ、警察軍隊の演習地でもない。あの広場は天皇の所有地でもない。日本の土地を、主権者である日本国民が使用することは、正当な行為である。〃政府は、労仂者の抗議にあつても、首をたてにふらなかつた。恐ろしかつたのだ。あの広場へ一〇〇万もの人が集まつて政府打倒を叫んでほしくなかつたのだ」。（産別会議「仂くなかま」一九五二年五月一一日号）

だから、中央メーデー会場で、「人民広場へゆこう」という声がでるのは、十分に予想されていたところだつた。この間の事情を、雑誌「社会主義」（編集人、大内兵衛、山川均）の号外「メーデー事件の真相」は、匿名座談会で、つぎのようにあきらかにしている。

B　（新聞記者）　あのときは非常に混乱していたので、はつきりしたことはわかりませんが、大会が進むにしたがつて、各方面からいろいろと発言の要求がでた。ところが実行委員会の方では、大会を秩序だつたものに終らせたいという建前から、この要求を抑えた。

A　（雑誌記者）　人民広場へゆくかどうかということを、実行委員会でとりあげて、はかるということが決定されていたのに、議長は大衆にはからなかつた、と産別などではいつていますね。

B　大会のさいちゆうにマイクがきれたのは、どうしたわけなんだろうね。

C　（新聞記者）　実行委員の一人にきいたところによると、あまり騒ぎが大きくなつてきたので、わざとマイクをはずしたんだそうです。

D　（新聞記者）　ともかく、あの会場はせますぎて、実行委員会も、動員された大衆をほとんど掌握できないように感じられたね。

午後〇時三〇分、デモが開始された。「デモ隊第一波の先頭が、馬場先門に着いた時、そこからすこし広場に入つたところに、私はいた。私のすぐ傍では、三〇〇名ほどの武装警官隊が、殺気立つた風情で、待機してゐた。しかしどういふわけか、彼らはすぐに、ひとかたまりにまとまつて、広場への道を開放し、デモ隊との衝突を回避する態度をとつた。そしてデモ隊は、道いつぱいの幅で、二重橋めざして、広場になだれこんだ。……私はあの一瞬の光景を、忘れることはできない。ほとんど無抵抗なデモにむかつて、完全に武

装した警官たちは、目をおおほはせるやうな獰猛な襲撃を敢へてした。またたく間に、警棒に頭を強打され、血まみれになつた男女が、あちこちにごろごろがる。……私の見た限りでは、最初に暴力をふるつて挑発したのは、明らかに警官側であり、〝組織された暴徒〟とは、デモ隊のことではなく、完全武装のこれら警官隊であつた。」（梅崎春生「私はみた」、世界一九五二年七月号、かなづかいは原文のまま）

「デモ隊と群衆がいつしよになつたのは、第二波だ。デモの先頭は、共産党大田地区・品川地区などの旗と徳球のプラカードをたてていた。それが、みごとな指揮で、ワッショ、ワッショと祝田橋から警官のピケラインをあつという間もなく突破し、広場へ入つていつた。劇団や映画関係の組合の女の子たちは、〝世界をつなげ花の輪に〟を歌つて、芝生で踊つていた。ヤジ馬がさかんに警官隊へ石を投げていたようだ。デモ隊の指揮者が、石など投げて挑発にのらずに、勇気があつたらなかに入つてきてくれと訴えていた。」（社会タイムス、一九五二年五月四日号）

「デモ隊は、はじめ二重橋前から馬場先門にいたる中央道路をはさんで分離していたが、やがて二隊に合流、インターナショナル大合唱の集会となつた。ところが、午後三時二〇分ごろ、二重橋前に待機していた武装警官は、突如〝かかれ〟の号令とともに、催涙弾、ピストルを乱射し、棍棒をふりあげ、いつせいにデモ隊におそいかかつた。デモ隊は、プラカードや旗の竿で警官隊とわたりあつて陣列を守つたが、しだいに日比谷公園西側方面に後退し、一隊は馬場先門方面に後退していつた。」（統一メーデー実行委員会「メーデー日報」一九五三年五月三日号）

「江戸城を築いた人たちは外からくる敵を内濠でまもるつもりであつたろうが、労働者は祝田橋の要所を江戸城の武士たちがやつた逆手をとつて、祝田橋を中心として闘いをつづけた。労働者は勇気をもりかえし、警官数名とアメリカ兵二名が濠になげこまれた。橋のたもとにある外国の高級車をひつくりかえした。」（アカハタ編集局「人民広場血のメーデー」）

「この〝惨劇〟が終つて数十名のプラウスを着た女が橋の広場側の松の根のところにゴロゴロしておつた。警官も死んだようになつて倒れておつた。（デモ隊）の一部が、車道を日比谷交叉点に向つてすすんだ。自動車（一二台）の焼打ち事件はその間のできごとだつた。」（週刊朝日、一九五二年五月一八日号）

「もうその頃は、乱闘発生から二時間以上も経つてゐたので、デモ隊以外の一般市民や通行人たちも、明瞭な反警官気分を持つていた。とにかく衆人環視の中で、自動車が引つくりかへされ、それに火がつけられる。警官隊がおしよせると、その犯人たちは、人垣にたすけられて、姿をくらましてしまふ。手提カバンをさげた通行人たちも、むしろそれをかばひ、警官隊から守るやうな傾向が、強くあらわれていた。」（梅崎春生、前掲）

四　第二三回中央メーデー実行委員会は、五月二日、つぎの声明書を発表した（実行委員会内の反対二票、保留二票）。

一、皇居前事件は、メーデー行事の完全に終了し、デモ隊が解散したのち、主に共産党系分子およびその影響下にあると思われる一団によりおこなわれた不祥事件で、実行委員会としては関知しない。

二、一部分子のこの行動は、国民的行事であるメーデーを破壊しようとする反労働者的行為であり、われわれはみずからの力により今後かかる行為を排除してゆくものである。

三、政府は、破防法をはじめとして、露骨な弾圧政策をとり、とくに皇居前広場の会場問題につき裁判決定を無視した態度は、

暴力行爲に絶好の条件をあたえたもので、さらに警察の発砲、催涙彈の乱射は、事態を激化したわけである。

四、メーデー実行委員会は、政府の責任を追及するとともに、この事件を口実とした政府の反動政策強化の意図にたいしては、だんこ反対する。

メーデー事件にたいして、各労仂組合はどのような態度をとつたであろうか。以下、重要なものを列挙しておこう。

（総評―五月二日声明）

（一）第二三回メーデーは、平和と民主主義を守る国民的行事として全国労仂都市において未曾有の大衆動員をえて、日本民主化の主柱がいよいよ強大となつたことを示した。

（二）しかし中央メーデー行事解散ののち日本共産党分子がおこなつた集団的暴力行爲は遂に流血の惨事をまきおこした。このことについては総評・労闘が何ら関知するところではないが、民主的労仂組合の責任において甚だいかんにたえない。

（三）今次事件は民主的労仂組合が営々としてつみあげてきた民主主義をいつきよに後退させ、反動ファッショ勢力を誘発するに至る危険があり、明かに階級的裏切り行爲と断ぜざるをえない。われわれは極左極右のいずれをとわず、かかる一切の暴力行爲にたいし厳正な批判をくわえ、断乎排撃するものである。

（四）わが総評は今日まで反動分子と共産党支配に抗争する民主的統一戦線を強化拡大し、破防法案、労仂法改悪などにあらわれた吉田政府の逆コースに対して整々たる三〇〇万の労闘ストをもつてたたかつてきたが、その間、共産党勢力の蠢動をゆるさず、いよいよ全国民の信頼をかちえてきたところである。

（五）しかして吉田政府は、必ずや破防法の必須を訴えるであろうが、すでに本事件は騒擾罪をもつて対処しているのであつて、みずから破防法の不要を証明してはないか。

（六）いまや今次事件を口実として、破防法案、労仂法改悪等をもつて、基本的人権をじゆうりんし、総評の打ちだす労仂運動を弾圧しようとするならば、いよいよ内外与論に訴え、さらに頑強な実力行使をもつて、これを阻止するところまでたたかい、吉田政府の反動政策をあくまで追及し、これと対決するであろう。

（賃金共闘―五月六日総会決定）

（原因）(イ)人民広場を使うことは、国民の権利であり、喜びである。両条約によつて日本の国土と人民を外国に売り渡した吉田政府がこれに対する国民の反対を抑えるために広場の使用を禁じた。(ロ)催涙ガス、拳銃の使用によつても、田中警視総監の証言によつても、当初から警察側は計画的に挑発したことは明らかである。

（責任）この事件の責任は吉田内閣と田中警視総監が負うべきである。

（自己批判）広場使用に関する闘いの進め方や、宣伝については、メーデー実行委としても自己批判が必要である。

（対策）

(イ)ブル新聞等のデマ宣伝を破砕して真相を正確に把握せしめるため宣伝を強化する。(ロ)破防法案、労仂法改悪反対闘争の撤回、労仂法改悪反対闘争を中心として全国的な闘いにもりあげるように闘争を組織すると同時に、メーデー実行委を恒常的に存続させ、本問題の解決に当るようにする。(ハ)被逮捕者の即時釈放、犠牲者の救援活動に努力する。

（新産別―「新産別」一五月一〇日号）

四〇万の大動員で飾られたメーデーが、一部共産系分子の突風

の如き暴挙によつて汚された人民広場事件は、その規模ややゝ口からみて、わが国運動労仂史上、未曾有の不祥事であつた。

しかし労仂者はあらゆる場合の騒乱を否定するものではない。否定すべきはメーデー事件の如き大衆から遊離した「左翼冒険主義」である。労仂者大衆が自然発生的な感情につまされて突発した闘いなら、これに如何に犠牲を伴つたからといつて、その積極的意義を評価するにやぶさかではない。

メーデー事件を機に、総評はじめ主要組合の中には積極的に共産党の戦術と対決するという傾向よりも、彼らの戦術を回避せんとする「一線を画する」動きがある。

もう一つ重要なことは、これを機に政府や資本家の分裂支配が推進されつつあることだ。われわれは共産党の戦術からの逃避の傾向と共に、支配階級の分裂策に対して絶対にのつてはならない。

（炭労）

今次事件は終戦以来、あらゆる困難をのりこえ、積みあげてきた民主主義の大道を後退させ、反動ファッショを復活せしむる危険をもち、労仂階級への裏切りである。この事件を口実にして破防法や労仂法改悪など労仂運動弾圧を実現せんとする政府の野望に対しては全組織をあげて闘う。

（私鉄―五月九日声明）

今次事件は暴力革命を指向する日共を中心とする計画的とも認められる行動であり、私鉄総連の指向する民主的労仂運動とは明確に対立するものである。

今次事件をもたらした一半の責任は現政府の亡国的反動政策にある。従つてこれと闘うことを忘れないが、彼らの行動はまさに日本労仂階級に対する反逆というべきである。

われわれはこの事件に藉口して労仂者の基本権を剝奪せんとするが如き政府には、断乎、実力行使をもつて闘うであろう。

（全自動車―機関紙一三五号のメーデー報告より）

(一)　メーデー当日の事件について厳正な批判を行わねばならぬ。かかる行動にでた人々の中に情勢判断の甘さと、これに基く多少のはね上りがあつたとすれば、重大なことである。

(二)　事件を機会に、反動政府は更に反動政策を強化するであろう。従つて吾々が事件の処理を誤り、労線の統一にひびを入れ、もり上つた民主戦線の力を後退させることは重大である。いろいろの不満はある。しかし、全労仂階級の上にたつて相互に批判し、しかも戦線の強化に役立たせねばならない。手を拱いたり、互いにいがみ合つたりして相手の攻撃にたいし大穴をあけてはならない。

(三)　メーデー当日かかる事件が発生し、一般労仂戦線からはね上つた形で敵の暴力の前に屈した点につき、吾々の闘争力の不足を自己批判しなければならない。労仂者の一般の闘いがもり上つていないと、一部の人々の闘いがはね上り、いろいろの誤りを犯し、これがはね返つて戦線全体の一時後退になることをわれわれは体験している。

（官労―五月七日声明）

人民広場は国民の広場であり、勤労大衆が利用するのは当然の権利であり、事実五〇万の大衆を収容する会場は人民広場を除いてはないのである。

しかるに、政府は何の根拠もなく使用を禁止し、裁判所の判決も無視した。この弾圧に対して、憤りを感じ人民広場に結集せんとする意思は外苑に集つた人々に共通のものであつた。この現れが直接的行動となつて人民広場に集り、期せずして整然たる示威

になつたのである。

しかるに政府は、武装警官隊をさし向けて挑発し、惨虐な弾圧をほしいままにした。この行爲が破防法の国会通過と共産党の弾圧を狙う反動勢力によつて企まれた挑発であることは外電や田中総監の発言によつて明らかである。しかもこの虐殺にあきず、多数の労仂者、学生を逮捕し、一部分子の煽動と規定することによつて、漸く顯著になつた労線統一の機運を攪乱しようと策している。

吾々はあくまで政府の責任を追求する。これを理由とした組合弾圧と破防法成立の意図には断乎闘う。

（全金属―五月六日、指示第七号）

(一) 真相が全組合に徹底するよう他組合にも資料を提供して宣伝の拡大・強化に努める。

(二) 宣伝には京都の御所前広場使用を暴力で禁じた事実、その他一連の戦争政策、天皇神格化の促進、言論・集会・結社の禁止をねらう破防法の実績かせぎの事実を指摘すること。またメーデー実行委が広場獲得の闘いを直前にきて意識的にさぼつたこともあわせて宣伝する。

(三) 政府に対する抗議大会を直ちに意識的に計画すること。犠牲者の家族も動員して、あくまで実行委の責任回避を追求して階級全体の問題として責任ある行動を起させるよう要求する。

(四) 資本家階級の宣伝に乗じて統一行動を蹂躙したり、分裂的傾向にでるものには宣伝と説得を行うとともに、仮借なき闘いを展開して真の統一を前進させる。

(五) 賃上げを中心とする一切の要求を、憲法粉砕・打倒吉田の要求と行動に統一する先頭にたつ。この闘いを中央に結集し、国際問題とする活動を積極化する。

前後の事情

(1) 東京では五〇万、六〇万の大集会の場所は人民広場以外にない。

(2) 労仂者階級の統一の闘いが進む中で、年一回のメーデーには人民広場を使いたいという要求が、全般的なものになつていた。

(3) 東京地裁は「人民広場を使わせよ」という判決をだしたが、政府はそれを拒否し、メーデー実行委もメーデー直前その獲得闘争をさぼつての憤激を買つた。

(4) 神宮外苑の大会場でも「人民広場へ行こう」という緊急動議が出され、重盛議長はそのことを大衆にはかつたが、マイクが故障しており、混乱もしていて、全般に徹底しなかつたが、前の方にいたものは賛成々々と連呼したといわれた。

(5) 人民広場で殺された青年は都職労の組合員であり、国鉄の旗もここで奪われている。官労や炭労は大会で「メーデーは人民広場を使う」ときめてあり、当日、人民広場におしかけたのは政府がわが宣伝するような〝一部分子〟ではない。

(6) 人民広場にはじめに入つた中央区を主隊とする部隊は全地区が一応参集し終るのを待つて、「歴史的メーデー」を全体として確認し合つて解散しようという気持で後続を待つうちに、武装警官に一せいにおそいかかられた。

(7) 警官の発砲は威かくでなく折敷の姿勢での狙い射ちであつた。

(8) 警官はすでに前日一六発の実弾発射の指示をうけ用意していたといわれる。

(9) 射殺死体の確認されたものは高橋君だけで、他にも目撃者があつて死体不明のものがあるといわれ、また、地裁前では学

生がMPに六発うたれたのをみたという人もあらわれた。

(10)　田中警視総監は五月二日衆議院法務委員会で自由党委員の質問にこたえて次のように語つた。「デモ隊を道路上で処理すれば附近の人に迷惑をかけると思い、皇居前広場に誘導してこれを行つた。」

(11)　五月二日、メーデー実行委員会はブル新の主張、政府声明とまつたく同じような態度で、人民広場の血の弾圧を「一部共産分子による騒じようで、反階級的である」と、責任が大衆がわにあると声明した。従来、メーデー実行委員会というものは参加者の帰りの電車事故についてまで事後処理にあたつたものであるが、今回はあれほどの大問題を調査も行わず、いきなり用意された声明書に大多数が賛成してしまつた。

また虐殺事件対策委員会（産別会館内）は五月二日、つぎのような声明を発表した。

一、判決をふみにじつた政府。

人民広場は国民の誰にも使う権利があるのである。人民広場を警察や予備隊の閲兵場として使いながらメーデーには使わせないということは、労仂運動を弾圧し国民の正当な権利を奪う不当な措置であつた。

世論はすべて政府を非難した。東京地裁は総評の訴えを正当と判決した。しかるに政府はこの判決さえふみにじつたのである。

もしわれわれが法律や判決に従わねば政府はわれわれを直ちに検束し牢獄におしこんでいる。政府だけが法律をふみにじつてよいという理窟はどこにあるか。一切の責任が政府にあることはあまりにも明らかではないか。

二、計画的な武力弾圧。

国警、警視庁などは計画的に武力弾圧を用意していた。彼らは警官一人に対して、「一人で一六発うつてよし」として実弾を支給した。彼等は催涙・ガス弾をあらかじめ用意し、防毒マスクを用意してきた。労仂者が何ら武器をもたないことは明らかなのにもかかわらず、彼らは圧倒的優勢な武器をもつて殺戮をほしいままにした。

都職労の組合員高橋正夫君を一日夜九時すぎから一〇時すぎまで、湯本検事、鑑識課医師、青柳弁護士、中田医師（代々木診療所）らが検査したが、その結果、ピストルの弾丸が後方の腰の背骨から入り心臓をぬけ、左胸第六肋骨附近を貫通していることが明らかになつた。弾丸の入口は小さいが出口は楕円の形で大きい。

当局は「流れ玉に当つて死んだ」とか「威かく射撃」とかいつているが、下方からのねらい射ちをしたことはこれで明らかである。警官隊は軍隊式に折敷をして一斉射撃をしている。意識的な殺人行為であることは疑う余地がない。五月二日、東大で解剖することになつている。

以上のことが民主主義をとなえる公僕の立場から許されないことは明らかではないか。

三、女子供にも鬼畜のふるまい。

警官隊は樫の棍棒でめつた打ちした。大の男が本格的に身ごらえをして飛びかかつてくるのである。帽子をかぶらぬ頭をうたれて血をふいてたおれているものは少くない。

われわれのものである人民広場に入るのに何故うたれねばならぬ理由があるか。彼らは女、子供や老人までおそいかかつた。

女の自由労仂者が一人射ち殺されたという情報がある。松の木の下で悶死した姿が確認されているが死体が解らぬという。

四、この悪ぎやくを見よ。

現在まで判明しているところでは次の通りである。

イ、○死者一名　東京都民生局員、都職労組合員、高橋正夫君
　　○射たれて行方不明の者七名
　　○重傷五一名（危篤五名、弾丸が体内に打ちこまれたものが多いという）
　　○軽傷約四〇〇名（医師が治療した人数、三針ないし五針、現地及び病院）

ロ、商業新聞によれば重軽傷者は左記の通りである。
東京病院　手当を受けた者　一三八名（毎日）
　　入院　七名（毎日）
　　重傷　二二名（朝日）
済生会病院　手当を受けた者　五四名（毎日）
　　入院　三七名（毎日）
　　三七名（朝日）
警察病院　重傷
調査もれ　約二〇〇名（現場で手当してそのままかえつたもの）。

ハ、五月二日午前二時、第一・第三予備隊の約一〇〇名は慈恵医科大学病院をおそい、医局員を強要して当人の写真、指紋をとり勝手な調書をデッチあげて引き上げた。逮捕状も出された。
済生会病院も同様である。
ニ、東大学生の報告によれば警官がどこかへ運び去つたという。
学生は即死し、死体は警官が射ち殺されたという情報がある。警官は、
　ほかに広場で一名が射ち殺されたという情報がある。警官はホウタイしたものを片つばしから逮捕している。

五、問題の本質は次の点にある。
1、人民広場は国民のものである。講和発効の前でも使えたのが、発効後使えないでよいか。
2、政府だけが法律にも、判決にもしたがわないでよいか。
3、政府は国民が正当な権利を行使するのに武力で弾圧し、勝手に殺してよいか。
4、この問題は一部の人の問題でなく、全労仂者の問題であり、全国民の問題である。
　今日のメーデースローガンに再軍備反対、民族の独立を闘いとれ、とあるが、人民広場だつかんの闘争が再軍備反対、民族独立の民族闘争ではないか。
5、この闘争を発展させて敵の追いうちを撃退するだけでなく更に民族独立の闘争を前進させるためには、各労仂組合は何をやつたらよいか。
　人ごととして放置しておくことが許されるだろうか。
なお世界労連から、日本連絡事務局あてに、五月八日つぎの激励電報がついた。

　世界労連は、全世界八〇〇〇万組織労仂者の名において、弾圧法規と、単独講和条約と、維持されるアメリカ支配に反対しておこなわれた日本労仂者階級のメーデー闘争にあいさつをおくる。
　世界労連は、倒れた諸君の遺家族に弔意を表し、傷ついた数百の諸君に同情を示し、投獄された諸君の釈放をかちとるための統一行動を期待する。
　世界労連は、賃上げと、民族独立と、平和のために諸君がひきつづき打出す闘争を全面的に支持するものである。
　このメーデーへの弾圧は、「さらに、全労仂者の反抗をよびおこした。五月二〇日には、東京において、五〇〇〇名の労仂者によつて犠牲者の追悼会がおこなわれ、虐殺された兄弟の復讐が誓われた。五月三〇日には、全国数か所で、弾圧のなかで抗議デモが決行され、東京においてはさらに三名の労仂者が虐殺されるなど、敵階級

の弾圧の狂暴化にもかかわらず、抗議闘争は全国に拡大した。」（金子健太「一九五二年における日本労仂組合の戦争政策とファシズムに対する闘い」、世界労仂組合運動誌一九五三年二月下旬号）。

第六章　世界の労仂運動

第一節　労仂者の生活と労仂の諸条件の変化

一九五二年には、資本主義国、植民地、従属国の労仂者は、再軍備の増大、諸民族の従属化と、戦争政策の結果としてあらわれた世界的な過剰生産恐慌――消費財生産部門、農業を中心にはじまり、一九五二年をつうじて、ほとんどすべての生産部門におよんでいる――とをつうじて、ほとんどすべての生産部門におよぼうとして低落を示したが、それにもかかわらず、資本主義国、植民地、従属国では、軍備費がますます増加され、そのうえ、多くの国で、軍拡政策による国際収支の破綻を回避する目的で民需品の輸入削減が行われたため、民需品の小売物価はなお年間をつうじて上昇を示し、労仂者の生計費は騰貴し、しかも、労仂者の賃金の増加率は、生計費の騰貴率に追いついていない。

次表は、国連統計によつてみた、若干の資本主義国の生計費指数であるが、五二年末の生計費指数を五一年に比べると、オーストラリアで二七ポイント、フランスで一五ポイント、西ドイツで二ポイント、イギリス一二ポイント、アメリカ三ポイント、イタリア六ポイント、インド六ポイントの上昇をしめしている。

この五二年に示された生計費の年間上昇率については二つの点が注目される。

第一は、生計費の騰貴率が一九五一年度にみられたよりも少かつたからといつて、それが労仂者階級の生活水準に与えた影響は、決してそれだけ少かつたとはいえないことである。すなわち、一九五二年前における実質賃金の切り下げは、すでに生活必需品にたいする大衆の購買力にいちじるしい影響を与える程度にまですすんでおり、そこからすでに、これらの商品の生産部門で、過剰生産恐慌が発展している。五二年における実質賃金の切下げは、このことを前

生計費指数　(1948=100)

		オーストラリア	フランス＊	西独	イギリス	アメリカ	イタリア	インド
1950		120	111	93	106	100	100	103
1951		146	130	100	116	108	110	109
1952	1月		146	104	122	110	111	109
	2月	162	148	103	123	109	113	107
	3月		148	103	123	109	113	103
	4月		147	102	125	110	114	114
	5月	171	144	101	125	110	114	112
	6月		143	101	128	110	115	112
	7月		143	101	128	111	115	109
	8月	173	145	101	127	111	115	112
	9月		146	101	126	111	116	113
	10月		145	101	128	111	116	114
	11月		144	102	128	111	116	115
	12月		145	…	128	111	…	…

(＊ 1949=100)

提として、そのうえさらにおこなわれているのだということに注目する必要がある。

第二に、このように、五一年中、労仂者階級は、インフレーションを通じて、実質賃金を切り下げられたのであるが、それにもかかわらず、この生計費の騰貴率の減少は、いわゆる戦争恐慌のさなかで、労仂者階級にたいする搾取が、インフレを通じて行われるよりもむしろ、合理化による労仂強化、失業、増税などをつうじて行われる方向へと向いつつあることを示している。

増税の指標としては、北大西洋条約参加諸国の軍事費が、一九四九―五〇年度、一九五〇―五一年度、一九五一―五二年度、一九五二―五三年度とすすむにつれて、一九三億ドル、三〇七億ドル、五九六億ドル、七四八億ドルという具合に増加していることを挙げれば充分であろう。

なお、アメリカで物価騰貴と増税によつて、実質賃金がいかに切下げられているかについて、アメリカの労仂組合は、一九四九年から五二年までのあいだに平均賃金は一年一五〇ドルの割合で減少したと計算しており、これに家賃、地代、医療費、交通費等の値上りを考えれば減少分はもつとひどいとみている。

またアメリカの繊維産業では五二年春に労仂者の時間給が不況を理由に七・五―八・五セント切下げられ、農業機械製作にあたるインターナショナル・ハーヴェスターでもまた四か月のストライキのち、一〇―一五%の賃下げが行われた。

イギリスでは、政府の統計によると、五一年と五二年の各一年間における名目賃金、小売物価、食糧品価格の上昇率は次の通りである。

	(賃金率の増加)	(全小売物価指数の上昇)	(食糧品価格指数の上昇)
一九五〇年十二月―一九五一年十二月	一〇・五%	一二%	一六%
一九五一年十二月―一九五二年十二月	五・六%	五・七%	一三%

すなわち、五二年には名目賃金は小売物価指数の上昇にほとんどおくれてはいない。だが、それにかかわらず、五二年に賃金は五一年に失つた分をとりかえしていないばかりか、食糧価格の騰貴には

はなはだしい立ちおくれを示している。

こうした実質賃金の低下は、さきにみたような、大衆購買力の甚しい低下となつてあらわれているのである。

なお、実質賃金の切下げは、婦人の場合に、男女の差別待遇を通じていつそう甚しくおこなわれ、いわば男女の差別待遇がたとえばアメリカでの黒人にたいする人種的差別待遇と同じく、賃金切下げのテコに使われていることを指摘する必要があろう。

婦人参政権を最初に認めたことを誇りとしているスカンジナヴィア諸国でも、男女の賃金の差は、スウェーデン、ノルウェー、デンマークで三〇―四〇%、フィンランドで一七%に達した。イギリスでは、一九五〇年四月には婦人の賃金は男子の賃金の五五・二%であつたのが、一九五二年四月には五三%に低下している。イタリアでは、労仂組合婦人委員会とイタリア婦人同盟が実施した調査によると、男女の賃金差は平均二〇―三〇%に達している。フランスでは、男女の賃金差は一九五〇年の八%から五二年の一五%へと漸次拡大する傾向をしめしている。西ドイツでは、婦人の賃金は男子の賃金を三五%も下廻り、しかも三五才以上の婦人労仂者の六四%までが失業している。アメリカでは、婦人の賃金は平均して男子の賃金の五五%に達したにすぎない。

五二年をつうじて資本主義世界の労仂者階級がいかに窮乏化したかについて、参考になるのは、アメリカをはじめ西欧諸国における生活必需品の消費高の減少である。戦前の水準に比べてアメリカでは、五二年の一人当消費量は、バターは四六%、牛肉は一四%、小麦は一六%だけ低下しており、イギリスでは、バターは五四%、缶詰魚肉五二%、米四〇%、砂糖一九%だけ、それぞれ低下している。また、イギリスの数百万の労仂者は、五二年には、配給制の食糧さえ買えなくなつてきている。たとえば、一食分にしかあたらぬ週一回の肉の配給をことわるものが、八月には一八四万八〇〇〇、一〇月には一九二万六〇〇〇、一二月には二三一万八〇〇〇に達していることが、これを明白に示している。

また繊維製品、靴の消費高は、国連欧州経済委員会の統計によると、一九四九年に比べて一九五二年第一・四半期には、フランスとデンマークで一三%、ベルギーで二二%、スウェーデンで二三%、イギリスで二六%、オランダで二七%、オーストリアで三七%減つている。

この間、五二年をつうじて、独占資本の利潤は、なお巨大な額にのぼつた。

アメリカでは、五二年中には、長期間にわたつた鉄鋼ストライキと繊維産業部門での過剰生産恐慌の影響をうけて、会社利潤の総額（税差引後）は、未曾有の高水準に達した五一年をやや下廻つたが、それでもなお四一五億ドルという巨額を示し、しかも株式配当額は、五一年水準を上廻つた。

イギリスでは、シティ筋の新聞は会社利潤の増加率が減少したと不満をのべており、事実一九五一年に示された年間利潤増加率二五%にはおよばなかつたが、それでもなお、フィナンシャル・タイムズ紙が調査した三〇〇〇の諸会社の五二年度の利潤は、前年を一一五%上廻つている。

フランスでは、国民所得のうち、賃金の占める割合は、一九三八年の四五%から、一九五二年の三〇%へと減少しているのにたいして、資本家の利潤の占める割合は、三八年の三五%から五二年の五二%へとふえている。

社会主義、人民民主主義の国では、五二年中、労仂者のうけとる賃金は次のような増加をしめし、それぞれ労仂者の生活水準は高まつた。

ソ同盟では、主として物価引下の形による実質賃金の引上げにより、労仂者と事務員の所得は前年より一人あたり七%、農民のそれは八%ふえた。このことは、五二年中に、恐慌をしらぬソ同盟の経済が、総工業生産高一一%、小麦収穫高二三%という生産増加に示されたような発展をとげたこと、そしてこの生産増加により国民所得が一一%ふえ、この国民所得の増加がそのまま、労仂者、農民の所得の増加となつてあらわれたことによるのである（但し、国民所得の四分の一は、社会主義生産の拡大と全社会的必要の充足にあてられた）。そしてこの実質賃金の増加は、五二年に、国営商業、協同組合商業を通じての国民の消費物資購入高が前年に比べて一〇%増加し、コルホーズ市場での購入高もまた増加したということに明瞭にうつしだされている。

人民民主主義諸国では、工業生産高は前年に比べて、ポーランド二%、チェコスロヴァキア一八%、ブルガリア一八%、ハンガリー二三・六%、ルーマニア二三%だけ、それぞれ増加し、また穀物収穫高は、ハンガリーをのぞいてポーランド四%、ブルガリア一一・三%という具合に、それぞれ増加した。このような工業と農業の発展に応じて、五二年の国民所得は、五一年に比べて、ポーランドで一〇%、チェコスロヴァキアで一五%と、各国とも増加し、賃金フォンドもチェコスロヴァキア一一%、ハンガリー一三・五%と、いずれも前年よりふえた。消費物資の供給状況も改善され、五二年中にハンガリーでは配給制が完全になくなり、ブルガリアでも切符制が廃止された。小売商品販売高も各国ともにふえ、ブルガリアでは増加率二二・二%をしめし、チェコスロヴァキアでは、五一年に比べてパン一〇%、菓子類二三%、肉および肉製品二%、動物性油九%、腕時計、懐中時計一六%、家具三〇%、自転車三%といずれも増加した。

中国では五二年中に土地改革を完了したほか、工業生産の面では、石炭をのぞいて各部門とも、戦前水準を突破し、鋼鉄一一四%、鋼塊一五五%、鋼一六七%、石炭九〇%、電力一一五%、セメント一四八%、綿糸一四四%、綿布一六一%、紙二三四%、小麦粉一〇六%、石油一三六%という数字を示した。このような生産増加にともない、五二年の労仂者の平均賃金は前年に比べて六〇%、一九四九年に比べて一二〇%の増加をしめした。中国労仂者の実質賃金の増加は、五二年の購買力の増加になによりもよく示されており、前年に比べて、国営商業の総販売額は、六〇・九三%、協同組合販売額は一六〇%、国営企業協同組合ならびに私営工商業営業総額は三九・七三%ふえている。

資本主義的合理化と社会主義的生産性　一九五二年には過剰生産恐慌の発展にともない、資本主義国、植民地、従属国では、独占資本による産業合理化がすすみ、これが一面で、失業を増加させるとともに、他面で、労仂の搾取率をつよめている。

アメリカでは、とくに自動車産業で、いわゆる「スピード・アップ」が甚しくすすめられているので、五二年中には、自動車産業労仂者は数回にわたつてストライキをもつてこれに抗議した。一例をあげるとジェネラル・モータース・シボレー工場では、クランクシャフト部の労仂者の搬出量は一日当り七六〇〇ポンドを増して、八時間一人当り搬出量は六万四〇〇〇ポンドになつた。このような生産割当量の増加が、経営者側の利潤を増加させていることは、明らかで、ＡＦＬの資料は、一九四九―五二年の四年間に、アメリカの一人当り生産は一三・二%増加したのにたいして、実質賃金は七%しか増加していないとのべている。

イギリスでは、モリス・エンジン工場の閉鎖から、食堂でのセルフ・サーヴィスの方法の採用にいたるまで、いろいろな形での合理

化が五二年中に開始された。企業の閉鎖あるいは合同が、紡績、紡績機械、亜鉛板、ガラス、航空機などの諸産業にみられた。そしてこれとならんで、職場内には、作業方法の「合理化」や、能率給その他の労仂強化をめざすいろいろな方法が導入された。（World News and Views, No. 13, 1953）

西ドイツでは、資本主義的合理化によつて労仂が強化された結果、一九四九年から五二年九月までのあいだに、一時間当り労仂生産性は平均三四％増加した。

フランスでは、一九五一年十二月から一九五二年十二月までのあいだに、諸会社の支払つた賃金総額は、一〇％減少しており、総国民所得のうち賃金の占める割合は、一九三八年四五％、一九四八年四〇％、一九五二年三〇％と激減を示し、他方、資本家の利潤の占める割合はこの間、三五％、四〇％、五二％と逆比例して増加している。こういう一般的な情勢の中で、たとえばシトロエン自動車工場での労仂強化は次のようにすすめられている。すなわち、一九四六年から五一年までのあいだに、この工場で仂く労仂者の数は四三％ふえたにすぎないのに、生産は三一三％増加し、利潤は一〇〇〇％増加しているのである。

イタリアでは、一九五二年の第三回イタリア労仂総同盟大会の報告で、次のように報告されている。フィアット自動車工場では、一九四八年から五一年までのあいだに、生産は五五％増大したが、賃金は一五％ふえたにすぎない。トリノのランチア金属工場の労仂者一人当りの生産は、五一年一月から五二年七月までのあいだに四五％増加したが、雇用労仂者数は同じ期間に七％も減少した。五二年末の数か月間に、イタリアの紡績産業の生産は五〇％増加したが、この間雇用労仂者の数は全くふえておらず、しかも紡績諸会社は平均して生産量一キログラム当り一五〇リラの純益をあげているのである。

社会主義陣営の国々、ソ同盟、人民民主主義諸国、中国でも、新しい技術の導入、機械化、電化を通じて五二年中たえず労仂生産性はたかめられたが、それは独占資本の利潤をたかめ、労仂の搾取率をつよめるのでなく、それだけ労仂者の労仂条件を改善し生活水準をたかめるのに役立つた。

ソ同盟では例えば高炉の有効容量利用率は五％改善され、平炉の炉床一平方メートルあたり出鋼量は三％ふえた。発電所省管轄の水力発電所の総合機械は年末までに全部自動操作にきりかえられた。石炭省管轄の炭坑では、すでに一九五二年以前に刻込み、後送、搬出の作業の機械化が完了していたが、五二年には採炭工程中でもつとも労力を要する切羽での石炭の集積、坑道準備のさいの石炭と岩石の集積の機械化がすすめられた。前年に比べて前者は二五％、後者は一七％だけ機械の作業量が増加した。農業部面での技術装備もこの年にさらにすすんだ。この一年間にトラクターは一三万一〇〇〇台、穀物コンバイン四万一〇〇〇台、トラック五万七〇〇〇台、その他各種の農耕、収穫、畜産用機械および設備は二〇〇万以上も供給された。このため、コルホーズではこの一年間に耕作のほとんど全部と播種の八〇％以上が機械化された。

以上のような機械化、技術の向上、電化等によつてソ同盟の労仂生産性は、五二年には前年に比べて七％だけ高まつた。

人民民主主義諸国でも、五二年をつうじて、各国で生産行程の機械化と新技術の導入がひろくおこなわれた。労仂者のあいだでは、社会主義競争が展開された。ポーランドだけでも、この一年間に、合理化提案と発明約一二万五〇〇〇がとりいれられた。その結果、工業での労仂生産性は、ポーランドで一三％以上、チェコスロヴァキアで一五％、ブルガリアで一一％、ハンガリーで七・六％それぞれ高まつた。

中国では、社会主義競争に参加した労仂者は一九五〇年の六八万三〇〇〇名、五一年の二三八万名のあとをうけて、五二年には二八二万名に達した。この三年間に労仂者が提案した合理化案は一〇〇万件におよび、そのうち四八万件が採用された。そしてこの大衆運動をつうじて、機械施設は改善され、労仂者の技術はたかまり、労仂生産性がひきあげられ、労仂条件と生活水準がひきあげられた。

雇用と失業の変化　一九五二年には資本主義国、植民地、従属国では、アメリカをのぞいて、例外なしに、失業者数が増加した。

一九五一年におけるこれらの諸国の失業の増加は、一部は、軍需生産の拡大によつて民需生産部門への原料、施設、資金の割当が減少したことによるものであり、他の一部は、民需生産部門にあらわれた過剰生産恐慌にともなう生産縮小によるものであつた。

だが、五二年には、もはや五一年にみられた前者の要因はほとんどなくなり、主要な要因は、過剰生産にともなう生産縮小に移つている。

しかも、五〇年から五一年にかけては、軍備拡張により、軍需生産部門の雇用と兵員の増加が、主要資本主義国での失業の増加をくいとめ、むしろ、失業を減少させる傾向さえみせていた。ところが、五二年に入ると、軍備拡張ももはや失業の増加をおさえきれなくなつている。

だが、五二年中に失業者数の減少した唯一の国アメリカでさえ、決して、生産部門での雇用の増大がこれをもたらしていないことは、次の事実がこれを示している。

アメリカでは、国連発表の失業統計によると、一九五一年一二月—一九五二年一二月の一か年間に、失業者数は約二八万減少したことになり、一九五〇年からみれば、約一七五万減少している。だが、この場合、朝鮮戦争開始以来、兵員数が二五〇万増加して四〇〇

失　業　者　数（国連統計による）

（単位1,000人）	フランス	西ドイツ	イタリア	イギリス	アメリカ	インド
数字の根拠	求職者	失業登録	失業登録	失業保険	労仂力	求職者
1950年各月平均	152.9	1,580	1,615	341.1	3,142	314.3
1951年各月平均	120.1	1,432	1,721	281.1	1,879	338.4
1951年　12月	116.4	1,654	1,871	342.7	1,674	328.7
1952年　1月	132.0	1,825	2,016	425.9	2,054	321.7
2月	140.1	1,893	2,048	446.6	2,086	325.6
3月	135.1	1,580	1,994	479.8	1,804	241.4
4月	127.4	1,442	1,870	517.6	1,612	360.2
5月	120.5	1,312	1,837	518.6	1,602	366.6
6月	110.5	1,240	1,829	489.6	1,818	381.7
7月	105.3	1,155	1,809	453.8	1,442	418.9
8月	108.8	1,107	…	449.1	1,604	412.1
9月	118.6	1,051	…	434.1	1,438	407.9
10月	142.9	1,028	…	439.8	1,284	413.5
11月	158.0	1,247	…	450.3	1,418	420.7
12月	…	1,688	…	445.1	1,398	…

万に達していることを考えるならば、五二年には完全失業者と軍隊にいて生産面を離れている者の者の数は五〇〇万以上に達していたことになる。

イギリスでは、五一年一二月から五二年一二月までのあいだに、兵員数が約二万ふえ、軍需産業に雇用される労仂者数は八五万に達したにもかかわらず、経済恐慌の発展による失業の増大を阻止しえなかつた。

イギリスの失業者数は、一九五一年一二月の三四万二〇〇〇から、五二年一二月の四四万五一〇〇へと、年間を通じて約一〇万増加をしめした。上半期の失業の増加は主として繊維産業の生産縮小によるもので、五月には失業者は総計五一万八六〇〇をかぞえたが、その後、繊維産業の生産回復にともない、繊維生産での雇用はかなり増加したにもかかわらず、失業者総数はあまり減少せず、九月には四三万四一〇〇にまで減少したのち、再び年末にかけて増加傾向に転じたのは、過剰生産恐慌が機械、化学、ゴム、土建産業にまで波及し、これらの部門で失業が増大しはじめたからである。

フランスでは前頁の表に示した求職者数のほかに政府が発表した失業統計によると、完全失業者数は五一年年央の二八万から五二年末の約六〇万へと増加し、さらに部分失業者は少くとも二五〇万におよんでいる。失業の増加は、繊維をはじめとする主要消費財部門全般から、さらにシューマン計画の結果として、鉄鋼、石炭に及んでいる。

イタリアでは、失業登録者一八〇万のほかに、失業農業労仂者ならびに土地のない農民二〇〇万——主として南イタリアの——を加える必要がある。

植民地、従属諸国のばあいには五二年をつうじてみられた原料品の価格低下、アメリカ資本の導入とアメリカ商品の流入による民族産業の破壊、アメリカ資本の導入による砿業部門の生産増加と密接な関連をもちつつ、これと逆行してすすむ農業生産の破壊などをつうじて、失業者数はますますふえている。

たとえば「トルコでは、四人に一人の割で失業している。イランは百万人以上の失業者をかかえている。」「エジプト、パキスタン、キューバの農業労仂者は一年に平均四か月しか就業できない。またイギリス労仂党の出版したパンフレットによれば、インドの農業労仂者のうち失業している者は五〇〇万人に達している。(United Action Against Unemployment Scourge, by Henri Jourdain, World Trade Union Movement, No. 20, 1952)

またインドネシアでは、「総人口 七五〇〇万のうち、農業労仂者、土地のない貧農九四二万をふくめて、完全失業者、部分失業者は合計 一五〇〇 万人にのぼつている。(By John Wolfard, An Interview with Njono, General Secretary of the Central Council of All Indonesian Trade Unions, World Trade Union Movement No. 9, 1953)

これらの、資本主義国、植民地、従属国における失業の増大は、労仂者階級の絶体的窮乏化をおしすすめたことはいうまでもない。しかも、のちにみるように、失業の増大につれて、しばしば失業保険その他の社会的給付がうちきられるか、もしくは低減されたことをここに指摘しておく必要がある。だが、それだけではない。独占資本は、失業の増大を利用して、雇用されている労仂者の賃金値上げを要求する運動を阻止する機会にめぐまれたのである。したがつて、労仂者階級は、周囲に多くの仲間が失業している国では、自己の生活水準をまもる闘争を失業反対の運動、失業者を雇用させる運動と結合して行わざるをえなかつた。たとえば、イタリアの農業労仂者をはじめ各種部門の労仂者、西ドイツの港湾労仂者などがその典

型的な例である。

なお、資本主義国、植民地、従属国では、とくに青年のあいだに失業の脅威にさらされたものが多かつたことをここに指摘しておく必要がある。このことは、西欧諸国をはじめ、それに従属した諸国政府が、軍隊、警官、保安隊などの拡充のために、ますます多くの青年を要求していたことと密接な関係がある。

西ドイツでは失業者の二八%が青年であつて、一九五〇年に学校を卒業した者は七五万人が就業につけず、一九五一年には、政府の統計によると、はじめての就職口をさがしている青年の数は、一九四八年十月には三〇万六一七一名であつたのが、一九五一年一二月には、約八五%ふえて、五六万四五八八人に達した。また一九五三年三月にひらかれた国際社会保障会議の席上イタリアの代表マリエッタ氏は、イタリアの青年失業者の問題にふれて、「現在、職業紹介所に登録されている失業者の約三〇%は、それまでに一年以上就業した経験のないものであり、さらに登録失業者の五三%以上はまつたく就業未経験である」と報告している。

他方、ソ同盟、人民主主義諸国、中国などでは、失業は問題にならなかつた。生産面に雇用される人々は前年にひきつづき増大した。ソ同盟では五二年中に国民経済に仂く労仂者ならびに事務員の数は九〇万ふえ、五二年末には四一七〇万に達している。

社会保障　資本主義諸国、植民地、従属国では、前年にひきつづき国家予算のますます多くが軍事支出にまわされた結果、一九五二年には、すでに社会保障制度がある程度確立している西欧諸国で、とくに独占資本の側から、既存の社会保障制度にたいする攻撃が強められた。

健康保険制度の部面では、第一にイギリスで、四月から、医師の処方と歯科医療の費用の一部の患者負担が実施された。ベルギーでは、五月一日から、数千種の薬品の使用と特殊の医療が健康保険の適用を除外され、さらに健康保険費が引上げられた。そのうえ、一二月三一日には、健康保険資金の再編成に関する法令が発布され、これまで民間健康保険団体にたいする政府の補助金は無制限に与えられていたのを、以後その資金の一六%とし、各団体の独立採算制がとられることになつた。オーストラリアでも、五二年には、これまで無料であつた公立病院の医療が患者負担にきりかえられた。フランスでは、一二月二九日新しい法令が施行され、必要な文書がととのわぬ限り、社会保障局は出産手当ならびに傷病保険金の給付を拒否してよいことになつた。フランスでは、労仂者階級の反対運動がきわめて強いため、政府は主として、管理面を通じて健康保険支出の削減をはかつており、右の法令もその一例であるが、これとならんで、次のような事実も報告されている。すなわち、フランスの社会保障支出は、五二年第二・四半期の一億〇五一一万フランから第三・四半期の一億〇〇七三万フランへと減少しているが、これについて「ル・モンド」紙は、「多くの場合、法律できめられたよりも低い水準に手当の給付額をおさえることによつて、この歓迎すべき結果がえられた……」とのべているのである。

養老年金にたいしては、インフレーションを通じての実質的切下げと、受給資格をいつそうせばめるという方法をつうじて、――たとえば、受給資格獲得年限の延長、他に収入源があるとか、子供の収入があるとかの理由など――攻撃が加えられた。オーストリアでは、「労仂者階級以外の分子を除外する」という口実のもとに、二〇年以上も掛金をおさめてきた数千の老令勤労者が受給資格をとりあげられた。フランスとオーストリアでは、近代的な工業化された社会では、活動しうる年令が延長されたという口実で退職年令が引

上げられた。

失業保険の部面では、あらゆる手段を使つて、失業保険給付の切下げがもくろまれている。このことは、経済不況にともなう全般的な失業者数の増大と、労仂者階級の生活水準にたいする独占資本の側からの攻撃の形態の重点がインフレーションから合理化へと移りはじめていることと関連している。たとえば西ドイツでは一人当りの失業保険給付額は五二年には未曾有の低さに達し、戦前水準に比べて独身の失業者は三〇%、四人家族の失業者は五〇%の給付をうけとつたにすぎない。さらに五二年一〇月にはデンマークのコペンハーゲン市当局が失業者にたいする燃料の割当を停止したことは、失業者にたいする攻撃がいかに強まり手段をえらばぬものになつているかを示している。

以上、社会保障に対する攻撃は、あらゆる部面をつうじて、主として、社会保障に関する法令を改訂することよりも、むしろ管理面の操作を通じて行われていることは特徴的である。このことは、社会保障費の削減に反対する労仂者階級の運動の強化の結果であるとともに、労仂者階級が、社会保障制度の管理に直接参加することの必要性をたかめた。

他面、一九五二年には、幾つかの国で、労仂者階級は統一行動をつうじて社会保障制度を前進させることに成功した。スウェーデンでは、労仂組合と他の諸団体の長年にわたる運動の結果、綜合的な社会保障制度の実現に成功した。イタリアでは、労仂総同盟の闘争によつて、法律により手当を支給される職業病の種類を、これまでの六種から二〇種にひきあげる法令が一一月から実施されることになつた。チリーでは、労仂者階級を中心とする激烈な闘争の結果、七月二八日、社会保障制度に関する法律が施行され、チリーはアメリカ大陸でもつともすぐれた社会保障立法をもつ国の一つとなつた。

このほかオランダ、ウルグワイ、その他の諸国で、社会保障制度の部分的改善が行われている。

ソ同盟、人民民主義諸国、中国では、社会保障のために国家が支出する額は、五二年にもひきつづき増加され、社会保障制度がいつそう完全なものにむかつて前進し、労仂者の生活水準を向上させるうえに大きな役割を果した。

ソ同盟では、五二年に支出された社会保障費の総額は一九五一年よりもさらにふえ、二一四億ルーブルに達した。一九四〇年の支出を一〇〇とする指数でこれを示すならば、一九四八年の一八八・三、五二年は二四八・三を示している。休息の家、サナトリウムで休養した労仂者の数は、この年だけで二八〇万名に達した。全国民を包含し、労仂者、被雇用者は全然、社会保障費の掛金を負担せず、その他、手当支給の面についてもあますところなく社会保障制度が完備しているソ同盟では、主として改善はその内容の面にむけられた。

人民民主主義諸国では五二年をつうじて社会保障制度が拡充された。チェコスロヴァキアを例にとれば、社会保障費は上表の如く増大している。

アルバニアでは、一九五二年には社会保障をうける労仂者数が一九四七年の約二倍半に達した。ポーランドでは、戦前に

チェコスロヴァキアの社会保障費

（単位100万クラウン）

	1949	1952
労仂者の健康維持のために支出された額	7,124	10,680
病気，老令，産業災害の保障費	24,452	34,187
出産奨励手当	5,139	8,801
計	36,715	53,668

は社会保障をうけた者の数は総人口の一七%にすぎなかつたが、二五年には五〇%に達した。これらの社会保障制度の発展が人民民主主義国の労仂者の生活にいかなる影響を及ぼしているかは、次の事実が明瞭に物語つている。チェコスロヴァキアでは、一九三七年に比べて、一九五二年上半期には、新生児の死亡率一〇〇〇人につき一一七人から六〇人に減少し、肺結核による死亡率は四三%減少した。病院の寝台数は一九三七年にくらべて一九五二年は八一%増、医者一人あたりの人口は一二一八人から八二〇人となつた。ポーランドでは、五二年には医療施設は戦前の一一倍あまりふえている。

中国では、一九五一年に労仂保険条例が施行されていらい、五二年には社会保障分野で一大進歩がみられた。一一月までの成果は次の通りである。労仂保険実施の公私営工場鉱山数三八六一、労仂保険適用の労仂者数三二〇万以上、家族を含めた場合一〇〇〇万以上、全国総工会が受取つた労仂保険基金二二六億元、その他。

第二節　労仂運動

概観　一九五二年を通じて、資本主義、植民地諸国の労仂者階級の、再軍備政策の重圧に反対する闘いは、いちじるしく前進を示した。

(一)　西欧では、賃上げを中心とする経済要求かくとく闘争によつて労仂者の広汎な統一行動がかたためられ、ストライキ件数は、アメリカ労仂調査協会資料によると、一九五一年にくらべ約一八%の増加を示し、西ドイツ再軍備反対、北大西洋条約反対の運動は、西欧における再軍備体制確立をいちじるしくおくらせ、行き詰まらせるにいたつた。

また、モロッコ、チュニジア、アルゼリア、インドシナ、朝鮮向けの軍隊、軍需品の輸送拒否闘争が強められた。とりわけ、六月二五日の朝鮮戦争勃発記念日を期して世界労連が呼びかけた「平和を守るための団結と闘争の国際日」には、フランス労仂総同盟、イタリア労仂総同盟傘下の各労組が抗議の集会、デモ、短時間ストをおこなつたのをはじめ、ベルギー、デンマーク、イギリスなどの労組でも朝鮮戦争中止の要求と決議が増加をみせた。

ベルギーでは、兵役期限延長反対の百万人のゼネスト（八・九）が、ベルギー労仂総同盟（六〇万）のイニシアでおこなわれて勝利し、オランダ、デンマーク、オーストリア、ノールウエーにも、軍事予算削減要求、軍事基地設定反対の運動がひろがつた。

(二)　ラテン・アメリカ諸国では、賃上げ、必需品価格の引下げ、首切りと工場閉鎖反対、失業保険と民主的自由のかくとくを主な要求としてストライキとデモがおこなわれたほか、主要資源の国有化、農業改革と産業発展、アメリカとの軍事協定反対、平和政策、すべての国との通商関係の樹立および真の民主政権の確立をめざす闘いがすすめられ、ラテン・アメリカ労仂総同盟（ＣＴＡＬ）に五〇〇万の労仂者が結集するにいたり、各国では職場統一委員会を中心とする統一行動が発展をみせた。

(三)　中近東諸国では、イラン、エジプトをはじめ、労仂者と農民を中心とした民族独立運動はいぜんとして活潑化しており、そのなかで、イラン労仂組合評議会、エジプト統一労仂組合会議などの全国的中央組織の確立と強化がすすめられた。

アジアでは、再軍備に反対し、生活と平和を守る日本労仂者の闘いと統一が強められ、中国、朝鮮の労仂者の抗米援朝運動は、朝鮮戦争中止へ向つて大きな前進を示し、朝鮮における国連軍の細菌戦術に対する国際的抗議は、とくにイギリス、フランス、イタリア等の労仂者の間におこり、国連

ならびに国連加盟諸国に対する抗議文となつて示された。

また中国では、中華全国総工会が、組合員を一九五二年六月現在の六三〇万から、同十一月現在で一一〇〇万へと飛躍的増加をみせ、中国だけでなくアジアにおける労仂者階級としての指導的地位の確立を示した。

(四)　賃金闘争は、労資の頑強な対立のなかで長期化する傾向をおび、組合弾圧の強化を伴つたため、強力な統一行動と国民各層との広汎な共闘を必要とし、戦争政策と対決された綜合的な平和経済政策をめざす闘いと結合した。（イタリア、フランス等）

(五)　戦争政策からくる労仂者に対する全面的な収奪に反対して安定した生活の保証をもとめる闘いは、最低賃金制、スライド制の確立、社会保障の改善と拡大をもとめる闘いとなつて発展した。とくに世界労連のイニシアによる国際社会保障会議の開催準備となつてあらわれた。

また失業者に仕事を保証させるための闘いとしてイタリアではじめられた逆ストは、一九五二年には、イタリアでは全国的に、さらにオランダ、デンマークへとひろがつていつた。

(六)　戦争政策と激突した経済要求かくとく闘争は、平和と独立をもとめる闘いと結合し、平和生産を防衛し、拡大し、東西の自由な貿易をもとめる運動を促進させ、モスクワでひらかれた国際経済会議ならびにウィーンでひらかれた諸国民平和大会には、世界労連はじめ各国の労仂組合代表が多数参加した。

(七)　反戦平和運動は、リッジウェイの西欧諸国訪問を機会に「リッジウェイ帰れ」の抗議運動となつてあらわれ、とくにフランス、イタリア、イギリス、デンマークで、鋭く示された。また欧州諸国の炭坑、金属の各部門の労仂者を中心としたシューマン計画反対闘争は、西ドイツ再軍備反対欧州労仂者委員会の運動と結合しておこなわれていつた。

(八)　労仂運動に対する弾圧はいよいよ強められ、とくにギリシャ、スペイン、アフリカ諸国、中近東諸国、インドなどでは武力弾圧が公然とおこなわれ、死傷者数のいちじるしい増加をみせた。たとえば、ギリシャでは政治犯二〇万に達し、モロッコのカサブランカのデモでは百数十名が射殺された。またフランスをはじめ資本主義諸国の労仂組合に対する圧迫は、組合指導者、活動分子の相次ぐ逮捕、重刑、言論機関の封殺の増加となつてあらわれた。たとえば、アメリカではスミス法による組合幹部の逮捕は、一八名に達した。だが、弾圧抗議運動は、スペインでは、一九五一年のゼネストの責任を問われ、死刑一一名をふくむ二六名の組合指導者の刑が徴役四年に変更され、インドでは、コイムベトール組合指導者が死刑から終身刑へと変更されたほか、キューバ、モロッコでは、逮捕された組合幹部の釈放をかちとつている。

(九)　組合活動の自由を守る闘いは、たとえば、イタリア労仂総同盟第三回大会が決定した職場労仂憲法を守る闘いとなつてあらわれている。その主な内容は次の通りである。

一、共和国憲法が個人ならびに社会の団体の成員としての個人に認めた不可侵の権利を、たとえいかなる方法によるにせよ、またいかなる理由にもとずくにせよ、雇主と賃金取得者のあいだに結ばれる労仂関係がこれを縮少し、制限するようなことがあつてはならない。（憲法第二条）

したがつて、労仂者は、雇主もしくは職場の責任者に対して、市民としての権利を維持し、人間としての尊敬をうけ、さまたげられ制限されることなしに自分の知的・政治的個性を発展させる自由をもつている。

二、雇主と賃金取得者の労仂関係は、当該労仂者に対して、

当該労仂の組織と訓練を尊重しながら特定時間、特定の量の仕事を行うことを要求する雇主の権利を認めているにすぎない。この権利を行使するにあたつて、雇主もしくは雇主を代表する者は、労仂者の人格の不可侵（憲法第十三条）を尊重しなければならない。

したがつて、雇主もしくは雇主を代表する者は、賃金取得者に対して、侮辱したり、肉体的・精神的暴力を加えたり、工場規則ではつきり認められた以外の理由で身体検査を行つたり、賃金取得者の所有物をさしおさえたり没収してはならない。

三、雇主と賃金取得者の労仂関係は、いかなる方法によつても、またいかなる理由によつても、賃金取得者の市民権を妨害したり制限したりするものであつてはならない。なかんずく、労仂者がその仲間と仕事に関する問題で論争したり、企業の管理に参加したり、労仂者としての利益をまもつたり、その所属する団体への義務を果す権利に制限を加えてはならない。（憲法第三十九条、四十条、四十六条）

したがつて、工場内でも、また生産に従事していない時も、すべての労仂者は自分の考えを自由にのべ、法律の認める印刷物を読み、配布し、集会に参加し、宣伝や組織活動を行う権利を自由に行使することができなければならない。

四、雇主と賃金取得者の労仂関係は、いかなる政治的・宗教的・人種的差別待遇にも左右されてはならない。雇い入れ資格、支払、昇給の評定については、団体協約、ならびに法律によつて定められた規定、当人のもつ個人的素質能力、職業上の資格以外は考慮に入れてはならない。（憲法第三条ならびに三十六条）

したがつて、労仂者が特定の団体に参加しているとか、その政治的もしくは宗教的信念をとりあげ、その報復としてこれを馘首したり、あるいは労仂者が市民としての自由や、公民としての尊厳、精神的尊厳の尊重されることをあくまで要求し、イタリア共和国憲法に規定された社会的義務を雇主に守らせる権利の尊重をもとめたからといつて、労仂契約を解いてはならない。

フランス　フランス労仂総同盟（ＣＧＴ）は、キリスト教労組（ＣＦＴＣ）、労仂者の力（ＦＯ）、職員総連合（ＣＧＣ）系の地方ならびに職場の労仂者の統一行動を基礎として、最低賃金三万〇四六一フランを賃金闘争の貫徹目標として闘いをすすめ、さらに物価上昇に伴う賃金購買力を維持するためにスライド制かくとくの闘争が結合されている。

その主なものをあげると――、フランス全土にわたつた市電の賃上げとスライド制要求の二四時間スト、化学労仂者の一八日間にわたる賃上げスト、全公務員の賃上げ四八時間スト、ロアール地方金属総連合（ＣＧＴ、ＣＦＴＣ、ＦＯ、ＣＧＣ）の最低賃金要求の共同闘争などがある。また農業労仂者の賃上げストが激増し、たとえば、ノール県における一三％の賃上げスト、シエール県における三〇％の賃上げスト、エラールのブドー園労仂者の賃上げストなどがある。

また炭坑や金属の各部門にもつとも鋭くあらわれているが、大量首切りに対する反対闘争もはげしくおこなわれた。

このほか、北大西洋軍総司令官リッジウェイのパリ到着（五・一一）に抗議する職場放棄と二時間にわたる抗議デモ、ジャック・デュクロ釈放闘争、ＣＧＴ書記長アラン・ル・レアプの逮捕に対する抗議運動がおこなわれた。

また、マルセーユ、ボルドー、ラ・パリス等の港湾労仂者の、チュニジア、モロッコ、インドシナ向け軍需品積みだし拒否の闘いがつづけられたほか、西ドイツ再軍備反対、外国軍隊の撤退を要求

する運動が、ひじように広汎に拡大した。

フランスでもイタリアと同じように、フランス労仂総同盟の提唱によるフランス経済再建計画を中心に全体の闘争が組織されているが、相次ぐ政変のなかで、平和と独立を守る新しい政府をつくれ、という要求が強まつている。すなわち、ピネー内閣総辞職のとき、鉄道労組（CGT、CFTC、FO）は、オリオール大統領に「平和に忠実な政府をつくれ」のメッセージをおくり、マルセーユの港湾労仂者大会も平和政府を要求する決議を行なつている。同じ動きは、セーヌ県のサン・ドニの金属労仂者、エロール県のブリスト兵器工場労仂者と農業労仂者、ローヌ県の鉄道労組などにみられた。

イタリア　一九四九年からイタリア労仂総同盟（CGIL）を中心にすすめられてきた労仂計画は、一九五二年には、「労仂者階級の経済的、社会的利益を守るというだけでなく、すべての国民層の利益をかちとる国民的性格をもつ解決策であるという特徴がハッキリあらわれている。」（第三回CGIL大会報告）

この労仂計画を中心とする闘いは、戦争政策による生産の停滞を切りぬけるために、平和生産と雇用の増大ならびに市場の拡大をめざして、工場管理闘争による工業品の生産、逆ストによる公共土木事業の拡大、土地闘争による農産物の増加となつて、多くの成果をおさめている。

この労仂計画に基く三つの闘争形態を広汎な国民各層の支持と協力でおしすすめる一方、労仂条件、生活条件改善のためのストライキ運動がはげしくおこなわれている。イタリア労仂省の発表によると、一月から八月にかけて、ストライキ参加人員は約三一七万、ストによる作業時間の損失は一四二万五〇〇〇時間に達している。

全公務員の賃上げスト、炭坑労仂者の二〇%賃上げゼネスト、二〇〇万の農業労仂者の家族手当要求のストをはじめ、ほとんど連日のように、全国各地でストライキがおこなわれた。

その主な要求は、賃上げとスライド制のかくとく、首切り反対、家族手当をはじめとする社会保障改善などである。

これらのストライキ運動は、イタリア労仂総同盟を主軸として、キリスト教系労組（CISL）、社会民主系労組（UIL）の職場ならびに地方の労仂者や労仂組合が統一行動を発展させるなかですすめられ、そのため、この統一行動の圧力は、CGIL、CISI、UILの三中央労組執行部のいくつかの問題に対する共闘を生んでいる。すなわち、第一に、三五〇万の工業労仂者に適用される家族手当、失業手当、先任者手当をかちとるための共闘協定、第二に、最低生活保障賃金設立のための予算案の共同作製と、団体協約全国委員会に対する共同要求の作製、第三に、二〇〇万の農民と農業労仂者のため、スライド制かくとくの共同要求とそのための統一行動の協定である。

なお、イタリア労仂計画とその闘いについて、CGIL執行委員ベラベドロは、つぎのように要約している。

イタリア労仂計画は、行き詰りと戦争への道をすすむ支配階級の政策に代るもので、公共投資と政治活動によつて、経済部門の基礎的部面における生産を増加し、その結果、生産と雇用の全般的増大をはかり、市場の拡大をめざすという見とおしをもつている。

第一に、イギリスで石炭産業が生産の源動力であるように、イタリアで水力電気産業の拡大が、生産の全般的増大をもたらす。そのためには、この水力事業に対する公共投資をおこない、国有化によつて、独占を根絶する必要がある。

第二に、未耕作地、不十分な耕作地の耕作を発展させ、土地資金を増加させ、その結果、農業部門における、より安定した雇用

をかちとり、生産を増加し、金属・機械産業部門の生産品に対する小売販売を拡大する。こうして、農業生産の増加と工業生産の増加は、作用し合つて保証される。

第三に、住宅の増築である。これは単に現在のひどい住宅不足を緩和するためばかりではなく、とくに建築に直接、間接をとわず関係するすべての産業部門を刺激することを考えての対策である。

こうして、イタリア労仂者階級は、中小企業者をふくむ広範な層の提携を得て、日ごとに労仂計画具体化の活動を発展させている。

では、たとえば、失業者救済の闘いと生産増加、雇用の増大のための闘いとをどう結合させることができるか。

社会保障の改善や拡大をもとめる具体的な要求と闘いは、労仂者の要求にこたえるだけでなしに、広汎な国民各層の要求にもこたえる内容にしてはじめて、労仂計画全般の具体化を期する闘いと結合し、広汎な統一行動によつて成果をおさめられる。失業手当の増額を要求する闘いは、消費生産を刺激し、現存の企業を全面的に操業することによつて、経済危機の一面を圧迫できる。同時に、それは、経済機構を変える闘いを促進する作用となる。

工場閉鎖に反対し、生産の基礎部門の回復をはかる対策を要求すると同時に、賃上げその他の経済的要求をかちとることによつて、消費市場の拡大という問題をとりあげる必要がある。恒久的失業の問題をとりあげるときは、就業労仂者をはじめ、生産増加に利益を感ずるすべての人をひきいれた広汎な統一行動を基盤にして闘いは組織されなければならない。しかし、この場合、要求を、単に失業者に対する狭い社会的保護対策のワク内に限定してはならない。必ず巾びろい政治綱領具体化の一部として闘う必要がある。すなわち、当面する緊急要求は、すべて新しい経済政策と生産の拡大ならびに繁栄をめざす闘いの一部として闘われなければならない。

西ドイツ　西ドイツの労仂運動は、ドイツ労仂総同盟（DGB―六〇〇万）を中心としておこなわれているが、炭坑、金属、建築、運輸、港湾の各部門の労仂者がもつとも活発な組合活動をすすめている。

DGB執行部は、ドイツ再軍備支持の線をだして、争議はなるべくストライキを避け、調停裁判で解決する方針をとつているため、ストライキ運動はかならずしも高揚していない。とくに一九五二年半ばに新工場労仂法が制定され、ストライキ、デモ、集会をはじめとする組合運動が、きわめて煩雑な規則にしばられて、制約されているため、その傾向は強い。

しかし、DGB執行部の方針にそつて西ドイツの労仂運動がすすんでいるとは決していえず、各地方組織、たとえば、フランクフルト・アム・マイン、ニュルンベルグ、プラットフファリア、エッセン、デュッセルドルフ、ルール、下サクソニイ等の各労仂組合連盟では、西ドイツ再軍備反対、一般協定反対、大西洋条約参加反対、新工場労仂法反対等の闘いを活潑におこなつている。

また八〇万を代表する公務員全国大会（二・一二）、西ドイツ青年労仂者大会（二・一二）、ザール炭坑労仂者全国大会（六・一六）、化学製紙労仂者臨時全国大会（六・二〇）などでは、それぞれ再軍備反対、一般協定ならびに欧州軍反対、ドイツ統一の要求などが決議された。このほか、印刷、製紙労仂者八万の賃上げスト、ハンブルグの六〇〇〇の港湾労仂者の軍需品輸送拒否の数次にわたるストライキ、マンハイム、ゼルセン・ケーチェン、ハンブルグの各工場で

行なわれた大西洋条約参加反対の警告スト、デュッセルドルフ、ケルン、ブルンスウィックの全工場でおこなわれた一般協定反対のストとデモ、ルール地方の五万の労仂者のアデナウアー政府反対のストとデモなど、地方ならびに職場における労仂者の、戦争政策反対の動きは増大をみせている。また、三月末現在の資料によると、アデナウアー政府退陣を要求する決議文を送つた労仂組合数は、五万におよんだといわれる。

一九五二年一一月一三日から五日間にわたつてDGB第二回年次大会がベルリンでひらかれたが、その主な内容はつぎの通り。

(一)　再軍備反対、東西ドイツの統一という提案がスタットガルト労仂組合からおこなわれ、そのための特別委員会をつくつて運動をすすめることが決定された。この再軍備反対の決議は、執行部提案の再軍備支持の動議が万場一致で否決され、DGB委員長クリスティアン・フェッテが新委員長候補にたつて落選したこととともに注目された。

(二)　東独における自由ドイツ労仂組合連盟（FDGB——五〇〇万）と提携していくべきだという金属、炭坑の各代議員からの提案は否決されたが、東西ドイツの労仂者の団結と統一行動を要求する声がきわめて強くなつていることを示した。

(三)　鉱業、製鉄業、化学工業、電気産業、特殊運輸業、金融業をはじめとする基礎産業の社会化と、組織労仂者の経営参加などが決議されている。

イギリス　一九五一年半ばに、政令一三〇五号といわれるスト禁止令が、労仂者の力で撤廃されていらい、社会保障費の削減反対、ベトラー予等反対の闘いとともに、賃上げ闘争がひろがつている。とくに四月いらい、賃上げ要求はしだいに活潑化し、機械工組合の週賃金二ポンド引上げ要求、鉄道三大組合の一〇%の賃上げ要求を始めとして、TUC加盟の八〇〇万労仂者のうち、その約四〇%、三二〇万が賃上げ要求をだし、ストライキは、一月から八月にかけて一二五六件をかぞえている。さらに一九五二年度を通してみると、全国で賃上げ要求をだした労仂者数は、実に六〇〇万にのぼつている。

TUC指導部は、過度の賃上げ要求は差しひかえるべきだとする一方、ある程度の賃上げ要求はやるべきだという方針をとつた。

ストライキにうつたえて賃上げを闘つた主な例をあげると——イギリス造船機械見習工五〇〇〇人の週一ポンドの賃上げスト（一一・七）、ウェルス炭坑労仂者三万の賃上げスト（一一・一六）、クライドサイドの二八の造船所見習工三〇〇〇人の三週間にわたる週七ポンドの賃上げスト（一一・一〇）、ブリッグス車体会社のダーゲンハム工場一万人の労仂者の賃上げスト（六・一一）、私営銀行従業員三万三〇〇〇人の賃上げスト（八・二一）などがある。

このほかに、公務員六〇万が二・五%から一〇%の賃上げ、商店員百万が週二シリングから一〇シリングの賃上げ、個人企業、小売販売業の従業員百万の週一ポンド賃上げの各要求がそれぞれ獲得された。

右のような賃金要求にみられるように、その要求額はかなり控え目な線で押えられており、そのため再軍備政策に対する鋭い批判が強まつている。

九月一日から五日間にわたつてマーギットで第八四回TUC年次大会がひらかれた。

大会では、TUC指導部は、再軍備費削減計画の要求は労仂組合の責任を忘れたものであり、賃上げ要求をストライキでかちとろうとする組合があるのは、現在の危機を自覚しないものであるとして、ベヴァンの左派系労組を攻撃する方向をとつた。

大会で決議されたもののうち、その主なものの内容をあげると、次の如くである。

一　再軍備問題　大会を通じて最も議論がはげしく闘わされた議題で、電気工組合提出の再軍備反対の動議、商店、配給関係の労仂組合提案の、再軍備の必要は認めるがその規模を縮小せよという動議が、それぞれと細菌戦禁止の要求の動議、各国に対する軍縮要請否決された。結局、総評議会から提出された「国力の許す範囲内で最大限の可能な方法をとる」という再軍備全面支持が可決された。

二　賃金問題　電気工組合から提出された、政府の賃金抑制政策を拒否せよ、という動議は、四九一万票対二六三万票で否決された。結局、総評議会から出された「大巾の賃上げはさしひかえるが、適当な価格統制と食料補助金の回復を政府が保証するまでは、適正な賃上げ要求をやるべきだ」という提案が七七七万票対三万九〇〇〇票で可決されている。

三　貿易問題　動議は、ソヴエト、新中国および東欧諸国との貿易を拡張せよ、という内容のもので、これは圧倒的に可決された。

また、電気、機械、造船、鉄道、配給等の労仂組合等が中心となつて、朝鮮、マレー、インドシナ、エジプトの紛争事件の平和的解決の決議、スコットランド炭坑労仂者大会の、西ドイツ再軍備ならびにボン協定に対する反対と四大国会議要求の決議などがみられる。

アメリカ　独占資本の軍拡政策からくる労仂者に対する圧迫と重圧はいよいよ激しさを加え、ストライキ運動はいちじるしくひろがつている。すなわち、アメリカ労仂統計局の発表によると、一万以上の労仂者が参加した大ストライキは三四件、ストライキが一か月以上から三か月におよんだものが一一件、公式ストライキ件数は、約五〇〇〇件で、その参加人員は三五〇万人となつている。

右は公式統計であるから、実際はこれ以上と見積られるが、では一九五二年度を各年度と比較してみるとどうなるかをみると（米労仂省統計による）――

一九五〇年	二七一〇件	
一九五一年	三九四八件	
一九五二年	約五〇〇〇件	
＊　自一月至九月―四〇七五件		

アメリカでは、一九四六年度のストライキ件数が最高とされているが、一九五二年度は、これよりもわずかに三五件下廻つているにすぎず、タフト・ハートレー法というストライキ運動をひじように制約する法律があるにもかかわらず、これだけの件数をみせたことは注目される。

これらのストライキのなかで、その主なものをあげてみよう。

(一)　鉄鋼スト――鉄鋼労仂者六五万が時給二六セントの賃上げその他を要求して六月二日から約五〇日間つずく。

(二)　鉄道スト――アメリカ中西部の鉄道労仂者五〇〇〇が、三年ごしの賃上げと四〇時間労仂、現行就業規則励行の要求で、三月一〇日からストにはいる。

この二つのストライキは、重要産業、軍需生産、軍需輸送にあたえる影響が多いだけに、政府はスト禁止令を発動するという直接干渉で妥結させており、この妥結に反対する職場労仂者が、山猫ストをつずけたところも多かつたという点からして、経済要求かくとくの闘争が、しだいに深刻な国家権力との激突となつてあらわれだしたという特徴がみられる。

(三)　石油スト――時給二五セントの値上げと夜業手当を要求して五月五日からスト。このストは、CIO系、AFL系、中立系をふくむ二二の石油労組の統一行動としておこなわれたことが特徴であ

つたが、それにもかかわらず、右翼幹部の妥協がこのストの成果をいちじるしく低めている。

このほか、倉庫組合（CIO—一二万）の四か月にわたる生活条件改善スト、アメリカ北西部五州の製材労仂者の賃上げスト、電信・電話労仂組合（CIO—一二万）の賃上げスト、ゼネラル・ケーブル会社労組の六か月にわたる賃上げその他を要求するスト、炭坑労仂者四七万の災害犠牲者追悼の一〇日間スト、グッドリッジ・ゴム会社労組三万の新団体協約要求のストなどがある。

また、カルフォルニア・ロックヒード航空会社軍用機製作所の二万五〇〇〇の労仂者の賃上げストやニューメキシコの原子都市ロスアラモス建築中の金属労仂者の賃上げストなど軍需部門に直接ひびくところでストが目だちはじめている。

なお、CIOを除名された、いわゆる左派組合と称される一一組合（六五万）が、はげしい弾圧と分裂工作と闘いながら、最初の要求にほとんど近い条件でストに勝利していることが注目される。

国際鉱山精錬所労組ストは、一九五一年いらい、実に一五か月間にわたつて闘われ、時給二四セントの賃上げ、二五年勤続者に対する三週間の有給休暇、六五才から月一〇〇ドルの年金支給をかちとつた（一一月二八日）。

国際沖仲仕・倉庫人組合と社会保障費あわせて月一ドルの支給という要求をかくとく。

農機具労仂者のスト——二五年勤続者に六五才から年金E——三万三〇〇〇）の農アメリカ電気・ラジオ機械器具労組（UA八〇ドルの支給という要求をかくとく。機具分会が六名の幹部の首切りと一七〇名の休暇に反対して三月六日から七日間にわたつてストをおこない、要求をかちとった。

ストライキが増加している一方で、ストを予定しながら、延期または中止し、斡旋または仲裁で妥結した件数も少くない。たとえば、東部沿岸地方の造船労仂者（CIO）、北アメリカ航空会社従業員（CIO）、ニューヨークの建築労仂者（AFL）、ベイツ繊維会社の綿紡織労仂者（CIO）などがその主なものである。

アメリカ労仂界の二大勢力であるCIO（四五〇万）とAFL（八五〇万）は二〇年ぶりにあらわれた共和党政権に直面して、かなりの緊張をみせたが、相次いで死去したフイリップ・マレーやウイリアム・グリーンの後継者に、それぞれウォーター・ルーサーやジョージ・ミーニイを新会長として選定し、AFLからはダーキンを労仂長官として送るなどして、新政権の政策支持という方向をとつている。だがその一方で、共和党政権が労仂組合に対する攻撃を強めることが十分に予想されていたので、炭坑労組委員長ジョン・ルイスが九月一六日にAFLに申し入れたアメリカ労仂戦線の統一という提案は、強まる資本攻勢に対抗する緊急の対策として多くの労仂組合とくにいわゆる左派系組合から歓迎された。それにもかかわらず、新政権を支持し、新政権との協力体制をつくる方向にすすんでいるAFLやCIOの指導部は、「統一へ向つて努力する」という意思表示以上には何ら具体的動きをみせず、いぜんとして労仂戦線は、CIO、AFL、炭坑労組、鉄道友愛会（一〇〇万）、左派系労組というように四分五裂してその戦闘力を弱めている。

大統領選挙戦で民主党を支持して敗れたCIO系、AFL系の各労組のなかに、民主党ならびに共和党に対する批判が強まり、労仂者の要求に直接に耐え得るような新しい大衆政党を結成しようとする動きがみられはじめたことは、アメリカの労仂組合運動の新しい発展を示すものとして注目される。この動きの中心は、全米自動車労組（CIO）の有力な支部であるフォード第六〇〇支部と左派系

アジア諸国各労組大会　（a）　全インド労仂組合会議（AITU

C－八〇万－世界労連加盟）臨時全国大会　一九五二年五月二四日からカルカッタでひらかれた。代議員九七八名のほかに、AITUCに加盟していない組合ならびにインド全国労仂組合会議（INTUC－一四〇万－国際自由労連加盟）やインド農民組合（HMS）の代表が五二名参加した。

大会は、ダンゲ書記長の報告にはじまり、その報告のなかで、ネール会議派政権の反労仂者的政策がはげしく非難され、とくに米英独占資本を利する政府の五か年計画の偽瞞性がバクロされ、労仂者の生活改善、平和を守る闘いの強化が強調された。

大会は、植民地、従属国における労仂者との連帯を決議し、軍事予算削減、平和産業の拡大をめざす平和運動の前進を可決したほか、食糧危機に対する緊急対策を政府に要求した。

大会は、全産業部門にわたる一般要求綱領一四項目を決定したほか、各産業別の特殊事情に対する要求綱領も決定している。

一般要求綱領のうち主なものをあげると――

以下であつてはならない。

1、一九三九年度の物価水準を基礎として、賃金は月三五ルピー

2、月三五ルピーの基礎賃金に加えて現行率の家族手当を支給すること。

3、一日八時間労仂、週四四時間労仂とする。

4、社会保障の完全実施。

5、労仂者は自由に自分の意思で組合加入をおこなう権利をもつ

ていることを確認する。

6、スト権をふくみ、民主的自由と労仂組合の諸権利行使の全面的確認。

大会は、INTUC、HMSの各労組に対して、労仂者の生活に対する攻撃から労仂者を守るための統一行動の強化と、さらに、インド労仂戦線の組織的統一のための努力とをよびかけた。

（b）　第五回インド全国労仂組合会議大会（INTUC）　一九五二年一二月二七日からデリー近郊のモーターナガールで、代議員約一七〇〇名が参加してひらかれた。その主な決議事項は次の通りである。

1、インド政府の五か年計画を支持し、めざすこと。

2、労仂争議解決の過程において、ロックアウトやストライキを防止するイニシアティブをにぎり、団体協約や自由仲裁によつて労仂運動を増進させるような新しい法律を政府に要求する。

3、政府に正しい賃金政策を決定するための委員会を設立するよう要求する。

（c）　全インドネシア労仂組合中央評議会（SOBSI－二五〇万－世界労連加盟）　一九五二年九月二七日から一〇月一二日にわたつて、二〇〇名の代議員が参加してその全国大会をひらいた。

大会の主要な任務は、セクト的傾向をのぞき、労仂者の統一戦線をつくりだして、SOBSIの綱領を具体化する活動を強めることにおかれた。

SOBSIの主要な綱領はつぎの通りである。

1、国民の主要な政治的要求、民族独立のための闘争の一部として円卓協定の廃棄を支持すること

2、賃上げ

3、現在、制限のひどい社会保障改善のための闘い

4、事実上スト権を否定する仲裁法に反対し民主的権利を守ること

5、ストライキ指導の責任で投獄されている労仂者の釈放

6、民族産業の破産と経済危機による大量首切りに反対する闘い
7、太平洋条約反対、MSA反対
大会は、インドネシアの組織労仂者三〇〇万と未組織労仂者二〇〇万との統一行動をどう拡大するかについて討論し、労仂者の当面する日常要求、とくに失業と首切り反対の闘争を軽視したことが批判され、日常要求と民族独立の闘いとが結合されなかつた点、平和運動における労仂組合の役割を無視した点などが指摘された。

世界労連の動き

(一)　六五か国、加盟組合員八〇〇〇万

(二)　世界労連産業別部門の各労組インターは次の通りである。

世界数貝組合連盟	三〇〇万以上
織維、被服労組インター	三九〇万
皮革、靴、毛皮労組インター	七〇万
金属、機械労組インター	八二五万
海員、港灣、労組インター	六〇万
炭坑労組インター	三五〇万
建築、木材労組インター	四八〇万
郵便、電信、電話、ラジオ労組インター	九四万
空陸運輸労組インター	六三一万
農林労仂者インター	七六〇万
食糧、タバコ、飲料、ホテル、飲食店労組インター	四二七万
化学労組インター	一六七万

(三)　一九五二年六月一四日、ウィーンで執行局会議をひらく。その主な決議事項は次の通りである。

a、日独再軍備反対の闘いを強化せよ（アピール）
b、六月二五日を、英雄的朝鮮人民を支持し、平和を守るための積極的な団結の国際日とせよ
c、アジア太平洋平和会議への労仂組合の参加
d、社会保険と社会保障の擁護、拡大、改善のための国際会議開催
e、北アフリカ労仂者の状態にかんする闘い（決議要旨――執行局は、北アフリカの労仂者の状態を検討した結果、祖国の独立のために闘つている愛国者たちにむけられた残虐な植民地圧迫と憎むべき弾圧とを全世界の労仂者諸君に告発する。……世界労連はその傘下に結集する八〇〇〇万の労仂者を代表して、民族独立、生活の改善、その諸権利と民主的自由、労仂組合運動の統一を要求する北アフリカ労仂者の正義の闘争にたいして、連帯を表明する。執行局は、これらの諸国人民にたいして加えられている残虐な弾圧を非難するものであり、投獄されている労仂組合の活動家と民族独立運動の闘士たちを全員釈放し、民主主義者の弾圧をやめることを要求する。世界労連は、メッサリ・ハジの流刑をやめろというアルジェリア人民の要求を支持し、かれをアルジェリアに送還することを要求する。世界労連は、チュニジア軍事法廷が五人の愛国者に流刑を宣告したことに、心からの怒りをこめて抗議する。各国の労仂者諸君は、この判決を販り消させ、自由と民族独立のために闘う闘士を釈放させるために示威を行われたい。人民の解放闘争に勝利するためには、全労仂者の団結がぜひとも必要であることを信じ、執行局は、工場、職場、町、村に統一行動委員会を組織するようう、北アフリカの労仂者諸君によびかける。執行局はまた、アルジェリア、モロッコ、チュニジアの各労仂組合にたいして、次のことを提案する。（一）政治的、宗教的な見解にかかわりなく、基本的な利益を守る闘いで労仂者諸君の統一行動をうち

たてること。とくにこの統一を、職場で個々の要求をかかげて下から組織する必要があり、こうして広汎な労仂者大衆を統一することができるのである。（一）経済的・社会的要求、労仂組合の権利や自由を要求する闘争と、植民地弾圧に反対し、入獄者や流刑者の釈放を要求し、民族独立と平和を要求する闘争をいつそう緊密に結合すること。（一）労仂者を分裂させ、その力を弱める目的で、労仂者諸君のあいだに不信の念と憎悪の種をまく分裂主義者の行動を組織的にベクロすること。執行局は、北アフリカの諸国家の人民が闘つている闘争にアイサツをおくるとともに、帝国主義者の弾圧に反対し、民族独立と、労仂者の生活状態の改善をもとめ、民主的権利と自由、労仂組合運動の統一と平和をもとめて闘つている北アフリカの労仂者ならびに人民諸君の行動を支持するよう、全世界の労仂者諸君に呼びかける。）

f、海員・港湾労組インターと陸運輸労組インターの合同に対する支持

g、労仂組合の権利と自由を守る労仂者の闘争を強化せよ（アピールをめぐって

(四)　日本の労仂運動をめぐって

a、五月一日の東京メーデー事件に対し、次のようなメッセージが送られた。「世界労連は、全世界八〇〇〇万の組織労仂者の名において、弾圧法規と単独講和条約と継続されるアメリカ支配とに反対して、おこなわれた日本労仂者階級のメーデー闘争にあいさつをおくる。世界労連は、倒れた諸君の遺家族に弔意を表し、傷ついた数百の諸君に同情を示し、投獄された諸君の釈放をかちとるために、統一行動を期待する。世界労連は、賃上げと民族独立と平和のために諸君が引き続きうちたす闘争を全面的に支持する。」

b、朝鮮戦争が開始された六月二五日を、平和を守るための団結と闘争の国際日とせよ、というアピールが日本の労仂者にも呼びかけられた。

c、世界労連機関誌「世界労仂組合運動」は総評大会の経過、破防法反対ゼネスト、炭坑ストにかんする闘争を紹介した。

d、一二月、炭労ストに対し炭坑インター、運輸インター、海員インターの共同アピールを出し、日本向けスト破り石炭を掘るな、送るなの国際的連帯行動を各国の労仂者に訴えた。

e、吉田政府の労仂組合運動弾圧にかんする抗議を国連経済社会理事会に提訴するとともに、吉田政府に抗議した。

f、松川事件にかんし、吉田政府に抗議する一方、松川事件被告に対する連帯を表明。

国際自由労連の動き

(一)　七八か国　加盟組合員五四〇〇万（但し日本総評のうち三〇〇万を加盟として記録）

(二)　国際自由労連系産業別国際組織（単位一〇〇万）

国際製靴皮革労組連合	三〇・五
国際建築土木労組連盟	二〇〇・〇
国際商業事務技術労組連盟	一五〇・〇
ダイヤモンド労組同盟	一・五
国際飲食産業労組	五〇・〇
国際被服労組連盟	八〇・〇
国際産業団体及び一般労組連盟	一〇〇・〇
国際写真版製造労組連盟	六〇・〇
国際ホテル、料理店、バー労組連盟	八〇・〇
国際農民組合連盟	一一〇・〇
国際金属労組連盟	五七〇・〇

坑夫国際連盟	二〇〇・〇
国際タバコ労組連盟	六・〇
国際繊維労組連盟	一五〇・〇
国際公務員公共事業労組連盟	一八〇・〇
国際郵便電信電話労組連盟	六五・〇
国際運輸労組連盟	六〇〇・〇

(三)　一九五二年七月一日から西ベルリンで第一回評議員会をひらく。主な決議事項次の通り。

a、日本労仂組合の組織、団体交渉および スト権の確保について

（決議――国際自由労連評議員会は自由労連と日本における自由な労組との間に絶えず存在している緊密な協力を思い、日本の労組が独立日本において日本の自由で民主的な発展のために盡すべき重要な役割を考え、同時に労組の完全な自由を既に制限しているのに、更にこれを強化せんとする日本政府に対して与え来つた多くの警告を想起して、組織、団体交渉及びストライキ権を守らんがためにする法的闘争に関して、できる限りの支援を日本の労仂者に与えんことを決議し、執行部及び書記局に対し、日本の加盟組合と相図つて国際自由労連がすでに執り来つた総ての活動を継続するように要請する。）

b、賃金、価格、生産能率にかんする労仂組合の態度について

（要旨――朝鮮に於ける共産主義者の侵略開始以来、世界にインフレの傾向を生じ、一方或る国ではデフレを感じ出した。これらの傾向について、国際自由労連は対抗策を図らねばならない。二つの相反した傾向は実質賃金を低下し失業を引き起すからである。結論としては生産能率を高めることに帰するけれども、生産能率の増加によつて生ずる利益を労仂者に分け与えることと、新しい生産方法を採用する場合その前に労組と協議することを必要とするとの二条件を伴わねばならない。なお賃金抑制を特に承認してよい場合があるとしたら、政府が価格の安定を保障した場合に限るべきである。）

c、非自治地域の問題について

d、未成年労仂問題について

(四)　一九五二年一二月一日から五日にわたりニューヨークで第八回執行委員会をひらく。執行委員会では、北大西洋防衛同盟についての専門家会議の報告を中心に再軍備に対する国際自由労連の方針を決定している。その要点を紹介すると次の通りである。

(1)　自由な労仂組合は、北米およびヨーロッパの自由諸国民の防衛同盟が軍事的侵略の脅威から自己を擁護するに必要なものであることを認める。

(5)　世界の自由諸国民に対するいかなる軍事侵略をも阻止又はこれに抵抗するに十分強力なものにするという考えから、北大西洋協同体の諸国民の軍事力を建設する必要を認める。

(7)　また大規模の再軍備が人民から一定の犠牲を要求することを認め、且つ労仂者がその分担に貢献する用意のあることを声明するが、しかしその犠牲は公正に分担され、聰明な計画化により合理的水準にとどめられなければならないことを主張する。

(8)　大規模の再軍備は大きな範囲の経済計画化を要求する。さらに、防衛努力は国際的水準において行われるのであるから、経済計画化は国内、国際両水準において行われるべきである。

(13)　北大西洋協同体の諸国間に経済能力の著しい差異があることに鑑み、経済的に、より強力な諸国は経済的により弱小な諸国が年々防衛を賄い、その武装兵力を装備するのを援助すべきである。

(17)　経済能力を増進させるためには、労仂者の作業および健康水準や、経済の特定部門において生産性の向上から生じた収入の

増加に対する労仂者の分配に対して、適当な擁護策を伴いつつ、生産配給企業と経済全体との両者の生産性や能率を向上させるために一切の努力がなされるべきである。

(22)　生産は、一定の事情の下では、労仂強化や労仂時間の延長によつて増加させることができる。しかし労仂の強化又は延長に関連する一切の手段を使用するには関係労仂組合の同意をうけるべきである。

(23)　労仂者の重大な利益があらゆる段階の防衛計画に関係しているのであるから、自由な労仂組合が組織的防衛計画の構想および実施の両者に参加することは、必要欠くべからざることである。それ故に自由な労仂組合は、一切の国内および国際の計画化と統制の機関に十分に代表されるようにすべきである。

(五)　日本の労仂運動をめぐつて

1、七月の第三回総評大会を機会に国際自由労連特別代表としてウイラード・タウンゼント氏来日、日本の労仂組合と国際自由労連との提携を強調した。

2、一一月初旬、カルカッタで国際自由労連アジア地域委員会がひらかれた。オルデンブロック書記長、日本労仂組合運動についての方針を示した。また、アジア地域書記長ムンガットは、総評の全労連化を指摘し、総評は容共的であるという批判をおこなつた。

3、一二月、ニューヨークで国際自由労連第八回執行委員会がひらかれた。日本労仂運動にかんするタウンゼント報告がおこなわれ、これを基礎資料として日本労仂組合運動に対する方針が決定されたが、その内容は、発表を禁止されている。なお、西巻執行委員の言によれば、総評の全労連化が非難され、総評との協力関係持続については否定的な空気が強かつたといわれる。

第七章　主要な労仂組合の現状

第一節　組織運動の面からみた産業別組織状況

本年鑑で扱われてきた労仂組合の組織問題は、第一部第三編中の「労仂者の組織状況」と、第二部第二編中の「組織運動」および「主要な労仂組合の現状」とに分れており、前者と後者とは、その意味するところが必ずしも同一でないため、両者の関連性が明確でないうらみがあつた。たとえば産業別組織率についてみても、推定組織率の示す意味が一定の制限の下に計算されたものであるにもかかわらず（雇用者数との比率にすぎないということ。第一部第二編「雇用と失業」参照）、個々の産業別組織統一進捗状況の指標となるかの如き幻想を生じ易いが、組織問題の対照の数字としては充分とはいえないこと、また産業別分類が一部について用いられている労仂省の分類方式とは関係なく、別の、より現実性のある方式で実際の産業別統一運動が進められていることなどである。

このような点は、技術的に極めて困難なため直ちに改めることはできないと思われるが、第一部においては注釈を加えることによつて、それぞれの表や数字の示す意味に正確を期することとした。また第二部本項においては、系統別と時期区分による個々の動きを書流すだけの欠陥を幾分なりとも改めようと、組織運動の面からみた産業別組織統一状況を概観する。第257表は、第一部の産業分類とは異なり、現在の産業別組織が、どのような方向でその産業別組織統一を完成しようとしているかに標準をおき分類した。

第257表　全国労仂組合産業別組織状況

大産業別	中産業別	業態別	現状（1953. 1. 1.）			
			名称		組合員数	型態
A　全国組合連合体		（地域別）	1.（評）日本労仂組合総評議会	（総評）	3,035,000	
			2.（新）全国産業別労仂組合連合	（新産別）	39,500	
			3.（産）全日本産業別労仂組合会議	（産別）	22,500	
			4.（総）日本労仂組合総同盟	（総同盟）	411,500	
B　地方連合組織	（各府県別）		（略）			
C　鉱業	a　石炭鉱業		5.（評）日本炭鉱労仂組合	（炭労）	265,000	単一
			6.（総）日本鉱山労仂組合	（日鉱）	62,000	単一
			常盤炭鉱労仂組合連合	（常盤炭連）	16,000	連合
	b　金属鉱業		7.（評）全日本金属鉱山労仂組合連合会	（全鉱連）	55,000	連合
D　金属産業	a　金属機器		8.（評）全国金属労仂組合	（全国金属）	60,000	単一
			9.（新）全国機械金属労仂組合	（全機金）	14,500	単一
			10.（産）全日本金属労仂組合	（全金属）	15,000	単一
			11.（総）全国金属産業労仂同盟	（全金同盟）	47,500	同盟
	b　鉄鋼		12.（評）日本鉄鋼産業労仂組合連合会	（鉄鋼労連）	125,000	連合
	c　造船		13.（中）全日本造船労仂組合	（全造船）	50,000	単一
			14.（総）全国造船労仂組合総連合	（造船総連）	36,500	連合
	d　車輌		15.（評）全日本自動車産業労仂組合	（全自動車）	25,000	単一
			（新）全日本車輌労仂組合協議会		—	協議
			16.（中）車輌産業労仂組合連合会	（車労連）	15,000	連合

		e 電気機器		17. (中) 全国電機工業労仂組合	(全国電機)	26,500	単一
			(電機労連) 91,000	18. (中) 全国機器電機産業労仂組合連合会	(機器電機)	49,000	連合
				(東芝電機労仂組合連合会)	(東芝労連)	(15,500)	企業連合
				19. (中) 全日本電線工業労仂組合	(全電線)	12,000	単一
				(新) 新産別電工労仂組合準備会		—	
	E 化学産業			20. (中) 大化学産業労仂組合	(大化学)	1,000	単一
				21. (新) 全化学産業労仂組合連合	(新化学)	5,000	連合
				22. (総) 全国化学労仂組合同盟	(全国化学)	35,000	同盟
		a 一般化学 (ゴム, 皮革, etc)		23. (評) 化学産業労仂組合同盟	(化学同盟)	38,000	同盟
			I 紙・パルプ	24. (中) 全国紙パルプ産業労仂組合会	(紙パ労連)	34,000	連合
			II 石油・石炭加工	25. (中) 全石油産業労仂組合協議会	(全石労)	16,000	協議
				26. (中) 全国瓦斯労仂組合連合会	(全国ガス)	10,500	連合
			III その他	27. (中) 全日本塩業労仂組合総連合	(塩業労連)	6,500	連合
		b 合成化学 (ソーダ, 染料, 薬品etc)		28. (評) 合成化学産業労仂組合連合	(合化労連)	80,000	連合
		c 窯業 (ガラス, セメント, etc)		29. (中) 全国セメント労仂組合連合会	(全国セメント)	13,000	連合
	F 繊維産業			30. (評) 全国繊維産業労仂組合同盟	(全繊)	360,000	同盟
	G 食品産業			31. (総) 全国食品産業労仂組合同盟	(全食産)	22,500	同盟
	H 専売業			32. (評) 全専売労仂組合	(全専売)	37,500	単一
	I 文化産業	a 映画演劇		33. (評) 全国映画演劇労仂組合	(全映演)	1,500	単一

				34. (中) 映画演劇労仂組合総連合 (映演総連)	10,000	連合
	b 印刷出版			35. (産) 全日本印刷出版労仂組合 (全印総連)	4,000 (20,000)	単一
				36. (評) 全印刷局労仂組合 (全印労) (出版労組懇談会)	8,000	単一
	c 新聞通信放送	I 新聞通信		37. (中) 日本新聞労仂組合連合会 (新聞労連)	20,000	連合
				38. (中) 全日本新聞労仂組合 (全新聞)	1,500	単一
		II 放送		39. (評) 日本放送労仂組合 (日放労)	7,000	単一
	d 通信業	I 郵便		40. (産) 全逓信労仂組合 (全逓労)	—	単一
				41. (評) 全逓信従業員組合 (全逓従)	160,000	単一
		II 電信電話		42. (評) 全国電気通信労仂組合 (全電通)	106,000	単一
				43. (評) 全電波従業員組合 (全電波)	3,000	単一
J 木材・建設業				44. (中) 全日本土建一般労仂組合 (全日土建)	30,000	単一
				45. (新) 全日本土建一般産業労仂組合 (全建労)	6,000	単一
				46. (総) 全国土建一般労仂組合同盟 (土建一般)	15,000	同盟
				47. (中) 全国土建労仂組合総連合 (土建総連)	62,000	連合
				48. (中) 全国土建労仂組合同盟 (全国土建)	4,500	同盟
				49. (中) 全日本電気工事労仂組合協議会	6,000	協議
K 金融業				50. (中) 全国金融機関労仂組合協議会 (全金融)	175,000	協議
	a 銀行・信託	I 銀行		51・(中) 全国銀行従業員組合連合会 (全銀連)	120,000	連合
		II 信託		52. (中) 全国信託銀行従業員組合連合会 (全信連)	3,000	連合

	b 保険業	I 生命保険	53.	(中)	全国生命保険労仂組合総連合会	(生保総連)	33,000	連合
			54.	(中)	全国生命保険労仂組合連合会	(全生保)	20,000	連合
			55.	(中)	全国生命保険外務労仂組合連合会	(全外連)	13,000	連合
		II 損害保険	56.	(中)	全日本損害保険労仂組合	(全損保)	19,000	単一
L 電気産業			57.	(評)	日本電気産業労仂組合	(電産)	95,000	単一
			58.	(中)	東京電力労仂組合	(東電労組)	22,000	単一
					(中部電力労仂組合)		(17,000)	
					(東北電力労仂組合)			
M 交通運輸業			59.	(中)	全国交通運輸労仂組合協議会	(全交運)	808,000	協議
	a 鉄道および軌道ならびに同種業	I 国有鉄道	60.	(評)	国鉄労仂組合	(国鉄)	370,000	単一
			61.	(中)	日本国有鉄道機関車労仂組合	(機労)	46,000	単一
			62.	(中)	日本交通公社労仂組合	(交通公社)	2,000	単一
		II 私鉄	63.	(評)	日本私鉄労仂組合総連合会	(私鉄総連)	120,000	連合
			64.	(中)	全国旅客自動車労仂組合連合会	(全旅労連)	6,000	連合
		III 都市交通	65.	(評)	日本都市交通労仂組合連合会	(都市交通)	39,000	連合
	b 水運業		66.	(中)	海運産業労仂組合中央協議会	(海運労協)	159,000	協議
		I 海上輸送	67.	(評)	全日本海員組合	(海員)	80,000	単一
			68.	(評)	全日本海運労仂組合連合会	(全海連)	4,000	連合
		II 港湾産業	69.	(評)	全日本港湾労仂組合	(全港湾)	20,000	単一
				(総)	全国港湾労仂組合準備会		1,000	

	c 貨物運送	I 道路運送	70.	(評)	全日通労仂組合 (全日通)	93,000	単一
			71.	(中)	全国自動車運輸労仂組合連合会 (全自運)	30,000	連合
		II 倉庫・保管	72.	(中)	全日本倉庫労仂組合同盟 (全倉庫)	5,500	同盟
N 教育			73.	(評)	日本教職員組合 (日教組)	520,000	単一
O 医療衛生	a 医療保健		74.	(産)	全日本医療従業員組合協議会 (全医協)	1,000	協議
			75.	(中)	全日本国立医療労仂組合 (全医労)	16,000	単一
	b 水道衛生		76.	(評)	全国水道労仂組合連合会 (全水連)	6,000	連合
P 商業			77.	(中)	全国商業，事務系労仂組合協議会準備会) (全商協)	270,000	協議
			78.	(中)	全日本百貨店労仂組合連合会 (全百連)	25,000	連合
				(中)	鉄道弘済会労仂組合 (鉄道弘済会)	—	単一
			79.	(中)	全日本ホテル，レストラン従業員組合連合会 (ホテル従連)	3,000	連合
Q 公務	a 官庁	I 大蔵・税務	80.	(中)	日本官公庁労仂組合協議会 (官公労)	1,714,000	協議
			81.	(中)	官庁労仂組合協議会 (官労)	90,000	協議
			82.	(中)	全大蔵労仂組合協議会 (全大蔵)	73,500	協議
			83.	(評)	日本財務職員労仂組合連合会 (日財労連)	20,000	協議
			84.	(評)	大蔵省職員組合 (大蔵職組)	2,000	連合
			85.	(中)	全国税関労仂組合 (全税関)	4,500	単一
			86.	(中)	全造幣労仂組合 (全造幣)	1,500	単一
		II 農林	87.	(評)	全農林省労仂組合 (全農林)	80,000	単一
		III その他			(略)		

b　地方自治団体	88.（評）全国自治団体労仂組合協（自治労協）議会	180,000　協議
	89.（中）日本自治団体労仂組合総連合（自治労連）	69,000　連合
c　駐留軍労務	90.（中）東京都労仂組合連合会（都労連）	74,500　連合
	91.（評）全駐留軍労仂組合（全駐労）	75,000　単一
	92.（中）全日本駐留軍労仂組合（全日駐）	22,000　単一

〔備考〕　1．公益事業として電気・ガス産業を一本とすることも考えられるが，公益事業についての考え方は，経営者および政府と労仂者側の意見の相違があるから，これは避けた。2．専売業は，とくに煙草製造業については，日本の現状にかんがみ敢えて産業別分類とせず，別項を設けた。3．公務の中には，他の産業分類に入るものは除いた。4．現状は全国的組織のほか，産業別全国組織に加盟しないが，産業別編成に大きな影響をもつ企業別組織や，準備会なども考慮に入れる必要があるので，できるだけ附記した。5．組織人員は，組合公称の数字によつたが，総人員を全組合について完全に把握することは困難であるし，いくつかの調査の数字とも必ずしも一致しないから概略数である以上に出ない。6．組織形態は実際には，はつきり区別することは難しいが，闘争を進める上で問題になる点からいえば，ほぼ以下のような性格に分けられよう。7．単一体は，加入は個人加盟，恒常的な統一執行機関の下で，あらゆる活動は中央に集約されて行われる。単位組合は支部・分会を構成する。8．連合体は組合単位で加盟し，単位組合の独自活動を集約調整して統一闘争を進める執行機関を有するが，単位組合ごとの闘争に重点がおかれている。9．同盟体は，ほぼ連合体と同様の性格を有するが，恒常的共闘機関としての色彩が一そう濃い。10．協議体は，大巾には単位組合に対する執行力をもたない連絡協議機関にとどまる。

1、大産業別は、将来において統一さるべき目標にされているもの。

2、中産業別は、大産業別統一への足がかりとして当面の統一目標となつているもの。

3、業態別は、業態上もしくはその他の利害関係の相異から統一しえないでいるもので、系統上、職能上又は企業上の相異から分裂している現状とは異つた原因によるものと考えられる。

各産業別の個々の事情については第三節においてふれるとして、この表全般で注意しなければならない点がいくつかある。

第一に組織率にかんする資料としての、全国組織に参加しない中立組合（未組織組合）および組合に加わらない労仂者（未組織労仂者）の数字がないことである。

前者については、一般に組織労仂者数なるものが、組織労仂者の規定の範囲や、時期的な変動や、また業種や組合の特殊条件によつて確定することが困難なため、一定の条件で一応、産業別にその絶対数を知りえたとしても、全体からの比較上の数字として十分信頼されるものとはいい難い。ことに中立組合（多くの場合一つ一つの組合は少数の）労仂者数の合計については一そう調査が困難である。

第258表　主要労仂組合系統表

連合体	産業別	組合員数	連合体	産業別	組合員数
総評議会		3,035,000		港灣準備会	6,000
	炭労	265,000		運輸準備会	7,000
	全鉱連	55,000		その他	180,000
	全国金属	60,000			
	鉄鋼労連	125,000	中立		
	全自動車	25,000		全造船	50,000
	化学同盟	38,000		車労連	15,000
	合化労連	80,000		全国電機	26,500
				機器電機	49,000
	全繊	360,000		全電線	12,000
	全専売	37,500		大化学	1,000
	全映演	1,500		紙パ労連	34,000
	全印労	8,000		全石労	16,000
	日放労	7,000			
	全逓従	160,000		全国ガス	10,500
	全電通	106,000		塩業労連	6,500
	全電波	3,000		全国セメント	13,000
				映演総連	10,000
	電産	95,000		新聞労連	20,000
	国私	370,000		全新聞	1,500
	私鉄総連	120,000		全日土建	30,000
	都市交通	39,000		土建総連	62,000
	海員	80,000			
	全海連	4,000		全国土建	4,500
	全港灣	20,000		電気工事	6,000
	全日通	93,000		全銀連	120,000
				全信託	3,000
	日教組	520 000		全生保	20,500
	全水連	6,000		全外連	13,000
	日財労連	20,000		全損保	19,000
	大藏職組	2,000		東電労組	22,000
	全農林	80 000			
	自治労協	180,000		機労	46,000
	全駐労	75,000		交通公社	2,000
				全旅労連	6,000
新産別		39,500		全自運	30,000
	全機金	14,500		全倉庫	5,500
	新化学	5,000		全百連	25,000
	全建労	6,000		鉄道弘済会	—
	帝石労組	6,000		ホテル従組	3,000
	京都府連	8,000			
				官労	90,000
産別会議		22,500		全税関	4,500
	全金属	15,000		全造幣	1,500
	印刷出版	4,000		自治労連	69,000
	全医協	1,000		都労連	74,500
	東京土建	2,500		全日駐	22,000
	全逓労組	—			
			協議会		
総同盟		411,500		全金融	175,000
	日鉱	62,000		全交運	808,000
	全金同盟	47,500		海運労協	159,000
	造船総連	36,500		官公労	1,714,000
	全化同盟	35,000		全大藏	73,500
	全食産	22,500		全商協	102,000
	土建一般	15,000			

例えば、組合費納入者数をとるか、実際闘争には組織的に参加するが組合の力が不十分で把握されていない数字をも含めて概数をとるかで相当な開きがある場合がある。労仂省の「労仂組合基本調査」の数字と、いわゆる組合公称人数とが必ずしも一致せず、大きな変動がないにもかかわらず甚しい場合には一方が倍にもなることがあるというのは、単に調査日時の相違によるものではなく、如上の事情や、あるいはもつと異つた他の関係からかによるものと思われる。かといつて、それぞれの組合の実状を無視して、全組合組織現況を知るため数字のとり方に枠をはめることも弊がある。また未組織労仂者を組合側から考える場合、臨時工や一産業から追放された予備軍――失業者を含めるべきか否かは、組織論上の一課題ともなつている。こうした関係で、組織率算定の資料としての未組織組合、未組織労仂者の数字は一応は省略することにしたが、ただ各産業別中の主要な組合にあつては、ある程度、対象となるべきこれらの数字が把握されているはずであるので、各産業別の項でなるべく附記できるよう努めた。

つぎに現状の組織方向は極めて複雑であるから、この表からだけでは判別できない重複分化が行われている。したがつてあくまでこの表は主要な労仂組合の現状にもとずく産業別分類であつて、細部にわたれば相当変動することも考えられる性質のものであることを つけ加え、詳細は各項別にゆずることとする。

第二節　各項別にみた労仂戦線の現状

A　全国組合連合体

第258表のごとく、現在日本の労仂戦線を統合する全国組合連合組織は、総評、新産別、産別、総同盟の四つがあり、中でも総評は約三〇〇万、組織労仂者のほぼ半数を集めている。新産別は旧産別から分裂、総評結成後はこれに加盟していたが、会費滞納による権利停止処分以来、総評に対して批判的態度をとり、七月一九日の中央委員会では形式的にも組織を離れることをきめた。産別は全労連解散後は全国組合連合体としては形だけのものとなつているが、その後も全逓労組に実質的に組織がなくなり、印刷出版が五三年五月に解散するという状態で、現在の性格は全く変つたものになつている。すなわち各産業別統一委員会の統合機関的色彩の濃いものである。形式的にはもちろん各々の統一委員会は独自の存在として活動を進めているので、産別の活動としては、声明発表などのほか特別な動きはないが、労仂戦線での一つの指導的勢力として労仂運動のあらゆる面における影響力がいぜんとして大きいことは見逃しえない。総同盟は、総評結成で一度解散されたが、同組合傘下の右派の手で直ちに再建された。さらに五三年に入ると、総評内右派によつて民主主義労仂運動連絡協議会（民労連）が結成され、民労連と総同盟による右派系労組の再編成が問題になつてくるが、民労連の成立が総評内での批判的組合が集つた以上に出ていない時期では、まだ総評の分裂という所までは進んでいない。むしろ左派系の総評加盟が進行している方が目立つている。

1、日本労仂組合総評議会（総評・総評議会）

General Council of Trade Unions of Japan.（J.C.T.U.）

港区三田四国町二ノ六　三田(45)五七九七、六〇二七、六二六九

役員（第三回大会決定）

議長　藤田進（電産）

副議長　今村彰（日教組）

事務局長　太田　薫（合化労連）
結成　一九五〇年七月一二日
組織　三〇組合　三〇三万五〇〇〇名
活動
三月三一日　労闘との合同会議で、四月一二、一八日弾圧法反対スト決議。
六月二一、二四日　野党連合へ破防法阻止の国会闘争を申し入れ。
七月二二―二四日　第三回大会、国際自由労連への一本加入を否決。
一一月二四日　炭労・電産ストに闘争宣言。
機関紙　「総評」週刊、「調査時報」
運動方針（第三回大会決定より）
一、内外情勢の分析
A、国際情勢
B、国内情勢
二、労仂運動の発展と自己批判
A、総資本と対決する総評
B、自己批判について
三、当面の基本的課題
1、低賃金の打破、最低賃金制、社会保障制度の確立。
2、自主貿易、経済自立。
3、労仂基本権の奪還、弾圧法規反対。
4、両条約反対の立場にたつて平和憲法の擁護、再軍備反対、民族の独立。
5、産別組合の単一化、総評機構の充実。
四、賃金統一闘争の目標と闘い方
A、賃金問題の現状と自己批判
B、闘争目標の確立――賃金綱領の確認――
C、統一闘争の積みあげ方
五、自主貿易による自主経済
六、平和憲法の擁護、再軍備反対
七、労仂基本権の奪還、弾圧法規反対。
A、労仂基本権の奪還
B、弾圧法規反対
八、当面する総評組織問題。
A、産業別組合の単一化へ
B、総評の中央地方の組織の強化について
C、組織強化のための教育文化活動と共済組合活動
D、国際自由労連その他との国際提携について
E、総評と政党との関係について

2、全国産業別労仂組合連合（新産別・産別連合）

National Federation of Industrial Organizations. (F. I. O.)

港区芝公園六号地　中労委会館　芝(43)二三八二
役員（第四回大会決定）
執行委員長　西橋富彦（京都地連）
副執行委員長　中島一郎（全機金）
長沢一末（新化学）
書記長　落合英一
結成　一九四九年一二月一〇日
組織　四組合一地連　三万九五〇〇名
活動

四月三日　反動法規反対四・一二スト指令。
一一月二八―二九日　第四回大会。
機関紙　「新産別」旬刊、「調査情報」月刊
役員（第五回大会一九四九、一一、三決定）
議長　吉田資治（全金属）
結成　一九四六年八月二一日
組織　五組合　二万二五〇〇名
活動
三月一九日　執行委員会、メーデー対策、メーデー・アピールを発表。
産業別各労組統一委員会
（名称）
国鉄統一委員会
全国炭坑戦線統一委員会
電産労仂者統一会議
鉄鋼統一委員会
官庁統一委員会
日通統一委員会
私鉄統一運動委員会
海上統一委員会
（統一委に代るもの）
全逓信労仂組合
全日本放送協会労仂組合
全日本新聞労仂組合
全日本金属労仂組合
全日本土建一般労仂組合
海上労仂運動強化同盟準備会
ともだちしんぶん社（繊維）
世界労仂運動研究協議会

3、全日本産業別労仂組合会議（産別・産別会議）
Congress of Industrial Unions of Japan.（C.I.U.）
港区芝新橋七ノ一二　芝(43)三〇〇五
役員（第五回大会一九四九、一一、三決定）
議長　吉田資治（全金属）
結成　一九四六年八月二一日
組織　五組合　二万二五〇〇名
活動
三月一九日　執行委員会、メーデー対策、メーデー・アピールを発表。
産業別各労組統一委員会
（名称）
国鉄統一委員会
全国炭坑戦線統一委員会
電産労仂者統一会議
鉄鋼統一委員会
官庁統一委員会
日通統一委員会
私鉄統一運動委員会
海上統一委員会
（統一委に代るもの）
全逓信労仂組合
全日本放送協会労仂組合
全日本新聞労仂組合
（機関紙）
「国鉄の友」旬刊
「やまのしんぶん」週刊
「電気労仂者」週刊
「鉄鋼労仂者」旬刊
「官庁労仂者」旬刊
「統一日通」旬刊
「闘う私鉄」旬刊
「海の仲間」半月刊
「ぜんてい新聞」週刊
「放送労仂者」半月刊
「全新聞」半月刊

4、日本労仂組合総同盟（総同盟）
Japanese Federation of Trade Unions.（J.F.T.U.）
港区三田四国町二ノ六　三田(45)五七九七
役員（第七回大会決定）
会長　金正米吉（大阪府連）
副会長　前田種男（全金同盟）
熊本虎三（全食産）
村尾重雄（全化）
基政七（造船連）
宮崎太郎（日鉱）
古賀専（造船連）
総主事
結成　一九五一年六月二日（再建）
組織　七組合　四一万一五〇〇名
活動
三月一四―一五日　第四回中央委員会、戦線統一、賃金闘争方針など。
六月一日　労仂基本権抑圧反対国民大会。
七月一一―一二日　第五回中央委員会、国際自由労連加盟を可決。
八月二三―二四日　第七回躍進全国大会。
機関紙　「労仂」旬刊
「金属労仂者」週刊
「しかたび」旬刊
「スクラム」旬刊
「ともだちしんぶん」旬刊
「世界労仂旬報」旬刊

（附）**全国民主主義労仂運動連絡協議会（民労連）**

港区麻布市兵衛町二ノ四
結成　一九五三年二月一四日
組織（結成当時）
組織加盟
海員、全繊、日放労、全映演、総同盟、常盤炭連、全食産、日鉱、全国港湾同盟、全国化学、造船総連、全金同盟、城南一般労組協議会
個人加盟
国鉄民同（三二名）、土建総連（一名）、全造船石川島分会（四名）、同川崎造船分会（一名）。
機関紙　「民労連」旬刊

B　地方連合組織

この場合も総評系の地方組織が最も大きな結集を見せており、前年第二回大会当時、準備会をふくめて三五地方であつたのを、第三回大会の時期には四五地方全部の結成をみている。また性格的にも総評指向の地方協議会から、総評地方評議会と明示するに至つている。

（総評地方組織）

全北海道労仂組合協議会　札幌市南大通町西五ノ一〇　二〇七、六〇〇
秋田県労仂組合会議　秋田市根小屋上町　三三、七二一
山形県労仂組合評議会　山形市十日町五〇一　一二、〇〇〇
宮城県労仂組合評議会　仙台市東四番町　三三、八〇〇
岩手県労仂組合総連合　盛岡市六日町一〇九　三四、〇二八
青森県労仂組合会議　青森市浜町一一三　一五、二二八
東京地方労仂組合評議会　東京都港区三田四国町二ノ六　一八〇、〇〇〇
群馬地方労仂組合評議会　前橋市菅町五三　三一、一五〇
千葉県労仂組合協議会　千葉市弁天町　四三、二〇〇
栃木県労仂組合会議　宇都宮市河原町一一二六　三五、〇〇〇
埼玉県地方労仂組合評議会準備会　浦和市北浦和　三八、〇〇〇
神奈川県地方労仂組合評議会　横浜市神奈川区桐畑一九　八八、〇〇〇
茨城県労仂組合連盟　水戸市藤沢小路三五八　四二、八三三
山梨県労仂組合総連合　甲府市穴切町　一九、〇〇六
岐阜県労仂組合協議会　岐阜市中新町　四〇、八六一
福井県労仂組合評議会　福井市日の出町三六　二〇、八〇〇
新潟県民主労仂組合協議会　新潟市下大川前通り　四三、六二〇
石川県労仂組合評議会　金沢市勝尾町一

富山県労仂組合評議会	富山市神通町一〇四九
長野県労仂組合評議会	五六、〇〇〇
静岡県労仂組合評議会	長野市南石堂町
愛知県地方労仂組合評議会	二七、六五六
総評大阪地方評議会	静岡市昭和町二ノ一
滋賀県労仂組合協議会	六〇、〇〇〇
和歌山県地方労仂組合評議会	名古屋市昭和区舞鶴町
三重県地方労仂組合協議会	一一九、八〇四
奈良県地方労仂組合総評議会	大阪市北区高垣町七〇
総評京都地方評議会	一一八、九九〇
兵庫県労仂組合会議	大津市馬場町元町二五二
島根県労仂組合協議会	二八、四四〇
広島県労仂組合会議	和歌山市真砂町一ノ一
	三〇、〇〇〇
	三重県一志郡久居町
	二七、五〇〇
	奈良市椿井町三七ノ四
	一八、〇〇〇
	京都市下京区寺町四条下ル
	四三、九八〇
	神戸市生田区海岸通三ノ二六
	一五〇、〇〇〇
	松江市殿町八
	一八、三五五
	広島市京雜魚場町一八〇
	一二〇、〇〇〇

岡山県労仂組合会議	岡山市一番町
鳥取県労仂組合協議会	四三、〇〇〇
山口県労仂組合評議会	鳥取市東町一
高知県全労仂組合評議会	一六、〇〇〇
愛媛県労仂組合評議会	山口市今市
香川県労仂組合会議	四七、〇〇五
徳島県労仂組合評議会	高知市帶屋町九八
佐賀県労仂組合協議会	二三、七二八
鹿児島県地方労仂組合評議会	松山市南江戸町
大分県労仂組合評議会	四七、八二三
福岡県労仂組合総評議会	高松市新港町
熊本県労仂組合総評議会	二〇、四七〇
宮崎県労仂組合協議会	徳島市寺島本町一丁目
長崎県労仂組合会議	一三、〇〇〇
	佐賀市松原町六九
	三五、〇〇〇
	鹿児島市山下町
	三七、四〇〇
	大分市西町一〇八八
	二七、一九四
	福岡市天神町天満ビル十一号
	一六八、〇九〇
	熊本市春日町
	四一、二八五
	宮崎市本町二七
	三七、六七二
	長崎市榎津町六六

九州労仂組合会議
　五八、〇九五
　福岡市天神町天満ビル
　このほかの全国組合連合体でも傘下の地方組織が部分的に組織されているが、各県各地方ごとには中立系の多くの地方組織が散在している。また地方共闘組織も多く、なかには半永久化しているものもあり、産業別全国組合の地方組織も相当の数に上つている。

第三節　各産業別労仂組合の現状

C、鉱業

【a、石炭鉱業】

鉱業労仂者の組織率は一般産業中でも比較的高く、石炭鉱業の場合もほぼ一〇〇%に近いまで組織されているといわれる。
石炭鉱業の主要な組合は炭労（二六万五〇〇〇）、日鉱（六万二〇〇〇）の二つのほか、炭労から脱退した常盤支部が常盤炭連（一万六〇〇〇〇）を結成した。また炭労では五〇名以上の組合で全国組合に組織されていない組合員数を三万八〇〇〇名、五〇名以下ないし未組織労働者数を一万二〇〇〇名とふんでいる。

5、日本炭鉱労仂組合（炭労）
　千代田区神田三崎町二ノ四　九段(33)二一五四、六二四八
（役員）（第四、五回大会決定）
　執行委員長　田中　章（三井砂川）
　副執行委員長　原　茂（北炭平和）
　諸富　義　高（三菱新入）
　事務局長　漆原光国（日鉄二瀬）
（結成）一九五〇年四月二二日
（加盟機関）総評、国際自由労連
（組織）二六万五〇〇〇名
（活動）
二月二一―二四日　第五回中央委員会、争決定。
四月二三―二七日　第四回臨時全国大会（東京）、五・一二スト延期を否決、中闘不信任、新闘争方針を打出す。
五月二四―三一日　第五回定期全国大会（東京）、破防法撤回、単独でもストの基本方針を再確認。
七月一六―二一日　第六回臨時全国大会（鬼怒川）、新賃金闘争方針決定。
八月二一日　中闘「新賃金闘争宣言」。
一〇月九日　スト指令、一七日以降は無期限ストに入る。
一一月一九日　常磐支部、炭労を脱退。
一二月一日　保安要員引揚非常事態宣言。
一二月一〇日　保安要員引揚を決定。
一二月一六日　政府の緊急調整発動を前にスト中止指令。
（機関紙）「炭労新聞」旬刊、「炭労」月刊

6、日本鉱山労仂組合（日鉱）
　港区三田四国町二ノ六　三田(45)七二四三
（役員）
　会長　田畑金光
（結成）一九四六年七月三〇日
（加盟機関）総同盟
（活動）

四月二五―二七日　全国大会
機関紙　「鉱山」

【b、金属鉱業】

7、全日本金属鉱山労仂組合連合会（全鉱連）
港区三田功運町二一　三田(45)四六三八―九
役員（第一八回大会決定）
中央執行委員長　原口幸隆（住友別子）
副中央執行委員長　神長一毛（日鉱大雄院）
鈴木勇（大平下川）
斎藤真次（全織機）
北川義行（本部）
書記長　蘇原松次郎（古河足尾）
結成　一九四七年二月二〇日
加盟機関　総評、国際自由労連
活動
二月二六日―三月二日　第一七回全国大会。
五月一六日　六社共闘第一波スト。
八月二二―二七日　第一八回全国大会、単一促進委員会を設置。
機関紙　「ぜんこう」週刊、「調査報告」月刊

D、金属産業

【a、金属機器】

旧大金属（一九四八年一〇月結成）が壊滅して、現在は全金属産業の統一機関は存在しないが、金属機械器具部門の労仂組合の中には、例えば全金属は鉄鋼産業の一部を含んでいるというようなものがあつて、分類上、截然と分れているわけではない。また電機部門の機器電機労連のようなものもあるから、このような分類は組合の組織の重点がどこにおかれているかで、一応こうしたものといえよう。

8、全国金属労仂組合（全国金属）
港区三田四国町二ノ六　三田(45)〇二七〇
役員（第三回大会決定）
中央執行委員長　椿繁夫（大阪金属）
副中央執行委員長　鈴木寅雄（関東金属）
斎藤真次（全織機）
北川義行（本部）
書記長　大谷徹太郎（本部）
結成　一九五〇年一〇月八日
加盟機関　総評
活動
二月一九―二〇日　第二回全国大会。
一〇月一八―一九日　関東金属大会。
一一月一六―一七日　第三回全国大会。

9、全国機械金属労仂組合（全機金）
港区芝公園六号地　芝(43)一一三二―三
役員（一〇月拡執決定）
執行委員長　中島一郎（豊和工業）
副執行委員長　伊丹富太郎（大阪機関）
岡本義久（不二越）
細貝義雄（三菱下丸子）
書記長　大谷徹太郎（本部）
結成　一九四九年一月七日
加盟機関　新産別
活動
五月一八日　三菱下丸子（三七〇〇）参加。

一〇月一七―一八日　拡大全国執行委員会。

10、全日本金属労仂組合（全金属）

港区芝新橋七ノ一二　芝(43)三二〇五

役員（第四回大会決定）

中央執行委員長　和田次郎（茨城）

副中央執行委員長　川崎久一（東京）

書記長　富岡隆（長野）

結成　一九四八年一〇月一五日

加盟機関　産別、世界労連金属インター

活動

三月一七―一八日　第三回中央執行委員会「当面の闘争方針」、賃上げ、悪法反対、統一メーデー対策。

六月一九―二〇日　第四回中央執行委員会「当面の闘争方針」、賃金闘争、戦線統一。

九月四―五日　第五回中央執行委員会、賃金闘争、選挙闘争、アジア太平洋平和会議、戦線統一対策。

一〇月二八―三〇日　第四回全国大会（今市）。

一二月二一―二二日　第二回中央執行委員会。

機関紙　「金属労仂者」週刊

11、全国金属産業労仂組合同盟（全金同盟）

港区三田四国町二ノ六　三田(45)五七五九

役員（第二回大会決定）

会長　前田種男（大阪）

副会長　井堀繁雄（埼玉）

宮本勇（岐阜）

主事　天池清次（神奈川）

結成　一九五一年三月一八日

加盟機関　総同盟

活動　四月一七―一八日　第二回大会（湯河原）。

【b、鉄鋼】

12、日本鉄鋼産業労仂組合連合会（鉄鋼労連）
Japanese Federation of Iron and Steel Workers Unions.
(J. I. S. U.)

港区本芝三ノ二〇　三田(45)四九六八

役員（第三回大会決定）

執行委員長　森田清市郎（扶桑製鋼）

執行副委員長　清水愼三（本部）

今田義之（鋼管川鉄）

書記長　牛正（富士室蘭）

結成　一九五一年三月二日

加盟機関　総評

活動

一月一七―一九日　賃金委・代表者会議・中闘委、越年闘争自己批判。

三月二一―二二日　四中委、賃上闘争方針。

三月二五―二七日　第三回定期大会、総評加盟を決定。

五月二二―二四日　一中委、争議態勢討。

七月二五―二六日　二中委、闘争の自己批判。

一〇月二九―三一日　三中委、一一月一日付総評加盟を決定。

一一月一二―一四日　八幡製鉄労組、一般投票で鉄鋼労連脱退を否決。

機関紙　「鉄鋼労連」旬刊、「調査月報」月刊

【c、造船】

造船労仂者一五万の三分の一は全造船に、四分の一は造船総連に組織されているほか、日立ロレ、三菱造船などの企業連内で動向がまちまちの組合がある所では、企業連としての統一方向が進められている。

13、全日本造船労仂組合（全造船）
All Japan Ship building Workers Union. (S.W.U.)
渋谷区原宿三ノ二九八　赤坂(48)三二六四
役員（第一三回大会決定）
中央執行委員長　鳥居　豊（川重川崎）
副中央執行委員長　高橋浜吉（鋼管川崎）
書記長　吉永正人（西重長船）
結成　一九四六年九月一日
加盟機関　海運労協
活動　二月一五―一六日　二三中委、春季賃上統一闘争など。
四月二〇―二三日　第一三回定期大会（塩釜）、五二年度基本方針決定。
六月二三―二四日　二五中委、大会決定の具体化方針。
一〇月三〇―三一日　二六中委、越年闘争その他。
機関紙　「全造船」週刊

14、全国造船労仂組合総連合（造船総連）
港区三田四国町二ノ六　三田(45)七二四三
役員（第二回大会決定）
中央執行委員長　基　政七（神船）
副中央執行委員長　杉本通雄（玉造）

【d、車輌】

15、全日本自動車産業労仂組合（全自動車）
All Japan Automobile Workers Union. (J.A.W.U)
品川区大井元芝町七〇四　大崎(49)七六三二、八三七一
役員（第五回大会決定）
中央執行委員長　益田哲夫（日産横浜）
副中央執行委員長　岩満達巳（トヨタ・コロモ）
野本正三（高速機関）
書記長　福田幸次郎（いすず鶴見）
結成　一九四八年三月二六日
加盟機関　総評
活動　四月一一―一三日　第五回定期大会（宇治）、運動方針など決定。
一〇月八―一〇日　臨時大会（諏訪）、総評加盟を決定。
機関紙　「全自動車」旬刊

16、車輌産業労仂組合連合会（車労連）
神戸市兵庫区和田山通一ノ六　川崎車輌内
役員
中央執行委員長　吉本康男

【e、電気機器】

電機部門の組織的な変動は、この二、三年きわめて激しかつた。機器部門の労組に分散し、また日立、東芝などの企業連として組織され、ことに中立未組織組合が多く、電機産業として統一の気運にのつたのは今年度になつてからである。この間、過渡的に重電機が結成され、電機統一の懇談会などがもたれたが、漸く統合されて、中立系の全国電機と、総評指向の機器電機労連の結成を見た。なお五三年に入つて、両者に東芝労連が加わつた電機労連が結成され、初の電機関係統一組織が生れる。ほかに電線関係を集める全電線があつて独自の活動を進めている。

17、**全国電機工業労仂組合（全国電機）**

港区芝新堀町三一　三田(45)二八九四

役員（第二回大会決定）

執行委員長　斎藤欣也（日電）

副執行委員長　長谷部幸作（ビクター）

事務局長　竹花勇吉（東芝新）

結成　一九五一年六月二日

組織

日本電機	五九〇〇
松下電機	五二〇〇
沖電気	三三〇〇
富士通信	二五〇〇
日本楽器	二一〇〇
神戸電機	一六〇〇
日本無線	一〇五〇
松下電工	九五〇
その他	三九〇〇
計	二万六五〇〇

活動　五月二五―二八日　第二回定期大会。

18、**全国機器電機産業労仂組合連合会（機器電機労連）**

港区本芝三ノ二〇　三田(45)四九六八

役員

中央執行委員長　脇精一

組織

日立総連	二万三四〇〇
三菱電機	一万四〇〇〇
富士電機	四六〇〇
明電	二三〇〇
神鋼電機	一九〇〇
安川電機	一六〇〇
その他	一二〇〇
計	四万九〇〇〇

機関紙　「機器電機」半月刊

19、**全日本電線工業労仂組合（全電線）**

品川区平塚六ノ一〇四三　荏原(08)七四〇五

役員

中央執行委員長　星惣七郎（昭和）

結成　一九四六年七月二日

機関紙　「全電線」半月刊

E、化学産業

現状は、化学産業の中で現在最も大きい組織をもつ合成化学労連が従来、ソーダ、染料、火薬、薬品などに分れていたのを中産別形態で統一してから、一般化学、合成化学、繊業と三部門に分類されているが、総評外では必ずしもこうした組織方針によつてはいないから、今後の発展の中で、この分類方式も変つて行くものと考えられる。

20、**大化学産業労仂組合（大化学）**

The Chemical Workers' Federation of Japan. (C. W. F. J.)

港区芝新橋七ノ一二　芝(43)三一〇五

役員

中央執行委員長　亀田東伍

結成　一九四九年八月一九日
加盟機関　世界労連、化学インターナショナル
機関紙　「化学労仂旬報」旬刊、「化学労仂者」

21、全化学産業労仂合同盟（新化学）
港区芝公園六号地　芝(43)一一三二―三
役員（第三回大会決定）
執行委員長　長沢一末（昭電鹿瀬）
副執行委員長　宇佐美茂彦（鉄興社）
書記長　為国昭（徳山曹達）
結成　一九五〇九年二七日（　）
加盟機関　新産別

22、全国化学労仂組合同盟（全国化学）
港区三田四国町二ノ六　三田(45)五七五九
役員
会長　村尾重雄（大阪）
結成　一九五一年一一月一八日
加盟機関　総同盟

【a、一般化学】

化学同盟は、ゴム労連、旧総同盟全国化学などが中心になつて結成されたが、その主旨によれば一般化学業種として、ゴム、油脂、紙パルプ、皮革、電池、セルロイド、石油、塗料などのほか、ガラス、医料薬品、窯業まで含めている。

23、化学産業労仂組合同盟（化学同盟）
豊島区高田町二ノ二五　九段(33)三六一九
役員（六月大会決定）
中央執行委員長　山花秀雄
中央執行副委員長　藤本用輔
書記長　木村清
結成　一九五一年六月一七日
加盟機関　総評
活動　六月二五―二六日　全国大会。

I　紙パルプ

24、全国紙パルプ産業労仂組合連合会（紙パ労連）
新宿区下落合一ノ三三〇　落合(95)五九五八
役員（第九回大会決定）
中央執行委員長　山内義衛（王子）
中央執行副委員長　和田四郎（山陽）
書記長　石川彦三郎（本州）
結成　一九四八年七月三日
活動
二月二八日―三月一日　一五中委、春季共闘方針決定。
七月七―九日　第九回定期大会（静岡）。
九月八―九日　一七緊急中委。
一一月一三―一五日　第一〇回臨時大会、総評加入を決定。
機関紙　「紙パ労連ニュース」旬刊、「調査資料」

II　石油・石炭加工

25、全石油産業労仂組合協議会（全石労）
千代田区丸ノ内三ノ一〇　日本石油内　千代田(27)七二七一
役員
委員長　浅野正三
結成　一九四七年四月一一日
機関紙　「全石油」旬刊

26、**全国瓦斯労仂組合連合会（全国ガス）**
港区芝海岸通り一ノ一五　芝(43)一一一一—九
役員（第八回大会決定）
中央執行委員長　林　俊平（東京）
中央副執行委員長　高瀬菊四郎（東邦）
小林邦雄（広島）
小林健一郎（東京）
書記長
結成　一九四六年一月二日
活動
五月一九—二〇日　第八回年次大会。
六月二五—二六日　二中委。
九月一〇—一一日　三中委。
機関紙　「全国瓦斯労仂」
Ⅲ　その他
27、**全日本塩業労仂組合総連合（塩業労連）**
岡山市四番町
役員
中央執行委員長　小山武次

【b、合成化学】

28、**合成化学産業労仂組合（合化労連）**
Japanese Federation of Synthetic Chemistry Workers Union.（J. S. C. U.）
港区本芝三ノ二〇　三田(45)五七〇〇、五七三〇
役員（第四回大会決定）
執行委員長　太田　薫
副執行委員長　入江正治

【c、窯業】

29、**全国セメント労仂組合連合会（全国セメント）**
港区芝新橋六ノ一八　芝(43)三二四〇
役員
委員長　清水道男
結成　一九五一年四月二七日
機関紙　「全国セメント」旬刊

F　繊維産業

30、**全国繊維産業労仂組合同盟（全繊・全繊同盟）**
Japan Federation of Textile Workers Union.
港区三田四国町二ノ六　三田(45)五四三一、五七九六
（生糸部会）中央区京橋三ノ二　片倉ビル　京橋(56)四八五四
役員（第七回大会決定）
会長　滝田　実（日清紡）
副会長　越智義次郎（倉レ）
高山恒男（日紡）
総主事　斎藤　勇（本部）
結成　一九四六年七月三一日
書記長　香森　現
結成　一九五〇年一二月九日
加盟機関　総評
活動
一月三一日—二月二日　第三回臨時大会、スト権中央委譲。
六月二三—二六日　第四回定期大会、国際自由労連加盟を否決。
機関紙　「合成化学」週刊

加盟機関　総評、国際自由労連
活動
七月二八―三一日　第七回定期大会。
機関紙　「全繊新聞」週刊、「友愛」月刊、「繊維経済」月刊

G　食品産業

31、**全国食品産業労仂組合同盟（全食産）**
港区三田四国町二ノ六　三田(45)七二四三
役員
会長　熊本虎三
結成　一九四七年一〇月六日
加盟機関　総同盟

H　専賣業

32、**全専売労仂組合（全専売）**
All Monopoly Labour Union. (A. M. L.)
品川区大井立会町五六五　大崎(49)六六一〇
役員
中央執行委員長　平林剛
副中央執行委員長　斎藤一雄
書記長　佐藤新次郎
結成　一九四九年六月二九日
加盟機関　総評、官公労、全大蔵
活動
五月二九日―六月一日　第五回全国大会。
機関紙　「全専売新聞」五日刊

I　文化産業

この部分に関する産業別は世界各国それぞれの場合に応じて、異つた統一形態をとつている。例えば世界労連の産業別インターは、映演美術、新聞印刷、郵便電信電話放送に分れており、新聞印刷製紙で一本の形の国もある。日本の場合、これらの組合の産業形態上の分類よりも、その文化的な性格から結びつくことが比較的多いし、事実、文産共闘とか新聞放送単一とかの形が生れたことも故なしとしないから、文化産業という、あるいは一産業とはいえないかも知れない形の分類も、組織面からみた産業別統一の一つの特徴として存在理由があろう。この中で（d）通信業を加えたのは、cのII の放送と連関をもたせたもので、現状はそのほとんどが官業であるため、必ずしも他の文産系統と統一の気運はない。

【a、映画演劇】

33、**全国映画演劇労仂組合（全映演）**
千代田区有楽町二ノ一　日劇内　和田倉(20)二一一一―五
役員
中央委員長　福田武
結成　一九四七年五月一日
加盟機関　総評
34、**映画演劇労仂組合総連合（映演総連）**
中央区築地四ノ一四　東劇内　築地(55)三九八六
役員
中央執行委員長　岡崎正己
機関紙　「映演総連」半月刊

【b、印刷出版】

印刷出版労組（産別系）は一九五三年四月二五日の全印総連結成と同時に解散し、長らく分裂していた大経営と中小企業が漸く統されることとなる。

35、**全日本印刷出版労仂組合（印刷出版）**
港区芝新橋七ノ一二
（全印総連）
文京区久堅町一〇八　共同印刷内　小石川(92)一一一一―九
役員（第一三回大会決定）
中央執行委員長　林　正三（東京書籍）
中央副執行委員長　落合　主計（二葉印刷）
綿引　民雄（細川活版）
書記長　佐藤　次雄（典文社）
結成　一九四七年四月一〇日
加盟機関　産別
活動　一〇月二六―二七日　第一三回全国大会（長野）。
機関紙　「印刷出版労仂」旬刊

36、**全印刷局労仂組合（全印労）**
北区西ヶ原町一一二五　駒込(82)二一〇一―五
役員（第一一回大会決定）
中央執行委員長　横手　行雄
副中央執行委員長　杉山　秀雄
書記長　北村　啓介
結成　一九四六年四月一日
加盟機関　総評、官公労

【c、新聞通信放送】

I　新聞通信

37、**日本新聞労仂組合連合（新聞労連）**
Congress of Newspaper Workers Union. (C. N. U.)
千代田区有楽町二ノ三　朝日新聞社内
和田倉(20)〇一一一―四一
役員
中央執行委員長　岩本　秀次（毎日）
結成　一九五〇年六月三〇日
機関紙　「新聞労連」

38、**全日本新聞労仂組合（全新聞）**
The Press Workers' Union of Japan. (P. W. U.)
港区芝新橋七ノ一二
結成　一九四八年八月一日

II　放送

39、**日本放送労仂組合（日放労）**
千代田区内幸町二ノ二　銀座(57)七七五一
役員
中央執行委員長　中塚　昌胤
加盟機関　総評
機関紙　「日放労」

【d、通信業】

I　郵便

40、**全逓信労仂組合（全逓労組）**
港区芝新橋七ノ一二　芝(43)〇〇〇七

役員
中央執行委員長　山口寛治
副中央執行委員長　村山永喜
結成　一九四六年六月三〇日
加盟機関　産別
機関紙　「ぜんてい新聞」週刊

41、全逓信従業員組合（全逓従組）
新宿区信濃町三一　四谷(35)二四〇〇、二四六〇
役員（第三回大会決定）
中央執行委員長　永岡光治（本省）
副中央執行委員長　横川正市（旭川）
　　村甚助（大阪）
書記長　樹文彦（浅草）
結成　一九五〇年九月二七日
加盟機関　総評、官公、労国際自由労連・PTTI
活動
三月五―七日　第三回中央委員会。
五月二七―三一日　第三回全国大会。
一一月七―九日　第四回臨時全国大会。
機関紙　「全逓新聞」週刊、「調査時報」月刊
II　電信電話

42、全国電気通信労仂組合（全電通）
千代田区大手町二ノ一　丸ノ内(23)（〇〇八八、二五八四、二五八九）
役員（第四回大会決定）
中央執行委員長　久保等（関東）
副中央執行委員長　石川辰正（東海）
書記長　鈴木強（関東）
結成　一九五〇年九月二七日
加盟機関　総評、官公労
活動
二月六―八日　第二回中央委員会。
七月七―一一日　第四回全国大会（奈良）、国際自由労連加盟を保留、名称を従組から労組に変更。
一〇月一〇―一四日　第三回中央委員会。
機関紙　「全電通」週刊

43、全電波従業員組合（全電波）
港区青山北町四ノ一　赤坂(48)四八二二
役員
中央執行委員長　大野安信
加盟機関　総評、官公労
機関紙　「全電波」

J　木材・建設業

【a、木材】

【b、土建一般（日雇を含む）】

44、全日本土建一般労仂組合（全日土建）
港区芝新橋七ノ一二　芝(43)三〇〇五
役員
中央執行委員長　中西五州
結成　一九四七年六月三〇日（旧全日土建は、日建連〔総評〕などと統一して土建総連を結成したが、日雇自由労仂者は、これを土建職総連合と呼んで、土建一般の組合としての全日土建を再建し

た。）
機関紙　「しかたび」、「全国ニュース」
45、**全日本土建一般産業労仂組合（全建労）**
渋谷区北谷町二九　渋谷(46)四三〇五―六
役員、会長　江口利作
結成、一九四八年一一月二〇日
加盟機関　新産別
46、**全国土建一般労仂組合同盟（土建一般）**
港区三田四国町二ノ六　三田(45)五七五九
役員、会長　村尾重雄
加盟機関　総同盟
【c、土建職人】
47、**全国土建労仂組合総連合（土建総連）**
港区芝白金三光町四八六　大崎(49)八〇五二
役員、中央執行委員長　高橋太一
結成、日建連、全日土建などが統一して結成された。
機関紙　「建設労仂者」半月刊
48、**全国土建労仂組合同盟（全国土連）**
千代田区神田宮本町八　下谷(83)七九二九
役員、執行委員長　秋口広吉
結成、一九四七年六月一七日
49、**全日本電気工事労仂組合協議会**
文京区真砂町三六ノ七
K　金融業
全金融は、全銀連、全生保、全損保、全外連、全信連の五組合の協議機関として存在するが、現状は業態上の相違からこれらの組合が直ちに統一する気運には向いていないから、限られた部面での共闘機関としての意味をもつに過ぎない。また金融、商業、事務系統で組織された労闘協が、その後八月に全商協と改称、新しい組織として発展しようとしているのは、一つの方向として注目される。
50、**全国金融機関労仂組合協議会（全金融）**
港区青山南町六ノ一二〇　赤坂(48)(〇九八二六〇〇七―八
役員、議長　大山敬三（全銀連）
結成、一九四七年一〇月一〇日
組織、全銀連　一二万
全生保　二万
全外連　一万三〇〇〇
【a、銀行・信託】
銀行関係では五四行一二万が全銀連に組織されているほか、二七行一万三〇〇〇の市中銀行が未組織、他に地方銀行の大部分が未組織である。このほか、相互銀行、信託銀行、小口金融、無盡などは業態上別れているが全信連はその一部に過ぎない。
I　銀行
51、**全国銀行従業員組合連合会（全銀連）**
The Federation of Bank Employees Unions.　(F. B. U.)
全損保　一万九〇〇〇
全信連　三〇〇〇
計　一七万五〇〇〇

港区青山南町六ノ一二〇　赤坂(48)一〇九八二・六〇〇七―八
役、員、（第一三回大会決定）
中央執行委員長　藤　虎　彦（富士）
中央執行副委員長　大　山　敬　三（第四）
河　村　周　三（三和）
石沢雄四郎（千代田）
長　尾　忠　一（富士）
前　田　完　一（大阪）
書記長
結、成、一九四七年四月一八日
加、盟、機、関、全金融
活、動、
二月二六―二七日　第一〇回中央委員会。
五月一四―一六日　第一三回全国大会。
機、関、紙、「全銀連」週刊、「調査時報」月刊
II　信　託

52、全国信託銀行従業員組合連合会（全信連）

中央区日本橋室町二ノ一　三井信託内
日本橋(24)三一八一―九
役、員、
中央執行委員長　木　村　健　三
加、盟、機、関　全金融

【b、保険業】

I　生　命　保　険

53、全国生命保険労仂組合総連合会（生保総連）

千代田区丸ノ内三ノ四　千代田(27)一一〇五―九
役、員、
中央執行委員長　福田松三郎（全外連）
中央執行副委員長　渋谷益左右（全生保）
近　信　男（全外連）
秋吉次男（全生保）
山本悠夫（全生保）
書記長
結、成、一九五二年一一月一五日
活、動、
一一月一五日　結成大会（生保内外両連合の統一は六月の全外連大会で、両連合を発展的に解消して内外総連合を結成することを決議し、全生保に協力を求めたものが、両組織を維持したまま統一する条件で一一月の全生保大会で決定され、結成の運びに至つた。）

54、全国生命保険労仂組合連合会（全生保）

千代田丸ノ内三ノ四　千代田(27)一一〇五―九
役、員、（第八回大会決定）
委員長　渋谷益左右（三井）
副委員長　筧　行　雄（大同）
遠藤万市（日本）
相島一雄（明治）
書記長　山本悠夫（第百）
結、成、一九四六年六月四日
加、盟、機、関　全金融、生保総連
活、動、
一一月一二―一三日　第八回定期大会。
機、関、紙、「全生保」半月刊

55、全国生命保険外務労仂組合連合会（全外連）

中央区京橋二ノ八　第一生命内　京橋(56)七二二一―九
役員、委員長　福田松三郎
加盟機関、全金融、生保総連
II　損害保険
56、全日本損害保険労仂組合（全損保）
中央区銀座西二ノ一　京橋(56)四二九一、七〇二〇
役員、中央執行委員長　塙善多
副中央執行委員長　小南弘久
佐藤文夫
中陸奥三
米山高秋
書記長
結成、一九四九年一一月五日
加盟機関、全金融
機関紙、「全損保」週刊

L　電気産業

57、日本電気産業労仂組合（電産）
中央区築地五ノ一　築地(55)一三九一、二六五七、四二八二
役員、（第七回大会決定）
中央執行委員長　藤田進（中国）
中央副執行委員長　池田孝夫（関東）
神山清喜（九州）
結成、一九四七年五月七日
加盟機関、総評
活動、四月四日　第六回拡大中執、最低七〇〇〇円本賃金要求集約。
五月二一―二三日　第七回中央定時大会（山中）。
七月三―五日　第三回中執。
九月四―七日　第四回拡大中執。
機関紙、「電産」週刊
58、東京電力労仂組合（東労・東電労組）
港区赤坂溜池三四　赤坂(48)〇〇〇七
結成、一九四九年一一月五日
機関紙、「同志の礎」旬刊

M　交通運輸業

59、全国交通運輸労仂組合協議会（全交運）（CTU）
千代田区丸ノ内一ノ一　丸ノ内(23)〇〇三九
役員、（一〇・一〇幹事会決定）
議長　藤田藤太郎（私鉄総運）
副議長　有井澄（海員）
大倉精一（全日通）
岡本丑太郎（都交）
中村順造（機労）
事務局長　岩井章（国鉄）
結成、一九四七年九月一〇日
組織、

国鉄	三七万
私鉄総連	一二万
全日通	九万三〇〇〇
海員	八万
機労	四万六〇〇〇
全自運	三万
全旅	六〇〇〇
交通公社	二〇〇〇
全港湾	二万
全陸運	二〇〇〇

都市交通　三万九〇〇〇
機関紙　「全交運」

【a、鉄道および軌道ならびに同種業】

I　国有鉄道

60、**国鉄労仂組合（国鉄）**　計　八〇万八〇〇〇
千代田区丸ノ内一ノ一　丸ノ内(23)〇〇三九
日本橋(21)一六八九
役員（二九中委決定）
委員長　大和与一（高崎）
副委員長　相沢重明（東京）
書記長　太田末男（大分）
結成　一九四七年六月五日
加盟機関　総評、官公労、全交運、国際自由労連
活動
一月一七―一八日　二五中委（広島）。
四月二四―二五日　二六中委（日光）。
七月一五―二〇日　第一一回定期全国大会（別府）、国際自由労連脱退を否決。同一七日、二七中委をひらき中闘選出。
一〇月二三―二五日　二八・二九中委（水戸）新中闘選出。
機関紙　「国鉄新聞」週刊、「国鉄文化」月刊

61、**日本国有鉄道機関車労仂組合（機労）**　大崎(49)六四三八
品川区上大崎四ノ二四九
役員（第二回大会決定）
執行委員長　瀬戸敏夫（東京）
副執行委員長　中村順造（広島）
書記長　兼高隆（岡山）
結成　一九五一年五月二四日
加盟機関　全交運
活動
五月一三―一五日　第二回定期全国大会（金沢）。
一〇月二二―二三日　第五回中央委員会（甲府）。
機関紙　「機関車新聞」週刊、「機労文化」月刊

62、**日本交通公社労仂組合（交通公社）**
千代田区丸ノ内一ノ一　丸ノ内(23)四一四一―五
役員（六・二〇改選）
中央執行委員長　阿部寿治
中央執行副委員長　山田芳長
書記長　皆川愼吾

II　私　鉄

63、**日本私鉄労仂組合総連合会（私鉄総連）**　大崎(49)一八三八、八五二八
港区芝高輪南町三〇
役員（第一一回大会決定）
中央執行委員長　藤田藤太郎（京阪神）
中央執行副委員長　竹内弘次（神戸）
堀井利勝（釧路）
安恒良一（西鉄）
書記長
結成　一九四七年一月一〇日
加盟機関　総評、全交運、国際自由労連、国際運輸労連
活動
二月二六―二七日　六中委。
三月三一日　第一〇回臨時大会、スト宣言。
五月二八―二九日　八中委。
六月二三―二六日　第一一回定期大会（松山）。

八月二〇―二一日　二中委。
一〇月一三―一四日　三中委。
一二月一八―一九日　四中委。
機関紙　「私鉄新聞」週刊、「私鉄総連調査月報」月刊

64、全国旅客自動車労仂組合連合会（全旅労連）
港区赤坂溜池三一　赤坂(48)〇五七七
役員（第一一回大会決定）
中央執行委員長　桑　敏夫
加盟機関　全交運
Ⅲ　都市交通

65、日本都市交通労仂組合連合会（都市交連）
The Federation of Municipal Traffic Workers Union.
港区麻布一本松七　三田(45)五四五三
役員
中央執行委員長　岡本壮太郎（東交）
結成　一九四七年一月一六日
加盟機関　総評、全交運

【b、水運業】

66、海運産業労仂組合中央協議会（海運労協）
千代田区丸の内一ノ一　運輸省内　丸ノ内(23)一一三一―九
役員
議長　陰山　寿（海員）
結成　一九五一年一月一日
組織

海員	八万
全造船	五万
全港湾	二万
全港建	一万
計	一五万九〇〇〇
全海連	四〇〇〇
全海事	一〇〇〇

Ⅰ　海上輸送

67、全日本海員組合（海員）
本　部　神戸市生田区海岸通り三ノ一六
元町(4)三九一六
東京事務所　港区麻布市兵衛町二ノ四
赤坂(48)三三六〇、三五〇三、三五〇七
役員（第一一回大会決定）
組合長　陰山　寿
副組合長　中地熊造
青木　敏
結成　一九四五年一〇月五日
加盟機関　総評、全交運、海運労協、国際自由労連、国際運輸労連
活動
一〇月三一日―一一月三日　第一一回定期全国大会（神戸）、総評脱退の権限を全国評議会に附与。
機関紙　「船員しんぶん」週刊、「海員」月刊

68、全日本海運労仂組合連合会（全海連）
中央区日本橋箱崎町二ノ五ノ三
役員
中央執行委員長　藤井三郎
加盟機関　総評、海運労協
機関紙　「全海連」旬刊

Ⅱ　港湾産業

69、全日本港湾労仂組合（全港湾）
All Japan Harbor Labors Union. (J.H.L.U.)

大田区山王二ノ一八ノ二五
役員（第七回大会決定）
中央執行委員長　兼田富太郎
副中央執行委員長　安田茂
書記長　行間正吉
結成　一九四九年六月一日
加盟機関　総評、全交運、海運労協
活動
一月二四―二五日　第二回中央委員会。
六月二七―二九日　第七回定期全国大会、港湾労働法制定促進、総評加盟の中執一任。
機関紙「港湾労働」半月刊

【C、貨物運送】

70、全日通労働組合（全日通）
All Japan Express Workers Union.
千代田区三年町一ノ二一　霞ヶ関(58)〇六二八、〇八二四〇八五九―六〇
役員
委員長　大倉精一
結成　一九四六年四月二〇日
加盟機関　総評、全交運
活動
三月一〇―一一日　第三回中央委員会（城崎）。
五月三〇―六月二日　第七回定期大会（登別）、総評への加盟を決定。
九月一四―一五日　総蹶起臨時全国大会。

機関紙　「日通労働」五日刊

I　道路運送

71、全国自動車運輸労働組合連合会（全自運）
台東区西町五〇　東貨労内　下谷(83)七六七七
役員
中央執行委員長　引間博愛
結成　一九五〇年一一月二六日
加盟機関　全交運
機関紙　「全自運」月刊

II　倉庫・保管

72、全日本倉庫労働組合同盟（全倉庫）
中央区日本橋兜町二ノ九　兜町(67)〇六三五
役員
中央執行委員長　塩路茂男
結成　一九四九年九月一〇日
機関紙　「全倉庫」半月刊

N　教育

73、日本教職員組合（日教組）
千代田区神田一ッ橋　教育会館内
役員（第九回大会決定）
委員長　岡三郎（神奈川）
副委員長　今村彰（愛媛）
書記長　宮之原貞光（鹿児島）
結成　一九四七年六月八日
加盟機関　総評・官公労・国際自由労連・世界教員連合
活動

二月二八―二九日　二三中委。
六月一六―一八日　第九回定期全国大会（新潟）。
八月七―八日　二四中委、教委法闘争強化。
一〇月二六―二七日　二五中委、最低八〇〇〇円賃金闘争方針。
機関紙　「日教組教育新聞」週刊、「教育評論」月刊

O　医療衛生

【a、医療保健】

74、全日本医療従業員組合協議会（全医協）
千代田区神田三崎町　結核予防会内
神田(25)三二三三、〇六二九
役員、
議長　林　邦夫
加盟機関　産別

75、全日本国立医療労仂組合（全医労）
中野区新井町五一四　中野(38)〇五二六
役員（第六回大会決定）
委員長　岩崎清作（旭川）
副委員長　井上五郎（福岡）
事務局長　亀山坦二（浩風園）
加盟機関　官労
活動
三月九―一〇日　一〇中委（伊東）。
五月一三―一五日　第六回定期全国大会（伊東）。
八月二一―二二日　一一中委（伊東）。
一一月二七日　一二中委（東京）。
機関紙　「全医労新聞」週刊

【b、水道衛生】

76、全国水道労仂組合連合会（全水連）
千代田区丸ノ内三ノ五　和田倉(20)一〇〇一―一〇
役員、
委員長　坂本喜一
結成　一九五一年一一月
加盟機関　総評、官公労
機関紙　「全水連新聞」

P　商業

77、全国商業・事務系労仂組合協議会準備会（全商協）
組織、

全銀連	一二万
全生保	二万〇五〇〇
全外連	一万三〇〇〇
全損保	一万九〇〇〇
全百連	二万五〇〇〇
ホテル従組	三〇〇〇
全海連	四〇〇〇
全倉庫	五五〇〇

その他（商事関係など）
計　二七万
（一九五一年八月九日にこれらの組合で結成された労仂法規改悪反対闘争連絡会は同年一〇月五日、名称を労仂法規改悪反対闘争協議会（労闘協）と変更して、以後、商業・事務関係労組

の共闘機関としての活動を進めてきた。五二年に入って八月一二―一三日の労闘協実行委員会は、労闘協を新たに「全商協」として発展させることを確認し、準備会発足に至った。）

【a、卸売・小売】

78、**全日本百貨店労仂組合連合会（全百連）**
台東区南稲荷町九九　下谷(83)一七九〇
役員、中央執行委員長　平岡喜治（大丸）
結成、一九四九年一〇月二五日
機関紙、「全百連」

【b、商事】

【c、サービス業】

79、**全日本ホテル・レストラン従業員組合連合会（ホテル従連）**
港区芝琴平町二一　芝(43)四四五三
役員、中央執行委員長　日藤善

【d、その他】

Q　公務

80、**日本官公廳労仂組合協議会（官公労）**
千代田区神田一ッ橋　教育会館内　九段(33)七八九四
役員、議長　池島信吉（自治労協）
副議長　角屋堅次郎（全農林）
山下広光（国鉄）
事務局長　一九四九年一二月五日
結成、組織、

全専売	三万七五〇〇	アルコール専売	一五〇〇
全印労	八〇〇〇	全逓従	一六万
全電通	一〇万六〇〇〇	全電波	三〇〇〇
国鉄	三七万	機労	四万六〇〇〇
都市交通	三万九〇〇〇	全海運	四〇〇〇
日教組	五二万	全水運	六〇〇〇
日財労連	二万	大蔵職組	二〇〇〇
全税関	四五〇〇	全造幣	一五〇〇
全農林	八万	自治労協	一八万
都労連(重複)	七万四五〇〇	全駐労	七万五〇〇〇
計	一七一万四〇〇〇		

【a、官庁】

81、**官廳労仂組合協議会（官労）**
役員（第一一回拡大委員会決定）
議長　天野徳重（全司法）
副議長　大倉勲（全商工）
屋宮為磨（労仂）
事務局長　木森薫（全建労）
結成　一九五一年七月二一日（一九五三年六月八日解散、全単産は官公労に加盟）
組織　（△＝組合員数、□＝代表者名）

運輸省全海事職員組合（全海事）千代田区丸ノ内一ノ一
△一、〇〇〇　□渡辺道夫
運輸省全国陸運職員組合（全陸運）千代田区丸ノ内一ノ一
△二、〇〇〇　□土岐純彦
全航空職員組合（全航空）千代田区大手町一ノ一
△五〇〇　□山口勝也
気象研究所職員組合（気象研）杉並区馬橋四ノ八七八
△二、五〇〇　□小平信彦
労仂省職員組合（労仂）千代田区大手町一ノ七
△八〇〇　□酒井充
全基準労仂組合（全基準）千代田区大手町一ノ七
△一、〇〇〇　□吉田賢太郎
中央労仂委員会事務局職員組合（中労委）港区芝公園六号地
△五〇　□上倉美明
全国職業安定所職員組合連合会（全職安）千葉市市場町
△五、〇〇〇　□熊川広衛
全日本国立医療労仂組合（全医労）中野区新井町五一四
△一六、〇〇〇　□岩崎清作
厚生省職員組合（厚生）千代田区霞が関二ノ一
△三、五〇〇　□筒井実
全司法部職員労仂組合（全司法）千代田区霞が関一ノ一
△七、〇〇〇　□天野徳重
全法務職員組合（全法務）千代田区霞が関一ノ一
△五〇〇　□千葉晴夫
総理府統計局職員組合（統計局）新宿区若松町九五
△一、三〇〇　□岡田定市
行政管理庁統計基準部職員組合（管理統計）千代田区三年町
△五〇　□松田道夫
全建設省労仂組合（全建労）港区芝海岸通り一ノ二五
△九、五〇〇　□服部正美
全商工労仂組合（全商工）千代田区三年町
△七、五〇〇　□福田幸作
全調達職員組合（全調達）千代田区神田岩本町三
△二、五〇〇　□河野武
国民金融公庫労仂組合（国金）台東区東黒門町一八
△一、〇〇〇　□山本良雄
北海道開発局職員組合（北海道）札幌市北三条西六丁目
△二、〇〇〇　□木下美秀
文部省職員組合（文部）千代田区霞が関三ノ四
△一、〇〇〇　□石塚竜之進
日本学術会議事務局職員組合（学術会議）台東区上野公園
△八〇　□原田佑四郎
人事院職員組合（人事院）千代田区霞が関一ノ二
△三〇〇　□山崎進
会計検査院職員組合（会計検査院）千代田区霞が関三ノ四
△一、〇〇〇　□斉藤信雄
経済審議庁職員組合（経審）千代田区霞が関一ノ二
△三〇〇　□高橋晴貞
閉鎖機関職員組合（閉鎖機関）豊島区池袋一ノ七六〇三
△五〇〇　□樋口文一
東京学芸大学職員組合（学芸大）世田谷区下馬三
△七〇〇　□野田福雄
東京地区大学教職員組合連合（東京地大）神田一ツ橋教育会館
△一、〇〇〇　□早川正賢

国立国会図書館職員組合（国会図書館）港区赤坂一ノ一
参議院事務局職員組合（参議院）千代田区永田町二ノ四二
全統計労仂組会（全統計）港区芝新櫻田町二二　農林省
蚕糸労仂組合（蚕糸）杉並区高田寺二ノ一〇四
全改良労仂組合（全改良）千代田区霞が関二ノ一
宮内庁職員組合（宮内庁）千代田区皇居内

計　三三組合（組合員数合計九〇、八八〇人）

活動、

一月一六日　第一回委員会、基本的運動方針。
二月八日　第二回委員会、三月闘争方針。
二月二三日　総決起大会、悪法反対、賃金引上。
六月七日　決起大会、弾圧反対、給与引上。
六月三〇日　第一一回拡大委員会、総評加盟を決定。
九月二〇日　最低賃金獲得総決起大会
一〇月一八日　第一四回委員会、組織問題など。
一九五三年六月八日　第一六回委員会、解散宣言。

（解散宣言）

親愛なる官労一五万の全組合員諸君！全日本の労仂者諸君！
われわれは今ここに発展のよろこびと、一沫の愛情との交錯した感情をもつて、官庁労仂組合協議会の解散を宣言する。
われわれ非現業国家公務員の労仂者は、同じく公務員という特殊事情をもつて組合のすべてを打つて一丸とすべく、官公労に統一加盟するのである。
われわれは結成いらい現在まで終始一貫して官公庁および全産業の労仂戦線を統一すべく努力してきた。いま官労、官公労、民間をとわぬ全労仂者階級のたくましい前進により、この宿願は実現されようとしている。
われわれはいま、門出の希望に胸をふくらませ新しい闘いへの決意に燃えている。非現業官庁労仂組合の歴史を思う時、まず頭に浮ぶのはあの二・一ストである。当時、非現業公務員の組合は全官労という組織にまとまつて国鉄、日数組、全逓等とともにこの闘争に参加したのである。さらに昭和二三年の三月闘争における一せい賜暇、同七月の政令二〇一号反対闘争などいく多の激しい闘いがこれに続いたが、二回にわたる組合活動家の大量パージをはじめとする反動の嵐は、朝鮮戦争の開始とともにますます激しさを加え、一方、全官労執行部のせん鋭なる方針に対する批判が高まり、ついにその組織は危機にみまわれたのである。かくて官労は二六年一月発展解消して日官労が生れ、さらに同七月当時広い共同戦線を作つていた官庁給与共闘と一体となつて現在の官労が生れたのである。反動の嵐の中で生れた官労は直接国家権力の中にあつて全世界の平和勢力との結合を強めつつ、戦争行政に抵抗し、平和と生活を守る闘いを続けてきた。この官労の闘いは、われわれの権利を守つてきただけではなく、官庁のファッショ化に大きくブレーキをかけ全国民に対する政府の弾圧と取搾をゆるめさせる力となつたのである。（後略）

機関紙、「官労」旬刊
I　大蔵・税務

82、**全大蔵労仂組合協議会（全大蔵）**
新宿区本塩町二　四谷(35)〇七六九
役員、議長　小笠原静雄（大蔵職組）
組織、全専売　三万七五〇〇
日財労連　二万
全造幣　一五〇〇
計　七万三五〇〇
83、**日本財務職員労仂組合連合会（日財労連）**
千代田区代官町二　丸ノ内(23)〇三七〇―九
役員、
中央執行委員長　斎藤甚助　全印労　八〇〇〇
結成、一九五〇年一月二五日　全税関　四五〇〇
加盟機関、総評、官公労、全大蔵　大蔵職組　二〇〇〇
機関紙、「日財新聞」
84、**大蔵省職員組合（大蔵職組）**
所宿区本塩町二　四谷(35)〇七六九
役員、委員長　小笠原静雄（大蔵職組）
加盟機関、総評、官公労、全大蔵
85、**全国税関労仂組合（全税関）**
横浜市中区南仲通五ノ六〇　横浜本局三一三一
役員、委員長　山本　厳
加盟機関、官公労、全大蔵
86、**全造幣労仂組合（全造幣）**
豊島区西巣鴨一　東京造幣局内　大塚(84)三一〇一―五
役員、委員長　原田正夫
加盟機関、官公労、全大蔵
II　農林
87、**全農林省労仂組合（全農林）**
千代田区有楽町一ノ一一　和田倉(20)〇三五一―六九
役員（第二回大会決定）
委員長　妹尾敏雄（林野）
副委員長　鶴園哲夫（農地）
角屋堅次郎（統計）
書記長　近藤生司（食糧）
結成、一九五二年一月三一日
加盟機関、総評、官公労
活動、一月二九日　新全農林第四回解散大会。新全農林、（旧）全農林、全統計が合同統一。
一月三〇―三一日　結成大会。総評加盟
八月七―九日　第二回定期大会。
機関紙、「農林新聞」旬刊
III　その他
官労傘下各組合を参照すること。官労解散後は各組合が個々に官公労に加盟することになつている。

【b、地方自治団体】

88、**全国自治團体労仂組合協議会（自治労協）**
千代田区丸ノ内三ノ一　都庁内　和田倉(20)一〇〇一―一〇

役員（第四回大会決定）
委員長　占部秀男（東京）
副委員長　浅羽富造（大阪）
池島信吉（北海道）
書記長　松室悦弘（大分）
結成　一九四九年一一月二九日
加盟機関　総評、官公労、国際公務員連合
活動　五月二〇―二二日　第四回定期大会。
機関紙　「自治労協」週刊

89、日本自治團体労仂組合総連合（自治労連）
千代田区永田町一ノ三一　霞が関(58)〇〇一七
役員（第八回大会決定）
中央執行委員長　仲三郎（名古屋）
副中央執行委員長　田牧保（長野）
書記長　竹内欣（京都）
結成　一九四七年一一月一〇日
活動　五月一五―一七日　第八回定期大会（鳥取）、総評加入を決定。
機関紙　「自治労新聞」週刊

90、東京都労仂組合連合会（東京都労連）
千代田区丸ノ内三ノ一　千代田庁内　和田倉(20)一〇〇一―一〇
役員
中央執行委員長　河野平次（東交）
結成　一九四六年六月八日
加盟機関　官公労

【C、駐留軍労務】

約二〇万駐留軍労務者の中、三分の一は全駐労に組織され、旧全進同盟系の一部と産別系の一部から特調労連―全日駐が組織されているほか、P・D関係で下丸子、池貝などを中心に関東特需が結成されている。

91、全駐留軍労仂組合（全駐労）
All Japan's Garrison Forces Labor Union. (G.F.L.U.)
港区三田四国町二ノ六　三田(45)〇二七〇、四〇八〇
役員
中央執行委員長　山田節男
結成　一九四六年一一月一六日全進同盟結成、一九五二年一一月三〇日単一化（全進同盟が五一年一〇月末解散した全連合軍を統一し、講和発効後、全駐同盟となっていたもので、この年の臨時大会で単一化を決定した）。
加盟機関　総評、官公労
活動
六月一二日　英連邦軍労仂者総決起大会（呉）。
一一月二九―三〇日　臨時大会で単一化。
機関紙　「全駐労」旬刊、「調査月報」

92、全日本駐留軍労仂組合（全日駐）
All Japan Security Forces Labor Union.
港区芝海岸通リ三ノ一　三田(45)一三五五
役員
委員長　門司亮
結成　特別調達要員労仂組合連盟（特調労連）が改組改称して結成された。
機関紙　「全日駐」

第三編　農民運動

第一章　農業情勢と農民運動の大勢

第一節　農業情勢

一般的沈滞を打ちやぶり、全面的な昂揚に転換したか、それともいぜんとして前年の状態を持続しつつあるか、農民戦線はいかに整理され、また組織はいかなる消長をたどつたか。この問題に答えるために、まずわが農民団体の代表的存在たる日農両派の情勢評価を紹介しつつ、記述をすすめよう。

まず日農統一派は本年度の情勢をどのように見ているか。一九五二年八月二〇、二一日の第六回大会で修正決定された一般運動方針によれば、つぎのようである。

今日の国際情勢の第一の特徴は、アメリカ独占資本を先頭とする世界中の独占資本陣営と、ソ同盟を中心とする社会主義、人民民主主義、植民地諸国が、「戦争か平和か」の必死の闘いをしており、後者が一歩々々前者の戦争政策を打破りつつあることにある。戦争経済の強化は逆に国民生活を圧迫し、購買力を減退させて民需産業の過剰生産恐慌を深刻化させつつある。またアジアにおいては民族解放運動が広く昂揚し、資本主義の矛盾をますます尖鋭化させている。「この国際情勢はそのまま日本にも深刻にあらわれている。アメリカの大金持とその手先どもの対日政策は日本を彼等の完全な永久占領の従属国にし、中ソ両国やその他のアジア諸国を侵略する前線基地化することである。」

アメリカ帝国主義は日本の軍事基地に必要な軍需工場、運輸、通

信を直接支配するだけでなく、二か年で二一二〇億の政府投資を行い、あるいはアメリカ資本は日本産業の株式を持つことにより巨大な植民地利潤をえている。復活した財閥は日本経済をアメリカ戦争機構の附属物と化することによつて利益をえている。

「その結果、経済全体が混乱におとしいれられ、低賃金と奴隷労仂は強化され、平和産業は崩壊し、失業者は巷にあふれ、国民生活はたえがたい窮乏におかれている。

こうした国民経済の破壊と国の奴隷化の政策は、政治的には国民から民主主義と基本的人権をうばうファッシズムと併行してなされている。」

平和、安保両条約によりアメリカに従属化された日本はアジアの孤児となり、国民生活は危機にさらされている。

「さらにこのようなひどい収奪政策に対して必然的にもりあがる国民の反抗を弾圧し、日本国民の奴隷化を計るため米日反動と売国吉田政府は狂気じみた弾圧機構を整えることに大童になつている。駐留軍、予備隊の増強はもとより、悪法中の悪法たる破壊活動防止法をはじめ労仂関係法の改悪、ゼネスト禁止法、警察法の改悪、刑事特別法、住民登録法の制定などはすべてそのためであり、また警察官は至るところで血にうえた狼のごとく棍棒とピストルと催涙弾をもつて労仂者、学生、一般市民などを襲つている。」

しかし「米日反動とその手先吉田政府のこのような恥しらずの売国政策に対して、」国民は猛然と反抗し、しかもその反抗はすべて独立と平和と民主主義への民族的闘争に統一されようとしている。破防法その他悪法に対する大衆的闘争、中日貿易要請の動き、そして特に五・一メーデー事件はそれを物語つている。「この事件は日本の警察が、いまや完全にアメリカの番犬となり、人殺しの集団と化している事実をハッキリとばくろするとともに、米と職と労農資金を要求する全農民、生活を破壊から守る全国民大衆の支持の下に労仂者階級を先頭とする日本の人民大衆がアメリカと、その売国奴に対して限りない憎しみに燃えており、なにものにもおそれず実力をもつて独立と平和と民主主義を闘いとる不撓不屈の意志と断固たる英雄的行動をもつて立ち上りつつあることを、始めて公然と全世界に示したもので、その意義は限りなく深く大きい。

農民運動の相対的立ちおくれを克服するために、われわれは国際的にも高く評価されたこの労仂者階級の闘争、メーデー事件にあらわれた闘争のわが国の、解放運動における指導的意義を農民の中に浸透させなければならない。」

日農統一派一般運動方針は内外の一般情勢を右のように規定したのち、農業情勢について、つぎのような判断を下している。

「内外反動勢力とその手先吉田政府のわが国の農業、農民、農村にたいずる政策の根本は、かれらの植民地化と、それと結びついた戦争政策の土台を古い封建的な支配と収奪に求めていることにあり、それは次のように行われている。」

この後段の「戦争政策の土台を古い封建的な支配と収奪に求めている」という一句は、執行部提出の原案を修正して次のごとき事実をあげたものであるが、その具体的な現れとして「一一万町歩をこえる米軍基地用土地の取上げ、三万町歩におよぶ予備隊用地の接収計画。」「警察予備隊兵士の七〇%以上は『安くて強い兵隊』として農家の二、三男からとられようとしており、軍用工事や軍需産業の労仂者の大多数も『安くておとなしい労仂者』として農村から募集されている。」農民課税の重圧、土地改良、治山治水工事の放置。運賃、電気料、肥料等独占価格の引上げと対照的な低米価の維持。供出の強化、平和産業の不振による失業の増大と、農家二、三男の就職難。これら全ての原因による農

家の窮乏深化。「農民の革命化をおさえることをねらつたギマン政策」たる食糧増産五か年計画の決定等。

「更に米日反動勢力と吉田政府はその恥しらずの戦争政策の一環として積極的に反動勢力、地主勢力を強め、村役場をはじめ農業協同組合や農業委員会その他の農村での支配と収奪機構の買弁的強化をはかり、これらを通じて農村を戦争協力態勢に導こうとしている。」

農地法の改悪。町村役場の税務署下請機関化。農協組、農委の政府下請機関化と買弁化。アメリカ的反動農民教育の実施（4Hクラブや婦人会等）。「内外反動勢力によるこのようなひどい収奪と圧迫が、わが国農業の荒廃と農民の生活破たんにいつそうの拍車を加えてきたことはいうまでもない。」すなわち災害農地は復旧工事を施されないまま放置されて荒廃地は増加し、風水害、病虫害も増加する一方である。貧農、二、三男は大部分失業化して、その数は九百万を超え、窮迫した農家は土地や娘を売つている。負債と税金滞納は増加しつつある。

特用作物地帯の一部では少数の富農経営が発展しているが全く例外的で、それも「内外反動勢力の農民収奪に寄生し、便乗し、反動化するという姿のものにしか過ず、大多数の中富農層は低農産物価重税、高物価などの重圧によつて没落の一途を歩み、名目上の土地所有権しか与えられなかつた『農地改革』や技術改善、協同組合による経済的向上の夢からさめ、新たな闘争に立ち上らざるをえなくなつている。」

運動方針書のこの部分も、執行部原案を修正して特に挿入された箇所であるが、要するに中富農層の大多数も没落に瀕し、新たな闘争に立ちあがらざるをえない切迫した農業情勢にあることを強調しているのである。しかも方針書はこれにつづいて、この切迫した情勢下に、農民の小さな改良主義的要求すら、政府の再軍備戦争政策と対立するにいたつたことを注意している。

さらに農民に対する経済的収奪は、「村や部落の封建的な政治力と結びつき、これをテコとし強化する形で」おこなわれている。すなわち、「国会から部落常会、隣組に至る迄暴力的に支配することができる」のである。これに反対するものには『村八分』『水止め』『山林原野の入会禁止』、供米、税金、寄附の強制取立てをやることができる。

更にこの力は独占資本家と強力に結びついているため、軍事基地や軍需工場への動員の役割を果しているのみではなく、米帝や資本家の要請に応じて村における最も弱い中貧農的な階層の中からこれを選んで、これを送りこんでおり、工場や基地における職階制の封建的な支配と結合し、労仂組合の分裂、弱体化と共にスト破りの要員として訓練している。

この政治的な支配力はどこから生れているか、いうまでもなく「土地が地主的な封建的仕組みで温存強化されているからである。」

要するに、封建的な地主的土地所有が、農地改革にかかわらず温存強化されており、これを基盤とする部落の封建的反動政治勢力が独占資本と結びつき、農民を収奪し圧迫している、というのである。そしてそのような政治的支配力の生れる仕組みとして、山林原野、水利権、漁業権等の独占、「部落の身分制、請負賃金制などの封建的責任制などの封建的な階級関係の温存」、裁判所等権力機関と地方官僚とのつながり、防犯協会、消防団、4Hクラブ等のスパイ網、地方銀行、地方産業への投資または独占資本とのつながり等が挙げられている。

では次に、日農統一派は最近の農民運動はいかなる発展段階にあると見ているか。この点も、執行部原案をほとんど全面的に修正し決定されたものだが、その要点は次の通りで

ある。

「このような農業と農民生活の破壊の進行に対し、静岡県志太郡の供米反対運動や福岡県の供米ゼネスト宣言にみられるように明らかに内外反動勢力に対する反抗を示し、結局はボスや官僚のゴマカシに弄弄されながら、尻つぼみに終つた場合でも全国各地で行われた多種多様な自主的農民闘争の場合でも、そこに示された農民大衆の動きは極めて根強く、しかも何れも内外反動に対する反抗心が、底流となつている点は充分注目に値する。

さらにボスの引きまわしや陳情運動でゴマかされず農民自らによる自主的闘争も、全国的に既組織、未組織を問わず広く行われ、これらの自主的農民闘争にみられる特徴は第一にその闘争目標が多種多様であり、従つてその規模や形態や方法もこれまた多種多様に複雑となつているが、それらは闘争の深化と拡大の方向をあらわし、運動の重点が著しく下層民に移つてきておりの多くがすこぶる根強い動きを示しての闘い等にみられるようにしていることである。」

すなわち日農統一派の見解によれば、全国各地に自主的農民運動はじめ未組織農民の反抗が増大し、国家権力の弾圧に対しても強い抵抗が起つている、というのである。このほか、供出制度撤廃反対や供米闘争、軍事基地取上げ反対運動等広汎な闘争が起り、実力闘争にまで発展している。なお方針書は特に、いわゆる反封建闘争の重要性と労仂者主導下の農民運動の質的転換について次のように強調している。

「反抗の中から農民を支配する封建的な関係、特に地主的土地関係が明らかになつてきており、『山林解放』や『土地取上げ反対』だけではなく、『米よこせ』『税金棒引き、金よこせ』などあらゆる切実な要求と闘争を通じて地主勢力に対する『土地よこせ』の基本的な要求と闘争がたかまつてきて、この闘いの中で貧農の主導性が発揮されだした。これは労仂者の基本的な闘争の影響下に、農民運動の画期的な転換が始まつたことを示している。」

右にのべた所から知られる通り、統一派日農の見解は、農民運動は現在画期的昂揚と質的転換の時期にあると明確に規定している。この点については、執行部原案はむしろ当面の情勢をこれより困難なものと見、運動の孤立分散性はなお克服されていないと規定していたのである。すなわち原案では次の通りである。

「このような農業と農民生活の進行にたいしすべての農民の不安と不平と不満は、著しく高まり、明らかに内外反動勢力に対するバク然とした反抗をあらわしてきている。……だがいずれも闘争の規模が比較的小さく、且つ第五回大会での評価であつた孤立分散性は充分に克服されていないことであり、……全国的にみると農民大衆の不平と不満とバク然たる反抗気運は著しく高まつてはきたが、その多くはグチの形で内訌しており、更に一歩進んで、ハツキリした具体的要求ないしはそれにもとずく公然たる自主的大衆運動となるまでには成熟していないのが実情とみるべく、特に内外反動の農民大衆に対する弾圧とデマと分裂政策が著しく強化され、且つこれと統合せる農村内における反動的地主勢力が著しく強化され、買弁化されてきたため、農民大衆の闘争への立上りは、具体的に一層困難になつてきている。」

一九五二年の農民運動が一般的昂揚期にあるか、あるいは全般的沈滞における部分的昂揚の状態にあるかは、現実に部落と中央を通じて農民闘争がいかにたたかわれ、いかにそれが組織化されているかによつて判断されねばなるまいが、それは各組織の指導した運動

の実態を見ることによつて自ら明らかとなるであろう。もつとも、統一派日農本部といえども、農民の窮乏、内外反動の支配強化という客観的情勢に対応して、農民運動を展開すべき主体的条件、すなわち農民組織はなお充分に強力になつていないことは否定していない。すなわち方針書は最後につぎのようにのべている。

「しかし、それらの農民大衆の不平と不満と反抗闘争が、未だ大衆的に統一結集されるまでにいたつていない。内部に多くの矛盾と弱点をもちながら、内外反動勢力の農民支配の態勢と地主的反動勢力は著しく強化されているのに反して、あるいはボスの引きまわし陳情に終り、又は孤立分散的に行われている多種多様な自主的農民闘争を統一し、大規模に拡大していくための主体的勢力が未だ充分に結集されておらず、著しく立遅れている事実を率直に認めねばならない。」

日農主体性派は五二年一一月一九日全国代表者会議を開き「日本農民組合当面の組織方針について」外数項目を決定したが、その中にはつぎのようにのべられている（日農本部「農林資料通信」第七九号、一九五二年一二月一〇日）。

「昭和二十七年産米生産者価格について」

価を低くし、たくさん米を売る余裕のあるものに厚い奨励金を与え逆に貧しい農家には、低米価供出による現金不足のため、飯米をさいて奨励金獲得のため供出を余儀なからしめるようなきわめて惨酷な農民分解を促進する方法をとつた。」

「昭和二五年八月肥料統制撤廃以後、特に朝鮮戦争が勃発してから農民は肥料の値上りに苦しめられ、低米価の圧迫のもとでその生産と生活を脅かされてきた。この間政府は、肥料価格の安定に名をかりて肥料独占資本の利益に奉仕する間接統制の実施を企図したり、また最近における肥料滞貨の激増、値下りに直面するや、肥料独占資本と全購連とを談合させて価格維持のための安定価格を設定し、さらに滞貨救済を目指す肥料購買資金融通を法制化しようともがくなど、全く農民の利益を無視し、肥料独占資本の擁護をのみ中心とする施策に終始している。」

「農民は打続く災害の発生、農産物の低価格、課税の重圧によつて農業資金に窮迫し、さいきんの農業手形の利用状況によつてもわかるとおり、毎年の営農資金に欠乏している。」

低米価、肥料独占価格、災害、課税等によつて農家の窮乏が深まつたことをのべているが、同時に日農主体性派は、政治情勢もますます反動化しつつある、という。

「農業団体の再編成問題や産業開発青年隊の問題などにその傾向が端的にあらわれているように、反動的な政治情勢を反映して農村に対する官僚支配が強められてゆく傾向があるので、このような逆コースと闘い、農村の民主化をおし進めるためには、どうしても、日農のような階級的農民組織を強化してゆくことが必要になつてきた。」

では農村における階級関係をどのように把握するか。前記「組織方針について」の決定によれば大要つぎのように規定されている。

農地改革で地主は小作料収入を失い、地主として生活してゆくことができなくなつた。彼らのある者は耕作地主、自作農化し、またある者はその財産を商工業に投下したり、農協その他の役員になつている。山林地主は旧のまま存在している。農民の各層を見ると、富農はまだ独立した一つの勢力として形成されるに至らず、中農は商品生産の専業農化しつつあるが、なお経済的基礎は薄弱であり、この外に貧農と農業労働者があり、複雑な形で存在している。農村内部の階級対立は「山林地主と一般農民との関係である。これは山林を通じて搾取被搾取の関係にあると同時に、封建的な隷従関係が

そこにみいだされる」という。一般に農村内部における地主小作の対立、雇主と雇農の対立関係は階級対立として基本的なものではなく、「現在農村内部には厳密な意味での劃然とした階級対立はみられないので、階級関係が稀薄になつてきた」と規定している。

では「農村におけるわれわれの主要な敵」は何であるか。日農主体性派の決定した前記の「方針」によれば、資本による農民搾取がもつとも基本的な関係である。そして資本による搾取には、直接の搾取と間接的な収奪があるが、とくに後者が決定的に重要である、という。

「それでは間接的な収奪はどのような方式で行われるか。わが国の資本主義は独占資本主義の段階に入つており、独占資本が政治経済を支配している。国家権力も必然に独占資本ににぎられている。そこで独占資本の農民収奪は、国家権力を通じてもつと具体的にいえば、独占資本の傀儡である反動政府の反農民的な政策を通じて収奪しているのである。すなわち財政、金融、価格、食糧管理などあらゆる政策を通じて農民の収奪は行われているのである。

さらにまた、戦後占領治下にあつた日本、そしてまた講和後においてはアメリカの隷属国家となつた日本においては、アメリカ独占資本と、それと結合した国内独占資本との二重支配の下におかれている。従つてわれわれ農民の主要な階級的対立物はアメリカ帝国主義であり、それと結合した国内独占資本であるといわなければならぬ」。

資本による直接収奪は、養蚕農家に対する製糸資本、酪農に対する明治や森永の関係にみられるように、農産物の低価格による収奪であり、また肥料、農機具などのような独占価格による収奪である。

そして独占資本の農民収奪は、国家の反農民的政策を通じて行われるので、最近は農業関係再編成のごとき、官僚の支配体制確立の動きが顕著になつてきた。農村内部にもこれに迎合する旧地主、地主、山林地主とこれに同調する一部中富農が、保守的な支配勢力を形成している。「これらの農村支配勢力は村政、農協その他の団体または いろいろな機関のボス的な支配によつて、供出、土地政策、その他いろいろな農村内部の問題を通じて、一般耕作農民と利害の対立を伴う場合が少くないのである」。

さて、日農主体性派は、「専業農家的な貧農を中核として、広汎な耕作農民」を組織して闘うというのであるが、現段階の農民闘争をいかにみているか。

「一般にいわれているように、農民組合運動は農地改革が一段落つくと、いろいろな原因はあるのだが、急速に沈滞してきたことは争われない事実である。いま農村は再び深刻な不景気にみまわれているし、農民は何とかしなければならないと起ちあがる気運にあるのだが、運動が全体として弱まつているので、これを日農の組織の中へ組織し、広汎な闘争へ動員できないような状態である。」

農村の社会経済情勢は、朝鮮動乱後の一時的好況の反動として、不況は深まり、農家経済の窮迫がひどくなつているので、農民運動展開の客観的条件は成熟しているのだが、主体的な組織はこれに応じて闘争を指導し展開しえないでいるとみているようである。最近の情勢の変化につれて、農民の関心も戦前と変り直接の経済的利益、経営方面を重視するようになつたのに対し、日農の闘争は政治情勢の切迫、政府の反動政策の強行のため、いきおい政治的な面に集中される傾向が生じ、そこに農民大衆と日農との間に「若干の開き」が生じたことを認めている。そして「最近の農民運動には一つのきめ手がない。全国的規模で展開できる闘争が少なく、闘争は地域的な差違が多くなり、同時に分散的になつてきた」という。いずれに

しろ、日農主体性派は、農民運動が全般的昂揚の状態にあるとは認めておらず、現在は、変化した農村の階級関係を把握して、それに応じて組織対象を定め、多様な闘争形態を通じて日農再建を計らんとしつつある現状である、と結論してよいであろう。同じく全国代表者会議の決定中の次の一節は、日農の現状がいかに苦境に立ち、沈滞におちいつたかを率直に物語つている。

「昨年三月全国大会以後、総本部は、これまでにない極端な悪条件のなかで活動を行つてこなければならなかつた。総じて、総本部活動は、日農という全国単一組織体の中核部である機能をほとんど失い、地方組織の活動からほとんど断ち切られ、わずかに、限られた中央活動に終始することによつてその存在を示し得るにすぎなかつた」。

以上が日農両派の農業情勢と農民運動の現段階に対する評価の大要である。

一九五二年の農家の経済状態は、官庁統計の結果などから簡単に黒字経済への転換とか、生活水準の向上などを推論しえないことはすでに一第一部農民の生活状態」の項でのべたところである。農家経済の黒字がじつは自家消費の節約にもとずくことが多く、あるいは、はげしい労働強化によつていることは推論にかたくない。しかし他面、朝鮮動乱以後の反動的な農村政治情勢の進展と併行して、自由党政府の一部上層農家への利益供与の政策が、米価政策その他として行われ、それら上層の農家経済が五一、五二年にかけて若干好転したことも否定できない。自由党政府が農村になお大きな政治的地盤を確保しえている一つの理由がそこにあると思われる。このことは、本年度の「農地法」の制定や、農業団体再編成に関する政府の企図等とならび、旧地主、山林地主、ボスを中心に農村に保守的政治勢力を培養し、これを手がかりとして農村の政治的経済的な支配機構をつくり出し、維持しようという自由党政府の農業政策の裏付けをなすものであろう。

一部農家の経済好転と同時に、多数の下層農家の困難の増大が、次三男問題の深刻化、土地や娘の手放し等の形で現われていることも事実である。しかし農民の窮乏という事実それ自体は直ちに農民運動の発展を意味するものでもなく、階級的農民組織の勢力拡大を招来するものでもないことはいうまでもない。総選挙や地方選挙の結果はいうまでもなく、日農その他の情勢報告、討論を注意深く見れば、第一に農村には、なお広大な「空白地帯」が残されており、かつて農地改革当初から四八年ころまで、各地に組織された日農などの組織が今日は消滅し、農事研究会や読書サークルのごときものすら、当時にくらべると著しく衰微していることは争えない。また第二に、日農統一派にしろ主体性派にしろ、多くの組織が組合員の減少、財政窮乏、機関紙発行の困難を訴えていることは事実で、そのために、この三、四年は組織再建の方途を求めて苦闘してきたことも争えない事実である。のちに見るように、農村には、たとえば山林未墾地をめぐる闘争のように、軍事基地のための土地取上反対の闘争のようにきわめてはげしい尖鋭化した形の闘争が起つていることは事実にしろ、これをもつて全般的な農民運動の昂揚、質的転換といいうるかどうかは甚だ疑問である。現段階の農民運動は、労働運動の昂揚と対比しても終戦後数年の農民運動昂揚期に比べても、いぜん著しい低調と一般的沈滞の域を脱していないというべきであろう。しかしまた、のちに見るように、軍事基地、演習地のための土地取上げ、次三男生活問題の深刻化等、客観的情勢の成熟する中にあつて、その規模は小さくまた部分的分散的なものにしろ、農民運動はたたかい続けられたのであり、組織再建のための、中央地方を通ずる努力もつづけられたのである。つぎにその動向をかんたんに

概観しよう。

第二節　農民運動と農民団体の動向

本年の農民運動は、土地、供出、税金をめぐる闘争をはじめ、農業労仂者の賃上げ闘争や、農村生活を破壊せんとするダム工事反対運動など、さまざまな形で展開された。しかし、講和を迎えた本年度農民運動の第一の特徴は、米軍または予備隊用地としての土地接収反対の闘争である。全国各地の山林原野、耕地、水面、とくに開拓地がこの土地取上げの対象となり、営農と生活を守るための農民の叫びは真剣であり、それだけに大きな波紋を画いた。この年数回ひらかれた全国農民大会でも、土地接収反対と正当な補償を求める農民代表の要求は切実なものであり、とくに開拓団の動向は、この運動の中心として注目された。

土地闘争についで注意すべき動きは未墾地解放運動である。それは農民、とくに農地改革によつては土地分与の利益をうけること最も少かつた貧農、あるいは改革によつては何も与えられなかつた農業労仂者の、土地と仕事を求める運動であり、増反運動を中心としている。その直接の相手は山林地主であり、また解放か否かの決定権をにぎる官僚や農業委員である。また、将来の生活はおろか、現在も生活の方途にまよう次三男が山森解放を要求し、開拓者がより多くの土地と、開拓資金を要求して立ちあがつた場合も少くない。それはまた、助成金をにぎる不正官僚の摘発や、追放にまで発展したばあいもあり、農業委員会長の辞職までひき起した事例もある。いずれにせよ、土地と仕事を求める農民運動は、いぜんとして農民運動の主たる分野の一つである。ただ農地改革関係の訴訟事件や行政事件はしだいにその数を減じてきている。

税金に関する運動は、所得税に関するものから地方税関係のものに重点が移つてきたことは著しい傾向である。これは税制改革によつて、農民負担が市町村民税、固定資産税に中心を移した結果であろう。税に関する全県的大衆的交渉や闘争はほとんど見ることができない。

供出闘争は、統制撤廃反対闘争はじめ、米価要求、自主供出要求などとともに、減額補正闘争が中心をなした。本年度は麦の統制が解け、米の「供出後の自由販売」制が実現し、米価と供出をめぐる運動の性格も微妙な変化を見せている。

これらの主なる闘争形態の外に、年雇など農業労仂者の組織結成と賃上げ闘争、日雇の賃上げ闘争など、新しい分野がひらけ、農民の要求と闘争分野が実に多様で複雑なことを示している。

これらの貧農、次三男、失業者、農村プロレタリアの闘争は、現在のところまだ小規模で分散的ではあるが、しかし労農提携の実現の場面としても注目すべき分野である。労農提携は、米麦統制撤廃反対、基地のための土地接収反対、破防法反対闘争等における労仂組合、農民組合の共同闘争などにも見られるが、組織的なものとしては、全食糧、全農林と日農主体性派の提携など、まだその緒についたばかりである。税闘争における農組と民主商工会との共闘や、選挙闘争における各労仂組合、農民組合の共同闘争なども行われた。

さて農民戦線の動向はどうか。大きな動きは次の二点である。第一は反共反ファッショを標榜する右翼農民戦線の統一がついに農民組合総同盟として一応の結実を見たことであり、第二は日農統一派の第六回全国大会である。

反共農民戦線の統一は、前年からの農民戦線の大きな潮流の一つであつた。今年に入つてから、社会党分裂を一つの転機として、日農主体性派内の右社系指導者が新農村建設派をつくり、これも同じ

く右社系の全農が中心となり、農民同盟、単独組合の参加によつて農民団体の連合体が形成されたのである。わが国農民運動の長老格たる杉山元治郎氏や、平野力三、三宅正一、川俣清音氏らがその役員になり、日農主体性左派、日農統一派などの階級的農民組合を標榜する団体と対立する反共統一戦線をつくつたのである。もちろんその下部組織は、全農と、北海道、長野の農民同盟が主で、組合員数なども必ずしも多くはないと見られているが、社会党右派の有力な基盤として今後の動きは無視できぬものがあろう。思想団体としての協同社会主義連盟の結成なども、都市インテリを対象とした民主社会主義連盟と相対応し、農村における同様の性格をもつ団体として、反共戦線の一翼をなすものであろう。

農業復興会議は、統一派日農をのぞき、日農主体性派、全農、全農連、開拓連などと、農協組織等農業団体の協議会として全国的農政活動の中心をなしてきたものであるが、本年度に入り、東畑議長の辞任を契機に従来の機構を改め、中央農業会議となつた。その事務局も縮小し、従来のごとき機能はも早持ちえないであろう。

最後に日農統一派第六回大会は、第五回大会以来の基本的運動方針をより明確にしたと思われる本部原案を、根本的な点で修正決定し、大きな問題を投じた。大会は冒頭より波瀾を生じ、ついに日農最強の農民運動と組織の鞏固さを誇つた常東農民組合の指導者山口氏はじめ、竹村、木村氏など旧常任の大半が執行部を去り、正に一大転換であつた。本部原案と修正決定案の相違や、はげしい論争の経過などは、第六回大会の項にゆずるが、この第六回全国大会後開かれた常東農民組合大会は、名称も農民総協議会と改めて独自の方針の下で運動を展開することになり、階級的農民組織内部において も深刻にして複雑な問題のあることを公に示した。その他の農民団体の動向については、それぞれの項を参照されたい。

第二章　農民運動の諸形態

第一節　軍用地のための土地接収反対闘争

土地接收と農村への影響　昨年にひきつづき、米軍飛行場演習場その他軍用地および警察予備隊(保安隊)用地のための土地接収が全国各地におこなわれ、とくに本年七月二六日調印の日米協定により一八か所の米軍用地が決定し、同時に保安隊の本格的訓練が開始されるとともに、その演習用地のために土地接収が起り、農山漁村に深刻重大な影響をあたえた。一八か所の既定地域の外、米軍の要求する演習地が多数あり、それは地元民の反対で接収保留となつているが、この土地接収問題は講和後の日本の当面する最大問題の一つであり、とくに直接生産と生活の場面を奪われる農漁民には重大な問題となつている。つぎに軍事目的のための土地接収が、農村にいかなる影響をあたえるかをまずかんたんに見、ついで接収反対の農民運動がいかに闘われたかを記述することにする。

第一に、土地接収により耕地その他農用地を取上げられて、農民が転業か他の農地を求めて移転するかの岐路に立たされるばあいである。演習用地としては山村地帯が対象とされる場合が多く、とくに戦前から日本軍用の飛行場、演習場として強制収用されていた地域が狙われることが多い。これらの土地は、多くは米軍進駐直後、その演習地として使用されて来たか、あるいは開拓団に開放されて今日まで営農がつづけられて来たか、いずれかの場合が多い。終戦直後の食糧増産開拓国策として政府の勧奨の下に、引揚復員者や失

業者が開墾し、あるいは地元増反として開拓されたのであるが、いまやこれらの開拓団が数年のはげしい労働できり開いた土地の明渡しが要求されるにいたつたのである。

まずその面積が広大でしかも観光地として重要な地域たる富士山周辺の土地接収を例にとつてみよう。五二年四月下旬、講和発効直前に予備作業班が下検分して米軍演習地として接収の申入れがなされたが、従来の演習地（北富士四〇四四町、富士ヶ根一万八〇四八町、東富士一万二五八七町）の外に、新たに山梨二〇〇〇町、静岡一万二五〇〇町を接収しようというのである。これらの地域合計四万五〇〇〇町歩をこえる土地が軍事演習目的に使用されることになり、富士山頂まで全て接収する計画であると噂された。五月二七日山梨県出身日農常任深沢代議士が、地元の梨ヶ原開拓組合代表と共に農林省平川農地部長に面会した折、何故に講和発効と同時に、接収地を返還するかわりに新たに広大な農地まで接収するのか、との質問に対し、農地部長はつぎのように答えている――「今までは日本を占領しているだけだから拠点をおさえておればよかつたが、今度は外国と戦争するために駐留するのだから訓練も激しくなり演習場も広くいるのだ」（農民新聞第五三号）。

また当富士山麓地帯は、米軍演習地と共に、保安隊の演習地も要求されており、面積が広大なだけに、その地域にふくまれる農民開拓団の生活の脅威も大きな問題となるのである。つぎに、開拓地接収として代表的な王城寺原の例を見よう。

宮城県王城寺原開拓地の取上問題は、すでに四七年七月占領軍の演習地のための接収命令が伝達された時に始まる。この命令による と、開拓地を三区にわけ、第二区は新たな建設と耕地拡張を禁じ、第三区は居住を禁ずるが、全地区にわたつて従来通りの営農はみとめる、というのであつた。第三地区ではこのため二百二戸の農家が一戸わずか四万円程度の補償金で立退きを余儀なくされ、また他の地区の農家でも入植者一一七戸、地元増反者二〇六戸は建物、耕地の拡張ができぬ上、砲弾の危険で耕作に支障を来すにいたつた。

講和後、演習地の接収は解除されるとの農家の予想を裏切り、五〇年五月には新しい軍命令で接収継続となり、本年度に入つても、容易に解除の見こみがつかず、五二年に入ると新たに、演習のじやまになるとの理由で軍は耕地一九〇町歩の取上げを申入れて来た。「毎日新聞」（五二・八・二八）記者の現地報告によれば、事情はつぎのようである。「これらの農地は六年間の開拓者の努力が実を結んで最近漸く米六百七十石をはじめその他相当な収穫をあげる美田、熟畑になつたものである。開拓農協大田理事が『今更この年になつて再入植して新規まき直しの開墾をやる気力はない。補償金を元手に商売をやるといつてもこのころのように競争がはげしいのでは素人の商法が失敗するのは火をみるより明らかだ。われわれとしては最後まで現在の農地を耕作できるようがんばる外生きる道はないのです』と語つたが、開拓者の平均年令は四十九才である。この年老いた人々が収穫も一応既耕地並みになり家計も安定してきた土地を捨ててもう一度別な土地で苦しい開拓の経験をするのをいやがるのは無理もないことである。政府もこの開拓者の立場を考慮して演習地の替地をさがしているが、いまのところ駐留軍が了承するほどの適地がないようだ。」

軍事基地のための、あるいは演習用地等のための土地接収は、耕地水面をうばつて農漁民の生産と生活を直接におびやかすのみならず、つぎのように種々な影響を農村にあたえずにはおかない。

山形県戸沢村、大高根村、西郷村、宮本村の四四〇〇町歩の薪炭林、採草地が大高根射撃場用地として接収されたのは一九四八年であるが、接収による立入禁止により、「堆肥、飼料の不足、製炭

減から一年間に約五〇〇〇万円の損失になるという。……四か年間に堆肥、飼料の不足、木炭、山菜、かやの減産などで四か村は一億七〇〇〇万円の損害を受けたと村当局も語つており、その損失補償を政府に要求している」（「毎日新聞」五二・八・二七）。事実この村の農業生産力は、最近二年以来秋落ちのため低下し、採草地の接収が食糧増産を阻害する顕著な例を示している。また前掲「毎日」によれば、飼料不足により馬の体が一まわり小さくなつてしまつたといい、さらに炭焼き専業者の生活問題が深刻化したともいわれる。「この村では炭焼きを専業とする農家三十戸、山菜を売つて生活を立てている農家が八戸あるが、これらの人々は立入禁止で収入源を失い、死活問題となつている。政府ではこれらの人々には補償を出すといつているが『学歴や経験のない人達だからそう簡単に転業するわけにはゆかない。結局村に止まつて日雇人夫などに出かせぎをして細々と生活をたてて仂くしか方法はないんじあないか』と炭焼きの人々の将来を心配しているものもいた」（前掲紙）。

また軍用地設定に伴う道路改修の問題も生じている。前記の山形県戸沢村など四か村の例をとつて見ると、四八年から四か年間に村道、農山道修理費八九五万円、橋梁補強修理費六三万円、危険防止設備費一〇万円、揚水路費一〇四一万円その他を要費し、これは二五六五万九〇〇〇円という村財政にとつては過大な負担となつている。同じく「毎日」記者の現地報告によれば、政府の補償は当時、（八月）まで全然交付されず、「駐留軍が壊したという証明書を出せとかいろいろ面倒くさいことをいうから一文も出さないことをいうかわりがない」と村民は話つている。このような事例は山形県だけでなく、ほとんどあらゆる軍用地設置に伴つて生じ、地方財政への重圧、結局は農民、地方住民の経済的負担に転嫁されているのである。軍用地の設定による農地の潰廃の外に、キャンプ設営にともなう特飲街の出現によつて、農地減少が見られることが少くない。たとえば、山形県神田キャンプ附近では、五二年春駐留軍の無期限駐屯が判明すると、特飲店が一か月三〇軒くらいの割合で作られ、田畑の上に一夜にしてネオン街がつくられた。「この建築のためヤミでつぶされた農地は二〇〇〇坪といわれ、仙台農地事務局はこの話をきいて早速農地制度を崩壊するものとして東根町農業委員会に対し厳重な警告を発、している。ところが現地では『風紀を維持するためには特飲街の建築を認めざるを得ない』との空気が強く、別に建築が中止される傾向はない」（前掲紙）。

この外、農村の風紀問題、教育問題については改めてのべるまでもない。

これらの事例で見ても、零細な土地に過大な労仂をつぎこみ、辛うじて生活しているわが国の農民にとつて、耕地山林原野をとりあげられるのは生命維持の基本権をうばわれることになり、すべてが反対の態度にでているのは当然である。ただ例外もないわけではない。「福島市郊外の荒井村では開拓地が火山灰地帯であるため、余分な肥料代がかかる。開拓者は経済的に参つて一戸当り一二、三万円の借金をかかえており、入植後五年だというのに堀立小舎に住んでいるのが多い。そのため開拓者は借金を返すために目先のまとまつた金に魅力があり、保安隊のキャンプのため約四〇町歩の農地を提供するほかないと腹をきめている」（同上）というのもある。これは、開拓地の条件があまりに劣悪で、政府の開拓助成もそれを救うに足らず、経済的重圧のためやむなく農地の一部を割こうという一例である。しかし大部分の農民は一様に土地接収には反対し、地元の商人、ボスが取引上の利益のために誘致運動をするとき、これに激しい反対の動きをしているのが実情である。しかしこのばあいも、経済的にあまりにも苦しい農家は、慰安宿、特飲店などに部屋貸しを

して収入を補い、また農地接収をあきらめて見過すという例も見出される。国土の軍事基地化によつてむしばまれてゆく農村の一つの姿である。

土地接収反対闘争　三月三日の日農統一派全国農民大会、四月一日の全国開拓者大会、四月一九日の日農主体性派、全農、全農連開拓連共催全国農民大会でも、軍事基地取上げ反対はきわめて重大な問題として大会討議の中心議題の一となつた。四団体主催の農民大会では、多くの開拓者が基地化されんとする村の実情をのべ、たとえば梨ヶ原開拓地の村長は立退料九万円の中、村税の滞納に半分を差押えられたと報告（「農民新聞」第四八号）、また千葉県代表は習志野地区では実弾演習のため死亡した者もあり、流弾のため農耕居住も不安で不可能になつているとの報告もあつた。京都長田地区代表は無警告の実弾射撃のため通行も危険で、農地は実弾のためメチャメチャになりしかも一文も補償がないと訴えた。

このように、土地接収に対しては、ほとんどあらゆる農民団体は一致して反対態度をとり、それぞれの性格に応じて反対闘争を展開したのであるが、まず衆院農林委員会の予備隊に対する接収計画質問を見よう。

三月二九日衆院農林委員会は予備隊に対し、接収に対する隊の方針態度ならびに接収予定などについて照会したところ、折返し正式文書をもつて警察予備隊長官より大要次のごとき回答が寄せられた（接収予定計画）

(一)買接予定地

予備隊としては、将来大演習場（一二〇〇万坪）を各管区に一カ所、中演習場（二五〇万坪）を数キャンプに一か所ずつ、小演習場（二五万坪）を各キャンプ一か所ずつの割合で必要とするがとりあえず昭和二七年度分として次の目標で未整備分を買収する予定である。

1　大演習場（北海道方面）一か所
2　駐屯地練兵場（各管区に）六万坪一か所ずつ
3　同右（各駐屯地毎に）三万坪一か所ずつ

(二)買収選定対象順位

訓練場、演習地は次の順位で選定し、農地、開拓地はなるべくさけたい。

1　国有地又は米軍接収地
2　公有地
3　民有地
4　農地、開拓地

(三)補償価格

算定の基準をきめるため、農林省、大蔵省、警察予備隊の三者で協議中だが、予算的措置としてはつぎのように分けて考えたい。

イ、一時使用料について――借料と損料から支出
ロ、耕作、離作補償について――施設費を流用して支出
ハ、その他補償料について――賠償金として支出

現在すでに協議のととのつた例は、長野県東筑摩郡旧松本飛行場開拓地で、一か年の借用契約で借料反当一か月二〇円となつている。

右の回答では、どの町村の土地を接収する予定か、また補償額はいくらか等、具体的なことは何一つ不明である。とくに補償額については政府側の意見が一致しておらず、たとえば農林省平川農地局長は衆院農林委員会では「単なる農地の価格ではなく、他の土地でいままで通りの耕作をいとなむことのできる額としたい」とのべ、同じく農地局長は大蔵委員会では「反当り八〇〇〇円から一万円程度」と答弁している。

そして政府の補償額や米軍、予備隊の明確な計画など具体的に明確にならぬままに土地接収は現地でどしどし進められ、これに対する闘争も各地で起ったのである。たとえば「農民新聞」にのった基地反対接収解除闘争だけでも、代表的なもので、昨年半ばから今年夏にかけて次のようなものがある。

埼玉県七本木、丹荘、長幡、宮城県王城寺原、山形県神町、香川県二宮村、大分県日田、岡山県平津村、青森県高館、滋賀県坂本、青森県八戸、長野県片立村、静岡県三島、横須賀久里浜、山梨県朝神、静岡県伊豆伊東沿岸、鳥取県弓之浜、愛知県春日井市、宮城県蔵王山麓、長野県美ケ原、東京都板橋、静岡県山梨県富士山麓、熊本県九住山麓、大阪、兵庫、伊丹、豊中

なおこの外、多くの地帯で紛争が生じ、今なお解決を見ないものがある。

軍用地のため土地接収の対象となるものの多くが開拓地であり、その被害者たる開拓民の組織である全日本開拓者連盟は、四月一〇日の総会でこの問題に対する基本的態度を次の通り決定した（「開拓農民新聞」五五号）。

（開拓地接収問題に関する件）

一、開拓地及び農地は食糧増産と農民の生活権保護の見地からこれを使用せしめない立法措置の実現を要求する。

二、旧専用地で未返還の地区はその返還を促進し、当該地区入植者の安定化を図る。

三、万一接収を余儀なくされた場合においては、合理的なる補償と措置の実現を要求する。

四、既に接収または無断使用によつて生じた損害に対しては、速かにこれの補償または賠償の措置を講ずるよう要求する。

五、開拓地など農地を候補地として予備隊誘致の運動をなす如きは絶対に禁ずる立法措置を要求する。

六、本問題の特質に鑑み一切の現地交渉はこれを排し、全国開拓者一丸となつてこれの解決を期する。

四月一一日には東京神田一ッ橋教育会館において開拓地接収反対臨時全国開拓者大会が開催された。参加した代表者約四百名、凌常任理事の司会で、福田（宮城）、飯島（茨城）氏議長となり、委員長（留任）村山藤四郎氏は「開拓地接収で政府に敗れるとしたら、反動政府の反農民政策はまたたくうちに全農家の上をおおい、日本農業の危機を招来するであろう。われわれは全農民の先駆として、断じてこの堰を守り、六百万農家の前衛たる役目を果さねばならぬ」と挨拶したのち、井上（右社）、岡田（左社）、永井（全農）より激励挨拶があり、つぎの宣言（要旨）を発表した。

（前略）軍用地、警察予備隊用地または民間航空用地として既に一万町以上が接収され、同志八千六百戸の生活営農は極度の不安に陥れられ、その趨勢は更に拡大されようとしている。

われらは食糧確保、生産擁護の立場から開拓地接収には断乎反対する。政府は宜しく軍事関用地は、開拓者に二度の犠牲を強うることなく、これを未利用山林原野に求むる措置を講ずべきである。

昭和二七年四月一一日

接収地反対全国開拓者大会

また政府の接収地問題対策は、農林省案と、特別調達庁、予備隊本部でかならずしも明確に一致した方針が決定せぬ模様である。しかし事実上はこれらの特調や予備隊が現地交渉によつて決定することが多いので、開拓連は補償基準についてつぎの要望事項を決定し、関係方面に申入れた。

（開拓地接収補償基準に対する要望）

――全日本開拓者連盟――

開拓者の血と汗との結晶である開拓地は接収を除外されたいとしばしば陳情して来たが、結論的に若干の犠牲は免れない状況である。終戦後、政府の企画と指示に基いて入植苦闘し、子孫に伝える郷土を建設した開拓者にとつて心外の極みである。

而もこの犠牲者に対する補償基準については甚だしく我々の納得出来ない点があるので、少くも左記諸点を明確にして、せめて損害を軽減されたく要望する。

一、離作料算定の基準である反当収益は近傍類似の熟地並みとすること。

理由　開拓地の反収は逐年飛躍的に増大（関東十県において昨年平均三割四分増）して居り、既存農家を瞠目させつつある。従つて熟畑化の過程にある開拓地の収益を前年の収益で押えることは極めて不合理でせめて近傍類似の農地並みとすべきである。

二、離作料の年限は開拓地につき一年を加算すること。

理由　開拓地の耕地は年々二割位増大しつつあり（関東十県平均昨年は一七%増）、現在の耕地面積だけで算定する場合は不当に不利である。従つて現耕地面積を基準とする場合は算定年限を最少一年を加算すべきが当然である（これでも開拓者は既存農家に比し極めて不利である）

三、補償額を複利で利殖したと仮定して原価計算することは止めること。

理由　再入植する開拓者はおそらく、全資本を投下して現状の再現を急ぐこととなり、しかも、その効果の現われるのは、かなり後となる。

四、新規入植者として別枠で新規入植予算に計上すること。

理由　接収された開拓者が再入植の場合は恐らく他道県に入植することとなるが、本年度新規入植予算は各県それぞれ計画、鉦衡ずみで割込みは困難である。従つて別枠を設定、中央から予算をつけて当該道県に入植の斡旋をされたい。

五、一時使用（借上げ）は行わないこと。若し諒解の上一時使用をする場合は返還後の復旧費を加えて使用料を算定せられたい。

理由　農地に一年草を出せば雑草種子の根絶には両三年を要する。まして壕を掘つたりして心土を出されると、復旧は容易でない。従つて無計画に一時の方便として使用することは極力避けるべきで、万止むを得ず一時使用する場合は、復旧費を見込んで農民の負担を補償しなければならない。

土地接収反対闘争の事例　埼玉県丹荘飛行場

木、共和、長幡の四ヵ村の旧飛行場は、戦後一五〇戸の開拓民により開墾され耕地化されたのであるが、五一年暮より接収計画が立てられ農家との交渉が始まつた。開拓団は接収反対を決議し、県、農林省予備隊本部に代表をくりだし決意を表明し、村当局でも動きだすにいたつた（「農民新聞」第五号）。

大分県万年山　大分県玖珠郡万年山一帯三〇〇〇町歩は警察予備隊演習地に指定されたが、南山田、玖珠、五馬の三町村から反対の運動が起り、県知事もこれに同調、予備隊長官に候補地取消し陳情書を提出した。町村内の反対運動の主力は日農青年部と地元の万年山防衛同盟であるが、山林所有者は演習地になると道路ができ山林価格値上りを来すという利益があり、農民側と対立している。

千葉県鷹の台　千葉県印旛郡鷹の台開墾地は、太平洋戦争末期より戦後にかけて、二四〇万円の開墾費を投じて開拓されたもので、六七戸の農家が入植し営農をおこなつてきた。ところが最近、この耕地をつぶして青年運動場とする許可を県知事の認可をえて、工事が開始された。全農千葉県連はこの工事に反対し、一一月二八日に

は全農中央委員も「耕地をつぶしてゴルフ場をつくることに反対する」旨、政府に対し声明書を発送した。

滋賀県坂本町　滋賀県大津市近郊の坂本町、下坂本村、南滋賀の農民は、戦時中海軍航空隊用地として接収され、戦後は進駐軍用水耕農場敷地として再接収された農地を返還せよと運動をつづけている。戦前海軍にとりあげられた土地は坂本町一五町一反、下坂本七三町四反、南滋賀一五町三反で、被害農家は二六〇戸、一三〇〇人を数え、これらは転落農家または非農家となり、失業、転業して悲惨な生活におちいつたのである。敗戦後、旧耕作農民がその土地の耕地化に着手し、完成の寸前一九四六年一〇月米軍の水耕農場として四五町歩が再接収されるにいたつた。農民はこの打撃にひるまず他の場所を開墾し、四八年一二月にいたり五九町歩の接収解除に成功し、現在一戸平均三反を耕作し、最低生活を維持している。

講和後、米軍水耕農場用地の接収解除が農民の強い希望となつて表面化し、本年一〇月初め日米合同委員会に関係農家の返還請求署名簿を提出し、一一月初旬には代表者が政府に陳情した。外務省では「早急に具体的に回答する」むね回答があつたが、現地の大津キャンプ部隊から返還反対の意向が伝えられたらしく、解除は容易でない模様である。地元農家でもあくまで返還をかちとると猛運動をつづけている。全農滋賀県連でも、地元選出代議士を中心に、接収解除の運動をつづけている（「農民組合新聞」第七二号）。

伊丹飛行場　大阪府と兵庫県にまたがる伊丹飛行場の拡張計画に対し、地元の豊中、池田、伊丹三市の農民はじめ一般市民は飛行場拡張反対期成同盟を結成して反対運動をつづけている。もしこの拡張計画が実施されると一一〇町歩の耕地が奪われ、関係農家三七〇余戸、二千人以上の農民家族が生活をおびやかされ、さらに潅漑用水、道路の切断等により、農業生産と生活上に広汎な影響がおよぶといわれ（「朝日新聞」七・二）、住民に深刻な動揺を与えているのである。三市ほか周辺住民の強硬な反対運動で、拡張は現在までのところ本極りになつてはいない。

北海道幌西　北海道十勝幌西部落一帯の牧場が、農民の知らぬまに予備隊実弾演習地にされ、そのうえ三〇〇〇町歩の土地接収があつたので、農民たちは労働者と共同して村会にこれを訴え、吉田村長の責任を追求し、ついに村長辞職まで引き起すにいたつた（「労農新聞」第七四号、一九五二年三月二〇日）。

同部落の軍用地のための土地取上反対運動は広汎な住民各層の運動となり、士幌青年文化連盟、農民同盟青年部、村政民主主義研究会、青年団連絡協議会、4Hクラブなど青年の各団体が共同戦線をはつて基地反対運動をやつていた。この矢先、吉田村長の下に査定された税金の徴収がはじまつたので、各労組で役場や議会に押かけ税金闘争を行い、労組、農民同盟等の圧力で村会も演習用地接収反対を決議せざるをえなくなり、政府、増原予備隊長官、第二管区長官らに抗議文を送つた。村長はこの間の責任を負い辞職、一方この闘争の中から、青年団体連絡協議会と農民同盟青年部を中心として村政民主化を目ざす士幌青年会議がつくられるにいたつた。

第二節　未墾地解放その他の土地闘争

未墾地解放増反闘争　貧農その他土地なきものが土地を要求し、農地改革においては放置された山林の解放によつて経営を拡大し、農業生産と生活を守ろうとする闘争、いわゆる反封建闘争はこの期において各地ではげしくたたかわれた。たとえば栃木県金田村の貧農による山林解放闘争、茨城県常東一帯の広大な面積におよぶ未墾干拓地闘争、奈良県本町、東京都稲城村、長野県南佐久郡一帯、

大分県北山田村、栃木県南犬飼村等々の闘争はその代表的な事例であるが、ここに注意すべきことは、第一にこれら土地闘争が村、部落に支配力を及ぼしている山林地主、旧地主など反動勢力のがん強な反撃にあい、したがつてまた農民組合自体、青年部その他中核分子を中心として自衛的大衆行動に出る形態がでてきていること、第二に、それら地主勢力に対する土地闘争は、官憲の権力によつて取締り弾圧の対象とされ、それらの経済闘争は同時に政治闘争の性格をおびざるをえなくなつている、ということである。栃木県金田村（後で詳細記述）の共産党員、組合幹部検挙事件、また茨城県常東における大衆的自衛態勢の整備、官僚の不正摘発闘争への発展などがそれを示している。またこれらの土地闘争は、前節に見たような軍事基地のための土地取上げ反対闘争と関連し、とくに悪条件の下で営農する開拓民の要求としても強くたたかわれている。

つぎに金田村と常東巴村の土地闘争を見よう。

栃木県金田村の未墾地解放闘争　栃木県金田村の乙連沢、小滝部落五〇名の貧民は、二七年初め銀行山一七町歩の解放を村農業委員会に申請したが農委会長によつて拒否された。しかし農民の要求が強くその後も申請運動がつづけられ、四月一六日その問題を決定する農業委員会が開かれたが、この直後に日農支部結成準備会がひらかれ、五月一日には一五〇名の農民の参加で支部結成大会がひらかれた。その大会で、(一)銀行山を解放しろ、(二)宝井農委会長の辞職、(三)村道費は村で負担せよ、(四)朝鮮人の強制送還反対等の要求がきめられ、これを村当局、農委、農協等に申入れた。

五月九日の農業委員会では、会長が辞職し新会長の下で、一五〇名の農民包囲の中で開かれ、「五月中に実地調査をする」ことが決定された。組合員は各部落ごとに増反組合をつくり、青年の中から推進委員をえらび日農の推進力とした。「実地調査の当日は、婦人もまじえる約二〇〇名の農民が、手に手に鎌や唐鍬、ナタなどをもつて参加、一里の道を行進して一大デモとなり、要求の出なかつた綿貫、中田原、蒲岡などからも新しい要求七〇町歩が出され、当日調査した銀行山、一七町歩のほかヨセ山、椎茸など五〇町歩合計一二〇町歩の解放要求が出ることとなつた。調査後、大高会長は「全部解放できると思う」と言明し、新しく出た要求と合せて一二〇町歩の買収計画を村農業委員会で決定、銀行山等第一次五〇町歩解放は正式に県農業委員会に対し申請手つづきをとつた」（「農民新聞」第三号）。

その後、金田村の共産党員、日農支部役員に対し三〇名の大量検挙がおこなわれたが、その詳細は「農民運動資料」第五二、五三合併号に、県連報告として掲載されているので、つぎに紹介する。

（栃木県金田村弾圧についての報告）

日農（統一派）栃木県連合会

金田村の大弾圧の報をきいてその日のうちに金田村に急行した。目的は弾圧によつて打撃を受けた組織の立て直しのためである。（産別書記のA君同行）

村に入つたのは午後五時頃だつたが、要所々々にはなお警官が一〇名位ずつ配置されて物々しい。僕の顔を知つている者もないのか尾行もされずに先ずH氏方に行く。同家にはむこが居ただけで話しがとんとわからない。ただ彼は妻が病院に入院看病中だつたので、そちらから検挙されたということがわかつただけだ。

たまたま同じ検挙者であるK氏の息子が来て、検挙当時の事情が少しずつわかつて来た。彼は「Wさんところには大学生が二人いたそうだから検挙の事情はそこへ行けばわかるだろう」というのでW氏方に行く。彼は日農の副支部長であり、増反組合の組合長であり、今回の闘争の実質的指導者である。（殊に増反組合が

出来てからは）

彼のところでも息子は余り事情を知らない。H氏でもW氏でも野良仕事は仲にやらせて隠居仕事に運動は好きでやつていると家族はいつている。（いずれも二町―三町の大農である）大学生は驚いたのかそうそう立去つてしまつた由で居なかつた。それでも前のKやWの仲の話を綜合して次の点が明らかになつた。

(1) 逮捕状に記載された逮捕理由は次の三点のどれかが適用された。（逮捕状は謄写版刷りの共通のものである）

㈠　五月一日日農支部結成後農協常務植木亀雄を種籾事件で脅迫した。

㈡　五月一八日農業委員松本良知を山林解放反対を怒り、草刈り鎌ようのものでおどした。

㈢　七月中旬農委副委員長荒井助を軟禁した。（平岡は㈠と㈢が該当している）

(2) 検挙者は三〇名に及んでいるが、共産党員で名前の出ているものは殆んどやられた。それから日農の執行委員も目だつたのはやられている。ただ増反組合の役員は副組合長をはじめ相当残つている。そこでこの増反組合の残存幹部を集めることになり、W方の近所の男を呼んで見たが、なかなか元気でやるといい、早速連絡係を引き受けた。目標は明晩ということにしてやすんだ。

翌九日早朝連絡係より結果が報告あり、みんなの希望で午後一時からと変更され、場所も裏の山の中に決つた（A君は朝のうち帰つた）。同時刻に集まつたのは一七名殆んど全部落から代表が集まつた。各部落から情勢の報告あり、一部落を除いて大体下部大衆は大きいショックは受けながらも「土地はあくまで取る」と強い決意を示していることが明らかになつた。ある貧農は「やつらはこんどの闘争を共産党がやつたといつているが、共産党員の居なくなつた現在、オレ達がやつているんだということを事実で示そう」と昂然としていつた。

そこで新しい増反組合の役員が選ばれ、警戒期間三日（やつらがそう云つている）がすぎた一一日、増反組合の役員が農業委員会に対し八日開かれた委員会の決定を聞きただすことから行動を開始することになつた。

なお席上来る全国大会には四、五名の代表を送つて全国の代議員に訴えること、農民新聞をひろめることが決定された。

（附）

1　被検挙者は県内各地に分散留置されている。

2　昨一〇日の新聞は「大部分は黙否」と書いているのと「大部分は自白」と全く相反した記事をのせている。

3　公然たる検挙の理由は他愛ないものであり、敵は必ずクソ爆弾や投石、暴行等の諸事件を被検挙者に関連せしめるであろう。

4　悪いことをしたものに対して大衆が怒つて詰問したことが、脅迫になるとしたらこれは大衆運動の否決であり、重大なる組合運動干渉である（しかも本人が自分の非をみとめて辞職している）。

茨城県巴村、新宮村の土地闘争　一九五一年夏以来、茨城県鉾田町を中心に、開拓地の解放、官僚の不正反対を要求して、日農（常東）は広汎な農民運動を指導してきたが、闘争の重点がしだいに、県開拓課の農地、未墾地にからむ各種助成金の横領流用等汚職追求にまで発展し、地域も白鳥、夏海等各町村に拡大するにいたつた。以下「農民新聞」（日農統一派機関紙）によつてその経過をたどつてみる。

昨年七月以来、巴村閉拓共進会は閉拓地に対する不正融資その他

を摘発して県当局と闘争してきたが、九月に入り閉拓課融資係長ほか数名の検挙によつてついに当局は折れ、組合に陳謝しその要求を容認するにいたつた。一方組合は五回にわたり共同耕作を行い、既開墾地三町五反を奪いかえし、これを組合員に分配した。

新宮村においては、戦後旧新宮飛行場九六町を日農支部が農地解放させ、これを支部管理下においてきたが、五一年にいたり組合の弱体化につけこんで一部農民は県開拓課とともに再分配を計画し、一部の土地の取上げにのりだした。岡堀米、下荒地両部落の農民約五〇名は再三デモ、交渉によつて開拓課当局に反対を申入れ、ついに当局も再分配を取消した。つぎに鉾田、新宮秋津地区約一五〇町歩は北浦に面して排水悪く、水害のため三年一作の地と称されているが、この水害地の排水工事と約一〇〇町歩の干拓工事の実施を要求して約五〇〇名の農民が当局と交渉をつづけてきた。

「始めこの工事は自由党県議本沢氏を介入させたため、工事を鉾田―新宮間の観光道路にすりかえられようとしたり、新宮を無視するような変更の策動が行われていた。常東本部はこのような策動を徹底的にベクロし、地元農民を立上らせ本沢氏を完全にボイコットした。さらにこの運動は一〇六町歩の飛行場の水田化の問題に発展し、地元閉拓者の請願書は山口委員長を通じて国会に提出され、既に採決となつた。」（「農民新聞」一九五二年一月一五日）

また東茨城郡石崎村の涸沼干拓により出来た一三〇町歩の土地について、農民側は自作農特別措置法第三条一、二項により当然買収の権利ありとして闘争、これに対し地主側は官僚と組んで「講和発行後における当然買収および買収もれ牧野は対価の点で疑義がある」として反対、関係農民一八〇名は四月一二日村農業委員会に対し買収申請書を提出し争つた。その結果、農林省もついに特別措置法の運営について農民側の主張を認め、反当七、八百円で買収することになつた。これが口火となり、大貫、夏海にまたがる開拓地でも解放闘争が拡がつたと報ぜられた（同上紙、六月一一日）。

その他の土地闘争　これらの土地闘争は、主として増反闘争であるが、運動の目標と形態はけつして単純なものでなく、じつに多様な展開をみせている。たとえば新潟県亀田郷の土地改良工事について三月一六日新津市で二〇〇名の農民大会がひらかれ、幹部追放を決議している。その後四月二六日と五月五日と再度の総代会議で農民側の主張が通り、ついに不正幹部の総辞職、工事予算の修正要求が決定した。この闘争の中から、部落を基礎として、調査委員会という組織が出来、政府に対する融資獲得闘争が始まつたと報ぜられている（同上紙、五月二一日）。

この運動をみても、農業生産と重大な関係をもつ土地改良工事をめぐり、ボスの不正追求から政府に対する資金要求まで、農民の要求が多様であり、闘争の形態、組織が種々な展開を見せていることがわかる。

土地闘争はこのほか、秋田県増田村、静岡県両河田村における小作料に関するもの、兵庫県松帆村における水利費に関するものなど種々な方面でたたかわれた。また京都府夫田郡雲原村の村有林解放闘争のように、農家の次三男が中心になつておこなわれた例もある。これは事実上の半失業者たる次三男の、土地を仕事を求める運動として注目され、今後の農民運動の一つの方向を示すものと思われる。

未墾地山林原野の解放闘争を中心とするこれらの土地闘争、あるいはさらに広く反封建闘争が、全体の農民運動のなかでいかなる地位をしめるか、具体的には、いわゆる反帝反資本闘争と反封建闘争はいかに結びつくかの問題は、昨年来の農民団体とくに日農統一派

第259表　農地改革実績年度別表

—会計年度別—

区分				1946年	1947年	1948年	1949年	1950年	1951年	累計
				町	町	町	町	町	町	町
I 解放	農地	買収面積		118,371	1,177,460	867,144	74.835	44,879	18,313	1,801,002
		国有地所管換面積	財産税物納及び旧軍用地	—	—	170,137	957	4,992	113	176,199
			その他	—	—	6,921	2,028	422	299	9,670
		解放面積合計		118,371	1,177,460	544,202	77,820	50,293	18,725	1,986,871
		売渡面積		10,923	477,382	1,317,877	81,956	50,314	27,552	1,966,004
	牧野	買収面積		—	—	220,344	123,586	29,604	10,949	384,483
		国有地所管換面積		—	—	69	5,206	15.290	32,176	52,741
		解放面積合計		—	—	220.413	128,792	44,894	43,125	437,224
		売渡面計		—	—	95,124	144,876	88,552	60,998	389,550
	未墾地	買収面積		—	162,122	211,539	183,492	41,973	36,914	636,040
		国有地所管換面積	旧軍用地	5,383	165,747	18,670	6,538	4,234	699	201,271
			国有林	2,072	18,341	175,849	28,928	2,360	15,208	237,758
			その他	24	202,366	18,113	13,936	3 601	4,649	242,689
		解放面積		7,479	548.576	424,171	227,894	52,168	57,470	1,317,758
		売渡面積		—	—	91,500	180,929	187,670	159,111	619.210
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
II 自作	買収対価支払	現金払		—	283,133	1,164,517	1,060,993	435,559	966,179	3,910,382
		証券	発行交付額	—	—	6 539,675	2,100,340	457,733	33,819	9,131,567
			発行取消額	—	—	△ 19,581	—	△ 16,184	△ 273,341	△ 309,106
			差引発行交付額	—	—	6,520,094	2,100,340	441,549	△ 239,522	8,822,461

作農創設特別会計		払	償還額		—	—	—	48,500	7,293,899	537,109	7,879,508
			年度末現在高		—	—	6,520,094	8,571,934	1,719,584	942,953	942,953
	売渡代金	調査額	既墾地	一時払	—	357,014	7,201,146	1,440,870	550,092	339,767	9,888,889
				年賦	—	3,445	70,596	253,957	196,908	203,539	728,444
			未墾地	一時払	—	—	14,425	92,963	105,978	157,355	370,722
				年賦	—	—	—	1,404	3,671	8,654	13,729
			牧野	一時払	—	—	11,936	31,613	25,653	26,196	95,398
				年賦	—	—	120	189	588	830	1,727
			計	一時払	—	357,014	7,227,508	1,565,446	681,723	523,318	10,355,010
				年賦	—	3,445	70,716	255,550	201,167	213,023	743,901
		徴収額	既墾地	一時払	—	342,753	6,671,252	1,267,667	441,395	278,366	9,001,432
				年賦	—	3,107	62,396	217,217	149,346	161,092	593,159
			未墾地	一時払	—	—	13,761	80,336	89,441	130,976	314,514
				年賦	—	—	—	1,147	2,757	6,876	10,780
			牧野	一時払	—	—	10,419	25,165	15,174	17,783	68,542
				年賦	—	—	75	146	349	557	1,127
			計	一時払	—	342,753	6,695,432	1,373,168	546,010	427,125	9,384,488
				年賦	—	3,107	62,472	218,511	152,451	168,525	605,066

（附）1951年農地強制譲渡実績

区分	政府に対する譲渡						届出に基く譲渡			
	自作地（ポ政令施行令第9条関係）		小作地（ポ政令施行令第9条関係）		既に使用目的を変更したもの		自作地		小作地	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
				町		町		町		町
ポ政令2条1項1号 措置法第3条1項1号該	—	—	110	35.2	—	—	—	—	2,426	293.7
ポ政令2条1項1号 当同2号該当	—	—	2	4.9	—	—	—	—	435	282.0

ポ政令2条1項3号，6号該当	534	102.8	128	10.7	2,532	291.6	34,832	6,358.0	176	23,3
ポ政令2条1項4号該当	90	10.5	158	32.2	—	—	21,120	3,872.9	32,154	4,384.2
合計	624	113.3	398	83.0	2,532	291.6	55,952	10,230.9	35,265	4,991.2

〔備考〕 農林省農地局農地課編「昭和26年農地年報」531頁による。以下の4表も同一資料による。

第260表 土地買収受渡しに対する訴願件数

区分	買収関係受理件数					売渡関係受理件数					合計	裁決					合計
	農地	牧野	宅地建物	農業用施設，水のにする使用権利，立木	小計	農地	牧野	宅地建物	農業用施設，水のにする使用権利，立木	小計		容認	棄却	却下	取下	未処理	
1947年	…	…	…	…	5,365	…	…	…	…	158	5,523	478	4,315	335	92	303	5,523
1948年	…	…	…	…	11,229	…	…	…	…	1,358	12,587	1,815	8,475	617	771	909	12,587
1949年	…	…	…	…	5,878	…	…	…	…	1,279	7,157	1,387	3,578	630	847	715	7,157
1950年	1,997	248	667	62	2.974	640	42	13	8	703	3,677	650	1,198	458	484	887	3,677
1951年	697	105	196	11	1,009	193	22	1	2	218	1,227	196	327	152	151	401	1,227
北海道	21	22	—	—	43	6	2	—	—	8	51	13	20	13	5	—	51
青森	162	35	62	5	264	29	15	—	—	44	308	27	43	28	19	191	308
岩手	21	19	1	1	42	2	1	—	—	3	45	20	10	—	1	14	45
宮城	6	—	1	—	7	3	—	—	—	3	10	5	3	1	—	1	10
秋田	12	4	5	—	21	8	1	—	—	9	30	6	9	3	3	9	30
山形	7	—	3	—	10	—	—	—	—	—	10	1	7	2	—	—	10
福島	32	1	3	—	36	19	—	1	—	20	56	11	14	6	6	19	56
茨城	56	—	27	—	83	6	—	—	—	6	89	13	51	15	10	—	89
栃木	20	—	6	—	26	4	—	—	—	4	30	5	4	9	2	10	30
群馬	6	1	—	—	7	3	3	—	—	6	13	2	—	—	7	4	13
埼玉	7	—	1	—	8	—	—	—	—	—	8	5	2	—	1	—	8
千葉	35	5	19	—	59	21	—	—	—	21	80	1	6	4	21	48	80

| | | |

第261表　農地改革関係訴訟提起件数（既墾地）

区分	第一審 提起件数						第二審 提起件数						第三審 提起件数					
	1947年	1948年	1949年	1950年	1951年	計	1947年	1948年	1949年	1950年	1951年	計	1947年	1948年	1949年	1950年	1951年	計
総数	326	1,970	1,545	723	475	5,039	29	123	299	249	254	954	1	4	24	54	53	136
北海道	14	18	56	46	28	162	3	—	9	9	21	42	—	—	—	—	—	—
青森	1	25	35	35	31	127	—	1	6	3	3	13	—	—	—	1	1	2
岩手	32	98	82	54	18	284	—	1	11	13	12	37	—	—	1	—	6	7
宮城	4	60	55	13	17	149	—	2	7	10	8	27	—	—	1	2	3	6
秋田	4	29	36	39	17	125	—	—	6	4	12	22	—	—	1	—	1	2
山形	2	26	19	7	14	68	—	3	5	1	6	15	—	—	—	2	1	3
福島	4	55	88	27	9	183	—	3	11	11	8	33	—	—	1	—	1	2
茨城	7	33	73	19	23	155	—	—	1	9	3	13	—	—	—	1	—	1
栃木	25	63	51	31	7	177	—	3	21	15	11	50	—	—	1	7	2	10
群馬	2	34	16	2	44	98	—	1	—	3	—	4	—	—	1	1	1	3
埼玉	4	12	28	10	1	55	—	1	6	6	7	20	—	—	—	2	2	4
千葉	5	55	38	14	11	107	—	—	—	—	2	2	—	—	—	—	1	1
東京	18	33	17	6	6	84	—	7	4	2	5	18	—	1	2	2	—	5
神奈川	—	49	20	13	2	84	—	1	10	3	10	24	—	—	1	1	—	2
新潟	24	112	50	16	6	208	18	30	6	3	—	57	—	—	1	1	1	3
富山	3	6	5	7	1	22	—	2	4	—	—	6	—	—	—	—	—	—
石川	11	18	2	9	1	41	6	8	3	3	—	20	—	—	—	1	1	2
福井	6	8	5	4	1	24	1	2	1	—	—	4	—	—	—	—	—	—
山梨	4	43	38	5	6	96	1	—	4	3	3	11	1	—	—	—	—	1
長野	1	65	38	23	15	142	—	4	8	5	11	28	—	—	2	2	1	5
岐阜	—	9	1	5	1	16	—	1	1	4	1	7	—	—	1	—	4	5
静岡	2	27	14	27	11	81	—	2	6	2	6	16	—	2	2	1	—	5
愛知	2	23	20	6	1	52	—	2	5	1	—	8	—	—	1	1	—	2
三重	—	18	25	5	6	54	—	4	4	3	4	15	—	—	2	3	—	5
滋賀	4	11	16	5	—	36	—	2	2	2	5	11	—	—	—	—	1	1

都	8	22	13	—	4	47	—	—	1	1	—	2	—	—	—	—	—	—
京	8	244	126	30	15	423	—	3	19	9	9	40	—	—	—	3	1	4
大	3	49	66	31	17	166	—	3	9	17	21	50	—	—	2	5	2	9
兵	1	6	10	7	5	29	—	1	1	7	5	14	—	1	—	—	—	1
奈																		
和歌山	4	22	16	5	2	49	—	4	5	1	1	11	—	—	—	1	—	1
鳥取	8	26	16	9	1	60	—	—	9	3	4	16	—	—	1	2	2	5
島根	2	25	8	—	3	38	—	1	5	3	1	10	—	—	—	1	1	2
岡山	9	57	36	12	9	123	—	—	14	8	—	22	—	—	—	—	3	3
広島	11	61	43	29	15	159	—	13	3	8	2	26	—	—	1	2	6	9
山口	9	57	40	33	27	166	—	3	11	2	9	25	—	—	1	1	1	3
徳島	2	22	30	18	10	82	—	1	3	11	6	21	—	—	—	1	2	3
香川	2	5	6	8	—	21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
愛媛	3	39	31	12	13	98	—	1	3	3	1	8	—	—	—	—	5	5
高知	34	138	83	33	18	306	—	3	44	24	24	95	—	—	—	4	—	4
福岡	1	17	20	19	13	70	—	—	6	5	4	15	—	—	—	2	—	2
佐賀	1	18	11	7	5	42	—	1	1	—	1	3	—	—	—	—	1	1
長崎	7	56	42	11	4	120	—	—	11	9	15	35	—	—	—	—	1	1
熊本	14	42	32	16	14	118	—	2	—	7	2	11	—	—	—	1	1	2
大分	5	36	42	3	18	104	—	2	5	7	6	20	—	—	1	3	—	4
宮崎	—	5	2	1	—	8	—	1	2	—	—	3	—	—	—	—	—	—
鹿児島	15	105	44	11	5	180	—	4	6	9	5	24	—	—	—	—	—	—

〔備考〕 年次は暦年，農地局農地課調。

第262表　農地関係行政事件種類別件数　——1951年——

区分	自創法					農調法			特例法第10条の申立	合計
	農地関係	牧野関係	未墾地関係	附帯買収物件等	その他	移動統制（4条）	小作地取上統制（9条）	その他		
地方裁	343	26	172	62	10	7	32	5	13	670
高裁	182	2	21	36	8	1	9	4	—	263
最高裁	57	—	5	10	—	—	9	3	—	84

〔備考〕 最高裁調，1951年において新規に受理したもの。

第263表　農地関係行政事件結果別件数

区分			地方裁				高裁				最高裁			
			1948年	1949年	1950年	1951年	1948年	1949年	1950年	1951年	1948年	1949年	1950年	1951年
受理	旧受		—	1,525	1,977	1,853	—	42	267	316	—	2	31	84
	新受		1,915	2,254	945	670	56	347	255	263	3	43	71	84
	計		1,915	3,779	2,922	2,523	56	389	522	579	3	45	102	168
既済	判決	認容	18	128	104	131	—	—	—	—	—	—	—	—
		一部認容	4	35	42	46	—	—	—	—	—	—	—	—
		棄却	121	403	244	231	5	59	102	147	—	7	9	29
		変更	—	—	—	—	1	19	33	44	—	—	—	—
		差戻	—	—	—	—	4	4	8	5	—	—	—	—
		自判	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	1
		破棄	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
		破棄自判	32	88	34	28	—	1	—	1	1	4	7	10
	決訴和地認取その他	不定	9	17	4	7	1	3	4	—	—	—	—	—
		却下	—	3	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—
		成立	1	20	47	40	—	2	3	9	—	—	—	—
		和解	21	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—
		調書	1	5	5	7	—	—	—	—	—	—	—	—
		不定	182	600	527	402	3	27	54	66	—	2	2	7
		他	1	4	55	57	—	4	2	—	—	—	—	—
	計		390	1,303	1,062	953	14	119	206	272	1	15	18	48
未済			1,525	2,476	1,860	1,570	42	270	316	307	2	30	84	120

〔備考〕　最高裁調。

の主要な理論的実践的論点の一つであつたが、第六回大会はそれに一応の決定をあたえたものであり、この間の論争や新運動方針については、日農統一派第六回大会に関する項を見られたい。

農地改革実績と農地関係訴訟　一九五一年度までの、農地改革による土地買収売渡面積（農地、牧野、未墾地別）と、自作農創設特別会計の収支は五一五頁第259表の示す通りである。なおこの附表は農地強制譲渡実績を示す。

農地改革にもとずく土地買収売渡しに対する訴願件数は、五一年一一一七件で前年の三分の一以下に減少している。（第260表参照）土地種類別に見ると、農地に関するものが前年にひきつづき最も多

数で宅地建物関係は昨年にくらべかなり減少しているのが眼立つ。以上の訴願のうち容認されたものが六五〇件、棄却三七七件、却下一五二件、その他となつている。

つぎに、既墾地に関する訴訟提起件数とその結果を見ると（第261表）、第一審では五一年度四七五件、改革実施以来の合計件数は五〇三九件にのぼつている。訴訟の内容は、いわゆる買収違憲の訴、買収地、買収対価を不当とする訴など様々である。

また、農地関係の行政事件を種類別に示す第262表によれば、地方裁では、農調法九条（小作地取上統制）の関係が三二件で、自作農創設特別措置法の農地関係のものは三四三件を数える。同じく未墾地関係は一七二件を数える。高裁でも農地関係一八二件でもつとも多く、附帯物件に関するものが三六件に及んでいる。最高裁では合計八四件中やはり農地関係が五七件で多数をしめている。最後に、これら行政事件の結果については第263表の通りである。

第三節　供出と米価をめぐる闘争

一九五一年末、供米割当会議で農業委員退場という重大事態まで招いてもみ抜いたあげく、二、五五〇万石が決定し、これに対し農民団体は一致して反対し、供出完遂があやぶまれるにいたつたことはすでに本年鑑第二五集でも記録したところであるが、農民は五一年産米供出においていかなる動きを示したか。岐阜市では、割当決定と同時に農民大会が開かれ、保有米五合、自主供出、米価一万円、強権供出反対を決議し、日農、全農その他の各県連の多くは割当返上を決議した。静岡では病虫害の被害が大きく、約半作といわれたが志太郡では一一月一〇日、藤枝町岡出公園に約四千人の農民大会がもたれ、町長を議長にして、食糧事務所、税務署、作報、県議の出席のもとに、被害に対する当局の処置につき答弁をもとめ、つぎの決議を行つた。

イ、実情に即した割当をせよ。

ロ、再生産に必要な保有米の確保。

ハ、五等米も供出対象とせよ。（以下略）

このほか山梨、兵庫、愛知、福岡などで同様の動きがあり、とくに福岡の、各農民団体共同の「供米スト」は、検査制の合理化、米価追加払い、五等米の価格値上げ等農民の要求をもつて「自主供出」「供出米の農協保管」の態度をきめたもので全国の注目をひいた。

三月三日の全国農民大会でも、自主供出、米価に関する要求が討議され、一九日の四団体共催全国農民大会でも米麦統制撤廃反対が中心議題としてとりあげられ、政府の食糧政策、米価、供出政策反対が叫ばれ、生産費をつぐなう米価、二重価格制の採用、民主的食糧管理方式の実施などが要望された。前記の四団体主催の全国農民大会における決議は次の通りである。

（米麦統制撤廃反対に関する全国農民大会の決議）

1　米麦の統制は撤廃しないこと。

2　米麦など国内産主要食糧の集荷及び配給と輸入食糧の買入れ及び配給については国家管理を行うこと。

3　米麦など国内産主要食糧は農民の自主申告に基く国家の一手買入れ制とし、その価格は米価審議会の議を経て、生産費を補償し農家の労仂所得を安定せしめ、且つ拡大再生産を可能ならしめる価格によつて買入れること。なお消費者価格については必要に応じて財政支出による二重価格制度を考慮すること。

4　現行食糧管理方式を根本的に改廃し、生産者及び消費者の代表を以て構成し、民主的に運営される管理方式を確立すること。

右の全国大会には、労仂組合、消費者団体代表も出席し、農民組合の要求を支持して共闘を声明したことも注目される。

しかし自由党の食糧政策はこの年、麦の統制撤廃実現により、大きく一歩前進し、また米については、「供出後の自由販売」即ち自由集荷制の実施で第二歩をふみだした。麦については、自由改進両党共同提案による「麦類の価格、米食率および食糧特別会計の不足金処分に関する決議案」として国会を通過した。

二七年産米の供出については、政府は早くより生産目標（六五九七万石）をきめ、九月初旬には府県別仮割当をし、年末には減額補正数量を指示する方針をとつた。米価は、基本生産者価格七、五〇〇円超過供出分一万〇、五〇〇円、自由集荷米一万〇、五〇〇円と決定した。これは総選挙を前にして、農村の中農富農層に相対的に高い米価をあたえ、教育委員会法その他で労仂者階級の間にひき起した不評の穴埋めに農民の関心を買わんとする偽瞞的米価政策なりとして農民団体はもちろん商業新聞にすら批判されたものである。もつとも、一万〇、五〇〇円米価は、当時のヤミ米価に近い価格で、自由党政府はこの米価をもつて超過供出、自由集荷量を増やし、義務供出後の農民手持米を大量に吸収し、かくしてヤミ米価そのものを退治して一本の買入価格を実現し、米の完全な自由販売制へ布石しようと考えたものであろう。果してその意図が成功するかどうかは今後の供出の進捗とヤミ米価の足どりとを見ねば正確な判断は下せないが、ともかく、このようにして米価はきまり、供出が始まつた。

政府の義務割当量は二、三二三万石が前年に比べ一二四万石減少したが、このほか超過供出量二二四万一、〇〇〇石が要請されたので合計供出期待量二、五四七万二、〇〇〇石となり、前年に比べ約一、〇〇〇万石の増加となつた。供出成績は年末までに義務供出は完遂され、二八年一月には総供出量が完納された。

米価　供出問題に対して農民団体は、全供出米に対して生産費をつぐなう一万円米価を与え、二重米価を採用せよ、供出量の天下り割当て反対、自主供出を認めよ等の要求を出して政府に申入れた。たとえば山梨県稲積村では十月下旬百名の農民大会をもち、つぎの要求を決議した。

イ、一九〇〇石以上の割当は拒否する。

ロ、自主供出の促進。

ハ、農業手形四三〇万円を一年延期せよ。

この村は虫害のため本年の減収は甚だしく、一、九〇〇石以上の供出は保有米を割る、というのである。その他全国各地で、とくに災害による減収地で補正要求が起つたのはこれまでの供米闘争と同様であるが、本年度は基本米価と超供米価の差額が大きいところから義務供出量を減額して超過供出を増すことは農民の大きな経済的利益となり、これはまたある程度町村役場、県当局にも同調できる要求であつたので、農業委員会の割当返上のなされた所もあつた。

さて一九五一年、五二年産米麦供出闘争は、静岡県志太郡、福岡県、大分県下郷、岐阜市、岡山県吉備郡、茨城県常東、滋賀県兵主村、青森県地引村、埼玉県中条、兵庫県市村等で、主として減額補正を内容としてたたかわれ、このほか新潟県古志郡や長岡市のごとく早場米奨励金増額の要求、京都府小牧村の検査制度に関する要求等があり、そのあるものは数千の農民を動員した大衆闘争にさえなつているが、他面地方行政当局の補正獲得の一手段として利用された面もあり、供出闘争の性格も決して単純なものではなかつた。

しかしまた、統制撤廃問題にからみ、供出、税金闘争は広く労農提携の拠点をつくるものとして重要な意義をもつものであり、たとえばつぎにかかげる日農統一派長野県連の供出闘争方針などは、この点を強調していることは注意すべきである。また日農主体性派全国

代表者会議で決定した米価闘争方針は、その一項として自主供出、米の農協保管、そして現金にこまる農家への農協の融資という要求をかかげているが、農協組との共同闘争、さらに消費者米価据置きを要求する労仂者との提携を主張しているなど同様に注意されねばならない（日農主体性派全国代表者会議の項参照）。

日農（統一派）長野県連の供出闘争方針　日農統一派長野県連合会は二七年度米価・供出闘争の方針を決定したが、つぎはその大要である（県連資料第四、五号、「農民運動資料」第五四・五五合併号、一九五二年一二月五日）。

㈠労仂組合の秋季闘争と呼応し地域毎に労農の統一行動をくみ、供出米価闘争を通じて労農同盟の拠点をつくるのが根本方針である。

㈡政府は七、五〇〇円の低米価を決定し、超過供出のできる一部の大農家には一万〇、五〇〇円の米価をきめた。これは零細な「飯米農家」にはたいした利益にならず、農民層の対立を目ざし、「地主富農の上層農家をひきつける政治性をもつ」ものである。また消費者価格の決定を来春にもちこし、生産者たる農民と消費者たる勤労者を相反目させ国民戦線の統一阻止をネライとしている。さらに高価な外米輸入に依存し、輸入補給金（二七〇億円）も不足し、百数十億の不足補塡をせざるをえない状態である。

㈢供米闘争の方針

一、目　的

「全農民に充分な米価を現実の現金としていかにかちとるかの立場で貫かれ、この闘いの中で封建的地主勢力に対する貧農を中心の全農民の団結（日農支部の拡大強化）が目的です」

二、平和を守る闘い

「供米闘争は労仂階級の賃金闘争と同質である。農民の越年資金獲得闘争です。……『生産費に償う米価要求をとる』ことが戦時政策を村で打ちくだき、農民の生活を同時に守る平和の闘いであるといえる」。

三、労農同盟の条件

「戦争軍拡内閣の当面の目標に向い秋季労仂攻勢がもり上り、すでに電産は数次の電源ストをもつて今迄にない立ち上りを示している。……この労仂階級の秋季闘争の基礎となる職場飯米農家の労仂者が上層農出身の職制にスパイ監視、懐柔され苦しめられている事実は部落の封建的な支配と支配されるものとの関係がそのまま職場にもち込まれていることであり、このため職場の労仂戦線は統一されず敵からの切崩し工作にのる弱点をもつている。さらに土地なき農民の続出は大きな産業予備軍となり、労仂者の低賃金の基礎をなしているため労仂階級は米価一万円以上獲得の供米闘争（その中の封建闘争）を闘う農民の部落からの戦線統一を自らの問題として関心をもつている状態です。労仂者と農民の政治的な経済な条件を実際の労農同盟の闘いに日農がいかに進めるかが供米闘争を発展させる主要なカギとも云わねばなりません」。

四、供出に対する農民の共通の要求

(1)轉　落　農

轉落農家にも補正をよこせ、補正は現物で保有を三合でなく四合にせよ

年間主食不足分受配価格を生産者価格にせよ

各戸割当を適正化せよ

食えるだけの土地よこせ

農業手形返還延期

(2)下　層　農
補正は充分よこせ（ボスにゴマ化される）
保有を六合にせよ、食率を米で一〇〇%よこせ、麦の保有率は違法だ
米価は一万円以上よこせ
補償し仮払いせよ
俵代二〇〇円よこせ
遠い田の供出米には町村は補償払いせよ
等級切下げ反対
義務割当の引下げ、ボスからの肩替り反対
補正量分配を公正にせよ
各戸割当の算定を適正化せよ
食えるだけの土地をよこせ
農業手形返済延期

(3)中　層　農
保有を六合にせよ、食率を一〇〇%米にせよ
米価一万円以上よこせ
俵代二〇〇円よこせ
遠い田の供出米には町村は補償払いせよ
等級切下げ反対
義務割当の引下げ
土地改良の促進徹底
防除費の全額国庫負担
超過、自由米の課税反対
災害補正を大巾によこせ

(4)上　層　農
保有を六合にせよ、食率を一〇〇%米にせよ
米価一万円以上よこせ
超過、自由米の課税反対
義務割当の引下げ、等級切下げ反対
土地改良の促進徹底
防除費の金額国庫負担
災害補正を大巾によこせ

右表のように明らかにすると、供米問題は供出資格者、無資格者を問わず農民全部の問題であり、口にはださないが下層農民にとつては深い関心事であるわけです。中上層農は今年は「かくれて闇売り」する思いはなく、公然と（多少の税金はかかつても）超過、自由米（一万五百円）で売れるので義務供出量を出来るだけ少くする運動、そのために部落で力ある者が力のない下層農民へ種々な理由をつけての義務供出量の肩代りが例年になくはげしく行われるのが特徴です。

五、当面の闘いの方向
当面の闘いの方向

① 当然の要求である保有米六合（一〇〇%）を主張して義務割当量の軽減（または引受けない）で村の割当量の闘いとなる。

② 統調の数字ぢかけあいは一部の闘いとなるので、あく迄不当割当を村にもつてきた村長と全村民の対置関係でその他の種々の闘いを含めて村長と闘われるべきです。

③ 下層農、轉落農の具体的要求は、供米に限らず忍耐強く努力し、組織し供米闘争の中核になし、特に外の土地、薪炭林区費、寄附、おてんま等のあらゆる問題の中にこの戸別割当の適正化運動を組織すべきです。

④ 下層農、轉落農は「適正化運動」の階級性を身をもつて知つているが、それを闘う方法と組織を知らないことと、力を無視

する指導のために立ち上らなかつたわけです。

⑤　下層農の要求のもりあげは当然部落の階級対立を生むが、この表面的現象にとらわれず、中上層農及び農委、農協、自治体にいたる要求を支持し統一しつつ現実に下層農の要求をかちとる戦術に発展すれば戦線は統一の方向に発展する。

⑥　最後にあらゆる方法、あらゆる機会に米価＝供米問題の宣伝を徹底的に行うことが闘いを広め深める重要な仕事であること

を忘れないで下さい。

中農だけの闘いになつた原因

中農中心におちいり易い供米闘争を（今までの失敗はここにあつた）下層農民の本質的要求である土地要求（米と職よこせ）を軸にすることが全農民の闘いにするカギであることが、幾度かいわれてきたが充分にいかなかつた欠陥を今までの経験から明らかにすると――

(イ)　貧農の問題を政策的に明らかにした方針が出されなかつた。貧農の要求が複雑でわからない。生活収入の複雑性から土地要求を土台に出される目前の要求は当然複雑となり、貧農同士すら共通点がないためこれを複雑のままの闘いに発展せずすぐ抽象化してしまう。そのために要求の内容に貧農の怒りがなくなり言葉だけになつてしまう。他人の前で公然と自らの要求をいえない環境を理解せず、大体ああだろう、こうだろうと決めてかかつてしまう。

(ロ)　貧農の戦闘力を手に使う。全体の闘いのカベを破るために貧農を団交に動員するとか、署名運動に酷使するとかに使い貧農を人足化し失敗することがあつた。

(ハ)　これらの傾向は主として組合幹部または活動家が中農層に属しこの立場から「貧農工作」している欠点であつた。これから結論されることは――

第一に、貧農は米日反動の農村の封建性を武器とする植民地政策の犠牲を最も強くうけ労仂階級との連帯性を強くもち、今日の農民解放の大事業の主人公であり、その資格をそなえているという考え方が明らかでないこと。

第二に、従つてこの主人公である貧農が現実の部落の中で民主的自由もなく封建的諸関係の中にしいたげられている状態から、一枚一枚をはがすように貧農を成長させて行こうとする努力がされない。例えば貧農を行動に立たせるときに、貧農はこの闘いに参加したとき、明日からの米に事かかないだろうかと仕事の世話になる部落のボスとの関係を考えるような目につかないしかし大切な貧農の要求に適切な対策を講じて進んだかどうだろうか。このような忍耐強い工作と努力、貧農（労仂者としての本能）から学ぶという謙虚さが指導者、活動家になかつたことが明らかにされると思います。

闘いの組織について

(イ)　支　部

日農支部のねむりこんだ所、または弱い班であつても供米については全農民が関心をもつ問題である。支部の第一の活動としては役員会をもち、いち早く供出に対する態度を発表し日農支部を農民の苦情をもちこむ大衆的な場所につくりあげねばならない。「昔のように割当量は重くないのだからたいした問題ではない」という中農的考え方をすてて下層農民の切実な生活の問題から出発するようにしないと、またこの立場から組合を運営するようにすれば支部が各層の相反する利害の政策的統一の場となる。

(ロ)　労仂協議会

供出闘争は非常に実務的（計算）な手間がかかる、この点をつつこみ数字的にも明らかにせず、政治折衝で事を済まそうとした方法も今まで失敗した主要な一因であつた。この点については村にいる労働者の協力をあおぐことが大切だ。これも個人的なつながりでなく支部としてそれら労働者諸君の居住組織の結成を訴え、協力して交互に具体的問題で援助し合う運動の手始めとしてこの供出闘争に労働者諸君の参加が必要だ。

(ハ)青　年　部

どんな闘いにも行動の伴わないものはない。その闘いが多少の欠点をもつていたとしても行動力が発揮される場合闘いは発展することはいうまでもなく明かな事だ。選挙闘争の折、第四区の反自統一行動の中で、日農中信青年部が果した大きな役割を見ても明らかだ。今各所で日農青年部再建確立の声がでているが、この必要を指していることである。この供米闘争で「オヤジの要求を倅や娘がひつさげて先頭に闘う」青年の運動を促進し、青年部の確立をはかることが平和の運動を具体的に求める青年の方向である。特に中、貧農の要求である政府価格七、五〇〇円に対する農民価格一万円以上の差額金を、村農協で立替払させることは抵抗自衛の闘いとともに青年部の盛り上りなくしては効果的に闘えない。

(ニ)他団体との共同行動

(ロ)に述べた労農協議会を中心に青年団、婦人会、農事研究会、農協青年部その他あらゆる組織との共同行動をすることは、全体の力を結集する上に非常に大切なことは南佐久農民代表者会議が証明している。この共同行動を運営する場合最も注意しなければならないことは夫々の大衆団体には夫々の綱領、方針、規約をもつていることであり、この自主性をお互に尊重し合うようにし一方的に方針をおしつけたり、決議を引回すようなことは慎まねばならない。どんな小さいことでも共同会議できめたことは、日農が先頭に立つて確実に実践し、その結果を全体の討議にかけて問題を広め、さらに発展させるように運営するならば、初めの目的を果すことが出来ることを最近の統一行動の経験が教えている。

(ホ)農民新聞、町村ニュースの運用

供米闘争をその他の闘争と結合し、大勢の農民の夫々の考え方をまとまつた一つの方向に統一して行くには、町村ニュースはなくてはならない武器であることは今までの経験に明らかです。特にこの仕事に村の青年、労働者の協力を得ることが非常に大事で効果の上るやり方です。農民解放の最も正しい道しるべになつている日農機関紙「農民新聞」の拡大と「農民新聞」を中心にしての座談会等の運用は支部を拡大強化するため大事な方法である。

第四節　税金闘争その他の農民闘争

本年度の税金闘争を見ると、地方税ことに固定資産税に関する闘争が最も多く、供出代金差押え反対、滞納整理反対などがこれにつぎ、所得税に関するものは、しだいに少くなつている。これは、シャウプ税制改革以来、所得税が減額され、その反面地方税が増額されたからであつて、その他の公課負担もかなり農家の重圧となつているところから生じているのであろう。しかし、農林省の調査でも明らかにされている通り、租税公課の負担率は下層農家ほど重く、上層農家ほど軽くなつており、この階級的な課税を反映してか、本年度は税闘争の重点が貧農下層農家に移りつつある傾向が看取される。

しかしこれらの税闘争の規模は、一町村単位の小規模のものが多くなつている。これも税制改革により、農民の反抗が分散させられたことと関連のあることと思われる。

主要な税闘争としては次のごときものがある。

(一)固定資産税関係のもの

島根県秋鹿村、栃木県南犬飼村、兵庫県豊岡、京都府保津村、愛知県大高町等

(二)所得税関係のもの

京都府亀岡、保津村、静岡県須津村、茨城県鉾田、磯浜等

(三)滞納税金棒引き闘争

広島県田総村

(四)供出代金差押え反対闘争

秋田県清水村

なお三月一九日の四農民団体主催全国農民大会において、農民課税に関する決議がなされているが、その内容は、団体交渉権を認めよ、地方税に累進税率を適用せよ、農協組の固定資産税は廃止せよなど、数項を含んでいる。

次にその全文をかかげる。

（農民課税の適正化に関する件）

1所得税

イ　基礎控除及び扶養控除を大巾に引上げること。

ロ　農民に対する勤労控除一五%及び同専従者控除を立法化すること。

ハ　標準率の作成に当つては、農民代表を参加させるとともに団体交渉をみとめること。

ニ　最高税率及びその適用金額をさらに引上げるとともに、低額所得に対する税率を引下げること。

2市町村税

イ　市町村民税の課税標準には課税所得額を採用して税率は累進制にすること。

ロ　市町村民税の農業専従者の均等割を廃止すること。

ハ　農業用土地家屋及び農業生産資材に対する固定資産税につ

いては大巾な免税を設けること。

ニ、農協組の所有する固定資産に対しては固定資産税を課さないこと。

町村役場、農協、共済組合等の民主化闘争も各地でたたかわれた。農協民主化闘争では山梨県中牧、福島県飯豊、茨城県石崎村、鉾田町等で、共済制度民主化については茨城県鹿島郡で本格的にとりあげられた。ここでは、たとえば同郡中野村におけるように、共済組合が県に支払つた金額（一〇〇万円）に対し県から組合に支払つた共済金額（五十万円）との差額だけ、農民が共済制度によつて逆に収奪されているとして、県当局、共済役員の不正糺弾や、北海道旭川である。新潟県亀田の耕地整理組合幹部の不正糺弾がなされたのにおこつた土工組合ボスの追及なども、この民主化闘争として数えられるであろう。

岡山や青森におけるダム建設反対の運動も、村のボス、官僚に対する直接の衝突をひき起し、青森のばあいは武装警官の出動まで見ていることは注目される。皮革工場やパルプ工場の有毒廃液の耕地流入を阻止した闘争（甲府市千塚、南湖村）や、上水道拡張工事に対する反対運動なども、これらと類似の農民運動の形態である。

つぎに赤石村のダム反対闘争の経過を見よう。

青森県赤石村のダム反対闘争　青森県西津軽郡赤石村では、東北電力が西津軽郡を流れる赤石川、奥良瀬川、笹内川にダムをつくり二万三〇〇〇キロワットの発電所を建設する計画に反対運動をはじ

めた。理由はダム設置により河川流域が変更になり、約五百町歩の耕作は不可能になり、またサケ、マス、アユの六漁場、二孵化場が壊滅し、三、〇〇〇名の農家の生活がおびやかされるというのである。地元農民は赤石川対策委員会（一九五二・一一・二八）も情を開始した。全農第二回中央委員会を設置し、県、政府関係方面に陳これをとりあげ、ダム設置反対の態度を決定した。二八年一月に入ると地元民の反対は熾烈となり、武装警官との衝突さえさけられぬ事態にまで発展した。一月五日赤石村村民大会では五〇〇名余の農民が出席して次の決議がなされた。

（決　議）

県西電源開発に伴う赤石川流域変更は、赤石川流域に耕作する水田五百余町歩の灌漑水に致命的打撃をあたえ、農民の生活に重大な脅威を招くものであるを以て、赤石川流域変更反対の闘争を今後共全村をあげて、あらゆる手段を以て身命を賭して闘い、従前通りの水量は絶対死守する。

「農民組合新聞」（第七七号）はその後の事態をつぎのように報じている。

村民の決議にも拘らず、一月二三日村議会は県西ダムに条件づき賛成を議決し、ついで二七日県知事や関係官庁に協力を求め着工条件の陳情を行うため東平村長、村会議長議員十数名が県当局にむけ出発することとなつたため、村民代表約三〇名が「全村民の意志を無視した条件附賛成をしながら、着工条件の陳情とは何事だと憤激、抗議を申込み村当局の再考をうながしたが、村会議長が公務執行妨害排除の理由で武装警官の出動を要請、村民代表は退去を命ぜられ、一時は険悪な空気を見せた。

農家次三男の、土地と仕事をよこせという要求と闘争が起りつつあることはすでにのべたが、農村の道路工事その他公共事業に仂く次三男の土工たちが、賃金等労仂条件の改善を要求し、また農家が無償賦役に反対し（島根県加茂町）たりして、農民運動の一翼をなしていることも指摘せねばならぬ。日雇の賃金闘争の一例としてつぎのようなものがある。

農村日雇の賃金闘争　長野県洗馬村実地林道工事は、昨年末、栄組の請負で工事を開始したが、零細農家の次三男が多く仂いており、その賃金は弁当持ち日当二百円でそれも完全支払せず、労仂時間は七時から五時までという劣悪な条件であつた。さらに大雪で炭焼き

形県栄村、新潟県横越村のように、年雇（農業労仂者）が組合をつ

くり、賃金や税金の問題について、雇人、役場と闘争している。もちろんこれは、ごくまれに見られる例で一般的なものとはいえないが、もつとも封建的な性格の濃い雇人の中から、民主的結合と闘争の起つてきたのは特記さるべきであろう。その一つ山形県のばあいを次に見よう。

農業労仂者の賃上げ闘争　山形東田川郡栄村の農家雇人（この地方で通称若勢という）一二〇人は、今年より新たに村民税の課税対象とされたことに反対し、「農家雇人同盟」を組織して村民税課税反対の運動をはじめた。「農民新聞」（五二・三・一）によれば、同盟結成の直接の動機は、村財政の大半をまかなつていた平衡交付金が打ちきられたために、雇人にも村民税をかけることを村会で決議したことにある。雇人の年給は約四万円で課税対象にすることに問題があり、同盟は、㈠村民税課税反対、㈡給金を五万円にせよ、㈢人並みの待遇をせよ、のスローガンをきめ、村会、農委、雇主にこの要求を提出した。これに対して、農委側は給金三万五、〇〇〇円とし税金は雇主で負担すると回答したが、同盟はあくまで反対、ついに課税免除と正月休暇を認めさせた。

もできぬところから零細農は窮乏の極に達し、日雇は結束して「未払賃金即時支給」、「失業保険をかけろ」の要求を栄組につきつけた。また「洗馬民報」は工事にからむ不正を報道し、村長には別に「不正工事をする土建業者に指名するな」と要求、この闘争の結果、未払賃金は完全に支給され、雇人側の勝利に終つた。

これらの農村労仂者の闘争は、たとえその規模は小さく、その件数はすくないことは事実としても、貧農の「米よこせ」運動、次三男の「土地と仕事を」の要求とともに、現在の農民運動における貧農プロレタリア層の基本的要求にもとずくものとして、またそこに労農提携の大きな場面が見出されるという意味で重視さるべきであろう。

この外、各地の農民運動の事例をひろつて見ると、電気料減額、電圧低下反対、生糸検査制度改善要求、営農資金獲得要求にもとずくものなど、その要求と闘争形態はじつに多様であり複雑である。

最後に農村の平和運動について記述しよう。

兵庫県美和村、長野県更科郡、東筑郡、青木村、静岡県三島、茨城県延方、汐来等各地におこなわれた農村青年の平和討論会や講演会、長野県玉川村の平和問題世論調査、福島県飯豊、島根県富山村の平和署名運動などが行われたが、もちろん都市における平和運動にくらべると、なお全般的に活潑でないといえよう。平和問題は主として農村婦人、青年の運動としておこなわれているが、その組織としては、日農青年部（栃木県南犬飼村、佐賀県鳥栖町等）、各地の青年団、茨城県常東民主青年同盟等の組織があげられる。これらの組織は、平和署名、反戦映画の上映、社会科学研究会、読書会の開催などによつて、農村青年の平和運動の中心となつている。

第二章　日農統一派

第一節　全国農民大会と中央委員会

三月三日東京神田一ツ橋の教育会館において、日農統一派主唱の全国農民大会が開催された。参加地方代表約四百五十名、大沢日農副委員長司会のもとに開会、議長団に久保田委員長、山口常任、泉中央委員、野崎岡山県連合会長を推し、六〇余の議案を審議した。

議題の主なものは軍事基地反対の件、供米代金差押え反対の件、土地改良、災害復旧予算獲得の件等で、討論は、軍事基地化に反対し、農業と農民生活を守る具体的方策を中心におこなわれた。とくにこの大会には、共産党、社会党再建派、労農党、産別会議、特調労、印刷出版など、政党、労組の多数が代表を派遣し、日農主体性派、全農、平和委員会、部落解放全国委員会など多数の組織の代表者は激励の辞をのべ、広汎な労農共同戦線の光景を呈した。さらに日農主体性派大森事務局長の挨拶後、出席代表は日農両派の無条件合同を決議するなど、農民戦線統一への強い要望が表明されたことも注目をひいた。

日農統一派本部は四月一日、破防法に反対し、左の声明を発表した。

（声　明）

吉田政府は行政協定調印の結果として破壊活動防止法案その他弾圧法を閣議決定のうえ国会に上提しようとしている。全労仂者階級はストライキをもつて闘う態勢をかためつつある。政府は、

「破壊活動防止法案は共産党だけを対象とするもので、正常な組合活動を弾圧するものでない」として労働者の足並をきりくずそうとしている。

しかしわれわれは知つている。この法案は秋田県清水村、長野県田口村のように農民の供出や税金の闘争を弾圧し、農民運動の窒息をはかり、思うように予備隊や基地のために農地をとりあげ農民達を苦しめるための仕上げ法案であり、過去の歴史が示しているように戦争準備の法案であることを、従つて二、一ストに対する農民の支援と共同の少なかつたことを反省しているわれわれは自らの問題として相共に闘うことを声明する。

一九五二年四月三日　　日本農民組合総本部

第二節　日農統一派第六回大会

統一派日農第六回全国大会は八月二〇、二一両日、東京永田町小学校に開かれた。午前十時半、小原副委員長開会を宣し、議長団に菊池重作、河合悦三、米津源一氏を選出したのち、産別吉田議長はじめ各政党・労組・団体代表の祝辞メッセージをうけ、十二時資格審査の結果、代議員六二〇人中四三二人、大会参加農民代表一一六人の出席によつて大会が正式に成立したむね、審査委員長より報告があつた。

午後は、東北、関西、中国、九州、関東各地方の情勢と農民運動の現状について報告がなされた。のち再び民主団体代表の祝辞朗読にうつり、中国研究所長平野義太郎氏についで全学連副委員長妹尾昭氏の祝辞が読まれたが、その祝辞中の言葉が一部の代議員を刺戟したため議場は大混乱におちいり、演壇附近には乱闘さわぎが起つた。この間約一時間、問題の処理を運営委員会にうつし、ようやく大会を再開することができた。

竹村書記長より一般活動報告、福島会計係より五一年度会計報告があり、のち久保田委員長より五二年度一般運動方針の説明がなされた。久保田委員長は報告に先だち、大会を守りぬくためにとくに代議員の自重を要望するとの発言があり、情勢把握、闘争の目標、闘争の性格、組織問題について運動方針の説明をおこなつた。

はじめに長野県連渡辺代議員は執行部原案に重大な欠陥があるとの発言し、つづいて茨城、新潟、秋田、大分の順序で原案について賛否の討論を行つた。その要旨はつぎの通りである（日農統一派機関紙「農民新聞」第六一号による）。

〔長野代表〕　本部案には次の点欠陥がある。㈠労働者の破防法

反対闘争、メーデー闘争が農民にあたえた影響を正しくつかんでいない。(二)中富農が技術や土地改良にのがれみちをもとめているというのはあやまりだ。上中農層も米帝の支配と収だつの中で全国的に立ちあがつている。(三)農民闘争の現状を算術的に誤算し、その上に立つて方針を書くべきではない。労仂者の影響と支援をうけて闘つている全国の農民は、平和と独立をハッキリ意識したものとして闘つている。各地方の部分的闘争のこのような評価にもとずいて方針が書かるべきである。(四)長野における闘争も数限りなくあるが、その中で質的に高い方向を示したものとして南佐久田口村の闘争がある。敵の弾圧が集中したが、検挙者は帰るが早いか再び山林解放めざして闘いをはじめている。田口村の闘争を中心に小県、東筑、上伊那等全県的に農民は諸種の要求をかかげて闘争に立ちあがり、戦線の統一を実現している。(五)田口村清川の闘争のもり上りのカギは、封建的な部落機構を崩して、貧農、半プロをにぎつた点にあつた。国家権力、米日反動は、部落権力がくずされる瞬間、暴力をもつてこれを守ろうとすることを知るべきである。この封建支配は、山林支配と身分関係にある。地主は二畝の貸借関係でも利用して小作人を脅かし、支配している。貧農半プロは、山林を借りても、生活保護をとつても、どうにもならぬ。部落権力をとらなければならぬという要求こそがほんとうのものだということを知つている。(六)組織問題について本部案に反対。日農は綱領規約に従い支部をつくり、民主的に強化すべきだ。(七)方針書全体を通じて平和と独立の大事業は指導者がやるという思想があらわれている。貧農半プロが自分たちの力でどう闘うかを援助するという立場がわれわれの方針に貫かれねばならない。

〔茨城代表〕　長野代表の現実の闘争の判断は主観的である。第一に労仂者の闘争が大きい影響をあたえていることは事実だが、それをもつて農民闘争が激化しているとはいえない。階級対立は進んでいるが、農民が全面的に立ちあがるまでにはいたつていない。空白地帯は数多くのこされている。闘争の激化の状態とは農民各層のあらゆる要求をもとに統一的な闘争を組織し、その上に貧農の闘争がくまれている状態をいうべきである。農民の闘つている状態をあるがままに、率直に出し、どうくみ直し、国民戦線にたかめるか、冷静に討議すべきである。

〔新潟代表〕　木崎村予算二、八〇〇万円の半分が滞納され、水利費、保険費は二千数百万円ある。八〇〇戸農民の九割以上がこの重い負担に対し闘つている。この抵抗を背景に、反封建闘争を闘つている一部落では一四戸の農家の差押えをおい返し、警官隊の出動をくいとめた。これは一木崎のみの例でなく、全農村にいえることだ。木崎の土地の九九%は農民の手に入つているが、地主はあらゆる役について農民を依然支配している。この事実をどう評価しているか本部案は不明確だ。

〔茨城代表〕　本部案を支持する。農民闘争は激化しているというイセイのよい言葉は一時的には元気をあたえるかもしれぬが、本大会は日農一カ年の経験をげんしゆくに分析しその中から今後の方向を正しく導きだしていかなければならないのだ。労仂階級の闘争、とくにメーデー闘争のあたえた影響は本部案も十分評価している。農村収奪ははげしくなつている。各地の報告を忠実にメモにとつたが、九州の報告で、軍事基地、開拓地の闘争が具体的にどのように闘われたかが少しもものべられていない。量的に全国的に激化の状態にあるとはおくびにもいえぬ。農地改革後、米帝の収奪と支配のなかで農民の要求は複雑な、多様な面をもつて出ている。全村民の支持を受け、全村民の利益を守る闘いの中心に

農地改革により何との利益をえなかつた貧農半プロ層が立ちあがりつつある。この闘争の新しい質が量的に高められ、さらに質が深められる。これが激化した状態で、現在は新しい闘いを進めて行くための過渡期である。組織が弱化していることも事実だ。この事実を認めることと、日農の拡大強化ということとはいささかも矛盾しない。常東の上島村の山林解放のたたかいで一応の勝利はしたが、組織はできなかつた。上島村は常東の空白地帯である全国と大同小異だろう。闘いのなかで三〇名の五反―七反以下農民が増反期成同盟にかたまつた。しかしこれは日農ではない。同盟の幹部はこの大会にも来ているが、このような組織にいきなり日農の規約綱領をあてはめることはできない。これは私の日和見主義ではない。増反をかくとくくした後、闘争は土地改良補助金かくとくの要求が出て来、この闘いの中で新しい組織に発展しつつある。これは「日農の土台」、将来の日農である。この闘いの組織なしに日農の拡大強化はない。

〔秋田代表〕　常東（茨城）の諸君のように、私も日本の農民闘争が量的昂揚にあるとはいわぬ。しかし最近の鋭い農民闘争の内容を見ねばならない。採草地、山林解放、水利増反など、土地闘争はたんに経済的問題でなく、地主制度をなくする政治的闘争の性格が問題だ。生活保護の闘争はたんなる補助の要求でなく、アメ公帰れという占領制度に対する自覚した意識が問題だ。中富農層も陳情ではどうにもならぬと、われわれの戦線に参加を申しでている。これこそ農民運動の質的轉換であり、これを単に量的にのみ観て農民闘争に水をかけるような但し書きづきの本部案はあやまりだ。次に農民の一切の要求を阻んでいるのは地主である封建的地主に対する闘争こそ当面最大の目標だ。

〔大分代表〕　軍基事地反対闘争によつて二十数カ所の基地決定を保留させた大分県の農民闘争の事実から学んで、運動方針をつくるべきだ。

なお多数の発言要求があつたが、以上で討論を打切り、各県一名ないし二名の代表をだし特別委員会をつくり、ここで十分討議することにして第一日は終つた。

大会第二日目の運動方針特別委員会は、代議員二七名、本部側久保田委員長、大沢副委員長、山口、浜野、深沢、加藤各常任が出席、三浦秋田県連代表を議長にして午前九時より討論を開始した。論題は中央委員会および大会第一日で問題とされた四点、すなわち情勢評価、反帝反封建闘争の結びつき方、実力闘争、組織問題であつた。同委員会での発言要旨はつぎの通りである（前掲「農民新聞」による）。

（情勢評価）

〔滋賀代表〕　現在の情勢をすぐバクハツするほどとは思わぬが、不平不満の多くがグチの形で内訌しているのではなく、われわれの指導が正しくないため大衆の闘いが指導をのりこえて前進しているのである。坂田、愛知、蒲生、犬上、神崎五郡の水害からむ共済、苗よこせ、ホリドールよこせの自然発生的な農民の動き、電源開発による水源予定地永源寺村では、青年の銀輪部隊が一〇万枚のビラを流し、補償金ではしんぼうできず、測量をこばむ気持と動きが明らかな形をとつている。安土熊登川、桐原など四町村の四カ月にわたる供米ストなどみなこのことを証明している。

〔三重代表〕　情勢が大発展をしているとは考えぬ。しかし去年松坂市の農民が石九、〇〇〇円米価を要求して立上つたときも、われわれの予想をこえて大動員が行われた。またもとの農組活動家を中心とする失業者組合が国有林解放闘争をおこした時、飯米よ

こせの行動隊が営林署におしかけたが、町村長も一緒に行動した。われわれの組織工作や方針が正確に立てられるならば、展望は明るい。

〔久保田委員長〕　軍事基地のばあい反対要求はどこにもある。富士山ろくの演習地もたくさんの不平不満があり村長なども動いている。農民は、指導の力も弱いのだが、意識的積極的な運動にはいつていない。土地をとられる農民が動かなかつたところはほとんどない。大衆的な立上りを全国的にそなえてきているかどうかだ。山村の窮迫も身をもつて知つている。個々の動きは活潑化してきている。問題は平場でどう動きつつあるかだ。冠水苗の問題などではどんな状態のときでも動いている。また滋賀の動きをとくに大きな方向をもつたものとしては評価できぬ。

〔青森代表〕　北津軽郡嘉瀬村には二〇町歩の不耕作田がある。貧農半プロが日農の指導で「作らせろ」と村や県に陳情してもダメなので自分たちで作つてしまつた。不耕作田にもこれまで税金や割当がかかりこの分が村全体にかかつていた。耕作田になるとこの負担がへるので中農層も支持して田植を応援したり、署名運動をしたりした。この実力耕作に対して弾圧がきて田植の最中一四名がひつぱられた。しかしその後二〇名が動員され田植を終つた。この影響で隣り村にも同じ動きがでてきた。基地闘争では、同時に反封建反地主闘争になつている。たとえば波館予備隊誘致のばあい、予備隊や県の幹部がきて部落会をひらくが、部落の人人は秋本（教師）におさえられてろくに口もきけずに土地を売る判をおしてしまつた。熟地も原野も（秋本たちは原野を売る）みな同じ値で買われてしまう。部落では予備隊の残飯で養豚組合ができたが、秋本がその一括払下げをうけて組合員に売りつけている。このように搾取と支配は網の目のようにできており、これをつかねば基地闘争はもりあがらない。

〔福島代表〕　これまでの討論では情勢が熟しているが正しい方針がでていないといわれ、発火点という表現さえ使われた。これに対し方針書は、「グチ云々」と通俗的意味でないにせよいつておおり、正しい方針を入れる組織がないというよりも、むしろそういう情勢がないといつている。この点で方針書を反バクする実例を豊富にだすべきだ。

〔新潟代表〕　方針書に漁民問題をいれよ。

〔議長〕　方針書が、日農の運動が沈滞している第一の原因として、警察の弾圧を挙げていることが誤りであるという意見が一昨日（一九日）の中央委員会の討論でも強かつた。

〔山梨代表〕　南巨摩郡増穂村五〇〇名の耕作者組合の耕作権を守る闘争を警察が弾圧したが、抗議大会には三、〇〇〇名動員され町の警察署を包囲して五〇〇名が投石した。町会でも初めは投石はよくないと声明したが、最近は町警察廃止を決議した。弾圧費に三〇万円もつかつたというのが理由だが、ちかく投票できめることになつた。このことは農民闘争が弾圧によつてひるむものでないことを示している。

〔静岡代表〕　警察に対し何千名動員されたかが問題ではない第五回大会以後今日までの日農の状況については方針書に賛成だ。弾圧が先ではなく、農民が何によつていじめられ、何が敵だかわからないことが第一だ。昔の農民はなんで田をとられ、家をとられたかハッキリ身におぼえがあるが、今の人は知らない。そのためになかなか立ち上れない。農民組合のがつちりした指導がないことも大きな問題だ。

〔山口常任〕　警察の弾圧をまつさきにあげるのは修正するといい。

〔千葉代表〕　敵の機構をハッキリだせなかつたこと、権力をとる闘争という見地が欠けていたこと、日農内部の日和見主義思想と闘わなかつたことなど弱体の原因だ。

〔山口常任〕　第一は情勢評価の問題である。日本の植民地化の進行にたいし、平場、山村をとわず一般的に農民の窮乏化がすすんでおり、従つて闘争の発展しうる条件は熟しつつある。しかし一般的にはこれらが意識的に計画的にとりあげられていない。―こういう意味でわれわれは運動はいまなお沈滞期をぬけきつていないと評価したのである。軍事基地反対闘争、山林解放闘争についても、質的に今までよりも激しい闘争がなされてはいるが、全国的にみたばあい、部分的であると考える。

常東は今まで約一万町歩の土地解放の闘いをやつた。いわゆる昂揚期においては、①敵が虚脱状態にあり、②自作農創設特別措置法を一つの手がかりとして利用しえた。③われわれの力が相対的に強く敵の虚をつき得た、などの条件で大発展をみたのであるが、現在では闘争を意識的にくむのにより困難を感じている点は争えない。また、最近約一カ年近い間、四十余町村で一五〇件におよぶ闘争を行つているが、それらの闘争の規模は従前に比して小さく、土地闘争でも一時的に終る性質のものになつている傾向がある。いまだ十分に広い農民層の数多くの要求をとりあげるに至つておらず、縦に次々と闘争を展開するところにもすすんでいない。こうしたことはただやればよいということで済みはしない。それは運動の新分野である。この新分野に経験がうちだされ、その経験が系統化され、普遍化されなくては運動が沈滞期を脱したとは云えないと考えている。

第二に半封建性との闘いと内外独占との闘いとの関係についてである。私個人の見解としては、日農の原案の「統一的に闘われる」という表現は、農地改革過程での運動の反省が必要である。第二次農地改革は既存の小作関係にあつた耕作状態を基礎にしての自作化政策であつた。われわれは第三次農地改革を要求はしたが、第二次の量的な延長としてのものでしかなかつた。

しかし大切なことは、農地改革で土地の少いもの、土地のないもの、土地の少いものには何らの関係のなかつたという点であり、われわれはこれら農地改革を評価する必要がある。したがつて地主に保有地が残されているか、いないかという点からのみ問題をみてゆくことは部分的になる。この立場は民主革命のために特に重要であり、この立場によつて土地闘争からより一層農民の闘争エネルギーを汲みだせるであろう。と同時にそれにもかかわらず農地改革による農村の変化に目をおおうては ならないのである。かつては小作料問題と耕作権を中心に基本的に対立していたのが、現在ではこの問題の比重が変つている。さらに内外の独占資本が複雑に支配し収奪を強化してきている。

こうした事実に即して民主改革命すなわち革命的土地改革の闘いがすすめられなくてはならない。革命的土地改革をはばむものは地主であり、内外の独占資本である。革命的土地改革をはばむものは地主であり、内外の独占資本であるから革命的土地改革の闘いは単に直接的な対地主闘争によつて行われるものではなく、対独占資本の闘争が必要であり、かつ重要なものとなつている。このためには貧農を中心とした全農民の結集がはかられねばならぬ。

方針書にいわれている「農民の不平不満がグチの形で内訌し

ている」といつたことは次のような意味においてである。例として共済組合に対する闘争について説明しよう。この闘いにおいて災害補償の要求が基本的であり重要である。昨年相当の被害めあつた鹿島郡中野村では、村の組合が農民からあつめた掛金で県に支払つた金は一二〇万円であつたのに、県より村組合に払われた補償金は五〇万円にすぎない。そこでは五〇%の被害があつたにかかわらず三〇%の被害として天下りに削られている。この場合共済組合をめぐる農民の不平不満は充満しているはずだ。ここには要求が生れ、闘争がおこるはずなのに、部分的にはおこつているが一般化していない。こういう状態を「グチの形で内訌している」といつているのである。そして一般的にはそのままでは、補償の要求が出るよりは掛金の支払いをサボルという形になつてでる。そして問題について、その実情、すじ道、解決の方向などを知ると、そこで不満はグチから一歩すすんではつきりした要求になる。要求が明確になると、その解決のために行動が生れるのである。共済の場合農民の自覚がすすめば、補償要求、さらに発展して掛金の全額国庫負担、被害の全額補償の要求となつてくる。この要求は軍事予算反対に通ずるものである。土地改良についても同じことがいえる。土地改良は官僚とボスににぎられており、引きまわされている。土地改良の要求があるはずなのに、事実は下からの農民の要求を基礎として行われていない。そうした「反抗の気運内訌」の状態をつかむことが大切である。そういう意味で、この問題は情勢評価の問題であるとともに、他面では大衆運動の法則をのべたものでもある。このことは中国において要求の啓発化、要求の循還運動がやられている点も教訓的である。それはバク然たる反抗内訌状態にある大衆の要求を明確化するための運動だといえる。土地改良や共済の問題で、闘争が多く不正摘発に終り、基本的要求にもとずく行動に組織されることの少いのは、この点の理解の不足に基くのではないか。

以上が山口常任の中央委員会における情勢評価については説明要旨であるが、これに対しては、方針書の情勢評価は悲観的である、また植民地政策の理解が足りない（秋田）、地主対小作人の闘いを昔どおりやつている、この困難の中に立ちあがつている状態を悲観的に見るのはいけない（大分）、山梨県南巨摩郡の曙村では二、〇〇〇町歩の山林と村の要職にある佐野某に対し、共産党を先頭に襲撃をかけた。警察は二〇〇名を動員して調べたが大衆は工作隊を守つている。こうした動きが方針書にでていないから修正せよ（山梨）農民本来の敵は封建地主である。これに対し貧農半プロのにくしみをぶつつけることが民族独立の闘いである（大阪）、農村には土地所有は存在している、そこから顔役もでている。現在の農村支配はそれを武器として行われている、残された封建制度が実は占領制度である（長野）等等、本部案反対の意見が出された。しかし結局、討論の最終結論のでぬままで、大会討議にうつされたものである。

（反帝反封建闘争の結びつきの問題）

〔茨城代表〕　常東は農民の敵に対する方針書の規定を、基本的には正しいと考える。過去において常東は果敢な土地闘争をやり現在闘争の七割は土地闘争だ。しかもなお地主勢力は根づよい。三月以来いまなお闘つている涸沼干拓地は、干拓地主と県官僚が解放をおさえていたのに対し、四月から工作を集中、六二五町歩土地のない、または少い農民にわけろと要求して闘つている。また霞浦沿岸六〇町歩の干拓地でも、今農地法では解放できぬといわれるが、実力闘争で無償でよこせと闘つている。この間県農地課の一千数百万円の不正もばくろされ闘争は発展している。常東は

未墾地解放で民有林だけで六、〇〇〇町歩解放させた。現在でも巴で五九名の農民に四六町歩の未墾地を解放させる要求をだし九月一日の最終買収に入れさせる闘争をやつている。これらの闘争で、経営をひろげる要求は、おもむくところ地主にもぶつつかるが、同時に軍事予算で干拓、土地改良の予算をつぶす買弁官僚との闘争にもなる。われわれは地主の圧力を排除することを過小評価はしない。土地改良、干拓をふくめ地主だけでの攻撃ではすまぬ民有地のばあいでも、官僚との闘争はぜひいる。村税の問題でも、村条例は村内だけではきめられぬ。所得税は国全体のヒナ型に一・二%の巾があるだけだ。巨大独占資本の政策が権力機構を通じて村々につよく流れていることを忘れてはならぬ。反帝反独占資本闘争に反封建闘争が従属するとみるのでなく、統一的に——ことばの意味は正確ではないが——闘うということでいいのではないか。

〔千葉代表〕　闘いを統一的にすすめるという事は誤りではないが、これでは力を結集する方面がぼけてしまう。印幡郡富里村で六〇名の貧農が不在地主の山林解放を要求、農委も認めたが山持ちの村長も農委もそれから先はさつぱり進めない。彼らは入会権をおさえ、山林の脱税で得た金を貸す、農機具や土地の貸付でおさえ、このような支配で解放要求をおさえる。これが封建的反動勢力だ。貧農は土地が少い、土地の主人公になつていない、零細な経営だ、こういう事情が反動勢力のいいなりにさせるのだ。土地よこせ、未墾地解放ばかりが反封建闘争ではなく、土地改良、農業機械化などすべてが入つている。

〔東京代表〕　足立区では、農協、区役所、農委、水利組合、区議、都議すべて旧地主の一族でにぎられている。

〔滋賀代表〕　関西の平場地帯では新しい特徴として、地主富農勢力は土地を担保に金を貸し、利子を年貢の形でとつている。これは今の条件の中では封建的性質のものである。常東の意見は傾聴すべきだが、村民税は国で枠をきめており、村のボスとの闘争だけではだめだ。議会、村政、官僚すべて帝国主義の支配機構であり、その足場が封建的なのだ、政策全体が帝国主義の封建支配の方式なのだ。

〔長野代表〕　農民の生活の中で闘いをおさえるものが封建的な地主であること——いろいろな形はあるが封建制度があるかぎり地主の大小にはかかわりない、封建制度があるから闘えぬ。当面の打撃の方向は封建制度である。南佐久田口村の三年の闘争は封建制度を、紙を一枚一枚はがすように自分たちの手で破れるのだという自信をつくりながらくずしていつた。封建制を維持するものとして、大地主だけでなく保有地をなくしたものまで役割をしている。県庁、役場などに対する闘争をやつただけでは問題にならぬ。常東の闘争でもそうだ。部落に戻つて部落の封建制度の支配をたたきらねばならぬ。

〔秋田代表〕　占領制度は地主支配それ自体の形でででている。植民地化、ファッシズム化は、村では地主支配として現われる。農民本来の敵は内外独占資本だという方針書の規定はかつての分派思想だ。われわれの闘争の基礎は革命的土地改革をめざす地主その他一切の半封建勢力に対する闘いである。「統一的に闘う」というのではぼやける。半封建制度との闘争を基礎に内外独占資本との闘いをすすめるのが正しい。

〔北海道代表〕　革命的土地改革とは貧農が健全な土地を経営できるようにすることだ。

〔滋賀代表〕　革命的土地改革の内容は、土地要求だけではない。山を解放しても金なしには作れぬ。開墾もでき、牛馬も資金も農

機具も保証されるというのが内容だ。

〔長野代表〕　革命的土地改革とは、農民が土地の主人公になること、これは占領制度のもとでは不可能だ。しかも貧農は土地を求めている。貧農の要求をみたしつつ部落権力を一つ一つくずしながら闘うのだ。

〔静岡代表〕　われわれもかつて四八町歩のかくし田を摘発し、それに税金や道路分担金もかけた。それで農民は楽になつたか、少しも楽にならなかつた。われわれはどこに対し闘つたらいいか苦しんだ。農協、役場のボスか。かれらは村にいるかぎり、農委や農協、役場に入つていないと食えない。この連中の重税の割当て、還元米の不正、供出のゴマかしをつくだけで闘えるか。半封建機構をたたきこわせば農民の窮乏がすくわれるとは考えられない。

〔大沢副委員長〕　中央常任委員会で、私ただ一人が本部案の反対者だつたが、結論は出たと思う。独占資本と封建制の関係は主な対立点の一つだつた。ここでは村の地主的封建的勢力との闘いがみなさんの報告の中心だつた。独占資本はまつすぐにくるのではなく、村の地主封建勢力を支柱として支配と収奪を下ろしている。久保田委員長は地主は支配階級として独自性をもたぬと主張した。しかし地主は現に内外独占資本と同盟体をつくり、権力機構に入つているのだ。

〔久保田委員長〕　そうなると具体的な闘争は主として地主の社会的基礎を破ることにおかれ、山林原野に集約されてこないか。供出をゆがめる奴をなおすというのでは、昔のかくし田摘発闘争になる。全体をなおす闘争にゆかねば反帝独立の闘争にならぬ。あいつが一〇俵どうしたというのをつくのも必要だが、供米そのものをハネのけることが重点だろう。農民闘争の一番の根本は小作地山林原野の解放にあるというのか。

〔福島代表〕　残存封建制の背後の内外独占資本をつくというところまで反封建闘争を考えぬと労農同盟はできない。大沢君の説明にはそうとられる面があつた。平場の自作農と過小農の対立をどうするかの問題など、ちがつた土地闘争がおこつてくる。土地を失つた地主がなぜ支配機構にくいこむかといえば、内外独占資本の力によることはいうまでもない。

以上が運動方針特別委員会の討論要旨であるが、論題のうち、実力闘争の問題と組織問題は討論の主対象とならぬまま終つてしまつた。

さて第六回大会に提出された運動方針本部案をめぐる討論の中から、意見の対立は前記の通り四点に帰着することが明らかとなつた。第一の情勢評価の点については、本部案が、現段階の農民運動はなお一般的には沈滞の域を脱していない、と規定したのに対し、反対意見は闘争は激化し昂揚しつつあるとなし、また量的には昂揚していないが、部分的に質的に評価せねばならぬ闘争、すなわち村の封建制に対する実力闘争が生じているので農民運動は昂揚しつつある、と主張した。

第二の反帝反封建両闘争の結合の問題は、農地改革後の農村の生産諸関係と政治機構に対する見解の相違と結びつき、これに対し農民闘争の主たる目標をどこにおくかという基本的問題であり、討論でも最も白熱的に論ぜられた。本部案は「反封建闘争と反独占反帝闘争を統一的にたたかう」として、主たる闘争目標についてはやや不明確に規定していたのに対し、反対意見は、現在の農民闘争は主目標を地主勢力の打倒におくべきで、外国帝国主義の占領制度はすなわち地主支配体制の形で現われている。あるいは、独占資本の支配は村では封建的地主制の支配として農民を収奪しているというの

である。これに対し本部側の見解（大沢副委員長をのぞく）は、それでは農民闘争は結局山林解放闘争、山村工作運動に帰着する。運動はあくまで対地主闘争と、独占資本、官僚機構との闘争を統一的に遂行すべきだ、と反駁した。

第三の実力闘争の問題については、本部案では情勢の過大評価から、一部尖鋭な指導分子の一揆的行動に走ることをいましめ、具体的条件に応じて、公然たる大衆闘争とともに実力行動をなすべきであるとされていたが、これに対して反対意見は、現在すべての闘争は実力をともなう自衛行動なしには、弾圧によつて敗北し前進できないから、部落を中心に自衛組織をつくり部落の封建的権力機構打倒にすすまねばならぬと主張した。

第四の組織問題については、本部案は、地域により、農民層によりその要求にしたがつて闘争は多種多様であるから、その闘争の組織も多様である。この多種多様な農民組織をどういう新しい組織に統一してゆくかは未解決の問題であるが、ともかくこの多種類の「闘争組織の活動上の統一体」が日農の実体である、と規定した。これに対し反対意見は、日農は「原則として一定の綱領規約をもつ革命的大衆団体」として再建強化すべきだ。それは多様な闘争組織の戦線統一、強化のための中核体であるべきだと主張した。本部案が、日農は種々な闘争から生れた団体の協議会、統一的な農民委員会的な組織であるとしたのに対し、反対意見は日農が主核となつた他の農業農民諸団体と協議会をつくる等の形で統一戦線をつくるべきだと主張したのである。

要するに、右の四点を中心に、本部案は根本的に修正され、大会で決定された。なお右の諸点に関連して、修正決定案では、労農の革命的同盟の重要性、労仂者階級の指導下における農民運動の展開を強調し、また漁民との共同闘争の必要なことなど、合計一一箇所を修正追加し、特別委員会および大会で決定された（常東代表は反対。修正点は、原案の該当箇所とともに、後掲の「運動方針」について見られたい）。

なお本大会における運動方針決定について、「農民新聞」（前掲）はつぎのようにのべた。

農民本来の敵は封建的地主勢力であり、革命的土地改革を一般的要求として、農民運動は、労仂者の基本的な闘争の影響と主導のもとに、画期的な昂揚と質的な轉換を開始しだした。日農は情勢と敵をこのようにつかみ、組織的には雇農、貧農を主とする広汎な農民層の恒常的な革命的大衆団体として、農民統一戦線の中核体として再建強化をはかる、また闘争のなかで意識的に自衛組織を強化するなど、一一カ所にわたつて修正決定された新運動方針は、新執行部で成文化したうえ発表することになつた。

第六回大会は第一日のはじめ全学連妹尾副委員長が祝辞の中で、常東代議員の一部に「スパイ分裂主義者」がいるとのべたことから混乱がおこり、乱闘さわぎをひき起した。これは議員ならびに大会運営委員会によつて一時は落着いたかに見えたが、第二日目に常東代議員の多数が農林省に陳情に出向いたことから大会は特別委員会を招集し、激論のすえつぎのような決議を行つた。

（決　議）

昨日来の大会々場における常東一部の代議員のとつた分裂的行動はまことに遺憾であつた。その最高責任者として山口常任の反省を求めるとともにこの後、新方針のもとに共にたたかわんことを要望する。

一九五二年八月二一日

日農第六回全国大会

議案及び運動方針はつぎの通り。新執行部氏名は第六章「農民団体の現状」日農の項を見られたい。

（議　案）

一、軍事基地反対の件（提案本部）
　木村常任説明要旨。基地反対闘争は両条約、行政協定破棄、駐留軍撤退要求の政治目標を明らかにし、広い統一戦線で闘わるべきだ。闘争の主力は労仂者階級で、土地闘争を土台に、貧農を中心に農民を組織し、漁民とも共同し、労農同盟をきずくこと。多様な要求を統一し、駐留軍を動揺させる実力闘争を大衆をして、組織させ、基地内労仂者を組織し、とくに青年の教育活動を重視する。部落、村で反動勢力を孤立させ、統一前線を強化することが急務である。
二、戦争反対、ファッシズム反対の件（本部）小笠原常任説明。
三、土地改良災害復旧促進の件（本部）
　深沢常任説明。この闘争は軍事的ダム建設、軍事的綜合開発に反対し、平和的土地改良、災害復旧を要求したもので、結局再軍備反対闘争に通じ、一面農村の半封建勢力特権ボスの基盤をきりくずす闘いである。
四、米価、供出闘争の件（本部）
　浜野常任説明。基本的には供出による搾取に反対し、食えるだけの保有米と再生産を保証する米価を要求する。闘争の主要な場は村で、具体的には割当てに対する闘争で解決される村の闘いを基礎に全国的に発展させる。
五、未墾地解放闘争（本部）
　池田常任説明。

　以下は新執行部一任の議案
一、選挙闘争に関する件（神奈川）
二、アジア太平洋地域平和代表派遣の件（兵庫）
三、麦の共販運動について（山口）
四、水稲保温折衷苗代援助打切り反対、全額国庫負担要求の件（長野）
五、二化カイ虫防除対策、ホリドール輸入促進と防除費の国庫負担要求の件（兵庫）
六、鎌城山闘争十二被告に対する激励の件（大分）
七、東京軍港建設反対の件（東京）
八、労仂者秋季闘争支持の件（茨城）
九、大会の名で神戸地裁に英水兵事件激励の件（兵庫）
（以下略）

（日本農民組合一九五二年度運動方針）
――日農統一派第六回大会提出修正決定
一九五二年八月二〇―二一日――
＊本文中の傍線は修正部分。〔　〕内は当該部分の執行部原案を夫々示す。

一、内外の情勢について
(1)―(5)（略）
(6)　内外反動勢力とその手先吉田政府のわが国の農業、農民、農村にたいする政策の根本は、かれらの植民地化と、それと結びついた戦争政策の土台を古い封建的な支配と収奪に求めていることにあり〔尻ぬぐいをすべてわが農業と農民におしつけることにあり〕それは次のように行われている（中略）。
　再軍備のために農民の税金はますます重くなり、払えないで滞納すれば遠慮えしやくなく差押え競売をやりながら農業と農民生活を守るためにぜひ必要な土地改良災害復旧、治山治水、道路、学校、保健衛生などにつかう中央地方の予算支

出は減らす一方である。

また軍需生産と再軍備のための負担を国民に轉嫁するため運賃、電気料、肥料などの独占価格はどしどし引上げられながら、低賃金をいつそうひどくするために米の買上値段はいつそう低く押えつけるとともに麦は買い叩いて値段を安くするのに都合のよいように統制を外すし、野菜や果実その他の農産物は国民生活の窮乏がひどくなつたため値下りの一方である。

更に再軍備予算をふやすために外米への補給金をへらし更に外米輸入を少くするために内地米の供出はいつそう重くされ、そのために一部保有農家は削られ、労務加配米はなくされようとしている。

また平和産業が不振に陥り農業経営も行詰つたために、非農家、貧農農家の二、三男の失業状態がひどくなり、農家ではのかくされた失業者は九〇〇万をこすといわれ、そのための農家の苦しみはいよいよ深刻になつてきたが、戦争準備のために「安い兵隊と労働者」のいる吉田政府は意識的にこうした状態をつくり出している。

さらに年々ひどくなる外米輸入の困難と近づく戦争危機に備えるため吉田政府はいわゆる食糧増産五カ年計画を始め土地改良、病虫害防除、耕種改善などに補助金を出すことになつたが、これは一面では農民の革命化をおさえることをねらつたギマン策である。しかもわが国農業全体からみれば微々たるものであり、焦点をなす土地改良事業にしても年々の新規事業は一県で二つか三つ、それも結局は役人やボスの喰いものになつて農民は借金を増した上に改良ができるとすぐに供出と税金をうんと増してくるというやり方である。

(7)　更に米日反動勢力と吉田政府はその恥しらずの戦争政策の一環として積極的に反動勢力、地主勢力を強め村役場をはじめ農業協同組合や農業委員会その他の農村での支配と収奪機構の買弁的強化をはかり、これらを通じて農村を戦争協力態勢に導こうとしている。

農地法を改悪して小作人の立場を弱くし三反歩以下の貧農の土地獲得を禁ずる反面、金のある富農や旧地主が土地を買い易くして再び地主になる希望をいだかせる道をひらいた。

地方自治法を改悪して町村役場を府県の下請機関にすることを計画しているのみならず、既に今までは事実上町役場は完全に税務署の下請機関になり、徴兵事務所になり、供米事務所にしてしまつている。さらに農協や農委は農協再建整備や農業団体再編成で、政府と大資本の農民のさくしゆの完全な下請機関と化している。しかも一方では自治団体も農協も経営はますます苦しくなりこれをきりぬけるためにますます下請機関化し、買弁化してきている。その他消防団は警察の補助団体にされ、青年団や四Hクラブや婦人会は、アメリカ式の反動的戦争教育の実施団体にさせられ、戦時中の隣組や部落農事団体までが復活され始めている。

(8)　内外反動勢力によるこのようなひどい収奪と圧迫が、わが国農業の荒廃と農民の生活破たんにいつそうの拍車を加えさせてきたことはいうまでもない。すなわち未復旧の災害農地は年々増える一方であり、秋落水田や強酸性畑はますます多くなり、風水害や病虫害は年々ひどくなるばかりである。経済的にはひどい金詰りが全農村にゆきわたり、大多数の農家経済は破綻に瀕し、貧農はプロレタリヤ化し、貧農や農家二、三男は大部分が失業者化しその総数は九百万をこえ、生

活の苦しさから土地を売り、子女を売る農民がふえ、しかも借金と税金の滞納はふえるばかりである。

農家経営のこの様な破タン状況のなかで、特用作物地帯その他ごく一部では、例外的に経営の発展を示している富農も見られるが、それも一般的には、生産力の発展という本来の姿のものではなく、多くは内外反動勢力の農民収奪に寄生し便乗し、反動化するという姿のものにしか過ぎず、大多数の中富農層は低農産物価、重税、高物価などの重圧によつて没落の一途を歩み、名目上の土地所有権しか与えられなかつた「農地改革」や、技術改善、協同組合による経済的向上の夢からさめ、新たな闘争に立ち上らざるをえなくなつている。「大多数の中富農層は技術、土地改良、災害復旧等に逃がれ道をもとめており」内外反動勢力はこれにたいして「を利用して」一面では戦争危機にそなえての食糧増産のため、他面では農民の革命化を防ぎ、同時にボスの買弁的育成のためにいわゆる食糧増産五カ年計画で、土地改良、病虫害防除等に僅かばかりの補助金や貸付金を流す政策をとつているが、それすら再軍備政策の重圧で縮減されそうになつてきており、従つて小生産者としての農民の多種多様な改良主義的な要求さえもが直ちに再軍備戦争政策と対立するという特徴的情勢があらわれてきていることは注目に価する。

(9)　米日反動による農業の破壊は経済的に農民を収奪することでだけ行われるものではなく、それは村や部落の封建的な政治力と結びつき、これをテコとし強化する形で行われている。この力があればこそ売国自由党その他の保守反動の政党は国を売り、民族を売つている政党でありながら、選挙で勝つのはこの封建的な力を支えとして選挙では強制的に投票させているからである。

国会から部落常会、隣組に至る迄暴力的に支配することができるのである。これに反対するものには「村八分」、「水止め」、「山林原野の入会禁止」、供米、税金、寄附の強制取立をやることができる。

更にこの力は独占資本家と強力に結びついているため、軍事基地や軍需工場への動員の役目を果しているのみではなく米帝や資本家の要請に応じて村における最も弱い中貧農的な階層の中からこれを選んで、これを送りこんでおり、工場や基地における職階制の封建的な支配と結合し、労仂組合の分裂、弱体化と共にスト破りの要員として訓練している。

この政治的な支配力はどこから生れているか、いうまでもなく土地が地主的な封建的仕組で温存強化されているからである。

(イ)　国有、共有、私有の山林、原野、水利権、漁業権などの独占的支配。

(ロ)　部落の身分制、請負賃金制などの封建的責任制などの封建的な階級関係等の温存。

(ハ)　裁判所、警察、税務署、県地方事務所、村当局等の権力機関の地方官僚とのつながり。

(ニ)　その他防犯協会、消防団、赤十字、婦人会、公民館、四Hクラブのスパイ網。

(ホ)　地方の銀行、鉱山、私鉄、電気、繊維の投資又は酒造、高利貸資本としての独占資本とのつながりなどが、この政治的な支配力となつているのである。

(10)(イ)　このような農業と農民生活の破壊の進行に対し静岡県志太郡の供米反対運動や福岡県の供米ゼネスト宣言等にみら

れるように明らかに内外反動勢力に対する反抗を示し結局はボスや官僚のゴマカシに翻弄されながら、尻つぼみに終つた場合でも全国各地にて行われた多種多様な自主的農民闘争の場合でもそこに示された農民大衆の動きは極めて根強く、しかも何れも内外反動に対する反抗心が底流となつている点は充分注目に値する。

(ロ)　さらにボスの引きまわしや陳情運動でゴマカされず農民自らによる自主的闘争も、全国的に既組織、未組織を問わず広く行われ、これらの自主的農民闘争にみられる特徴は第一にその闘争目標が多種多様であり、従つてその規模や形態や方法もこれまた多種多様に複雑となつているが、それらの多くがすこぶる根強い動きを示しており、それらは闘争の深化と拡大の方向をあらわし運動の重点が著しく下層民に移つてきており、従つて秋田県清水村、長野県田口村の闘い等にみられるように、官憲の弾圧に対しても根強い抵抗を示していることである。

(ハ)　昨秋米統制撤廃反対以降の供米闘争においても、その敵にたいする自覚の如何を問わず各層の要求が自主的行動になつてきたこと。例えば供米割当会議における農業委員の退場全国的な町村長、農協組合長迄をふくめた減額補正、減税の闘争そしてこの中から貧農中心の『米よこせ』闘争が発展している。

(ニ)　内外反動のファッショ的抑圧の強化という困難な事情の中で農民は決して後退せず、軍事基地化反対のような、困難な闘争においてシレツな実力抵抗が闘われ部分的な勝利さえかちとり、そしてこれが、農民運動全体の意識を変えつつある。

(ホ)　反抗の中から農民を支配する封建的関係、特に地主的土地関係が明かになつてきており『山林解放』や『土地取上反対』だけではなく「米よこせ」、「職よこせ」、「税金棒引、金よこせ」などあらゆる切実な要求と闘争を通じて地主勢力に対する「土地よこせ」の基本的な要求と闘争がたかまつてきてこの闘いの中で貧農の主導性が発揮されだした。これは労仂者の基本的な闘争の影響の下に農民運動の画期的な昂揚と質的な轉換が始つたことを示している。

(ヘ)　一切の闘争が政治闘争となり、秋田仙北清水村、長野南佐久のように部落、村の権力が崩壊されようとしたところでは、直接国家の暴力機関が出動し、旧来の闘争形態だけでは不十分になつてきて、実力闘争によつて統一戦線が支えられている。

(ト)　このような情勢の中で闘いを通じて日農は貧農を中心に再建強化の方向に進んでいる。これに対しボス的な談合、陳情、政府の政策便乗のやり方しかできない他の農民団体はつぶれており、その下部は日農とともに闘わざるを得なくなつている。

(チ)　しかし全国的にみるとこれらの自主的な行動が起つているにかかわらず、それぞれの地域の具体的な目標が明らかにされない所にこれらの闘いが、大きな力にならない弱点をはらんでいること、日農活動の立ち遅れにあることを自己批判せねばならない。とくに労農同盟なくしては農民運動の意識的な発展と農民戦線の統一はありえないことが明らかとなつた。

(リ)　このような農業と農民生活の進行にたいしすべての農民の不安と不平と不満は、著しく高まり、明かに内外反動勢

力に対するバク然とした反抗をあらわしてきている。すなわち静岡県志太郡の供米反対運動や福岡県の供米ゼネスト宣言等にみられるように、結局はボスや官僚のゴマカシに奔弄されながら、尻つぼみに終つた場合でも、各国各地にて行われた多種多様な小規模な自主的農民闘争の場合でも、そこに示された農民大衆の動きは極めて根強く、しかもいずれも内外反動に対するバク然たる反抗心が底流となつてきている点は充分注目に価する。

さらにボスの引きまわしや陳情運動でゴマかされず、農民自らによる自主的闘争も全国的に既組織、未組織をとわずかなり広く行われているが、これらの自主的農民闘争にみられる特徴は、第一にその闘争目標が多種多様であり、従つてその規模や形態や方法が、これまた多種多様で複雑になつてきたことであり、第二にそれらの多くが頗る根強い動きを示しており、それらは闘争の深化と拡大の萠芽をあらわしている。だが、いずれも闘争の規模が比較的小さく、且つ第五回大会での評価であつた孤立分散性は充分に克服されていないことであり、第三に運動の重点が著しく下層農民にうつつてきており、従つて秋田県清水村、長野県田口村の闘い等にみられるように、官憲の弾圧に対しても根強い抵抗を示していることである。

しかし、全国的にみると農民大衆の不平と不満とバク然たる反抗気運は著しく高まつてきたが、その多くはグチの形で内訌しており、更に一歩進んでハッキリした具体的要求、ないしはそれにもとずく公然たる自主的大衆運動となるまでには成熟していないのが実情とみるべく、特に内外反動の農民大衆に対する弾圧とデマと分裂政策が著しく強化され且つこれと結合せる農村内における反動的、地主勢力が著しく強化され、買弁化されてきたため、農民大衆の闘争への立上りは、具体的に一層困難になつてきている。」

このような情勢のなかで、わが日農以外の農民団体、すなわち日農主体性派、全国農民組合、全国農民連盟、全国開拓者連盟などの諸団体が実質的には、ほとんど解体の状態で一部少数のボス連中だけのカタマリと化し、その運動も表は口先だけのハッタリや陳情で農民大衆をゴマ化しながら、裏では、官僚や、農協ボスと結託して、補助金などに寄生する全くのダラ幹団体に堕落している事実は注目に値する。

ただ僅かに、日農主体性派の一部の良心的分子が、その間で動揺を示しており、総評を中心とする労仂者階級の力に励まされて闘う農民組織の再建の方向をたどろうとしていることを見落してはなるまい。

以上のような農村の情勢と農民の動向とを、われわれはどのように評価するのが正しいか、農業と農民生活の破壊がずつとひどくなり、これに対する不平不満と反抗意欲が高まつている事実よりして、大規模な自主的農民運動を、飛躍的に発展せしめる客観的可能性は、はるかに大きくなつてきている。

しかし、それらの農民大衆の不平と不満と反抗闘争が未だ大衆的に統一結集されるまでにいたつていない。内部に多くの矛盾と弱点をもちながらも内外反動勢力の農民支配の体勢と地主的反動勢力が著るしく強化されているのに反して、或はボスの引まわし陳情に終り、又は孤立分散的に行われている多種多様な自主的農民闘争を統一し、大規模

に拡大していくための主体的勢力が未だ充分に結集されておらず、著しく立遅れている事実を率直に認めねばならない。

このような具体的条件を冷靜に現実的に把握し、評価することなく、徒らに情勢を過大評価して、現実に農民闘争が大発展を示しているように考えたり、また一寸火をつければ容易に農民大衆が立ち上る情勢になつていると考えたりすることは、却つて今後の農民闘争の発展を妨げるものである。

われわれの運動はますます近くかがやかしい展望をもちながらも、いまやいつそう大きな困難の前に立つているのだ。」

二、日農の現状とその欠陥

(1) この様な内外の情勢の下において、わが日農の運動はいかなる状態にあるであろうか。残念ながら闘争も組織も極めて不活発であること〔振わず、全体としていぜん沈滞していること〕を、率直に認めなければならない。われわれは昨年七月の第五回京都大会以来〔において正しい画期的な新方針を打ち立てることが出来たのであるが、あれから今日まで〕約一カ年間茨城県の常東や長野の南佐久をはじめ、新潟や山梨や栃木、兵庫や島根などの諸県において部分的には〔新方針を生かした〕立派な闘いを展開しており、しかも闘争の質の発展と統一への要求がみられ、又この闘いでは全農民に大きな影響を与えている。〔しかし、それも一般的にいつて局部的であつて、全国的に発展する動きを示しておらず〕しかし全国的にみて今日わが日農が組織されて実際に闘つている農民は増加しておらず、大部分の組織が眠り込んでいるか事実上崩れてしまい、また県連などの機構そのものまで失われてしまつたところも決して少くなく、広い空白地帯は手もつけられていない実情である。

(2) 内外反動勢力と吉田政府のさくしゆと圧迫が激しくなり、農民大衆の不平不満が著しく高まつているのに、わが日農のこのような立ちおくれは、われわれの政策と組織活動の欠陥にもとずくものとして真剣に解決しなければならない問題である。

(1) 農民大衆が要求をつらぬこうとして実際に闘う場合、例外なく地主とその同類のボスどもに抑圧妨害され、これと衝突せざるをえない。しかも、これは決して偶然ではなくて、日本の農村に強固に残つている封建的な支配と搾取の関係を示すものである。

したがつて農民の主要な敵は、独占資本、官僚と結合した封建的地主勢力であり、これを粉砕し、革命的な土地改革を闘いとることなしにはその解決はありえない。

この点を明確にせず、農民の主要な敵は内外独占資本であると規定したことは、農民を闘いえなくさせ、また現に封建的地主勢力と闘つている農民大衆の経験と一致しなくなつたのである。

(2) 前記のことから、貧農を中心にするといいながら、実際には中農中心の立場にたち、農民闘争の原動力である貧農の革命的エネルギーを評価することができなかつた。したがつてすべての農民の苦難と要求がゴマカシの農地改革にたいする封建的な土地所有の温存から発していることを理解せず、あらゆる闘いを革命的土地改革の方向へ導くことができなかつた。

(3)　組織方針が明確でなく、『貧農を中核とする全農民の統一体』と規定し、多様な農民の要求によつて闘うカンパニア組織の統一戦線体が日農の実質であるとしたため、革命的大衆団体としての日農とカンパニア組織とを混同し、統一戦線の核としての日農組織を再建強化することをおこたる傾向が持ちこまれた。

(4)　悪質な左右の分裂主義者、社会ファシスト等が完全な敵の手先と化し、官僚、ボス、地主的反動勢力と結合して、農民闘争の妨害と農民戦線の分裂策動を行つているのに、これをバクロし徹底的に闘うことをしなかつた。

(5)　本部が大衆の闘いから遊離した要素によつて占められており、しかも真剣に農民大衆に学び、これに服務するという態度にかけていた。そして日農全体も、仂く農民を基礎として真に民主的に組織され、運営される点で欠けるところがあつた。

(6)　本部から適切な政治的指導がなされなかつた。たとえば米日反動が刻々と打つてくる戦争のための農民収奪と抑圧の諸政策にたいし、遅滞なくその本質をバクロし、闘う方向を示してこれを農民大衆に徹底させる努分が欠けていた。特に労農同盟の重要性を理解せず、労仂者大衆のいくたびかのゼネストや英雄的なメーデー闘争に際しても、真剣に農民に訴えることがなされず、ほとんど手をつかねていた実情である。

このことは、この期間の『農民新聞』の編集方針にもつとはつきり現われている。

われわれは、これらの欠陥を克服して新しい方針によつてわが日農の画期的前進を開始しなければならない。

〔なぜわが日農の運動がこのようにひどい沈滞に陥入つているのであろうか。これは、われわれが最も真けんに反省してみなければならない問題である。以下その主な原因と思われるものを挙げてみよう。

第一に客観的条件の変化についていえば警察の弾圧がひどくなつたことはもとより、役場や農協などが完全に農民いじめの機関であることをロコツにし、更にこれらと結びついてボスや地主などの反動勢力が著しく強くなつてきたのと、また農民の側からみて、昔の地主対小作人の闘争の時代とは全くちがつて、内外反動のさくしゆと支配のやり方が非常に複雑になつているために、農民は多くの不平不満と要求をもちながら誰が農民いじめの本当の敵であり又これと闘うのはどうしてやつてゆくのか、実際の方法が判らず、そのために容易に闘いの腰を上げにくくなつたという事情である。

さらに日農主体性派、全農連、開拓連等の農民諸団体に巣くつている悪質な左右の分裂主義者、社会ファシスト等が完全な敵の手先と化し、官僚、ボス、地主的反動勢力と結束してデマとハッタリと陳情活動で農民大衆の自主的闘争への立上りに対して悪質な妨害と分裂策動をいつそうロコツにやり出したことも見落し得ない。

第二に、わが日農の側にこれらの反動攻撃をはねかえして諸々の要求をもつ農民大衆に敵の正体を実際に判らせ、それぞれの要求をどう闘つていけばよいかという実際方法をハッキリ示してやれる日農独自の機能が弱く、またそれのやれる有能な農民活動家や、経験に富んだ農民指導者が少く、しかもそれらの人々の力を結集できなかつた点である。だが決し

てそれだけではない。さらに深くわが日農の陣営に組織や方法の上で多くの欠陥や混乱があつたのであり、これらを充分に克服出来なかつたことこそわが日農の力が足りなかつたことの真の原因であるのである。以下これらの欠点や混乱の主なるものを挙げて反省してみよう。

第三に個々の闘争に当つて、農民の実情や実際の要求を充分具体的につかまず、また周到にして辛棒強い闘争計画を持たずに、上ずつた独りよがりの観念的指導が行われた事例が非常に多かつたことである。ごく初歩の生活的要求をもつて立上ろうとした農民に、いきなり、程度の高い、しかも観念的な政治宣伝をやつたり、スローガンを押しつけたために、農民がせつかく立上つたところへ、水をぶつかける結果に終つた事例は多数にある。

個々の場合における闘争の条件を、充分具体的につかみ、正しく評価せず、従つてまた、敵の政策に対する確信のある態度と方針をもたず、ただ徒らに焦つて主観的な情勢の過大評価をやり、ために、目標と現実とを混乱し、一つ一つの問題を着実に解決することを怠ることは、大衆闘争の最大の禁物であるが、実際には残念ながら、わが日農にそうした事例が頗る多いことを率直に認めねならない。

第四に、これもまた、観念的なやり方の誤りの一つであるが、過去一カ年の実際に行われた闘争の実情をみると、軍事基地、税金、供出、寄附、農地、山林、採草地、開拓、干拓、土地改良、治水道路、水利、災害復旧、共済、失業、電気、肥料、農協、村政、各団体など、今までとちがつて、闘争目標が極めて多種多様になつており、これは内外反動の農民さくしゆが、きわめて複雑になつており、それにつれて農民の現実の要求が、多種多様になつたことの必然の現われであり従つてまたこれらの諸闘争は窮極において総て平和と独立の闘いに通ずるものであつたにもかかわらず、われわれは多くの場合においてこうした闘争の変化とその意義を充分具体的に理解することが出来ず、そのために一面では貧農半プロには土地と仕事よこせ、中農には、税金と供出反対というような従来ありきたりの一般的な闘争目標を、観念的に持ちこもうとしていたために、農民大衆から浮き上り、また他面ではこれらの日常闘争を実際に平和と独立の闘争にまで高め、統一することを充分なし得ずに終つたのである。特に土地改良、災害復旧、治水、道路などの闘争はそれが農民の切実な現実的要求であり、同時にこれ等の闘争は、窮極において再軍備か農業改革かの闘いになる点を充分に理解し得ず、従つてその推進のために必要な実務的な知識や方法をなんら把握することなく、相変らず全額国庫負担やボスの不正摘発の空宣伝だけに終始しなんら実際の闘争を展開し得なかつたことは充分反省すべきであり、辛うじて常東その他で、この闘争を正しく取り上げて展開することのできたことは、一般にも充分に学びとるべきであろう。

第五に、組織の点で多くの欠陥をもちながら、これを充分に克服し得なかつた。われわれは第五回大会における新組織方針として、内外反動と闘うためには『わが日農を旧い小作人組合から貧農を中核とする全農民の大衆的統一体に発展せしめなければならない』ことを決定しながら、実際にはこのような新しい大衆組織が具体的にどのようなものになるのか又どのようにして再組織するのかなどの問題を全国的に殆んど理解し得なかつた。さらに同じ方針のうちに『農村活動家

集団』を組織してこれを闘争と組織の拠点とすることを決定しながら、実際にこのような集団をいかなる人々をもつてどのような形態に組織するのか又この集団をどう仂かせるのか更にこの集団を日農の基本組織とどのように結びつけるのか等々の問題を充分には解決し得なかつたのである。さらに有能な農民指導者と農民活動家の大量養成という緊急な課題についても大した仕事をやる事が出来なかつた。これらの諸問題についても、南佐久や常東においてそれぞれ形はちがつているが、新組織方針を生かした画期的実践が行われて成功を収めていることは充分に学びとるべきだ。

第六に労農同盟、農村青年運動、農村婦人の闘い、在村商工業者との提携等の推進は現在の情勢の下では農民運動の上からも、国民運動全体の上からも極めて重要であるにもかかわらず、われわれの実際活動の上では依然として大した努力も払われず、見るべき成果を挙げることの出来なかつたことは改めて深く反省しなければならない点である。」

三、当面の活動方針

過去一カ年間の、わが日農運動のの諸欠陥を克服し、諸成果を生かし、新しい内外情勢に即応して、今後の農民運動を飛躍的に発展させるには、われわれは次のような方針のもとに精力的に活動しなければならない。

(1)「民族の独立」、「半封建制との闘い」、「独占資本との闘い」のわが日農三大綱領はいぜんわれわれの闘いの中心的方向として守られねばならない。

(1)　第五回大会において『半封建制との闘い』は『内外独占資本との闘い』に従属すると規定したことは誤りである。マッカーサーの『農地改革』はごまかしの農地改革であつた。悪質な分裂主義者は、この農地改革を高く評価し農村における地主勢力の弱化を強調するが、この改革は今迄農村を支配してきた寄生的地主勢力を土台として農民をしぼりあつた。しかも農業の発展と農民の経済にとつて欠くことのできない広大な山林原野、水利は昔どおり寄生的な地主勢力とその同類のボスに握られている。内外反動勢力はこれらの地主的、半封建的な勢力を土台として農民をしぼりあげ、戦争政策をおしすすめているのである。このように農村の地主勢力こそは、独自の階級的地位を保ちながら専制官僚と結び、内外独占資本の強力な同盟者となつて農村における占領制度のささえとなり、これをつよめる機能と役割をはたしているのである。

だから内外独占資本が農民の敵であることはいうまでもないが、しかしその基礎となつている地主勢力こそ農民にとつて本来の敵である。この点をはつきりと確認することが重要である。

われわれはいま農民解放の大事業をやりとげようとしているのであるが、この事業は農村の地主勢力と封建支配を徹底的になくして、民主的な自由をかちとることなしには解決できない。これこそ当面の民主革命の歴史的任務である。だからこそ労仂者階級も民族解放民主革命の指導者として土地問題を革命的に解決するために闘つているのである。

この歴史的任務を解決するために闘いを進めるなら、農村における占領制度の土台は失われ、占領制度そのものの存立強化も困難となるであろう。すなわち『内外独占資本』との闘いは『半封建制』との闘いを基礎として進める

ことが重要なのである。この闘いなしに農民の平和と独立の民族的な闘いを発展させることはできない。

(2)　ところでこの闘いを進めるに当つて次の点を注意しなければならない。現在各地で基地、山林、開拓、水利及び漁業権などの解放闘争その他いろいろな日常要求をめざす闘争が進められているが、これらの闘争と地方、村、部落内の封建勢力にたいする闘いを結合しなければならない。しかもこれらの闘いの中で、プロ貧農の政治勢力を強めるために努力しなければならない。もしもこの勢力が経済主義的な状態にとどまるなら、経済的要求さえ勝ちとれないだけでなく、闘う統一戦線をつくることはできない。

(3)　他方広汎な農民層の要求は階層的にも地域的にも種々様様である。だからこれらの要求は、いずれも根本的には地主的な土し矛盾するものが多いが、地制度、これを基礎とする米日反動の掠奪、圧迫に根ざすものである。だからこれらの様々な要求をめざす闘いも根本的には封建的な土地制度にたいする闘いである。われわれはそれぞれの事情と条件に応じた方法によつてこの根本目標に向つて発展させねばならない。しかも現在これらの要求と行動が政治的に統一される条件が熟している。

(4)　水利その他、地主制度の支配に対する闘争と共に、特に重視しなければならないのは、国有、公有、社寺有、私有等の林野に対する寄生的土地所有制度を徹底的に解放する闘争である。わが国での山林の重要性は、中国その他の場合と違つている。即ち山林全体が農業ばかりでなく、国民全体にとつてなくてはならぬものとなつている。まして農業と農民経済にとつては、山林原野を農民に渡さずに農地改革を論ずることはできない事情にある。山林は農業水利の源泉であり、家畜の飼料、薪炭、採草など農民の日常生活の必要品を与えるものであつて、これなしには生活できないといつてもいいすぎではない。現在山林解放闘争が軍事基地反対闘争と共に最も烈しく実力でもつて闘われている理由はここにある。この闘争をもつとも広い大衆的な基礎の上にたつて、一層大規模にすすめ、自衛組織をともなう革命闘争に発展させる必要がある。

今までの山林解放闘争は、相当模範的に行われた場合でもせいぜい共同管理、実力伐採、立木の払下げに止つている場合が多い。これでは真の解放闘争とはいえない。

山林解放を真に革命的なものとするためには、さらに一歩前進させねばならない。すなわち農用林野採草地を農村労働者、失業者、貧農をはじめ農民に木立その他と共にただで分割し、これらの土地所有権を個人の所有に移すために闘い、この実力闘争を中心にして広く農民の統一戦線をつくる必要がある。

(5)　わが国の漁民は多く半農半漁民であつて、農民と同じように封建的な土地制度、漁業権、免許料などによつてがんじがらめにしめつけられており、漁業労働者は封建的な歩合制によつてひどい搾取と圧迫のもとにおかれている。九十九里、銚子には今なお納屋制度が残つている。

アメリカ占領制度は日米加漁業協定により北洋、北米、加州沖並にソ同盟中国沿岸から日本の漁業をしめ出すと共に実弾射撃場、防潜網、防衛ラインなどで漁場をつぶし、漁獲高を激減させ、中小資本を含めた全漁業、漁村を破滅させ、大きな国民運動として反対運動がおこつている。漁

民と農民が共同して闘う条件は熟しているが、従来わが日農は漁民の闘いを全面的にとりあげず、地方的な闘いがおこなわれただけであつた。われわれはこの点を深く反省して漁民の闘いをとりあげこれと共同して闘うために大きな努力をはらわなければならない。

(6)　さいごに最も重要なことは、わが農民運動の中に労仂者の指導する労農の革命的な同盟をつくりあげるという原則をはつきりとうちたてることである。労仂者、農民の共同目標である民族解放民主革命の中で、基本的な指導階級は労仂者階級である。これはメーデー、ゼネスト以来の労仂者階級の闘争によつて証明されている。労仂者階級はその闘争の実践の中から、自分達の封建的な賃金、どれい的な職制のキソが農村の半封建制にあることを知り、革命的な土地改革のために闘つているのである。

現在わが国の民族解放の問題は一面において、農民の真の解放の問題である。そして農民解放の主な内容は地主的土地制度の完全な撤廃である。しかし農民問題がそのまま民族問題ではない。民族解放の問題には一般市民、中小企業、民族資本家等の他の多くの問題がふくまれているからである。だがわが国人口の半ば近くを占める農民が土地革命の歴史的要求の闘いの中で民族解放闘争の基本的な勢力となつたのである。

アメリカ占領者と、内外独占資本は地主勢力と同盟していつわりの『農地革命』により、地主制度をのこして農民を苦しめている。したがつて地主制度撤廃のための闘争は当然、占領制度反対、すなわち民族解放闘争と結合し発展する。ここに労仂者階級の指導の下に、民族解放闘争の主力としての農民の革命的役割がある。

(1)　第5回大会において『半封建制との闘い』に従属すると規定したことは誤りである。実際には『内外独占資本との闘い』は『半封建性との闘い』と統一的に進めることが肝要である。それはわれわれの本来の敵である内外独占資本の農民に対する収奪と支配は、村役場や農協などをその出先機関化して行われ、そこには一部少数の買弁的特権ボスが寄生するのである。労仂者、農民の共同これらのボスと今なお根強く残つている地主的勢力はかたく結合して、農村における買弁的支配力を保持していると同時に、反面においては地主的勢力そのものも昔とは違つて内外独占資本主義の農民収奪と結合し、その保護によつて自らの地位と生活を維持することを得ているのが実情なのである。大事なことはこの二つの闘いを頭の中だけで区別だてをして、どちらが当面の運動の重点か、またどちらから闘いの手をつくべきかなどと主観的論議にふけることを止めて、それぞれの場合の具体的条件に応じてこの二つの闘いを統一して進めることである。

(2)　われわれの闘いの最高目標は諸々の農民大衆の要求と行動とをすべて「平和と独立と民主主義」への民主的闘いに高め統一することであるが、われわれの敵である内外独占資本とその手先の吉田政府の政策が講和発効を契機として公然と、その占領制度を永久化して、日本を完全な、米国植民地と化し、その上に日本全土を軍事基地化し、大規模な傭兵再軍備を始め、そのために破防法の制定その他により公然たるファッショ支配を実行しはじめており、このことが今日の深刻な日本農業の荒廃と農民生活の破綻の直接

の原因となつているのだから、平和と独立と民主主義への闘いは現実的には敵の植民地化と戦争政策の最重点をつく次の諸目標への闘いとして行われることが肝要である。

(イ)　略

(ロ)　平和憲法を守り、軍事基地、再軍備、徴兵に反対すること。

(ハ)　産業の軍需化、経済の戦争化、財政の軍事化に反対し平和産業の拡充、農業開発、中ソ貿易の発展を要求すること。

(ニ)　ファッショ支配とくに破防法に反対し、言論、集会、結社の自由とくに農民運動の自由を守ること。

(ホ)　既耕地のみでなく、山林、国公有地、原野、遊林地の全面解放の実現。

(3)　このような闘いを有効に進めていくためには、前大会で確認された組織原則、すなわち一部少数の買弁化された特権ボス、大山林地主等を除き、貧農、半プロ層を中核として全農民大衆をわれわれの陣列に獲得することを、それぞれの場合の具体的条件に応じて実際的に進めてゆかねばならない。

(イ)　何よりも貧農、半プロ層の具体的要求を大胆にとりあげて闘うとともに、これと関連する中農、富農、小地主等の諸要求をとりあげて両者の統一的闘いを組んでゆかねばならない。とくに軍事的土地取上、土地取上げ、小作地、山林、原野、水利権、災害復旧、治山治水、道路等に関する闘いを重視しなければならない。

(ロ)　とくに農村青年、婦人の闘いと組織化に頭や口先きだけでなく、実際に努力を傾注することが肝要である。青年、婦人独自の具体的要求を積極的にとりあげて闘うとともに一般の闘いと統一して闘うこと、並びに組織の上では従来のように農組青年部、婦人部等の形態にとらわれず要求と闘いに相応した組織の形をとるとともに、地域青年団、婦人会等との共同闘争を積極的に進めることが必要である。

(ハ)　労農提携、中小商工業者との共同闘争を積極的に進めねばならぬ。とくに在村労働者と貧農、半プロ、在村失業者、二三男との共同闘争を激発すること。近在工場、鉱山労働者、軍傭労働者と農民との統一闘争を組むことが大切である。また中小商工業者と農民との共同闘争にも一そうの努力を払う必要があろう。

(4)　農村における各種支配機構、反動的諸団体とこれに密着する買弁的反動勢力に対しては一般的には次のごとく対処すべきである。ただし機械的に進むことは禁物で、それぞれの場合の具体的条件に応じて弾力性のある進め方をとることが肝要である。

(イ)　役場、農業委員会等の国家権力の末端機構に対しては農民大衆に対して具体的事実に基いて買弁的反農民性を徹底的にバクロし、その農民いじめの機能を弱めマヒさせるようにするとともに、農民大衆の日常利益をこれらの下部機構に要求する活動のなかで、県庁、警察、税務署、県農委の上部機構に対する闘争に発展しうるように仕向けることであろう。

　また収奪と経済支配機構としての農業協同組合にたいしても、農民の日常要求をとりあげた闘争と結合し、農

協を舞台にした活動のなかでその農民いじめの機能を弱めることが大切である。
　それにはとくに部落長その他の部落役員をどう動かすかが重大な鍵となろう。
(ロ)　消防団、青年団、婦人会等の反動的諸団体に対しては、それらの部落組織の民主化を土台として、全体としてこれを民主化することを根本として対処すべきである。
(ハ)　役場、農協その他の諸団体を牛耳る大地主、ボス等の買弁的反動分子に対しては徹底的なバクロと闘争を集中して、これを孤立化せしめ弱めることを骨子として対処することである。特にこれらの分子と結託している悪質の分裂主義者に対して徹底的にその本体をバクロすることが肝要である。」

(2)　闘いの進め方は何よりもまず、常にそれぞれの農民層の現実にもつそれぞれの具体的要求を土台として、これを激発し、それらの闘いを『独立と平和と民主主義』の闘いへと高め、統一してゆくことを根本としなければならない。

(1)　内外反動勢力の農民に対する収奪と支配がきわめて複雑化してきている今日の情勢下にあつては、これに応ずる農民大衆の具体的要求もまた極めて多種多様なものとなつてきている現実をハッキリと把握し、これら多種多様な具体的な要求の一つ一つについて、たん念に問題の内容とこれを解決する実際的方法とを大衆に知らせて、農民大衆自らの行動によつて実際に解決していくように指導することが第一である。

(2)　略

(3)　さらにわれわれはこれら多くは日常経済的な内容をもつ農民大衆の要求とそのための諸闘争を「独立と平和と民主主義」のためのより高い政治的闘争へと高め統一してゆかねばならず、そのためには次のようにすることが肝要である。

(イ)―(ロ)（略）

(ハ)　多種多様な農民の諸闘争はこれを単に「物とり」の経済闘争としてではなく、より高い「平和と独立と民主主義」への政治闘争の初歩的な低い階級の闘争の一部として、政治的な立場から取上げて指導することが重要である。このような立場から多種多様な農民の具体的要求とそのための日常闘争のうち、とくに次のような諸闘争を重視すべきである。

1　土地取上げ、とくにあらゆる形式による軍事的土地取上げ並びに漁場の取りつぶしに対する反対の闘い。
2　小作地、山林、原野、水利権、漁業権の解放のための闘い。
3　開墾開拓、干拓、土地改良、災害復旧、耕地老廃化防止に関する闘い。
4　治山、治水、総合的電源開発道路等に関する闘い。
5―10（略）
11　農家経営の維持改善のための農業金融、とくに土地に対する長期金融、農手等の短期金融のための闘い。
12　略
13　役場、農協等に巣喰うボス、地主勢力等の各種の不正腐敗てき発のための闘い。
14　徴兵、軍事基地化のための闘い。
15―17（略）

(4)　さらに闘争内容の発展と変化については、われわれは次のような根本的態度をもつて、それぞれの場合の具体的条件に応じて慎重に対処することが肝要である。

(イ)　敵の攻撃が今後ますます狂暴化するのは必然的であるが、これに対するわれわれの根本的態度は闘う農民の大衆的圧力をもつて、飽くまでも農民運動の合法性を現実に守り、且つこれを押し広げてゆくことにある。このためには今後の情勢下にあつてもなお、広汎に残されている各種の形の大衆的合法闘争の諸方法を農民大衆とともに大胆に積極的に創造し押し進めてゆくことが肝要である。徒らに情勢の主観的過大評価に陥入り、大衆的合法闘争への努力を軽視して、一般農民大衆の意識程度や気分等を現実的に正しく把握することなく、目的と秩序のない一揆行動に走ること、また逆に農民大衆を置きざりにして一部少数の尖鋭分子による行過ぎた行動に出ることは最も厳重に慎まなければならない。

(ロ)　ここ数年来の闘争の経験によつてわれわれのすべての闘争は自衛行動が伴わなければ、敵権力の弾圧を打破つて前進できないことを明らかにしている。

われわれは、この事実にてらし、意識的に自衛組織を強化し拡大しなければならない。

第一には、この大衆的自衛組織は農民が闘う実際の行動の中から生まれ、それが農民の力を統一するために、農民自身の力でつくりあげる闘争の組織である。

第二には、農民はすでに供出税金闘争ではもちろん、かつての小作争議においても権力や地主の暴力に対し、農民全体が自衛活動をした多くの経験がある。

これらの過去の諸経験と教訓を米日反動勢力のファッショ的暴力支配に対抗して農業と農民を守るための自衛組織に積極的にくみ入れる必要がある。

(ロ)　それと同時にそれぞれの場合の具体的条件がこれを必要とし、且つこれを可能とする場合は、公然たる大衆闘争とともに断乎たる実力的自衛行動を敢行することを忘れてはならず、常にそのための周到なる準備をしておくことが肝要である。この種の実力的自衛行動は敵と味方の状態に対する充分具体的な状況判断と、さらに闘争全体に対する確固たる見透しの上に立つて周到に計画され果敢に実行されることが必要である。」

(5)　（略）

(3)　更に多種多様の要求にもとずく農民大衆の諸闘争を広汎に激発し、これを平和と独立と民主主義への闘いに統一してゆくためには、われわれは各地のそれぞれの具体的条件に即して次のごとき組織上の諸問題を精力的に解決していくことが緊要である。

(1)　農民のつくる組織はなによりもまずそれぞれのもつ現実の具体的要求にもとずいて、これを闘いとるためのものであり、またあるべきである。しかして階層により地域により環境によつて、また同じ部落、同じ町村、同じ地方においても、農民大衆のもつ現実的要求がすこぶる多種多様になつている現在の農村情勢下においては、これらの諸要求を闘う農民の組織もまたすこぶる多種多様にすべきは必然である。例えば、一村内でも治水をやるためには治水促進同盟、山林の解放開拓のためには〇〇山林解放開墾同志会、税金のためには税対策委員会、農業技術のためには農

林研究会、徴兵反対のためには〇〇区青年平和会等の如くで、その目的、名称、構成階層、構成人員数、地域、存続期間、等々実に様々であり、同一人がダブつて参加している場合もあり得る。

戦後の農民組合は、一般にいつて農地改革の過程で、主として土地闘争のなかでつくられ、従つて小作人組合型の仕組と性格を多分にもつており、またその多くは、中農なしその上層部が中心であつた。

ところがいま内外の独占資本にたいするこのように多種多様な農民の要求と、これを闘いとるための大衆的活動がこのような性格をもつた戦後の農民組合そのままで行えないことは必然である。ここにもまたそれがすべてではないが、現在の農民組合の甚だしい沈滞を来たしている有力な原因の一つがある。

吾々の当面の最も緊急な実践的課題は何よりも先ずこれらの多種多様な農民の現実的諸要求の内容を的確に把握しこれを農民的立場から実際に解決する方法をハッキリと関係農民に知らせてやり、そのために必要な関係農民の組織を作り、直ちに実践的活動を展開するように指導することである。従つてわれわれが農民大衆の生活を深く把握しようとすれば得る程同一部落、同一町村、同一地方のうちに様々の農民組織が数多く生れることになろう。

(2)　このように一部落に、一村内又は、一地方内に数多く生れる多種多様な農民組織を、いかに恒常的組織に発展させてゆくか？　又現存する旧い小作人組合型の農民組合をどのように貧農を中心として闘う組織に発展させてゆくか？これらの問題は当面の緊急な課題である。

わが日農は雇農、貧農を主とする広汎な農民層の要求にもとずいて、原則として一定の綱領規約をもつ革命的大衆団体として再建強化する必要がある。現に長野、新潟、栃木等全国的農民闘争の質的発展は、新組織の確立と同組合の再建化をこのような方向に具体化しつつある。

革命的大衆団体としての日農は、農村における諸々の農業、農民団体による統一戦線の中核体としての役割をもつものである。

(イ)　わが日農を中核としての農民戦線の統一強化は、農民解放の徹底的な重要事業である。

このために、日農組織の再建強化、拡大に努力することと、他の農民組織との共同行動を不断にくんでいくこと、これを統一の方向に発展させていくこと、地域内、村内における団体協議会を組織し、民主戦線の統一をめざし、反動勢力の孤立化をおしすすめること、労組、労仂者の居住地協議会はもちろん、農協等の農業団体をもこれに参加せしめる努力をねばり強く行うこと、自治体農委も含めて、これらの職員の団結、組織化に援助と協力を与え、反農民的売国勢力と闘う戦線の拡大強化を闘いとることが大切である。

この際、青年婦人等の民主的組織はいうまでもなく青年団、婦人会、消防団の民主化を意識的にすすめるとともに、地域、村の統一戦線に参加させる努力を忘れてはならない。とくに農民の切実な要求を農協にむけ、農協を農民大衆の要求獲得の闘争にまきこみ、民主化闘争をおしすすめることが大切である。また不正のバクロ追及の闘争を大衆的規模ですすめること、これらの闘争を通

じ、封建的地主勢力の政治的経済的支配収奪の下請となり、機構そのものとなつている農協を、仂く農民の側に立たせることに努力することが必要である。

(ロ)　このような統一のかぎは、決して単なる組織上の形式にあるのではなく、これらの農民がそれぞれのもついろいろな要求にもとずきそれぞれの組織をつくり、つぎつぎに闘つてゆくその行動にあるのであり、この闘争の過程において、闘いの経験と指導と更に一般的な宣伝啓蒙とによつて階級的自覚を高め、革命的大衆団体として団結を闘いとれるのである。

(ハ)　だが、しかし、これらもろもろの農民組織がそれぞれの活動をしてゆく過程において、必ず優秀な積極的活動分子が生れる。これらの活動分子を積極的に教育することが必要であり、農民組織の再建、強化及び統一へと高めるための系統的指導が大切である。このような積極的活動分子を多数農村につくりだし組織的に運用し、創意性と活動性を高めていくことは、農民組織の強化、戦線統一をすすめるための重要なかぎである。

(2)　このように一部落内又は一地方に数多く生まれる多種多様な農民組織をどのように統一してゆくか、また現存する旧い小作人型の農民組合をどのように新しい組織に発展的に改組していくか？

これらの問題は日農運動の現段階においては、理論的にも経験的にも未解決の分野である。だがわれわれはこれらの多種多様な農民の闘争組織の活動上の統一体が現段階の日農の実体であると考えてゆくべきものと信ずる。なぜならこれらの諸団体のもつそれぞれの要求は客観的には窮極において平和と独立と民主主義への闘いにつながるものであり、その一部であり、最も低い段階を示すものであり、それ故に今後組織の上でも明確に「平和と独立と民主主義」への闘いの担い手としての統一的組織に発展しうるものである。このような統一的組織こそ新段階における恒常的組織としてのわが日農の組織的目標であらねばならない。われわれはこのような統一的組織の実現を目指して真けんな主体的努力を傾注すべきで、この際最も留意すべきは次の諸点である。

(イ)　多種多様な新しい農民組織を、どう結合すべきか、旧組織論を図式的に作りあげ、これを方向的に押しつけていくことを厳に慎み、農民の現実的要求に基いて活動していくその過程において、それぞれの具体的条件に即して解決していくことである。

(ロ)　このような統一の鍵は、決して単なる組織上の形式にあるのではなく、これらの農民がそれぞれのもつ多種多様な諸要求にもとずき、それぞれの組織をつくり、つぎつぎに闘つてゆくその行動にあるのであり、この闘争の過程において、自からの経験と指導者からの教育と更に一般的な宣伝啓蒙とによつて逐次平和と独立と民主主義への階級的自覚を高め、それにつれてより高い政治的活動を進めていくそのことにある。

(ハ)　だがしかし、これらもろもろの農民組織がそれぞれの活動をしていく過程において必ず幾人かの優秀な積極的な活動分子がそれぞれの組織の中に生れ出る。これらの積極的活動分子は必ずしも各組織の役員とは限らず、むしろ青壮年者により多く見出せる場合が多い。われわれ

は先ず第一に注意深くこれらの活動分子を見分け積極的に教育することが肝要であり、次には活動の状況に即してこれらの積極的活動分子を各組織毎に特別に組織し、更にこれを部落、村、地方等を単位に結合せしめ、それぞれの組織の活動を推進し、且つ統一化へと高めるための調査研究、打合せ、村内ニュース発行等を指導すると共に啓蒙と教育とを積極的に行うことが肝要である。このような「積極分子の集団」こそ、当面もろもろの農民組織の行動的統一を促進するための組織的紐帯であり将来の統一的組織を生み出すための組織的拠点であつて、最も重視すべきものである。

(ニ)　日農組合が眠りこんでいるか、または解散したところ及び未組織地帯については、工作方法をそれぞれの状況に応じて変更する必要があろう。これらの地帯についてわれわれはまず、旧組合員、理解者等による工作のための協力者の組織を確立し、その協力によつてその地帯の農民に密接し、村内事情、農民の不平不満と現実的要求とを具体的に把握して工作を進むべきである。このような工作拠点としての「協力者」の結集につとめなければならない。

(3)　さらにそれぞれの具体的要求にもとずく農民闘争をいつそう拡大し、強化しさらにより高い闘争に発展せしむるためには、数多いそれぞれの農民組織を土台とする農民代表者会議、または近在労組をも含む団体協議会等の闘争組織をそれぞれの具体的条件に即して積極的に活用することが肝要である。

(イ)　基礎となるそれぞれの自主的農民組織の積極的活動が全体としての闘いの原動力となるのであるから、それらの指導に重点をおくべきで上部組織の活動とその指導のみに偏しないようにすることである。

(ロ)　闘いの原動力たる各自主的農民組織の中の積極的活動分子と密着した確固たる指導組織をつくり、それが全体の組織の筋金となつて全体の闘いの指導を担当するようにすることが肝要である。

(イ)　この場合本来の意味での代表者会議又は協議会は真に闘う組織からの代表によつて構成されるべきであつて、役場や農協を加えるのは本来の共同戦線結成を有利にする一手段であることをはつきり理解しなければならない。

(ニ)　したがつてこの種の組織に参加せしむる役場、農協、その他の代表者に対してはそれぞれの条件に応じて予め不断の接触と啓蒙を先行せしめるとともに、事に当つて辛抱強い説得工作を行うことが必要である。」

(4)　略

(5)　すべて以上にのべてきた新しい活動方針をもつとも有効且つ強力に実行するために、何よりも緊急且つ不可欠のことは、万難を排して今や殆んど壊滅の状態に近くなつているわが日農の県連、郡連、地区連を新たなる構成をもつて早急に再建することである。（中略）

これらの諸方針を実現するための当面のスローガンは次の如くである。

1　土地を農民へ、漁場を漁民へ、米と仕事をよこせ

2　くらしと仕事にいる金とこやしをよこせ

3　米の供出を強制するな、百姓のくらしがよくなる農産物の値段の実現

4　戦争のために使う税金反対、滞納税金の棒引
5　土地改良、災害復旧にウンと金を出せ
6　小作地、山林、原野を解放せよ
7　略
8　平和と土地と漁場をつぶす軍事基地をとりはらえ
9―17　略

（農民運動資料54・55号「第六回全国大会試案集」一九五二年一二月五日。「昭和二七年農地年報」による）

第三節　全国大会以後

日農統一派新潟県連は一一月一五日新潟市に於て第六回大会をひき新方針を決定した。これは日農第六回全国大会の決定した一般運動方針が、地方でどのように理解され具体化されているかを知る好資料であるからつぎにかかげる。

（日農新潟県連当面の活動方針）

過去一カ年に於ける我々の諸欠陥を克服し諸成果を生かし、新らしい内外情勢に即応して今後農民運動を飛躍的に発展させるために我々は次のことを精力的に活動しなければならない。

㈠　民族の独立、半封建制との闘い、独占資本との闘い、これらの三大綱領は闘いの中心的方向として守らなければならぬ。特にアメリカ帝国主義と内外反動勢力の農民に対する収奪と支配が極めて露骨になつている今日の情勢では農民大衆の要求もまた多種多様である。そのためにわれわれは戦線の統一を計り、労仂者の協力を得て左の要求獲得のために闘う。

(1)　国費、県費による土地改良、用排水事業の促進、亀田郷、西蒲原、北蒲原、新津郷、その他土地改良及用排水事業に対する長期低利融資と元利償還金の五カ年据置。

日農は第六回大会決定の新方針を実践し農民運動前進のために社、共、労統一候補と、全国二九名の推セン候補を決定して闘つた。このうち山田（左社）小川（左社）の二名の当選をかちえたことを認めるが、しかし農民が表明したのは今度の選挙が非常に困難な条件の中で闘われたことを認めるが、しかし農民が表明した現実の結果につき反省しなければならぬ。まず第一に大衆団体としての独自的選挙闘争が欠けていた。……日農が広く深く農民の中に根を下ろし、地道に農民と共に闘い厚い信頼をえていないに拘らず、農民の窮乏化がただちに日農への信頼になるとうぬぼれていた点が反省される。大衆路線を口にしながら農民の生活と感情を無視し、農村の古いしきたりから自ら闘うよりえらい人に信頼すれば議会で自分達の要求を実現してくれるという幻想を打ち破ることができなかつた（後略）。

常任委員会ではなお、次の決定を行つた。

㈠　一九五二年度運動方針の成文化
㈡　当面の活動対策
㈢　総本部の運営について
㈣　常東農民組合、福岡県連の問題について

日農統一派新潟県連は一一月一五日新潟市に於て第六回大会をひき新方針を決定した。これは日農第六回全国大会の決定した一般運動方針が、地方でどのように理解され具体化されているかを知る好資料であるからつぎにかかげる。

（日農新潟県連当面の活動方針）

過去一カ年に於ける我々の諸欠陥を克服し諸成果を生かし、新らしい内外情勢に即応して今後農民運動を飛躍的に発展させるために我々は次のことを精力的に活動しなければならない。

㈠　民族の独立、半封建制との闘い、独占資本との闘い、これらの三大綱領は闘いの中心的方向として守らなければならぬ。特にアメリカ帝国主義と内外反動勢力の農民に対する収奪と支配が極めて露骨になつている今日の情勢では農民大衆の要求もまた多種多様である。そのためにわれわれは戦線の統一を計り、労仂者の協力を得て左の要求獲得のために闘う。

(1)　国費、県費による土地改良、用排水事業の促進、亀田郷、西蒲原、北蒲原、新津郷、その他土地改良及用排水事業に対する長期低利融資と元利償還金の五カ年据置。

(2) 市島、東北パルプ等を始め多くの私有林、国有林、県有林、遊林原野の解放、福島潟、鳥屋の潟、鎧潟等を国費で干拓し、それを土地を持たない農民、所有地の少い農民に無償で分配せよ。

(3) 信濃川、阿賀川の水系整理による河川敷地を土地を持たない農民、所有地の少い農民に無償で与えよ。

(4) 下山飛行場拡張及び一切の土地取上げ反対、高田予備隊の演習地は農民に返せ、小作地（採草地、薪炭林、宅地を含む）の完全解放、開墾地は農民の希望通りにせよ。

(5) 米価は石一万三〇〇〇円にし農家保有料を六合にせよ実収に基く自主割当、転落農家に現物を補正せよ、強権供出反対。

(6) 肥料代金の値上げ反対、農事用電力料金の引下げ。

(7) 農協の民主化、増資反対、農林中央金庫の金は単位農協に返し、農民に大巾に貸出せ、町村及び農協の保証による営農資金の大巾融資。

(8) 漁場を射撃場に使うな、出漁制限による損害は国費、県費で完全に補償せよ。

(9) 沿岸漁場を仂く漁民のものとし、漁民に資金と資材を与えよ、舵子に最低歩合を補償せよ。

(10) 町村、漁協の保証による営漁資金の融資。

(11) 農漁業を潰す重税反対、自主申告を認め、納められない者の滞納税金の棒引、裏作課税反対、貧乏人いじめの地方税均等割反対、固定資産税の減免、差押物件引上げ反対、税務官公吏は上官の命令で県民を苦しめるな。

(12) 転落農民、開拓農民、零細農民、農村の二、三男に無担保で生活資金を与えよ。

(13) 作男、作女の賃金を引上げ待遇をよくせよ。

(14) 国民健康保険料は全額国庫負担にせよ。

(15) 予備隊を廃止し、その金を営農資金に廻せ。

(16) 市町村は予備隊募集に協力するな。

(17) 戦争のために使う金を土地改良に廻せ、戦争に導く只見川発電反対、阿賀川の水位を下げ、信濃川を氾濫させる分水案反対。

(18) 新潟港を軍港にするな、中国、朝鮮より大豆粕を輸入し、農民に分配せよ。

(19) 農村の二、三男に予備隊より平和産業の職をよこせ。

(20) 役場、農協、土地改良区等に巣喰うボス・地主勢力などの不正腐敗の摘発と民主化。

(21) 青年、婦人に平和的、民族的文化と娯楽を与えよ。

(22) 農民運動のための各種出版、言論集会、大衆行動の自由と官憲の妨害、弾圧反対。

(23) 全駐留軍は即時かえれ、その基地は農民に返せ、徴兵反対、朝鮮戦争（日本人を出兵させる国連軍加盟）反対。

(二) われわれは以上の要求を中心に闘わなければならない。それにはアメリカ帝国主義者及び独占資本と結ぶ内外反動勢力、地主勢力の封建的支配搾取、並びに地主勢力の政治代表となりさがつた旧日農幹部の裏切り者など、貧農を踏台とし、運動を妨害していることに明らかなる如く、農村に於ける半封建制と闘うことが基礎的な闘いである。

(1) 供出の割当は割当が部落に下る迄は反対しているが、部落に下ると闘いはなされず、スグそのまま反別で平均割にされている。これは貧農を泣寝入りさせる手段であり、貧農いじめの割当である。これは農民の代表であるべき農業委員や農家組合長が貧農の立場を忘れている現われであり、総て反動

政府の手先である地方末端機関を信頼し、地主、富農擁護の立場に立つものである。これらは地主、富農を擁護し、封建的支配と地主勢力を強化させることであり、内外反動勢力はこれを意図している。

このような封建的支配強化に対して貧農中心の自主供出の闘いを起し、中富農を巻込み割当をうけた町村ボス、即ち半封建制度と闘わなければならない。

(2) 貧農の借馬、借農機具などによる不当な手間替りや、これに対する不平不満を云えない封建制を断ち切るために役牛馬、農機具の購入資金を即時大量に出させる。

(3) 農道の修理、水路の改修掃除など村普請では三町歩を耕作している者も三反歩の耕作者も戸別的に一人二人と労働力をださせている。このことは、大耕作者たる地主、富農が貧農の労働力を搾取しているのである。これらの原野池沼などはなければならない。

(4) 部落協議費などは内容を不明確にしているものが多く、その賦課も富農に軽く貧農に重くされている処が多い。且、その内容も冗費が多く甚だしいものは横領とみなされるようなものもある。これらに対して貧農は発言さえも出来ない状態におかれている。われわれはこれらの封建制を破る闘いをなし、納税委員会や協議費軽減委員会などを作つて闘わなければならない。

(5) 貧農の金詰りは非常にひどい。政府が農民を援助する政策だと云つている農業手形も貧農が借りるには五人以上の連帯でなければならず、またその額も少い。貧農が多くの金を借りるにはどうしても富農の保証、若しくは富農の顔でかりてもらわなければならない。そのために富農に又利子をとられたり貧農一家が常に富農一家に頭を下げていなければならないのである。

このような状態を打破るために貧農を中心に組織的に生活資金、営農資金貸出しの要求を農協にすると共に農協の不正をつき、農協の民主化を計り、半封建制との闘いに発展させひいては農協をして内外独占資本の手先機関たる農林中金と闘わなければならない。

(6) 村、部落でも、原野、池沼、薪炭林は有り、これら部落共有地又は社寺の所有地として旧地主か富農ボスがこれを支配し、入札若しくは期限付きで耕作させ、それを部落費としても使用している。これは貧農の日常生活に強くひびくものである。貧農のカヤブキ屋根はこの原野の茅にたよるものであるし、池沼の魚取りなどによつて日常生活のたしにしているのだ。このことは小作制度の温存を計るため戦後マッカーサーが欺瞞的土地解放をしたからである。これらの原野池沼などは完全に貧農の個人名義に切りかえ、所有権、使用権を移さなければならない。そのために何々原野解放委員会、何々池沼解放委員会などを作り組織的な闘いをしなければならない。

(7) 青年、婦人には平和を守るために宣伝活動を精力的に行い青年に銃をとらせず、婦人には、夫、恋人を侵略者アメリカのための弾よけにするなの運動をおこさせるため、日農青年部、婦人部を作り、その組織を中核として青年婦人の自主的な行動をなさしめると共に、敵の宣伝雑誌である「家の光」をボイコットし「明るい生活」などが平和雑誌であるから、これらの読者拡大に努力することが必要であり、且重要である。

われわれは部落の封建闘争が決して貧農、地主富農だけの

対立と考えてはならない。

これはアメリカ帝国主義者と内外独占資本、官僚と結ぶ地主勢力が農村に根強く残つている封建的搾取を断ち切る闘いである。

（組織問題について）

(1) 県連書記局は執行委員長、副執行委員長、書記長、書記等は常勤し、各郡連支部の拡大強化、具体的条件に応じた明確な闘いの方針と計画を適切に指導すること。

(2) 各郡連支部の闘いを統一し、闘いと要求を他団体、未組織の農民に呼びかけ、日農がその中核となり、協議会及びその状況に応じた形で組織すること、特に主体性派との共同行動を不断に組んでゆき、これを統一の方向に発展させること。

(3) 新しい運動方針をもつとも有効かつ強力に実行するために何よりも緊急且不可欠のことは、万難を廃して今や弱体化している郡連、支部、班を新たなる構成をもつて早急に再建し、拡大強化すること、しかも最も重要なことは各部落に散在している農民指導者、現在組合の幹部、古い組合運動の闘士、新しい若い農民運動者、農民運動をやる決意を有する者などに呼びかけこれらの者をもつて日農の枠にとらわれずに組織してゆくことである。

(4) 今迄日農は組合員一戸一名の形であつたため、主として一家の親父だけの組合であつた。この悪い習慣をとりのぞき、農村の婦人、長男、二、三男をして青年部、婦人部に結集して組織し、更に青年、婦人部が中心になつて他の青年団、婦人会などの民主化を意識的に進め、徴兵反対の戦線拡大強化を闘いとることが大切である。

(5) 我々は政党支持自由の根本原則に基き、あくまで大衆団体としての自主性と独自の機能を発揮させるべきであり、我々の要求を各党に申入れ、これらの可否を農民大衆に知らせなければならない。

(6) 現在アメリカ帝国主義者、内外独占資本、官僚と結ぶ地主勢力による農民に対する収奪を喰いとめるため敵のあらゆる収奪機関へできるだけ多くの代表を送るべきである。

これらの代表は、そのことを農民大衆にバクロ報告し、常に農民と共に彼等の収奪を喰いとめるように努力すること。

(7) 各地の労仂者と常に交流し、労仂者、農民は協力して、労農協議会を急速につくらなければならない。

（宣伝はどうするか）

(1) 農民新聞はわが農民戦線の統一に於ける唯一の機関紙であり大衆の要請を正しく反映させ、闘う農民の新聞であると共に労仂者、農民の統一強化に極めて重要なものである。そのため農民新聞はただわれわれだけでなく、労仂者未組織の農民にも読者を作り拡大に努力しなければならない。

(2) 各地の活動状況は県連情報で各地の要求と闘いを強力に反映させ、闘うための県連情報に発展させること。

(3) 婦人には「明るい生活」の読者を拡大し、農村に支配と搾取のない明るい村、明るい部落を作り、農村婦人解放のため常に宣伝啓蒙すること。

(4) 我々は平和運動を宣伝するための映画、講習会をできるだけ下部の農民に徹底させるため県連一カ所だけでなく各地区毎に行うよう努力すること。

（財政は日農拡大強化の基礎だ）

(1) 常任活動家と組織の拡大強化は組合費の納入によるものである。これは活動家のみの金でなく、組合の活動費として認識し定期納入に努力しなければならない。

(2)　県連、郡連、支部、班に於て、財政を急速に確立すること、特に注意すべきことは、個人の負担によるものである。これは闘わない原因を作るばかりでなく、その負担者がボス化したり不正を仂く危険性がある。

(3)　平和宣伝の映画、講演会、その他カンパなどにより、闘いを通じた財政を確立することを各組合に呼びかけています。

以上の諸方針を実現するために我々は今や労仂者と統一行動を発展させ、労仂者階級の指導の下にその提携を固めなければならない時期に至つている。

これは労仂者階級の思想変革の問題であると共に農民の思想変革の問題である。これに成功するならば労仂者と農民の闘いがおどろくほど発展するばかりでなく、平和と愛国の統一戦線と国民大同団結は急速に拡大して、我が国での階級勢力のバランスを逆転させ、アメリカ帝国主義者とその売国勢力を圧倒するに至るであろう。

今こそ労仂者、農民の同盟はそのカギである。

農林インターの書簡と日農　世界労連の一部門である農林労仂者インターナショナルから日農宛書簡（後掲）が到着、明年六月の国際会議への代表招請を申入れ、また日本の農林労仂者の状態を報告するよう要請してきたもので、一一月一四日日農、全農林、世界労連日本連絡事務局関係者が集つて第一回協議会を開催した。そこではローマのインター本部と定期的に通信することが決定されたが、同月二二日の第二回協議会では、農民、農林業労仂者に関する日農の状態報告議案を中心に討議し、各団体で、闘争の実情を反映させて状態を把握すること等を申合せた。

国際農林業労仂組合より日本農民組合総本部宛手紙

一九五二年六月四日

同志の皆さん

我々は一九五二年六月二五日の国際平和デーの組織のために世界労連から出されたアッピールをここに同封します。世界労連は新聞、色々の組合機関紙、リーフレット、ラジオ、組合機関紙、民主新聞等を利用してこのアッピールを出来るだけ普及させることを各組合に呼びかけています。

又すべての組織が、集会、会議、屋外集会等を招集して平和擁護の決議をとることを呼びかけています。この場合我々の組合には各地の大衆を動員する大きな仕事があります。我々は我々の組合に参加していると否とを問わず全ての農林労仂組合が国際平和デーを成功させるために共闘する事を呼びかける。我々はこの仕事をやつていくためにここに若干の助言を致します。各組合は各地の条件と可能性にもとずきこの助言を採用してほしい。

(1)　労仂者の集会

農林業労仂者（労仂者及農民）の状況、労仂条件、又密集していないために、多数の労仂者を集める集会を組織することは必ずしも出来る事でない。大集会の代りに恐らく仕事場で或いは労仂者の集まる場所で多くの集会を持つ事が必要であろう。

(2)　共同集会

基本的な点は我が組合員であろうとなかろうと出来るだけ多くの労仂者を参加させる事である。我々の組合に加入していない組織を平和擁護デーの祝典に参加する様招待することもよかろう。六月二五日のための準備行動については、全然返事もしないし又否決してくるような組織の指導にまかして返答をまつだけであつてはならない。労仂者の要求に平和の問題を結びつけて大衆の間に下部で直ちに行動が開始されねばならぬ。農業労仂者を動員するために各組織がつかうスローガンは次の

通りでる。

農林業、日傭労務者
賃金引上！　労仂時間の制限！　完全な社会保障制度の獲得！
仕事の継続期間の保証！　あなたと家族の生活を守れ！　平和
ヨーゴの爲に団結せよ！

耕作農民
有害な再軍備政府の実施反対！　重税反対！　産業独占による
おしつけ買いたたき搾取反対！　生産物の防衛！　工業生産物
の価格引下げ！　戦争反対のために団結せよ！

農林業労仂者
平和擁護の爲に共同闘争せよ！　朝鮮戦争をやめろ、朝鮮から
外国軍隊は撤退せよ！　大量破壊兵器の禁止と朝鮮中国に於て
細菌兵器を使用した犯罪人を直ちに裁判に付せ！

(3)　平和委員会の強化
六月二五日の準備の中で平和擁護委員会を各農場、村で作り

(4)　とおつた決議の利用
決議をとるだけでは充分でない。特に決議は（労仂者の代表
によつて決議を手渡すとか郵便で送るとか等の）各国各地の条
件に最も適当な方法で自国政府、又国連加盟国の代表に知られ
るようにしなければならぬ。労仂組合の機関紙、民主的新聞等
で報道し、会議のニュースを印刷し、決議の内容をプリントす
る等なされねばならぬ。これらは一般的指示であります。組
織によつてなされた行動は上に指摘したものに止るべきではな
い。労仂者の意見と意思を拡げて行くために個人は或いは集団
的にデモが主唱された場合はそれを拒絶してはならない（職
人、小商人等）。農村人口の他の層をデモにつれて行く様出来

るだけ努力させる必要がある。各組織は平和デモの組織につい
て色々創意された事について出合わした困難な事についての簡
単な報告を送つてほしい。
我々は貴方がたの仕事の成功を祈つております。そして温い
挨拶を送ります。

国際農林業労仂組合書記局

第四節　常東農民組織総協議会

日農第六回大会で、それまで本部の主流として運動方針原案作成
に指導的役割を果してきた山口常任委員（常東委員長）が、大会混乱
の責任者として「反省を求め」られ、運動方針は根本的に修正決定さ
れ、また役員も、従来の竹村書記長以下多数が更迭するにいたり、
常東農民組合の去就が注目されていたが、一〇月一〇日左の声明書
が発表された。

（声明書要旨）

（前略）日農の全国大会は全国より五三〇名が出席してひらか
れた。そのうち二〇〇余名、全参加者の約四割は常東よりの出席
者によつて占められていた。これは常東の農民運動が全国中で最
大最強のものであることを明白にしている。この大会のはじめに
各団体の祝辞が行われたとき、全学連代表の学生が、「この大会
にはスパイがいる。それは常東の安東仁兵衛らである」と暴言を
発し……日農の大会において他団体の者が祝辞のなかで、大会の
正式代議員を侮辱し、暴行するごとき非常識が許されるはずはな
い。……大会運営委員会は協議の末、「学生の祝辞は不当である
この不当は陳謝させ、改めてやり直しをさせる」との決定を行つ
た。（中略）

常東農民組合を守るものは常東の農民大衆である。常東の農民組合だとは誰におしえられたのか。教えた者こそ常東の敵に立つものであり、常東の闘つている売国反動勢力の味方である。（中略）二日目の午後、三時常東は数名の代表を残して農林省に赴いた。これは出発まえからの計画である。村の問題で農林省と交渉の必要があり、そのためにも村民のカンパをうけて上京したのである。この事情は予め日農総本部に話し当日も大会運営委員長の山口委員長の反省を求める」との大会決議を会場では騒ぎ立て、「行つたのである。事情も調査せず、大会は一方的態度をとつた。退場というが、第二日目に欠席したところは数府県あつた。常東では代表を残していたのか。それなのに何故常東だけがそれほど問題にされるのか。

運動方針について、常東は本部案を大体において支持した。常東に反対の人々は、「農民運動は現在発展している」と云う。常東は「発展する条件はあるが、現在はまだまだだ。だから研究し努力する必要がある」と主張した。どちらが正しいか。この大会には関東の府県から一千名を動員する計画であつた。ところが、実際には常東をのぞくと全関東で動員されたものはわずかに百数十名であり、本当の農民はさらにその何割というところだ。また運動は発展しているとの主張した諸君が、今回の総選挙に立候補してわずか数千の票しか得られず、とくにその強調した山林闘争地帯の票はとりわけ少なくなつている。（中略）

全国大会によつてつくられた日農中央常任委員会には、一カ村の組織ももたず、一の農民指導もなしえない人も選ばれている。これこそ日農の衰微をものがたる以外の何ものでもない。……光栄ある伝統を有する日農の権威は失われた（中略）。常東農民組合はますます広汎な常東の農民大衆のものとならなくてはならない。常東農民組合を守るものは常東の農民大衆である。常東の農民組合だとは誰におしえられたのか。教えた者こそ常東の敵に立つものであり、常東の闘つている売国反動勢力の味方である。（中略）二日目の午後、三時常東は数名の代表を残して農林省に赴いた。これは出発まえからの計画である。村の問題で農林省と交渉の必要があり、そのためにも村民のカンパをうけて上京したのである。この事情は予め日農総本部に話し当日も大会運営委員長の山口委員長の反省を求める」との大会決議を会場では騒ぎ立て、「行つたのである。事情も調査せず、大会は一方的態度をとつた。退場というが、第二日目に欠席したところは数府県あつた。常東では代表を残していたのか。それなのに何故常東だけがそれほど問題にされるのか。

運動方針について、常東は本部案を大体において支持した。常東に反対の人々は、「農民運動は現在発展している」と云う。常東は「発展する条件はあるが、現在はまだまだだ。だから研究し努力する必要がある」と主張した。どちらが正しいか。この大会には関東の府県から一千名を動員する計画であつた。ところが、実際には常東をのぞくと全関東で動員されたものはわずかに百数十名であり、本当の農民はさらにその何割というところだ。また運動は発展しているとの主張した諸君が、今回の総選挙に立候補してわずか数千の票しか得られず、とくにその強調した山林闘争地帯の票はとりわけ少なくなつている。（中略）

全国大会によつてつくられた日農中央常任委員会には、一カ村の組織ももたず、一の農民指導もなしえない人も選ばれている。これこそ日農の衰微をものがたる以外の何ものでもない。……光栄ある伝統を有する日農の権威は失われた（中略）。常東農民組合はますます広汎な常東の農民大衆のものとならなくてはならない。常東農民組合を守るものは常東の農民大衆である。常東の農民組合だとは誰におしえられたのか。教えた者こそ常東の敵に立つものであり、常東の闘つている売国反動勢力の味方である。（中略）二日目の午後、三時常東は数名の代表を残して農林省に赴いた。これは出発まえからの計画である。村の問題で農林省と交渉の必要があり、そのためにも村民のカンパをうけて上京したのである。この事情は予め日農総本部に話し当日も大会運営委員長の山口委員長の反省を求める」との大会決議を会場では騒ぎ立て、「行つたのである。事情も調査せず、大会は一方的態度をとつた。退場というが、第二日目に欠席したところは数府県あつた。常東では代表を残していたのか。それなのに何故常東だけがそれほど問題にされるのか。

運動方針について、常東は本部案を大体において支持した。常東に反対の人々は、「農民運動は現在発展している」と云う。常東は「発展する条件はあるが、現在はまだまだだ。だから研究し努力する必要がある」と主張した。どちらが正しいか。この大会には関東の府県から一千名を動員する計画であつた。ところが、実際には常東をのぞくと全関東で動員されたものはわずかに百数十名であり、本当の農民はさらにその何割というところだ。また運動は発展しているとの主張した諸君が、今回の総選挙に立候補してわずか数千の票しか得られず、とくにその強調した山林闘争地帯の票はとりわけ少なくなつている。（中略）

全国大会によつてつくられた日農中央常任委員会には、一カ村の組織ももたず、一の農民指導もなしえない人も選ばれている。これこそ日農の衰微をものがたる以外の何ものでもない。……光栄ある伝統を有する日農の権威は失われた（中略）。常東農民組合はますます広汎な常東の農民大衆のものとならなくてはならない。常東農民組合を守るものは常東の農民大衆である。常東の農民組合だとは誰におしえられたのか。教えた者こそ常東の敵に立つものであり、常東の闘つている売国反動勢力の味方である。（中略）二日目の午後、三時常東は数名の代表を残して農林省に赴いた。これは出発まえからの計画である。村の問題で農林省と交渉の必要があり、そのためにも村民のカンパをうけて上京したのである。この事情は予め日農総本部に話し当日も大会運営委員長の山口委員長の反省を求める」との大会決議を会場では騒ぎ立て、「行つたのである。事情も調査せず、大会は一方的態度をとつた。退場というが、第二日目に欠席したところは数府県あつた。常東では代表を残していたのか。それなのに何故常東だけがそれほど問題にされるのか。

運動方針について、常東は本部案を大体において支持した。常東に反対の人々は、「農民運動は現在発展している」と云う。常東は「発展する条件はあるが、現在はまだまだだ。だから研究し努力する必要がある」と主張した。どちらが正しいか。この大会には関東の府県から一千名を動員する計画であつた。ところが、実際には常東をのぞくと全関東で動員されたものはわずかに百数十名であり、本当の農民はさらにその何割というところだ。また運動は発展しているとの主張した諸君が、今回の総選挙に立候補してわずか数千の票しか得られず、とくにその強調した山林闘争地帯の票はとりわけ少なくなつている。（中略）

全国大会によつてつくられた日農中央常任委員会には、一カ村の組織ももたず、一の農民指導もなしえない人も選ばれている。これこそ日農の衰微をものがたる以外の何ものでもない。……光栄ある伝統を有する日農の権威は失われた（中略）。常東農民組合はますます広汎な常東の農民大衆のものとならなくてはならない。

同じく一八日には、栃木県連が、常東農民組合に対し「第六回大会の決定に従い、統一を守つて農民の利益のために共に闘おう」という趣旨の声明を発送し、年を越えた一月二七日には、日農常任中央委員会の声明がなされた。

（常東農民組合に対する声明書）

一、一二月二〇日常東農民組合第八回大会が開かれるに当り、日本農民組合常任中央委員会は一二月六日声明を発し常東農民組合の一部幹部諸君の日農第六回大会以後の行動は明らかに分裂

（声明書要旨）

われわれは常東の「声明書」および山口君の「立候補断念の辞」の内容のすべてが光輝ある第六回大会の決定をヒボウしたものであり、最も悪質な分裂策動を企図したものであることを確認した。彼らの分裂行動こそアメリカ帝国主義者の利益と一致したものであり、占領支配にとつて最も好ましいものである。常東の諸君！　革命的伝統をアメリカの手先に渡すな。日農の旗を守つて闘いぬこう！　山口君とその一派を放逐しよう！　（後略）

日農兵庫県連常執委

的行爲である点を指摘し、日農の新方針によつて農民の共通の要求を統一して闘うことを訴えた。われわれはここに再び常東の農民諸君が日農の方針によつて全国農民とともに闘われんことを訴えなければならない。

すなわち常東農民組合の一部幹部諸君が不満としている日農一九五二年度の運動方針は、昨年八月全国農民の代表者によつて満場一致で採決されたものであつて、これこそは日本農民が闘いすすむべき道であること、全国農民代表によつて民主的に決定された方針を尊重し、無条件に実践するなかで不十分な点を補いさらに豊富にしていくこと、これこそ農民の戦線を統一して労仂階級と農民の同盟を強め、平和と独立と民主主義を闘いとる道であり、大衆団体の民主的ルールであることを明らかにした。

さらに一一月一五日の常東農民組合拡大執行委員会において一部幹部諸君が日農第六回大会の決議を無視し、大会で採択された方針を否定する常東独自の運動方針のもとに、常東の農民諸君を指導しまた全国の農民運動に影響を及ぼそうという意図を表明したことに対して、われわれはその行動がたんに大衆団体としての日農の統一を破るばかりでなく、日本の農民戦線を分裂させ、客観的には内外反動勢力に奉仕する結果になることを指摘した。われわれは常東農民組合の大会が、このように一部幹部諸君の意図によつて指導せられるならばただに常東の農民諸君を全国の労仂者、農民から切りはなし孤立せしめ反動的な諸勢力のなかで、一層困難な状態におとし入れるだけでなく全国農民の闘いに損害を与えることを憂慮し、その誤りを率直に認めて、常東大会を農民戦線統一の大会にすることを希望し忠告した。

二、しかるに山口委員長及び一部の幹部諸君は、われわれの心からなる忠告を無視し、常東大会において、公然と日農をひぼうして、常東農民諸君と全国農民とをきりはなそうとつとめ、さらに第六回大会に於て決定された日農の運動方針を否定する運動方針を採用せしめて客観的には敵を利する分裂行動をさらに一歩すすめたことは全く遺憾である。

すなわち全国的に力強く再建されつつある日農に対して、山口委員長は「日農はほろびつつある」と事実に反した規定を下して全国で闘つている農民を侮辱し、常東の農民諸君をギマン的食糧増産計画等々、あらゆる反農民的政策を行い、寄生地主勢力を強化して軍国主義の復活をたくらんでいる。

これに応じて、札つきの分裂策謀家である平野、川俣、三宅等は新たに農民組合総同盟を結成して農民戦線を分裂させ、日本の農民を内外反動に売りわたそうとしている。これは労仂戦線における新総評を結成しようとする策動と相応ずるものである。このときに当つてわが日農の革命的農民運動の戦線から脱落しようとすることは本質的には総同盟と同じであり、全国の農民を内外反動に売りわたそうとする悪質な分裂主義者の反国民的行動を助けるものである。

四、日農常任中央委員会は以上述べたような常東農民組合の一部幹部諸君の敵を利する分裂行動は真に統一を望む常東の農民諸君の意志に反し、さらに常東の農民諸君とかたく結んで闘うことを望む全国農民の意志に反する分裂主義者の行動となり終ることを忠告する。

われわれは全国の闘う労働者ならびに農民諸君が、常東の農民諸君と手をたずさえて闘うことを望み、常東の農民諸君も必ずや全国の労働者、農民と固くむすんで闘うことを望んでいるものと信ずる。

その故にわれわれは常東の農民諸君に対して、わが日農と統一して闘われんことを強く要望し、さらに山口委員長はじめ一部の幹部諸君が一刻も早くその誤りを改め、全国の農民と固く手を結んで農民解放の闘いに献身されんことを要請する。

右声明する。

一九五三年一月二七日　日本農民組合常任中央委員会

さて常東農民組合はこの年の一二月二〇日茨城県鉾田町で第八回大会を開催した。この大会が従来とことなる特徴を示した点は、各種農民組織の総協議会として開かれたことと議案はすべて各町村の農民組織の提出により、本部はこの四五〇余件の要求と問題を整理するという方式をとつたことである。かくて討議の結果、新規約を決定し、名称も常東農民組織総協議会と改められた。これは、日農第六回大会の執行部原案にあつた組織方針を常東に適用したものである。すなわち規約の第二条には、「本協議会は各町村の農民組織協議会および町村内の諸運動の各種組織をもつて構成する」と規定されている。

大会で決定された運動方針はつぎの通りである。

（常東農民組織総協議会農村の情勢と農民運動の方針）

1　情勢について　―常東農民組合第八回大会決定

(1)　農村の情勢はすべての面で昨年度よりも一層窮迫してきている。農家は金づまりがひどく、道路、河川は荒廃し、農地は酸性、考朽化がはげしい。農地移動の増加、甘藷、菜種などの農産物価格の下落の状況をみても、農民のくらしは本格的な行きづまりに入つてきたものである。仕事がなく、土地がないと云つた問題もさらに深刻になつた。また、反動勢力の復活はより目立つてきている。

現在、農村に存在する諸問題を、便宜上その直接の相手（敵）をもとにして分けると、大体次のようにあげられる。

(イ)　地主勢力によつて圧迫されているもの。

土地取上、薪炭採草地、小作料、宅地、農業用施設の解放、山林、干拓地の解放、水利。

(ロ)　政府、県、町村当局によつてうばいとられ、あるいは圧迫されているもの。

低米価、供出、農産物検査、地方税、県税、国税、国有林の解放。

(ハ)　政府、県、町村の支出が圧縮されている結果、その実行ができず、あるいは農民の負担を過重にしているもの（政府、県、町村は直接税、間接税あるいは低米価供出によつて農民からしぼりあげていることからだけでも当然支出すべきであるのに）。

土地改良、治水、災害復旧、道路の改修、新設、河川、橋梁の改修、干拓、病虫害防除、農業共済、各種の補助金、生活保護、保健衛生、教育、諸寄附、金融。

(ニ)　巨大資本あるいは業者によつて直接圧迫され、しぼられ

ているもの。

肥料、飼料、電気、農産物価格、労仂賃金、澱粉汚水

(ホ) 米軍およびその傭兵保安隊によるもの。

軍事基地化による諸問題、漁業の侵害。

(ヘ) その主なもの（以上の諸原因の結果おこつたものである
が）。

失業、農業手形、借金、農業技術、官公庁および各種団体の不正、民生化問題等々。このような諸問題は、本質的には統一されているものであるが、あらわれてくるかたちはそれぞれにあるいは組みあわされておこつている。

地主は、農地改革によつて弱化したが、なお山林、未墾地などの解放をとざし農民を抑え、部落の生活、慣習までをおくれた隷属状態にしばりつける力となつている。また県、町村役場などと結んで政府の農民いじめの手先ともなつており、さらに各種の事業者として轉生し、その力を張つているものもある。

町村役場は、自治体の役場の名にそむいて政府、県の下請機関であり、事実上供出、徴税の事務所となつており、さらにまた徴兵事務所になろうとしている。政府、県とつながるところの町村役場はアメリカ及び日本の大金持たちが農民を支配し、しぼりとるための機関である。また食検事務所、税務署、専売公社支所、土地改良事務所、警察署などさらには農業委員会、共済組合まですべて同じ目的でつながつている機関である。農業協同組合は自主的な農民の団体という立場を全くはなれ、政府、巨大資本の下請戦関の役割をはたし、業者の手先団体とも化している。またそれらの諸機関はその手先としての農村ボスをつくつている。

このように、農村に、なお半封建的な諸関係がつづき、そこに、さらに内外独占資本（アメリカおよび日本の大金持）に従属する国家機構による直接のしぼりとりの支配の制度が強化されている。

(2) 現在、吉田政府は、アメリカの命令にしたがつて、「再軍備」を一段と強化してきた。そして国民の言論、団結、行動にたいする警察の圧迫をつよめ、国内における軍国主義勢力の復活をも助成している。再軍備は、農民の各種の負担をますます重くし、また当然支出すべき農業に必要な土地改良、補助金などの政府、県、町村の予算支出を一層へらしてくる。さらにそれは農村における軍国主義勢力の基盤をつくるため地主、ボスの反動勢力を養い、また農村を窮乏化させて青年を保安隊の兵士にかり立てようとするものである。

農産物価格の下落は、肥料、電気、農村必需品、運賃などの独占価格との差を一層大きくし、農村の窮乏をはげしくした。農村の金づまりは税金の滞納と借金を増したばかりでなく解放農地の売買をさえ生みだしている。こうしたなかで、農村に仕事はなく、土地は手に入らないと云う状態は、平和産業の不振と相まつて、農家の二三男、帰農者その他の失業問題を深刻にしている。

「再軍備」の政府は、農民支配の力をさらに強める必要から農業団体の再編成を行い、農地法を改悪して地主、ボスの農民圧迫をつよめ、さらに食糧増産五カ年計画による土地改良、耕種改善などの補助金や農産物価格安定法などで、農民ごまかしをやる一方、そこで、また農村ボスをつくり、自己の手先として役立たせようとしているのである。

農村におけるこうした情勢は、都市における労仂者、市民

の窮迫化、中小企業のくしては考えられず、軍事基地化したことに世界情勢のもとで理解されなくてはならない。

(3)　略

2　活動方針について

(1)　問題と要求の調査

とりは、前記のようにれている。したがつて知ることが必要である題とその内容を知る事明らかになつてくる。

現段階においては、うのでは不充分でありあげることにはならなおいて農民の諸要求や要となつている。その発展させる第一歩であ

(2)　全農民の問題をとりあげる　数多くの問題をとりあげるにあたつてはまず大衆のもつとも当面しており、且緊急の問題からはじめられるがの問題はとくに重要視、土地も少く、仕事もないと云つた人々がもつとも苦しく、まなければならない。その人々は生活したその要求は農村にある土地所有から封建的諸関係にたいしても徹底して闘的課題である、民主主義実現の中心力は直接、国家機構によつてあらゆる農民が圧迫され、しばられているのに対する諸圧迫等と関係なそれらは日本がアメリカの植民地化、原因しているが、それはさらに今日のされなくてはならない。

現在の農民にたいする圧迫としぼりいろいろなかたちや複雑な方法で行わ農民はそこにあるしくみについてよく。そのしくみと、そこに起る個々の問によつて、どこになにを要求するかが表に現われている要求だけについて闘、それでは農民の諸問題を充分にとりい。ここにおいて、現在では各町村に諸問題にたいする調査と啓蒙活動が必ことが農民運動を現情勢に即応させ、る。

しかし、現在の農村は直接、国家機構によつてあらゆる農民が圧迫され、しばられているのに対する諸圧迫等と関係なくしては考えられず、それらは日本がアメリカの植民地化、軍事基地化したことに原因しているが、それはさらに今日の世界情勢のもとで理解されなくてはならない。

(3)　略

2　活動方針について

(1)　問題と要求の調査

とりは、前記のようにれている。したがつて知ることが必要である題とその内容を知る事明らかになつてくる。

現段階においては、うのでは不充分でありあげることにはならなおいて農民の諸要求や要となつている。その発展させる第一歩であ

(2)　全農民の問題をとりあげる　数多くの問題をとりあげるにあたつてはまず大衆のもつとも当面しており、且緊急の問題からはじめられるがの問題はとくに重要視、土地も少く、仕事もないと云つた人々がもつとも苦しく、まなければならない。その人々は生活したその要求は農村にある土地所有から封建的諸関係にたいしても徹底して闘的課題である、民主主義実現の中心力は直接、国家機構によつてあらゆる農民が圧迫され、しばられているのに対する諸圧迫等と関係なくしては考えられず、それらは日本がアメリカの植民地化、軍事基地化したことに原因しているが、それはさらに今日の世界情勢のもとで理解されなくてはならない。

(3)　略

2　活動方針について

(1)　問題と要求の調査

とりは、前記のようにれている。したがつて知ることが必要である題とその内容を知る事明らかになつてくる。

現段階においては、うのでは不充分でありあげることにはならなおいて農民の諸要求や要となつている。その発展させる第一歩であ

(2)　全農民の問題をとりあげる　数多くの問題をとりあげるにあたつてはまず大衆のもつとも当面しており、且緊急の問題からはじめられるがの問題はとくに重要視、土地も少く、仕事もないと云つた人々がもつとも苦しく、まなければならない。その人々は生活したその要求は農村にある土地所有から封建的諸関係にたいしても徹底して闘的課題である、民主主義実現の中心力は直接、国家機構によつてあらゆる農民が圧迫され、しばられているのに対する諸圧迫等と関係なくしては考えられず、それらは日本がアメリカの植民地化、軍事基地化したことに原因しているが、それはさらに今日の世界情勢のもとで理解されなくてはならない。

(3)　略

2　活動方針について

(1)　問題と要求の調査

とりは、前記のようにれている。したがつて知ることが必要である題とその内容を知る事明らかになつてくる。

現段階においては、うのでは不充分でありあげることにはならなおいて農民の諸要求や要となつている。その発展させる第一歩であ

(2)　全農民の問題をとりあげる　数多くの問題をとりあげるにあたつてはまず大衆のもつとも当面しており、且緊急の問題からはじめられるがの問題はとくに重要視、土地も少く、仕事もないと云つた人々がもつとも苦しく、まなければならない。その人々は生活したその要求は農村にある土地所有から封建的諸関係にたいしても徹底して闘的課題である、民主主義実現の中心力は直接、国家機構によつてあらゆる農民が圧迫され、しばられているのに対する諸圧迫等と関係なくしては考えられず、それらは日本がアメリカの植民地化、軍事基地化したことに原因しているが、それはさらに今日の世界情勢のもとで理解されなくてはならない。

(3)　略

2　活動方針について

(1)　問題と要求の調査

とりは、前記のようにれている。したがつて知ることが必要である題とその内容を知る事明らかになつてくる。

現段階においては、うのでは不充分でありあげることにはならなおいて農民の諸要求や要となつている。その発展させる第一歩であ

(2)　全農民の問題をとりあげる　数多くの問題をとりあげるにあたつてはまず大衆のもつとも当面しており、且緊急の問題からはじめられるがの問題はとくに重要視、土地も少く、仕事もないと云つた人々がもつとも苦しく、まなければならない。その人々は生活したその要求は農村にある土地所有から封建的諸関係にたいしても徹底して闘的課題である、民主主義実現の中心力は直接、国家機構によつてあらゆる農民が圧迫され、しばられているのに対する諸圧迫等と関係なくしては考えられず、それらは日本がアメリカの植民地化、軍事基地化したことに原因しているが、それはさらに今日の世界情勢のもとで理解されなくてはならない。

(3)　略

2　活動方針について

(1)　問題と要求の調査

とりは、前記のようにれている。したがつて知ることが必要である題とその内容を知る事明らかになつてくる。

現段階においては、うのでは不充分でありあげることにはならなおいて農民の諸要求や要となつている。その発展させる第一歩であ

(2)　全農民の問題をとりあげる　数多くの問題をとりあげるにあたつてはまず大衆のもつとも当面しており、且緊急の問題からはじめられるがの問題はとくに重要視、土地も少く、仕事もないと云つた人々がもつとも苦しく、まなければならない。その人々は生活したその要求は農村にある土地所有から封建的諸関係にたいしても徹底して闘的課題である、民主主義実現の中心力は直接、国家機構によつてあらゆる農民が圧迫され、しばられているのに対する諸圧迫等と関係なくしては考えられず、それらは日本がアメリカの植民地化、軍事基地化したことに原因しているが、それはさらに今日の世界情勢のもとで理解されなくてはならない。

(3)　略

2　活動方針について

(1)　問題と要求の調査

とりは、前記のようにれている。したがつて知ることが必要である題とその内容を知る事明らかになつてくる。

現段階においては、うのでは不充分でありあげることにはならなおいて農民の諸要求や要となつている。その発展させる第一歩であ

(2)　全農民の問題をとりあげる　数多くの問題をとりあげるにあたつてはまず大衆のもつとも当面しており、且緊急の問題からはじめられるがの問題はとくに重要視、土地も少く、仕事もないと云つた人々がもつとも苦しく、まなければならない。その人々は生活したその要求は農村にある土地所有から封建的諸関係にたいしても徹底して闘的課題である、民主主義実現の中心力は直接、国家機構によつてあらゆる農

りを連合させ、さらに運動を次々とつみかさね、全農民を自覚し、団結して闘う状態に向上させることを目標とすることが大切である。それが全農民の戦線を統一するということであり、それは各層、各部落のそれぞれの運動によつて生れた諸組織（いろいろなまとまり）の協議会としてつくられる。

その町村の諸組織の協議会は、それぞれの運動（またそこにできた組織）の間の相互援助、協力、また共通する問題についての同一行動をとる必要によつて成立するのだが、なお農民の各要求の運動は結局すべて同じ敵（相手）に向つているところに、むすばれ統一される根本的な基礎がある。

(6) 労仂者、農民などの協力　農民の戦線を統一することは当然さらに農村にある労仂者、漁民、一般労仂者、商工業者などとも直接の協力関係をつくりだすことに発展させられなくてはならない。それによつて、農民の力はより強められる。全農民の戦線の統一である町村の諸組織の協議会は、また労仂組合、漁民組合、教員組合、民主商工会などと何らかの連絡と協力の機関をつくる必要がある。

(7) 積極的な人々のグループ　略

(8) 組織のかたち

本大会におけるその規約改正によつて明らかにされたように常東農民組合の性格は、その新しい正式の名称の如く、常東農民組織総協議会である。

町村の単一組合としてつくられていた従来の支部組織は、その町村の実情と新しい運動の展開に応じて、従来の日農活動でつくられている団結をくずすことなく、漸次、町村農民組織協議会として、その内容および形式を発展させる。その場合支部幹部は当然協議会の中心になろうし、また積極分子のグループにもまとまることとなる。町村農民組織協議会は、云うまでもなく町村内の農民の諸要求をたたかうところに生れた多くの組織や運動（そこには一時的にしろ何らかのまとまりがある）の連合である。

町村の協議会は常東農民組織協議会に参加する。町村内の多くの組織は町村の協議会に参加すると共に、当面は多くの場合その運動の必要から常東総協にも直接の関係をもつかたちがとれる。

このそれぞれの参加の場合、注意することは、その発足と共に参加を決議しうるものは問題ないが大衆の自発的動きとそれに適切な自然なかたちの組織を尊重するという運動原則から、機械的に参加決議をおしつけることなく、当初運動のおこるのを援助、指導し、そこに協力の関係をつくりだすことに発展させられなくてはならない。

(9) 意識の向上　一つの運動が行われるのは、そこでの要求を実現させることに直接の目的があるわけだが、それだけでなく、さらにその要求のもつている意義を大衆が運動の経験のなかでふかく理解するところにも目的をおくべきである。漸次高めるようにしなくてはならない。

例えば、町村税を減額させる運動は、その目的が減額の実現にあるのだが、また町村役場は民主的な、町村民の機関ではなく、政府の命令によつて動いている徴税事務所である本質を大衆が認識し、さらにその徴税は再軍備のためのものであることを大衆が理解するところにもあらねばならない。

そうすることによつて農民大衆は向上する。すなわち農民を圧迫し、しぼりとる制度を理解し、そこにある敵を知り、農民の政治的意識は発達する。そうした農民の意識の向上は運動をより強め、拡大し、また低い要求から高い要求の運動に発展させるのである。

そこで農民は農村の半封建的な諸関係を根底からなくし、民族の独立を達成し、平和をまもることの必要を理解し、その運動に立ち上ることを自覚するにいたる。

(10) 国民戦線　農民のあらゆる要求は、究極には平和と独立と民主主義をもとめるものにつながつている。ここに全農民が団結できるし、しなくてはならない基礎がある。それだけでなく、農民が労仂者階級と同盟し、さらに国民の大多数と提携する必要を生じさせている。

農民の一つ一つの要求実現のための運動は、また、そうした平和を守り、独立を達成し、民主々義を実現するための国民戦線をつくる方向にむかつて進められなくてはならない。それは平和をのぞむ世界人民のすすむ道と一致するものである。

大会スローガン（抜萃）

一、土地取上反対。小作料の引上げ反対。
一、薪炭採草地と宅地、農業施設の解放。
一、山林、未墾地、小作地、干拓および水利権を解放しろ。
一、すべての耕地に土地改良を行え。その費用を全額国庫負担せよ。
一、治水、災害復旧の予算をよこせ。
一、増反、入植のため干拓造成の予算をよこせ。
一、水害のもとになる荒廃河川、堤防を改修しろ。
一、開拓農家の非助成をなくし、助成金額を増加しろ。
一、軍事基地による土地取上げ反対。漁業の侵害反対。
一、零細農家に農業手形を使わせろ。
一、土地改良、農業土木をおこし、失業者に仕事を与えろ。
一、農村労仂者への一般労仂法規の適用。賃金値上げ。
一、農民運動に対する干渉と弾圧反対、破防法ふんさい。
一、労仂者、農民、市民、知識人、中小商工業者による国民戦線の結成。

第四章　日農主体性派

第一節　総本部活動

主体性派日農の総本部活動を事項別に摘記すると次の通りである（主として「農林通信資料」第七一・七二号、第七三・七四・七五合併号による）。

(一) 政党との協力関係

中央執行委員の所属政党は左社、右社、労農党にわかれるが、このうち左社所属の中執委が多数である関係上、国会闘争、選挙闘争では左社との協力関係が最も濃厚である。

(二) 農民組合との提携

統一派日農は別として、全農、全農連、開拓連とは、性格綱領の相違を互に認めそれぞれ自主性を尊重しながら常に農民の共通の利益を守るという一点で活動上の提携をしている。たとえば別記のごとき四団体主催の全国農民大会を開催するとか、事務局連絡協議会をもつなどの共同闘争態勢をとつている。つぎの四団体主催の全国大会もその一つの現れである。

日農（主体性派）、全農、全農連、開拓連の四農民団体主催による全国農民大会が、三月一九日東京都千代田永田町小学校で開かれた。出席者は一、二〇〇名といわれるが、中心議題は、米麦統制撤

廃問題、農民課税問題、農民団体法制定促進問題等で、議長団に大森（日農）、永井（全農）、小林（全農運）、福田（開拓連）の諸氏を選び、討議ののち前記各項の諸決議や軍事基地、演習地のための農地の取上げ反対など数項の決議を行い、大会終了後、代表団は実行委員会を組織して、政府、各政党を訪問し、大会決議による要求の実行を政府に陳情した。

主体性派日農は、全農、全農運などと一面において共同闘争態勢をとりつつあるが、他面、本年初めより、日農内部の右社系新農村建設派と、全農、全農運間に農民組合総同盟結成の動きが今年度はいよいよ表面化し、年末には結成大会一歩前までこぎつけているので、日農主体性派の他の農民団体に対する態度もきわめて微妙なものがあつた。その点については、農民組合総同盟結成までの経過をのべた章を参照されたい。

㈢　労仂組合との提携関係

従来は主として米価問題、米麦統制撤廃問題を中心として総評と協同関係を保つにすぎず、部落や職場を基礎とする大衆闘争となるとほとんど行われなかつた。これが、統制撤廃反対運動を契機に、全食糧（全食糧労仂組合）と日農との共同闘争がすすめられ、恒常的な共闘態勢がととのえられてきた。日農食糧庁労組共同の農村講演会、講習会、映画会などが開かれ、労農提携の線を強化している。なお全食糧庁労組は、労農提携のオルグとしての機能を果さしむる目的で月刊誌「農村と都市を結ぶ」を発行しているが、総本部はこれに協力するとともに、日農の地方活動家にも送附して理論的実践的な武器として役立たせている。

全農林労組との協力関係は、同労組の機関誌「壁」の発行と組織の統一問題について先に委員をあげておいたが、この問題は無期延期のかたちとなつた。しかし当初から組合としては共同闘争の方針は堅持して来たのであつた。結局各農民団体の事務局の連絡会議をもつことになつた。これは毎週土

㈣　中央農業会議との関係

㈤　「日農総本部情報」の発行

組織活動の役割を果すものとして月二回発行しているが、財政上の制約その他で充分でない。

第一〇回中央執行委員会　日農主体性派第一〇回中執委は六月一〇日、衆院第一会館第三会議室で開かれた。出席者は、黒田寿男顧問、清沢俊英委員長、八百板正副委員長、上林書記長代理、大森事務局長、中府財務委員長、野上統制委員長、池田恒雄、小林孝平、板橋英雄、栗原積各中央執行委員、山田長司代、牧ノ内武人法律顧問、中村調査部長であつた。

（一般報告要旨）

①　農民団体事務局連絡会議結成について

曜日である。全農から出た佐野事務局長は都合で全農事務局長を辞めることになつたが、まだ代理が出ていない。全農連は中村吉次郎、開拓連は原、日農は大森とし、会議は各団体が持廻ることにした。最初は日農事務局でひらき二回目は全農でひらきこのときに農地法についての態度をきめた。開拓連でひらかれたときには農事会法についての態度をきめた。農地法は修正して通すこと、農事会法は反対することにした。日農でひらかれた前週の会議には農業復興会議の善後処理の問題が出た。

② 農村工作運動強化のため全農林労組との提携について

全農林労組と提携してモデル村をきめて具体的な工作に入ろうと準備している。六月中に設定する。

③ 農業復興会議善後処置について

東畑議長が辞任したこと財政上の問題から事務局を縮小し事務局長と二人の事務員位しか常置出来ない。他は各団体の応援によつて調査活動をする、近く総会をもつことになる。

④ 闘争資金カンパについての収支報告があり、収入三月、四月、五月、合計一二万九五九二円あり、支出は一二万九〇〇〇余円の支出であるという報告を了承した。

（議　事）

① 農業団体再編成について、大森事務局長からその経過について報告があり、事務局の構想が発表されたが、池田、清沢委員長、中村、野上、上林、門田等々の諸氏より質問意見が出され結局、現段階としては先ずこうした考え自体に反対だということを表明する必要がある。日農としては此の際新な組織を必要としないという立場から反対の態度をとることにした。

② 農地法について

「農地法案」に関する方針

一、日農は、山林、原野、遊休土地を含む一切の地主所有地及国有地を解放する第三次農地改革の実施を要求し、これを日農の基本的な土地政策とする。従つて、今回国会に上程されている「農地法案」は、それが現在の土地所有制度を基盤とし、しかも地主的土地所有制度の復元をはかろうとするものであるから、この法案には反対しなければならない。

一、しかし右の原則と、ポツダム政令の失効による農地制度の空白がもたらす諸条件とを勘考し、差し当り「農地法案」については左記の方針をもつてのぞむことにする。

(一) 農地の買手の資格について

農地法案第三条は、農地の買手の資格の条件として、下限を現在三段歩以上耕作を営んでいるものと規定している。この規定は、貧農への土地配分を制限し、かつ下からの農業発展を目ざす勢力の進出を抑圧するものである。農地取得の資格規定の下限は少くとも現行法にある取得後三段歩とすべきである。

(二) 「農地法案」は、本法施行以前の在村地主所有一町歩以上の小作地は政府の買収対象としないことにしているが、これは明らかに地主的土地所有の温存をはかろうとするものである。「農地法案」の施行の前後にかかわらず制限面積を超える一切の小作地に対しては強制譲渡の措置を講ずべきである

(三) 「農地法案」は、耕作を目的として創設地の売渡が行われる場合、その農地の評価価額と政府売渡価額との差額を国が徴収する（施行法案第一四条）と規定しているが、これはいたずらに不生産的な土地投資を強制し、経営の発展を阻害するものであるから旧売渡価額による売渡方式を採用すべきである。

(四)　「農地法案」は、地主に耕作能力があり、小作人は農地を取り上げられても生活に困らない場合には地主の土地引上げを認められるが如き誤解を生ずるから、小作地の地主への返還規定は削除するとともに、更にいかなる理由によるとにかかわらず地主の小作取上げは許さない措置を講ずべきである。

(五)　「農地法案」は、買収される土地の農業用施設は市町村農業委員会の認定によつて、買収非買収を決定することとしている（第一四条）が農業委員会の認定が常に適切であるという保証はなく、また、農業用施設の妥当ならざる温存は土地支配の拠りどころを残すことにもなるから、これは創設農家がその創設地における農業上の利用のために必要とし買入申入のある場合に買収を行うこととすべきである。なお、買入申入の期限は制限すべきでない。

(六)　買収未墾地の一時使用にかかわる無償使用の許可は土地の生産性の相違にかかわらないものとし、第六八条第二項但しがきは削除する。

(七)　国が管理する買収ずみの土地、立木工作物又は権利について「農地法案」第八〇条第二項は、買収前の所有者に売り払うべき場合のあることを規定しているが、この措置は旧地主の復位を認めるものであるから、当該条項は削除し、どうしても所属替が止むを得ない場合には民有共同地とするよう措置すべきである。

(八)　土地収用法は「農地法」に優先して適用される関係にあるが、土地の所有利用を保護するため、農地に対する保護規定を明らかにして土地収用法の発動を制限する措置を講ずべきである。

(九)　開拓審議会には開拓代表を委員として入れるべきである。

(十)　八二条に罰則をつける。

③　飼料需給調整法について

検討して尚研究するが、この法律は農民の保護にならなく業者を守るものである、ということになつて略々反対。

④　日農全国代表者会議

社会党中央委員会との関連の上に社会党の委員会に出る農村代表に参加を願う。

⑤　一九五二年産麦価について

麦類の統制廃止後における政府買入、売渡価格の形式方式はさきに国会を通過した食管法一部改正法律案に示されているとおりであるが、右の買入、売渡価格を審議するため六月一三日開催の米価審議会に対して、日農はつぎの基本的態度を以てのぞむ。

一、麦類の政府買入価格算定の基準時は一九五〇、五一年とする。ただし、米価算定の基準時の設定は、必ずしもこれに制約されず、別途吟味の上決定する。

二、基準麦価は生産費をはなはだしく償つていないと認められる場合にはこれを修正し、生産費を保証し得る措置を講ずる。一九五二年産麦価についても麦生産費調査が取りまとめられ次第同様の措置を講ずる。

三、消費者価格安定のための政府買入麦価算定にさいして適用さるべき制限方式はこれを厳密に適用するものとし、買入麦価プラス中間経費の合計額と右の制限麦価との間に開差が生ずる場合には、その差額は財政負担とする。

⑥　日中貿易促進について

日中貿易促進に関する声明

六月一日北京において、日本、中国両国人民代表によつて調印された「中日貿易協定」は、日中貿易再開への途を開くものであると同時に、日中両民族の友好とアジアの復興に寄与するところ大であり、その歴史的意義を無視することはできない。

われわれはわが国の経済自立のためにも、日本の独立とアジアの平和のためにも、日中貿易の再開こそ、重要な礎石となることを信じている。われわれは日中貿易の再開を契機としてアジア農業の復興と両国農民大衆の緊密なる提携を実現しなければならない。従つてわれわれは日中貿易を破壊し、日中両民族の友好を阻む一切の企図に対し断乎として闘い、一日も早く自主的にして自由な、日中貿易実現のために組織をあげて邁進することをここに声明する。

貿易管理令の制限を即時撤廃せよ！

日中貿易をはばむバトル法の適用絶対反対！

日中両民族の友好を破壊する吉田反動内閣打倒！

第一四回中央執行委員会　日農主体性派は一〇月二七日衆院第一議員会館で第一四回中央執行委員会を開催した。出席者は清沢委員長、八百板、岡田副委員長、足鹿、上林、池田、小林、伊藤中執委、山田統制委、野溝、黒田（代理）顧問、山本会計、大森事務局長、井手、稲村の諸氏である。

まず大森事務局長より、最近における日農統一派内部における運動方針をめぐる対立、右社の新農民団体結成の方針などについて報告がなされた。その他選挙の結果、日農議員団の構成、米価審議会の経過、農業団体再編成をめぐる情勢、肥料飼料問題、食糧自給促進法案などについて報告がなされた。ついで議事に入り、組織方針、全国代表者会議について討論決定が行われた。

（日農組織方針ならびに新しい組織形態について）（案）

一、従来の日農の組織と運動では

1　経済的に共通の利益を紐として組織することは部落ていどのせまい地域ならできるが、広い地域にはできない。

2　旧い支部幹部は新しい型の運動をあみ出し、又は指導する資格に欠けるばあいが多い。

3　また旧組織や旧幹部は看板だけをにぎつて、新しい組織と人の活動をカンヌキのように阻止している場合もある。

二、そこで新しい組織の型は黎明期の組織にかえつて、人物や組織の特殊性を生かした自由で適宜な、農村的農業的農民的な組織でよろしい。例えば

1　農村社会主義青年同盟的な組織

2　社会党の農村青年党員的なグループ

3　4Hクラブそのもの、又はその中の中核的グループ

4　技術の会、経営研究会、土の会、研究会、読書の会、文化活動の会などの形

5　特定の目標達成のための期成同盟的なカンパ組織、農協民主化の会

6　労組員の農村組織や労農懇談会

7　日農旧支部も活を入れる工夫は積極的にやる。かりそめにも反動にやつたりしてはならぬ。

三、以上のようなグループや組織の連合体が地区や県で作られ、これが日農の連合会になる。中央は日本農民組合連盟というような性格になる。しかし名称は日農総本部でもよく、こだわる必要はない。

四、この場合問題点として

1　財政の自主的捻出が困難となる。

2　私物（候補者のための）となる危険も生れる。

3　雑多な組織の民主的統一に困難が生ずることなど考えられるが、1、2は少数幹部の支出やカンパに頼ってボスに利用されることになるたけ多数の幹部の分担でやれば、中央地方ともこの弊害は少くなる。この点では雑多な組織ながら、それぞれ資本主義のもとでは農業はのばせぬ、農村はよくならぬという方向に大きく一致させうるから、運営上にも解決できぬほどの混乱もあるまいと思われる。

組織問題についての提案趣旨は次の通りである。

農民の共通の利益は独占資本との対立という形でつくり出されているが、農民の日常生活に即して組織しようとするばあい、個々の町村部落ごとに特殊の共通利害があり、これをぬきにしては農民の組織はできない。しかもこのばあい、この利害関係をとらえて農民を組織するとしても、これを直ちに日農という組合形態に結集することは無理である。こういう事情の農村もあるので、ここでは具体的条件に応じた任意の組織形態が考えられねばならぬ、というのが事務局提案の趣旨である。

（討議内容要旨）

(一)　提案の任意組織というのは運動の手段であつて組織そのものではない。これらの任意組織は日農の外郭組織であるべきで、それを直接日農組織とするのは、運動形態と組織形態を混同するものだ。提案通りにすると、日農は雑多な組織の連合体となり全国単一組織の原則は破タンすることになる。

(二)　しかし提案のいう任意の組織形態を運動形態としてとらえ、これを組織化する手がかりとして利用することの意義は過少評価してはならぬ。任意形態を組織運動体として日農にいかにまとめるかにはなお検討の余地がある。

(三)　農民共通の敵対物たる独占資本との闘争という一点でのみ日農活動を行うとすると、それはいわゆる農政活動にのみ終始することになる場合があり、農民運動は村の封建性と闘争するところに始めて実践的な展開の場面をつかみとることができるので、この封建的諸関係との闘争を独占資本との闘争にいかに結びつけるかが重要な問題であるとの意見がのべられた。

(四)　この重要問題は、さらに地方的な特殊な発展の諸条件をもとり入れて慎重に審議する必要があるので、次回の代表者会議に提案して全国的な討議に付することにして、その草案審議のため運動方針小委員会をもうけることとする。

小委員会はつぎの通り。八百板正、上林与一郎、池田恒雄、伊藤実、井手以誠、小林考平、芳賀貢、大森真一郎、中村迪

第二節　全国代表者会議

一一月一九日日農全国代表者会議は衆院第一議員会館において、二〇〇名の代表参集のもとに開催された。本会議は日農の組織方針について、第一四回中執委の論点を全国的観点から討論し、また土地、米価、肥料、金融に関する諸闘争、産業開発青年隊に対する態度対策、農業団体再編成問題その他を論議し当面の方針を決定するもので、日農主体性派の動向を決定する重要な会議である。

まず当面の組織方針としては、次の諸点が確認された。

(イ)　日農は階級的農民組織であり、それを特徴とする団体である。しかもそれは農民の経済的利益の一致点で結びつく大衆団体で「農民の経済的大衆団体」である。

(ロ)　組合員はどの政党に所属しても、組合としては日農と政策のより近い政党と協力関係を結んですすんでゆく。

(ハ)　日農の主たる基盤は、小数の農業労働者や浮動的な兼業貧農ではなく、多数の、勤労者的性格をもつ専業的貧農を中核とせねばならぬ。この外に、中農層を積極的に組織化せねばならぬ。この中でも昔の小作人に新たに自作化した層は運動経験もあり、運動に入り易いが、中農は全体として経営改善に利益をもつ小商品生産者であり、改良主義的傾向におちいりやすい。

(ニ)　富農は事実上は中農上層にぞくし、保守的である。これは同調または中立させることに努力すべきである。要するに、日農の組織対象は「専業的な貧農を中核とした広汎な耕作農民である」。

なお決定された組織方針として、最近の農民の動向に対応しどういう方向に闘争を展開しどう組織化するか、また劃一的なものでなく、地域の具体性に応じいかに組織化するかについてものべている。すなわち前回中執委で問題となつた点は次のように決定された。「恒常的な基本組織としての日農の組織は劃一的な組織形態をとりそれを強化するという方向をとるべきであることは、闘争の地域性を考えても依然として変更すべきでない。それは日農自体の階級的性格と考え合わせれば当然である」。

いわゆる任意の農民組織は積極的にその組織と成長に努力し、これらを日農に有機的に関連させまた直結させる方針を講じなければならぬというのである。

これで、中執委以来の組織方針に対して一定の結論がでたわけである。なお同会議の決定はすべて、つぎにかかげる通りである。

（日本農民組合当面の組織方針について）

(一)　われわれはなぜ当面の組織活動方針をたてなければならないか。

1　講和後のわが国の政治経済情勢やとくに農村内部のいろいろな動きや変化に対応して日農の果す役割は非常に重要になつてきた。

2　農業団体の再編成問題や産業開発青年隊の問題などにその傾向が端的にあらわれているように、反動的な政治情勢を反映して農村に対する官僚支配が強められてゆく傾向があるので、このような逆コースと闘い、農村の民主化をおし進めるためには、どうしても日農のような階級的農民組織を強化してゆくことが必要になつてきた。

3　また、それとは別に、運動内部の関係をみると、最近において政党間の離合集散がはげしくなり、それがまた農民運動にも反映して、動揺し分裂の危険があるので、組織の確立をはかり日農本来の活潑な活動を展開することが当面の急務となつてきた。

4　ところが、一般にいわれているように農民組合運動は農地改革が一段落つくといろいろな原因はあるのだが、急速に沈滞してきた事は争われない事実である。いま、農村は再び深刻な不景気にみまわれているし、農民は何とかしなければならないと起ちあがる気運にあるのだが、運動が全体として弱まつているのでこのような農民大衆の動きを急速にとらえて、これを日農の組織の中へ組織し、広汎な闘争へ動員できないような状態である。だから、客観的な情勢の上からも、日農の組織の現状から考えても、現在の組織を確立するためにも、また運動全体を強化するためにも、われわれは現在のいろいろな事情を考え合わせて、当面どんな組織活動方針をとつたらいいか、充分検討し、方針を正しく樹立しなければならないのである。

(二)　戦前における農村の階級関係はどうであつたか。

1　そこでわれわれは、農民運動はどうなければならないか、組合の組織は現在までの形態でいいか、その性質にも変化がないのかといつたような根本的な問題にふれなければならない。そのために、戦前の農民運動の性格がどんなものであつたか、農村の階級間の関係はどんな風であつたかといつたような点をまず考えてみなければならない。

2　戦前においても、農業労仂者もあり、農業の経営規模の点からみれば、貧農、中農、富農というような各層もあり、さらに寄生地主もあつた。だが、農民運動の面からいうと、勿論単純にいいきることはできないが、大体において、地主対小作人の対立関係が、もつとも重要な階級的対立関係としてあらわれていた。すなわち、農民運動は殆んど土地中心の闘争であつた。

3　そこで農民運動の主体的な勢力は貧農小作人であり、これに中農的な自作農民が加わつていたのである。

（三）農地改革後の農村の階級関係はどのように変化しているか

1　農地改革の結果として、いままでの寄生地主は殆んどなくなつた。小作地の保有も一定の制限のもとに許されているのであるから、地主というような形は残つているが、地主がその土地の改益で食つていくということは不可能になつた。そのことは地主が地主としての経済的な基盤を失つたことを意味するのである。

2　それでは旧地主、現在の地主の現状はどんなものであるか。これには二つの形がある。一つは地主ではあつてもその生活を自らの耕作に依存する耕作地主――自作農化した地主で、他は農業からはなれて、いままで蓄積していた財産で商工業や株式投資や農協その他の団体の役職員やいろいろな事業などに関係して、そこに生活の基盤をおいているものである。

3　山林地主の場合は農地改革が山林解放にまで及ばなかつたので、依然として旧来のままの山地主としての経済的基盤をもつている。

4　経営規模の上からみたいろいろな農民の階層のなかで、富農とみられるものはわが国の農業の経営が一般に零細なので極めて少いが、全然ないわけではない。ただ、一つの独立した勢力としてみる程にはまとまつていないとみられるのである。

5　中農とみられるものには、農地改革の結果として自作農化した、比較的耕作面積の多い旧小作農および戦前からの自作農とがある。旧自作農と新たに自作農化したものとの間には基本的な差はないが、経済的な基礎については一般的に強弱の傾向をみられる。それは新しい自作農が比較的に経済的に弱く、経済変動に対してそれに耐える力が弱いので、動揺的であることは、無視できないであらう。

6　中農層の他の特徴は当然のことではあるが、戦後特に独立自営の耕作農民――専業農家としての、商品生産農家としての傾向を強めているということである。

7　貧農と呼ばれるものは、農業だけでは生活が維持できず、多かれ少かれ、農業および農業外の賃金収入などによつて生活を維持する農民層であるが、農業収入を主とするものと、農業外収入を主とするものとがある。

8　農業労仂者はわが国の農業が資本主義的に立ち遅れており大規模な資本主義的経営を欠いているので、純粋の意味での農業労仂者は少い。多くは作男作女、出稼労仂者、分散的な一時的雇農といつた形で、全体としての数も少く、かつ分散

的で農村内部の一つの勢力を形成することは極めて困難な条件のもとにおかれている。

9　以上のようにいろいろな層が、複雑な形で存在するわけであるが、これらのいろいろな農民層の間の階級的な関係は、いうまでもなく複雑な形をとつている。純粋な意味での、むずかしく云えば、経済学的な範疇においての階級対立を農村内部に求めるとすれば、まず、山林地主と山に依存する一般農民との関係であろう。これは山林を通じて搾取被搾取の関係にあると同時に、封建的なれい従関係がそこにみいだされるのである。

10　地主小作の関係はその限りでは階級的な対立をなすのであるが、いずれもその比重は軽く、総体的にみれば、地主小作農との対立は実質的には本来的な階級対立とは見得られないのである。雇農と雇主との関係もまた前述するように農村内部の階級対立としては基本的なものをもつていない。

11　このような事情を顧みれば、現在農村内部には厳密な意味での画然とした階級対立はみられないので、階級関係が稀薄になつてきたということは争われない事実である。

12　ただ山林地主、旧地主の多くやそれにこれらと同調する富農、中農の一部は農村内部における保守的な支配勢力を形造つているし、また最近の反動的な情勢に勢づけられてその傾向を強めてきた。それらの支配勢力が中貧農層と対立関係にあることは見のがし難いところである。

（四）　農村におけるわれわれの主要な敵は何であるか。

1　農民層の階級的区分、各層の基本的な性格等について前章でみてきたが、そこには戦前の地主小作のような階級的対立が画然としてあらわれていない。それでは農民運動の立場から、われわれの主要な対立物―敵を農村内部に求めることができるのであるか。そこでわれわれは農民がどのような階級間の問題されているか、搾取被搾取の関係がどのような階級的な関係は、としてとらえられねばならないかということを考えてみなければならない。

2　農業内部の関係を通じての搾取被搾取の関係は、戦後においても、地主と小作、山林地主と山林利用農民、雇傭主と被雇傭農民などの関係を通じてなお厳存し、その関係も決して弱いものではないが、ただ、それらが局部的であり、分散的であり、全農業の基本的な階級関係とはみられない。

3　戦後の、特に農地改革後の農民は、誰に、そしてどんな方法で収奪されているかというと、一般にいわれているように「資本による収奪」ということが特徴的にみられる現象である。資本による農民収奪は、資本主義制度の下にあつては、いかなる時代にもあるのであるが、ただ戦前においては、地主の収奪が最も大きく農民生活に致命的な打撃を与えていたので、地主小作の関係が基本的な階級対立となつていたのである。

4　資本による農民収奪には二つの形がある。それは直接的な収奪によるものと、間接的な収奪によるものである。そして現在の政治経済の在り方から考えると、間接的な収奪の方が基本的なものである。

5　それでは間接的な収奪はどのような方式で行われるか。わが国の資本主義は、独占資本主義の段階に入つており、独占資本が政治経済を支配している。国家権力も必然に独占資本の農民収奪は、国家権力にぎられている。そこで独占資本の傀儡である反を通じて、もつと具体的に云えば、独占資本の

動政府の反農民的な政策を通じて収奪しているのである。すなわち、財政、金融、価格、食糧管理などあらゆる政策を通じて農民の収奪は行われているのである。

6　さらにまた、戦後占領治下にあつた日本、実質的にはアメリカの占領治下にあつた日本、そしてまた講和後においては、アメリカ独占アメリカの隷属国家となつた日本においては、アメリカ独占資本とそれと結合した国内独占資本との二重支配の下におかれている。従つて、われわれ農民の主要な階級的対立物はアメリカ帝国主義であり、それと結合した国内独占資本である

7　次に資本による直接的な農民収奪はどのような形で行われているかというと、養蚕農家に対する製糸資本、酪農に対する明治や森永資本の関係に典型的にみられるように、生産物の低価格による収奪であり、また、肥料や農機具などの高価格による収奪、流通過程を通じての農民収奪である。このような意味で、農民は資本一般と階級的に鋭く対立しているのである。

8　独占資本による主要な農民収奪は、国家権力を通じて、反農民的政策を通じて行われるので、政策の浸透と資本の支配を容易ならしめるために、農村に対する官僚の支配体制の確立ということが、最近の傾向として顕著にあらわれてきた。農業団体再編成はその一つのあらわれである。

9　それと同時に、農村内部にもこれに迎合する勢力として、おおむね地主、旧地主、山林地主やこれに同調する富農中農の一部などで形づくられる保守的な農村支配勢力が擡頭する。これらの農村支配勢力は村政、農協その他の団体または、いろいろな機関のボス的な支配によつて、供出、土地政策、その他いろいろな農村内部の問題を通じて一般耕作農民と利害の対立を伴う場合が少くないのであるから、また個々の問題における利害対立の関係を通じてこれらの勢力は一般耕作農民の対立物となるのである。

（五）　日農は農民のどのような層に階級的な基盤を置き、そしてどのような層を組織しようとしているのか。

1　日本農民組合は、わが国の農民運動の歴史的な発達の過程——その戦闘的な伝統からも、農民解放の歴史的な必然からも、階級的農民組合としての性格をもつたものであるが、はいろいろな形で、いろいろな性質をもつている。農民の運動日農は階級的な立場に立つているところにその特徴がある。

2　農民組合はいうまでもなく、政党や政治団体と違つて、政治的な意見の一致したもので組織されているという性質のものでなく、農民の経済的な利害が一致するものの結合体であるというところにその特徴をもつているのである。それは飽くまで農民の経済的な利害が一致するものの結合体であるというところにその特徴をもつているのである。それは飽くまで農民の経済的大衆団体である。ただ今日の農民の要求が、経済的な要求であつても政治的な解決によつて、その目的が達せられるものの多いという関係から、政治的な色彩を多分にもつているということがいわれるに過ぎないのである。

3　そこで、政党との関係をみると、原則として、組合員個人としてはどんな政党に所属していてもいいのである。ただ、組合全体としては、農民の解放が資本主義の下では完全になされないという立場から、反資本主義的な社会主義政党と協力関係を結んで運動を進めているという方針をとつているの

である。どの政党と最も密接であるかということは、その政党のかかげる政策が組合の政策により近いか農民大衆の利益を守つているかどうかということによつてきまるのである。つまり、政党と組合との関係は政党の政策を支持し、これと協力関係を結んで進む点にあるのである。

4　日農が農民の経済的利害を代表して闘う大衆団体であるといつても、ただ漠然と全農民の利益を代表するというのではない。貧農を階級的な基盤とし、その上に立つて、広く耕作農民の利益を代表して闘うというところに、日農の階級的性格をもつているのである。わが国では農業労働者は少数であると同時に分散的であり、また、貧農のうち、農業外の収入に依存するものは、浮動的であり、これを農民運動の中核として組織することはできない。矢張専業的な貧農が、数の上においても多いし、勤労者的な性格もより多分にもつており、さらにこれらの農民層がそれ自体として自立することができず、農業の社会主義化によつてすくわれるものであるし、より多く階級的自覚をもち得る性格をもつているので、これを中核とし、その階級的要求――それは単純に貧農の素朴な要求のみを意味しないが――を中心として行かなければならない。

5　さらに、われわれが組織対象として積極的に獲得しなければならないのは、中農層である。中農層のなかでも、新たに自作農化したものは経済的基盤も動揺的であり、小作人として生活経験もあるので比較的運動に入り易い階層である。中農層はただ全般として、階級的な観点からみれば、小商品生産者としての小ブルジョア的傾向が強く、また、農業経営の改善によつて富農化し得るという考え方に陥り易く、農業における資本主義的矛盾を自覚することが少いのであるから。このような階級的性格からそれ自体の要求が小ブル的なものになるのは必然である。中農中心主義の考え方が多かれ少かれ改良主義的な傾向に陥入り易いのは、中農のもつこのような性格を基礎とするからである。

6　わが国の農業において富農と呼び得るものは極めて少数であり、また、山林地主や一般地主を兼ねているものも多く、一般にいわれている富裕農は階級区分からむしろ中農上層に属するのである。これらの層が主として保守的であることは必然であるが、独占資本に対する農民の共通利害の上にたつて、機械的に対立することなく、同調者あるいは好意的中立の立場に置くように努力すべきであろう。

7　要するに、われわれの組織対象は、専業農家的な貧農を中核として、広汎な耕作農民であるといわなければならない。

（六）　最近の農民の動向に対応し、どのようにこれを組織化するか。

1　強力な組織は闘争を通じてのみ得られる。だが、闘争が農民の動向と一致したときに農民の強い支持をうけて、これを組織することができる、最近の農民の主要な動向に対応してどのような方向で闘争を展開し、農民大衆を組織化するかということが当面の課題となる。

2　農村の不況は一般的な景気反動のあおりを喰つてますます深刻になつてきた。農家経済の窮迫と農業経営の破綻がわれわれ農民の目の前に迫つている。そこで農家経済を維持するための農民の経済的要求には切実なものがあるのである。

3　ところが一面では政府の農業政策の破綻や、政治情勢の切迫等のために、われわれの運動が勢い政治的な面に集中され

易い傾向にある。この点から農民の切実な、そして直接的な要求との間に若干の開きのできたことは否み得ない事実である。そこで、地域的な問題にせよ、低い段階の経済的な要求にせよ、どんな細かな問題でもこれを克明にとらえて闘い、闘いを通じて農民大衆を積極的に組織すべきである。

4　次に農地改革の結果として、一般農民が自作農化した。このことからまた農業経営の改善に対する一般的な関心も高まつてきたし、また一方では前述のように経済的な行詰りからこれを脱却するために増産や経営方法の改善によつて目的を達しようとする要求も強くなつてきたことを忘れてはならない。

5　このような傾向を無視することなく、積極的にこれをとらえて闘わなければならない。このような方面の運動はわれわれは軽視したのではなかつたが、積極的に全国的運動としては取上げるまでに至つていなかつた。ここに新たな運動方向を展開しなければならない。だが、一時盛んであつた農事研究会運動が今日頭うちの傾向にあるのは、経営改善、技術指導といつた運動には一定の限界のあることを物語るものであつて、われわれは農政の問題と切離すことなく、政治的な、経済的運動を同時的に持ちこまなければならない。単なる篤農運動に堕するならばそれは富農的運動であり、小ブル的運動以外の何ものでもなく、資本主義制度の矛盾に目を覆わしめることになる。

6　前述したように、農村内部の階級対立の稀薄化と、資本の収奪に対する全農民の利害の共通性が強められてきたというような傾向に対応して、独占資本との闘争——金融、租税、米価、肥料その他の闘争を強力に展開し、広汎な農民大衆を動員し、これを組織化しなければならない。ただ、これらの運動に、階級的な指導性を確立し、貧農層の要求をも結合して闘うことが必要なのであつて、それなくしては、請願、陳情運動や妥協工作に堕する結果に終ることは明らかである。

7　広汎な農民の共通利害の上に立つての闘争ということが、全農主義だと考えられるようになると一つの偏向を犯すことになり、上層農家のボス的指導が強められて、運動の階級性が失われる。

税金闘争において農協その他との共同闘争がいつも妥協に終り、日農独自の闘争で常に勝利を収めている各地の事例はこの間の消息を語る一つの証左である。

（七）農民闘争は地域的に多くの違いがでてきた。これに対し組織の形態はいままでのような画一的なものでいいか。

1　最近の農民運動には一つのきめ手がない。全国的規模で展開できる闘争が少なく闘争は地域的な差違が多くなり、同時に分散的になつてきた。このような傾向にあわせてどのような組織がとられなければならないか。

2　恒常的な基本組織としての日農の組織は画一的な組織形態をとり、それを強化するという方向をとるべきであることは闘争の地域性を考えても依然として変更すべきではない。それは日農自体の階級的性格と考え合わせてみれば当然である。

3　だがこの原則を機械的に墨守して、組織を硬化し、動きのとれないもの、闘争の展開をはばむようなものとなつてはならない。農業地帯別にもいろいろな組織が作られてもいい。また、農名称もいろいろ適宜なものが、用いられてもいい。また、農事研究会、酪農研究会、酪農組合、養蚕、開拓民などの組織が作られてもいい。各地の状況、周囲の事情等に応じ、無理の

ない組織が作られることも、日農支部結成を直接に作ることができない場合とかその適切な場合には積極的に作られていい。ただ、これらの任意の組織と、日農組織との有機的な関係あるいは直結せしめるというような方途が講じられなければならない。各種会合にそれらの代表を加えるという形がとらるべきである。そしてそれらの任意な組織が実質的に日農支部の水準にまで高められたときに、名称の如何にかかわらず、日農組織に全的に加えしむべきである。

4　4Hクラブその他、日農とは別に全国的組織の一環として作られた組織については、日農組織との有機的連携を保つとともに、その組織メンバーを日農組合員に獲得すべきである。

（農業団体再編成に関する件）

（一）　再編成構想の階級的性格

政府ならびに農業界のボス勢力によつて企団されつつある農業団体再編成は独占資本の農村支配体制確立の一環として、農業団体の官僚支配の強化、翼賛団体の育成による農村の保守勢力の擡頭を企図するものであり、農村の民主化を阻み、民主的農民運動、農協の民主化運動に対抗せんとするものである。

（二）　政府構想に対する批判

1　農業委員会を農民の利益代表機関とし、さらに農業改良普及補助員を配置せんとしているのは、行政機関の末端機構を農民の利益代表並びに技術指導の組織とせんとするものである。

2　農業会議所は法制化された各種農業団体を官僚支配下に糾合し、民主的農民組織の自主的活動を否定し、翼賛団体の意見を「全農民」の自主的主張にすりかえようとするものである。

3　農業協同組合中央会の構想は、農協のそれを官僚の支配下に置かんとするものであることは、農林大臣の監督権の拡大、府県段階農協の自立性の否定、実質的な強制加入等の点をみれば明らかである。

（三）　各団体の動向批判

1　農業委員会全国協議会は農業委員会を改組し、翼賛的系統組織を作ろうと主張しているのであるが、われわれは、これに対し全面的に反対する。

2　農協は新団体の結成に反対し、国費による農業技術員の単位農協への配属を主張しているのであるが、問題を本質的に考えず、政府補助金の獲得にのみ強い関心を持つていることは批判されなければならない。

（四）　日農の基本的主張

1　農民の利益代表機関は農民の自主的組織たる農民組合以外にはない。

2　農協はさらに民主化する必要があるが、農民の自主的経済団体としてこれを強化すべきである。ただ、その農政活動が一般的政治活動に堕し、農協自体の指導、経済団体としての農政活動の展開を忘れている点は是正されなければならない。指導連は総合的指導機能を効率的に発揮できるように、改組さるべきである。

3　農業の技術指導、経営指導は所謂「国策」の官僚的おしつけでなく、飽くまで農民経済を基礎とした農民の要求に応えるものでなければならない。

4　国家の手による技術体系の確立が望まれる。すなわち、農事試験場を改組し、農業大学と有機的な関連のもとに、生産

技術ならびに経営技術の実験研究、その成果の普及組織を綜合化して、技術センターを作り、技術の高度化、指導員の質的向上をはかるべきである。

5　町村段階には、サーヴィス・センターを置くとともに各部落に各種団体員中の適任者を技術普及補助員に依嘱し、末端への技術浸透に備える。

6　サーヴィス・センターは国費をもつて設置し、その指導管理は農協に暫定的に当らせる。

（産業開発青年隊に関する件）

農村の二、三男対策として目下各県において結成され動員されている産業開発青年隊は、その発足の経過、運動の指導方針、動員の実情などからみて、明らかに農村二、三男を反動的な国家主義運動の組織結成に動員し、準備しようとするものである。しかるに、政府は、従来各県における地方的施策として分散して行われてきたこの青年隊運動を、いよいよ国家的政策として統合実施するためその法制化の検討を進め、一九五三年度においては予算化する意図をさえもつに至つた。われわれは窮乏しつつある農村二、三男に職業を与えるというエサで農村青年に幻想をふりまき、農村青年をファシズムへとかりたてる産業開発青年隊運動に断乎反対し、特に日農組織化の青年を中核として青年隊運動を粉砕し、農村にしのびよるファシズム化への政策と強力に闘わなければならない。

一、産業開発青年隊の意義とその実情をバクロ宣伝し、保安隊反対、徴兵反対の運動とならんで、産業開発青年隊反対運動をおこす。

二、既に産業開発青年隊に参加したものに対しては、青年隊の本質、任務の反動性を認識させて脱退運動および青年隊の待遇改善闘争を組織化せしめるよう善処する。

三、建設省の地方建設所労組、自治体労組その他の労組と提携して公共事業の不正をバクロし、公共事業の民主化を要求するとともに農村の二、三男に職よこせ運動を展開し、この闘争を通じて、農村青年の日農への組織、反ファッショ闘争を大きく推し進める。

（米価対策に関する件）

一九五二年産米生産者価格についての政府のやり方は、基本米価を低くし、たくさん米を売る余裕のあるものに厚い奨励金を与え、逆に貧しい農家には、低米価供出による現金不足のため飯米をさいて奨励金獲得のため供出を余儀なからしめるようなきわめて惨酷な農民分解を促進する方法をとつた。われわれは、政府のこのような悪質で反動的な、農民を分裂させる米価政策に断乎反対し、

一、米価の再生産をつぐなうべきであることというわれわれの基本的な要求にもとずいて、当面の米価対策として

二、一九五二年産米生産者価格の決定の仕方は、米の再生産を確保することを旨とするという食糧管理法第三条の米価決定条件に関する規定に違反するものであるから、政府の法律違反を指摘し、われわれが生産費計算にもとずいて要求した米価一万〇一四円と政府決定の米価七五〇〇円の差額追加払の獲得運動を組織する。この場合われわれのこの要求を積極的に支持する協力政党とは密接に提携して裁判所への提訴あるいは、われわれの要求米価の実質的確保を保証するための米にかかる所得税の減免運動を展開する。しかし、以上の闘争は単に中央における陳情、請願運動や国会対策のみに終つてはならず、われわれはこれらの闘争を広汎な大衆のなかに、むしろ大衆の抵抗運動

として推進させなければならない。このため、

三、農協組、農業委員会、村役場その他によびかけこれらと提携して農村のあらゆる機関、組織を動員した統一的な抵抗組織を結成し、一万〇〇一四円米価あるいは所得税減免措置が実現するまでは、米価の自主管理、供米の農協保管などの主張をかかげて各地域で強力な抗議運動を推進する。

この場合、供出代金の収入がなく、現金に困る農家に対しては農協組の一時貸付を行わしめるとともに、これに必要とする農協資金を県あるいは中央金庫に融通させる運動をおこして、この闘いを強めなければならない。

四、さらに以上の闘いを推し進める場合、われわれは常に消費者米価についてはその引上げ反対、二重米価制度の実施の要求を同時にかかげて、政府に対して労仂者と農民とを米価をめぐつて分裂させる工作の余地を与えないように努力しなければならない。

（肥料対策に関する件）

一九五〇年八月の肥料統制撤廃以後、特に朝鮮戦争が勃発してから農民は肥料の値上り反対、二重米価制度の実施の要求をの生産と生活を脅かされてきた。

この間政府は、肥料価格の安定に名をかりて肥料独占資本の利益に奉仕する間接統制の実施を企図したり、また最近における肥料滞貨の激増、値下りに直面するや、肥料独占資本と全購連とを談合させて価格維持のための安定滞価格を設定し、さらに滞貨救済を目ざす肥料購買資金融通を法制化しようともくろむなど、全く農民の利害を無視し、肥料独占資本の擁護をのみ中心とする施策に終始している。

われわれはかかる政府の反農民的、農業破かい的肥料政策に反対し、当面つぎの要求のもとに肥料の農民的確保のため闘わなければならない。

一、政府は安い肥料を適時必要な量だけ農民が確保できる政策的保証の途を講ずるため、ただちに再統制を実施すること。ただし、この場合肥料企業に対する補給金支給制度はとらず、価格補償のために必要なる場合には、農民に肥料購買補助金を支給すること。

二、国内の労仂者、農民の犠牲によるダンピングを防止するため輸出肥料の価格は国内価格を下廻らないこととし、輸出量は国内需給量を超える分に限るとともに、いかなる形いかなる仕方であるにかかわらず、肥料企業家による輸出、販売機構の独占的形成は禁止すること。

三、肥料産業の軍需産業への轉換に徹底的に反対し、わが国肥料産業の平和的発展を確立するため中国その他民主民族国家に対する平和的輸出を促進すること。

四、農協組には肥料に関する肥料企業家や政府とのナレ合談合や営利本位の価格づけなど断乎としてやめさせ、肥料に対する農民の要求を守り、特に貧しい農民に対するカケ売り、肥料商に隷属してゆく窮迫した農民の救済など、農民の農協組として進む途を確立させ、反農民的政策と搾取する勢力に対する農民の闘う戦線の一翼とならしめること。

（金融対策に関する件）

農民は打続く災害の発生、農産物の低価格、課税の重圧によつて農業資金に窮迫しさいきんの農業手形の利用状況によつてもわかるとおり、毎年の営農資金に欠乏している。よつて政府はこのような農民の窮状を打開し、食糧生産を確保し、農業発展のため、すみやかにつぎの金融上の措置を講ずべきである。

一、短期営農資金について
(一)　短期営農資金の円滑な供給を確保するため、農業手形制度を改正し、融資対象種目を合理化し、かつ、融資手続を簡素化すること。
(二)　農業手形制度の貸出し期間を融資対象種目及び地帯の実情に即して合理化するとともに利率を低減せしむること。
二、長期営農資金について
(一)　農林漁業特別融通資金を増額すること。
(二)　農林漁業特別融通資金の融資対象を拡大し、融資対象に応じて金利の引下げ、償還期限の延長をはかるとともに融資手続を簡素化すること。
三、米の供出代金については、すみやかに支払うよう措置するとともに、供出と同時に代金の半額前払いを実施すること。
（山林開放闘争に関する件）
農地改革は、地主に小作地の保有を認め林野には全く手をつけないで地主に残し、かくして地主支配の基盤を温存し、農民に対する地主支配の大きな支柱を確保せしめている。われわれは農村の農民的民主化、農業の自由な発展を獲得するため、
一、一切の地主保有地の農地とともに山林と原野の解放を要求し
二、山林労仂者と提携して林野解放をめぐる農民の要求を組織し
三、林野の農民、労仂者による解放、管理、配分、利用の実現を目指して闘い、
ギマンにみちた農地改革をフンサイして一切の土地、林野の農民的利用を保証する第三次農地改革を闘いとらなければならない。
（参議院議員選挙対策に関する件）
明一九五三年四月改選の参議院議員選挙については、この選挙闘争を組織強化闘争の一環たらしめる基本方針のもとに左記によって日農推薦候補者を選定し、必勝の選挙対策を確立する。
〔記〕
一、日農推せん立候補者適格条項
(一)　日農組合員であつて、第一線で活動し今後も活動し得る人
(二)　保守政党に所属または支持関係をもたないこと
(三)　日農総本部が推せんするもの及び県連の機関で正式に推せんして総本部に申請されたもの
二、必要な処理事項
(一)　日農総本部に「参議院議員選挙対策委員会」を設置し、推せん候補者の認定、政党、民主団体との連絡調整その他選挙対策上の必要事項の処理にあたらせる。
(二)　組合は原則としてその推せんする候補者につき政党の公認を求め、政党と協調して対立、競合を生じないように努力する。
(三)　推せん候補者の決定にあたつては、農民組織、農業団体、労仂組合など民主団体と積極的に連絡を保ち、民主勢力の支持を得るよう努力する。
(四)　候補者のない場合には、日農と協力し勤労大衆を代表して闘う適格者を支持応援する。
（財政確立に関する件）
一、財政確立活動は、わが日農の当面における真に切実な問題である。これまでにも、日農の財政確立については多くの提案がなされ多くの試みがなされたが、それらのいずれもの成果がまことに不充分であつたことは深刻に自己批判されなければならない。問題は財政活動が正しい意味での日農の活動になつていないところにある。
二、財政確立活動は、なによりもまずわが日農の活動の一環とし

て真に大衆的基盤の上に生き生きと展開され、大衆の中から財政活動が高揚し、闘争と財政活動と統一が実現されるのでなければならない。すなわち、われわれにおける財政活動は、単に寄附金を募集するようなものであつてはならないのであつて、財政的任務がわれわれの活動の組織的任務と実践を通じて統一されて、はじめて、それは大衆の生活に根をおろした活動の一環となり得るのである。

三、われわれはこのような「全集め」を目的とする活動であつての強化拡大を実現するため、これまでの財政活動に現われた非大衆的な大きな立ちおくれを克服して、農民運動の高揚、宣伝組織活動の飛躍的発展のために努力しなければならない。われわれの敵は、国家財政を使つて、独自の巨大な財政活動を行つて、いまや農民を農業会議所に結集し、農民を国家的に掌握する活動にのり出し、農民運動をおしつぶそうとし始めている。従つてわれわれの財政活動は、大衆闘争を発展させるために必要であるばかりでなく、いまや強力な敵階級と対決しつつあることを深く強く知ることが必要である。

四、このことは、当面している財政活動が単に一部有志や一部活動家の仕事ではなく、真に日農の全力をあげて取り組まなければならない仕事であることをわれわれに指示している。財政活動は、すみやかに、従来の一部の人々による単なる金集めであることをやめて、まさに農民を収奪し圧迫する農民の敵との闘争題目となつていることを知り、財政活動を農民自身のものとしなければならない。

五、このような財政活動に引き移行を信頼するということである。日農の政策を根気強く大衆の間に宣伝し持ち込み、日農がなければ今日の段階では農民を軍事基地のための土地取り上げから守り、農民に対する地主支配を根絶するため山林の解放を要求する闘いを進めることも出来ない以上、この日農を守るためには、この日農の活動には資金が必要であり、資金がなくてはなにごとも打開できないことを大胆に訴えるならば、農民は必ず日農の財政を支持し、日農の財政活動に協力してくれるにちがいない。この確信こそがまさにすべてのわれわれの活動の基礎であり、この確信こそは、農民の闘争のエネルギーに対するわれわれの限りない信頼によつてはじめて可能なのである。

六、農民の生活は苦しくなつている。この苦しい生活のなかから農民が出すたとえ零細な一〇円であろうと、一と握りの米であろうと、それらは、農民の変革と農業の発展を求める農民の闘う意志の現われであることを農民に自覚させ、農民自身はこのなかで日農の組織を通じて、階級的に固く連帯している、ということを強調し、これによつて農民自らが自分の団結を固めているのであることを意識させる必要がある。農民のフトコロが苦しくなつているので、財政活動を躊躇するということは、われわれの財政活動を単なる金集めとしか考えず、財政活動がもつ組織的な任務を深く考えないところから生じる誤りである。こういう態度ではいつまでたつても経営と生活の破綻しつつある農民を、恒常的に日農に結集させ、苦しむ農民の要求をつかむことができず、組織的任務としての財政活動はついに発展することはできない。

七、農民の解放をめざす闘争を勝利に導くためには、この闘争の中核的組織体である日農の財政的基礎が強固であり、当面の困難な闘争を勝ち抜くために充分耐え得るほどのものでなければならない。このことは既に指摘したように、日農の活動が農民

大衆の信頼のなかにある限りない支持によつてのみ可能なことである。日農の財政は日農の政策と活動を中心に結集し闘う農民大衆によつて守られなければならない。それは、わが日農の政策の宣伝、説得の活動と不可分であり、これを運動へ訓練し、たえず日農の組織を拡大し組合員をふやしものと切離すことはできない。

八、それゆえ、日農財政確立運動は、組織確立のための運動と統一して発展させられ、基本政策の確立運動として推し進められなければならず、従つて、日農の日常的な恒常的な基本活動を通じ、基本財政の確立がなければならない。この活動は、そのときどきの特定の闘争に結びついた財政カンパ活動と混同されてはならず、それに解消されてはならない。この基本活動がよく行われていなければ、いかに個々の闘争に伴う財政活動が活潑に行われても、それは恒常的な組織活動と結びついていないから、闘争の終結とともに消えてなくなる。わが日農にとつて現在の段階においてなによりも必要なことは恒常的な組織活動と結びついた基本財政の確立である。

九、基本財政の確立が、組合費の納入の問題に決定的に依存することはいうまでもない。しかし、それだからといつて基本財政の確立を単に組合費納入促進の活動と考えてはならない。なぜなら、財政の基礎は常に大衆の中にあり、農民の日農に対する信頼を支柱にするのであるから、日農の財政を訴え、農民をして日農の政策を理解させ、支持させることによつてのみ恒常的な基本財政は確立されるからである。このため基本財政確立のための組合費納入促進の活動は、なによりもまず機関紙の活動と結合させなければならない。機関紙は、日農の政策、活動を農民に理解させ、農民の意識を高め、農民を日農に固く組織する恒常的な組織者としての役割を果すのであつて、機関紙活動の強化と拡大は基本財政活動の環である。

一〇、はじめはどんな小さな、貧しいガリ版ずりの機関紙でもいい。この機関紙を農民のなかに持ち込み、辛棒強く農民に訴え、農民の機関紙に対する支持をかく得し、そうすることによつて機関紙代の回収を中心とする基本的財政確立の出発点を据えることが大切なのである。

機関紙活動が伴わない財政活動は組織的な財政活動というこ
とはできないし、また、機関紙代の回収が伴わない財政活動は
組織的な機関紙活動ではない。

こういう機関紙活動が強固な組織活動となつて、はじめて、
強固な基本財政活動の基礎が据えられるのであり、組合費納入
もこういう基礎が確立されてはじめて大衆の信頼ある理解のも
とに促進されることになるのである。

一一、昨年三月全国大会以後、総本部は、これまでにない極端な悪条件のなかで活動を行つてこなければならなかつた。総じて総本部活動は、日農という全国単一組織体の中軸部である機能をほとんど失い、地方組織の活動からほとんど断ち切られ、わずかに限られた中央活動に終始することによつてその存在を示し得るにすぎなかつた。その原因の第一のものとしては、財政の極度の窮迫をあげることができるが、それとともに、地方組織の活動が中央にあがつてきて、中央を下から突きあげるという関係が全くみられず、活発な闘争を行つている地方組織があつても、それらは、地方のワク内にとじこもつて、地方的なセクト主義におち入り、わが日農の運動の全国的な連帯性に無関心になつてしまつていることに総本部活動の沈滞のもつとも重

大な原因がよこたわつていることを指摘しなければならない。

この地方的セクト主義が、たとえ零細であるにしても集まつた組合費を割いて総本部費として納入することをさまたげてきたのであり、この地方的セクト主義こそが、総本部の機能をマヒさせた有力な原因であつたことを否定することはできない。

この地方主義的セクト化への傾きは、運動の全国的規模における固い結合と発展のためにも、基本財政確立のためにも早急に克服されなければならない。

（日農上越協議会の運動方針について）

まえがき　戦後日本農民組合が発足してから既に七年、われわれはこの間、農地改革を中心として、供米、税金等の闘いを経験してきたが、農村がいかにも発展するかに幻想された農地改革は依然として零細農とおくれた生産様式をそのままにして、かつての小作料に比して勝るとも劣ることのない農業課税等、仂く農民は少しも昔と変らない状態にあり、反動的な吉田内閣の農政は再び青田売り、旧地主の復活、娘売り等、農村を絶望のどん底におとし入れようとしている。

今や農村の隅々にまで不平不満の声はみなぎつている。然るに起ち上るべき農民組合の実情はどうかといえば農地改革後、ただ土地を持つたという満足感から組合は殆ど壊滅状態にあり、自信を失つた指導者達は為すべき術すら知らない状態である。われわれはこの立ちおくれを速かに克服して仂く全農民の先頭に立ち、この不平、不満を組織し、仂く農民の生活安定と新農業組織の確立のために闘わなければならない。それにしては余りにもわれわれを取巻く周囲の情勢は、結成当初と著しくちがつた様相を呈しており、今やわれわれ民主的革新陣営は攻勢というより守勢の立場にたちその前途は極めて多難であることが想像される。そのようなことがあつてかどうか、すでにわれわれの陣営の中から反動攻勢に屈服し、自らその手先となつて革新陣営を混乱し、それを売り物にする右翼分裂主義者が出てきた。われわれは過ぐる臨時大会に於て、かかる農民を売り物にする徒輩を一掃したが、われらはさらに、仂く農民と共に輝ける日本農民組合の旗を守り通すことこそが、一九五二年におけるわれらの最大使命であり、そのためには、われらのより重大な自己反省と今後に対する自信を必要とするであろう。

(一)　現在の情勢はどうなつているか。

「和解と信頼」に満ちたと宣伝される桑港講和条約は、わが国に米国軍隊の永久駐屯と三百余所にのぼる軍事基地を米国軍隊のために供与し、水豊爆撃にみられるが如く、今や公然として朝鮮戦線の基地化した日本本土は報復爆撃を恐れて、各所に防空演習が実施されるまでになつている。一方日米単独講和とも呼ばれるべき同条約の結果、アジアの孤児としての道を与えられた日本経済は、アメリカの軍需工業の下請機関と化し、さらにアメリカ独占資本の収奪は、労仂者に著しい低賃金を、農民には低米価を強要し、このお先棒をかついだ吉田反動内閣は、労仂者農民の反抗と民族独立のための闘いを抑えるために天下の悪法と呼ばれる破壊活動防止法や労仂法規の改悪等次々と反動立法を計画しその弾圧に狂奔している。

このような情勢の中にあつて農民生活はさらに窮迫の一途をたどり、税金、借金、遂に娘売り、青田売り等、二、三男は仂く職場をもたないなど、農村の潜在失業者と能力があつても仂く職場をもたない。それにしては余りにもわれわれは著しい数にのぼつている。政府はこのような農村の中から多数の警察予備隊員を希望し、このような農村の窮乏を基礎にして、再び〝富国強兵〟安上り軍隊のこれが供給地としようとし

ている。

以上の情勢は農民として、今や平和を守るために民族独立のために起ち上らなければ自らの生活を守ることが出来ない段階にきていること、さらに営農と農民の生活を守ることこそが平和への道であることを教えている。

(二)　如何にして立ちおくれを克服するか。

今日この最も重大な時期に農民運動の低調な原因はどこにあるのか、われわれは第五回の大会において、この点を鋭く追求して対策をたてはみたものの、分裂主義者を出したことによつて組織は混乱させられたがこの間、組織を守り通したというものの基本的には克服されていないとみるべきであろう。

それは如何にして克服さるべきであろうか。われわれは戦前における階級的農民運動が、戦後農地改革に伴つて大量の小作、自作農民が、運動に参加してきたとはいうものの、何等の階級的訓練もなしに単なる〃物とり主義〃におわつたということにあるのではなかろうか。これを克服し得るものは農民運動の中に戦後失われかけたところの階級性をかくとくすることにある。今日農民運動を論じ、農村問題を論ずる人達の中に、殊に右派的な人達は、農地改革後は地主制度の崩壊後農村には階級がなくなつたとしているが、果して階級がなくなつたろうか、われわれの運動の主体は今日資本主義構造のもとに、安心して暮すことの出来る、何等改革を必要としないところの富裕な人人ではなくして、今日の機構のもとでは食つていけない、改革しなければ安心して仂くことも出来ない中小貧農層である。この人達が運動の主体になつてこそ、農民組合は真に農民の生活を守り、農村の近代化を推し進める力となり得るであろう。

同時にこの立ちおくれを克服し得るものは、農村近代化とともに明日の農村を担当すべき青年を組合の推進力とすることである。このために各級機関に青年を大いに起用して、これを充分な活動力とすべきである。

(三)　当面の任務と闘争目標

農民運動の当面する任務と闘争目標は極めて広汎であり且つ闘いの中に急速に組織の充実をはかつて、闘う体制をととのえねばならないが、以下当面の任務と闘争目標を次のように要約する。

①　農民組合は農民大衆の経済的な利害を代表して闘う組織であることはいうまでもないが、農協等の経済団体と異るところは、今日農民の要求はすべて政治問題であるだけに広汎な農政活動を展開するところの大衆団体である。

②　従つてわれわれの活動は労仂階級と共通の立場にたつて窮極的には、仂くもののための政治を実現することであり、このために多くの具体的な問題をとらえて労農提携のために努力し、保守反動勢力の支配下にあつては、われらとともに闘う左派社会党との協力体制を確立することによつて要求の実現と新しい農業組織確立に努力しなければならない。

闘争目標

一、封建的残存勢力との闘争

①　農地改革の逆戻り反対、第三次農地改革の実現
②　未墾地、山林原野の徹底的な解放
③　農地の交換分合、区劃整理
④　水利の国家管理
⑤　開拓政策の確立
⑥　土地問題をめぐる二、三男対策の樹立
⑦　農業委員会の民主化と権限の拡大強化

⑧ 封建的家族制度よりの青年婦人の解放
⑨ 反動勢力の部落支配、町村支配に対する闘争
⑩ 農村諸機関の民主化と耕作農民による民主的運営
⑪ ファシズムとの闘争

二、独占資本の農民収奪に対する闘争

A 食糧政策を通じて
① 米の統制撤廃反対
② 民主的食糧管理制度の実現
③ 国家資金投資による農業生産力の向上
④ 土地改良費、災害防止災害復旧費の全額国庫負担

B 価格政策を通じて
① パリティ方式を廃し、生産費計算を基礎とする算定方式による適正価格の設定
② 低賃金、低米価政策反対
③ 二重価格制度の確立
④ 米麦検査制度の合理化
⑤ 米価前渡金制度の確立

C 肥料政策その他農用資材対策
① 肥料工場の国営化、独占資本の協定価格設定、価格引上反対
② 肥料検査の合理化
③ 農業、農機具の適正価格の確保

D 金融政策
① 長期金融機関の設置、低利率の実施
② 農業手形使用範囲の拡大
③ 高利貸反対

E 租税政策
① 所得税の累進税断行
② 農民負担の軽減
③ 平衡交付金制度の適正化

F 農協対策
① 農協のボス支配排撃、農協の民主化
② 農協に対する独占金融資本の支配排撃
③ 農民負担の軽減、農協運営の合理化

三、農村近代化のための闘争
① 農協を民主化し、これを生産協同化のために活用する
② 国家資金による農業の有畜化及び機械導入と共同利用
③ 組合活動を通じての技術改善、経営の合理化
④ 農村電化の実現及び農産加工の振興
⑤ 経営の共同化を目指す諸対策の樹立

四、農村文化向上のための闘争
① 学校試験、研究機関の農民に対する解放
② 農民学校、農村図書館等の設置
③ 生活様式の改善
④ 農村医療、厚生施設の拡充、整備

五、平和を守るための闘争
① 農民生活を破壊する軍事予算反対
② 日本を戦場化す講和安保条約の改廃
③ 再軍備反対、徴兵拒否
④ 平和憲法を守る
⑤ 中立政策支持
⑥ 平和勢力を弾圧する破防法の撤廃

六、闘争主体の確立
① 組織の再整備と強化拡大

② 農民戦線の統一
③ 共同闘争を通じて労農提携を促進する
④ 労仂者、農民の政治力向上と結集

いむすび　結成以来七年、われわれの前途には再び「逆コース」と呼ばれる黒雲がおおいかぶさり、われわれの前途は決して坦々たるアスファルト道路ではない。そこによこたわつているものは、けわしい荊の道である。然しそのことが必ずしもわれわれの前途を不可能としたものであろうか、決してそうではない、それは革新勢力の促進の前におそれをなした保守反動、旧勢力最後のあがきなのだ。

われわれはより勇敢に仂く農民の生活安定と新しい村つくりのために、自己保身のために民族をも売渡すような乞食根性になり下つた支配階級と、これを支える保守反動勢力と対決し得るときこそ、われらの前途が再び開ざされることない明るさをもつてわれらの前に現われてくることであろう。

われわれは足下の保守反動勢力を粉砕することから始めよう。闘う組織に分裂と弱化は起らない。われらは輝く日本農民組合の旗をまもり伝統の旗手となろうではないか。

第五章　農民組合総同盟の結成まで

第一節　農民組織統一懇談会

一九五一年末の社会党分裂は、農民組織の動向にも波紋をおよぼし、いわゆる反共農民戦線統一運動に新たな一石を投ずることとなつた。年内すでに日農主体性派の長老格たる三宅正一、川俣清音両氏が、平野力三氏を中心指導者とする全農の顧問に就任したとの噂がとび、日農主体性派内の右派社会党系と、全農、全農連、それに開拓連をもふくめて、反共農民戦線統一の気配が表面化するにいたつた。

統一懇談会開催　五一年一二月二一日に、衆議院議員会館で全農（天田副会長、今里常任、稲富福岡県連会長）、全農連（中村幹事長、石川、塩尻、宅下氏等）、開拓連（凌常任）によつて「農民組織統一に関する懇談会」が開かれた。その結果、今後「農民組織統一懇談会」を設け、中村（全農連）、佐野（全農）、凌（開拓連）を世話人として統一運動を積極的に推進することになつた。

かくて五二年一月一六日参院会館で農民団体懇談会が開催された（高）、松井（福島）、柴田が、日農有志として川俣、三宅、中村（秋田）の諸氏、全農から中村幹事長、篠原、甲斐、全農から沼田（茨城県連書記長）、田中（福島）、永井、天田副会長、今里常任、稲富、佐野、開拓連から凌、藤生の一七氏が出席、まず川俣氏は懇談会斡旋役の代表として大要次のようにのべた（「農村建設」第二号による）。

「社会党分裂により日農も当然整理段階に移る様な気運にあるが、民主社会主義の理念に立つ有志は農民政治力の今後を憂慮するのであり、従来の懇談会の経りに農民団体懇談会の斡旋役を努めたのであり、従来の懇談会の経験に鑑み、出来るだけ巧く成就するよう期待する」

これにつづいて、全農の永井氏は、農民団体の統一は農民運動の新しい方針の確立と併行してなさるべきことを強調し、また開拓連は統合はあくまで政治的中立の立場でなさるべきだと主張し、さらに全農連は劃一的統一方式を拒否してあくまで連合組織で行くべきことをのべ、各派それぞれ統一問題に対する態度を表明した。結局、各団体それぞれ特殊な内部事情があるので、その自主性を尊重

して統一方法はなお慎重に研究すること、今後は統一懇談会に日農有志も参加して、組織的に統一をすすめることを決定した。

なお右派社会党（日農新農村建設派）川俣、三宅氏らは、農民組織統一運動の事実上の推進機関紙として一月一一日「農村建設新聞」（月三回刊）を発行したが、同紙第一号の「新農民組織の提唱」なる主張において次のようにのべているのは、川俣、三宅氏ら社会党右派系指導者の、統一問題に関する基本的な構想がいかなるものであるかを示している。

（新農民組織の提唱）

……今後の新らしい農民組織を考えるにあたつて、是非とも考慮さるべき問題をここに摘記することにする。

一、新しい農民組織の基盤を生産事業または施設におく。

一、その構成はかつての農民組合のように農村の一部の階層に局限せず、ひろく耕作農民の立場をとる。

一、組織形態としては農業経営並びに農民生活の地域的特殊性にかんがみ、中央集権的組織とせず、自主的単位団体の連合組織とする。

一、農民組合と農業協同組合、農民組合と政党との関係を明確にし、職能の分化とその有機的連繋の方式を明らかにする。

社会党右派全国農漁村代表者会議　一月二二日、社会党右派府県連代表約八十名は全農農漁村代表者会議を開いて当面の農村問題、農民組織対策について協議したが、席上三宅正一氏は「容共左派から労仂組合を救い、保守反動の魔手から農民を守ることは民主社会主義運動の先頭に立つ者の使命である」と強調し、ついで川俣、三輪氏より本部の農村対策を説明し、討議の結果左の組織対策を決定した。

(一)　農民組合の存する県連はこれを中心として強化し、他の農民団体と共同闘争を通じ、新農村建設運動を推進する。

(二)　農民組織の皆無、或いは弱体の県連は将来の農民組織の名称に捉われず、地域的独自性を考慮し、農村建設的な農民組織を結成する。

(三)　出来得ればこれらを全国的な単一組織体に四月頃までにする。

統一懇談会の結論　二月一七日衆院会館で第三回農民組織統一懇談会世話人会が開催され、川俣、中村（高）、稲富、佐野、藤生（開拓連）、オブザーヴァーとして全農連の宮下、加藤氏らが出席した。まず宮下氏から二月八日の農協党中央委員会における反共農民戦線統一、協同社会主義連盟の育成強化に関する決議が報告された。ついで全農佐野常任から反共の明示、日農に対する要望等に関する全農側の見解を表明し、種々協議の結果、つぎの「申し合せ」を行つた。

（申し合せ）

統一懇談会は、統一を進めるに当り、統一の対象を全国農民連盟、全日本開拓者連盟、全国農民組合、容共派を除いた日本農民組合等とし、反共反ファッショの農民組織の統一を目的として邁進する。

ついで四月三日には前記四団体を中心とする統一懇談会が開拓会館で開催された。当日の出席者は全農杉山元治郎、細田綱吉、日農川俣、中村、開拓連凌、全農連中村氏らで、従来の統一運動に関する経過報告ののち、前回の世話人会の「申し合せ」事項を確認した。この懇談会で特に問題となつた点は、開拓連代表より、統一運動に主体性派日農左派をも招請してはどうかとの発言があつたことでこの提案をめぐつて二時間余にわたり討議が行われた。これは、三月一九日の日農、全農、全農連、開拓連の四団体主催全国農民大会の後で、主体性派日農左派と開拓連の両者が統一懇談会への左派の

参加について相談した結果、統一原則についてある程度の了解がついた結果にもとずくものとされ、政治的中立を強く主張する開拓連としては、反共の線で一致する日農左派を除外することは好ましくないと判断したからであろう。懇談会における各派の発言要旨はつぎの通りである（「農村建設新聞」第一〇号による）。

凌氏（開拓連）

統一懇談会が反共の線で運動をおしすすめることは申し合わせにより異議はないが、日農左派が容共であるとは考えられない。自分としては農民団体が政党の影響によつて分裂することは賛成できないのであつて、もし日農主体性派のうちの一部の有志だけで一緒にやるということになると、政治的に一つの立場を支持する結果となり、わるくすると政党の分裂活動にまきこまれることになるので警戒しなければならぬ。

中村氏（全農連）

農業団体の統一体としては農業復興会議があるが、東畑精一氏が会長をやめるといいだしてから一年半も懸案になつており、農復の形態での統一活動は明らかにもう限界にきている。農民団体の統一戦線としては左派系の団体も右派系の団体もふくめた連絡機関をもつことを考えている。

杉山氏（全農）

農民団体の統一は、まず気のあつた同志がしつかりしたものをつくる。ただ統一という形だけにとらわれると、内部における意見の相違によつて対立をおこし組織をかえつて弱めることになる。ただ共同闘争の形で農民団体として共通の運動を展開することには異議がない。

この外、数氏から意見の表明があり討議したが、結局前回の「申し合せ」における強力な中央機関の設置という項目はボカされ、各団体の自主性を尊重し、政治的中立を犯さぬためには、共同闘争委員会の形をとる外ないとの結論に到達した。そのため総連合とか総同盟等の名称をつけることも反対され、主体性派日農左派の代表をも加えて、次回の懇談会を開催することに決定した。

右の決定にもとずき、四団体の代表（中村、佐野、大森、凌氏）は同月一三日協議会を開き、共闘機関設置の具体的な問題について協議した。しかし、この四者協議の線とは別に、右派社会党を中心に、民社連、農協党の政治力結集懇談会が開かれ、いわゆる容共日農左派をのぞいて農民戦線を結集しようとする動きが見られるにいたつた。つぎにそれを見よう。

第二節　農村社会主義政治力結集懇談会

協同社会主義連盟の結成　三月二五日衆議院第二議員会館で協同社会主義連盟の結成大会がひらかれた。この組織は、すでに昨年末ころより戦前の産業組合運動家を中心に結成準備が行われていたものであるが、この春改進党結成に際し農協党が分裂して以来急速に具体化し、大会開催となつたものである。大会準備委員長小平権一氏の挨拶にはじまり、議長に宮城孝治氏を推し、つぎのごとき綱領規約などを決定した。本連盟は政治結社でも、農民団体でもないが反ファッショ、反共産主義を強調する団体で、右派社会党系の民主社会主義連盟とならび、反共農民戦線に一役を買うものとして注目される。会員には、全農、全農連系の農民運動家が多数参加しており、会長に小平権一氏、顧問には石黒忠篤、有馬頼寧、山本実彦、黒沢酉蔵氏が就任した。また協同社会主義とは、当日発表された「宣言」によれば、「民主的社会主義を日本的性格に強化したものである」といわれている。宣言、綱領、役員氏名つぎの通り。

（宣　言）

戦後の日本の変革は大きなものであつた。この大きな変革のために国民はその途にまよつた。あるものは右しあるものは左する。右してファッシズムになり左して共産主義になることはわれらの肯じないところである。

真の民主主義の実現は正しい社会主義によつてのみ達成される。社会主義は資本主義に対立する指導原理である。しかし、社会主義の諸条件のちがいによつて、その実践の理念と方法を異にするものであつて、劃一公式的なものではない。

われわれの協同社会主義は日本の国民的条件の中に良識として発展した。それは戦後七年の経験と闘争によつて、今や全農村と都市大衆の間に、火のような確信をもつて把えられ実行されてきたものである。協同社会主義は西欧諸国家諸民族のそれぞれ独自性のある社会主義と同じように、真に日本の社会条件の中に生れ育つた社会改造の実践理念である。すなわち協同社会主義は民主的社会主義を日本的性格に強化したものである。

これこそわれらの目ざすところのものである。

本日ここに全国の共感の同志が集まつた、そして綱領をきめ規約を定めて共同社会主義連盟を発足することとなつた。

連盟をして新生日本の進むべき道を明示せしめよ。

連盟をして自立日本の正しき信念の把握者たらしめよ。

連盟をして世界平和の正しき道を歩ましめよ。

（綱　領）

一、社会建設の指導理念を人類の経験と理性の指向する協同社会主義にとり、資本主義秩序を改革して万人の自主と協同を両全し、社会正義を実現すべき新秩序によつて民族協同の運命の発展を期す。

二、世界の平和と繁栄を保障する国際協同社会の確立に努力する

三、各国家、各国民の自主的協同と個人人権の自由を脅威する強権と独裁に対し、民主主義の平和と自由を防衛する。

四、資本主義の階級的基本関係を解決するため、産業における民主性と生産性を保障する協同組織を実現し、万人の勤労と社会公益を原則とする協同社会主義経済を確立する。

五、社会生活文化における福祉享有の公正と全人民の生活及び機会の均等される民主的協同社会の建設を期する。

（役　員）

会　長　小林権一

理事長　時子山常三郎

理　事　東隆、石川準十郎、稲富綾人、奥むめお、小平忠、寺崎覚、川野重任、安孫子藤吉、吉田正、宮部一郎、宮城孝治、内藤有明、外二四名

顧　問　有馬頼寧、山本実彦、黒沢酉蔵、石黒忠篤

農村社会主義政治力結集懇談会　五月一五日、右派社会党の新農村建設派（三宅氏等）の提唱により、全農、全農連、民主社会主義連盟、協同社会主義連盟等の団体役員と、社会党、農協党の幹部が集合し、「民主的社会主義政党の合同を促進するための」懇談会が開かれた。これは農民団体の統一運動を、右派社会党中心の政治運動によつて指導し推進するものと見られたが、席上まず、三輪寿壮氏は、反共反ファッショの線であらゆる党派を抱擁し大同団結の道をひらきたいとのべ、農協党の小平忠氏は改進党結成に伴い分裂した同党の実情を語り、平野氏らの社民党にも呼びかけることを希望すると語り、三宅正一氏は社会党と農協党の合同からまず手をつけてゆくべきだと主張した。また杉山元治郎氏は、農民団体は政党関係で分裂をくりかえして来たが、政党がある一線でまとまれば農民

団体の統合も促進されるから、この点に着目して政治的に解決すべきだとのべ、右派社会党の吉田正氏は、強力な社会主義政党の結成のために協議会をつくり、組織的に農村の政治力結集に努力すべきだと主張した。

農民協同党では六月五日、拡大中央委員会をひらき協議した結果つぎのごとき三原則を再確認した声明を発表し、社会党右派との合同への道をひらいた。

（声明書）

……農山漁民、勤労者、中小企業者を主体とした一切の健全社会主義政治力の結集を今こそ急速に実現し、国民生活を安定すべき秋であると確信する。依つて左の三原則を再確認し広く院内外同憂共感の士に呼掛け穏健なる社会主義新党の樹立運動を強力に推進する。

一、民族の完全独立を達成し得る政党たる事

二、農山漁村民及び国民勤労大衆を主体とした政党たる事

三、反ファッショ、反共産主義の協同社会主義を基調とする政党たる事

右声明する。

一九五二年六月五日

農民協同党拡大中央委員会

かくて同日夜、社会党右派と農協党代表者間に協議会がもたれ、合同への一歩がふみだされるにいたつた。また社会党右派は六月六、七両日の中央委員会で、いわゆる新農村建設運動の基本方針を決定したが、その大要はつぎの通りである。

（新農村建設運動基本方針）

(1)　新農民組織は組織の構成はひろく耕作農民の立場をとる。

(2)　組織形態としては農業経営ならびに農民生活の地域的特殊性を考慮して単位組織を中核とした強力な連合組織体をつくる。

(3)　農民組合と農業協同組合、農民組合と政党との関係を明確にし、職能の分化とその有機的提携の方式を明らかにする。

（実行方針）

(1)　日農は党支持関係者の内部的連繋をはかるため、党組織の線にそい、県、郡、市町村別に農村対策委員会を作り党よりの通達、情報、新聞の配布等を通じ連絡する。

(2)　全農、日農など農民組織の健在する府県においては、ますますその組織を強化するとともに、他の農民組織との共同闘争を推進する。

(3)　農民組織が無いか、あるいは弱体化している府県においては農村対策委員会を中心に、新農村建設運動を展開し、その同盟体をつくる。

(4)　以上の体制が完成する段階に応じ、全農、日農、新農村建設同盟その他の農民団体とともに、県および全国の段階に新農村建設連盟をつくる。（下略）

なお総選挙後の一〇月一〇日、社会党右派の議員は、杉山元治郎川俣清音、井伊誠一氏らを役員とする農村議員団を結成し、同二六日の会合で早急に農民戦線統一を斡施することを決定した。なお平野氏の率いる協同党は社会党右派に合流し、農村を基盤とした右翼社会主義勢力結集に努力を集中することになつた。

第三節　新農民団体結成準備会

右社農村議員団では、とりあえず出来る範囲で統合をおしすすめ

ることに決定し、つぎのような方針で日農、全農、全農連の三者会談を推進することとした。

（農民組合新統合方針要旨）

(1)　同一政党支持の同一性質農民団体、たとえば社会党本部派支持の日本農民組合と全国農民組合は統合する（即時合同に進むのが理想的であるが、いろいろ困難な理由があるから、連合の形式で統合を行う）。

(2)　その農民団体すなわち日本社会党本部支持以外の農民組合および開拓者連盟などの特殊農民団体とはできるだけ提携して共同闘争を行う。

また右の統合方針によれば、第一段階として日農社会党右派系の新農村建設派や全農など、いわゆる民主社会主義や協同社会主義の線にそうすべての農民団体は連合体（農民総同盟）をつくり、組織の手順としてはまず全国的組織として結成し、しだいに下部組織の参加をまつて拡充強化するというのである。またこの新農民団体はそれぞれの区域における全国的農民組織（日農、全農、全農連等）またはその支部連合会、地方単独農民組合等によつて構成され、新団体は各農民団体書記局の派遣員によつて連絡をとり、また独自の事務局をもつことになつている。新団体と参加農民団体との関係については、「新団体は参加せる農民団体の自主的活動を妨げないが各農民団体共通の全国的な活動目標については出来るだけ連合団体を通じて活動を一本化し、団体活動の重心を漸次連合体に移すよう措置する」ことになつた。最後に不参加の他団体（開拓連等）とは必要に応じ共闘する、というのである。なお「農村建設新聞」第二四号（一九五二・二・一一）に発表された組織活動方針を次に掲げる。

（農民団体組織活動方針）

一、組織の階層的基盤

新農民団体は、過去の小作階層を基礎とした階級的農民組織ではなく、耕作農民のあらゆる階層をふくむ新農村建設の自主的農民組織とする。あらゆる階層をふくむ耕作農民の組織というのは区域内の全耕作農民を対象とする全体主義的組織方針をとる意味ではない、いわゆる全村組織と異りあくまで自主的な同志的組織とする。ただその階層的基盤を従来の小作農から小作農をふくむ全耕作農民にひろげ、小作農の利害は何等制約されることなく包括されるものとする。

二、活動目標

過去の農民運動が主として土地所有権をめぐる地主小作の対立闘争を中心として行われたのに対し、新農民団体は主として都市資本ならびに都市資本を代弁する限りにおいての国家権力を対象として農民の利益を擁護する組織とする。

但し農村内部においても保有小作地または山林等の賃貸借関係が残存する限り、階級的利害対立は存在するから、これらの問題について生産農民＝すなわち小作人の立場に立つて戦うことはいうまでもない。

三、活動の分野(一)―農政活動

新農民団体は農業協同組合が主として、農民のための経済活動を中心とする事業を行うに対し、農政面における農民の利益を代表する活動を行う（税金、供出、米価、就労問題等）。農民組合の行う農政活動は、耕作農民の職能的基盤のうえに行われるものであるから、国民的基盤のうえに政策を決定する政党の政治活動と異る。また政党が直接間接に政権を担当して政策の実現をはかるのに対して、農民団体はこれに外部から仂きかけ、要望する政策の推進をはかる役割をもつ。

いままで農政活動といわれたものに、かつての帝国農会によつて代表された政府の農業政策に協力する民間活動がふくまれ、しかも政府が補助金を支出してこれを推進することが行われていたが、農民組合の行う農政活動は、あくまで政府とは独立に耕作農民の自主的な政治的利益代表活動として行わるべきものである。

四、活動の分野(二)―教育活動

新農民団体は、農政活動のかたわら教育宣伝活動を行い、農民に対する啓蒙宣伝、指導者の養成を行う。

農村の政治的、経済的、文化的なあらゆる立遅れは、農村の意識水準の低いことと、有能な指導者を欠如していることにもとずく点が多いから、農民組合は、その自主的立場から、文化、教育活動を積極的に行うことがのぞましい。

五、活動の分野(三)―新農村建設活動

新農民団体は、その活動を通じて新農村建設の基盤となる使命を果すものとする。

すなわち自治体、農協その他の機関と表裏一体となつて、農民の利益をつねに代弁するとともに、あらゆる機関を農村ボスの支配から農民大衆の手に収めることによつて、農村の民主化をはかる。

自治体、各種委員会、農協等に対する農民団体の役割は、その背後にあつて、推進し、監視し協力することである、農民団体のバックのない、これらの機関は容易にボスによつて支配されることになる。

六、団体の構成

新農民団体は耕作農民の自主的組織であるから、加入脱退は自由とする。

但し役員については、農民以外の者も農民である会員の選挙によつて就任できるようにすることが運営上都合がよい。

七、組織の単位

新農民団体は、農業の生産的構造から、しかも政府が補助金を支出してこれを推進することが行われていたが、農民組合の行う農政活動は、あくまで政府とは独立に耕作農民の自主的な政治的利益代表活動として行わるべきものである。

八、組織の連合

新農民団体は、農業の地域的特殊性と、団体の自主性を考慮して、最下部単位組合の自主性をできるだけ尊重し、上部組織は市町村、郡、道府県、全国の段階においてそれぞれ連合組織をつくる。

九、団体の種類

新農民団体は、一般的利益を代表する一般農民団体（農民組合）と、特殊的利益を代表する特殊農民団体（開拓者連盟、煙草耕作人組合、農事研究会等）とする。

一〇、政党との関係

農民団体の政党支持または政治活動の自由をみとめる。

ここでいう政党支持の自由とは政治的中立ではない。むしろ進んで自由に政党を支持することを意味する。しかしこれは一定の政党によつて支配されるとか固定的な支持関係におかれることでない。農民団体は一定の民主的手続を経て自主的に支持政党をきめる意味である。

共産党が農民組合にわりこみ、これをなえた政党支持の自由は、大衆をして自由に政党を支持することをさまたげ、むしろこれを引離す意図のもとに主張されたものであつて、このような政党支持自由の主張は民主的農民運動にとつてゆるされない。政党と農民団体との職能の分化を明確にすることは必要である。したがつて農民団体が政党に代つて全国

的な選挙運動の母体となることはしない。但し選挙にあたつて推進的活動を行い、また支持政党に対し、積極的な応援活動を行うことは妨げない。

一一、日常活動

新農民団体が行う日常活動はおよそ次の如きものである。

1　農政活動―国、地方公共団体またはその出先機関に対する交渉、農地、山林その他の所有者に対する賃貸関係の交渉
請願、陳情

2　団体交渉―国、地方公共団体またはその議会等に対して行う

3　教育活動―学校の経営、講習会、新聞、雑誌、パンフレットその他の方法による啓蒙宣伝

新農民団体の日常活動には、かつての農民運動のように、全国的に共通する大きな目標がなくなつたといわれるが、それは土地問題およびそれにつながる小作料の問題が一時的に解決されたというだけで、その他あらゆる政治的・経済的問題で、農民的立場から取上げねばならぬ問題は数限りなくある。たとえば山林使用権設定の問題、農産物検査の問題、共済保険査定の問題、課税標準率決定の問題等、問題はそれが全国的に共通の問題であるか、地方的な問題であるかでなく、農民個々の当面する問題を組織を通じていかに有効に且つ献身的に戦うかどうかにある。

一二、農民団体法

農民団体法に規定する主たる事項は次のごときものとする。

(1)　耕作農民に対する団結権、団体交渉権に関する事項
(2)　団体の設立ならびに役員選出、その他団体運営の民主的手続に関する事項
(3)　会員の加入及び脱退の自由に関する事項
(4)　経費（会費）の徴収に関する事項
(5)　連合組織に関する事項
(6)　政党支持ならびに政治活動の自由と政党支持の民主的手続に関する事項

さらに翌一一月六、八両日、三農民団体の統一運動関係者は、右の方針にもとずき総同盟結成の具体的問題を協議して全国に呼掛けるため会合したが、当日の出席者は次の通りで、いわゆる反共新農民団体がいかなる分野を統合するかを示している。

全農（組織団体として参加）平野、永井、細田、中世古、今里、沼田、杉山、松永、井上
日農（いわゆる新農村建設派で、秋田、山形、群馬、東京、神奈川、宮城、福島、栃木、石川、広島、大分、鹿児島等の参加が予想された）三宅、川俣、石井、中村、富吉
全農連（北海道、長野、三重、福岡の一部）吉田、中沢、東
その他の単独組合（岩手、静岡、滋賀、兵庫）

両日の会合で、農民組合総同盟の綱領、規約、運動方針要綱案が決定された。これによると、総同盟の構想は、参加各農民団体は解体せずにそのままで参加し、各団体の連合体として活動するが、第二段階として次第に活動の中心を総同盟自体の組織に移すことが予定されている。すなわち当面第一段階として各農民団体の自主性を専重し連合体組織にするが、第二段階としては独自の同盟組織を形成して農民戦線を統一してゆこうという考えである。なおまた総同盟は、府県、都、市町村区域において各団体の連合体として組織され、既存組合のない地区では、新たに総同盟参加の新農民組合をつくることを計画している。また総同盟の正式の結成は一九五三年二月を予定し、それまでに各農民団体によびかけ、一一月二九日全国代表者会議を開催し、足並みをそろえることに決定したのである。

またこれまでに決定をみた農民組合総同盟の構想のうち、注目す

べき点は、組織対象を「耕作農民のあらゆる階層」として、小作農、貧農を中心とする階級的組織とは明確に区別し、また指導精神として「反共反ファッショ」といいながら重点はあくまで反共産主義であり、この線で主体性派日農の左派勢力を「容共的」として排撃している。また活動分野を農政活動、教育活動、新農村建設活動の三分野にわけ、資本主義の圧迫から全農民を守り、すすんで「農業の社会主義化を図る」といっている。

第四節　全国農民代表者会議

一一月二九日衆院第三議員会館で農民組合総同盟結成問題を討議する全国代表者会議がひらかれた。これより先、全農では同月二八日の中央委員会で、千葉県連をのぞき全組織で参加すること、ただし地方の総同盟結成は組織上の混乱をまねくとの理由で反対するとの態度をきめた。また日農新農村建設派は同二八日、左派社会党を支持する主体性派日農と分離し、新農村建設派常任委員会を結成し、議長井伊誠一氏外役員を決定しているので、この分派をもつて総同盟に参加することになった。農民連盟では北海道、長野が参加を決定し、その外の支部にも了解工作をすすめており、右の三団体の外の単独組合（滋賀、兵庫、石川等）もいくつか参加の態度を明らかにした。かくて全国代表者会議に参加したものはつぎの府県における農民団体である（「農村建設新聞」第二七号による）。

全農（山形、新潟、富山、長野、茨城、埼玉、千葉、山梨、静岡、京都、大阪、奈良、島根、香川、福岡）

日農（岩手、秋田、宮城、新潟、東京、群馬、島根、大分、鹿児島）

全農連（北海道、長野）

其他（滋賀、石川、山口、熊本）

会議は川俣清音氏の司会で開かれ、各団体よりそれぞれ総同盟に対する態度の表明と地方農民運動の情勢報告があり、終つて議事に入つた。三宅正一氏は「農民組合総同盟結成に関する件」を説明し、総同盟の構想は古い小作人組合型の農民運動から脱却してひろく耕作農民の立場に立ち、農政、教育、新農村建設活動を展開せんとするもので、農村を民主社会主義の陣営にもつてくる使命をもつている、とのべた。これに対し各代表者より、総同盟は地方で各団体の調整をはかり、新たに対立関係をつくらぬこと、日農新農村建設派はまず現在の日農内部の連絡と一体化をはかること、総同盟は連合組織であるが、その所属単位組合または同盟の組織が強化するに従つて地方的には単一組織として活動をもりあげてゆくことがのぞましい等の意見が表明された。最後に各団体より総同盟結成の準備委員一五〇名が推薦された。また準備活動の中心となる左記の議長団、協議委員が決定した。

全農　永井、天田、松永、今里、今野、矢尾

日農　川俣、三宅、石井、中村、門司

その他　中沢、柴本、吉田、東、杉山

一二月一一日には第二回議長団会議が開かれ、つぎの諸件を討議決定した。

一、組織活動に関する件

府県の農民組織の現状を調査し、府県別に組織対策をたてたのち活動に移ること。

二、財政に関する件

全農、日農新農村建設派、全農連から平等に資金を出し、準備会の費用にあてること。

三、農民同盟と全農連との関係について

北海道農民同盟、長野農民同盟の全国組織たる全農運に対する態度が論議され、長野農民同盟の中沢氏より、「全農運の下部組織では総同盟に参加しないという県があり、反対声明を出せとの気運が非常に強い、農民組織の結集は、全農を中心にして漸進的に進めて行くべきで、それが純粋な真面目な農民組織の拡大策であり、政党色をあまりにだすことは考えるべきである」との発言があつた（全農機関紙「農民組合新聞」第七二号による）。全農もこれと同意見なる旨の発言があり、総同盟が政党の農民部的性格をもつことには警戒することにし、全農運には、あらためてその意向を質すことになつた。

当日の会合ではこの外、事務所設置、準備委員追加その他の問題について決定がなされた。

第五節　農民組合総同盟結成大会

五三年一月二一日第一衆院議員会館で総同盟の結成大会が挙行された。参加者は、北海道、東京都ほか三十九県の、全農、日農新農村建設派、全農連傘下の農民同盟などの団体代表二百余名で、松永（全農）、青森、山形、福島、新潟、富山、長野、山梨、千葉、茨城、埼玉、静岡、愛知、岐阜、三重、奈良、和歌山、大阪、兵庫、京都、滋賀、山口、島根、香川、高知、愛媛、福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、石川、福井（日農）新潟、秋田、群馬、神奈川、東京、大分、鹿児島、徳島、広島、大阪、岩手、徳島、宮城、宮崎、島根、鳥取、熊本、福島、長野（農民同盟）北海道、長野（地方単組）土佐農組、島根農協組、栃木県農組、岐阜県農民団体協議会

農民総同盟の宣言、綱領、運動要綱はつぎの通りである。

（宣　言）

……日本の農村をすくうものは、資本主義的自由経済でもなければ共産主義的破壊革命でもない。われわれは農業の公益的性格を明確にし、その計画化と協同化、農民生活向上への道を突進せね

(八)　宣言発表

右の議題をそれぞれ討論決定したが、名称については「農民総同盟」として広汎な農民を組織する必要ありとの意見もでたが、本同盟はあくまで現存する全農、日農新農村建設派、農民同盟等の連合体、合議体であるから農民組合総同盟とする、との意見が大勢を制し、そのように決定された。

役員は、大会委員長報告の通り、書記長稲富稜人（全農書記長）、平野力三（全農会長）、事務局長東隆（農民同盟）等に決定した（役員氏名は第六章「農民団体の現状」を見よ）。

なお、総同盟参加の組織勢力は次の通りという（「農民組合新聞」第七五による）。

ばならぬ。これに応うるものは民主社会主義を精神とする新しき農民運動の展開と、かかる使命を負担するに足る農民組織の確立である。

わが国の農民運動は、戦前の小作争議を中心とする血みどろの戦のうちに成長し、その誇るべき伝統をいまなお保持しつつ、全農、日農、農民同盟その他の組織として今日にいたつているが、いまやこれらの農民団体と新鋭の組織を加えて、ここに農民組合総同盟の結成をみるにいたつたことは、われわれの最も欣快とするところである。

すでに農民組織の三分の二を掩有するわが農民組合総同盟は、今後活潑なる闘争を通じて、全国の農山漁村にわたり、その組織を拡大し、都市独占資本とその代弁たる反動政府ならびに農村における保守勢力を相手として、全耕作農民の総力を結集して戦うであろう。

一九五三年一月二一日

農民組合総同盟結成大会

（農民組合総同盟綱領）

総同盟結成大会　五三・一・二一決定

一、われらは民主社会主義、協同社会主義の理念に立ち健全なる農民運動の推進を期す。

二、われらは加盟農民団体の連絡を強化し民主的農民組織の統一的発展を期す。

三、われらは耕作農民の政治的、経済的、社会的向上を通じて新農村の建設とより高き人類文化の創造を期す。

（農民組合総同盟運動要綱）

―総同盟結成大会、五三・一・二一決定―

一、組織目標

農業を続る諸問題を解決するものは農民の政治力である。

日本農民が今日ほど強力なる政治力を必要としている秋はない。しかるに農民の大多数は孤立分散し、各個行動をとるため全人口の約半ばを擁しながらその政治力はきわめて弱体である。

われわれはかかる点にかんがみ強大なる農村政治力結集のためならぬ。

農民組織を最大限に強化せねばならぬ。

本同盟の運動は過去の小作組合にみる如き農民運動でなく耕作農民のあらゆる階層をふくむ全農民共通の利益擁護の運動である。

従つてその組織は、農村の未組織分野に積極的に組織の手を延ばすは勿論、既存のあらゆる民主組織を傘下に抱擁して全村農民の民主組織の中核となり、その利益を代表する主体組織たるの実を備えねばならぬ、組織の拡大について留意すべきは組織が意識水準の低い分野に拡大していくに従つて、ともすれば運動の基本精神をぼかし、その革新性、戦闘力をにぶらす惧れが尠くないので、組織は常に明確なる民主社会主義の信念の把持者によつて指導推進さるべきである。

本同盟加盟の各団体は各々の地区において組織相互の提携を緊密にし、協同活動を通じつねに農村における民主的諸運動の軌範となるべく心がくべきである。

二、活動目標

過去の農民運動が主として土地所有権をめぐる地主対小作の対立闘争を中心として行われたのに対し、今日の農民運動は資本主義に立つ国家権力、都市資本、残存せる地主的勢力等の農民搾取圧迫を排除し、進んで国の積極的農業投資によつて農業の社会主義化を図るにある。

即ち日本国家の直面する最大の課題、食糧自給の確立、農業の近代化を妨げている経営の零細化の解決、農業人口問題としての二、

三男対策をはじめ一切の農業問題の解決は資本主義下における農業のぜい弱性を除去し、その国家的重要性、公益性を積極的に発揮せしめるため国家資本の思い切つた農村投資を促進する等農業の社会化、計画化をはからねばならぬ。これは現に保守政治によつて行われている農業組織を現状に放置し農村搾取と併行してなされる農業助成政策とは本質的に異る新しい農業組織の社会主義的建設を内容とするものである。

三、活動の分野（1）農村活動

本同盟は農政面における農民の利益を代表する活動を行う。その農政活動は耕作農民の職能的基盤のうえに行われるものであるから、国民的基盤のうえに政策を決定する政党の政治活動と異る。また政党が直接間接に政権を担当して政策の実現をはかるのに対してわれわれの行う運動は外部から仂きかけ、その要望する政策の推進をはかるものである。

いままで農政活動といわれたものに、かつての帝国農会によつて代表された政府の農業政策に協力する民間的活動がふくまれ、しかも政府はこれに補助金を支出して、これを推進することが行われたが、農民団体の行う農政活動はあくまで政府とは独立に耕作農民の自主的な政治的利益代表として行わるべきものである。

四、活動の分野（2）教育活動

本同盟は農政活動のかたわら教育宣伝活動を行い、農民に対する啓発宣伝、指導者の養成を行う。農村の政治的、経済的、文化的なあらゆる立遅れを取りもどしその向上を図るには農民の意識水準を高める有能なる指導者の養成が必要である。われわれはかかる点にかんがみ民主社会主義、協同社会主義の思想宣伝、その指導者の養成、そのための農民学校の経営、文書活動による農民大衆への啓発宣伝の活発化等の文化教育活動を積極的に展開せねばならぬ。

五、活動の分野（3）新農村建設運動

本同盟はその活動を通じて、新農村建設の基礎となる使命を果すものとする。すなわち自治体、農協その他の機関と表裏一体となつて農民の利益をつねに代弁するとともにあらゆる機関を農村ボスの支配から農民大衆の手に収めることによつて農村の民主化をはからねばならぬ。

自治体、各種委員会、農協等に対する農民団体の役割はその背後にあつて推進し、監視し、協力することである。農民団体のバックの無いこれらの機関は容易にボスによつて支配されることになる。

六、日常活動

1　開墾、干拓、土地改良等農地の拡張または改良事業の推進のための活動

2　薪炭、採草地、牧野等の解放または使用権設定の促進に関する活動

3　土地取上げ反対並びに小作条件の合理化に関する活動

4　農地並びに農業施設の全額国庫負担による災害復旧促進及び被災農民の生業並びに生活保障実施のための活動

5　単作地帯、急傾斜地帯、特殊土壌地帯、湿田地帯、砂丘地帯等特殊農業地帯の振興に関する活動

6　有畜農業の発展、農業機械化の促進その他農業技術の近代化と協同化による経営改善のための活動

7　肥料、農機具、農薬等農業資材の確保と価格の適正化並びに合理的配給制度確立のための活動

8　病虫害防除の全額国庫負担による普及徹底に関する活動

9　農産物価の適正価並びに価格支持制度確立のための活動

10 自主的供出制度の確立と供出割当の適正化のための活動
11 農家負担課税の軽減並びに賦課方法の適正化のための活動
12 農産金融の整備拡充と融資条件改善のための活動
13 農業協同組合の組織並びに経営の強化刷新と商業資本の農村
搾取反対のための活動
14 農業技術指導制度の拡充と技術員の身分保障のための活動
15 農民を包括する綜合的社会保障制度樹立のための活動
16 農民に対する社会教育並びに農村指導者養成のための活動
17 住宅改善、栄養食普及、計画産児の奨励等生活改善のための
活動
18 農家の二、三男その他過剰人口の就労対策並びに季節的失業
対策樹立のための活動
19 農業団体法制定のための活動
（農民組合総同盟規約）
第一条　本同盟は農民組合総同盟と称し、事務所を東京におく。
第二条　本同盟は全国農民組合、日農新農村建設派、農民連盟その他の農民団体にして本同盟の承認する団体をもつて組織する。
第三条　本同盟は加盟団体の自主性を尊重しつつ、その連絡を通じ、綱領決議の実現を期することを目的とする。
第四条　本同盟は府県郡市町村を区域とする同盟組織をもうけることができる。
第五条　本同盟はその目的を達成するために左の事業を行う。
1　農村政治力結集のための組織活動
2　農民の経済的利益を伸長するための農政活動
3　農民の生活向上のための文化活動
4　農村に関する情報並びに知識普及のための教育活動
5　参加各団体の提携連絡による統一の促進
第六条　本同盟に左の機関を置く。
1　総　会
2　理事会
3　常任理事会
第七条　本同盟に事務局をおく、事務局の構成は常任理事会において定める。事務局には必要に応じて部局を置くことができる。
第八条　本同盟に左の役員をおく。
会長、副会長、理事、常任理事、会計、会計監査、顧問
第九条　本同盟の経費は加盟団体の負担とし、総会において定める。
第一〇条　本同盟に加入せんとする団体はその正式機関の決議を経て文書をもつて申入れ、常任理事会の承認を得るを要す。本同盟を脱退せんとするときは文書を以て届出で常任理事会の承認を要す。

第六節　農民組合総同盟に対する日農両派の態度

日農統一派　日農第六回大会で決定された一般運動方針の中でのべられている次の見解は、統一派日農本部の、社会党右派を中心とする農民戦線統一運動に対する一般的態度をよく示している。
「このような情勢のなかで、わが日農以外の農民団体、すなわち日農主体性派、全国農民組合、全国農民連盟、全国開拓者連盟などの諸団体が実質的には、ほとんど解体の状態で、一部少数のボス連中だけのカタマリと化し、その運動も表は口先だけのハッタリや陳情で農民大衆をゴマかしながら、裏では官僚や農協ボスと結タクして補助金などに寄生する全くのダラ幹団体に堕落している事は注目に

値する。」

「……西尾、鍋山、三田村、星加等はもとより、社会党右派並びに同左派の一部等の無質社会民主主義者は、いやおうなしにそのファシストないし社会ファシストとして裏切者の正体をばくろしてきたことを注目すべきである。」

また「農民運動資料」第五四・五五合併号（一九五二・一二・五）に掲載されている「最近の農民組合の動向」なる一文も、統一派本部の見解とみて差支えないであろうからつぎに紹介しよう。ここでは主体性派日農と総同盟の両者を比較しつつ、両者の本質を論じている。

その本質は、好むと好まざるとにかかわらず左右任務を分担して、農民の闘う力を分裂させ客観的には吉田の戦争政策に奉仕する社会民主主義者の議会主義にある。米日反動の農村収奪にたいして闘う農民の力をつよめ、農民の戦う戦線を統一し、拡大することではなく、闘う農民の力を議会主義の幻想の泥沼に解消することにある。いいかえれば現在の情勢の中で農民が自ら闘う組織をどうつくるかという点は関心がうすく、いかなる農民の組織が選挙に都合がよいか、票を集めるためにはどんなふうに農民をまとめておくか、という見地に立つている。この点では主体性派も総同盟にも本質的には相違がない。

(一)　農民の主要な敵は何か。これについては主体性派はアメリカ帝国主義と国内独占資本と規定して、マックのごまかしの農地改革で山林地主が残つただけで、農村に於ける地主勢力は問題にならない。

独占資本が農民を直接（製糸・酪農）間接（財政・金融・価格）に収奪しているが、間接の方が大きい、と言つている。こうした規定からは、農民の経済的要求を克明にとりあげて闘う、と書いてみても、村における地主や農協ボス、村や部落を押えている半封建的権力との闘いはでてこない。結局村や部落には直接闘う相手がないから、農政活動、陳情、議会活動一般に農民の要求と闘争は解消される。

総同盟の方は『主として都市資本ならびに都市資本を代弁する限りにおいての国家権力を対象として農民の利益をようごする』と規定して、ここでは最早、闘うとも言つていない。都市資本とは至極あいまいだが、結局内容的には主体性派と大同小異であろう。ただここで注意すべき点は完全に農本主義―農民党のコースをとり、おくれた農民の思想に基礎をおいて、都市と農村との対立、農民と労働者の対立という方向にけしかけ、農村をファッショの温床にしようとする思想がはつきり露呈されていることである。このことは、平野、三宅、川俣等、この派の中心分子の戦時中の行動が実証しているし、アメリカ占領政策に便乗しようとする彼等の身構えでもある。

ここから彼等は『農協は経済活動を主とし、農政活動はわれで』と主体性派よりはつきり規定している。

独占資本はマックに解体されて日本には存在しないという主体性派の岡田宗司副委員長や、農政活動こそ新しい農民運動だ、農協は農政活動を農民組合に任せよと主張した江田書記長のお株は全く総同盟に奪いとられたようだ。

(二)　組織の中心は何か。主体性派は『専業農家的な貧農』と規定している。農村における貧農、半プロは農民の中にはくわえないしこの革命的エネルギーをくみとろうとしない。方針書は階級的とか貧農とか言つてはいるが、農地改革で地主はなくなつて（アメリカ占領軍が世界に発表し農林省がふいちようするように）農民は『独立自営農民』になつたのだから、経営の改善向

上を求める農民運動のたいしようとなるといつている。

そうなると農民組合総同盟とどう違うことになるだろうか？総同盟は『階級的農民組織でなく、耕作農民のあらゆる階層をふくむ新農村建設の自主的組織』と規定している。ここでも主体性より一歩先んじてはつきり階級的組織にあらずと宣言し、「耕作農民」という言葉によつて地主も含ませることができることにしている。ありがたい農地改革のため大方の地主が耕作地主につたからだというのであろう。

しかし全村組織ではない、同志的組織だという。いまのところ右社系の選挙組織として同志的かたまりという意味であろうが、情勢いかんによつては、全体主義的組織方針にかはり、新農村建設は中国を侵略し土地をふやすことだと、農民を戦争にかりだす組織に轉化する危険性は充分ある。

(三)　組織。総同盟については前にふれた程度にして、主体性について一言しよう。『農民闘争は地域的に多くの違いができた。これにたいし、組織形態はいままでのような劃一的なものでよいか』と設問しているが、いまさらと言いたい。なぜならば、この問題はすでに四年前の日農第三回大会での大きな問題であつた。その内容は日農の規約綱領を承認する農民組織は、その団体の主たる闘争目標や生いたち等を認めて、名称にこだわらず団体加盟を認めるかどうかという点にあつたのだ。

日農統一派はこの大会で主体性派が分離した後、決議としてこの方針を採用し、農民組織を現実の要求と闘争に適応した組織形態をとり、闘いを通じてその行動の統一と拡大に努力してきた。しかるに主体性派はこれを認めなかつた。そして分離していつたのである。ところが、今度はこの問題を主体性派自身がとりあげざるを得なくなつてきたところに問題の重要な意味がある。

(七)の(3)はこの意味から言つて統一派の正しさを示すとともに農民はすでに彼らの守つてきた選挙の地盤としての劃一的な組織方針によつては結集され得ないことをも明らかにした。

即ち、闘う組織こそが農民を結集し得るということである。この点においては、組織を選挙の地盤とのみみる分子に対し主体性派内部において政党支持は原則的に自由とすることを主張し、真剣に闘いを組もうとする分子に農民大衆の闘いが反映しつつあることも示すものである。

最後に主体性は個人の、総同盟は団体としての政党支持自由を一応かかげている。しかしここでいわれている政党の中には革命の指導者、日本共産党はふくまれていない。反共の一線を劃した上での政党支持自由である。主体性派内部には労仂組合における総評のように左社支持一本にまとめようとする強い動きがある。しかし現在右社系を失い主体性派は弱くなつている上、労農党系をふくんでいることを考慮する必要がある。

政党支持自由の原則は統一派と主体性派の別れる根本原因をなした。当時彼等は社会党支持一本にまとめ、共産党を排除する方針をとつた。統一派は『政党支持自由』の原則を守り、労農党、共産党、社会党左派の人々によつて農民戦線の統一のために闘う組織として革命的農民運動の主流を結集した。

総同盟も各団体の政党支持自由を認めた。これは農民運動の原則などが問題ではなく右社のボス共が曲りなりにも団体協議会という形で頭をつくり、改進党や自由党までふくむ、全農連や開拓連をなんとかまきこんで、右社支持にもつてゆく手段としてとられたものにすぎない。

中央におけるそれぞれの農民団体が期を同じうして新しい方針

を論議し組織の再建をはじめる体制を備えようとすることは勿論参院選挙への布石であることは明らかであるが、しかし、

(1) 統一派の八月大会に於ける新方針確立の影響。

(2) 米日反動の戦争政策にたいする農民の闘争。

(3) このような情勢の中で彼らも方針を出さなければならなくなつたこと。

(4) この方針の中で巧みに農民を偽瞞しつつ戦争政策への協力体制を備えつつあることである。

日農主体性派　主体性派日農本部はその機関紙「農林通信資料」第七三・七四・七五合併号において、「最近における農民戦線の動向について」なる主張をかかげているが、その内容は結成されんとする農民組合総同盟に対する同派の態度を端的に示しているので、左にそれを紹介する。この主張の中で特に注目される点は、総同盟結成の動きをもつて、総選挙で左派に敗退した右派社会党が、従来農村に基盤をもたない弱点を克服するために全農に仇きかけ、右翼的農民団体をつくつて選挙地盤の設定に利用するにすぎないと見ている点である。そして全農や社会党右派が、日農主体性派を「容共的」として排撃する態度を責めているのである。

（最近における農民戦線の動向について）

以下は、来る一一月一九日開催の日農府県連合会代表者会議において当然提起されると予想される農民戦線再編成をめぐる問題への展望をもちつつ、最近における農民戦線の動向を簡単に要約したものである。なお、批判的見解にわたる部分は単に総本部事務局のそれであるに過ぎないことを附記しておく。

(一)　わが日農の運動の停滞がいわれ、そのいわば原因の模索と打開の道の探求とがなされて以来、既にかなりの時が経過し、しかも、げんみつに自己批判するならば、この間において、なんら一定の指導方針を確立し得ることもなく、さらに末端においては組合活動と政党活動との便宜的なスリかえが行われなどして、日農の活動には混乱と無方向とが発生、推積する傾向さえ生じた。こうした活動の現状を自ら正しく大衆的に批判し日農の当面の運動にゆるぎない指針を与えるためには、なんとしても全国大会の開催がまず必要な第一要件である。しかも、とくにアメリカへのわが国の従属体制の深化をのみ意味するに過ぎない講和条約締結後における政治・社会・経済の全般にわたる客観情勢の激動とそのうちに占める農民運動の地位・役割とは、わが日農に対して早急に解決し、実践へと歩み出すことを要請する諸課題を提起しているはずである。かくて、全国大会は、まさに開催さるべくして、開催し得ないまま現在に至つているのであるが、そこで、差当り、今回全国大会に先き立つて一一月一九日全国代表者会議の開催について中央執行委員会の決定をみることになつたのは、およそ以上のような情勢を背景とし、当面のもつとも緊急課題である組織対策上の問題の解決をはかろうと期待してのことである。

(二)　わが日農が、このように当面の情勢に即応しての自己の路線を明確に打ち出し得ないでいるときに、農民運動を講和後の客観的諸条件に適応せしめようとしてなによりもまずもつとも尖鋭かつ鋭角的な運動方針を明確にしたものは統一派日農の八月全国大会である。この統一派全国大会及び大会を契機として表面化した統一派内部の問題をめぐるさまざまの動きは、統一派日農の共産党グループの一部のものの偏向に対する党本部の批判に原因があると、要約することができるであろうが、われわれが統一派日農の当面における動向とくにその運動の組織対策について注目すべき点は、全国大会で打ち出されたように、民

族解放民主政府の樹立をめざして国民運動の一環として農民運動をとらえる、ということである。これに対する批判はいろいろであり得るであろうが、そして、この運動方針と共産党のいわゆる新綱領との関係はわが日農に対しても実践的な検討を要する重要な問題を含むと理解されるのであるが、差し当りここではそれらの点は別にするとしても、つぎの点、すなわち、全国大会以後において統一派日農の活動は従来以上に強く共産党の指導方針の影響下におかれ、しかも、末端においては、形式的な戦線統一にとらわれないで、行動をつうじての共同闘争の形式が意図されるであろう、という点をわれわれは注意する必要があるであろう。

(三)　全国農民組合（全農）は、そのいうところの、反共、反ファッショ反資本主義の三反主義を掲げ、政党との協力関係については、わが日農の政党支持自由の原則とことなり、社会民主主義政党の支持を明確に規定している。去る七月、全農は、社会民主党と農民協同党との合同大会（協同党結成大会）にそなえて臨時全国大会を開催し、平野力三氏を会長に選出したが、この大会では、当面の全農の活動を特長づける運動上の決定はなされなかつた。ただ、わが日農として簡単な注目をひくことはわが日農を容共左派であると性格づけ、かかる日農と全農との無条件合同は不可能である、という意見が示された点である。しかるに、最近、総選挙に至つて、前記協同党が右派社会党と合流するにおよんで全農は、右派社会党を唯一の支持政党とし、従来、農民組合掌握の直接的な手がかりがなかつた右派社会党に対して、有力な支柱を与えることになつた。しかも右派社会党は今回の総選挙をつうじて労組の支持を得ることが少く、差し当り同党の進出し得る場面は農村たらざるを得ないとして、全農を基盤として新農民組合の結成を企図するであろうことは、注目してよいことである。

(四)　全国農民連盟（全農連）はその支持政党である農民協同党の一部が改進党と合同して以来、常に動揺をしつづけてきており、政治的には全国的にみて事実上全く分裂状態におち入つている。ただ全農連を一個の組織体として支えている横桿は、直接間接に農協組と結びついている深い利害関係であつて、その行う活動はほとんど農協の下請活動に終始している状態である。従つて全農連に関する限りにおいては、そこから当面の農民戦線の動向に対する作用因は発生しないとみて差支えなく、むしろ、全農連にとつての問題は、農民戦線の全般的動向にいかにして身を処するか、という形で提起されるであろう。

(五)　以上、農民戦線の動向からは孤高の地位を守ることに常に努

力している全日本開拓者連盟（全開連）を除く三農民組合の最近の動向をごく簡単に概観したのであるが、こうした諸動向を周囲に持ち、かつ、冒頭に概述したような従属体制が生み出している客観的諸条件のなかで、わが日農が、当面いかなる前進路線を打ち出すか、ということは、全農民戦線の動向にとつて決定的に重要な影響を与えないではおかない問題であろう。この意味だけでも、来るべき全国代表者会議はきわめて重大な任務をにない得るのであり、また、にない取らなければならないのであつて、それは、要約すれば、全農民闘争をわが国の従属体制からの解放の一点に集約しつつ、わが日農の運動をいかに現在の瞬間において戦闘的に再編成するか、という問題にかかつているであろう。

第六章　農民団体の現状

日本農民組合（主体性派）　日農は一九四六年二月九日結成大会を挙行、一五万の組合員をもつ全国単一組合として発足し四九年三月には公称一七〇万人の大衆的農民団体に成長したが、同年三月の第三回大会で左（統一派）右（主体性派）に分裂し、その後主体性派は五〇年一月の大会で統一派内の労農党系（黒田派）と合同した。さらに一九五三年一月には、日農内部の右派社会党系指導者（新農村建設派）が、全農、農民同盟とともに農民組合総同盟を結成するため分離した。現在の主体性派日農は、政治的には社会党左派と労農党の系統にある。組合員数は現在正確には不明であるが、官庁の調査数字は「農民の組織状況」の項を見よ。

本部事務所　東京都千代田区内幸町二ノ一

機関紙　「日本農民新聞」（ただし、最近は一般商業新聞として発行されている）、「農林通信資料」

役員

中央執行委員長　清沢俊英（新潟）
副委員長　岡田宗司（東京）八百板正（福島）
書記長　江田三郎（岡山）
財務委員長　中村高一（東京）
統制委員長　野上健次（大分）
会計監査　山本幸一（岐阜）成瀬喜五郎（徳島）岩淵謙次郎（青森）永田徳松（大阪）
統制委員　野村庇三郎（秋田）武田五郎（新潟）杉沢広吉（富山）栗原積（群馬）山田長司（栃木）中村隆洋（東京）溝上正男（長野）村井一夫（広島）
中央委員　栗原三郎（秋田）田中清逸（宮城）上林与一郎（山形）山内二郎（福島）石田省金（新潟）小林孝平（新潟）若林忠一（長野）矢後嘉蔵（富山）斎木重一（福井）岡良一（石川）田村勘次（群馬）板橋英雄（東京）野本武一（埼玉）池田恒雄（茨城）実川清之（千葉）門司亮（神奈川）足鹿覚（鳥取）門田定蔵（鳥取）佐竹新一（広島）大森千太郎（香川）北口栄（福岡）伊藤実（本部）大森真一郎（本部）
顧問　野溝勝（長野）黒田壽男（岡山）

日本農民組合（統一派）　一九四九年日農第三回大会で主体性派と分裂、その後五〇年一月労農党系の黒田派が分離した。現在は主として共産党、労農党、社会党再建派の系統にぞくしている。

本部事務所　東京都千代田区大手町一ノ五

機関紙　「農民新聞」「農民運動資料」

役員　（一九五二年第六回大会改選）

中央委員長　久保田豊（静岡）
副委員長　小原嘉（長野）菊池重作（茨城）
書記長　浜野清（栃木）
会計　福島義一（静岡）
会計監査　喜多幸章（北海道）天野末治（愛知）
中央常任委員　○小笠原光男（青森）○深沢義守（山梨）今村重雄（神奈川）斎藤初太郎（東京）未定（茨城）未定（東海）○藤田常次（新潟）名越祐助（大阪）都留忠久（大分）未定（中国）（○印は留任したもの）
中央委員　五十嵐久彌（北海道）沢谷知吉（青森）小笠原光男（青森）三浦雷太郎（秋田）小原慶治（秋田）服部実（福島）折笠藤雄（福島）金子直兄（山形）斎藤初太郎（東京）和田敏明（東京）今村重雄（神奈川）片桐広志（宮城）滝沢幸永（栃木）小松原翠（栃木）金子義広（栃木）未定（栃木）鈴木豊（千葉）柳下与四郎（千葉）手窪宗吉（埼玉）岡正吉（埼玉）未定五名（茨城）永田千一（静岡）未定一名（静岡）深沢義守（山梨）吉原求馬（山梨）篠原貞夫（山梨）羽毛田正直（長野）未定一名（長野）藤田常次（新潟）熊倉忠吾（新潟）今黒耕作（新潟）未定一名（石川）米津源一（愛知）石原辰蔵（愛知）未定一名（岐阜）未定一名（和歌山）長尾有（兵庫）田上開治（兵庫）吉森茂（兵庫）未定一名（奈良）未定二名（三重）平井信行（滋賀）次田米次（岡山）豊田秀男（岡山）名越祐助（大阪）未定一名（京都）未定一名（広島）岡崎清（山口）前村松夫（山口）未定一名（鳥取）未定三名（島根）未定一名（香川）未定一名（愛媛）柴村一重（福岡）堀田惣市（福岡）未定一名（佐賀）未定一名（熊本）玉藏吉丸（大分）都留忠久（大分）

全国農民組合（全農）　一九四七年七月二五日　日農より分離して結成さる。

本部事務所　東京都港区芝琴平町虎ノ門会館

役員

会長　平野力三（山梨）
副会長　佐竹晴記（高知）永井健（京都）
書記長　稲富稜人（福岡）
会計　中世古清継（静岡）
顧問　杉山元治郎（大阪）天田勝正（埼玉）
中央執行委員　田中健吉（秋田）奥山栄悦（山形）細田綱吉（茨城）沼田政治（茨城）松永義雄（埼玉）小林進（新潟）金田範俊（千葉）吉川兼光（千葉）松沢一（山梨）平喜一（岐阜）水野実郎（愛知）渡辺利男（三重）山中武雄（和歌山）亀田得治（大阪）石原信二（大阪）溝淵松太郎（香川）宮村又八（熊本）今里勝雄（長野）藤宮彦（鹿児島）本堂恒松（長野）井上良二（大阪）加藤鎌造（岐阜）荻原糺（兵庫）

全国農民連盟（全農連）　一九四六年六月一一日結成、一九五〇年一〇月農青連を改称した。

本部事務所　東京都千代田区大手町一ノ五
機関紙「盟友」「全農連情報」

役員

中央委員長　小林慧文
副委員長　石川清一（北海道）柴本嘉明（長野）防野久雄（和歌山）
中央常任委員　高橋雄之助（北海道）富塚敏信（千葉）金子与重郎（群馬）佐伯宗義（富山）長谷部貞義（兵庫）薬師寺章男（愛媛）倉富角次郎（福岡）千石虎二（全指連）平尾卯二

郎（全指連）中村吉次郎（本部）

全日本開拓者連盟

本部事務所　東京都千代田区大手町一ノ五

機関紙「開拓農民新聞」

役員

委員長　村山藤四郎（茨城）　近藤安雄（神奈川）　原七郎（佐賀）　国枝益二（開拓協会）　吉崎千秋（栃木）　降旗武彦（滋賀）他に各ブロック協議会会長

農民組合総同盟　一九五三年一月二一日、全農、日農新農村建設派、農民同盟の合議体として結成された農民団体の連合組織である。杉山元治郎、平野力三、三宅正一、川俣清音氏らが中心。政治的には、社会党右派である。

本部事務所　全農に同じ

役員

書記長　稲富稜人（全農書記長）

顧問　平野力三（全農会長）　杉山元治郎（全農顧問）

会計　吉田賢一（兵庫県新農村建設同盟会長）

会計監査　中世古清継、岡部周治、三浦久雄

事務局長　東隆

総務部長　今里勝雄

組織部長　日野吉夫

農政部長　永井健

調査部長　吉川兼光

情報宣伝部長　金野定吉

教育文化部長　沼田政次

常任中央委員　佐竹晴記、細田綱吉、天田勝正、松永義雄、加藤鐐造、井上良二、水野実郎、樋口喜徳、小林進、矢尾喜三郎、田原原次、栗田久男、湯江次男、野上健次、三輪壽壯、鈴木吉次郎、井伊誠一、田辺納、中村高一、三宅正一、門司亮、石井繁丸、富吉栄二、川俣清音、若林忠一、大石大、山崎豊定、小平忠、中沢茂一、吉田正、柴本嘉明

第七章　漁夫、漁民組合の現状

当研究所で調べられた限りでの全国の漁業労働者、漁民組合の現状と、全日海の漁船部の組織表を次に掲げておく。

漁業労働者・漁民組合　次に掲げる表のうち、Aは当研究所による直接各組合への照会調査結果、Bは当研究所による各県庁労政課への照会結果、Cは水産庁の調査結果、時期は大体において、ABとも五三年四月現在、Cは五二年九月現在である。

地方	組合名	組合員数	漁業種類	結成時期	
北海道	厚岸一般労働組合				
	幌泉一般労働組合				
	根崎いか釣乗組員組合	一六〇	二六・七・二六	B	
	三石漁業海員組合	四〇〇	二六・六・五	B	
		一七〇		C	
青森	全日本海員組合八戸支部	一、二三三			
	県南漁民労働組合	一四六			
			主に遠洋		
			二六・一・	B	A
宮城	宮城県遠洋漁業従業員組合	一、五〇〇	カツオ・マグロ		
	唐桑村漁夫労働組合	四〇三	〃		
	石巻地区漁夫労働組合	二〇七	〃		
			二一・三・一七	C	A

| | | |

| | | |

渡辺漁業	〃	函館	一	二	〃
吉田	〃	〃	一	二	〃
（合資会社）大平組	〃	〃	一	二	〃
波間　三郎兵衛	〃	〃	一	二	〃
向瀬五郎	〃	〃	一	二	〃
黒川漁業部	〃	〃	一	二	〃
山陽水産株式会社	〃	〃	一	二	〃
佐藤漁場	〃	〃	一	二	〃
斎藤漁業部	〃	〃	一	二	〃
菊江	〃	〃	一	二	〃
結城漁場	〃	〃	一	二	〃
石川了吉	〃	〃	一	二	〃
日魯漁業株式会社	〃	〃	一	二	〃
日本水産	〃	〃	一	二	〃
酒井宗一	〃	〃	一	二	〃
北商店	〃	〃	一	二	〃
底曳網漁業協同組合	〃	〃	一	二	〃
坂本漁業（根室）	〃	〃	一	二	〃
大洋漁業株式会社	〃	〃	一	二	〃
青森魚市場集荷組合	〃	〃	一	二	〃
渡長漁業株式会社	〃	〃	一	二	〃
高平	〃	〃	一	二	〃
船川湊町漁業協同組合	〃	〃	一	二	〃
秋田県水産試験所	〃	〃	一	二	〃
八戸機船底曳漁業協同組合	〃	〃	一	二	〃
〃　鰹鮪遠洋漁業者	〃	〃	一	二	〃
〃　柔魚釣業者漁業	〃	〃	一	二	〃
〃　目抜延縄漁業	〃	〃	一	二	〃
〃　巻網漁業者	〃	〃	一	二	〃
八戸水産高校	〃	〃	一	二	〃
東北振興水産株式会社	〃	〃	一	二	〃
中島石蔵	〃	〃	一	二	〃
漁民道場	〃	〃	一	二	〃
日本近海捕鯨株式会社	〃	〃	一	二	〃
津田漁業株式会社	〃	〃	一	二	〃
極洋捕鯨	〃	〃	一	二	〃
船主石川了吉ほか二十四	〃	〃	一	二	〃
新潟冷蔵船組合	〃	〃	一	二	〃
新潟県水産試験所	〃	〃	一	二	〃
日本水産株式会社	〃	〃	一	二	〃
日本冷蔵	〃	〃	一	二	〃
東都水産	〃	〃	一	二	〃
千葉県水産試験所	〃	〃	一	二	〃
太洋漁業株式会社	〃	〃	一	二	〃
極洋捕鯨	〃	〃	一	二	〃
大成水産	〃	〃	一	二	〃
虎勢漁業	〃	〃	一	二	〃
富士水産	〃	〃	一	二	〃
清寺漁業	〃	〃	一	二	〃
昭和	〃	〃	一	二	〃
昭栄漁船組合	〃	〃	一	二	〃
綱野市着漁業協同組合	〃	〃	一	二	〃
井上漁業株式会社	〃	〃	一	二	〃
市河産業	〃	〃	一	二	〃

渡辺漁業	〃	釧路	五	三〇	〃
吉田	〃	〃	五	三〇	〃
（合資会社）大平組	〃	〃	五	三〇	〃
波間　三郎兵衛	〃	〃	五	三〇	〃
向瀬五郎	〃	〃	五	三〇	〃
黒川漁業部	〃	〃	五	三〇	〃
山陽水産株式会社	〃	〃	五	三〇	〃
佐藤漁場	〃	〃	五	三〇	〃
斎藤漁業部	〃	〃	五	三〇	〃
菊江	〃	〃	五	三〇	〃
結城漁場	〃	〃	五	三〇	〃
石川了吉	〃	〃	五	三〇	〃
日魯漁業株式会社	〃	〃	五	三〇	〃
日本水産	〃	〃	五	三〇	〃
酒井宗一	〃	〃	五	三〇	〃
北商店	〃	〃	五	三〇	〃
底曳網漁業協同組合	〃	〃	五	三〇	〃
坂本漁業（根室）	〃	〃	五	三〇	〃
大洋漁業株式会社	〃	〃	五	三〇	〃
青森魚市場集荷組合	〃	〃	五	三〇	〃
渡長漁業株式会社	〃	〃	五	三〇	〃
高平	〃	〃	五	三〇	〃
船川湊町漁業協同組合	〃	〃	五	三〇	〃
秋田県水産試験所	〃	〃	五	三〇	〃
八戸機船底曳漁業協同組合	〃	〃	五	三〇	〃
〃　鰹鮪遠洋漁業者	〃	〃	五	三〇	〃
〃　柔魚釣業者漁業	〃	〃	五	三〇	〃
〃　目抜延縄漁業	〃	〃	五	三〇	〃
〃　巻網漁業者	〃	〃	五	三〇	〃
八戸水産高校	〃	〃	五	三〇	〃
東北振興水産株式会社	〃	〃	五	三〇	〃
中島石蔵	〃	〃	五	三〇	〃
漁民道場	〃	〃	五	三〇	〃
日本近海捕鯨株式会社	〃	〃	五	三〇	〃
津田漁業株式会社	〃	〃	五	三〇	〃
極洋捕鯨	〃	〃	五	三〇	〃
船主石川了吉ほか二十四	〃	〃	五	三〇	〃
新潟冷蔵船組合	〃	〃	五	三〇	〃
新潟県水産試験所	〃	〃	五	三〇	〃
日本水産株式会社	〃	〃	五	三〇	〃
日本冷蔵	〃	〃	五	三〇	〃
東都水産	〃	〃	五	三〇	〃
千葉県水産試験所	〃	〃	五	三〇	〃
太洋漁業株式会社	〃	〃	五	三〇	〃
極洋捕鯨	〃	〃	五	三〇	〃
大成水産	〃	〃	五	三〇	〃
虎勢漁業	〃	〃	五	三〇	〃
富士水産	〃	〃	五	三〇	〃
清寺漁業	〃	〃	五	三〇	〃
昭和	〃	〃	五	三〇	〃
昭栄漁船組合	〃	〃	五	三〇	〃
綱野市着漁業協同組合	〃	〃	五	三〇	〃
井上漁業株式会社	〃	〃	五	三〇	〃
市河産業	〃	〃	五	三〇	〃

渡辺漁業	〃	青森	三六	五三八	〃
吉田	〃	〃	三六	五三八	〃
（合資会社）大平組	〃	〃	三六	五三八	〃
波間　三郎兵衛	〃	〃	三六	五三八	〃
向瀬五郎	〃	〃	三六	五三八	〃
黒川漁業部	〃	〃	三六	五三八	〃
山陽水産株式会社	〃	〃	三六	五三八	〃
佐藤漁場	〃	〃	三六	五三八	〃
斎藤漁業部	〃	〃	三六	五三八	〃
菊江	〃	〃	三六	五三八	〃
結城漁場	〃	〃	三六	五三八	〃
石川了吉	〃	〃	三六	五三八	〃
日魯漁業株式会社	〃	〃	三六	五三八	〃
日本水産	〃	〃	三六	五三八	〃
酒井宗一	〃	〃	三六	五三八	〃
北商店	〃	〃	三六	五三八	〃
底曳網漁業協同組合	〃	〃	三六	五三八	〃
坂本漁業（根室）	〃	〃	三六	五三八	〃
大洋漁業株式会社	〃	〃	三六	五三八	〃
青森魚市場集荷組合	〃	〃	三六	五三八	〃
渡長漁業株式会社	〃	〃	三六	五三八	〃
高平	〃	〃	三六	五三八	〃
船川湊町漁業協同組合	〃	〃	三六	五三八	〃
秋田県水産試験所	〃	〃	三六	五三八	〃
八戸機船底曳漁業協同組合	〃	〃	三六	五三八	〃
〃　鰹鮪遠洋漁業者	〃	〃	三六	五三八	〃
〃　柔魚釣業者漁業	〃	〃	三六	五三八	〃
〃　目抜延縄漁業	〃	〃	三六	五三八	〃
〃　巻網漁業者	〃	〃	三六	五三八	〃
八戸水産高校	〃	〃	三六	五三八	〃
東北振興水産株式会社	〃	〃	三六	五三八	〃
中島石蔵	〃	〃	三六	五三八	〃
漁民道場	〃	〃	三六	五三八	〃
日本近海捕鯨株式会社	〃	〃	三六	五三八	〃
津田漁業株式会社	〃	〃	三六	五三八	〃
極洋捕鯨	〃	〃	三六	五三八	〃
船主石川了吉ほか二十四	〃	〃	三六	五三八	〃
新潟冷蔵船組合	〃	〃	三六	五三八	〃
新潟県水産試験所	〃	〃	三六	五三八	〃
日本水産株式会社	〃	〃	三六	五三八	〃
日本冷蔵	〃	〃	三六	五三八	〃
東都水産	〃	〃	三六	五三八	〃
千葉県水産試験所	〃	〃	三六	五三八	〃
太洋漁業株式会社	〃	〃	三六	五三八	〃
極洋捕鯨	〃	〃	三六	五三八	〃
大成水産	〃	〃	三六	五三八	〃
虎勢漁業	〃	〃	三六	五三八	〃
富士水産	〃	〃	三六	五三八	〃
清寺漁業	〃	〃	三六	五三八	〃
昭和	〃	〃	三六	五三八	〃
昭栄漁船組合	〃	〃	三六	五三八	〃
綱野市着漁業協同組合	〃	〃	三六	五三八	〃
井上漁業株式会社	〃	〃	三六	五三八	〃
市河産業	〃	〃	三六	五三八	〃

渡辺漁業	〃	船川	四五	八	〃
吉田	〃	〃	四五	八	〃
（合資会社）大平組	〃	〃	四五	八	〃
波間　三郎兵衛	〃	〃	四五	八	〃
向瀬五郎	〃	〃	四五	八	〃
黒川漁業部	〃	〃	四五	八	〃
山陽水産株式会社	〃	〃	四五	八	〃
佐藤漁場	〃	〃	四五	八	〃
斎藤漁業部	〃	〃	四五	八	〃
菊江	〃	〃	四五	八	〃
結城漁場	〃	〃	四五	八	〃
石川了吉	〃	〃	四五	八	〃
日魯漁業株式会社	〃	〃	四五	八	〃
日本水産	〃	〃	四五	八	〃
酒井宗一	〃	〃	四五	八	〃
北商店	〃	〃	四五	八	〃
底曳網漁業協同組合	〃	〃	四五	八	〃
坂本漁業（根室）	〃	〃	四五	八	〃
大洋漁業株式会社	〃	〃	四五	八	〃
青森魚市場集荷組合	〃	〃	四五	八	〃
渡長漁業株式会社	〃	〃	四五	八	〃
高平	〃	〃	四五	八	〃
船川湊町漁業協同組合	〃	〃	四五	八	〃
秋田県水産試験所	〃	〃	四五	八	〃
八戸機船底曳漁業協同組合	〃	〃	四五	八	〃
〃　鰹鮪遠洋漁業者	〃	〃	四五	八	〃
〃　柔魚釣業者漁業	〃	〃	四五	八	〃
〃　目抜延縄漁業	〃	〃	四五	八	〃
〃　巻網漁業者	〃	〃	四五	八	〃
八戸水産高校	〃	〃	四五	八	〃
東北振興水産株式会社	〃	〃	四五	八	〃
中島石蔵	〃	〃	四五	八	〃
漁民道場	〃	〃	四五	八	〃
日本近海捕鯨株式会社	〃	〃	四五	八	〃
津田漁業株式会社	〃	〃	四五	八	〃
極洋捕鯨	〃	〃	四五	八	〃
船主石川了吉ほか二十四	〃	〃	四五	八	〃
新潟冷蔵船組合	〃	〃	四五	八	〃
新潟県水産試験所	〃	〃	四五	八	〃
日本水産株式会社	〃	〃	四五	八	〃
日本冷蔵	〃	〃	四五	八	〃
東都水産	〃	〃	四五	八	〃
千葉県水産試験所	〃	〃	四五	八	〃
太洋漁業株式会社	〃	〃	四五	八	〃
極洋捕鯨	〃	〃	四五	八	〃
大成水産	〃	〃	四五	八	〃
虎勢漁業	〃	〃	四五	八	〃
富士水産	〃	〃	四五	八	〃
清寺漁業	〃	〃	四五	八	〃
昭和	〃	〃	四五	八	〃
昭栄漁船組合	〃	〃	四五	八	〃
綱野市着漁業協同組合	〃	〃	四五	八	〃
井上漁業株式会社	〃	〃	四五	八	〃
市河産業	〃	〃	四五	八	〃

渡辺漁業	〃	八戸	四七六	一三三	〃
吉田	〃	〃	四七六	一三三	〃
（合資会社）大平組	〃	〃	四七六	一三三	〃
波間　三郎兵衛	〃	〃	四七六	一三三	〃
向瀬五郎	〃	〃	四七六	一三三	〃
黒川漁業部	〃	〃	四七六	一三三	〃
山陽水産株式会社	〃	〃	四七六	一三三	〃
佐藤漁場	〃	〃	四七六	一三三	〃
斎藤漁業部	〃	〃	四七六	一三三	〃
菊江	〃	〃	四七六	一三三	〃
結城漁場	〃	〃	四七六	一三三	〃
石川了吉	〃	〃	四七六	一三三	〃
日魯漁業株式会社	〃	〃	四七六	一三三	〃
日本水産	〃	〃	四七六	一三三	〃
酒井宗一	〃	〃	四七六	一三三	〃
北商店	〃	〃	四七六	一三三	〃
底曳網漁業協同組合	〃	〃	四七六	一三三	〃
坂本漁業（根室）	〃	〃	四七六	一三三	〃
大洋漁業株式会社	〃	〃	四七六	一三三	〃
青森魚市場集荷組合	〃	〃	四七六	一三三	〃
渡長漁業株式会社	〃	〃	四七六	一三三	〃
高平	〃	〃	四七六	一三三	〃
船川湊町漁業協同組合	〃	〃	四七六	一三三	〃
秋田県水産試験所	〃	〃	四七六	一三三	〃
八戸機船底曳漁業協同組合	〃	〃	四七六	一三三	〃
〃　鰹鮪遠洋漁業者	〃	〃	四七六	一三三	〃
〃　柔魚釣業者漁業	〃	〃	四七六	一三三	〃
〃　目抜延縄漁業	〃	〃	四七六	一三三	〃
〃　巻網漁業者	〃	〃	四七六	一三三	〃
八戸水産高校	〃	〃	四七六	一三三	〃
東北振興水産株式会社	〃	〃	四七六	一三三	〃
中島石蔵	〃	〃	四七六	一三三	〃
漁民道場	〃	〃	四七六	一三三	〃
日本近海捕鯨株式会社	〃	〃	四七六	一三三	〃
津田漁業株式会社	〃	〃	四七六	一三三	〃
極洋捕鯨	〃	〃	四七六	一三三	〃
船主石川了吉ほか二十四	〃	〃	四七六	一三三	〃
新潟冷蔵船組合	〃	〃	四七六	一三三	〃
新潟県水産試験所	〃	〃	四七六	一三三	〃
日本水産株式会社	〃	〃	四七六	一三三	〃
日本冷蔵	〃	〃	四七六	一三三	〃
東都水産	〃	〃	四七六	一三三	〃
千葉県水産試験所	〃	〃	四七六	一三三	〃
太洋漁業株式会社	〃	〃	四七六	一三三	〃
極洋捕鯨	〃	〃	四七六	一三三	〃
大成水産	〃	〃	四七六	一三三	〃
虎勢漁業	〃	〃	四七六	一三三	〃
富士水産	〃	〃	四七六	一三三	〃
清寺漁業	〃	〃	四七六	一三三	〃
昭和	〃	〃	四七六	一三三	〃
昭栄漁船組合	〃	〃	四七六	一三三	〃
綱野市着漁業協同組合	〃	〃	四七六	一三三	〃
井上漁業株式会社	〃	〃	四七六	一三三	〃
市河産業	〃	〃	四七六	一三三	〃

渡辺漁業	〃	青森	三六	五三八	〃
吉田	〃	〃	三六	五三八	〃
（合資会社）大平組	〃	〃	三六	五三八	〃
波間　三郎兵衛	〃	〃	三六	五三八	〃
向瀬五郎	〃	〃	三六	五三八	〃
黒川漁業部	〃	〃	三六	五三八	〃
山陽水産株式会社	〃	〃	三六	五三八	〃
佐藤漁場	〃	〃	三六	五三八	〃
斎藤漁業部	〃	〃	三六	五三八	〃
菊江	〃	〃	三六	五三八	〃
結城漁場	〃	〃	三六	五三八	〃
石川了吉	〃	〃	三六	五三八	〃
日魯漁業株式会社	〃	〃	三六	五三八	〃
日本水産	〃	〃	三六	五三八	〃
酒井宗一	〃	〃	三六	五三八	〃
北商店	〃	〃	三六	五三八	〃
底曳網漁業協同組合	〃	〃	三六	五三八	〃
坂本漁業（根室）	〃	〃	三六	五三八	〃
大洋漁業株式会社	〃	〃	三六	五三八	〃
青森魚市場集荷組合	〃	〃	三六	五三八	〃
渡長漁業株式会社	〃	〃	三六	五三八	〃
高平	〃	〃	三六	五三八	〃
船川湊町漁業協同組合	〃	〃	三六	五三八	〃
秋田県水産試験所	〃	〃	三六	五三八	〃
八戸機船底曳漁業協同組合	〃	〃	三六	五三八	〃
〃　鰹鮪遠洋漁業者	〃	〃	三六	五三八	〃
〃　柔魚釣業者漁業	〃	〃	三六	五三八	〃
〃　目抜延縄漁業	〃	〃	三六	五三八	〃
〃　巻網漁業者	〃	〃	三六	五三八	〃
八戸水産高校	〃	〃	三六	五三八	〃
東北振興水産株式会社	〃	〃	三六	五三八	〃
中島石蔵	〃	〃	三六	五三八	〃
漁民道場	〃	〃	三六	五三八	〃
日本近海捕鯨株式会社	〃	〃	三六	五三八	〃
津田漁業株式会社	〃	〃	三六	五三八	〃
極洋捕鯨	〃	〃	三六	五三八	〃
船主石川了吉ほか二十四	〃	〃	三六	五三八	〃
新潟冷蔵船組合	〃	〃	三六	五三八	〃
新潟県水産試験所	〃	〃	三六	五三八	〃
日本水産株式会社	〃	〃	三六	五三八	〃
日本冷蔵	〃	〃	三六	五三八	〃
東都水産	〃	〃	三六	五三八	〃
千葉県水産試験所	〃	〃	三六	五三八	〃
太洋漁業株式会社	〃	〃	三六	五三八	〃
極洋捕鯨	〃	〃	三六	五三八	〃
大成水産	〃	〃	三六	五三八	〃
虎勢漁業	〃	〃	三六	五三八	〃
富士水産	〃	〃	三六	五三八	〃
清寺漁業	〃	〃	三六	五三八	〃
昭和	〃	〃	三六	五三八	〃
昭栄漁船組合	〃	〃	三六	五三八	〃
綱野市着漁業協同組合	〃	〃	三六	五三八	〃
井上漁業株式会社	〃	〃	三六	五三八	〃
市河産業	〃	〃	三六	五三八	〃

渡辺漁業	〃	釧路	五	三〇	〃
吉田	〃	〃	五	三〇	〃
（合資会社）大平組	〃	〃	五	三〇	〃
波間　三郎兵衛	〃	〃	五	三〇	〃
向瀬五郎	〃	〃	五	三〇	〃
黒川漁業部	〃	〃	五	三〇	〃
山陽水産株式会社	〃	〃	五	三〇	〃
佐藤漁場	〃	〃	五	三〇	〃
斎藤漁業部	〃	〃	五	三〇	〃
菊江	〃	〃	五	三〇	〃
結城漁場	〃	〃	五	三〇	〃
石川了吉	〃	〃	五	三〇	〃
日魯漁業株式会社	〃	〃	五	三〇	〃
日本水産	〃	〃	五	三〇	〃
酒井宗一	〃	〃	五	三〇	〃
北商店	〃	〃	五	三〇	〃
底曳網漁業協同組合	〃	〃	五	三〇	〃
坂本漁業（根室）	〃	〃	五	三〇	〃
大洋漁業株式会社	〃	〃	五	三〇	〃
青森魚市場集荷組合	〃	〃	五	三〇	〃
渡長漁業株式会社	〃	〃	五	三〇	〃
高平	〃	〃	五	三〇	〃
船川湊町漁業協同組合	〃	〃	五	三〇	〃
秋田県水産試験所	〃	〃	五	三〇	〃
八戸機船底曳漁業協同組合	〃	〃	五	三〇	〃
〃　鰹鮪遠洋漁業者	〃	〃	五	三〇	〃
〃　柔魚釣業者漁業	〃	〃	五	三〇	〃
〃　目抜延縄漁業	〃	〃	五	三〇	〃
〃　巻網漁業者	〃	〃	五	三〇	〃
八戸水産高校	〃	〃	五	三〇	〃
東北振興水産株式会社	〃	〃	五	三〇	〃
中島石蔵	〃	〃	五	三〇	〃
漁民道場	〃	〃	五	三〇	〃
日本近海捕鯨株式会社	〃	〃	五	三〇	〃
津田漁業株式会社	〃	〃	五	三〇	〃
極洋捕鯨	〃	〃	五	三〇	〃
船主石川了吉ほか二十四	〃	〃	五	三〇	〃
新潟冷蔵船組合	〃	〃	五	三〇	〃
新潟県水産試験所	〃	〃	五	三〇	〃
日本水産株式会社	〃	〃	五	三〇	〃
日本冷蔵	〃	〃	五	三〇	〃
東都水産	〃	〃	五	三〇	〃
千葉県水産試験所	〃	〃	五	三〇	〃
太洋漁業株式会社	〃	〃	五	三〇	〃
極洋捕鯨	〃	〃	五	三〇	〃
大成水産	〃	〃	五	三〇	〃
虎勢漁業	〃	〃	五	三〇	〃
富士水産	〃	〃	五	三〇	〃
清寺漁業	〃	〃	五	三〇	〃
昭和	〃	〃	五	三〇	〃
昭栄漁船組合	〃	〃	五	三〇	〃
綱野市着漁業協同組合	〃	〃	五	三〇	〃
井上漁業株式会社	〃	〃	五	三〇	〃
市河産業	〃	〃	五	三〇	〃

渡辺漁業	〃	東北	〃	〃	〃
吉田	〃	〃	〃	〃	〃
（合資会社）大平組	〃	〃	〃	〃	〃
波間　三郎兵衛	〃	〃	〃	〃	〃
向瀬五郎	〃	〃	〃	〃	〃
黒川漁業部	〃	〃	〃	〃	〃
山陽水産株式会社	〃	〃	〃	〃	〃
佐藤漁場	〃	〃	〃	〃	〃
斎藤漁業部	〃	〃	〃	〃	〃
菊江	〃	〃	〃	〃	〃
結城漁場	〃	〃	〃	〃	〃
石川了吉	〃	〃	〃	〃	〃
日魯漁業株式会社	〃	〃	〃	〃	〃
日本水産	〃	〃	〃	〃	〃
酒井宗一	〃	〃	〃	〃	〃
北商店	〃	〃	〃	〃	〃
底曳網漁業協同組合	〃	〃	〃	〃	〃
坂本漁業（根室）	〃	〃	〃	〃	〃
大洋漁業株式会社	〃	〃	〃	〃	〃
青森魚市場集荷組合	〃	〃	〃	〃	〃
渡長漁業株式会社	〃	〃	〃	〃	〃
高平	〃	〃	〃	〃	〃
船川湊町漁業協同組合	〃	〃	〃	〃	〃
秋田県水産試験所	〃	〃	〃	〃	〃
八戸機船底曳漁業協同組合	〃	〃	〃	〃	〃
〃　鰹鮪遠洋漁業者	〃	〃	〃	〃	〃
〃　柔魚釣業者漁業	〃	〃	〃	〃	〃
〃　目抜延縄漁業	〃	〃	〃	〃	〃
〃　巻網漁業者	〃	〃	〃	〃	〃
八戸水産高校	〃	〃	〃	〃	〃
東北振興水産株式会社	〃	〃	〃	〃	〃
中島石蔵	〃	〃	〃	〃	〃
漁民道場	〃	〃	〃	〃	〃
日本近海捕鯨株式会社	〃	〃	〃	〃	〃
津田漁業株式会社	〃

磯崎丈太郎	〃	〃	〃	〃	〃	〃
乾水産株式会社	〃	〃	〃	〃	〃	〃
日魯漁業	〃	〃	〃	〃	〃	〃
日東	〃	〃	〃	〃	〃	〃
日米水産	〃	〃	〃	〃	〃	〃
西田漁業	〃	〃	〃	〃	〃	〃
鳥取水産	〃	〃	〃	〃	〃	〃
岡田商店	〃	〃	〃	〃	〃	〃
大石商店	〃	〃	〃	〃	〃	〃
吉本漁業	〃	〃	〃	〃	〃	〃
大洋	〃	〃	〃	〃	〃	〃
大平洋水産	〃	〃	〃	〃	〃	〃
大平漁業	〃	〃	〃	〃	〃	〃
田島水産	〃	〃	〃	〃	〃	〃
長門漁業	〃	〃	〃	〃	〃	〃
興津	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三洋水産	〃	〃	〃	〃	〃	〃
協栄	〃	〃	〃	〃	〃	〃
田岐中与一	〃	〃	〃	〃	〃	〃
島根水産株式会社	〃	〃	〃	〃	〃	〃
振洋	〃	〃	〃	〃	〃	〃
鈴木	〃	〃	〃	〃	〃	〃
日本水産株式会社戸畑支社	〃	〃	〃	〃	〃	〃
報国水産株式会社	〃	〃	〃	〃	〃	〃
共同漁業	〃	〃	〃	〃	〃	〃
浜口漁業部	〃	〃	〃	〃	〃	〃
西日本漁業株式会社	〃	〃	〃	〃	〃	〃
徳島水産	〃	〃	〃	〃	〃	〃
丸徳海洋漁業	〃	〃	〃	〃	〃	〃
松本漁業部	〃	〃	〃	〃	〃	〃
枡富水産	〃	〃	〃	〃	〃	〃
福洋水産株式会社	〃	〃	〃	〃	〃	〃
昭徳	〃	〃	〃	〃	〃	〃
広田漁業	〃	〃	〃	〃	〃	〃
大東水産	〃	〃	〃	〃	〃	〃
開洋	〃	〃	〃	〃	〃	〃
古川漁業	〃	〃	〃	〃	〃	〃
浜崎漁業部	〃	〃	〃	〃	〃	〃
徳生漁業株式会社	〃	〃	〃	〃	〃	〃
亀秀	〃	〃	〃	〃	〃	〃
大洋	〃	〃	〃	〃	〃	〃
大黒水産	〃	〃	〃	〃	〃	〃
長崎漁業	〃	〃	〃	〃	〃	〃
長門漁業株式会社	〃	〃	〃	〃	〃	〃
梅田漁業	〃	〃	〃	〃	〃	〃
山田屋商店株式会社	〃	〃	〃	〃	〃	〃
増田漁業	〃	〃	〃	〃	〃	〃
万生丸合資会社	〃	〃	〃	〃	〃	〃
恵浦水産株式会社	〃	〃	〃	〃	〃	〃
藤中漁業	〃	〃	〃	〃	〃	〃
歳川水産	〃	〃	〃	〃	〃	〃
共和水産株式会社	〃	〃	〃	〃	〃	〃
極洋捕鯨	〃	〃	〃	〃	〃	〃
東尾漁業	〃	〃	〃	〃	〃	〃

九州	若松	一、〇八四	七	一	一七四	〃
〃	博多	四二	一	一	三九	〃
〃	〃	一七四	一	一	四	〃
〃	〃	三九	一	一	一	〃
〃	〃	四	一	一	一	〃
〃	〃	一

第四編　その他の社会運動

第一章　平和運動

一

一九五二年年頭にあたり、平和擁護日本委員会は、「平和宣言」を発した。

（平和宣言）

原爆その他によるあのおそろしい戦争で、一〇〇〇万の親族が死傷し、当時の金でも一〇五七億の資財が灰になり、待避、疎開、買いだし等々、あらゆるくるしみをしたのは、きのうのようです。

戦後、日本は永久に戦争を放棄する憲法をつくり、全国民がこころからよろこんだのですが、ちかごろ私たちはまたもや戦争の方へ押しやられています。

たとえば、全国各地に飛行場や軍事施設ができ、そのため耕地がとりあげられ、予備隊が軍隊化し、軍需産業が労仂者に低賃金や長時間労仂を押しつける一方、平和産業や中小企業はどしどしつぶれ、諸物価は七割もあがつて、国民は重税にあえいでいます。

しかも政府は、いまだに軍事基地はないぞとうそをつき、単独講和や安全保障条約をむすぶ一方、団体等規正法やゼネスト禁止法などたくさんの悪法をつくつて、あらゆる反対者をおさえようとし、さらに幾十万の戦犯の追放を解き、旧軍人を軍事用に採り、三千何百億円の尨大な金を再軍備や駐留軍費用に予定し、厚生、教育、文化、科学などの予算をびしびし削り、今年は、物価高や重税で国民生活が破綻することは目にみえています。

他方、世界の平和勢力は、第二次大戦当時とはまつたくちがい、戦争挑発者を圧倒するほど強くなつています。五億の平和愛好者が五大国平和条約に署名し、日本にふたたび軍国主義が復活しないように見守つています。

戦争はけつして避けられないものではありません。

経済や社会制度がちがうからといつて、国と国とが戦わなければならぬ理由はなく、制度のちがう国家は十分平和に共存できます。

国際間の対立は、武力によつてではなく、交渉によつて解決でき、また解決しなければなりません。

外国の武力による内政干渉は戦争にみちびくもので、どこの国民も自分で国内問題を解決する権利をもつことを、私たちはかた

く信じます。

いかに思想や主義や宗教がちがおうと、政派がべつだろうと、みなが平和の一点でかたく手をにぎり合いさえすれば、かならず世界の平和を確保できる段階へきています。

新年にあたり、私たちは、あたらしい決意で平和のための闘いを推しすすめましょう。

私たちは――

一、夫や子供や兄弟にふたたび銃をとらせないようにしましょう。

一、両条約に反対し、全面講和を要求しましょう。

一、再軍備や徴兵や予備隊武装化や軍事基地化に反対し、外国軍隊の撤退を要求しましょう。

一、各国との自由平等互恵の貿易と自主的平和経済を要求しましょう。

一、平和憲法をまもり、戦争政策のための物価高、重税、低賃金に反対しましょう。

一、弾圧や悪法に反対し、言論、集会、結社の自由をまもりましょう。

一、どこの国とも仲よく、とくにアジア諸民族とかたく手をにぎりましょう。

一、朝鮮戦争の即時休戦を要求し、朝鮮のことは朝鮮人にまかせましょう。

一、新中国をふくむ五大国の平和条約を要求しましょう。

一、原子爆弾その他大量殺人兵器の製造、使用をぜひ禁止しましょう。

なお、前年一二月、スターリン国際平和賞（「諸民族の平和強化」スターリン賞）を受賞した大山郁夫の受賞祝賀会が、二月八日、東京でひらかれた。

二

四月三日から一二日まで、モスクワでひらかれた「国際経済会議」には、日本からも、つぎの人々が労働者代表として参加する予定になっていたが、政府が旅券の発行を拒否したため、渡航できなかった。

魚谷時太郎（日教組書記長）、太田末男（国鉄労組書記長）、入江康夫（合成化学書記長）、柳本義雄（総評組織部長）、藤沢進（全蚕糸機関紙部員、機関紙懇談会推薦）、半田次雄（官労事務局長）、吉田資治（産別議長）、和田次郎（全金属委員長）、大石重一（総評組織部員、随員）、羽原保一（全商工副委員長）、楢映（全商工中執）、西巻嘉次（呉羽紡績副委員長）、前田利雄（京都府職委員長、自治労連推薦）

また、各労働組合が、国際経済会議にたいして、いろいろな要望を提出する運動も、さかんにおこなわれたが、その一例として、二月二〇日に決定された神奈川県労働組合会議の「国際経済会議への要望書」を掲げておく。

国際経済会議について、神奈川県労でも重視し、それぞれ宣伝その他の活動をやってきたが、二月二〇日の拡大執行委員会では神奈川県としても要望書をだすことがきまりましたので、次のように要望いたします。

金属産業

わが国の金属産業について致命的な打撃は、原料である鉄鉱石と石炭がアメカ、カナダなどの遠隔地からの輸入に依存しているために、極めて高値につくことである。従つて素材が高いので、

二次、三次の製品が原料高の製品安という現象のため、いきおい、労仂者の賃金が世界で類例のないほど、安いということである（アメリカの一〇分の一、インドの二分の一）。しかも、数百万といわれる熟練、経験労仂者の失業者群は、この安い賃金にさらに拍車をかけ、仂いた賃金をきまつた日に払わなかつたり、棚上げにされてしまうことすら行われている。鉄鋼一次製品、造船業、自動車産業、電線工業、産業機械、工作機械など、低賃金で製作された製品は、市場がないために、ダンピング、生産費を割つた値段の受注が行われ、中小企業はまさに倒産、破産の寸前に直面している。

こうした中で、航空機をはじめ、各種の兵器、武器の生産が準備され、現に行われている。政府や独占資本家たちは現状を打開するにはただ再軍備、日米経済協力による軍需工業、兵器生産に轉換する以外に生きる道はないとまことしやかに宣伝している。

一、工作機械、産業機械（池貝鉄工、昌運工作）などは戦時中の水ぶくれ状態から、戦後急激に縮小し、或は他に轉換したので打撃は一番大きかつた。アメリカの軍拡政策にともない、その視察団が来日し、好轉するだろうとの噂が取沙汰されているが、アメリカの同企業と比較して優位性はないから、どの程度までこれに依存できるかと疑念をもたれる節は多い。また、紡織機、織物機械（石川島織機、横浜紡機）、鉱山機械、農業機械（芝浦工機、東京機械）なども国内市場浦製作所）、印刷機械（芝浦工機、東京機械）なども国内市場に対する期待はほとんどない。電気機械などはもつとも独占経営に集中されている。

二、造船業は現有造船能力の約三割程度が稼仂しているにすぎず、政府の第七次造船計画（五三年度）もこの範囲を出ず、しかも、これが巨大経営に集中されているため、中小の造船企業（横浜造船車輛、神奈川造船など）は全くの危機に当面している。また中小企業特有の漁船などもほとんどが市場を見出せない状態である。修理作業などで当面を糊塗している。

三、自動車産業も、朝鮮動乱を機に「特別需要」と称して戦線向けの軍用トラック、その他で活況を呈したが、それが打切りとなるや、一時に国内車として氾濫したため、やはり、中小企業は狭い国内市場で大経営の生産に圧迫され、苦しい状態である。政府は「予備隊」用の車輛を発注しているが、これとてもほとんどが大メーカーに集中されている。国内とて、バス、乗用車、トラックなど大いに用途はあるが、国内の経済状態はこうしたものを消化し、購買する能力は少い。

四、中小企業主あるいはそこで仂く労仂者、または大経営者の一部も、現在の「原料高、製品安」の解決あるいは生産の続行、賃金の向上などのために、唯一の希望は、新中国、ソ同盟をはじめとする全アジアの諸国と自由な貿易をすることであり、このことが、日本の全国民の生活を向上させるばかりでなく、全アジアの諸国民との互恵、互助を達成すること、平和の維持のために欠くべからざるものであることを知つている。

だが、日本政府は一片の通牒で中国との貿易を禁止したり、片貿易にあまんじたり、強制的な商取引に抗議もできずにいるため、全国民から失望されている。

国際経済会議がこうした問題を解決するために最大の善意と努力をかたむけられることを、全神奈川県民にかわつて希望するものである。

化学産業

一、塩は、化学工業の基礎原料である。ところが中日貿易禁止に

よつて、安い（トン一〇ドル（一六〇円））の中国塩が入手できずエジプトからトン二一ドル（七五六〇円）で買つている。そのため製品原価が高くなり、各工場の営業状態が苦しくなり、その負担が労働者に負わされている。

二、徳永ガラスでは、ソーダ灰と石炭が中日貿易禁止の後に高くなり、月九〇〇万円の赤字をだしているといわれている。そのために会社は大阪の朝日橋工場の四号釜をとめて、約一五〇名が配置転換をされた。首切りの動きもみられる。

日本ガラスでは、ビンがうれず、山積みされている。外人用清涼飲料のクラブソーダのビンもやつているがこれは赤字である。賃金は一般の半分であり労働者は出かせぎをやつて不足を補つている。徳永ソーダではコカコーラのビンをつくつているがこれもまた赤字である。

三、保土谷化学では、苛性ソーダが滞貨している。中日貿易禁止で原料塩が高いために、ここでできる苛性ソーダ（固形）は一七八ドルであるが、最近七四ドルのアメリカものが輸入されて競争にならないのが原因である。

四、中日貿易禁止で満洲大豆が入らなくなり、代りにきたアメリカ大豆は質が悪く、ゴミだらけで高い。この影響で他の油も高くなつている。そのために最近、帝国社農芸、米山化学など、バターや石けんの工場がつぶれた。太陽油脂、大洋物産（いずれも石けん製造）ではそれぞれ一月末二五名、二月初旬一五名の首切りがあつた。

五、ガスは原料の石炭が中国から来なくなり、いま、トン三〇ドル（一万〇八〇〇円、うち運賃が二〇ドル）でカナダ、アメリカから買つている。質は悪く、東京ガスの労働者にいわせると「ドロでこねたもの」だ。中国からなら良質の石炭が一六ドル（五七六〇円）、ソ同盟の樺太炭なら一〇ドル（三六〇〇円）で買える。だから東京ガスの会社側も「いまは運賃をたいてガスをつくつているようなものだ」といつており、組合幹部も「ガス代をあげても解決しない、ガスもコークスもとれない石炭をつかつていたのではいまに賃金もとれなくなる」といつている。じつさい東京ガスの従業員は賃金三〇%賃上げ要求をしたが、会社回答は二〇%、臨時工（相当な技術者もいる。会社は直傭人夫とよんでいる）の組合は、日給三四〇円の三〇%賃上げを一月二八日要求したが、満足な回答は得られない。

六、横浜では捺染工場が企業不振で困つている。絹がパラシュートにもつてゆかれるし、ネッカチーフの輸出値段は買いたたかれる。アメリカの関税引上げのためますます買いたたきがひどくなる。このために大陸向け輸出が希望される。捺染工業不振のために染色酵母をつくつていた日本酵業化学で二月初め、会社は組合に工場閉鎖を申出ている。

七、硫安の国内市価は六六・七ドルなのに、韓国へは六四・五ドルでもつてゆかれる。最近は昭電川崎工場など、電力事情のため減産し、国内の農家向けさえ不足しているのに、近く台湾へ二万トンもつてゆかれることになつた。

八、小西六写真工業、保土谷化学、日本カーリットなど各工場では職階給が出され、保土谷化学は残業縮小、旭ガラスでは厚生施設の販売所閉鎖などが行われ、賃金は名目的にも実質的にも低下の一方である。労働環境もわるく、旭ガラスをはじめ災害が増大している。そのために、最近、保土谷化学労組執行委員会では、中国をはじめ、アジア大陸との貿易促進を運動方針として決定するなど、各組合で中日貿易、自主貿易の要望がつよくなつている。

失業者の場合

失業は日ましに深刻となり、職業安定所に登録されている者だけでも、県下で四万人以上になつている。ところが政府の失業対策事業の予算では、六四〇〇人しか就労できない。就労している者も、日給二〇〇円～二五〇円の低賃金で職階制賃金となつている。そして一カ月一五日～二〇日ぐらいしか仂けないので、生活費に足りない。当然苛酷な内職で身体をいためまた身をうりながら仂く婦人もある状態である。これらの人が朝鮮戦争用の軍需物資輸送や軍事基地、軍用道路建設の作業に酷使されており、これらの人は平和産業の復興のために仂きたい、そのために中・ソ、その他との正常な経済関係の復活を強く望んでいる。

三

四月一七日、平和擁護日本委員会は、「オリンピックと平和について」という、つぎのようなよびかけを発表した。

今年八月に、フィンランドのヘルシンキで、オリンピック大会がひらかれます。戦後はじめて、日本からもこの大会に参加するので、国民の広汎な層、とくに青少年は大きな関心をもつていますす。このオリンピックは、平和運動を拡げ、広汎にするうえに、みのがすことのできぬ機会です。

一、オリンピックの意義

(1)　オリンピックは国際的なものである。こんどのオリンピックの大会は、ソ同盟、チェッコスロバキアなど社会主義諸国も参加し、平和的共存をあらわし、ほんとうに国際的なものとなる。一九三六年のベルリン・オリンピックは、ニコライ・ゴーゴリ死後一〇〇年祭（三月四日）レオナルド・ダ・ヴィンチ生誕五〇〇年祭（四月一五日）アヴィッチェンヌ生誕一〇〇〇年祭ヒットラー・ナチスに利用されて、ナチズムの謳歌と民族対立の場となつたが、本来オリンピックは、諸民族の友好と交流の場である。

(2)　一九四二年の東京オリンピックは戦争でひらけなくなつたことは忘れられない。平和でなければスポーツもできない。

(3)　ギリシアの時代、オリンピックの開会中は、「オリンピック休戦」といつて、いつさいの戦争を休戦する慣習であつた。いつさいの紛争を平和的に解決することが、オリンピック本来の思想である。

二、「オリンピックを平和のために」の運動は、各国ですすめられている。とくに、開催地のフィンランド平和委員会は、「平和のオリンピック」のために大々的な準備運動をすすめている。昨年一一月の北ヨーロッパ平和会議は、世界のスポーツマンにあててアピールをだしている。各国で有名なスポーツマン、スポーツ記者のインタヴュー、アンケートを発表し、「平和擁護」誌にも掲載している。

また、前年一一月の世界平和評議会第二回総会（ウィーン）の決定にもとづき、平和擁護日本委員会は、全国の平和委員会と文化団体に、つぎのようによびかけた。

世界平和評議会のウィーン会議で、一九五二年度に「文化の記念日」として、つぎの人々の記念祭を、世界中すべての国で祝うことにきまりました。

ヴィクトル・ユーゴー生誕一五〇年祭（二月二六日）
ニコライ・ゴーゴリ死後一〇〇年祭（三月四日）
レオナルド・ダ・ヴィンチ生誕五〇〇年祭（四月一五日）
アヴィッチェンヌ生誕一〇〇〇年祭

この祝祭は、全人類の共通の財産である文化界の偉人を記念して、これをひろく国民のなかに普及し、諸外国の文化への交流と

関心を深めるものです。

これには、平和運動にすでに参加している人だけでなく、文化人、一般の大衆が深い関心をもつにちがいありません。

平和委員会、文化団体が中心となって、記念講演会、展覧会、新聞、雑誌の記念特別号などを計画してください。

講演会や催しの計画には、幅のひろい文化人が参加するようにし、ひろくあらゆる――民主的であるとないとを問わず――文化団体、文化サークルと協力をはかることが必要です。

四

七月二二日から三日間にわたってひらかれた日本労働組合総評議会第三回全国大会で採択された一九五二年度運動方針の第六項は、「平和憲法の擁護・再軍備反対」について述べている。

（平和憲法の擁護・再軍備反対）

(1) わが総評は、第二回全国大会において「平和四原則」をかかげ、講和・安保再条約に反対する一大平和運動をおこしてきた。

いま、いつさいの反動勢力が、再軍備態勢へときりかえられ、平和憲法から平和条項を削りとり、公然たる日本軍隊を出現させようとしている。

このとき、平和と民主主義をまもるため平和四原則を確認し、両条約反対の立場にたつて、平和憲法擁護、再軍備反対、基地化に対する反対の闘争を組織するとともに、世界とくにアジアの平和勢力と緊密に提携する。（傍点の部分は原案になく、大会で追加決定された。）

(2) わが総評は、全日本国民のうち、最大の平和勢力としての責任を感じつつ、つぎのように闘う。

(イ) 再軍備の誤謬と、反動勢力の側からなされるさまざまの偽瞞を暴露し、宣伝すること。

(ロ) その宣伝は、組合機関紙、座談会、講演会とともに、組合員の家族、その故郷の人々のあいだにまでおよぼすよう努力すること。

(ハ) 軍事予算の削減なくして平和産業と教育と最低賃金制実施、社会保障制度の確立などがありえないものであることをあきらかにし、予算修正を要求する。

(ニ) きたるべき総選挙にあたつて、平和四原則の立場にたつて再軍備反対の主張をもつ候補者を支持する。

(ホ) 平和憲法改悪の国民投票にそなえて宣伝戦につとめ、戦争の犠牲、徴兵反対の宣伝をおこなう。

(ヘ) 平和のための闘争を、広汎な国民運動に発展させるため、労働者の指導性を確保して平和推進国民会議を拡充強化させ、経済的うらづけ、人事構成を強化し、平和憲法、平和擁護の国民運動をおこす。

(ト) 基地、PD・特需工場などにおいて低賃金、労働強化、労働災害などにたいする反対運動のなかから生ずる全労働者の防衛運動のなかで、国土・産業防衛の国民運動を、平和推進国民会議その他の国民運動として発展させる。

前掲の総評運動方針も重視している基地、PD・特需工場における労働者階級の抵抗闘争は、とくに一九五二年のサンフランシスコ条約「発効」以後、急速に昂揚した。

一〇月一日の総選挙を前にして、日本製鋼赤羽統一委員会および成増グランド・ハイツ統一委員会は、「軍需生産を拒否し、基地解放のために闘いましよう」と、つぎのように訴えた(九月二二日)。全都の労働者、農民、市民のみなさん。

吉田「建軍宣言」以来、日本再軍備は公々然とおこなわれ、産業の軍需化は急速に具体化されようとしている。日鋼（赤羽）は再軍備の兵器廠化し、日本化薬をはじめとする化学産業は爆薬工場化そうとし、朝鮮爆撃の極悪人アメリカ軍飛行士の居住する成増グランド・ハイツはますます拡大されている。

平和の守り手、労仂者は、戦争政策を粉砕するため闘いにたちあがつた。日鋼の愛国的労仂者は、統一派の軍需生産拒否のよびかけにこたえ、大会をひらき、一率四〇〇〇円賃上げ、一万三〇〇〇円即時支給を要求し、闘いにたちあがつた。化学産業労仂者は、爆弾生産拒否、平和産業を守れ、戦争屋日化社長原安三郎追放に統一行動でたちあがつた。成増グランド・ハイツ労仂者は、労務基本契約粉砕、くびきり反対で、圧倒的多数でストライキで闘う決意を固めた。

日鋼赤羽の労仂者は、軍需生産を拒否するため、自力で闘いはじめた。戦車は二台炎上され、修理された戦車は一台も使いものにならず、オシャカの鉄砲は山と積まれている。グランド・ハイツの労仂者の英雄的闘いにおびえたアメリカ軍は、くびきりを撤回し、あらためて基準を示すと大動揺している。戦争屋の力はけつして強大ではない。国民一人一人の抵抗闘争でかならず粉砕できることを証明している。

全都の労仂者、農民、市民のみなさん。いつさいの軍需生産、輸送の拒否と、基地を解放し平和と独立を闘いとるため、全都の労仂者、農民、市民の愛国的統一を強化し、行動の統一をもつて闘いにたちましよう。

一、軍需生産、輸送の拒否。平和産業の防衛、拡大。

一、日米合同委員会粉砕。労仂者をアメ公に売りわたす労務基本契約の粉砕。

一、売国自由党粉砕。平和の一票を愛国者に。

また、おなじころ、「伊丹警察予備隊愛国グループ」は、つぎのようなビラをまいた。

九月一一日、伊丹警察予備隊第三管区総監部では、一二八名の除隊者があるというので、附近の労仂者、農民、学生、朝鮮人、婦人など約七〇名が、朝八時、正門に出迎えにきてくれた。除隊者を迎える平和の歌声は、米帝の墓掘人足から真の日本人へたちかえる除隊者に、愛国者としての再生の方向を示す偉大なさけびであつた。

アメ公の上官に忠誠を誓う幹部は、予備隊員の目や耳から平和の警鐘をかくすため、（除隊者）全員をトラックにのせて、強制的に伊丹、梅田などへ集団で送りだした。二台のトラックにのつた除隊者は、路上訓練中の新兵たちに、「お前たちも早く帰れよ」、「朝鮮へゆくなよ」と呼びかけた。

（警察予備隊では）「だが新兵さんはつらいね」という言葉がはやるように、まつたく人間性を無視されている。しかし、われわれも、けつして黙つてはいない。まだ統一的にはなつていないが、起床などは時間どおりに起きないし、作業や演習でもこつそり逃げかえる。「反戦」といっ、われわれに味方してくれる新聞もある。

除隊者にたいして、「退職後、予備隊を支持するか」という調査があつたが、伊丹の某中隊では、五〇名のうち支持者はわずか二名であつた。また、松井元大将らが組織している除隊者の組織「衛和会」という在郷軍人会組織があるが、申込むものは一人もなかつた。

なお、市民による軍事基地反対運動の一例として、大阪府螢ヶ池小学校における伊丹飛行場拡張反対署名運動の陳情を掲げておこ

う。

愛児の就学している螢ケ池小学校の校舎は伊丹飛行場とは僅か百数十米の隔りで全く「飛行場の中にある学校」といつてもよいのであります。その飛行場が近々施設と滑走路拡張のため百数十町歩の農地を強制買上げしようとの計画があります。私達お互は現在螢ケ小学校に就学している愛児のため又今後将来必ず就学しなければならない愛児のための教育を思う時、此の飛行場拡張問題に対して校下全市民が一丸となつて拡張に反対し以て愛児の教育を堅護致す次第であります。現在飛行場から離陸着陸している飛行機の爆音のため全校千数十名児童の学習が中絶され思考力、記憶力共に減退し、注意は散慢し、行動は粗暴となり特に知能向上の学齢児童に対し教育上一大支障を惹起し児童将来の教育面に悲惨なる現状を呈している時之が更に拡張されることに至れば之等の弊害は一層倍加し教育不能となること疑いないのであります。又校門を一歩出ると至る所の街路で駐留軍兵士を見掛け、この駐留軍兵士が原色派手な特種の衣装容姿をこらした女性を連行して、日本軍国主義の復活は急激に速度を加えた。朝鮮の休戦交渉はながびき、停滞し、さいきんでは非人道的な細菌戦の手段がとられた。世界支配を企だてている侵略者どもは、さらに大規模な侵略戦争の開始を準備して、アジアの各所に軍事基地を建設した。かくして、アジア・太平洋地域の平和と安全は重大な脅威にさらされ、アジア・太平洋地域の諸国民は、あたらしい武力侵略の危険に直面している。

しかし、アジア・太平洋地域の広汎な大衆は、熱烈に平和をのぞみ、平和を要求している。世界の他の地域の諸国民と同じく、アジア・太平洋地域の諸国民は、国際情勢の悪化について、もつとも大きな不安を感じている。太平洋地域は、第二次世界戦争中に、日本帝国主義によつてもたらされた災害の傷手がまだ回復せ

五

アジア・太平洋地域の諸国民が、戦争の脅威をとりのぞくため、もつとも早い機会に、地域的平和会議をひらくことがのぞましいということが、一九五一年にひらかれた世界平和評議会のベルリン会議、ウィーン会議で決議された。また、一九五一年一〇月、全インド平和評議会が、北京でこの会議をひらく仕事を中国へ委託すると提案した。

一九五二年三月二一日、中国人民救済会主宰宋慶令、中国平和擁護委員会会長郭沫若、中国総工会副会長劉寧一など一一名連名で、つぎのよびかけがおこなわれた。

（アジア・太平洋地域平和会議招集のよびかけ）

いまの国際情勢で、アジア・太平洋地域の平和をまもることは、世界の平和をまもるうえの重要な要素となつている。サンフランシスコの単独講和条約と、さいきんの日米行政協定調印によつて、日本軍国主義の復活は急激に速度を加えた。朝鮮の休戦交渉はながびき、停滞し、さいきんでは非人道的な細菌戦の手段がとられた。世界支配を企だてている侵略者どもは、さらに大規模な侵略戦争の開始を準備して、アジアの各所に軍事基地を建設した。かくして、アジア・太平洋地域の平和と安全は重大な脅威にさらされ、アジア・太平洋地域の諸国民は、あたらしい武力侵略の危険に直面している。

しかし、アジア・太平洋地域の広汎な大衆は、熱烈に平和をのぞみ、平和を要求している。世界の他の地域の諸国民と同じく、アジア・太平洋地域の諸国民は、国際情勢の悪化について、もつとも大きな不安を感じている。太平洋地域は、第二次世界戦争中に、日本帝国主義によつてもたらされた災害の傷手がまだ回復せ

ず、当時の苦しい経験は、記憶なおあらたである。ごく少数の侵略者をのぞけば、戦争をのぞむものはないし、善良で正直な人で平和をのぞまぬ人はない。この事実こそ、アジア・太平洋地域諸国民が、戦争の脅威をのぞき、平和をまもることを可能とする重要な要素である。これあればこそ、われわれは新世界戦争をさけることができると信じているのである。平和は待つべきものではない。

平和は、平和を愛する諸国民の団結によつて闘いとるべきものである。アジア・太平洋地域の平和は、この地域の人民が、平和の闘いに動員されるならば確保することができる。

われわれの前にある任務は、固く団結してアジア・太平洋地域の安全をまもるために、アメリカによる日本再軍備に反対することであり、諸国の独立と主権を保全し、異なる制度をもつ国の平和的共存を保証するために、どこの国でも他国の内政に干渉することに反対することである。また、現在の紛争を平和的に解決し、正常な通商関係と諸国間の文化交流を回復し発展させることである。

以上の情勢を基礎として、下に署名するわれわれ（中国人民救済会主宰宋慶齢、中国平和擁護委員会会長郭沫若、中国総工会副会長劉寧一など一一名）は、アジア・太平洋地域平和会議を早急に開催することが、緊急にして大きな意義をもつものであると考える。すでに一九五一年、平和をまもるための諸問題について総括的な意見の交換をおこない、諸問題の解決に適当な方策をみいだすために、アジア・太平洋地域平和会議を開催することが、アジア諸国および他の地域の平和のために闘つている人々から提案された。この提案は、アジア・太平洋地域の広汎な平和を愛する大衆から支持され、かれらは一致して、ただちにその実行に着手することに賛成したのである。インドの平和運動指導者は、この会議を北京でひらくことを提議した。中国人民は、アジア・太平洋地域平和会議を北京で開催するという考えかたを心から歓迎し、平和を愛し正義のために闘うすべての国の人民とともに、ただちに会議招集のよびかけを発することを厳粛な義務であると考える。

この会議を準備し開催するために、われわれはつぎの提案をする。

(1) 会議の代表は主としてアジア・太平洋地域の国民からなり、人種、社会層、信教、政治的見解を問わず、できるだけ広汎な層を代表するものでありたい。戦争に反対し、平和を愛する人はだれでも――科学者、教育者、作家、教授、芸術家、ジャーナリスト、労仂組合指導者、農民運動指導者、青年、学生、婦人の指導者、平和運動活動家その他平和を愛する個人――歓迎される。

(2) アジア・太平洋地域の諸国は、それぞれの国で平和のために貢献し、名声ある、真の平和愛好者を、平和会議の発起人会の一員として指名してほしい。

(3) アジア・太平洋地域諸国は、会議参加の準備をすすめるため、また会議の重要性を広く宣伝して広汎な大衆のなかに、会議の理解を浸透するために、それぞれの国でアジア・太平洋平和会議準備委員会を設けるべきである。

(4) 北京で適当な時期に準備会議を開催する。

以上、われわれのよびかけについてのあなたがたの御意見と回答および提案を早急に知らせてくださるようお待ちしている。

六月三日から四日間、北京で準備委員会がひらかれた。この会議に、日本準備会代表として、大山郁夫、松本治一郎、宇田耕一、神

近市子、桜沢如一、畑中政春の六名を送ることに決定していたが、日本政府は旅券の発行を拒否した。だが、そのころようど、高良とみ、帆足計、宮腰喜助の一行が、ソヴェトから北京に到着していたので、日本準備会は、準備委員会に日本代表として出席するよう要請し、上記の三名が「アジア・太平洋地域平和会議準備委員会宣言」に署名した。

九月二日、日本準備会は六〇名の代表団を決定した。一〇日、東京で「旅券獲得期成大会」をひらき、松本治一郎団長も九州から上京して討議に参加した。しかし、日本政府は、二〇日にいたりまたもや旅券の発行を拒否したのである。

一方、九月下旬、北京には、金子健太、亀田東伍、中村翫右衛門ら八名が現れ、またヨーロッパをまわつて南博が到着し、さらに巴商事常務取締役の桜井英夫が日中貿易具体化のため香港から中国へ入国していた。日本準備会は、これら一四名を、正式の日本代表として承認した。

アジア・太平洋地域平和会議の本会議は、一〇月二日にひらかれ、一三日に終つた。同会議は、㈠世界人民にたいするアピール、㈡国連へのメッセージ、㈢日本問題に関する決議、㈣朝鮮問題に関する決議、㈤文化交流に関する決議、㈥経済関係に関する決議、㈦民族独立問題に関する決議、㈧婦人の権利と子供の福祉に関する決議、㈨五大国平和条約締結運動の強化に関する決議、㈩アジア・太平洋平和連絡委員会の設立に関する決議、(11)諸国民平和大会の招集を支持する決議、をおこなつた。議長団には、日本代表団から松本治一郎(中村翫右衛門が代理)、金子健太、南博が参加した。

(日本問題に関する決議)

アジア・太平洋地域平和会議は、アジア・太平洋地域と世界の平和と安全をまもるためには、日本が軍事基地にされ、ふたたび軍国主義化されたためにいつそうはげしくなつた新しい戦争の危険を防止しなければならないと考える。

サンフランシスコで調印された単独「講和条約」と「日米安全保障」条約が、一九五二年四月二八日に効力を発して以来、アメリカ政府とその日本占領軍は、吉田政府に代表される日本軍国主義分子とむすびつき、日本国民をいつそう圧迫し、日本の民族独立を破壊し、ふたたび侵略にいで、平和を破壊しようと企図している。かつて気狂いのように世界支配をくわだてた日本人戦犯は公然と起用され、軍国主義者の支配のもとで日本陸海軍は急速に再建され、軍需産業と軍事基地は大規模に拡張され、自らの対外政策と通商政策を自由に決定する日本国民の主権は乱暴にうばいとられ、さらに日本国民の民主的自由は横暴にも破壊された。これらの行動はあきらかに日本国民を永久に奴隷にし、さらに新しい侵略戦争を開始することを目的としている。

もともと日本軍国主義がたおれてのち、日本は独立・民主・自由・平和の国とならねばならず、日本の国民は自らの問題を解決し、独立・民主・自由・平和の新日本のために必要な自衛のための武装をもつ権利をふくめて、自身の政治・経済・文化生活をみずから決定する権利をもつべきであつた。しかるに、アメリカ政府は日本が独立・民主・自由・平和の国となることを欲しておらず、反対に、日本を極東における侵略の軍事基地にするために、日本の軍国主義者を公然と利用している。これによつて、アジア・太平洋地域の平和と安全は、重大な脅威にさらされている。

このような状態は、すでに日本国民のつよい反対をよびおこした。アジア・太平洋地域と世界の諸国民のつよい反対をよびおこした。アジア・太平洋地域と世界の平和と安全をまもるために、また日本国民の合理的要求を支持するために、日本が軍事基地にされ、ふたたび

アジア・太平洋地域平和会議は、満場一致でつぎのことをみとめた。

(1) 不法なサンフランシスコ単独「講和条約」の締結が、アジア・太平洋地域にもたらした緊迫状態にかんがみて、すべての関係諸国はポツダム宣言および日本問題にかんするその他の国際協定の原則と精神にしたがつて、日本と全面的な真の講和条約をむすばなければならない。

(2) 日本軍国主義の復活に反対し、これを防止し、独立・民主・自由・平和の新日本を建設しようとする日本国民を支持する。

(3) すべての外国軍隊はただちに日本の領土から撤退すべきである。いかなる外国も日本で軍事基地をもつことはゆるされない。いかなる外国も日本の内政に干渉することはゆるされない。

(4) 外国政府が日本の平和的建設と外国貿易の上に課したすべての人為的制限は、撤廃されなければならない。また日本は、日一日と悪化している日本国民の生活状態を改善するために、平等・互恵にもとづくすべての国との正常な通商関係を保証されるべきである。

以上の諸要求を実現するためには、日本国民とアジア・太平洋地域の各国民との相互関係と理解をすすめるための具体的な措置がとられねばならない。アジア・太平洋地域平和会議は、平和代表訪問団がえらばれて平和のためにたたかつている日本国民を訪問すべきであると考える。またアジア・太平洋地域と日本の平和事業に努力している団体が、たがいに定期的に訪問し合うことを提案する。

アジア・太平洋地域平和会議は、外国の占領と自国の軍国主義の復活に反対してたたかつている日本国民の偉大な努力に敬意を表するとともに、アジア・太平洋地域平和会議は、アジア・太平洋地域と世界の諸国民にたいし、独立・民主・自由・平和をめざす日本国民の英雄的闘争を積極的に支援するようによびかける。

（民族独立の問題にかんする決議）

アジア・太平洋地域平和会議は、平和と民族独立とがきりはなすことができないことであると確信する。もしもいずれかの国の領土と主権とが侵犯されるならば、平和も必ず脅威をうける。したがつて、平和を保障するためには、すべての国の主権と独立と領土の保全が尊重されなければならず、侵犯をゆるさないし、各国の人民が自らの政治制度と生活方式とを決定する権利と自由が保障されなければならず、どんな形式によつても、どんな口実によつても干渉を加えることはゆるされない。異つた政治制度と異つた生活方式の国々は平和に共存できるのである。これらの目標は、国連憲章がしめしている原則や世界平和評議会が民族独立問題についてとつてきた行動と完全に一致している。

本会議は、この地域の若干の国家の民族独立が日一日と脅威をうけている重大な状況に大きな関心をはらい、それが平和にたいする脅威であるとかんがえている。ある国々は、まさに外国の軍事侵略をうけている。ある国々は、他の国家にたいする侵略軍隊によつて占領され、軍事基地の提供をしいられている。ある国々の内政と経済上の主権はすでに外国の支配をうけている。さらに多くの国々は、経済封鎖と文化圧迫の犠牲とされ、他の国家と経済的文化的関係を維持し発展させる自由をうばわれている。

本会議は、このような横暴な政策は、他の国家の民族独立にたいする侵犯であり、世界平和にたいする脅威であるとかんがえる。本会議は、民族独立をたたかいとるための正義の闘争を支持

し、平和を実現するためのつぎのような手段を提案する。

（1）すべての国の主権の独立と領土の保全を尊重し、一国が他国の領土の保全を破壊し、他国の内政に干渉する行為には断乎反対する。

（2）朝鮮、ヴェトナム、マレーその他の諸国における侵略戦争を中止し、これらの諸国におけるすべての外国軍隊が撤退すること。

（3）日本に駐屯する占領軍やその他の諸国における外国軍隊の撤退、一国が他国の領土に設定した軍事基地の放棄、日一日と強化される軍国主義化を中止し、戦争を煽動するさまざまな侵略的条約を廃止すること。

（4）すべての国がその自国の天然資源を開発、利用し、他国と自由に交換し、さらにこれらの資源とその国民の生活条件の改善とその平和経済の発展のために活用する権利が尊重され、一国が他国の天然資源を奪うことにたいして断乎反対する。

（5）封鎖と禁輸の措置に反対する、平等互恵にもとづく各国間および各国人民間の自由な貿易を尊重すること。

（6）人種別差別待遇をけしかけ、諸民族間の離間を挑発するすべての行為と、戦争を煽動するすべての悪意ある宣伝に反対し、あらゆる国の信教の自由、自国の文化を発展させる自由および他国との文化交流を維持する自由を尊重すること。

アジア・太平洋地域平和会議は、これらの目標を実現するために、各国人民が互いに助けあってともに奮闘するよう呼びかける。本会議はまた、アメリカ、フランス、イギリスの人民が、この闘争に支持と協力をおくることを熱望する。

なお、日本キリスト者平和の会は、九月一八日、つぎのような「中華人民共和国キリスト教会に寄せるメーセージ」を送つた。

主にある兄弟姉妹。

私どもは、アジア・太平洋地域平和会議を通じて、中華人民共和国における主にある兄弟姉妹に、このメッセージを送りうることを、喜びとし、光栄とするものです。

私どもは、いまこのメッセージをお送りするにあたつて、これをまず私どもの謝罪の言葉をもつてはじめなければなりません。私どもキリスト者は、日本があの暴戻な侵略戦争に突入してゆくのをみながら、それにたいしてほとんどまつたくなんの警告も抗議も発せず、むしろ消極的にではあるがこれに協力さえしてきたことを、告白しなければなりません。ただ、私どもは、神が私どもの罪をイエス・キリストの十字架のゆえに許してくださることを祈り、あなたがたが主にある愛をもつて私どもの手を執つてくださることを願いうるのみです。

しかし、私どもが、いまあなたがたにこのような謝罪の言葉を記す場合に、それでは私どもの国は、このような謝罪の言葉にふさわしい態度をあなたがたに対して示しているかといえば、遺憾ながら、けつしてそうではないといわざるをえません。日本政府は、まつさきに講和を結ぶべき貴国を除外して、サンフランシスコで講和条約に調印し、その結果、日本を基地とした飛行機が、貴国の人々を殺戮している状態です。私どもは、あなたがたが、このような事実を、どのような心持でみていられるか、十分に想像することができます。

日本政府が、貴国に対してどのような態度をとり、ふたたび貴国に対して脅威をあたえるような再軍備をいそぎつつあるとしても、その反面に、国民のなかには、それに反対する平和的な力が、しだいに成長しつつあります。キリスト教界だけについていつても、日本政府の方針に反対し、抗議し、もしこんど戦争がお

こつた場合にも、こんどこそは協力しないことを誓つている多くの兄弟姉妹がありますす。私どもは、あなたがたが、このようなたたかいのなかにある弱い私どものために祈り、はげましてくださることを願います。

私どもは、貴国の教会もまた、私どもとは別の試煉と、たたかいと、誘惑のなかにあることを想像します。私どもは、それぞれの置かれたところにおける苦しみを、主より賜つた苦しみとして喜んで担いたいと思います。そして、それぞれの国が、主の御意にかなう国となるために、とりなしの祈りを祈りつづけましょう。そして、一つ望みに生きるものとして、たがいに祈りをかわすとともに、すでに平和の福音をきいた者の証しの業として、平和のためのたたかいを、手をとりあつてたたかいたいと思いまず。

主にある平安を祈ります。

日本キリスト者平和の会

六

一〇月三一日から二日間、東京で「アジア・太平洋地域平和会議日本大会」がひらかれ、日本平和連絡委員会の設置が決定された。

世界平和評議会ベルリン特別総会（七月）で、「諸国民平和大会開催についてのアピール」が採択された。

（諸国民平和大会開催についてのアピール）

いぜんとしてつづいている朝鮮戦争、大量殺戮兵器の使用、ドイツと日本の軍国主義の復活、諸国民の独立に反対する暴力の行使、これらはすべての人間――いままで戦争の危機を理解していなかつた人々をもふくめて――の関心をよびおこしている。

多くの国の国民は、その希望に反して、新しい戦争へ一歩一歩ひきこまれる危険に気がついている。

幾億の男女が、大量殺戮兵器の禁止、厳格に管理されるすべての軍備の縮小、および平和協定を要求している。

議会、労仂組合、政治、社会、宗教団体のなかで、平和擁護に賛成の意見の流れがもりあがりつつある。これらすべての勢力が協力することが必要である。

諸国民平和大会が、一九五二年一二月五日に、ウィーンでひらかれるであろう。各国では、できるかぎり広汎な規模による討論によつて、この大会の準備をすべきである。

すべての見解と信条をもつ男女よ、一堂に会し、討論し、解決策をみいだせ！　この偉大な集会へ諸君の代表を選出せよ！

諸君の平和への意志はだんことして表明されなければならない。

諸国民平和大会は共同の目的という基礎にたつて、軍縮、安全と民族独立、みずからの生活様式の自由な選択、国際緊張の緩和をねがうあらゆる意見の人を、あらゆる種類の団体や組織を、結集するであろう。

諸国民平和大会は、話し合いの精神が、力による解決にうちかつことを願う人々のすべてを結集するであろう。

平和を救うことができる！

平和は救われねばならない！

ついで、八月二五日、世界平和評議会会長ジョリオ・キュリーより、各国平和委員会および「平和の友」あてに、つぎのような手紙が送られた。この手紙は、諸国民平和大会を準備するための新しい方法を述べている点で、重視された。

親愛なるみなさん。一九五二年一二月五日に、諸国民平和大会がウィーンでひらかれます。

この大会の開催を訴えたアピールは、七月六日、世界平和評議会特別総会で採択されました。このアピールは、幾百万の男女が団結して巨大な世界平和運動に参加し、新戦争を阻止するために有効な闘いをすすめているちょうどそのときにだされました。これら幾百万の男女は、日々のたゆまざる活動の結果、多くの成功をかちとつております。

私たちは、数億のストックホルム・アピールの署名を集めましたが、そのため、いまで原子兵器の使用を阻止してきました。平和条約をめざす闘いは、世界中の反響をよびおこし、六億以上の男女が、力によつて解決することよりも、話し合いによつて問題を解決するよりも、話し合いによつて問題をいることを示しました。

大国の全般的軍縮をめざす私たちの活動の結果は、国連の内部に反映しております。朝鮮および中国において、細菌兵器が使用されているという報道は、世界の世論の大部分をふんがいさせています。

しかし、もつとがんばらなければなりません。私たちは、みな平和を救いだすことができると確信しています。だから、私たちは、戦争を準備しているものたちに二の足をふませているということで満足することはできません。かれらの害毒をふせがねばなりません。

どこの国でも、住民の新しい層が、危険をさとりはじめていますし、さまざまの意見をもつた男女も、まえよりもいつそうはつきりと平和闘争の必要性をさとつてきています。こうした人々を行動にたたせることによつて、平和を勝利させることができるのです。今日、私たちの任務は、たえまない国際情勢の緊張に不安を感じている人々、もつと有効な活動団結させねばならないことを理解してもらの人々に確信をもたせることです。新のもりあがりがあるならば、平和を救条件である五大国の平和条約をかちとすめる機会にしなければなりません。

世界平和評議会のアピールは、この規模の討論」によつて準備されなけれす。このアピールは、不安な感じ、確男女と話し合うことを要求していますでかけていつて、世界平和評議会で提うにしましよう。

――ドイツ問題の平和的な解決、全面講和の締結によつて、全世界に死備を阻止することができるでしょう

――公正な基礎にもとづいて、朝鮮止することによつて、朝鮮人民を死争拡大の危険を除去することができ

――厳格な管理のもとにおけるすべ器、化学兵器、細菌兵器の禁止によ同時にまた各家庭の大きな負担にな

――すべての国の参加する五大国のよりよき生活を営むことの方にまわ

る戦争の恐威をとりのぞき、安全を保証し、そして、諸国家間の経済的協力の道をひらくことになるでしよう。

しかし、私たちは、相手の意見にも耳を傾けるようにしましょう。これらの人々の支持なしには、私たちの努力も効果をあげることはできないのです。全般的軍縮、各民族の安全と独立を保証し、自分たちの生活様式を自由に選択する機会をあたえ、国際情勢の緊張を永久に緩和するため、もつともよい方法をかれらと討議しましょう。

みなさん、大都市から小さな村にいたるまで、もれなく世界平和評議会のアピールを宣伝し、諸国民平和大会が開催されることを、だれも知らないものがないようにしましょう。

各国において、人民の利益と、平和をまもるための活動とを、もつとしつかりと結びつけましょう。すべての町や村の男女に、自分たちの生活の苦しみや、もつと幸福に、もつと自由に生活することをさまたげている障害物が、自分たちにおしつけられていることを理解させるための活動が必要であるというすれば、人々は、戦争の危険を除去することができるでしょう。

あらゆる集会、協議会、代表者会議、地方・全国会議で、いろいろの団体や協会に入つている人々、あらゆる職業の人々、種々の意見をもつている著名人――力によつて解決するよりも、話し合いによつて問題を解決することをのぞんでいる、こうしたすべての人々が、おたがいにひろく意見を交換し合うようにとりはからわねばなりません。こうした会合で、これらの人々は、知り合いになつたり、おたがいに理解し合うようになり、みんなで討議して各自の気になつている問題をとりあげて決議し、それを実行するために力を合せたりすることでしよう。こうしてはじめて、これらの人々や組織は、諸国民平和大会のための大きな闘いに奮つて参加し、援助することでしよう。なぜなら、この大会は、自分たち自身のものだからです。これらの人々は、自分たちの代表を選出し、その代表を大会に送るために資金をあつめることでしよう。

私は、あなたがたの工作、たえざる努力、だんこたる活動によつて、この大会の準備が、ひじように幅広いものとなるだろうと確信しております。諸国民平和大会は、平和をまもる諸民族の決意を力強く表明する一大デモストレーションとならなければなりません。

あなたがたの偉大な事業を遂行するうえで、成功をおさめられんことを心から希望します。

世界平和評議会会長　ジョリオ・キュリー

このよびかけにこたえて、日本では、大山郁夫、平野義太郎の両氏が中心になり、準備活動が開始された。

諸国民の平和大会への呼びかけ

わが親愛なるみなさん。

一二月にオーストリアのウィーンでひらかれる諸国民の平和大会に日本も参加しましよう。

あの残酷むざんなナパーム爆弾や細菌戦が、老若男女、非戦闘員の幾十万をうち殺している朝鮮戦争がまだ続いています。一日もはやく、この朝鮮戦争をやめさせるために、世界の平和愛好人民と手をつなぎましよう。

六〇三の軍事基地ができた日本では、年末までに一八万の軍隊をつくり、上陸用舟艇まで買つて、外国軍の指揮下に青年を死地に追いこみ、傭兵としての肉弾を供するたくらみが、どんどん進

大山郁夫
平野義太郎

行しています。世界の平和勢力といつしよになり、この傭兵＝侵略再軍備をくいとめようではありませんか。

細菌戦は、人類の品格をつぶす最大の罪悪です。米国と日本とがジュネーヴ議定書（細菌戦など大量殺人兵器の禁止、一九二五年）に加入するよう、政府に申入れようではありませんか。

原子力は、人類の生産力をふやし、文明の進歩のために使うべきエネルギー源で、人民数十万をピカドン一発で殺してしまい、文明を破壊するために使うべきものではありません。原爆禁止を国連に要求しましよう。

世界の強国にむかつて、軍縮を提案しようではありませんか。戦争をやめた憲法第九条をもつ日本人のみが、軍備と原爆禁止とを世界にむかつて提案しうる唯一の資格者です。

国連憲章どおり、英、米、仏、ソ、中の五大国の安全保障理事会をひらきさえすれば、むずかしい国際紛争は武力でなく、話しあいで解決がつくのです。五大国間に平和条約、不可侵条約がむすばれれば、日本のあいだでいつも紛糾する問題、どつちかの一方につかねばならぬとか、軍備をせねばならぬとかいう問題もおのずから解決できるはずです。

そのさい、中国人民が民主的手続でえらんだ新中国政府が、五大国のなかの中国代表であり、封鎖や禁輸でとじこめず、台湾亡命政権をたすけて内政に干渉するのをやめれば、世界の平和はつくられます。

わが親愛なるみなさん。

世界のどこの国の大衆も（アメリカのひとびとをこめて）、みな平和を心からのぞんでいます。恐慌きりぬけの軍需景気も下火になり、貿易の拡大によつてのみ失業をなくし、生活をよくすることができる機運が強くもりあがつてきました。

資本主義も社会主義も、そのイデオロギーにこだわらず、なにも武力で勝ち負けをきめる必要はなく、ヒステリーの戦争くらいばかばかしいものはありません。世界の新情勢は、平和の力が勝利をしめてきたので、危機を平和にきりかえ、平和の女神を悪魔の手から救いだすことができる段階にはいつてきました。もうあと一押しの努力であり、平和をねがう諸国民の団結です。

ただそれだけに、第三次世界戦争の突破口をぶちあけたいと焦る戦争屋が、きちがいじみた冒険戦争を、いつはじめるかわからない危険も蔵しているのが今日の情勢です。とくに、日本の再軍備をしやにむに押しすすめ、朝鮮、中国にこの軍隊をくりださせる軍国主義の復活は、日本を世界戦争の火元にしつつあります。

このように、戦争か平和かのきわどいまつただなかに、一二月五日、ウィーンで世界の諸国民平和大会がひらかれます。

この大会を諸国民の平和大会としたわけは、もう今日の世界情勢の段階では、だれ一人のこらず平和を希求しているのだから、各党派の政治家、実業家、労仂組合、社会宗教団体、婦人、青年など、それぞれちがつた意見の持主でも、平和のためには、これらいつさいの勢力が協力しさえすれば、平和は救いだせるからです。ですから社会の各界各層の代表者が出席します。

平和は救うことができる。

傍観やあきらめは不必要だし、許されもしない。悲観やあきらめは罪悪です。傍観はいつそうの罪悪です。

心に平和をねがうすべてのひとびとは、みんなしてウィーンの世界諸国民平和大会を支持し、日本代表を送りましよう。

一一月一九日、ウィーンの諸国民平和大会準備委員会から、つぎの四六名と、大学教授連盟、ジャーナリスト連盟、新日本医師会、

婦人民主クラブ、全学連、総評、日農、文化人会議、民主主義科学者協会に招請状がとどいた。

畑中政春（アジア・太平洋地域平和会議日本事務局長）柳田謙十郎（哲学者）妹尾義郎（仏教社会同盟、平和推進国民会議事務局長）北村徳太郎（改進党政策審議会長）羽仁五郎（参議院議員）南原繁（前東大総長）坂田昌一（阪大教授、物理学者）田中絹代（映画女優）中田小春（共産党元東京都議）赤岩栄（キリスト者平和の会）古畑種基（元東大教授、法医学者）志賀潔（慶大、赤痢菌発見者）久保田藤（日農）黒田壽男（労農党主席）鈴木茂三郎（左派社会党委員長）末川博（立命館大学長）馬島僩（医師産制論者）松本治一郎（左派社会党最高顧問）阿部行蔵（キリスト者平和の会）矢内原忠雄（東大総長）三笠宮（皇族）勅使河原蒼風（華道家元）神近市子（評論家）平塚らいてう（評論家）山田五十鈴（映画女優）水谷八重子（新派女優）清水幾太郎（評論家）河崎なつ（評論家）吉屋信子（小説家）赤松俊子（画家）風見章（代議士）海野晋吉（自由人権協会長）青野季吉（社会タイムス社長）鎗木清方（画家）吉村公三郎（映画監督）安井曾太郎（画家）川端康成（小説家）大仏次郎（小説家）石川達三（小説家）正宗白鳥（小説家）植村環（矯風会）務台理作（教育大教授）宮城タマヨ（緑風会）大内兵衛（法大学長）長田新（広大教授）吉川清（原爆第一号）

日本代表団は布施辰治を団長とし、柳田謙十郎、遠山丙市（自由党前参議員）を副団長とする五〇名が予定されていたが、日本政府が旅券発行を拒否したため、渡航できなかつた。

七

一二月一二日、諸国民平和大会は、代表約二〇〇〇名が参加してひらかれた。

大会は、つぎのようなアピールを採択した。

（世界諸国民平和大会アピール）

世界平和評議会が、諸国民平和大会の招集を提案したのは、諸国民の間の協定を熱望し、戦争に反対して平和を確保するために、ともにたたかう意思をもつている各種の団体、運動および傾向――それらは多くのことがらについては意見を異にしているが――の崇高な勢力を団結させようという希望からであつた。

人類に大きな不幸をもたらしたばかりでなく、人類を破局の淵に投げこむ危険をはらんでいる力の政策に終止符をうたねばならぬという満場一致の意思が自由な討議のなかで表明された。

われわれは話し合いによつて解決できないような違いは、国家間にないと信じている。町や村の破壊はもう沢山だ。人殺し兵器をたくわえるのも、もう沢山だ。にくしみを説き、戦争をさけぶのは、もう沢山だ！　いまこそ討議すべきときだ。意見を一致させるべきときだ。

われわれは世界の平和がそれに非常に大きくかかつている五大国、すなわちアメリカ合衆国、ソヴエト社会主義共和国同盟、大英帝国、中華人民共和国およびフランスの政府によびかける。われわれは平和条約のための交渉をすぐにはじめるよう呼びかける。

五大国政府には実に大きな責任がかけられている。諸国民は答えをまつている。諸国民は話し合いの精神が勝利するために最善をつくすであらう。

われわれは朝鮮におけるあらゆる戦闘行為をすぐやめるように要求する。町々が破壊され、血が流されているかぎり、協定は不

可能となる。戦闘行為がおわつたときに、双方は双方の間の問題点について、もつと容易に協定に達するであろう。われわれはこの公平な正義にして人道的なよびかけが、あらゆる善意の人びとの支持をよびおこすであろうと確信している。

われわれはまた、関係諸民族の独立の権利を無条件に尊重して、ヴェトナム、ラオス、カンボジアおよびマレーにける戦闘行為をすぐさまやめることを呼びかける。

われわれはチュニジアおよびモロッコにおけるような、諸民族の独立をもとめる正当な民族的熱望をおさえつけるための武力をやめることを呼びかける。

諸国民平和大会は、すべての諸国民には、どんな理由による干渉をも加えられることなしに、かれら自身の運命をきめ、かれら自身の生活方法をえらぶ権利があることを宣言する。すべての国の民族的独立は平和のため欠くべからざる条件である。

われわれは、人間の良心をはずかしめ、戦争の危険を大きくするような、すべての人種的差別待遇に抗議する。

われわれは、強国が弱国をしばりつけ、一国の領土に他国の基地や軍隊がおかれるような軍事条約が、その国の安全にとつて重大な危険であり、その国民の意思に反して戦争にまきこむものであると確信する。同盟に参加せず、その領土に外国軍隊をおかせない国は、公然たると隠然たるとをとわず、侵略の脅威から免れているにちがいないと考える。

第二次大戦の二つの発火地点は、いままたヨーロッパとアジアにおける大火災の脅威となつている。しかし、話し合いによつてドイツ問題と日本問題の平和的解決ができるし、またしなければならない。われわれはドイツが、いかなる国にむけられた軍事同盟にも参加することを禁止し、さらにヨーロッパにあのような苦難をもたらしたナチズムと軍国主義を根絶したドイツになるような講和条約を、統一民主ドイツとできるだけはやく結ぶことが必要であると考えている。われわれは、日本の占領をおわらせ、日本国民を平和な諸国民の友人にもどらせるような講和条約を提案する。われわれは、オーストリアを外国の占領から解放する対オーストリア講和条約のための交渉を再開すべきだと考える。

われわれは、朝鮮と中国へいつてきた諸国の有名な専門家がおこなつた細菌戦にかんする報告をきいた。これらの報告にひつくりしたわれわれは、細菌戦争の即時禁止と一九二五年のジュネーヴ議定書をすべての国が批准することを無条件に要求する。科学の偉大な成果が、何百万という非戦闘員を殺す手段になつてはならない。同時にわれわれは、平和な住民を絶滅する原子兵器、化学兵器およびあらゆるその他の手段の完全な禁止を要求する。

われわれは、軍備競走が国の安全を強化することができると主張する先見のない人びとを批判する。反対にわれわれは、軍備競争こそ大国であれ、小国であれ、すべての国にたいする脅威をますものであると信じている。

われわれは、諸国民の意思を表明して、公正にして一方的でない軍縮のための交渉をすぐはじめることを勧告する。われわれは、効果的な国際管理こそが全面的、同時的、漸進的、均衡的な軍縮の実行を可能ならしめるだろうと確信する。

われわれは、諸国間で物質的文化的財産の交換ができるだけはやく再開されるようにと勧告した諸国民の代表の要望を支持する。国際貿易にたいする妨害、科学文学芸術の成果の交換にたいする妨害は、人類の幸福と進歩に危害を加えるものである。

われわれは、国連憲章が世界のすべての国に安全の保障をあた

えておりながら、この憲章が精神においても、条文においてもおかされていると考えている。われわれは、中華人民共和国が国連で正当な地位を占める権利をまだあたえられるべきだと勧告する。われわれは、同様に国連で発言する権利をまだあたえられていない一四カ国の加盟を勧告する。

諸国民は、その社会制度がどんなものであれ、どんな高い理想をもつ国民であれ、すべて平和を望んでやまない。戦争はあらゆる人びとによつてにくまれているのに、戦争はその暗いかげを幼な児のゆりかごになげかけている。ことのなりゆきをかえ、人類に平和な明日への確信をとりもどさせるのは諸国民の力にある。

われわれは、世界の諸国民に、交渉と協定の精神のために、平和に生きる人間の権利のためにたたかうよう呼びかける。

第二章　学生・青年・婦人の運動

第一節　学生・青年の運動

一九五二年は、前年九月の単独講和条約締結以来ますます強引に買弁的戦争政策を押し進めてきた国家権力と、民族の独立と平和を希い戦争に反対する学生・青年の抵抗との闘いが火花を散らした年であつた。

東大事件、早大警官隊暴行事件をはじめとして二月から五月にかけて頻発した警官の学内侵入事件、四月二八日、六月一七日を中心として、全国民の激しい抗議に先駆して闘つた破壊活動防止法案反対闘争は、戦争政策に反対する学生・青年の純粋なエネルギーが最も広汎に結集され、最も激しく爆発した事件であつたといえよう。

警官の学内立入りに起因する学内と警官との衝突は、学生が警官に対して抱く単なる感情的な反撥でもなければ、又単なる「警官」の干渉に対する抵抗として片づけられるべきものでもない。国家権力の手先である警官の侵入に対して、「学園の自治・学問の自由」を守れと闘うことは、それがとりもなおさず国家権力に反対する平和を守る闘いであるのだということを、学生が正しく自覚していたからに他ならなかつた。こうした闘いの中で展開された破防法反対闘争も、結局民族の独立・戦争反対の同じ目標に帰着する。各学校における教授との固い連繋をもち、特に労闘ゼネストと呼応して展開されたこの闘争を通じて、全国的にかつてない程の広汎な学生が闘争に結集し、お茶の水女子大を始め従来学生運動に傍観的であつた学校の多くもスト・抗議集会をもつて闘争に加わり、全学連への各盟校も増加した。次いで行われた住民登録拒否の運動を経て、七、八月の夏休み中には「農村調査」が全国的に行われ、農民と共に生活し、農村の中へ民族独立・平和を守る運動を押し広めて行くという、学生運動の新しい方面が開拓された。

このような学生運動の高揚に伴い、資本家階級は、「就職」を武器として鎮圧に乗り出した。六月二二日関西経営者協会の「学生運動に関する要望」を皮切りに、七月から八月にかけて、日本経営者団体連盟の「学生就職に関する警告」、兵庫県経営者協会、九州経営者連盟などの声明が相ついだ。この間文部省は「学生運動白書」なるものを発表し、一、学生はどのような社会の中でどのように成長してきたか。二、学生運動はどのような特質をもちどのように展開せられてきたか。三、最近の運動に実際どれだけの学生が参加しているか。四、何が学生運動の根本問題であるか。五、学校当局者はどのように努力しているか。六、大学当局のどのような点に改善が

必要であるか。七、文部省はどのような対策を推進しようとしているか。八、どのような点に一般社会の理解と協力を必要としているか、等について述べ、運動に加わる学生は一部分にすぎないとし、学生を善導しようと努力している教育者の立場に対する「理解と協力」とを資本家階級に依頼した。

しかし、破防法反対闘争をはじめ一九五二年における以上のような学生の闘争には、大低の場合警官隊による弾圧・干渉が伴っていた。そして、法政大学生近藤巨士君が射殺された（メーデー）のを始め幾多の学生が傷つき、検挙された。以下、各運動について概観してみよう。

学園の自治を巡つての闘争　東大事件　二月二〇日夜の小林多喜二祭に当つて、東大二五番教室で学生劇団「ポポロ」が学生、職員など約三〇〇名の観客を集めての演劇発表中、観客席から私服警官三名が発見されたことから騒ぎとなり、学生はかれらを問いつめて本富士署員であることが判明、警官侵入の証拠物件として警察手帳を保管し、大学の厚生部長の立合いの下で警官に対して始末書を書かせた。明けて二一日警官隊百数十名が東大構内に乱入、事件容疑者との理由で一学生を警捧でなぐりつけて検挙（三月二二日保釈）、学生は二一、二二、二三日本富士署へ学友釈放要求のデモを行い、抗議集合を開き、二二日には東大総長も抗議声明を行つた（第一次東大事件）。しかもこの事件で警察手帳の内容が暴露され、渡辺一夫、森有正、山之内一郎、仁井田隆、小口偉一、近藤康男、小笠原良夫、堀豊彦の諸教授の思想調査や、自治会中央委員室から出た学生達の尾行、自治会、協同組合、反戦学生同盟をはじめ東大キリスト者平和の会、セッツルメント、仏教青年会など学内団体のスパイ等を行つていた事実が明かにされ、このことから「大学の自治」に関して国会で問題になつた（東大学生自治会中央委員会「吾々は告発する―警察手帖の全貌」より）。

これに続いて第二、第三の東大事件が相ついで起つた。四月二日には東大構内パトロール中の警官に学生が抗議し、警官が威嚇発砲をした（第二次東大事件）。又四月三〇日には東大当局が学生自治会中央委員室を、それが全学連書記局として使用されているとの理由（東大告示）で閉鎖したことから問題となり、大学当局の要請で警官隊が出動した（第三次東大事件）。

早大警官隊暴行事件　五月八日午後四時頃メーデー事件容疑者逮捕のためと称して早大構内に立入つている警官に学生が抗議、謝罪文を要求して一室に留置し、学校側も抗議して警察側と三者会談を行つている最中、九日午前「一時二〇分大隈講堂前に待持していた約五〇〇名の警官隊は数本のマグネシュームの点火を合図に、すわりこんで会見の結果を待つていた約五〇〇名の学生の中へなだれこんだ。学生はいつせいに立上つたがほとんど抵抗しなかつた。これに対し警官の中には『メーデーの敵打ちだ』と呼びながら突入するものもあり、逃げるのや坐つたままの学生を警棒で手当り次第なぐりつけ……」（朝日新聞五、九）、交渉中の学部長などもなぐられ、学生・教職員の負傷者百余名、学部長・学生など二六名の検束者を出した（数は早大新聞五月中旬号）。憤激した学生は九日抗議集会を開き、六〇〇〇名の学生が参加して次のような決議を行つた。

一、警官のとつた暴虐行為に対し木村法務総裁、田中警視総監、伊藤神楽坂署長、衛藤第四方面予備隊本部長に抗議文を提出、謝罪文を要求、全学生が抗議の署名を行う。

一、傷ついた学生のために救援カンパを行う。

一、事件の当事者を提訴し、法廷において訴える。

一、事件の真相を全国民に伝える。

一、この事件で学生側が犠牲者を出さないよう学校側に申入れ

る。

一、負傷者の治療費、破損した大学建物、器具などを警察側に弁償させる。

一、今後各クラスで抗議集会を開いてゆく。

一、真相報告会、ならびに抗議集会、掲示を大学側が認めるよう要請する。

一、「許可なくして警官の立入りを禁ず」の掲示を学内にたてる。

なおこの事件後の九日朝、学内掲示板に次の詩がはられてあつたという（早大新聞五月中旬）。

僕たちは坐つていた
　警官がひしめいた
僕たちは坐つていた
　警官がいきまいた
僕たちは坐つていた
　警官がとびかかつてきた
僕たちは坐つていた
　そして叫声と棍棒の雨がふり
それでもそれでも
　僕たちは坐つていた！
無抵抗の学友に
　暴行の限りがふるわれ
その下で
　無抵抗の学生が
　　傷ついていつた
　　血を流していつた
それでも僕たちは
　　默つていなければ
　　ならないのか！

しかし、この警察側の暴行に対して当初は断乎たる態度をとつていた学校当局もその後次第に軟化し、早大出身の石田博英（自）川崎秀二（改）浅沼稲次郎（右社）代議士連名の「覚書」により、五月二一日、早大総長、警視総監の会見となり、喧嘩両成敗的な妥結をみてしまつた。

愛知大学事件　五月七日、容疑者逮捕と称して垣を越えて入り込んだ警官が学生にしばられ、そのため五月一九日七名の学生が逮捕された。これに対し、本間学長以下全学教授会、教職員組合が一体となつて学生自治会と協力し、学長名をもつて検察庁に向つて堂々たる協力拒否をおこない、また市警へ抗議文を提出した。この事件は末川立命大総長、田畑同志社大学長、恒藤大阪市大学長をはじめ全国の職員、文化人の支持激励を受けたのみならず、労仂者市民と学生との協力行動がとられた点でも注目すべき事件であつた（くわしくは、愛大自治擁護統一委員会「学園の自由を守つて」参照）。

（全学教授会抗議文）

五月十九日未明名地検による本学学生検挙に対し、茲に抗議を申入れる。

本件はもともと警官が本学の構内に無断立入つたことに起因する。警官の学内無断立入りは、学問自由の精神、大学自治の原則を脅かす重大問題であつて、之を否とする大学の態度、見解は曩に表明したところと一貫して渝らない。豊橋市警察署は今回の学内無断立入について全く反省するところなく一方的にきわめて根拠薄弱な主張をするが、吾々はそのいうところに承服することができない。従つて吾々は検察当局がこの点について慎重な調査を

なし、吾々の疑点に応えることを要望した。然るに当局はその点の説明を避け、専ら衝突事件の捜査にのみ努め、今回の学生逮捕の敢行にいたつた。この当局の処置は、大学側が挙げて抗議した警官立入問題についてその重要性の認識を欠くか、または警察側に何ら責任がなく、むしろ当然のこととする見解に立つているかに推測される。従つてかかる前提に立つ今回の検挙は、少くとも現在の段階においては不当と考えざるを得ない。

なお本学は検察当局の要請に対し必ずしも協力を拒んだものではない。ただ教育者の職分は検察官と自ら異なるものがあつて要請のままに協力をなし得ざる場合もある。吾々は教育者として協力し得ることは努めて之をなした。たとえば寮生名簿を提出したこと、強権発動に対して学生の自重を要望したこと、検証を極力平穏裡に進行せしめたこと等々みな然りである。

然るに当局は帰省して当時在寮しなかつた学生に対してさえ令状を発する如き杜撰ともいうべき調査に基き然も数百名の警官を動員し徒らに警察の威力を示して弾圧する如き感を与え、従つてこのことが学生の思想動向にいかなる影響を与えるかを慎重に考慮せず、大げさな強制処分を敢行したことは、甚だ遺憾であつて当局の猛省を促すものである。

昭和二十七年五月二十一日

愛知大学全学教授会

名古屋地方検察庁
検事正　安井栄三殿

（全国のみなさんへ）

「愛大事件」は決して愛大のみの問題ではありません。学内外の特審活動に反対し、自らの自由を守つて学生が立上つた、そして、それに武装警官が侵入して来たという事件は、決して愛大の学生、教授のみの問題ではあり得ないのです。

それは近頃の日本が辿り出した「逆コース」に於ける売国的な二条約以後急速にファシズム化の本質を示し、それらの戦争への道、売国植民地化への道の本質をたん的に示すもの以外の何物でもないと思うのです。

人間の心の中までを取締ろうとする「破防法」、その実施の為に必要なスパイ網、それらが既に私達の学園の中に実施されていたのです。自由に学問し、平和と生活の為に闘う事を圧し潰すファシズムの黒い手が私達には既にのびて起つているのです。それに反対して闘う事の中から私達の学園の事件は起つているのです。

そして、私達はそれに反対し自由を守る闘いの中で、やはりすべての人々が同じ様に苦しめられているのを知りました。

「愛大事件」の勝利への為にと国鉄の職場に入つていつた学生達は知つて来ました。そこにも特審まがいの「職制」がおり、労働者の自由を奪い、軍事輸送戦争の為に重労働に反対する労働者の「もり盛り」を押えているという事、そしてそれが私達の事件が起つて、労働者のたかまりに恐れてその代りに武装したとの公安官、警官が職場の中まで入つて来ているという事、又農民達は知つて来ました。そこにも特審まがいの「職制」がおり、労働者の自由を奪い、軍事輸送戦争の為に重労働に反対する労働者の「もり盛り」を押えているという事、そしてそれが私達の事件が起つて、労働者のたかまりに恐れてその代りに武装したとの公安官、警官が職場の中まで入つて来ているという事、又農民達は予備隊の演習場化の土地取上げに苦しめられ、市民達はたつた二万円の税金滞納の為に家財一切、商売れるという恐怖に追いこまれているといること。

これらの張本人共は決して別のものではありません。学園に泥靴で押し入り自由と自治を奪う者も、労働者を圧えつけ農民の土地を取上げ、市民の生活を破たんさせているのも決して別々のものではありません。それらはすべて再軍備を強行し、そして戦争、外国の為の戦争への道と全日本をひきずり込んでゆく以外の何物でもないのです。そして、その人達のそれらのすべての行為

が「破防法」によつて合理化されようとしています。
「破防法」を実質的に行つていた私達「愛大事件」は決して愛大のみの問題ではありません。それは、全国民の自由と平和な生活の問題に外ならないのです。戦争に反対し、自由を守るすべての人々の問題です。
私達愛大は全学一致してそれと闘つています。
今全国に全国民をつつんで燃えあがつている自由を守る闘いへの爲にその一つの参考のために私達は、「愛大事件」の記録をみなさんに送り、その真相を訴えて自由を守る闘いへの統一を訴えたいと思うのです。
自由と国民の権利を守る闘いへのために！

愛知大学自治擁護統一委員会

これらの他に次のような事件が前後して起つた。北海道大学事件――三月一八日、構内掲示板を日本反共連盟員と称する者が写真撮影をしたことから起つた学生と警官との乱闘。東京教育大学事件――四月二三日、構内掲示板を私服警官が写しているところを学生に発見され、警察側は謝罪文を出した。

破防法反対、再軍備・徴兵反対を巡る闘争　支配権力の戦争政策の強行に伴い、これに対する抵抗が、一九五二年に闘われたあらゆる学生運動の基調をなしたものであつた。二月一八日東京都渋谷駅前広場における新制東大学生が再軍備・徴兵反対の署名運動中、武装警官隊が解散を命じ学生三名を検挙したことから抗議集会となり、数回にわたる警官隊の弾圧を排しつつ約六〇〇〇の都民大衆を集めて再軍備反対討論会を決行した。
吉田内閣は三月二八日の閣議において「破壊活動防止法案」を決定、四月一七日、これを国会に提出した。
四月一三日、中央執行委員会を開き、「戦争と隷属の破防法案粉砕。学園の自治、学問の自由を守れ」と、四月二八日における全国スト及び抗議集会の開催を傘下各自治会に指令し、破防法案反対闘争が開始された。
四月一八日には、労組のゼネストに呼応して東京都学連傘下の学生約一〇〇〇名によつて破防法案反対の国会請願が行われた。
次いで全国的反対闘争の日、単独講和条約発効の四月二八日には、北海道大、東北大、東大、早大、東京外語大、都立大、横浜国立大、愛知大、名古屋大、京大、同志社大、大阪大、大阪市大、大阪南大、大阪女子大、神戸大、岡山大、九州大など全国的にストライキや抗議集合が行われた。当日東大においては都学連主催「全都学生総蹶起大会」が開かれ弔旗を先頭に学内デモを行つたが、その時全学連では次のような黒枠入りのビラを撒布した。

つつしみて日本の独立の失われたることをいたむ！　売国的な両条約と行政協定によつて日本は植民地となつた。日本国民はこの二八日を永久に忘れることはできない。国民の生活は晴く、愛する女性の多くはジープガールに轉落している。屈辱の日、暗黒の日、この二八日を忘れぬことを全国民はかたく心に誓つている。我々は闘うであろう。ドレイとなつて〝わだつみのこえ〟を叫ぶより平和のために闘うところの全国学生を信じている。われの勝利の日は近い。全国民の皆さん。戦争とれい属の破防法ふんさい！　学園の自治・学問の自由を守れ！

五月一日のメーデーへの参加を経て、五月三〇日には、北海道大、岐阜大、名古屋大、静岡大、立命大、同志社大、大阪外語大などを始めとするスト、抗議集会。
六月五日には、強い団結の下に破防法反対闘争を続けている同志

社大学を中心とする京都六大学の学生が抗議ストを行い、四〇〇〇名の学生が「全京都学生破防法粉砕総蹶起大会」（同志社大）を開催。

六月一〇日東大、新制東大、早大、都立大、中央大、お茶の水大、外語大などストに入つた一三校の学生約五〇〇〇名による「破防法粉砕全都学生総蹶起大会」（東大）。これに参加したお茶の水大は、創立以来七三年の伝統を破つて、破防法反対のストを決行した。この日広島大政経学部もストを行い、引続いて一三日における関西学院大の抗議大会、和歌山大の抗議大会とデモ、一四日における福岡学芸大のスト、九州大の抗議大会とストなどが行われた。

六月一五日には大阪の七大学主催「破防法粉砕講演会」が行われ、閉会後署名運動に進出し警官隊と衝突した。

六月一七日東京では「破防法粉砕全都労働者・市民・学生総蹶起大会」（東大）が約五〇〇〇の学生を集めて行われ、労組や中小企業の代表から共に闘おうとの挨拶があり、終つて街頭へ進出。京都では京大、同志社大、立命大などを中心とする学生が市内デモ行進を行い、各所で警官隊と衝突、学生二〇余名が検挙された。この日、北海道大、北海道学芸大、東北大、岩手大、山形大、秋田大、東京都立大、東京外語大、お茶の水大、明治大商学部、法政大社会学部、東大文学部・教養学部、東京女子大、信州大、福井大、愛知大、名古屋大、岐阜大、京大、同志社大、龍谷大、京都芸大、立命大、和歌山大、神戸大、関西学院大、広島大、九州大、熊本大、宮崎大、など各地においてストや抗議集会・デモが行われた。次いで、一八日福島大、山口大、一九日福岡商大、二日慶応大においてそれぞれ抗議大会が開かれた。

六月二三日、理工大、東大、舞台芸術学院、工大などの学生が、参議院に破防法反対の請願を行つた。

しかし、このような反対闘争と国民の広汎な抗議をふみにじつて、破防法は七月四日衆議院で最終的に可決成立した。

九月二七日東京都学連主催「全都学生蹶起大会」（東大）が開かれた。東大当局の要請で出動した武装警官が大会に参加しようとする学生を門外に阻止、校内では参加した学生約八〇〇名が一、徴兵反対・再軍備反対のためあくまで闘い、この声を労働者・農民の中におし広めて行く、二、不当な警官の弾圧に対して、警視庁、学校当局に厳重に抗議する、等の決議を行つた。

学生自治会―全学連―の動き　一九五二年における最初の表面的な動きは、授業料対策であつた。昨年秋以来全国私立大学における授業料値上げ態勢に対処するため、一月一九日東京で「授業料対策全国私学連絡会議」が関東・関西の一九校自治会代表参加のもとに開かれ、運動方針として四月新学期開始後全国一斉に「授業料値上げ反対」「国庫補助三〇億要求」「文教予算の増額」の三項目で署名運動を行うことを決定した。

全学連の動きとしては、前年末以来東京、関西、北海道の各地方学連が全学連中執不信任を決議しており、これら地方学連は一九五二年一月に全学連大会を開くよう全学連中央執行委員会に要求、これに対して執行部は、二月下旬に大会と同じ権限をもつ拡大中央委員会を開くことを決定した。この決定を巡つて安東・富田・武井君など中執の自己批判を要求する都学連執行委員会の声明、又これに対する執行部の応しゆうなどがある裡に、中執不信任派の関西・北海道・東京各学連の主催による「第二回全国自治代表者会議」（第一回は一九五一年一〇月）が一月二六、二七の二日間東京において、全国六二校の自治会代表参加のもとに開かれ、「学生戦線統一―全学連の民主化と統一強化のために努力しよう」以下「授業料値上げ反対」「再軍備・徴兵反対運動」など七項目の闘争目標および行動方針

を決定し、全学連現執行部不信任の結束を固めた。

全学連大会の権限を代行する「第一回拡大中央委員会」は三月一日から三日間、東京で開かれた。一九五〇年一〇月第五回全学連大会が禁止されて以来三年目のことである。この会議において、「二年半に亘る中執の行動は、一貫して学生の行動をふみにじり、戦線を分裂させる以外の何ものでもなかつた。」「第一の本質的欠陥は学生の要求をとり上げることを怠り、自治会活動の発展を進め得なかつた。第二に、従つて学生の生活擁護の闘いをさけて政治闘争一本のスローガン主義に陥り、第三にクラス、サークルを基礎にした学生の自発的行動をすてさり、指導者意識で号令ばかりかけていた。」という趣旨の「全学連中執不信任案」が提出された。これに対して中執側は、分裂活動をしたのはむしろ「第二全学連結成」を呼びかけたり、連盟費を意識的に滞納した北海道・関西学連等の側である、と反駁したが、地方代表大多数の支持により、この不信任案は可決され、中央執行委員は全面的に更迭、次の第五回全国大会までの臨時中執委として新中央執行委員長玉井仁君（京大）以下役員が選出された。

その後、全学連執行部は四月二八日、五月一日、五月三〇日、六月一〇日、六月一七日などの全国スト及び抗議集会による破防法案反対闘争を指導し、六月二六、二七、二八の三日間京都で「全国学生自治会総連合第五回全国大会」を開催した。大会は第一日目同志社大学、第二日目民生会館、第三日目立命館大学で行われ、五三校一五〇自治会の代表が参加して行われた。

この大会に先立つて、六月一四日「全学連第五回通常大会決議集（案）」が発表された。これは「全学連を文字通り全日本学生のものにし、学生がいつそう国民と団結するための方針書であり青年戦線統一の礎石となるものである」として次のことを規定している。

一、両条約破棄、占領制度撤廃を闘おう、二、学生戦線を統一し自治会を強化しよう、三、教授・智識人との統一を固めよ、三、労仂者・農民の中へ―夏休みに関する決議、四、学生生活を守る闘いを進めよう、五、吉田政府打倒、国会解散総選挙を闘いとろう、六、民族文化の創造発展のため努力しよう、七、国際連帯強化に関する決議。

大会は、各地方学連の運動報告、中央執行委員長の一般報告、それに対する討議、大会決議の採択、中央執行委員の選出、規約の一部改正などがあつて三日間にわたる議事を無事終了した。

（一般報告）　内容略

一、世界人民の闘いと日本国民の闘い
二、日本国民の闘いと学生の闘い
三、再軍備反対徴兵反対の闘い
四、反ファッショ、反破防法の闘い
五、生活を守る闘い
六、民族の文化を守る闘い
七、要求をかちとる組織について
八、労農国民との一層強固な結びつき
九、結び

（大会決議）

一、国民に誓う

四月二八日、講和発効に伴い、日本は独立したという。だが両条約と行政協定により、まさに公然たる祖国の永久占領化は始められたのだ。占領政策は進み、その手先となつている吉田政府は全国民が団結するのを恐れ学生運動・労仂運動の弾圧にヤッキになつている。

学園を民主化し、すべての敵から解放をなし、再びわだつみ

の声をくり返さぬために、光栄ある祖国の平和と独立を闘いとるために労農市民と共闘し、全世界の青年との固い団結のもとに民族解放、学園解放を闘い抜くことを第五回大会の名においてここに全国民の前に誓う。

二、夏休みに関する決議――労仂者、農民の中へ（内容略す、以下同じ）

三、反戦権利擁護大会を闘いとろう

四、アジア太平洋に関する決議

五、国際労連次期評議会に参加しよう

六、オリンピックに関する決議

七、反戦学生同盟解散支持決議

八、破防法無効宣言

九、徴兵の下準備、住民登録をボイコットしよう。

（選出された役員）

中央執行委員長　玉井仁（京大）

副委員長　妹尾昭（東京外語大）

〃　早川正雄（立命館大）

書記長　斎藤文治（東大）

中央執行委員　一一名

農村調査　第五回全学連大会の決議「労仂者・農民の中へ」により、七、八月の夏休み中学生の農村調査工作が全国的に行われた。農村へ進出した学生は約五〇〇〇名といわれるが、その規模は明確に把握できず、その一部として東京都学生の調査報告を集めた、農村調査報告」によつて、農村調査の一般的な性格をみよう。

報告書は、この農村調査が「占領下日本の農村問題研究会「占領制度をうちたおすためにはどうしても農民とともに闘わないかぎり革命はできない」という見地から「一般的にはこの民族開放、平和の闘争、とくに労農同盟の強化のために」に行われ、従つて直接の調査目的は「農民の闘争とむすびつき、この闘争の条件をあきらかにするために行われたものであつて、いわゆる〃客観的な〃調査ではない。いわば変革するためのことを明らかにしていることを重要視された点は、現地の農民団体、組織の指導のもとに調査をおこなうこと、および農民を農村調査に組織することであつた」から、戸別訪問による聴き取り調査よりも特に農民自らを調査に参加せしめ、これを闘争の源動力として強化させるための「調査会議」による方法が重要視されたと述べてある。

なおこの調査の弱点としては「農民、とくに貧農、半プロ層の要求はくわしく調べたが、敵の正体をはつきりさせなかつた点であただけですぐに闘争をぶち上る。これは農民の要求をあきらかにしげようとする態度」があつたこと、調査項目をはつきりつくつて調査したものは少く、経験主義的であつたこと等が反省されている。

また九月一四日、全学連主催「農村調査報告大会」が東大教養学部で約六〇〇名の学生が参加して行われたが、そこで報告された一応の結論として次の諸点があげられた（社会タイムス九、一六より）。

一、農民、とくに中・貧農たちは学生などには気もつかない圧力を身近かに感じており、余ほど信頼できるようにならないと腹を打ちわつて話さない。

一、極度に生活に苦しい農民たちはわずかの交通費の支出から一寸した集会にゆくために仕事を中断することまですぐ生活にひびくので実にこまかい気の配りようをしている。このような困り方について学生などはまだまだ理解も足りないし、知らずに

過すことが多い。従つて学生は農民の生活の中へ入りこみ、共にその苦しみを味わい、農民と同じ立場に立つてそれから農民の啓蒙活動にとりかからねばだめである。

一、農民たちにいくら今の政治が悪いと巧く宣伝しても無駄で、明日の生活に役立つ問題から農民に仂きかけねばならない。

一、農民の生活にとけこむことも一時的ではだめで、これを断続的におし進めなければ農村の民主化は少しも前進しない。

一、学生の使う言葉が抽象的でむずかしく、農民にはピンと来ない。それよりもまず〝草政治的問題を説明してやらねばならない。

一、農村の実態調査を行う場合、従来のやり方が県庁―地方事務所―村役場と一定の官僚機構が利用されていた。また、多くの学者たちは自分の業績を高めるための調査であり、学問でしかなかつた。これはまちがいで、学問は農村の民主化や生活の向上に役立てるために行わねばならない。その意味で〝勉強する〟ということ自体に大きな反省を加えねばならない。

（註）農村調査報告書としては、農村問題研究会「占領下日本の農村調査報告」は、一、品村、山梨県八代郡境川村―群馬県群馬郡滝川村、栃木県足利郡御厨町、埼玉県北葛飾郡早稲田村、茨城県北相原郡布川町、山梨県南巨摩郡増穂町、同中巨摩郡南湖村、同郡源村　三、郡忍野村、神奈川県中郡大野町　四、開拓村―山梨県西八代郡上九一色村　五、漁村―茨城県那珂湊漁村、千葉県夷隅郡勝浦漁村の各調査報告を集めたもので、この中の一部が深谷進編「戦後日本の農村調査」として出版されている。

日本学生平和会議　一〇月二日にはウィーンで「諸国民平和会議」が開催され、又一二日にはウィーンで「諸国民平和会議」が行われるという時、全国の平和を愛する学生が一堂に会して今後平和運動をどう闘つて行くかについて討論を行い、相互の結束を固めようと、全学連と日本戦没学生記念会（わだつみ会）の呼びかけで一一月二八、二九の両日全国大学・高校七七校、一四団体の代表三一八名が参加して開かれた。

二日間における活潑な討論の後日本学生平和綱領を作り、ウィーン諸国民平和大会へのメッセージ、全日本学生諸君へのアピール、国連へのメッセージ、吉田茂、アイゼンハウアーに対する抗議文などを採択した。

（日本学生平和綱領）

一、戦争に反対し、平和と独立を守りましょう。

一、国際的な争いは武力でなく話し合いによつて解決し、米、英、ソ、中の五大国は平和協定を結び、どこの国ともなかよくしましょう。

一、すべての民族の独立を尊重し、どこの国であれ他国の内政に干渉することは絶対に反対しましょう。

一、原爆、水爆、細菌兵器、ナパーム弾等の惨忍な大量殺りく兵器の使用には絶対に反対しましょう。

一、世界のすべての国、特にアジア諸国との貿易を自由にし、大いに科学と文化を交流しましょう。

一、講和・安保両条約、行政協定を廃止し、外国軍隊に帰つてもらいましょう。そして一日も早く全面講和を実現しましょう。

一、全国のすみずみにまで平和の声を強めて、軍国主義の復活を防ぎとめましょう。天皇制讃美や、ビンタ、「君が代」、修身科などの軍国主義教育の復活に反対しましょう。

一、平和憲法を守り、再軍備＝徴兵、保安隊の朝鮮出兵に反対し

ましょう。保安大学や保安隊の募集をやめさせ、ボーイ・スカウトや海洋少年団等を再軍備に利用するのをやめさせましょう。保安隊、米軍などによる校舎接収に反対し、学園の周辺から軍事基地をなくしましょう。

一、平和運動の自由を守り、破防法を廃止して、一切の戦争宣伝を禁止する様要求しましょう。教壇からの戦争讃美の教育に反対し、新軍備促進文化人連盟、学生国防協会や学内ファッシスト団体を解散させましょう。

一、軍事研究に反対し、平和のための化学と文化、芸術の創造につとめましょう。

一、思想、信仰、言論などの基本的人権を守り、その侵害に反対しましょう。学問の自由、学園の自治を守り、完全なる就職と進学を保証し、授業料値上げを撤回し軍事費をなくして教育費を増す様要求しましょう。

一、思想、信仰、政派及び民族の差別を越えて全国学生の団結をはかり、あらゆる層の国民、特に青年同志の団結をふかめ、世界の平和勢力、あらゆる国の青年学生との交流、連帯を強めましょう。

（全日本の学生諸君へのアピール）

全国の学友諸君！

今から一一年前、太平洋戦争が日本帝国主義者の手によつて開始されて以後、私達の受けた戦争の苦痛は全くはかり知れないものがありました。（中略）また戦争後における私達の勉学の困難さも非常なものでした。私達は新たに制定された憲法を心から歓迎し、その下に、もう二度とあの惨禍をくり返すまい。銃を肩に校門を去つて行つた私達の先輩の悲劇をくり返すまいと固く心に誓い合い、わだつみの銅像をふりあおいだのでした。私達は平和で民主的な教育と、豊な幸福な青春とを強く望んだのでした。

全国の学友諸君！

しかし私達の生活と、祖国の現状はどうでしょう。硝煙の匂は再び濃く私達の周囲をただよいはじめています。（中略）

私達は戦争の危機が目の前に迫つている事実を直視せざるを得ません。わだつみの悲劇を二度と繰返さないと誓つた私達学生はこのような事実に対して強く反対し立上らざるを得ません。

私達、全国七〇余校三二〇名の学生は、今日ここ日本学生平和会議に集り、この様な戦争の危機と闘い、本当の平和を確立する爲の方法について語り合いました。日本学生平和綱領をきめました。

全国の学生諸君！

私達はこの平和綱領の下に結集して、固く団結して前進することが平和を救う爲の最良の方法であるということに一致しました。平和を愛する主義、主張、年齢、学校別の差なく、この全学生にとつて共通の目標「平和」のために一致団結し、全世界の人人と協力し、共に輝しい未来に向つて前進しましょう。

全国の学友諸君！　私達の周囲から戦争の危機を一掃するため、徴兵反対の運動に立上りましょう。未来は私達青年のものです。

一九五二年一一月二九日

日本学生平和会議

友戦権利擁護全国大会　「青年諸君の声を聞かせよ、要求を主張せよ」「そしてその実現のための闘いに団結せよ」「平和に生きる権利のためまず闘おう」のスローガンを掲げ、八月一四、一五の両日東京で青年組国戦線主催により「第一回反戦権利擁護全国大会」が開かれた。北海道業鉄苗穂工機部青年婦人部、岩手教員組合有志、

全建労東北総支部、朝日新聞労組青婦人部、三越本店、日綱赤羽職場代表、浅野ドック青年部、岡山玉津村平和青年会、福岡勢田村青年、各大学自治会、など二八二団体代表四九二名が参加して一五〇〇項に上る労仂青年、学生の要求がだされ、この要求を獲得するにはどうしたらよいかを討議した後、一、ウィーンの国際権利擁護大会（二月一五日）へわれわれの代表を送ろう。一、全世界の青年へのメッセージ。一、アメリカ青年へのメッセージ。一、原子爆弾禁止について　一、朝鮮戦争即時停戦について　一、徴兵反対について　一、統一戦線についての誓い　一、総選挙の闘いについて、等を決議した。

（全世界青年へのメッセージ）

全世界の兄弟姉妹のみなさん

私たちの大会に多数寄せられたみなさんの激励の挨拶、全日本の青年の名において厚く感謝します。

私たちここに集つた団体百万名の日本の労仂者、農民、市民、学生、知識人青年を代表する六百名の青年男女はみなさんの激励に答えて更に一層青年のよりよい生活、祖国の完全独立、民主主義、世界中の平和と各民族間の友好のために奪闘することを誓うものです。

今日は忘れもできない八月一五日です。今から七年前、ヒットラードイツ、ファシストイタリアと結んで全アジアに侵略の泥靴をすすめた帝国主義日本が全世界の平和を愛する人民の力によつて打破られた日です。

しかし、七年たつた今日、七年前この侵略を準備し指導した日本の反動勢力はいまあらたにアメリカ帝国主義者や世界中の戦争屋と結んで再びアジアにおける侵略を夢み、祖国は世界の平和をおびやかす戦争屋の揺籃地となつてきています。

二日間の大会は無数の青年の切実な声として日本におけるこの戦争準備の実態を暴露しました。奴隷的な賃金、監獄のような看視つきの長時間労仂、予備隊の誘惑のつきまとう失業、学校内の復活する軍国主義的な規律、思想の弾圧、網の目のように張られているスパイの看視網などなど、すべてがこのことをありありと示しているのです。

私達はこの大会を通して、剝奪されているすべての権利を断固と守り、一つ一つの要求の実行に奪闘し、もつとも広範な青年層の団結をかちとつて行く私達の闘いは新たな戦争の準備を打砕き祖国の独立と世界中の平和をかちとる大道につながることをはつきり確信するに至りました。

私達はこの大会で出された幾百幾千の要求を徹底的に実践するために、更に多くの日本の青年と団結を密にし闘う決意を固く、二度と決して侵略を許さないことを誓うものです。

全世界の兄弟姉妹の皆さん

みなさんの闘いの成功を心から願い、権結を強めることを期待しよう。アムステルダムの製糖工場の兄弟諸君、熱い友情の握手を送ります。

一九五二年八月一五日

反戦権利擁護全国青年大会

（註）この反戦権利擁護大会は、一九五一年七月オランダのアムステルダム製糖工場の青年労仂者が世界の青年に呼びかけたもので（後掲）、この呼びかけを世界民主青年連盟が支持し、又世界労連でも一九五一年一一月ベルリン行われた総評議会でこれを支持する決議を行つた。

この会議について日本には青年祖国戦線に対し三月初旬に世界労連から、五月下旬に世界民主青年連盟から呼びかけがあ

り、これに応じて青年祖国戦線は四月二九日「反戦権利擁護労仂青年代表者会議」を開き、五八団体代表一三〇名の参加のもとに世界会議への参加を決め、アピール「反戦権利擁護青年会議日本大会についての招請」を発表、この日本大会のための準備会をつくつて運動を続けて来た機関紙として反戦権利擁護青年常任推進委員会「反戦権利ヨーゴニュース」を発行している。なおオランダのアムステルダム製糖工場青年労仂者のアピールは次の通りである。

反動共は青年を兵隊にかりたてるため野望をもたない無気力な大衆にしようとつとめている。しかし青年労仂者は外国の青年たちと戦うための手榴弾、ジェット機、大砲等をつくることを拒否し、又工場においてもうこれ以上がまんができない状態で生活するのは真平であると立上つている。

我々青年は力一ぱい仂きそして勉強し自分の家を持ち幸福で平和な未来のくることを望んでいる。そこで我々オランダ青年は青年の権利を守る問題を討論するための集りをもち、要求をかちとるためには団結して闘うことを決議した。我々は世界の青年諸君が我々と共にそれぞれの要求と望みを出し合つて討議するため、国際青年権利擁護会議を開くことを提案するとともにこの会議に全世界の青年が参加されるよう望みます。

青年諸君の声を聞かせよ！　要求を主張せよ！
そしてその実現のための闘いに団結せよ！
まず平和に生き権利のために闘え！

第二節　婦人運動

婦人の平和擁護運動　一九五一年九月単独講和条約が締結されて以来、一九五二年においては四月二八日講和条約発効、七月四日破壊活動防止法の成立、一〇月一日総選挙と、我国の運命を方向づける重大な決定が次々と実施され、戦争政策は着々強化されて来た。こうして、平和にとつて益々危険な状態となりつつあるとき、トコトン迄戦争の苦しみを体験した婦人の「平和を守れ」という希いは、絶対に譲歩できない要求となつてあらゆる機会毎に表明され、この運動はしつように展開された。それは、平和な社会をかちとるまでは益々高まつて行くに違いない。以下に記すあらゆる婦人団体の運動目標は、すべてこの「戦争反対」に繋がつており、又その運動はすべてこうした希いから発したものであるということが出来るだろう。

一九五一年一二月一九日、平塚らいてう、市川房枝（婦人有権者同盟会長）、上代たの（婦人平和協会長）の三氏の発起により、婦人有権者同盟、婦人平和協会、キリスト教婦人矯風会、婦人民主連盟など婦人団体の会員有志、緑風会の高良とみ氏を始め講和・安保両条約批准国会で反対投票した婦人議員、日教組、国鉄労組の有志が集つて「再軍備反対婦人委員会」を組織したが、一九五二年一月八日次のような日本女性のアピールをアメリカ上院議員それぞれに宛てて発送した。

（非武装国日本婦人のアメリカ上院議員へのアピール）

私たち日本各婦人団体メンバーは、ジョン・フォスター・ダレス氏が日本にたずさえた講和条約と安保条約の草案について再度

私たちの講和条約が、日本の憲法にはつきりとしめされた絶対平和の原則を、私たちが忠実に守れるようなものであることを、切望しておりました。

けれども、サンフランシスコで調印された講和条約は、まつたく私たちの願いを裏切つたものであり、私たちは、失望のドン底につき落されました。

日本政府の代表がこの両条約に調印し、日本国会が両条約の批准に多数決で、閣議に賛同したことは事実であります。

しかし参議院議員の三分の上一以上、すなわち賛成一四七に対し、七八が反対したことは銘記せられるべきことであります。

さらにまた、現在の政府及び国会議員は、三年前に選出されたものであり、両条約に対する現在の真の国民の意志を代表しているものとは、いえないのであります。

さいきん、ダレス氏が日本を訪ねたとき、各新聞は彼の訪日をあたかも国全体がよろこんで歓迎したかのごとく報道しましたが、この造りあげられた歓迎は、まつたく政治家や、実業家の団体の、また現在勢力を再び得てきている、国粋主義者たちの政治的なゼスチュアのように思われました。

一方、一般国民の大多数、とくに婦人や青少年は、憂慮と不安と、断腸の思いでこの事件に直面したのでした。

（中略）

私たち日本婦人は、国内治安のための警察予備隊に反対するものではありません。

しかし、日本憲法にしめされた原則にしたがわない、日本の、再軍備の目的には賛成できないのであります。

「私たちは、もう二度と私たちの子や夫を、戦地に送らないようにきめました」

日本国憲法第九条に「日本国は永久に戦争を放棄する。日本国民は陸海空軍その他の戦力は、一切これを保持しない」――が米国、およびその占領軍当局によつてきめられたことを、日本国民はよく知つています。

この事実は、日本の一部の人々に、アメリカおよびその指導者の誠実に対して、不信の感を抱かせるものであります。

それ故私たちが、米国と日本との間の永久に変らない有誼を願つているため、私たちはこの大きな不満の意をはつきり表明することが、私たちのつとめであると考えています。

それ故に、両条約がアメリカ上院に提出されるとき、上院議員各派が、私たち日本婦人が日本が永久に武装を放棄した国民であることを、切に願つていることを銘記してくださることをのぞむものであります。

一九五二年一月八日

日本再軍備反対婦人委員会

代表者　平塚らいてう

市川房枝

上代たの

国際婦人デーの三月八日、東京では共立講堂で、仂く女性のつどいの主催による「仂く婦人の集い」が開かれた。職場の婦人や主婦たち三〇〇〇名が参加し、帯刀貞代氏の国際婦人デーの思い出と現代社会に処すべき婦人の態度に関する講演があり、コーラス、朝鮮や沖縄の舞踊、国鉄労組の演劇、映画などを楽しんだ。またこの日、日本民主婦人協議会、東京都北区未亡人同盟、母の集い、朝鮮女性同盟、婦人民主クラブ杉並支部などの婦人団体代表五〇名は、国会へおもむき、再軍備反対、徴兵反対、強制送還反対の請願書、吉田内閣への抗議文を各党に手渡した。

なお、この国際婦人デーに当り、中華全国民主婦女連合会から日本民主婦人協議会宛、次のような手紙がとどけられた。

日本民主婦人協議会の皆さん

三月八日の国際婦人デーを間近にして、わたしたち中国婦人は、とくに皆さんに、熱い友人としてのお祝いと敬意をおくりまず。

第二次世界大戦後、あなたがたはながい占領下に、この上ないみじめな日々をおくられました。外国帝国主義者は、あなたがたの自由と独立をうばい、あなたがたの基本的人権を次から次へとはぎとりました。労仂者たちはザンコクなサク取をうけ、くらしてゆけないような僅かな賃金しかとれず、農民たちは強制供出と税金の重荷に息もつけず、そして婦人たちの境遇はいつそうつらくなりました。

六年このかた、日本国民にたいする外国帝国主義者の圧迫は、日に日にはげしさを加えています。いわゆる「サンフランシスコ講和条約」「日米安保条約」の締結は、日本をますます植民地と戦争へのコースにのせ、日本国民をいつそう悲惨な状態におとしいれています。

中国の人民と婦人は、かつてながいこと外国帝国主義者のじゆうりんと迫害をうけてきました。ですから、この苦難のなかにある日本国民、わけても日本の婦人と兒童にたいしてかぎりなく深い同情をいだくものです。

日本国民がすでにまきおこしているたくましい民族解放運動は、中国人民ならびに世界中の平和と民主主義を愛する人びとから、力づよい同情と支援をうけています。日本国民の皆さんが団結し努力することにより、また世界中の平和を愛する人びとの支援のもとに、あなたがたはかならず、外国帝国主義の陰謀と統治をうちやぶり、最後の勝利をかちとることができるでしよう。

私達は信じています。自分の夫たち子供たちを外国帝国主義の肉弾としないために、あなたがたはながい占領下に、この上ない日本の婦人、母親はかならずさらに力づよく、夫や子供たちと手をたづさえて、祖民の独立解放の偉大なたたかいに起ち上り、力をつくすことを。

たたかつている日本婦人の隊伍が、日にまして壮大になるようお祝いし、日本の独立、自由、平和、民主をたたかいとるあなたがたのたたかいが成功するよう、お祝いいたします。

一九五二年三月

中華全国民主婦女連合会

単独講和条約発効の四月二八日、再軍備反対婦人委員会は代表平塚らいてう氏の名で「講和条約発効の日を迎えて」という次のような要旨の声明を発表し、戦争に直行する「独立」に反対した。

なお同委員会は、三月二六日「一、『婦人の力で平和を』というスローガンを日教組、国鉄など各労組婦人部、労仂省婦人少年局の下部機関、全国都道府県婦人連合会、キリスト教関係婦人団体など各方面へ配布する。一、各地方の団体に進んで講演会、座談会などを開かせ、運動の侵透をはかる。」などの運動方針を決定している。

講和条約は平和を願う私ども日本の女性の意志を裏切つて、今日ついにその発効をみるにいたりました。今後に来るものがなんであるかに思いいたるとき、私どもはまた、あんたんたらざるを得ません。

片面的講和条約、日米安全保障条約とそれにともなう行政協定によつてアメリカ防衛線の一環となつた日本はソ連、中国を敵として再軍備を要請されることになりました。しかし日本には絶対

平和主義と民主主義とを二大原則とする憲法が現存しています。いま憲法第九条の条文に違反し、再び軍備を強行することは、新しい日本の喪失を意味し、国民に生きる目標を失わせることだと思います。

私ども女性は独立の日を迎えるに当り、安全保障条約と行政協定がなんであるかに拘らず日本独自の立場で、憲法を厳守し、再軍備に反対するものであります。私どもはソ連、中国その他のアジア諸国との友好関係が一日も早く再開されることを希望します。

六月一八日、野上弥生子、平塚らいてう氏など二〇名の代表は破防法案審議中の国会へおもむき、各婦人団体による破防法反対要請文を手渡した。「平和を願う日本の全婦人の願いをこめて破壊活動防止法案に反対いたしております。選良である参議院の皆様が私たちの要望にこたえ破防法徹回のため最善の努力をして下さいますよう要請します」というこの要請文は、次のように広汎な婦人団体の願いを結集したものであった。婦人民主クラブ、日本女子勤労連盟、中野文化団体懇談会、中野大和町婦人会、中野江古田沼袋婦人会、生活共同組合婦人有志、都教組千代田婦人部、美術家平和懇談会、平和美術展委員会、日本美術会、全損保日産支部青婦人部、同東京海上東京分会婦人部、同大阪住友支部東京分会婦人部、同東京地協青婦人部、東京ガス労組青婦人対策部、協和労組東京支部婦人部、農林省農政局青婦人部、全食糧本庁支部青婦人部、明治ゴム労組婦人部、全新聞時事通信支部婦人部、全日本印刷出版広文館分会、同岩波分会青婦人部。

八月二四、二五の二日間東京において、「全日本青年婦人会議第一回全国大会」が開かれた。国鉄青年婦人部、日教組、都市交、全専売などのほか各地方青婦人会議の代表約四〇〇余名が参加し、次のような大会宣言を発表した。

（大会宣言）

世界のすべての国の母は、その子供を戦場に送るために生んだのではなく、すべての国の青年は原爆の戦野に屍をさらすために生きてきたのではない。侵略戦争の悲劇と敗戦の現実を身をもつて体験させられた全日本の青年婦人は、自ら先んじて戦争の放棄と非武装国家の建設を決定し、全世界の人類に向つて、自由と正義と平和の確立を堂々と憲法をもつて宣言したのである。この際あらゆる民主団体、中小企業、学生、文化人、知識人と広く提携し闘いを通じて平和の戦線を統一し、次の目標をかかげて更に徹底的な戦いを展開するものである。

一、民主主義確立のため総選挙に勝ちぬき、反動吉田内閣を打倒する。

一、学問、思想、言論の自由を守り抜くため弾圧諸法規に反対し、青年婦人戦線を統一して闘う。

一、民族の独立と平和を守るためにアジア地域の青年婦人を中心として全世界の平和勢力を結集して戦争に反対する。

右宣言する。

一九五二年八月二五日

全日本青年婦人会議
第一回全国大会

八月二日、モスクワ経済会議に出席したソ同盟や中国を視察して帰国した高良とみ女史の歓迎会が行われたが、それに集つた一三婦人団体四〇〇〇名に対して、平塚らいてう氏により婦人の全国組織を作るための提案があつて、婦人の全国組織として残したいとの提案があつて、婦人の全国組織を作るための準備会が生れた。次いで八月一三日この準備会は会の名称を「婦人団体連合」と決定。「一、憲法を守り人類愛で戦争を防ぎましよ

う。一、明るくつよい協力で病気と貧乏を退治しましよう。一、人まかせをやめて二度とだまされますまい。一、独立心の強い敬愛される国民となりましよう。一、愛と叡智で世界を一つに結びましよう」の綱領の下に婦人団体の参加を呼びかけることになつた。

一〇月一日の衆議院総選挙をひかえて、日本婦人有権者同盟、日本キリスト教女子青年会（ＹＷＣＡ）、主婦連合会、日本婦人平和協会、婦人民主クラブ等各婦人団体は平和憲法擁護、戦争反対、生活の安定などを掲げて宣伝活動を開始したが、この婦人団体連合準備会では九月一〇日「一、平和に捧げる婦人の力。一、再軍備に賛成する党には投票しません。一、平和憲法を守りぬく党に投票しましよう。」の選挙スローガンを決定、選挙管理委員会による中止申入れを排して九月二〇、二一日、このスローガンのビラを配布（東京一三万枚）、九月二三日には「再軍備反対婦人大会」を開き、主婦、職場婦人三〇〇名の参加のもとに平塚らいてう、高良とみ、神近市子、深尾須磨子、比嘉正子氏の講演を行つた。

又、従来活潑な運動を行つて来ている関西主婦連合会では「再軍備反対の人を選びましよう」とのポスターを貼り、大阪市選挙管理委員会が選挙違反と認定したのに対して「こんどの選挙は戦争か平和か国民の運命を決定するものである。この重大な選挙戦で母親としてまた婦人団体として純粋な気持を素直に発表できないならば、その法律こそ悪法である。この悪法こそ徹廃すべきである」との声明を発表し、労組、学生、文化団体の支持の下に再軍備・戦争反対の選挙をと市民によびかけた。婦人有権者同盟は「一、民主政治を尊重する。一、言論の自由、基本的人権を尊重する。一、再軍備を主張しない。一、子供の教育に熱心な政党」という方針で宣伝活動を行い、また各政党に対して、戦時中の指導者や選挙違反の経験者などを公認するなと申入れた。

その後婦人団体連合準備会は一〇月一六日に総会を開き、日本民主婦人協議会、仂く女性のつどい、日本キリスト教婦人矯風会、婦人民主クラブ等の団体代表が参加して、「婦人団体連合」結成促進、サンガー夫人歓迎などを決議した。

国際的な婦人運動としては、七月ブカレストにおいて国際民主婦人連盟の第三回総会が開かれ、次のようなアピールを発表し、各国の婦人に対して、十二月ウィーンで開かれる諸国民平和会議の準備のため直ぐ活動にとりかかるよう呼びかけた。

朝鮮の戦争はやめるべきです。軍備は縮小すべきです。原子兵器、細菌兵器、大量殺人兵器は禁止すべきです。ドイツと日本の軍国主義の復活をゆるしてはなりません。平和条約をむすばねばなりません。婦人は何億という他の人々と一つに心をあわせてゆるぎない平和勢力をつくりあげねばなりません。そしたら平和は勝つでしよう。

なお一〇月北京ではアジア太平洋地域平和会議が開かれたが、そこで採択された九項目の決議のうち、婦人と児童に関しては次のように決議されている。

（婦人の権利と児童の福祉決議要旨）

すべての婦人とすべての子供の名前で私たちはつぎの要求を提出します。

私たちは原子、細菌、その他の多量殺りく兵器が禁止され、戦争宣伝が禁止されることを要求します。

私たちはすべての諸国の政府がいまの戦争にわりあてられる基金を社会福祉にささげることを要求します。

私たちのすべての諸国の政府が、すべての婦人の政治、経済、教育社会のうえでの権利を保証し促進することを要求します。

私達はすべての諸国の政府が、婦人と子供を差別待遇する法律

を廃止し、完全な平等、幸福、平和を保証する条件をつくること
を要求します。

最後に、最近の主な婦人団体を紹介しておく。

主婦連合会　千代田区内幸町一の二国税庁ビル　奥むめお
関西主婦連合会　大阪市都島本通五の五都島児童館内
比嘉正子
日本キリスト教婦人矯風会　新宿区百人町三の三六〇　ガントレット恒子
婦人民主クラブ　港区芝新橋七の一二　櫛田ふき
民主保育連盟　北区豊島町北区労仂者クラブ　羽仁説子
日本キリスト教女子青年会（ＹＷＣＡ）　千代田区九段四の一五
植村環
日本婦人有権者同盟　澁谷区千駄ケ谷五の八八九婦選会館内　市川房枝
日本民主婦人協議会　港区芝新橋七の一二文化工業会館内　小川智子
国際民主婦人連盟　（本部）オーストリヤ・ウィーン　（議長）ユジェニー・コットン（フランス）（副議長）蔡暢（ツァイ・チャン）他数名　（書記長）マリー・クロード・ヴァイアン・クーチュリエ（フランス）（綱領）一、ファシズムの根絶と民主主義の強化ならびに永くつづく平和を！　一、政治、経済、法律、その他すべての部面における男女同権！　一、母性の幸福と児童の生活、健康、教育の保護を！

職場における婦人労仂者の闘い　一九五二年における婦人労仂者の闘いの主なものとしては、三月下旬会社側の防害を排して組合を結成し直ちに労仂時間の短縮、福利施設の完備の要求を闘いとり、更に六月上旬夏季手当一ヵ月分を要求した、グリコ大阪工場女子労仂者の争議、一〇月二九日より、月平均三五〇〇円の低賃金の一〇％引上げ、労仂基準法を守れ、女工をなぐるな等を要求して、一二日間のストライキを決行した、北海道の道産製菓の女子労仂者の争議、それに、七月二〇日ＮＨＫ勤労婦人の時間で報道された八王子機織り女工による劣悪な労仂条件の訴えが問題となり、その放送のプランナー高橋菊江が馘首された事件、などが上げられるが、特に紡績産業においては生産の過剰に伴つて操業短縮、首切り、その結果として労仂強化が激しくなつており、職制の支配と職場防衛組織の暴力と組合の御用化によつて、女工は仂かせられるのも、首を切られるのも、ほとんど資本家の意のままにされている状態である。しかしこのような裡にありながらも一九五二年一月一七日から五〇日間にわたる岡山県茶屋町正織興業労組のストライキを始め、女工は各地で闘いに立上つている。

正織興業は、岡山県茶屋町に本社および工場、そのほかに岡山市、香川県豊浜町にそれぞれ工場があり、三工場で従業員一二〇〇名（うち八〇％は女）で紡績業を営んでおり、アメリカ軍の軍服生地染色、特需の織布部門を有している。一九五一年八月二五日、同年五月以降初給四四〇〇円、平均賃金一万〇三五〇円（臨時賃金をふくめて一〇〇％アップ）を要求したが、会社はこれを拒否、組合は一〇月一日に地労委へ提訴をおこなつた。地労委では一一月二四日は二三％アップ調停案を提示した。この調停案にたいしては労資双方とも拒否し、一方、組合側はスト準備指令により態勢をととのえた。

その後の団体交渉の結果、一九五二年一月一二日、会社側は妥結月以降一五％アップ、遡及一〇％アップの回答をしたが、組合側はこれを拒否、一七日より全工場いつせいに四八時間スト、さらに一九日以降無期限ストにはいつた。

ところが、染色部門一部従業員は、染色特需の遅延により受注がうちきられることにでもなれば会社に重大な危機を招来するという理由でストライキに反対し、第二組合を結成するにいたつた。第一組合は、ストライキにはいるとともに厳重なピケラインをはり、第二組合首謀者九名の解雇を主張し、また第二組合結成に責任ある重役一名の退陣を要求した。

全繊同盟は、このストライキにたいし、六〇〇万円の資金融通を、全繊同盟傘下一人五円の資金カンパによつておこなつた。とくに、染色部門男子従業員がほとんど第二組合に参加し、第一組合に女子の多いことが注目された。

次に日清紡績岡崎市美合工場の闘いをみよう（「私達は暴力で追いだされた」日清紡美合工場の女工の手記による）。

九月二三日会社から組合に女子五名男子一名を就業規則違反により懲戒解雇すると通告があつた。その理由は一、指紋登録を拒否した　一、ビラをまいた　一、会社、組合のピラとりしまりに対し非協力であつた　一、外の合唱団に入つている　一、共産党員の家へ出入した　一、共産党中央より指令を受けている等であつたという。

九月二四日職場集会、職制の監視下において首切りの恐怖におびえて皆んなは討議も出来ない状態で、通告を受けた六人の意見など一言も聞き入れられずに組合は首切りを承認してしまつた。

九月二五日本部の組合幹部と会見、組合幹部「うまく会社と交渉しておとなしく退めた方が利巧だ」といい、六人は会社の不当な首切りにあくまで迄闘うことを答えたところ、勝手にやれと突放された。

一方会社側は、県下三〇〇〇円、県外五〇〇〇円の金を二二日付けで父兄に送り、二五日は直ぐ子供を引取るよう呼びかけ、同時に最近作られた職場防衛組織を使つて六人が来たら暴力で追出すよう指令した。

二七日六人は平常通り出勤、職制はもう首を切られたのだからと仕事を取上げ、六人は皆んなの前で首切りの不当な事を訴えた。

その後再三、会社と組合へ首切り徹回を交渉したが受入れられなかつた。六人はあくまで寮内に止まつて闘いを続けていたが、会社側は六人の家族を饗応し、殊に六名の中の二名は未成年者だからと親もろ共強引に会社のホールに連れ込み、家へ連れ帰させようと二時近くまで眠らさずに強要した。二人は翌朝ホールを抜け出し便所の中へかくれて二日間頑張つたが、防衛隊に発見され暴力で引出され、自動車で家へ運ばれた。残つた者も同僚に助けられて会社の退寮声明を排して寮に止まり入浴、食事を続けていたが十一月四日までのうちに防衛隊によつて暴力で次々と門外へほうり出されてしまつた。

而もこの六人の首切りがきつかけとなつて十月七日、日清紡全体で一五〇〇名の希望退職を発表、弱い女工さんは涙をのんで「希望退職」をしなければならなかつた。

その後不当解雇を受けた六人は地労委に提訴し、職場に残つている同僚の陰の援助を受けつつ、各組合や大衆団体を迎えて紡績労働者の実情を訴えているが、「ケチンボーセキミアワセ工場」と皆んなからいわれている日清紡美合工場紡績女工の要求を次のように訴えている。これは全国の紡績女工さんの声を代表するものであろう。

（私たちの要求）

本ひとつ自由に読むことの出来ない、つまらない生活、おなかいつぱい食事することも出来ない情けない生活。せめて健康をまもり人なみな生活がしたい。そのために私たち紡績女工は、次の要求を出して闘つているのです。

いい寮の食事を良くするために！

一、麦や外米が多くて、お箸からもれますし、まずいので、もつと内地米をふやして下さい。
一、二杯の御飯が食べられるように、もつとおかずがほしい。
一、歯ぐきから血が出たり、夜目が痛くて本を読むことも不自由になつています。もつと栄養のあるものを食べさせて下さい。
一、市場で売れ残りのしなびた野菜は栄養がありません。新鮮な野菜を食べさせて下さい。
一、ときたま御馳走が出ると「後がこわい」が合言葉です。なつばの煮つけ続きはやめて下さい。
一、寮の豚を、良い肉はお客様に、あぶらとすじだけを女工に食べさせる豚汁は怒りを感じます。
一、日曜日に三食ともパンだけかじるのはあまりにも情けないです。バタかジャムをつけて下さい。
一、明るい仂きよい職場にするために！
一、皆んなの言いたいこと、あたり前なことを自由に言えるようにしましよう。
一、担任や班長はうの目、たかの目で見張つていないで、皆んなといつしよに仕事をしましよう。
一、学校の出席や貯金の成績、外出の回数などを職場の成績にするのはやめて下さい。
一、会社の一方的な職場がえは嫌です。
一、理由もはつきりしない、退職金も出さない首切りは嫌です。
一、保全や機械工場のように身体中さびや油になる職場に作業衣を配給して下さい。
一、寄宿係りは寮生の手紙を無断で開封しています。これは憲法違反ですから止めて下さい。
一、会社は恋文まで開封して風紀を乱すと親たちに連絡したり、いやがらせをしていますが、男女の正しい交際にじやまをしないで下さい。
一、監獄みたいに門の出入りを記名することとは直ぐ止めて下さい。
一、貯金の出し入れは自由に、寄宿係りが持つている貯金通帳は本人に返すべきです。
一、本、新聞、映画、演劇、ビラなどを読んだり見たりするのに、勤労課はいらんこと言わないで下さい。
一、外の学校で一生懸命勉強する人に会社は、いらんこと言わないで下さい。
一、生徒を女だからと馬鹿にする先生の授業は出席しないことにしましよう。
一、質屋通いをしなくともよい給料がほしい。
一、月賦で一年中借金をしなくとも着物のつくれる給料がほしい。
一、一生懸命仂いているものがちよつぴりで、年中ぶらぶら遊んでいて、いばりくさつているものはたんまり取る、こんな馬鹿らしい職階制賃金は早く止めさせましよう。
一、或る担任はお顔やミコで昇給昇格を決めていますが、そんなきたないことは止めて下さい。
一、親のすねをかじらずに結婚の出来る資金を獲得しましよう。
一、うそばつかりいつて父兄をだます道具の募集人は止めましよう。
一、子供を苦しめるやまをかけていんちき給料明細を家へおくるのはやめることです。

一、子供の人格を無視して会社の都合のよいように、父兄会で勤労係や寄宿係は、子供の学校や貯金の成績を発表することは止めて下さい。

一、会社の全くのごまかしに親たちがまるめられないように、私たちでいつも家へ本当のことを知らせましょう。

私たちのすべての自由を妨害する防衛隊は早く解散して下さい！

一、寮内を防衛隊がうろうろしているので部屋でうつかり着がえも出来ません。

一、防衛隊に使う金があつたら皆んなの給料にまわして下さい。

一、会社の都合のよい、一方的な反共教育はやめて下さい。

組合員は私たちの利益で闘う代表にしましょう！（内容略）

第三節　子供を守る運動

国際児童擁護会議　これについては、一九五一年一二月ベルリンで開かれた国際民主婦人連盟定例執行委員会から、各国加盟婦人団体に対してこの会議の準備活動を行うようにとの呼びかけがなされていたが、この「国際児童擁護会議」は、一九五二年四月一二日から一六日までの五日間ウィーンにおいて開かれ、集つた世界六四カ国の代表五五八名に、日本からも紡績労働者松本タカ子さんが加わつていた。

会議は、一、新しい戦争の危険から子供の生活と健康を守る問題　二、彼等の成長のための全般的な食料、住宅、医療の問題　三、全ての子供に教育と職業習得の機会をつくる問題　四、不健康な書物、ラジオ、映画から子供達を守り、適当なリクリエーションを組織する問題　五、髄癖の矯正と不良児の再教育　六、植民地、半植民地に多い放浪児、棄児の問題を解決する方法　七、年少労働者の雇傭の廃止と年少労働法制定の促進　八、全世界人民の民主精神を子供達に植えつける問題、などについて討議が行われ、各国国民に対して次のようなアピールを発表した。

子供はもつとも貴重な財産なのに各国では数千万の子供たちが飢えと心配と死におそわれています。日本とシリアの数千の両親たちは貧乏のために子供を売らねばなりません。多くの国では生きるために幼児が働らいています。

子供たちの生活と幸福を守り、その知的、精神的成長を約束するために全力をつくしましょう。各国政府にこれらの権利の確保を要求し、児童保護法の施行を要求しましょう。軍備をへらして社会文化費、母親と子供のための支出を大巾にふやすよう要求しましょう。人種的偏見と戦争の宣伝をばくろし、これを非難しましょう。子供たちを救うために諸国民のあいだの平和を回復し強めるために全力をつくしましょう。各国で児童擁護委員会を設立し、その地方支部をふやしましょう。今年のメーデーを子供を守るための国際的団結の日としましょう。

日本子供を守る会　「日本子供を守る会」の結成式が五月一七日衆議院会館で行われた。この会の趣意書、基本目標、規約、役員については次の通りである。

（趣意書）

戦争が終つて七年、わたくしたちの祖国日本は、ようやくまがりなりにも独立国として、再生の門出に立つことになりました。でも、このさき予想されるのは、苦難の多い道です。それをのりこえて、民族の運命を切りひらいて行くことは、まつたく、いまの子どもたちに期待しなければならないわけです。

ところが、その子どもたちをとりまいているのは、暗い世相と社会悪にみちみちた環境で、それが、子どもたちの心身もむしば

み、子どもたちを不幸におとしいれています。子どもは、生れでるまえに堕胎されてしまつたり、生れてからも捨子にされたり、親子心中の道づれにされたりして、生命の危険にさらされています。生いたちにそうした不幸のなかつた乳幼児も、高い死亡率のとりこになつてしまいます。複雑な国際情勢のなかで着々と再軍備が進められているので、いつまた戦争にまき込まれるかもしれない有様ですが、そうなれば「原爆の子」の悲惨は、日本のすべての子どもたちの運命になつてしまうことでしょう。

このように、生命が守られず、人格が尊重されないということが土台になつて、人身売買も体罰問題も、あとをたたぬばかりか、かえつてひどくなつています。もともと根づよく残つていた封建的なよく圧が、逆コース時代の近ごろ、ふたたび大手をふるいだしているのです。

そのうえ、ますます苦しくなる国民生活の貧しさが、子どもたちに重くのしかかつています。多くの少年少女は、家のくらしのために学業をはなれねばならず、子どもは安価な労仂力としてこき使われることになります。

こういう不健全な社会の毒花のように咲きみだれている文化が、子どもたちの魂を日ごとにくさらせていることを、見落すわけにはゆきません。たいはい的な流行歌やクイズをばらまくラジオ、正義の名において人殺しをたたえるような西部劇とかチャンバラ映画、おなじような内容の読物、マンガ、紙芝居などがはんらんしています。性的露出やクジばやりの社会的文化的環境が、どんなに子どもを堕落させていることか、考えてもおそろしくなります。このような悪環境のもとにあつては、単に一教師父兄がいかに誠意をもつてしても、個人の力では子どもを守りぬいてゆくことはなかなか困難な状態であります。

こういう有様になつている子供のことを心配している人たちは、けつして少くはないはずです。でも今日の子どもの不幸の源泉は、ひとりひとりの親心や教師の良心だけでは、どうにもならぬほど根が深く、いりくんでいるのです。子どもの幸福をねがつている人たちが手をとり合つて、子どもを守る国民的な運動をおこさないかぎり、一つ一つの困つた問題を処理することも、国家としてとらねばならぬ児童政策を確立することもできないわけです。

そういう国民運動のよりどころとして、わたくしたちは「子どもを守る会」に結集したいと思つています。子どもの幸福をねがつている諸団体や、さまざまな分野の専門家たちが親や教師と手をとり合い、いつしよに相談したり、経験を交換して、共同の目的のために適切有効な対策を考えて行きたいのです。

中央の「日本子どもを守る会」は全国的な観点から運動を推進するための連絡会議の機関です。同じ趣旨の会が、全国の各地域にできれば、学区域や、もつと小さな単位で、つまり主婦の集りやすい規模で沢山つくられることがのぞましいわけです。これらの会が必要に応じて互いに連絡しあい、実際に仂けるような態勢で、子どもを守る具体的な運動や啓蒙活動をすすめてほしいのです。

わたしたちは、子どもを守る運動の基本目標を次のように考えています。この趣旨に賛成される国民がひとりでも多く、この運動に参加してくださるように、わたしたちは心からねがつております。

（基本目標）

一、私たちは児童憲章を完全に実現するために国民的な運動をおこします。

二、私たちは日本国憲法の精神にしたがつて子どもを戦争から守ります。

三、私たちは子どもの幸福をはばんでいる悪い環境や条件をとりのぞくことにつとめます。

四、私たちは子どもが自分たちで強く正しく明るくのびてゆく力を養うように助けます。

五、私たちはそれぞれの立場から愛情と知性と技術とをもつてみんなの力で子供の幸福をたかめます。

（規約）

名称

一、この会を、日本子どもを守る会と呼びます。

組織

二、日本子どもを守る会は中央の組織です。

三、趣旨と基本目標に賛成の人々が集つて、町でも村でも、日本国中、子どものいる所なら何処にでも、自由な形で、地域的に子どもを守る会を作り、その地域名を上につけて○○子どもを守る会とします。

四、中央と地域は、お互いに、情報交換を始め、あらゆる形で援助し合います。

役員

五、日本子どもを守る会は会長一名、副会長二名を大会でえらびます。

六、実行委員会は、参加の団体代表、地域代表、学識経験者、主婦等から若干名えらび、構成し、大会につぐ決議機関です。

七、事務局長一名、事務局次長一名をおき、事務局と実行委員会が会の決定した事項を処理します。

財政

八、参加の団体、個人が維持費を毎月出します。その他寄附、事業収入で会をまかないます。

九、地域の子どもを守る会は、参加者が適当に会費を出し合い、その一部を通信連絡費として日本子どもを守る会に送り、のこりは地域の子どもを守る運動にあてます

（役員）

会長	長田新	
副会長	羽仁説子、	
事務局長	清水慶子	
事務局次長	吉川久夫	
社会環境委員会長	神崎清	
保健衛生委員会長	糸賀宣三	
教育委員会長	宮原誠一	
文化委員会長	佐木秋夫	
財政委員会長	菅忠道	
事業委員会長	羽仁説子	
組織委員会長	福島要一	

（中央の主な参加団体）

日本教職員組合。児童文学者協会。民主婦人協議会。婦人民主クラブ。児童劇作家協会。教育紙芝居研究会。東京紙芝居製作者協議会文化部。新映画作家集団。日本映画教育協会。日本童画会。民主保育連盟。兒童問題研究会。湘南母の会。日本赤十字子供の家。民主婦人協会。全国教育系大学生生協議会。明大兒童研究部。東京少年劇場。劇団プーク。少年タイムス社。

恐ろしい戦争から、現在の不健全な社会から子供を守ろうという運動は、一九五二年の二月頃から、秋田雨雀、羽仁説子、神崎清、

壺井栄、国分一太郎氏等、四〇名の手で具体的な動きとなつて現われた。その後三月二二日第一回の「子供を守る準備会」がもたれ、この準備会によつて四月横須賀たまらん節反対運動、五月八王子音頭反対運動が行われ、次いで「日本子供を守る会」の正式発足以来は、六月子供を結核から守る運動、八月原爆記念日の平和運動として「子供を守る大会」の講演会、九月良い紙芝居を作るため紙芝居業者と懇談会、一一月赤線区域反対運動と活潑な動きを示しており、この地方組織も全国各地に伸びつつある。例えば東京都下三鷹・武蔵野子供を守る会では、各団体の活動に先がけて武蔵野市に建設されようとしている米軍宿舎設置反対のために立上り八月一七日抗議大会をもち、次のような決議文を吉田首相、衆参両院議長、武蔵野市長ならびに隣接市町村長などに提出した。

（決議要旨）

武蔵野市に米軍宿舎ができるときいて私たち母親は非常に驚きました。三鷹市には終戦後二年ほど進駐軍用キャバレーがあつて私達はずい分泣かされました。このような経験をなめてきた私達は立川市やあるいは遠く呉市等の市民の皆様には本当に同情して参りました。ところが三鷹、武蔵野の私達母親はまたこの悩みをもう一度体験させられるとは何という不幸なことでしょう。両市の市長さんや市会議員さんは一体知らなかつたのでしようか。政府のえらいお役人さんは、こんなに母親と死ぬほど深い関係のある問題を何故私達に相談して下さらなかつたのでしようか。でも過ぎさつたことはくどくど申しません。お願いいたしますから米軍宿舎を武蔵野市に建設しないで下さい。子弟の教育は母親にとつて一番大切なことで、もし万が一にも子女の純潔に過ちでもあれば母親は死んでも子に対して申訳できるものではありません。是非この私達の真剣な叫びを政府の方、市の理事者議員の皆さん聞きとどけて下さい。対外関係はあつても講和後の今日のことでありますから、皆さんがその気にさえなつて下されば、私達の希望は必ず実現できるものと確信しております。

子供の日　「良い子、強い子、けんかはしない。花はお日様、子供は平和を」のスローガンを掲げ、子供の日の五月五日一戦争玩具とむらい祭り」が大阪都嶋児童館母の会と関西主婦連合会の共催により大阪で開かれた。参加した子供やお母さん達は約一〇〇〇人、子供代表の平和の誓い「人殺ろしをする戦争はやめて下さい。これから戦争ごつこをやめてブランコや野球をして遊びます」があり、子供達のもちよつた戦争玩具八〇〇点がお母さん達の平和の日の丸の合唱のうちに焼きはらわれ、子供達はゴムマリ、絵本、鯉のぼり等の玩具をもらい、人形劇や紙芝居で楽しい日を送つた。

全国児童文化会議　映画やレコード、紙芝居など現在の不健全な児童文化を改善して児童の健康的な生活環境をつくろういう日本で最初の「全国児童文化会議」が、八月二二、二三の二日間東京において文部省主催で開かれた。厚生、労仂、法務、国警など関係省官、各都道府県の児童文化事務担当教育委員、各児童団体代表、PTAなど約四〇〇人が参加、総合議題「独立後における我国児童文化をいかにすべきか」について自由討議を行い、児童劇・舞踊部会、玩具・絵本部会、図書部会、映画・幻燈部会、紙芝居部会、童話部会、放送・レコード部会、施設部会等各分科会の結論が出された後、次のような五項目の宣言を発表した。殊に第五番目のものは参加者の激しい論争の結果加えられた意義のあるものである。

一、児童憲章は児童文化を貫く根本精神である。

二、児童文化の創造と育成には家庭、学校、社会の支持が要請される。

三、児童文化は地域の別、貧富の差から解放される必要がある。

四、児童文化を毒する露骨な商業主義などを抑制するため世論を組織化する。

五、児童文化の発展のためには民主主義の徹底、民族の完全独立、国際平和の確立が絶対の条件である。

総選挙に対する子供の訴え　中学生ばかりで作られている「全国友だち会」（東京都武蔵野市吉祥寺三二〇法政大学第一中学校内三年二組）では、一〇月一日の衆議院総選挙をひかえて、子供のほんとうの考えを大人に訴えたいと約三〇〇人の会員から希望を集め、子供の希いを次のように訴えた（同会発行「全国友だち新聞」九月一五日号）。

一、子供を守る政府をつくつてほしい。
二、憲法違反を堂々とするような政府に反対。
三、教育に熱心な政府をつくつてほしい。
四、再軍備は絶対反対。
五、戦争をしない政府をつくつてほしい。

以上の五つのことがらを子供から大人に訴えたいのです。このことは絶対的に大人の人に守つてもらいたいのです。戦争からぼくらを守つて下さい。平和な日本をつくつて下さい。

第三章　人権擁護運動

第一節　松川事件

一九四九年八月一七日午前三時九分、東北本線松川・金谷川駅間で上り列車が転覆し三名の乗務員が死亡した事件につき、官憲は国鉄労組福島支部関係者九名、東芝松川労組関係者一〇名、東芝労連関係者一名をその犯人とみて起訴し、同年暮から福島地裁で裁判が行われたが、翌五〇年一二月六日に全員に有罪判決が下され、死刑五名、無期五名、懲役一五年一名、同一二年三名、同一〇年二名、同七年三名、同三年半の重刑が言い渡された。この判決に対し被告全員は即座に控訴を申立て、無実を主張して広く救援を呼びかけた。国民救援会、松川対策東北地方協議会は被告の主張を支持して、熱心に全国的救援運動に着手した。まず仙台弁護士会は被告の弁護に当ることを決めた。全国の弁護士の間でも、この事件の一審判決と審理手続に疑惑を深めてこの弁護を引受けるものが増加した。

政党政派をとわず、被告の訴えに応えて弁護人の戦線は増加の一途を辿つた。アメリカの牧師フランクリン氏の依頼にこたえて海野晋吉氏も弁護を引受けた。仙台弁護士会会長であつた袴田重司弁護士は自由党宮城県連の役員であるが、率先してこの事件をひきうけた。自由党、改進党、社会党、共産党、無党無派等々あらゆる政派の弁護士がその政派にこだわらず、一審判決を攻撃し、無罪を主張する立場で完全な一致が得られ、幅広い弁護団がつくられた。

五三年五月迄にこの事件の弁護に参加した弁護人は東京六六名、仙台二七名、大阪一〇名、福島九名を始め、北は北海道から南は大分、熊本に至る迄、合計一七五名に上り、空前の大弁護陣が布かれた。五〇年一〇月に、仙台高裁でひらかれた控訴審は弁護人の控訴趣意の陳述に始まつたが、同年一二月に、仙台高裁は事実調の再開を決定し、五二年初頭から新たに証拠調が行われ、次々と新しい事実が明らかになつて、一審判決の誤りはますます明瞭になつて来た。これらの経過は逐一、公判速報、人権民報等によつて全国に訴えられ、福島の現地や仙台に調査団を派遣する団体が増加していつた。国鉄東京、盛岡、名古屋、大阪の各地方本部、全朝日東京支

部、全銀連、東芝鶴見、全国セメント、紙パ労連、官庁労協、労仂省、私鉄関東、全損保、等約四〇の労仂組合、部落解放、仏教徒平和友の会、キリスト教平和の会、歴史教育者協会その他十数団体、東大、阪大、同志社大学の教授、学生代表は、それぞれ自主的に真相調査団を組織し、仙台高裁の公判を傍聴したり、事件現場や福島、松川等の関係場所に出向いて実情をきいたりした。

無罪釈放署名運動も全国的に広がり、五三年五月五日現在で東京三万九九四〇人、福島一万九六〇六人、宮城一万三一八七人、福岡一万二七九九人、青森一万二三三二人をはじめ、その他四一府県の全国からあつめられ、琉球の二〇人、中国の三万四二五七人を含めて総計三一万八四九一人の多数に及んだ。

更に公正裁判、無罪釈放を要求する旨の決議を行つた団体は、日教組、全造船、全港湾、全建設をはじめ、国鉄労組新潟地方本部その他の地方組織を含め総計九〇団体に及び、そのうち組織人員の判明する四五団体の総組織人員は六一八万三三五八名に達した。

また松川事件の一審判決に疑惑をいだき、二審裁判所に正しい判決を要求する立場から、この事件の論評、解説を掲載した雑誌は、中央公論、世界、新潮、改造の著名中央誌を始め、週刊サンケイ、平和、葦、人民文学、新日本文学等広汎な誌紙がこれをとりあげた。

五三年四月の二審法廷には広津和郎氏、宇野浩二氏も傍聴に顔をみせた。その他著名人では青野季吉、戸沢鉄彦、南原繁、亀井勝一郎、広津和郎、柳田謙十郎等の諸氏が論評を発表をしたり、被告に激励の書信をよせたりした。殊に広津和郎氏は進んで救援金を寄付し、公判を傍聴し、被告と語り、論説を発表してその熱心な活動が注目された。

このような救援の運動は国内に止まらなかつた。中国人民救済総会、中華全国総工会、世界労連運輸インターン、アルバニア鉄道労組、チュニス労仂組合総同盟、フランス人民救済総会、チェコスロバキア・エスペラント協会、ルクセンブルグ進歩的鉄道員グループ、中国在留日本人、サイプロス島、パキスタン等、広く全世界から約六万通（五一年から五二年八月迄の集計）の激励文や裁判長に対する要請文が送られて、この運動は世界的な人権擁護運動の規模をもつて広がつていつた。五一年の内に中華鉄路総工会、中国人民救済会からは総計四〇〇万円の救援金の寄付がよせられた。この事件について外国から寄せられた書信の二、三を示せば次の通りである。

アルバニア鉄道労組から最高裁判所長官宛に来た電文「松川事件の控訴審開始を知り、そのファッシスト的陰謀に強く抗議し、拘禁中の鉄道労仂者の即時釈放を要求する」

チュニス労組総同盟から仙台高裁長官宛に来た電文「チュニスの労仂者は松川事件に関し日本労組幹部に対してとられた起訴の事実を知り憤激にたえない。理由なきこれらの告訴は労仂組合の権利並びに基本的自由に対する弾圧である。チュニス労組は不当な弾罪をうける日本労組幹部の釈放と起訴処分の中止を要求する」

日本国民救援会布施辰治宛に世界労連亜澳連絡局が五二年三月一日付で寄せた書信は次の通り。「松川事件は再審となつた。陰謀と迫害に反対し、人権をまもるための日本人民のこの闘いの勝利の第一歩はあなたが指導する日本国民救援会のいちじるしい工作の成果と直接に関連しております。全世界の人民はすべて諸君がきわめて困難な環境のもので、正義と人権をまもりぬくためにすすめている諸君のこれらの活動を熱烈にほめたたえ擁護しております。世界労連亜澳連絡局はアジア・太洋州の多くの労仂者を代表して諸君に心からの敬意を捧げます。最近日本で起つている進歩的組織に対す

る一連の挑発・弾圧事件は日本人民がますます警戒を強くしその度毎にますます奮いたつて反動派の陰謀と闘わねばならないことを物語つています。われわれは既に再度にわたつて吉田首相、仙台高等裁判所裁判長に対して抗議し、松川事件無実の全被告の即時釈放を要求するとともにアジア、太洋州各国の労働者に諸君の正義の闘争を引続き支援するよう叫びつづけております。諸君がさらに大きな勝利をかちとるよう祈りとります」

控訴審の審理は多くの新しい諸事実を明らかにした。次の諸点はその一部である。

(一)　一審以来の検事の主張並びに一審判決によれば現場で取外された線路の継目板は一カ所二枚であるとされていたが、検事は弁護人の主張をみとめて突然第二六回公判において他一カ所の継目板二枚その他を法廷に提出し、取外された継目板は合計二カ所四枚であつて、しかもそのうちの一カ所二枚は事件発生来福島地検倉庫内に保管されていたという事実が明らかになつた。検事は何故長い間わたつて最も重要な証拠物が法廷に出されることなく検察庁の倉庫にしまつてあつたかについて、これは決して証拠を故意にいんとくしたのではなく、たまたま検事の目にふれなかつたのである、と弁解した。

(二)　犯行に使用されたとされている自在スパナによつて果して継目板のナットを取外すことができるか、という点について五人の鑑定人は、一人が不可能、他四人が条件の如何によつて可能の場合もあり不可能の場合もある、という結論をだしたが、これら四人の鑑定人のうち、特に実務家の三人の実験によれば、三人が各三回、計九回の実験中、可能であつたのは僅かに三回であつて、他六回はいずれも不可能であつた。

(三)　昭和二四年八月一二日朝、東芝と国鉄間の第一回の連絡を行つたといわれる被告人阿部から同杉浦にかけた電話は存在しなかつたことが、その時既に被告人大田が東芝松川工場内にいなかつたことからして一層明らかになつたこと。

(四)　同年八月一三日の国鉄事務所の謀議に東芝側を代表して参加したとされている被告人佐藤が、その頃東芝工場内で団体交渉の席に列していたことが、この団交に会社側として出席していた課長連によつて立証されたこと。

(五)　同年八月一五日の国鉄事務所の謀議に出席したとされている被告人佐藤がこの日も東芝工場内で団体交渉を行つていたことが明らかに立証された。

(六)　八月一七日早朝現場に出かけて作業をしたといわれる被告人本田がその日は前夜来酒によつて国鉄事務所に宿泊していた事実は原審においても明らかになつていたが、この点につき更に証拠が補強された。

(七)　被告人赤間が顛覆作業に使つた上で、川になげこんだといわれる軍手は、川から拾いあげられて原審来証拠として提出されていたが、この軍手には赤間被告が起訴前に検事に供述した如き修繕の形跡なく、赤間自白の虚偽が明らかになり、検事もこの軍手は赤間の投棄したものとはいえない、と言い出したこと。

(八)　現場に出かけて作業をしたといわれている被告人高橋は、一審最終陳述で自分は国鉄在職中の怪我のために長途の歩行による現場往復など出来る体ではない旨を主張したが一審裁判所はこの主張をみとめなかつた。ところが控訴審では、一審裁判長がひそかに高橋被告が治療をうけた福島医大、新潟鉄道病院に病状照会を発しており、その回答には高橋被告が長途の歩行をなすのは困難である旨が記載されていたにも拘らず、これらの回答を一審裁判長が何故か福島地裁の記録棚に入れたままにしておいたこと。東北大の藤本助

教授が高橋被告の歩行能力を鑑定したところ、遠路の歩行は不可能である、との結論が出たこと。これに驚いた検事側は更に東大三木教授、慶大岩原教授、日本医大斎藤教授に再鑑定せしめ、その結果概ね「精神力の如何により」可能である、との結論が出たこと。

その他高橋被告の歩行能力についての証人が多数出て、同被告が暗夜長途の道程を歩行することができないことが明らかになつたこと。

第二節　メーデー事件

一　五・一メーデー事件による逮捕は現場における逮捕を含めて即日開始された。まず警察は当日夕刻から各駅に張込み、怪我人の乗降を看視して、少しでも怪我している者は片端から逮捕した。ついで病院関係を洗い、これを端緒に次第に労組、共産党等団体を中心にいく分とも組織的系統的な逮捕が行われ始めた。

五二年暮迄に逮捕された者の総数は約一二〇〇名に及び、これは翌五三年にもちこされた。五二年五月、六月がもつとも多く、田中警視総監の五月七日国会地方行政委での説明によると、同日午前九時迄に検挙された者は既に三二一名にのぼつている。これらの被検挙者中、初めて騒擾指揮、または騒擾助勢の罪名で起訴されたのは五月二三日であつた。起訴はその後連日のように続けられ、秋に入つてからは大分下火になつたけれども、結局翌五三年にかけて起訴された者の総数は二五八名であつた。

右二五八名中、後記の統一公判要求の過程で分離公判をみとめて脱落した者は二六名であるが、これを除いた二三二名中、自由労務者は七〇名、朝鮮人三〇名、学生一七名である。自由労務者は王子、板橋、芝園、新宿、神田橋、渋谷、立川、葛飾、飯田橋、亀戸、三鷹、玉姫、足立、五反田、蒲田の各職安の登録労仂者である。

二　メーデー事件の起訴状は総論と各論に分れ、総論で検察官の主張する騒擾の事実を掲げ、各論で各被告人の騒擾における個々の行為を掲げている。その総論は左の通りである。

「東京都における第二三回メーデー中央大会は十数万人参会の下に昭和二七年五月一日午前一〇時二〇分頃より、新宿区の明治神宮外苑において開催せられ、同日午後零時三〇分頃終了し、大会参会者は引続き東部、西部、南部、北部、中部の五群に分れてそれぞれ別経路の集団示威行進に移つたのであるが、かねてより千代田区の皇居外苑広場を暴力を以て占拠すべく企図していた日本共産党員、一部の過激な学生、朝鮮人及び自由労務者等は大会挙行中より参会者に対し「人民広場に行こう」「人民広場に行こう」「人民広場を実力でかちとれ」等と呼びかけ、愈々行進を開始せられるや前記日本共産党員、一部の過激な学生、朝鮮人、自由労務者等を主体とする数千人は千代田区の日比谷公園を解散地とする中部及び南部の行進に加わり、その大半は各々途中隊列を紊してその先頭を奪い、或は蛇行進を行い、或は投石しつつ行進した。

そのうち中部コースを行進して来た一隊約三千人は午後二時頃同公園に到達したが、予定の解散場所たる同公園内において解散せず、口々に「人民広場に行こう」「人民広場をかちとれ」等と絶叫し、スクラムを組み、日比谷公園より皇居外苑広場に向つて無許可集団示威行進を起し、同区日比谷交叉点を強行突破し、在日米軍司令部附近に到るや「アメ公帰れ」「ヤンキー帰れ」等を怒号し、附近に駐車中の外国人の自動車十数台に石塊を投じ、或はプラカード、棍棒、スパナ等をもつてその窓ガラスを破壊し、且つ在日米軍司令部に投石する等暴行を逞しうして暴徒と化し、更に

馬場先門入口附近において同所を警備していた警察職員に対し、「ポリ公を叩きのめせ」「打ち殺せ」等と叫び或はこれに投石し、同所において隊伍を固めて一斉に馬場先門より皇居外苑広場に突入し、同所において隊伍をかためて一挙に馬場先門より皇居外苑広場に突入し、たちまち二重橋前に殺到して同橋のらんかんに赤旗をうちたて気勢をあげた。このとき同広場を警備中の警視庁警察職員の一隊がこれを解散させようとしたが暴徒はこれに応ぜず、右警察職員に対し石塊、木片等を飛ばし、或はプラカードの柄、竹竿、棍棒等を振つて殴りかかり、又警察職員を桜田濠に突き落す等して多数の警察職員に傷害を負わせ、或は祝田町警備派出所建物を押し倒し、或は附近通行中の警視庁及び外国人等の自動車に投石する等の暴行を擅にした。一方、中部コースを行進して来た前記日本共産党員、学生、朝鮮人及び自由労務者等の残部の一隊約二〇〇〇人は、午後二時四〇分頃、日比谷公園桜田門附近において暴力をもつて警察職員の制止を排除し、同区祝田橋に向い、同所を警備中の警察職員を棍棒、鉄製のプラカード、竹竿等をもつて殴打し、或は押し、或は突く等の暴行をなし同所を強行突破して皇居外苑広場に突入し、他方、南部コースを行進して来た日本共産党員、朝鮮人、自由労務者等数千人の一群は午後三時頃祝田橋より同広場に突入しいずれもさきに同広場に乱入した暴徒と合流、相呼応して益々その勢を加えた。これらの暴徒は、同日午後六時過頃までの間同広場及び日比谷公園並びにその周辺において、これを制止し、又は解散させようとした警察職員に対し、喊声をあげ、石塊、空壜等を投じ、或は竹竿、棍棒、竹槍等を振つてこれを乱撃、強打し、又はこれを引き倒し、或は警察職員及び、在日米軍兵士を凱旋濠に突き落した上、これに投石又は竹竿をもつて突く等の暴行を加えて多数の警察職員に傷害を負わせ、更に日比谷公園附近道路に駐車中の警視庁及び外国人等の自動車十数台を転覆破壊し、又はこれに火を放つて焼燬し、或は日比谷公園有楽門巡査派出所を襲撃して窓ガラス多数を破壊し、或は馬場先門より東京都庁に至る路上において、外国人の自動車十数台の窓ガラスを破壊する等、暴行脅迫の限りをつくし、その間数時間に亘り同地帯の電車、自動車をも杜絶阻害するに至らしめて附近一帯の静謐を害し、騒擾をなしたものであるところ、右騒擾に際し」云々。

三　この事件の審理につき東京地方裁判所は裁判官会議の議にもとづいて被告を約三〇名位づつ八つに分けてこれを八つの合議部で審理をさせる方針を定め、弁護人、被告に協調を求めて来た。弁護団と被告は裁判所の分離公判方針が全く便宜にもとづくものであり、しかも分離公判によるならば事件全体の真相を発見することはできないし、一つの事件について八つの異なつた判決が出る結果になつて極めて不当である、との理由の下に絶対反対の意向を示し、弁護団と裁判所側との数次の交渉も遂に妥結しなかつた。東京拘置所に拘禁された被告は、統一公判その他を要求して七月二〇日から一斉にハンストに入り、裁判所に抗議したが、これも裁判所の容れるところとならなかつた。他方裁判所は八分離の方針にもとづいて法廷を改造し、着々と準備を進め、遂に九月一九日から一週間の間、公判期日をひらいて被告人を召喚するという措置に出た。被告人は分離形式による開廷に反対したが、出廷してこの旨を主張する方針を定め、九月一九日、二〇日の両日とも一斉に出廷して統一公判を要求し、手続は進まなかつた。二四日から二七日にかけては全員が出廷を拒否した。

裁判所は、被告の一致した統一公判要求と衝突して困惑したが、同時に出廷拒否を理由に出廷しない者は無理は出廷させない、とし

て暫く静観する態度に出で、同時に分離公判をみとめた二六名の被告について分離形式の法廷をひらいて起訴状朗読をすませた。この間弁護団は、被告人の統一公判要求のみをきくために公判を開くことについて裁判所と交渉し、裁判所もこれをみとめて一〇月一九日から一二月一日までの間、各組とも各三回にわたつて法廷をひらき、被告、弁護人の統一公判要求をきいたのであつた。その後、弁護団は裁判所に交渉を申入れて統一公判をひらくよう接渉を重ね、遂に一二月二七日にいたつて八分割方針を廃して全被告を一つの合議部にまとめて統一公判をひらくことに決定し、事実上出廷する被告は法廷の収容可能な範囲に限定するという方式でこの交渉は妥結した。かくてメーデー事件の公判の本格的開始は翌五三年にもちこされたのであつた。いずれにしても裁判所が半年余にわたつて固執した分離公判方針が被告の固い団結と要求に屈して撤回されたということは注目すべきことがらであつた。

この間、大部分の被告は拘禁されたままであつて、その家族は困窮を極め、しかも分離公判をみとめて出廷するとそのまま釈放される傾向が顕著であつたので、家族を含めて被告の闘争は実に苦しいものであつた。

被告は獄中で著名文化人、学者、労組幹部等に特別弁護人になつて貰いたい者の依頼状を出し、この要請に応えて一〇六名の人たちが特別弁護人になることを応諾した。その中には阿部知二、山之内一郎、柳田謙十郎氏等の名もみえた。

四　この事件の救援には当初国民救援会東京都本部が全力をあげてこれに当つていたが、五二年九月に入つてから、官労、農技研職組、大学教組、自治労連、都労連、厚生職組、国民救援会、農林統計協会職組、金属日本教具分会、家の光従組、小田原製紙労組等二十数団体が集つてメーデー事件対策委員会をつくり、これが救援、宣伝その他一切の活動を行つてゆくことになつた。同委員会は年末にかけて在獄被告の救援のために越冬カンパを訴え、衣類、現金、食糧等多数の寄付をえて獄中に差入れた。また拘置所内の処遇改善、人権じゆうりん事件の絶滅等のために関係方面と接渉し、また釈放交渉にも盡力した。

五三年に入つて多数の被告が釈放されるに従つて被告団の組織も次第に確立され、メーデー対策委員会の活動も活潑になつた。

第三節　政令三二五号違反事件

一　占領治下、反占領軍行為の取締処罰のために占領軍の命令によつて制定されていた昭和二五年政令第三二五号占領目的阻害行為処罰令による平和運動、独立運動に対する逮捕、処罰は四月二八日の条約発効の直前まで続けられた。四月二八日以降の行為に関する逮捕、処罰は同日を限りとして行われなかつたけれども、同日前の行為に対する逮捕処罰は、その日の後でも引続いて行われたことは後記の通りであつた。

二　三二五号は五〇年六月の日共機関紙アカハタ停刊以降、その後継紙或は同類紙の名の下に各種の出版物、印刷物に加えられた弾圧においてもつともその威力を発揮したのであるが、五二年における この種の最大の弾圧は三月二八日の「平和と独立」紙に対する弾圧であつた。

法務府特審局では「平和と独立」紙をアカハタの同類紙と認定し、同日午前一一時に全国一せいに発行停止処分を行うと共に、国警警視庁は発行、印刷、配布関係者に対し政令第三二五号違反の名の下に関係箇所の捜索並びに逮捕を行い、全国一八五〇ヵ所が捜索され関係者多数が検挙された。アカハタ停刊以来、「平和と独立」紙

の停刊措置に至る迄、後継紙、同類紙の認定をうけて停刊せしめられた中央紙は二五紙にのぼり、二月末現在で、停刊された機関紙誌は地方紙も含めて八一八紙に及んだ。

機関紙関係の弾圧の際には、当該紙の配布者、印刷者、編集者は勿論のこと、これの運搬を手伝つた者、これを掲示板にはりつけた者、配布の目的で所持した者まで逮捕処罰された。

三　五一年一二月二日東京都葛飾区柴又町安田一徳方で偶々会合をしていた飯田七三氏他六名の者は、警視庁の職員にふみこまれて政令第三二五号違反の現行犯として逮捕され拘留されたが、同月一九日に一たん日本の検察庁から釈放され、米軍C・I・Cの手にひきわたされ、同月末迄取調をうけたが、やがて軍事占領裁判所に起訴せられ、五二年四月三日迄、その裁判が行われた。その起訴理由は「占領軍の安全に有害なる行為」の罪名の下に次の通りであつた。

(一)　被告人らは日本本州において一九五一年九月頃から同年一二月二日に至る迄占領軍の駐屯地、人員、兵站、設備、及び施設に関する重要な情報等を占領軍の安全に有害な方法によつて使用し、又はそう信ぜられる意図をもつて収集することを故意かつ不法に共謀したものである。

(二)　被告人らは日本本州において一九五一年九月頃から同年一二月二日に至る迄占領軍の駐屯地、人員、兵站、設備、及び施設及び施設に関する重要な情報等を占領軍の安全に有害な方法で使用し又はそう信ぜられる意図をもつて故意かつ不法に収集したものである。

弁護人は終始法廷において右事実を争うと共に、情報収集行為の反占領軍犯罪としての成立を争つたが、裁判所は四月三日に有罪判決を下し、丸山一郎に重労仂七年罰金一五〇〇ドルを始めとする重刑を課した。

全被告は直ちに服役せしめられたが、服役中に条約が発効し、占領軍当局の拘禁する権限が消滅したので、四月二八日に一たび釈放手続がとられたが、刑務所を出る前に再び政令第三二五号違反の逮捕状により同日逮捕せられ、翌二九日に東京地裁に起訴せられた。

公訴事実は、次の通りであつた。

被告人等は共謀の上昭和二六年一二月二日午前一〇時三十分頃より同日午前一一時三十分頃迄の間、東京都葛飾区柴又町二丁目五〇九番地安田一徳方二階において占領軍に対する抵抗闘争の組織、指導方針等を協議する目的を以て、軍事基地対策会議を開催し、席上、(一)立川は第五空軍が駐屯し、主としてB29の部品を整え台湾等に対する航空路として使用されている旨　(二)ジョンソン基地からのジェット機は立川に移り戦闘基地になりつつある、表面民間航空である旨　(三)横田は戦略爆撃基地である旨　(四)国鉄は弾薬の輸送をしており、稲城、長津田火薬廠から中央線立川或は八王子を経て八高線で横田に運ぶ旨　(五)府中燃料廠に第五空軍関係の有線通信が集中している旨　(六)小金井分線所には国内基地間の有線通信網が集中している旨　(七)南村金森無線連絡所は朝鮮前線の戦闘指揮をしている旨　(八)羽田飛行場には本国から直接物資が入り、全国に空輸される旨及び同飛行場には白人兵二個中隊、黒人兵一個中隊が居る旨　(九)越中島には飛行基地があつて二分の一は兵舎である旨　(十)生麦その他に高射砲陣地がある旨、等公式に発表されていない連合国軍隊の動静を論議して占領軍の安全に対し有害な行為をなし以て占領目的に有害な行為をなしたものである。

右起訴に対し、被告人弁護人は政令三二五号が条約発効に伴う日本の独立で失効した、本件公訴は二重裁判を求めるものである、等々

を主張したが同年一二月二六日に至り東京地裁刑事六部はこれらの主張を排斥して有罪判決を下し懲役一年執行猶予二年を宣告した。

四　政令第三二五号の条約発効後の効力については、五二年度においては裁判官、検察官、弁護士を始めとして、学者を含む法曹の間でもつともはげしく論議された法律問題の一つであつた。全国の裁判所においては弁護人、被告の主張の正当性をみとめて免訴の判決をする例が次々に増えていつた。全国の裁判官の見解は、はつきりと二つに分れた。このようなことは裁判史上未曾有のことであつた。

同政令は昭和二七年四月一一日法律第八一号「ポツダム宣言受諾に伴い発する政令に関する件の廃止に関する法律」によつて条約発効の日からとりあえず一八〇日間その効力の延長がみとめられ、更に昭和二七年五月七日法律第一三七号「ポツダム宣言受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律」によつて同日以降廃止されることになつたのであるが、同時に右法律が「この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については尚従前の例による」となしたことからして、右法律の規定の有効、無効をめぐつて論議が起つたのであつた。

京都、福岡、長崎、横浜、甲府、東京、東京地裁八王子支部、秋田、前橋地裁中之条支部、静岡、徳島等々の各地裁、名古屋高裁、札幌高裁函館支部等の各高裁は政令第三二五号の違憲失効を判断した。これらの判決は検察庁に大きな打撃を与えた。その一例として東京地裁刑事第九部が「平和と独立」の事件について下した判決の一部を引用すれば次の通りであつた。

……以上の通りであるとすればこれらの純然たる管理上の規定はその本質上ただ占領中にだけ効力をもつことができるのであり、その違反行為の可罰性についてもその間に限つてこれを容れることができるものであることについてはいうまでもない。従つて右政令は占領の終了と同時に当然に全面的に効力を失つたものであつて、今日これを適用する基礎を何らもたないものといわなければならない。……試みに本件の指令の実質を検討してみるにその内容とするところは或る新聞紙が公共の安寧と福祉とを害する宣伝をするものであるという理由によりその後継紙同類紙をも含めて一切の関係行為を禁じこれについて司法上の救済の途をも許さないとするのである。従つてこれが憲法第二十一条に抵触するものであることは極めて明らかであり、このような指令を憲法の下に存立させるような余地は到底ないわけであるから右指令が前記政令によつて実質的に国内法として取入れられたものとしてもそれはとりもなおさず違憲であるといわなければならない。……本件指令の内容が不当苛酷のものであることはこれに徴しても明らかであつて、これをもつて国民の福祉にかなうものとする見解は到底正当とは認められない。そして現在わが国のおかれている国際的地位や国内的諸情勢は極めて重大であるけれどもなお真の民主主義が希求せられる限り、裁判所の機能は所謂良識ある大多数の国民のためこれに対する憲悪を除くことにも増して寧ろこれらの者から好ましからぬとせられる小数の国民のためその基本的人権を護る面に現われるべきであろうかと考えられる。

いずれにしてもアカハタ発行停止のマッカーサー書簡が日本裁判所の名において憲法違反と断ぜられたことは注目に価する事柄であつた。

最高裁判所はこのような事態に対し、最高裁に係属する多数の政令第三二五号違反事件の審理を急ぎ、五二年一二月三日三件の同政令違反事件をとりあげて大法廷を開き、弁護人の弁論と検事の答弁を行い、年内に判決したい意向を表明した。最高裁が判例を出せば全国の裁判所はこれに従うことが予想されるけれども、五三年六月

に至るも未だに判決は下されていない。尚最高裁の右事件については弁論が終つた後ではあつたが四〇名近い全国の弁護士が弁護人となつて弁論の再開を要求した。

第四節　破防法違反事件

五二年四月から六月にかけて三次にわたる全国的ストライキで労闘がその反対を叫んだ破防法は、遂に七月二一日に法律第二四〇号として公布、即日施行され、早くも一〇月に京都地検は破防法違反の公訴事実は左の通りである。

破防法違反起訴第一号（京都地検五二年一〇月三日付）の起訴状として全国初の公訴提起を行つた。

被告人両名は共謀の上内乱を実行させる目的で第一、昭和二七年九月六日京都市右京区太秦安井車道町の被告人八住梧楼方にて春山こと文億沫に対し第一面に「民族解放国民政府をつくれ」「日本共産党の新綱領は当面する日本の革命が平和的にできないことを示している。全国民はメーデーはじめあらゆる闘いの中でこのことを身をもつて理解しはじめている」第二面及び第三面に「我々は武装の準備行動を開始しなければならない」と題し「売国的な吉田政府はアメリカ帝国主義のこの野望に同意し、占領制度を延長するための日米安全保障条約を結び、警察や予備隊、海上保安庁の新しい軍隊を強めている。我等はこれによつて日本軍国主義を再建すると共に警察や軍隊の周囲に消防団、鉄道公安官、刑務官等やガードマン、職制、反動的暴力団体等を結集し、国民にファッショ的な態勢をおしつけようとしているのである。この侵略的な武装力と一切の暴力組織が吉田政府と占領制度に反対する国民を弾圧し、戦争によつて利益をうる日本のすべての反動勢力をまもつている。われわれは軍事組織をつくり武装し行動するこの根本原則に従つて敵の部以外にない。われわれの軍事組織はこの隊や売国奴達を襲撃し、それを打ち破つたり軍事基地や軍需工場や軍需品倉庫、武器、車輛等を襲い破壊したり爆破させたりするのである。われわれの軍事科学は武器をつくることやそれを保存したりすること等の技術的問題から地形や条件に応じて味方を配置し力を十分に発揮する作戦や全革命戦争の見透しと戦術等日本の革命戦争に必要な一切のものを含んでいるのである。軍事組織の目的は日本の国民を現在の奴隷状態から救い、人間らしい自由と生活を闘い取ることにある。このために国民の武装した力によつて現在の反動制度を撤廃し民族解放民主制度を確立するのである。同盟者と協力して新しい国民の政権をつくるためにも進んで統一戦線の結成に努力し、地方や全国の統一戦線に積極的に参加せなければならない。それ故にこそ軍事組織が大衆と結合して敵の武装力を地域的に覆えすならばそれが直ちに国民の権力を地域的にうちたてる力となるのである」第四面以下に「中核自衛隊の組織と戦術」と題し「大衆のもつている力や工作道具、農具も武器となりうるし亦竹槍や簡単に作ることのできる武器も使用できる。従つてまず最初は手あたり次第可能なもので武装することである。特に敵を襲撃するために必要な輸送用のパンク針、手榴弾、爆破装置等の簡単なものは直ちに製作することが必要である。この遊撃戦術と戦略の関係については既に（我々は武装の準備と行動を開始せねばならない）述べられている」等の言論を掲載して内乱の正当性及び必要性を強調した文書である日本共産党京都府委員会発行の「京都のハタ」復刊第二号百部を、第二同日同所に於て山内一郎に対し同文書五〇部を、第三同日同所に於て学生風の氏名不祥者に対し同文書三〇部を、第四同月九日頃同市

右京区西院春日通り六角下る西院生活を守る会事務所に於て同会責任者柏木延久に対し同文書百部を、第五同月十日同区国鉄山陰線花園駅前道路上に於て谷山壽及び森本福一に対し同文書各一部を各々交付してこれを配布したものである。

罪名罰条　破壊活動防止法違反、同法三十八条第二項第二号、刑法六十条」

第五節　鹿地事件

鹿地亘氏が五一年一一月二五日鵠沼で散歩中に消息をたち、米軍機関に拘束されているらしいということはその頃から関係者の間で噂されていたが、米軍に勤務中その事実を目撃した山田善二郎氏は鹿地氏の救出を決意して五二年一二月五日に記者団会見を行つてこの事実を発表し、都内各新聞はこれを掲載した。翌六日、日中友好協会理事長内山完造氏は鹿地氏救援を代議士猪俣浩三氏に依頼し、同氏はこれを国会内で取上げて救出にあたる旨を約した。新聞はこれを報じて漸く世人の関心をあつめ始めた。

その翌日、一二月七日夜九時頃突然鹿地氏は釈放されて一人で自宅に帰り、八日には猪俣代議士を通じて「私は訴える」と題する声明を発表し、年余にわたつて米軍機関に抑留されて拷問を加えられ、米国のスパイになることを強要された事実を明らかにした。

一二月一〇日に鹿地氏は衆議院法務委員会に証人として出頭し不法監禁の事実を証言し、同時に呼ばれた内山完造氏、山田善二郎氏、斎藤正太郎氏（岩崎邸のボイラーマン）渡辺利三郎氏（東川クラブの使用人）榎本正雄氏（同）鈴木長松氏（茅ケ崎U・Sハウス管理人）の諸証人もこの事実を裏付けた。問題の拡大に応じて在日米軍司令部は鹿地氏釈放の翌日、八日に「司令部の記録書類を詳細に検討したところによれば、鹿地氏なる人物は一九五一年末拘禁され、尋問のため短期間留置の後軍拘禁を解かれている。その後鹿地氏はいかなる米軍機関によつても拘禁又は尋問をうけたことはない」と発表したが、一〇日の国会証言でこの発表が打消されたとみるや、更に一一日に米国大使館は「当大使館のうけた報告によれば一九五一年末に鹿地氏が抑留された理由は日本における某外国スパイとしての関係からであつた」旨を発表した。これに符節を合わせて斎藤国警長官も国会で鹿地氏はスパイ事件に関連している旨を報告した。法務委員会は米側が不法監禁の事実について明確な態度を示さないのを不満として外務省を督促して米大使館に対する問合せを要求し、外務省もターナー公使と折渉したが一向に渉らず、問題は五三年にもちこされた。

法務委員会は更に一二月二三日に再度鹿地氏に証人として出頭を求め、鹿地氏は、釈放される直前一一月二九日に米軍は鹿地氏を沖繩に送つた事実を証言した。他方一九日には衆議院会館に真相報告会を開いて文化人、労組に更に詳細な不法監禁の事実が報告され、二二日にも渋谷公会堂で真相発表会が開催された。鹿地、山田両氏の救援活動は次第に結集して五三年一月六日には鹿地、山田救援会が結成されるに至つた。

この事件に関連して鹿地氏が声明書を発表した翌一二月九日に三橋正雄氏が米軍の命令で国警に自首し、同氏の自供内容が次々と新聞に報ぜられ、鹿地氏とスパイ活動に関連して連絡があつたということが喧伝された。

三橋氏は一二月二九日に電波管理法違反で東京地裁に起訴された。

鹿地氏が一二月八日に発表した第一次の声明文は次の通りであつた。

（私は訴える）

私は一年余り米軍当局に監禁されていたが昨一二月七日夕刻ふいに釈放された。このときになつて知つたことはこの釈放が実は決死の覚悟で私のため奔走してくれた山田善二郎君、および私の諸友たち、さらに事実を知つて立上つてくれた日本人民大衆の抗議にうろたえた米軍当局の緊急措置だつたことである。

私はここに心から皆さんの愛情に感謝すると共にこの愛情こそは渺たる私個人へのものだけでなく、今日われわれ日本人がおかれている祖国の状態に抗議する互に血の通い合う人民の声であることを切実に感じた。そこで私もまたこの声と愛とに全身をもつて答えざるをえない。私は真相をみなさんに報告し、次の様に声明することを私の国民的義務と考える。いきさつの大要はもう山田君の陳述によつて明らかであるが要するに私は昨年一一月二五日に鵠沼で散歩中逮捕されたのである。無我夢中の中に車中にひきづりこまれ、めかくしをされて拉致され、某所に監禁され、私が日本共産党員であるとか、ソ連のスパイであるとかの自白を強いられ、彼等の意図に従つて米軍のスパイになるか、それとも誰にも知られない暗々裡の死を選ぶかを迫られた。私はむろん殺せと要求した。そして一一月二九日夜半隙に乗じて内山完造氏宛の遺書を走り書きし便所にあつたクレゾール液をのみ、死の抗議を企てた。残念ながら薬が十分きかず、死に損なつてその後一か月瀕死の境をさまよう失敗をした。その間私の決意をみてとつて彼等はあわてて医薬療法の手をつくし私の回復を計つた。逮捕された当時私は結核の外科手術後の療養中でようやく二〇分程度の散歩ができる程度に回復した状態であつた。肋骨を七本とり去つた体に加えて右の事情が重なつたため私は精根つきはてていて厳重な監視の中で彼らの加えるこの種の措置に対し全く自分の無力を意識した。そこで私はどうせ死ぬならその前に一切を暴露する機会を作りたい。つまり「一応の自由」を得て国民大衆に私の声を伝える工夫を試みようと決心した。

さすがに私はうそにもせよ自分の魂を売ることはできなかつたが、妥協のできる限りは彼らとも話合おうとする態度をとつた。この時期からつまり私は彼らの自由なきお客さんとしての待遇をうけた。そこで私はここに鄭重に声明しておくが、上述の目的に副つて私が彼らに迎応した陳述や手記はすべて私の真意でもなく事実でもないということである。

自由なく一応の自由をうるには別の手段が絶無である情況においてとつたそれらの行為は今日私はそれに対して絶対に責任を負うことはできないものである。併せて声明するが昨日急に私を釈放するようになつた時、彼等は私にソ連人と連絡をとつていて捕われたということの承認、および私が右に関し米国政府に何の賠償をも要求しないとの承認、という二カ条に署名させた。私にとつては右も卑劣な監禁を脱するための方便にすぎず、私はこれに何の拘束をうけるものではない。

むろん私は一年余の不法監禁について米国政府に要求するところはある。それは外でもない、われわれの祖国をわれわれ日本人に返せ、ということである。祖国が牢獄となり、同胞が任意に何の手つづきもない逮捕をうけたり生命を脅されたりするような行政協定を破棄して軍を米国にひきあげよ、ということである。その上で私たち日本人と米国人民との相互尊重の関係に道をひらけ、ということである。今度の私のような遭遇は偶然でもなく、また私個人だけのことではない。全国の誰についても何時でも今日の情態において起りうることである。私はそのような情態に反対する。

山田君は身の危険をかえりみず私の救出にあたつてくれた。というのは外でもない。同じ運命にある日本人としての彼にこれが感じられないはずはなかつたのだ。愛国者山田君の至情と正義に私は感泣する。私は訴える、どうか全同胞のみなさん、山田君を守つて下さい。同胞諸君、私はみなさんの力づよい救いの手に感泣する。そして私もまた諸君とともに余命をなげうつて祖国の独立、自由、平和のための闘いに手をたずさえることを誓う。同胞を捕え、自由のために闘う同じ仲間へのスパイに仕立てたり、同じアジア人の血を流し合う戦争にアジア人を奴隷化するような危険に対して断乎として闘うことを誓う。アジアだけではない。今日の日本の処境は全世界のいたるところにある。それと闘う平和愛好の諸君人民にすべて私の誓いはささげられる。これが私のみなさんへの感謝のあいさつです。なお詳細についての私の手記は近くみなさんへの報告としてとりまとめて発表するつもりである。今日はこれ以上体力が許さないので以上の声明だけにとどめます。

一二月八日

第六節　諸団体の動き

日本国民救援会　日本国民救援会は五一年秋の第六回大会において旧称労農救援会を日本国民救援会と改めると共に、従来の幅狭い解放運動や災害による犠牲者の救援運動から、広汎な国民救援運動に脱皮する方針を定め、五二年度においてはこの方針にもとづいて国際的連携の下に医療、住宅、事故、災害から各種弾圧事件の救援を含めて国民たすけ合い運動の広汎な発展に努力した。松川事件救援にはその全力を傾注し、被告、家族の救援、弁護団の拡大、調査団の組織派遣、宣伝、財政等、中国を始めとする外国諸団体との連絡等、全組織をあげてこれにあたつた。五・一メーデーにあたつてはメーデー実行委員会に協力して医師三八名、看護婦七四名、連絡員四二名の救護班を組織してこれを提供し、皇居前広場における事件がおこるやいち早く負傷者の看護治療にあたり、関係労組、民主団体に熱心に救援運動における共同行動を訴え、国鉄新橋支部、自治労連、東貨労、賃金共闘、官労、産別等の自主的救援運動を援助し、五月二〇日には共立講堂にメーデー記念の夕を開催し、五月二六日には浅草本願寺でメーデー、五・三〇犠牲者国民葬を組織した。秋に入つてはメーデー事件対策委員会、被告団等の組織の結成を援助した。政令第三二五号違反を理由とする弾圧事件については特に飯田七三氏他六名の事件の勝敗が影響するところが大きいとみて、これが救援に力を注ぎ、七月には全国各地の同事件に関する判決文をあつめ、これを各団体に発送して啓蒙につとめた。五二年九月の総選挙にあたつては、公正選挙国民同盟の結成に協力すると共に、左右社会党、労農党、共産党の各候補者に対し人権擁護の立場から申入書を手交して運動への協力を懇請した。

五二年三月の北海道十勝沖の震災、鳥取の火災にも救援運動を起し、就中、北海道の震災にあたつては中国人民救援総会から約三百万円の救援金の寄付をうけ、布施委員長他一名はこれを現地に持参して伝達した。国際的にもフランス共産党デュクロの逮捕に対する抗議をフランス関係当局に送り、五二年一〇月にはイタリー首相デ・ガスペリ氏に対し国際医師会議禁止についてこれを取消すよう要請文を送り、更に一一月には他四団体と共同して米国大使館を通じてアメリカのトルーマン大統領にローゼンバーグ夫妻の釈放と再裁判を要求する要請文を送つた。

第七回大会は一一月二八日、二九日の両日に亘つて東京で開催され、一年間の運動につき、なお救援会が弾圧救援会の性格から脱却

できず、視野が狭隘であつたことが批判され、局部的に現われた左翼的偏向の是正が討論された。同大会は後記の大会宣言を採択した。

（第七回大会宣言）

一九五二年一一月二八日と二九日、全国各地から救援活動家が集り、日本国民救援会第七回大会を開いた。昨年の大会で労農救援会が国民救援会に改められ、今までの狭い犠牲者救援から幅広い国民運動に発展するための方針がきめられた。松川事件救援闘争は第二審の進むにつれて労組や民主団体・文化人・学者・学生など五十数団体二百数十名が調査団に参加し、日本における最も大きい人権擁護運動として発展しているが、いま大会で一年間の活動をふりかえつてみると国民救援会の活動が全体としてまだまだ犠牲者救援のわくを超えていないことが明らかになつた。それに在日朝鮮人に対する弾圧事件は後を断たず、ますます激増する形勢にあつた。解放救援会は特に外国人登録令、出入国管理令の適用による在日朝鮮人の強制送還問題と正面からとりくみ、占領期間中にいわゆる巣鴨事件のために軍事裁判によつて服役していた民族解放運動の活動家三七名が五二年四月二八日を期して一応釈放され、その一部が再び入国管理庁或は検察庁の手に捕えられるや、これらの者の強制送還に反対し、釈放を要求する運動を活潑に行つた。仙台、前橋、大村等においては大衆的デモも組織された。その結果、再逮捕された八名の中、四名の送還をもつてくいとめることができた。また青森（五一年一一月）大阪多奈川（五二年三月）に於ける密造酒を理由にする逮捕、神奈川大和町（五一年一一月）兵庫木曾町（五二年一月）大坂泉大津（五二年四月）滋賀醒井村（五二年六月）等における大韓民国居留民団系朝鮮人との衝突事件を理由とする逮捕等に当つても関係地方組織は熱心にその救援に当つた。これらの運動を通じ五二年一〇月に開かれた第七回大会は、多くの弾圧事件

いうまでもなかろう。

国民救援会は今日からすぐに今迄の活動を改め、国民の要求と意見に従い、国民にとつて切実な問題を解決する為、一生けんめい仂くことを宣言する。

一九五二年一一月二九日

日本国民救援会第七回大会

朝鮮解放救援会　朝鮮解放救援会は在日朝鮮人の人権擁護を目的として一九四九年秋に結成された団体で、人権擁護、愛国者救援、弾圧諸法令反対、国際救援団体との提携等の事業を行つて来た。殊に一九四九年九月の朝連解散並びに一九五〇年六月の朝鮮戦争開始以来、米軍並びに政府は殊更に在日朝鮮人を敵視し、集会、示威、出版、結社等の政治的自由についても極度に警戒的態度をとつたために在日朝鮮人に対する弾圧事件は後を断たず、ますます激増する形勢にあつた。解放救援会は特に外国人登録令、出入国管理令の適用による在日朝鮮人の強制送還問題と正面からとりくみ、占領期間中にいわゆる巣鴨事件のために軍事裁判によつて服役していた民族解放運動の活動家三七名が五二年四月二八日を期して一応釈放され、その一部が再び入国管理庁或は検察庁の手に捕えられるや、これらの者の強制送還に反対し、釈放を要求する運動を活潑に行つた。仙台、前橋、大村等においては大衆的デモも組織された。その結果、再逮捕された八名の中、四名の送還をもつてくいとめることができた。また青森（五一年一一月）大阪多奈川（五二年三月）に於ける密造酒を理由にする逮捕、神奈川大和町（五一年一一月）兵庫木曾町（五二年一月）大坂泉大津（五二年四月）滋賀醒井村（五二年六月）等における大韓民国居留民団系朝鮮人との衝突事件を理由とする逮捕等に当つても関係地方組織は熱心にその救援に当つた。これらの運動を通じ五二年一〇月に開かれた第七回大会は、多くの弾圧事件

を通じ、救援運動が事件毎のカンパニアに流れ、人権擁護の組織的運動として定着しなかつたことを批判し、同時に救援運動を通じて在日朝鮮人の団結心、愛国心の昂揚と人権意識の啓蒙に寄与しえた成果を確認した上で、次の様な大会宣言並びに綱領を決定した。尚同大会は他に新たな規約、運動方針を決め、新役員を選任した。

（第七回大会の宣言）

吉田売国政府は米帝の命令を忠実に守り日本国土を植民地にし八〇〇〇万国民を奴隷化する単独講和日米安全保障両条約と行政協定を締結してこれに反対する全体の民主平和愛好勢力と強圧するため破防法、刑事特別法等戦争のための悪法を逐次制定実施している。

反面侵略戦争に反対する在日六十万同胞を南朝鮮の死地に追い込もうと外国人登録法、出入国管理法を改悪して、朝鮮人を暴徒だといい、強制追放、強制隔離を暗々裡に計画しており、毎日の様にラジオ、商業新聞其他ニュースを総動員し、朝鮮人に対する虚偽の悪宣伝を大々的にやることによつて日本国民との離間策動に狂奔している。

この様に国内の民主勢力を強圧し朝鮮戦争での米国の失敗を挽回して日本国土を米国の侵攻基地に提供し、侵略の協力として帝国主義日本の再生を企図し領土拡大を夢みている吉田政府は今こそ朝鮮民主主義人民共和国の否認することのできない敵となり、米帝と同様に朝鮮民族の忘れることのできない仇敵となつている。

このような敵吉田を打倒して、祖国を防衛する闘争で犠牲になつた愛国者と戦争政策によつて生活の圧迫をうけ飢餓にあえいでいる同胞を救援し、破防法、外国人登録法、出入国管理法等の諸悪法を粉砕して民主民族諸権益を擁護するため、吾々は全力をあげて闘うことを宣言する。

一九五二年一〇月二一日

朝鮮解放救援会第七回大会

（綱　領）

一、本会は朝鮮民主主義人民共和国を守備防衛し祖国の完全な統一独立を闘いとるために闘う。

二、本会は在日同胞の基本的人権と民族の諸権益を擁護するために闘う。

三、本会は民主勢力を弾圧する諸悪法を粉砕し、不当逮捕、拘禁、拷問に反対して闘う。

四、本会は民族解放のために闘つて犠牲となつた愛国者とその家族を激励、慰問、救援する。

五、本会は生活貧困者と天災地変其他災害の被災者を救援する。

六、本会は在日朝鮮民主主義統一戦線を強化するために闘う。

七、本会は国際的救援組織及び民主団体と提携し世界平和を戦いとるために闘う。

自由人権協会　自由人権協会は四七年五月にアメリカ自由人権協会の理事ボールドウィン氏が訪日してアメリカにおける自由人権運動の状況を紹介したのに端を発し、弁護士海野晉吉、京大教授滝川幸辰らが中心となつて国際人権連盟やアメリカ自由人権協会との密接な連絡の下に四七年一一月二三日に設立された。事務所は東京都千代田区麹町一丁目四番地竹工堂ビルに在る。役員は理事長海野晉吉以下多数かつ広汎な法曹、学者、文化人、政治家を擁している。設立趣意書によるならばその活動の目標を次のように記している。

新憲法には基本的人権について詳細な規定が設けられ、それが中心的骨格をなしている。われわれの防衛し展開せんとする自由はそこに規定されておるものに外ならないが、特にわれわれが最

も基本的なもの又当面緊切なものとして採り上げるのは、(一)言論出版の自由、(二)集会、結社の自由　(三)人身の自由及公平な裁判をうける自由　(四)労仂者の諸自由　(五)婦人の諸自由(六)信教、思想、良心学問についての自由　(七)公務員の選挙及罷免についての自由等々である。更に憲法の規定にはないが国際的場面における民族の平等、人種の平等の要求は憲法における戦争放棄の国民的誓約と相俟って今後の課題となるであろう。

事業は、官憲の職権濫用に関する事件処理、人権問題についての一般的見解の発表、啓蒙等、国際人権諸団体との連絡、交流、等、人権問題の調査研究、等である。

五一年度においては特に講和問題、破防法反対の運動、人権じゅうりん事件の訴訟処理等について活躍した。五〇年一一月一三日には海野晉吉、牧野英一、堀真琴、戒能通孝、川島武宜、鵜飼信成、神近市子等をあつめて治安関係諸法案について座談会を催し、破防法案、ゼネスト禁止法案、集団示威取締法案等一連の治安関係法案について反対の批判をあつめ、これを機関紙人権新聞その他を通じて発表した。五一年一一月二九日には東京神田の専修大学講堂において自由人権協会創立第五周年及世界人権宣言第四周年記念講演会を開催し、海野晉吉、阿部行蔵、鈴木安蔵、羽仁説子、戒能通孝の諸氏が人権問題について講演した。

五二年一二月一〇日、世界人権宣言記念日に第二回総会を開き、特に「言論出版の自由に関する特別委員会」の設置が可決されたのは注目された。

尚同協会は京都、大阪、長野他一八の地方支部をもつて全国的に活動しており、特に総評の破防法反対ゼネストを機に誕生した労仂弁護士団とも密接に提携している。

日本弁護士連合会　日本弁護士連合会は五二年七月一二日の理事会の決議に基いて駐留軍暴行事件調査委員会を設置し、七月二六日以来数回にわたり委員会をひらいて検討した結果、呉、奈良、横浜等において駐留軍の日本人に対する暴行事件が後を断たず、これに対し日本官憲が手ぬるい態度に出ていることは日本国民の人権問題であるとの見地から、八月二一日に左記警告文を発表してクラーク大将並びに日本官憲に申入れた。会長長野国助名で国連軍並びに駐留軍司令官マーク・W・クラーク大将に申入れた書面は左の通り。

近時国連軍並に駐留軍将兵による各種兇悪犯罪が頻発している ことは洵に遺憾に堪えないところである。然るにこれら事案の処置に当り当局者が加害者の特殊的地位を憚るためか被害者の権利を軽んずるが如き傾向のあるのは是亦実に痛歎に堪えないところであつて早急に是正を要することである。

我等は此点に関し今般日本政府当局に強く要望したが、これと同時に貴官が日本各地に在留する部下将兵に対し軍紀軍律を厳守するよう特に御留意下さつたならば以上の不祥事は忽ち根絶することと信ずるものである。我等は常に人類の基本的権利を尊重せらるる貴官が此事に対し速かに適切な措置を執らるるよう仰望して熄まない。

同じく首相、外相、法相、最高裁長官、検事総長に宛てた文書は次の通りである。

近頃本会の精査するところによれば、最近駐留軍並に国連軍軍人軍属による各種の兇悪なる事犯が国内各所に頻発しているのは独立日本再建途上洵に深憂に堪えざるものがある。これに対し我が当局者はこれを些末なる事案なりとして看過するを得策なりとするが如き一部少数の阿諛便乗的主張に眩惑さるることなく、毅然たる態度をもつてこれに臨み国法の命ずるところに従い断乎たる措置に出でられんことを強く要望する次第である。

第五編　労　農　政　党

第一章　右派社会党

第九回全国大会　右派社会党の全国大会（左右分裂前を通算して第九回と称す）が、一月二〇日と二一日の両日、東京でひらかれ、代議員三二二名（党員数三万一九二二名）参加のもとに、「一九五二年度運動方針」を採択した。

（国際情勢の分析要旨）

一、一九五二年度の国際情勢は、きわめて危険なものであるが、第三次世界大戦にいたるものとは考えない。冷い戦争の連続として、世界は危機をはらんだまま、両陣営の対立をつづけてゆくであろうと想定する。

二、アメリカの軍拡はさらに進められるであろうが、これは国連強化という枠内において国際的な承認を受けている。われわれもまた、アメリカの軍拡が常に国連主義の枠内にあることを希望する。

三、われわれは欧州に生れた国際的連帯主義（地域的集団防衛体制）によつて、戦争を防止せんとする考えかたを強く支持する。

四、われわれの強く希望することは、ソ連が一日もすみやかにその世界革命理論を修正せんことである。

五、われわれは集団安全保障を是認し、その第一歩として地域的な集団安全保障を認める。

六、自由世界の矛盾をふくむ危険地帯として極東がある。これが熱戦へのきつかけとなることを回避する途は、国連主義と社会主義インターナショナルの精神を極東に適用するにある。

（国内情勢の分析）　略

（運動の一般的方針要旨）

経済自立方針

(イ)　完全雇傭、生活水準のひきあげ、社会保障の徹底を期しつつ、産業の復興、経済の自立を達成するためには、社会化方式による基礎産業の拡充、正常な貿易規模の拡大、国土資源の総合開発を計画的におこない、政府支出における公共事業費支出の増大を要求する。

(ロ)　独立に伴う困難を克服し、国際経済に同調しうる基盤をつくるために、とくに産業形態の高度化、科学および技術の高度化をはかり、もつてわが国経済力の根幹を培養する。

(ハ)　自由主義経済に反対するとともに、官僚統制の腐敗と非能率を排し、労仂組合、農民組合、協同組合などを支柱とする

民主的な計画経済をおこなう。

(ニ)　人口過剰、国土狭小なるわが国経済の弱体性を如実に認めて、隣邦諸国との経済提携、とくに東南アジア開発計画に積極的に参加する。

民主主義防衛闘争

(イ)　民主的労仂組合ならびに市民団体と協力し、基本的人権と民主主義防衛のための闘争を展開する。労仂基本権を抑圧するがごとき労仂法規の改悪、ならびに治安立法の制定を阻止する。

(ロ)　以上の目的のために広汎な闘争委員会を設置する。

(ハ)　社会主義インター、ＩＬＯ、国際自由労連にたいしてはたらきかけ、国際的な力によつて阻止の目的を達成する。

農業方針

(イ)　食糧の国内自給を目標とし、輸入を最小限にとどめ、よつて食糧の増産をはかる。

(ロ)　略

(ハ)　農業経営の合理化をはかる。すなわち、畜力化、機械化を促進するとともに、共同経営、経営規模の拡大を主眼とする農業社会化の方向へすすむ。

(ニ)　農家経営の安定化をはかるために、米麦統制撤廃に反対する。

(ホ)　略

(ヘ)　農地災害の復旧を大規模に計画的におこなう。

(ト)　土地の総合開発計画をたて、速急に実行する。

(チ)　農業の経営指導、技術指導を積極的におこなう。

(リ)　社会保障および農業保険を拡充強化する。

(ヌ)　以上の新農業方針に沿うよう農民組合の運動を再検討する。その任務は、新しい農村指導である。

組織方針

(イ)　党の主体的集結を確立し、結集されたる力をもつて、ひろく国民大衆にはたらきかける。

(ロ)　略

(ハ)　労仂組合に積極的に仂きかけるが、階級至上主義は排する。

(ニ)―(ホ)　略

（外交方針要旨）

(一)　完全講和への努力

(1)　中国問題

平和条約にしたがい、中国政府の選択と、その時期、方法などは、完全な日本の自主性において処理すべきである。しかして朝鮮動乱の解決すらみない今日、いずれの政府の正式承認もさしひかえつつ、さしあたり通商関係の改善につとめるものとする。

(2)　ソ連および共産圏国

党の反共方針は、共産圏国との正常な国交関係の調整を妨げることを意味しない。なかんずく近隣の国に対しては、合理的な国交調整に努むべきである。しかし、これがために、日本の独立や安全保障の基本条件を犠牲にしてはならない。アジア大陸との貿易の過大評価や、共産圏国との中立不可侵条約の幻想は、もつとも警戒を要する。

(3)　インド、ビルマなど

すみやかに個別講和を締結し、調印国にたいしては批准を促進せしむる。

(二)　平和条約の改訂と行政協定にたいする監視

(1)　平和条約中、領土条項と賠償条項の改訂を促進する。

(2)　略

(3)　南樺太、千島については、合理的な方法によつて、日本の主権回復につとめる。ハボマイ、シコタンについては、すみやかに日本の主権の法律的確認の措置を講ずる。

(4)　東南アジア諸国にたいする開発援助は、日本の経済自立達成のためにも必要であり、また先進国の共同の義務でもあるから、各国の国情に応じた方式で、技術および役務を提供すべきである。

(5)　日米安全保障条約は、その不平等な形成、内容を改めねばならぬが、さしあたり行政協定の締結について、日本の主権と国民の権利擁護の見地から、政府を厳重に監督し、秘密独善外交に反対する。

なお、この全国大会で、つぎのような新執行部を決定した。

最高顧問　片山哲

顧問　松岡駒吉、河上丈太郎、杉山元治郎、賀川豊彦、小泉秀吉

書記長　浅沼稲次郎

会計　下条恭兵

中央執行委員　伊藤卯四郎、井上良二、石井繁丸、受田新吉、加藤勘十、加藤鐐造、加藤シヅエ、川島金次、川俣清音、菊川忠雄、河野密、鈴木義男、曾禰益、田原春次、㊞橋小虎、富吉栄二、戸叶里子、中崎敏、中村高一、西村栄一、波多野カナエ、前田栄之助、松沢兼人、松井政吉、松本七郎、三輪壽壯、三宅正一、水谷長三郎、天田勝正、今澄勇

統制委員長　土井直作

統制委員　井堀繁雄、矢尾喜三郎、桐山宇吉、春日一幸、石川金次郎、野上健次、長正路、佐竹新市、樋口喜徳

行政協定と「講和」発効　右派社会党の行政協定特別委員会は、二月一四日、「行政協定に対するわが党の要求」を発表した。

(一)　駐留軍人に治外法権的特権をあたえることには反対する。

(二)　駐留軍が日本国内に原爆を搬入、または貯蔵すること、駐留軍の基地が原爆攻撃の基地に使用されることには絶対に反対する。

(三)　日本防衛のために必要とするアメリカ軍の日本駐屯兵力を明示し、ならびにその兵力が海外に移動する場合には日本国政府と協議のうえにおいてのみなされることを要する。

(四)　日本のいわゆる保安隊などの海外派遣は、絶対に反対である。

(五)　アメリカ軍の日本防衛のための駐兵年限は限定することを要す。

(六)　防衛支出金、安全保障諸費は、日本経済の再建整備と国民生活安定のために充当し、もつて自衛力充実の基礎的条件の培養をなすべきである。

(七)　駐留軍使用の労務者ならびに特需工場における労仂関係については、労仂立法の完全適用を保障すべきである。

(八)　非常事態に対処の方法ならびに本行政協定の締結にあたつては、日本国憲法を尊重し、その基礎のうえにたつて締結されることを要する。

また、四月二八日、サンフランシスコ条約が発効するにあたり、右派社会党は、つぎのような声明書を発表した。

(講和発効に際して)

一、本日をもつて、われわれは待望の独立を迎えることになつ

た。惨憺たる敗戦にひきつづき、七年の長きにわたる占領という、わが国歴史はじまつて以来深刻な体験ののちに、ようやく一本だちになつて、国際社会に仲間入りするようになつた。国民の一人として、この日を率直に悦びたい。

一、サンフランシスコ講和は、米ソ二大陣営の対立を背景とし、その帰結として締結されたものであつた。したがつてその内容において、わが国の立場が十分に認められたとはいいがたいものがある。わが党は、それゆえ、この講和にたいしては四つの条件を附した。この四つの条件は、容れられるところとはならなかつたが、わが党は、この講和を独立の契機として捉え、平和条約に賛成し、安保条約に反対した。

一、講和が発効した今日、われわれにのこされたものは、わが党が先に提案した四つの条件を貫徹し、この講和をわが国の利益に沿うよう修正する任務である。わが党は、この重大な任務を遂行するために、ひろく全国民に呼びかけ、一大国民運動をおこして闘うであろう。

一、独立した日本の今後の課題のうち、もつとも大きなものは、民主主義の確立と経済自立の達成との二つである。すでに講和発効以前からはじまつた吉田内閣の逆コースの歩みは、さいきんとくにそのピッチをあげ、ほとんど止るところを知らぬありさまである。これにともなつて、極右極左の全体主義勢力の擡頭は、さいきんとくにいちじるしきものがある。わが党は、戦争、敗戦、占領という莫大な犠牲をはらつて獲得した自由と民主主義とを防衛し、その健全なる発展をはかるために、また真の独立の裏うちをなす経済自立を達成し、いかなる世界的不況に対処しても動揺することなき強固な経済地盤をきずくために、重要基幹産業の民主的社会化をはじめ、計画経済を断行して、国民生活の安定を図るために闘うことを誓うものである。

「躍進大会」と総選挙　八月二五日と二六日の両日、東京で第一〇回躍進全国大会がひらかれた。書記長浅沼稲次郎は、日本社会新聞（第三九〇号）に談話を発表し、つぎのように述べている。

本年一月の大会において、北海道を除く全国同志参集のもと、わが党勢力の集中強化をおこない、門戸開放と躍進強化を議決した。今大会には、北海道の同志を迎え、統一県連よりもオブザーバーを加え、かつ農協組織入党のトップをきる吉田正君、また高野源蔵君の入党による北海道漁業界への影響力拡大、一方、総評一部幹部の左派一辺倒は、労組内部に非常なセンセイションをまきおこし、わが党への労組の支持力はひろがりつつある。しかも、わが党の期待は、東京第六区の補欠選挙に、久留米市長選挙に、群馬県の知事選挙によく現れている。のこされた問題は、主体的条件であり、闘争である。わが党は、国会に過半数を得て政治をおこなわんとするのであるから、あまり選りごのみしている と過半数をとれないことは事実だ。しかし、この場合も、主体性が確立していなければ砂上の楼閣になる。

この大会で、河上丈太郎の委員長就任、西尾末広の復党が正式に決定した。

また、大会は、つぎの選挙スローガンを採択した。

一、不平等条約改正と独立の完成
一、国連を通ずる世界一体化
一、重要産業の民主的社会化
一、月収二万円まで免税、税金は金持から
一、仂きがいのある賃金、仂けるものすべてに仕事を
一、硫安一俵に米一斗、農民に豊かな生活を
一、七つの海で漁る自由

一、減税と融資で栄える中小企業
一、長生きできる社会保障
一、未来を担う子供を守れ
一、腐つた政界を選挙で大掃除

一〇月一日の総選挙で、右派社会党は、議席五七(解散前三〇)、得票四〇〇万票(総得票数の一一%)の成績をあげた。

なお、総選挙で二名(平野力三、大石ヨシエ)の当選者しかださなかつた協同党は、一〇月一〇日、解党を決議し、右派社会党に入党した。

第二章　左派社会党

第九回大会と左派社会党の党づくり　一九五一年の一〇月の大会において分裂をみた社会党は、左右の両派にわかれておのおの独自の活動を開始するにいたつたが、講和、安保両条約に反対した左派勢力は、一九五二年に入つていよいよ本格的な「党づくり」を開始した。その目標はまず、第九回全国大会の開催であつた。大会をひらく準備のため、一月一〇日府県連代表者会議がひらかれ、大会提出の諸議案、代議員の選出方法などをきめたほか、全国にわたる地方情勢の検討が行われた。地方情勢について本部組織局の報告によれば、一月一〇日現在四六府県中左派優勢二三県連、左右互角一三県連、左派劣勢一〇県連である。

左派社会党の新しい「党づくり」にたいして、労仂組合も続々とこれに参加する態勢を示した。たとえば私鉄関西地連は拡大執行委員会において左派社会党支持を正式に決定し、右派にたいしては「愛国労仂運動と密接に結びついた社会ファッショであるからだんこ排撃する」ことを明らかにし、また全専売労組、都教組、北海道の全道労協なども、それぞれ支持の態度を表明した。

大会は、一月二八日から三日間にわたり東洋大学講堂で四七三名の代議員が出席してひらかれた。ほとんど全府県連から代議員が出席し、さらに支持団体をふくめた労組からの代議員が積極的に討議に加わつた。大会の発表によると党員は三万六四二〇名となつている。

第一日目鈴木委員長は「平和と独立の闘いから右派は脱落して行つた。しかし再軍備反対の党を力強く支持する大衆の熱意と、党員諸君の奮起は今日の盛んな大会へ結集された。われわれは日本の真の平和と独立、国民生活の安定のためにここに決意を新にして起ちあがろう」と挨拶を行つた。さらに各部報告の後、和田政策審議会長から「新運動方針」、中田吉雄氏から「新外交方針と平和運動」、田中織之進氏から「組織方針」についての説明があり、審議は第二日にもちこまれた。

第二日目は、運動方針、外交方針の質議と、本部政策諸議案が提出され、それぞれ小委員会に付託された。小委員会において運動方針にむけられた批判の要点は次のようなものであつた。一、全体にわたつて平面的で問題をとらえつしているにすぎない。総じて敵階級にたいする認識が甘い。二、余り冷静に客観的にすぎて闘う主体的気魄がとぼしい。四、支配的政治権力の認識如何、支配勢力が単に日本の金融資本であるのか、アメリカのそれと密着したものであるか、外国の資本との関係をもつと明らかにしなければ、第三勢力の規定も民族独立闘争のポイントもぼける。五、国際的関連において胎動するファシズムについての認識が浅い。六、ソ連の平和攻勢をどの程度に評価するか、平和運動との関連において重大である」。このような論議の

傾向は従来の社会党大会にはみられなかつた新しい傾向であり、実践的立場があらわれている。このことは党づくりが労仂組合をかなり密着した形ですすめられている反映とみてよいであろう。

なお第二日目の討議において統一問題および特定政党との合同が問題となつたが、佐々木更三氏は　一、特定政党との統一は考えていない。二、しかし極左右を排除した階級的大衆政党の結集は常に必要である。三、しかし現在党は主体性の確立に全力をあげて努力しなければならないときである。四、右派にたいしては党とは考えていないが、良心的分子の吸収はこばまない、しかし今後党内にシコリを生ずることなく組織の拡大にプラスするのでなければ意味はない、と原則的方針を明らかにした。

大会の諸決定は次の通りである。

（大会宣言）

とうとうたる反動化の嵐の中の日本社会党第九回全国大会は勤労大衆の与望を担つて開かれた。

すでに両条約によつて吉田内閣は中国国民政府を承認せしめられ傭兵再軍備は現実に進められつつある。その苛酷な軍事的予算と弾圧法規等はわれわれの平和と独立、国民生活と民主主義を一歩一歩と破壊せんとしている。

この時労仂者農民諸君、広汎な中小企業者知識人文化人諸君の潮の如き平和と独立のたかまりは、反動吉田内閣の打倒春季労仂攻勢への闘いの決意となつて現われている。このとき組織勤労大衆の圧倒的支持のもとに日本の自主中立を守る唯一つの党、日本社会党は右派脱落後の陣営を急速に整え質量ともに前にもまして充実し清新はつらつとした真に民主主義的な大会をここに開き信義と友愛の固い同志愛のもとに、われらが今後の闘う方針と政策を決定した。

この大会決定のもとに我党は全力を挙げて迫り来る再軍備の阻止と生活を守る闘いを平和憲法擁護に集中し、戦争をみちびくあらゆる反動ファッショ勢力に対し大衆とともに断乎闘いを開始するものである。

右宣言する

一九五二年一月三〇日

日本社会党第九回全国大会

（大会スローガン）

一、恒久の平和と完全な独立
一、再軍備反対、青年よ銃をとるな
一、平和の守りを婦人の力で
一、反動立法を粉砕して平和憲法を守れ
一、平和産業の確立、貿易による経済自立
一、完全雇傭と生活水準の引上げ
一、農林漁業への国家投資、米麦価の生産費保障
一、中小企業を破産と倒壊から守れ
一、社会保障の完全実施と戦争犠牲者の全面擁護
一、文化の擁護、平和教育の徹底
一、吉田反動内閣打倒、連立政権反対
一、日刊社会タイムスで敵を圧倒しろ
一、日常闘争を選挙の勝利へ
一、日本社会党第九回全国大会万才

（新外交方針と平和運動案）

日本社会党中央執行委員会

第一、国際情勢の分析と平和への展望

1、米ソ両勢力の対立と第三勢力

第二次大戦六年目、世界は米ソ両勢力の二つの世界政策の対立

によつて激しく動揺している。両勢力の対立は危険きわまる原子戦争の危機を内蔵するまでに激しくなつている。アメリカは資本主義のいわゆる「自由世界」を軍事的に動員して対ソ包囲体制をとり、一方、ソ連は革命と民族運動の激発によつて、ソ連中心の独裁的な社会主義体制をうちたてようとしている。これために互に戦争の危険をとしてまず相抗争している。しかしながら、この時、アジア、アラブ並に西欧諸国の内部より武力によらない平和的手段によつて国際紛争を解決せんとする平和第三勢力の動きが次第にたかまりつつある。

2、アメリカの政界政策と国防計画

朝鮮の動乱を前後として、アメリカの世界政策は大きく変化した。アメリカは資本主義経済圏の四〇%を占める巨大な生産力と大規模な軍事経済援助によつて、その実質的な勢力圏を西欧からアジアにかけて拡大し、同時に、軍事資源を確保し、世界の各国に軍事基地を獲得して対ソ包囲をとりつつある。とくに朝鮮の動乱後、五二年は七八億ドルに及ぶ軍事経済援助額を以て、西欧軍拡体制の完成を急がせると同時に、日独の再武装を急ぎ、また自国においては五二年五六〇億ドルに及ぶ莫大な国防費を以て準戦体制の確立を急ぎつつある。

しかしながら、このアメリカの国防計画はいま幾多の困難に直面している。それというのは本格的インフレ化を防ぐためには国防予算の支出も年率にすると三六〇億ドル程度に抑制せざるをえず、さらにまた朝鮮動乱の軍事的消耗は大きく、ジェット航空機の出現等による戦略戦術の変更や、膨大な各方面への軍事援助等によつて、一九五二―三年完成目標を、二年ずらして五四―五年に完成することとなつた。またその計画の実施状況も生産がともなわないため、国防予算の支出も予定の約八割程度にすぎない。これらの経済的困難はまた外交政策にも反映して、その無理押しの政策にブレーキをかけている。

3、西欧再軍拡計画と経済の困難

アメリカ世界政策の重要な一環としての西欧再軍拡の進捗状況は目下きわめて悲観的である。西欧統一軍の編成は名のみであつて、主としてアメリカ軍が四〇万提供を申入れたのみで、その他の西欧各国はまだ本格的に提供していない。西欧統一軍のかなめをなす西独再軍備については、国民の七五%が反対し、再軍備の前提条件として東西ドイツの統一と完全な自主権を要求しているので、これもきわめて困難になつている。そのためアイゼンハウアー元帥は原爆使用による西欧防衛という声明を出すに到つた。

西欧各国が再軍拡を行いえないのは、経済的には再軍拡をやる余力が少く、そのため資本主義経済体制は大きな危機に直面しているからである。即ちイギリスにおいてはベヴァン氏が予言したごとく、四七億ポンド（約五兆円）の三カ年軍拡計画の実行第一年目で、すでに国際収支の悪化によるポンドの危機を招き、食糧の配給はさらに削減されようとしている。仏伊においては、マーシャル援助と大衆の犠牲によつて、折角安定しかけたインフレも、再軍拡の負担による赤字財政のためインフレ再燃の脅威にさらされている。またマーシャル・プランで戦前水準以上に上昇した生産も停滞下降状況で生活水準も引下げられ対外貿易もまた逆転悪化している。

そのため、西欧の各国は援助その他あらゆる面でのアメリカの軍拡要請にもかかわらず、軍拡強化よりも東西にわたる正常貿易の拡大を望んでいる。しかもまた、もし民需を中心とした貿易産業が拡大すると、こんどは、アメリカと西欧各国との輸出商品の競合、それによる若干の小恐慌現象が発生する可能性もある。

再軍拡第一年目ですでに西欧各国の経済がこのように悪化の傾向をたどつていることは、再軍拡がきわめて困難であることを物語ると同時に、また西欧資本主義経済末期の動揺不安定を如実に現わしているものであつて、すでに戦後資本主義経済は第一次大戦後にあつたような五カ年間の相対的安定というものはなく今日ただ一つ強力なアメリカ経済よりの援助によつてかろうじて維持しているという、最後の段階に入つたことを意味している。

4、西欧における政治的危機と社会民主主義勢力

このことを政治的にいえば、西欧では「中道政治」が破たんし、ド・ゴール、カソリック等極右勢力による新ファシズム的政治傾向が強まり、また他方、仏伊等における極左共産勢力は以前より後退期に入つたとはいえ、選挙得票率等において、なお、根強い勢力をはつているという、民主主義政治にとつて極めて危険な傾向を現わしている。それ故、世界革命方式をとつている。このとき仏伊における社会民主主義勢力の右派は保守政権との連立という方向をとつてきたため、危機の救い手とならず、かえつて労仂階級の多くの部分を共産勢力に奪われるという窮状に陥つた。イギリスにおいてもまた再軍拡による経済危機は、労仂者の圧倒的支持を受けていた英国労仂党の政権に動揺を与え、保守党内閣に代つたが、しかし労仂党ベヴァン派を中心として、革新的方向に漸次向きつつある。西独においても、シューマッハの社会党は、軍備に反対する国民の要望を担つて、七回の中間選挙に漸次得票数を増加し、保守勢力内に分裂を生ぜしめ、次の選挙においては圧倒的に第一党となるであろうと予想されている。

5、ソ連の世界政策はどこに重点があるか

一方、ソ連においては、政治的に共産党の一党独裁政治体制を強めると同時に、経済的には強制的な社会主義計画経済を強行し、アメリカの対ソ包囲体制に対抗する巨大な軍備の拡充につとめている。ソ連の戦後第一次五カ年計画の結果は、生産の上昇テンポは早く戦前水準の二倍に達し、国民生活水準も戦前水準を上廻つていると称しているが、しかし工鉱業の基礎生産量全体において、まだアメリカの五分の一程度である。このような工業力や海空軍及び原子爆弾の数において、アメリカが優つているが、ソ連はこれに対して三〇〇万といわれる陸上兵力で対抗している段階である。いずれにしても、準戦体制にあるが、しかし、ソ連は、直接的な戦争手段よりも、むしろコミンフォルムを通じて各国共産党による資本主義経済の弱点をつくことにその重点をおいている。即ち各国資本主義の圧制と恐慌・失業や貧困によつて生れる革命運動と民族独立運動の激発暴力化によつて、それを利用する世界革命方式をとつている。それ故、世界共産党の手によつて行われる平和運動は、真実の平和中立運動ではなく、反米暴力抗争の一手段にすぎないものであり、その民族独立運動は、ソ連中心の反米抗争の一環である。したがつて、それらは危機を緩和せずして、かえつて危機を激成する結果となる。

（中略）

第二、基本的方針

1、社会主義者こそが平和を守る

過去の歴史において、社会主義者は数多くの犠牲をとして平和を守るために闘つてきた。社会民主主義者は平和の世界によつてのみその力をのばすことができる。特に今日、米ソ二つの対立激化のなかにおいては、平和第三勢力の方向へ歩まんとする社会民主主義者こそが平和を守る唯一つの勢力である。我々はかかる自主的立場において社会主義インターナショナルを支持するものである。かかる基本的世界観と確信から、わが党は戦争回避のため、

あらゆる努力を傾注する。即ち米ソ両勢力の力の均衡状態のなかで、なおも平和の条件を拡大するため、日本と西独に再軍備を行わせない。また基本的人権の擁護と生活の安定向上によつてコミンフォルムに利用されるような内乱状態の発生を防止して欧亜における平和第三勢力の成長と安定に努力する。

2、民主アジアとともに自主中立政策の堅持

わが党はアジア民族の独立と繁栄を強く支持し、そのため隷属と貧困に対して民主アジアとともに闘う。わが党は過去半世紀に亘る軍国主義日本がアジア侵略政策を完全かつ徹底的に清算し、善隣アジアとの親善、大陸資源と日本工業力の民主的な結合による経済提携、共存共栄を日本外交の基本とする。

3、国際連合創立精神への努力

わが党は思想、宗教、人種の如何を問わず、全世界のすべての国との親善を図る。

わが党は国連創立の精神を強く支持し、平和主義（相互不侵略と一切の紛争の平和的解決）、民主主義（内政不干渉と一切の民族の独立）、国際連帯主義（経済協力、社会福祉、文化向上と交流の協力）の原則実現のために努力する。わが党は原子爆弾の禁止を含む軍備の徹底的縮小を要求する。

4、外交の民主化

国民大衆は常に平和と生活の安定を求めてやまない。しかるにまた再び、秘密外交によつて戦争へまきこまれんとしている。わが党は帝国主義日本の残滓たる官僚的秘密外交を排し、平和を守る民主的国民外交の確立を図り、勤労大衆の手による平和中立運動を広汎に展開する。

第三、具体的方針

1、朝鮮動乱の平和的解決と介入反対。

2、唯一最善の安全保障は自主中立政策の堅持である。

3、再軍備反対、平和憲法の擁護。

4、全面講和達成のために講和条約改正、安保条約廃棄による民族独立運動の展開。

5、全面講和とアジアの不可侵体制確立のための闘い。

（以上説明略）

第四、当面の平和運動方針

わが党は以上の新外交方針のもとに、内外にわたつて広汎な平和運動を次の如く展開する。

1、予備隊等の国外出兵反対、傭兵再軍備反対の運動

予備隊の現状について内外に警告を発し、啓蒙宣伝運動を起すと同時に特に次の点に留意すべきである。即ち一九五二年度予算には計一三〇〇億円程度の警察予備隊経費が計上されることになる。これは明らかに傭兵再軍備の既成事実作成にほかならない。そのため、一九五二年度予算においては、国民生活が極度に圧迫され、重税かインフレの脅威は目にみえている。そのため我党の再軍備反対平和闘争は、直接、国民の経済生活のあらゆる面と結びついてくる。

2、日米安保条約廃棄、講和条約改正によつて、全面講和の達成、民族独立運動の展開

この運動のなかには、行政協定にともなう日本人の財産、人権の保障、たとえば軍事基地による土地取上げ補償問題や沖縄その他の領土権回復運動、等今後起り得べきこまかい日常闘争をも組織化し、これを条約改正、民族独立運動に集約することが必要であり、特に、第三項の自主権回復運動やさらにまた五二年度予算闘争をもこれに関連せしめ集約することが必要である。

3、一切の自主権を回復するための闘い

日本における講和の批准が終り、また五二年三月にはアメリカ上院の批准も終ろうとするとき未だに日本には財政の編成並に国会における完全な修正権を事実上もつていない。貿易また然りであり、労仂組合運動、供米割当の審議、地方財政平衡交付金の若干の増額、税制の改革もまた拘束を受けている。このように国民生活の重要な点はあらゆる面で殆んど自主権をもつていない。我党は速かに実質上における完全な自主権を回復し、日本が完全な自由な立場において、自らの方向を決する権利をかく得する如く運動を展開する。

4、行政協定とりきめに対する闘い

イ、行政協定の内容を国民に公開することを要求し、民主主義的討議にゆだねることに国会内外の全力を集中する。

ロ、いかなる国にも軍事的便益を与えないという自主中立政策の宣伝活動。

ハ、行政協定にともなつて起る人権擁護のための日常闘争と宣伝啓豪。

5、反動立法阻止、民主化擁護のための闘い

平和運動と言論、結社、集会の自由のための闘いとは密接不離である。わが党は平和運動という見地からも日本民主化擁護のために闘うと同時に平和運動を政治的に高める見地からこの点を重視する。

（一九五二年度運動方針書案）

第一、世界情勢の分析

（前略）

いわゆる第三勢力について

――定義、内容、強さ、展望――

（一）　第三勢力とは、米ソの対立から第三次世界戦争が起るのを阻止するために仂く一切の勢力のことである。かかるものとしての第三勢力は米国内部にも、又ソ連内部にもある。しかし概括的には、米ソ以外の世界は全体として第三勢力と規定するのが妥当である。

（一）　第三勢力の中心は、進んだ資本主義国における労仂者階級と社会主義勢力であつて、この勢力はソ連内部にもある。しかし概括的には、米ソ以外の世界は全体として第三勢力と規定するのが妥当である。

（一）　第三勢力の中心は、進んだ資本主義国における労仂者階級と社会主義勢力であつて、この勢力はソ連に対しては民主主義を代表するものとして、また、米国に対しては社会主義を代表するものとして世界における第三勢力の主勢力である。これが社会主義インターナショナルに結集され、その本隊である。

（一）　第二次世界大戦の結果、独立をかち得た諸国であつて、民族独立の感激が強く、その支配階級が極度に反動化していないところでは、その国が全体として第三勢力の重要な要素となつている。インド、ビルマ、インドネシヤ諸国および、アラブ諸地域がそれである。

（一）　いずれの地域においても、真の民主主義者と平和主義者は第三勢力の要素である。

（一）　第三勢力は、各種の傾向と利害を含み、多様なる要素からなつているが、何よりも強い伝統に基礎をおくものであり、積極的に何かをするという点では強くないとしても、戦争の防止には異常な強さをみせている。

次の如きはその例としてあげ得よう。

イ、一九五〇年末、中共の朝鮮介入により米国は原爆を使用せんとしたが英国労仂党政府の申入れでそれが不可能となつた。

ロ、マックアーサー戦略の展開は第三次世界大戦となるものとして、元帥を免職せしめた。

ハ、第三勢力の抵抗によつて、欧州再軍備計画が進行していないこと。特に日本と西ドイツの再軍備がぬきがたい障害に当面し

ていること。
ニ、中東ならびに近東におけるアラブ諸民族が基地の提供を拒んでいること。
ホ、第六回国連総会で、いわゆる小国が大国をして軍縮会議をもたしめたこと。
ヘ、日本の両条約は、世界的に大戦の危機を増大するものとして強い批判のあること。日本をして蔣介石政権を承認せしめんとする米国の動きに対する英国の強い反対などである。
（一）米国がもつている対ソ戦の基地は、ほとんど全部が米国以外の諸国の領土にあるということは第三勢力の展望にとつてきわめて重要である。リップマン等米国評論家ならびに軍事専門家は米ソの間にはさまれた国々は、平時には、米軍がその基地を演習用に使つていることについては、さして強い反対を示さないかもしれないが、しかし実戦の際には基地を貸さないであろうとすら云つている。原爆の独占が破れた現在、米軍の爆撃機が飛び出せば、必らずソ連側の報復爆撃があり、ひどい目にあうからである。イギリスの卓越せる原子物理学者ブラッケットをしていわしむれば、米ソの間にはさまれた前進基地は、将棋盤上の王将の前にある歩のようなものである。従つて、イギリス、フランス、およびスカンジナヴィヤは、アメリカの王将を守るために歩になることは御免を蒙りたいであろうと。日本もまたその例外をなすものでない。だから戦争の危機が深まれば深まる程、米ソの中間地帯の諸国は保身のため、中立政策にかわつてゆくであろう。これは世界の「平和か戦争か」のカギをいわば第三勢力が握つている点である。
（二）右のように第三勢力が強力であり、重要であればあるだけ、それを弱く、かつ分裂せしめようとする政策が、国の内外を通じてあらん限りの手が打たれるであろう。連立政権、買収、根気強い悪質きわまる宣伝、弾圧等である。日本についてみても、片山氏のサンフランシスコ会議出席、社会党右派の人々の白書による脱落と、やがて白々への顚落。政府による集団示威取締法、ゼネスト禁止法、団規法の制定準備などを見よ。
（一）第三勢力は将来においては、第三次世界大戦を阻止するに足る力を有するとはいえ、その力は不断に鍛えられねばならぬということである。第三勢力がその歴史的使命を十分にはたし得るためには、広汎に統一強化されなくてはならない。そのためには社会主義の運動と、平和の運動とを有機的に結びつけ、発展させることによつてのみ、第三勢力に筋金をいれることができるのである。
（以下略）

第二、国内情勢の分析　（略）
第三、党の性格任務と当面の闘争目標
（前略）
三、主要闘争目標
このような段階におけるわれわれの運動は次の主要闘争目標に集約できるであろう。
1、平和と独立をたたかいとるために
イ、平和四原則を具体化し全面講和達成のための講和条約改正と日米安保条約廃棄の国民運動、インド、ビルマとの講和、中共との経済提携とその承認、ソ連との漁業貿易協定の締結、
中ソ同盟条約の廃棄要求等を目標として
ロ、特に、その集中点は、平和憲法の擁護、傭兵的再軍備反対
ハ、予算、貿易をはじめ一切の自主権回復要求
ニ、特にアジア社会民主主義勢力を通じて独立民主アジアとの

提携促進

ホ、社会主義インターを通じる社会民主主義勢力の国際的連携

ヘ、恒久平和確立運動の展開

2、民主主義を守り推進するために

イ、ゼネスト禁止法、団体等規正法及び集会言論の取締り法等反動立法制定阻止

ロ、労仂法規改悪の阻止と労仂基本権の擁護推進

ハ、あらゆるかたちにおける基本的人権の擁護

ニ、農地改革と農村民主化の推進

ホ、ファッシズムと共産主義の排撃

3、経済自立と生活の安定向上のために

イ、傭兵的再軍備インフレ反対、五二年度予算闘争

ロ、大衆生活を圧迫する軍需下請協力経済反対

ハ、完全雇傭と生活の向上、及び完全な社会保障の拡充をめざす経済自立五カ年計画の推進

即ち、食糧増産、工鉱業近代化による二倍増産、国土開発等を通じた高能率高生活水準、農村と都市の均衡

ニ、経済民主化の擁護と推進

ホ、中共を含むアジア貿易の拡充、全世界との自由にして平和な経済交流促進、自立経済の達成

4、たたかう組織確立のために

イ、分裂の意義の確認と非社会民主主義要素の追放、自己批判による党風の刷新

ロ、勤労大衆を基盤とする広汎な行動的近代的な党組織の確立

―特に党活動を通ずる労農提携の促進

ハ、共闘を基調とする党と労仂組合の連携強化、組合組織の改善強化に対する党の積極協力、民主的労仂戦線統一の強化

ニ、農政と日常活動を通ずる党の農村組織確立、農民組合の組織拡充と戦線統一の援助

ホ、民主的な漁民組織の強化と党の漁民層への進出

ヘ、党の政策と世話役活動を中心とする中小企業組織化の推進

ト、特に平和運動強化のために青年婦人党員のかく得と養成、党の行動体制確立

チ、知識階級、文化人への劃期的呼びかけと協力の組織化、シンパ層の拡充

リ、有能で行動的なオルグの大量養成

5、日刊新聞の発刊と教育宣伝活動の圧倒的強化

6、組織と新聞宣伝活動と結びついた党財政の民主的な確立

7、五二年、五三年における衆議院、参議院選挙の勝利をたたかいとること

第九回大会で選ばれた新中央執行委員会は二月七日第二回中央執行委員会で次のように各局部長を決定した。

中央執行委員長	鈴木茂三郎
書記長	野溝勝
政策審議会長	和田博雄
財務委員長	原彪
顧問	松本治一郎

中央執行委員

赤松勇（愛知）足鹿覚（鳥取）猪俣浩三（新潟）稲村順三（新潟）江田三郎（岡山）大柴滋夫（東京）岡田宗司（東京）金子洋文（秋田）勝間田清一（静岡）木下源吾（北海道）佐々木更三（宮城）佐藤賢治（神奈川）佐多忠隆（鹿児島）重盛壽治（東京）島上善五郎（東京）田中織之進（和歌山）田中稔男（福岡）高田なほ子（婦人部）椿繁夫（大阪）平林剛（全専

売）藤原道子（婦人部）福田昌子（婦人部）松原喜之次（大阪）武藤運十郎（群馬）安平鹿一（愛媛）山本幸一（岐阜）八百板正（日農）岩井章（国鉄）吉田法晴（福岡）

会計監査　清沢俊英（新潟）久保田鶴松（大阪）坂本泰良（熊本）

統制委員長　成田知己（香川）

統制委員　小笠原二三男（岩手）河野平次（東京）河崎なつ（東京）木戸好和（滋賀）佐野賢治（富山）佐藤観次郎（愛知）高田次郎（北海道）星野民雄（広島）三輪貞治（宮崎）

社会新聞の廃刊と社会タイムス　政党活動において情報宣伝活動が重要な役割を果すことはいうまでもないが、従来社会党の中央機関紙としては、週刊の社会新聞が発行されていた。それが五一年の社会党分裂後もひきつづき、左派社会党の機関紙としての役割を果してきた。しかし、この社会新聞よりももつと広汎な読者層を対象とする日刊新聞を発行することが五二年早々から計画された。すなわちこの新聞の性格は、社会党、労農組織、知識人などを基盤とする進歩的大衆紙であり、機関紙的色彩をさけ、党機関紙は別に作る。組織は株式会社とし、役員会は社会党、労農組織、知識人など、株主の主なグループの意見が十分反映されるようにする。さらに編集方針は社会主義を基調として真実の報道をモットーとする。そして保守的な商業新聞によつてとざされた大衆の目をひらき、平和と独立をまもり、ファッシズムと闘う健全な世論の育成をはかることが目標である、とされていた。世話人には大内兵衛、青野季吉、高野実、鈴木茂三郎、帆足計の諸氏が選任された。

一月一一日には発起人総会がひらかれ、「社会タイムス」という仮称を決定した。発起人は学界、文壇、労仂界などをもうらし、その数は約一五〇人に上る。なお新聞の発行は三月一日から始められた。従来の「社会新聞」のかわりに「党活動」が発行されることになつた。

社会タイムスの創刊以来百日を経て、左派社会党機関紙「党活動」に次のような趣旨の主張がかかげられた。

タイムス百日の歴史は一面においてタイムスと大衆（読者）の結びつきがいちだんと緊密にならなければならないことをも要求している。中略。党ならびに社会タイムスはこのような読者大衆の要求を謙虚にかつ献身的に受けとり、そのことによつて、タイムスの一層の発展を闘いとる努力を傾けるべきであろう。しかし、いま、われわれは何にもまして社会タイムスの経営の危機に直面しており、これを打開すべき重大な任務を与えられている。この危機は中央地方における部数の増加と、なによりも紙代の回収率をたかめることによつて克服することができるのである。

第一三国会の闘争　左派社会党の第一三回国会闘争は、五二年度予算案にたいする闘いが中心であつた。すなわち約二〇〇〇億に上るぼう大な防衛関係費などを含む五二年度国家予算にたいして反対し、独自の組替へ修正案を提示した。五二年度予算であり、あたかも旧満洲国型の行政干渉が米国からくわえられたものである。二、この予算の理由は、一、この予算が非自主的な予算であり、

は、日本人を傭兵再軍備へかりたてるものである。すなわち警察予備隊経費五四〇億、海上保安庁強化七〇億計六一〇億の上さらに五一年度からの予備隊費三〇億円をくりこした大巾な再軍備費が計上されている。四、この予算にある遺家族援護費二三一億円は、実際は社会保障費ではなく、傭兵再軍備への伏線である。五、この予算は日本をアジア諸国から孤立せしめるものである。六、この予算案は日本経済の自立と再建とを阻害するものである。七、この予算案は

地方財政平衡交付金、公共事業費等の実質的事業量を縮小することによつて地方自治を破壊するものである。八、この予算案は年度半ばで大巾の補正を必要とし、またインフレの禍因を内在している。九、この予算案は税収入総額六三三五億円で二六年度よりも七二七億の自然増収を見込んでいるが、これは実質的には自然増税というべきであろうという諸点であつた。

このような批判にもとづいて五二年度予算案にたいする左派社会党の組替へ修正方針は次のようなものであつた。すなわち、一、科学的な経済の見透しにたつたところの日本経済の自立と再建を促進する。二、かつまた国民生活を安定させるところの平和的な福祉予算への徹底的な組替を要求する、という基本方針のもとに、一、防衛関係諸経費の全額削除――これによつてわれわれは一八三六億円にのぼる財源を得ることができる。二、平和回復費中ガリオア援助費返済は今までの終戦処理費と相殺し、免除されるべきことを要求する。三、外債、連合国人財産補償については、未だに中国問題、賠償問題が解決されず、全面講和が達成されない現在、国際関係からみて、時期尚早にしかも一方的に行うべきではない。我党はそれらの借換への支払延期を主張する。四、賠償支払についても慎重な態度をとるべきである。五、以上防衛支出金六五〇億円、安全保障費五六〇億円、警察予備隊経費五四〇億円、その他計一九三六億円の削除または支払延期によつて、これらの約二〇〇〇億円を次のような経済再建、社会厚生諸費にふりむけるとしている。(イ)、地方財政平衡交付金は地財委勧告、及び都道府県市町村会議の要求通りに増額すること(一五〇億円)、(ロ)公共事業は実質事業量の増加を来すごとく当面建設省原案の実現をはかるため増額(二〇〇億円)、(ハ)、特に電源開発をはじめとした基礎産業の開発近代化の長期資金投資出資増額(六五〇億円)　(ニ)、農業二割増産のための土地改良、二毛作、機械化資金等の増額(一五〇億円)　(ホ)、文化文教政策費の増額(五〇億円)　(ヘ)、社会保障費(五〇〇億円)　(ト)、中小企業長期資金確保のための投資(一〇〇億円)　(チ)、給与改善費(二〇〇億円)等である。

以上のような方針にもとづき二月二七日の衆議院本会議において田中織之進氏が反対討論に立つたが、しかし自由党によつてついに予算案は可決された。

予算にたいする闘争の他に、行われた主要なものは行政協定にたいする闘いであつた。すなわち衆院では予算委員会で、国民の生命財産に重大な関係のあるこの行政協定は国会にはかるべきであるとして政府に迫り、さらに参院予算委員会では、公聴会まで開いて国会で審議すべきであることを確認させたが、政府は言を左右にして国会の承認をもとめなかつた。国会闘争の前に二月二九日左派社会党は行政協定の破棄を要求する声明書を発表するなど国民に対する宣伝につとめ、反対機運をたかめるのに役立つた。

国会における闘争は、その他に行政機構改革の問題、選挙法の改正にひきつづき破防法との闘いに集中した。すなわち破防法が衆院本会議に提案される日(四月二四日)、左派社会党はこの法案について広く各階層の意見を求めるため、懇談会を開催した。党側からは和田破防法対策委員長、猪俣法規委員長等が出席し、団体は日本ペンクラブ、平和推進国民会議、民主婦人連盟ほか二〇団体に及んだ。和田氏を座長に、猪俣氏から破防法案についての経過を説明の後、明大教授松岡三郎氏から法律的な面からの意見の発表があり、各代表の討議が行われた。なお衆議院委員会では、猪俣議員一人が活躍し、政府委員はしばしば答弁に窮して立往生した。

さらに労仂組合の労闘ストに協力すると同時に、院内で特に参議院の国会再延長問題における自由党の失敗と縁風会の動揺をとら

え、一〇日間にわたる議事引きのばしの攻勢に出た。衆議院では自由党が絶対多数を占めるためついに一〇日間の再延長が決定し、破防法は強行通過した。

政府は破防法のみならず、労調法、労基法、公共企業体法等の法律を一括改正し、その中心に緊急調整というスト抑圧案をもりこんだが、左派社会党はこれにたいし、現行労仂諸法規中の不備な点を整備し、積極的な改正案をもつて闘つた。その基本的態度は、一、国家公務員並に地方公務員労仂者にたいし、何等基本的労仂者の検利を認めていないことに反対である。二、争議行為にたいし、第三者的性格をもつ政府がこの労使間に緊急調整制度を以て不当な介入をする態度に反対する。三、争議行為の禁止をする考えに反対である。四、を認められないし、争議行為に関する緊急調整制度の必要公益事業に関する争議行為にたいする冷却制度を廃止して、一週間程度の予告制度を採用する程度にとどめるべきである。五、調停申請却下の考え方に反対である、この運用如何によつては、団体行動権の自由に重大な影響をきたす結果になる等であつた。

以上のような国会闘争とならんで、再軍備反対闘争の一環として「日本国憲法に違反する行政処分取消しの訴訟」をおこした。この訴訟は、かねてから警察予備隊の装備、訓練、及びそれに伴う行政行為、さらに一九五一年以降の国家予算が日本国憲法の精神に背き、かつ憲法の第九条以下各項に違反する再軍備、その他が憲法違反であるとした党の主張に基くもので、正式に鈴木委員長を原告としたものであつた。

拡大中央委員会と選挙準備　社会党拡大中央委員会は六月二六日から二日間にわたり、東京永田町小学校で一七七名が出席してひらかれ、総選挙闘争方針、総選挙に公約する社会党の政策、政治力結集問題などを討議した。この委員会において千葉信参議院議員、永岡光治（全逓委員長）、占部秀男（自治労協委員長）、森島守人（元ポルトガル公使）各氏らの入党者紹介が行われた。また早大教授戒能通孝氏から激励の挨拶があつた。

この拡中委で社会民主主義政治勢力結集の問題が討議されたのは、次のような背景があつたからである。まず国鉄労組から、社会民主主義勢力結果の申し入れがあり、それにひきつづいて各労組は、統一、合同とそれぞれ表現は異るが、左派社会党を中心とする政治勢力結果についての支援を表明した。すなわち炭労全国大会は第六日の選挙綱領の中で、社会民主戦線の統一を決議した。また全専売労組では、一九五二年運動方針書で、左派社会党にたいする大量入党運動の展開を決定し、当面社会党左派への支援を通じ労仂者のための政党に拡大する。日本の民主主義勢力の拡大強化のために労仂者を中心とする社会党左右両派、労農党を含めた統合に努力することを決議した。電産労組は第七回全国大会で五二年度活動方針を決定、一、組合自体の力を結集するのは勿論、労仂者階級を中心とする民主勢力を結集し、階級政党の育成に努めなくてはならぬ、二、電産は、再軍備反対、憲法擁護、共産党と明確に一線を画すことを条件に左右社会党、労農党の統一を申し入れることを決定した。自治労協は第四回定期大会で社会党両派の統一合同を要望する決議にもとづき申し入れを行つた。その他合成化学労連でも全国大会で左派社会党支持を決議するなど、政治勢力結集の要望はほうはいとしておこつてきたが、そのような情勢のもとで「社会民主主義勢力結集具体化に関する決定」が行われたことは注目すべきことであつた。

（宣言）

吉田内閣はアメリカへの隷属と屈辱の講和を結んで以来、更にはアジアの落任者、蔣介石と組んだその外交は、まさに日本の独

立を放棄し、米ソの対立、戦争の渦中に自らを投ぜんとするものである。

かくて平和第一年の五二年度予算は戦争準備の予算となつて編成され、このために国民生活の低下は必至の情勢に進みつつある。

この公然たる憲法無視、民主政治の逆行、生活の脅威、戦争への道は日本の独立と平和を希う勤労大衆の強い反撃の叫びとなりその声はいよいよ高まらんとしている。

しかしてこれは、打続く吉田政府の政策の失敗からおこつた与論の現われであるにもかかわらず、今や政府は自らの責に口を塞ぎ、これを強権によつて圧殺せんとし、警察力の中央集権化、反動勢力破壊の破防法等々一連の弾圧法をもつてこれに対処せんとしている。このみちは戦争政治、ファッシズム政治以外の何ものでもない。

吉田内閣のこの末期的狂暴と混乱を前にして、いまわが党拡大中央委員会は開かれた。かくて吉田内閣の即時退陣、衆議院の即時解散を決定した。われわれは総選挙必勝の布陣をここに完成した。

われわれの目標は、戦争を防ぐにある。平和憲法を守るためには我党を中核とする圧倒的国会勢力を衆議院に獲得しなければならない。よつて当面する総選挙こそは独立日本の運命を決する総選挙である。

われらは必ず勝つ。

日本をアメリカの資本主義の隷属から解放し、共産主義とファシズムの暴力から護ることは日本の独立と平和のただ一つの道であり、我党の政治力結集に課せられた最大の責務である。

労働者、農民及び中小企業者、婦人と青年、多くの勤労大衆は平和を愛するわれらの味方である。

わが党は諸君のものである。

わが党は必ず勝つ。

わが党は諸君とともに反動勢力紛砕のために身を以つて闘かうものであることを茲に宣言する。

一九五二年六月二七日

日本社会党拡大中央委員会

（総選挙に公約する党の基本政策）

外交・治安

(1) 自主中立外交の確立

(2) 講和条約中の軍事条項および安保条約、行政協定の廃棄

(3) 沖縄、小笠原、千島、南樺太の返還、漁業協定等の自主的改正

(4) 国連創立精神への努力、大国の協調による平和の維持

(5) アジア諸国との交流と団結、特に社会主義インターへの発言権増大

(6) 再軍備反対のため平和憲法の擁護

(7) 総評三五〇万の組織で暴力の排除

(8) 治安警察機構は民主的な公安委員会の下に統合

貿易産業

(1) 中国を含むアジア貿易の振興による不況の打開と、経済自立の完成

(2) 戦前以上の生活水準、六〇〇万人の工業への吸収（完全雇傭）年一〇〇〇億円の社会保障を実現する経済五カ年計画の推進

(3) そのため電力一〇〇〇万KWの公営総合開発、石炭社会化五八〇万トン、鉄鋼コストの引き下げ、平和産業の拡大

財政金融

(1) 駐留軍、安保費、警察予備費等一八〇〇億円の削減、これを財源として治山治水、産業開発、社会保障、文教費の増額（再軍備か生活安定か）。

(2) 低額大衆課税の減免（基礎控除一〇万円、扶養控除一人七万円四人まで、中小企業、農漁民にも適用、それに要する財源一〇〇〇億円は特需等大資本への高度累進課税等でまかなう）。

(3) 平衡交付金五〇〇億円増額、独立財源の付与、地方起債の自由で地方財政の確立。

(4) 国家および民間資金の公共的な計画、低利な長期資金の確保。当面、国庫余裕金三二〇〇億円、手持外貨一一億ドルの計画的な動員。

(5) 外資導入や特需は政府の統制下におき、一定の制限を加え、民族産業を保護する。

中小企業

(1) 特需、官公需および大企業の不当発注、支払遅延を防止するための公正取引立法。

(2) 中小企業合理化助成法（合理化に対する減税、低利の金融、設備、貸与制度等）

(3) 協同組合組織の助成（減税、信用業務の付与、技術設備の更新助成）による全国的普及。

(4) 中小企業専門の公共金融機関の拡充、当面一〇〇〇億円の長期資金確保、労仂銀行の優先貸付。

(5) 中小企業庁の拡充。

農漁民

(1) 山林原野未開墾地の計画的な解放、新しい土地取上げと地主制度の復活阻止。軍用のための不当農地接収の禁止。

(2) 食糧五カ年で米麦九〇〇〇万石、一〇カ年で完全自給の増産計画、そのため品種改良、技術の向上等に年一六〇〇億円の農業投資。

(3) 二重価格制度と自主申告による主要食糧の国家管理、供出代金前渡し課税の免除、価格は生産費を完全に補償し、なお、農業生産の改善に役立つ額とする。

(4) 過年度災害の完全一掃、農業共済制度の国庫負担。

(5) 農林漁業金庫と信用組合で低利営農資金の完全な確保。

(6) 帝農団体の復活を阻止するため、自主的な農民組合法団体法の制定。

(7) 公海漁業の完全な自由、あらゆる国との自由的な漁業協定。

(8) 漁業協同組合の拡充と冷蔵その他の施設拡充、工業化、共販組織などによる価格の有利な安定。

(9) 水産資源保護法の制定。

(10) 封建的な歩合制度雇傭関係の一掃、漁民組織の拡充。

労仂

(1) 全物量方式による統一最低賃金制度の実現、男女同一労仂同一賃金。

(2) 家内労仂法制定と基準法の遵守、八時間労仂制の実現。

(3) 職階制の打破、民主的な職場制度と委員会の実現。

(4) 労仂運動、政治活動の完全な自由。（破防法、労仂三法改悪ゼネスト禁止法、その他の撤回）

(5) 二カ年で完全失業一掃、五カ年で六〇〇万人吸収の完全雇傭。

社会福祉

(1) 健康促進の拡充、国費負担その他による医療の国家保障。
(2) 老人、廃疾、未亡人、遺児特に戦争犠牲者の生活保障、国民年金制度の創設。
(3) 母子保護施設、保健所、温泉休養予後施設、授産事業等福祉施設の国費による全国的な普及とその法制化。
(4) 生活協同組合、連鎖店制度、農村家庭台所の合理化等国民生活近代化への国家補助。
(5) 完全な住宅保障、即ち不急ビルディングの五カ年間建築禁止、近代的な庶民住宅、アパート二〇〇万戸の増設。
(6) 完全な学校給食、育英制度、六・三制義務教育費の全額国庫負担。

文教政策

(1) 申訳的な義務教育費国庫負担法を改正して幼稚園、高等学校を含めた教育費の大幅国庫負担の実現を期する。
(2) 吉田内閣の企図している六・三制戦時生産的産業教育、徒弟教育を粉砕し、六・三制の完全実施の達成を期する。
(3) 勤労青少年の教育の充実、自由党の特権教育政策を打破し、定時制高等学校および通信教育を振興する。
(4) 六・三制校舎の建築、災害復旧国庫負担の立法措置、老朽危険校舎の改築などの急速な実現を期する。
(5) 学校給食、育英制度義務教育無償制度の確立。
(6) 学問言論思想の自由を保障する制度の確立、破防法の廃止、公務員制度の改正、大学管理法案の阻止など、学問の自由と学園の民主化をはかり、教育者の労働基本権の保障と政治活動の制限を排除することによつて憲法に保障された学問、言論、思想の自由を確立する。
(7) 教育委員会の設置単位は都道府県、五大都市にとどめ、委員の選挙制については現行の公選制を堅持し、教育委員会に財政権を与えるよう改革する。
(8) 反動教育思潮を阻止し、民主教育を確立する。修身科の復活、国民道徳実践要領漢文科復活などの逆コースを打破し、平和教育を振興する。

(選挙闘争の態勢)

(一) 選挙対策委員会の設置

速やかに各県連の選挙対策委員会を設置し七月一五日までに本部選対との有機的な関係をうちたてる。選挙開始後は、本部選対と選挙区別選対が直結する。

(二) 労農諸団体との協力関係

単産の下部組織には、こんどの選挙に、統一候補をおすとか、漠然と社会主義政党を押すというような底流がある。両条約に反対した一人の候補を推す位の決定をして貰わないと選挙対策にならない。しかし組合の協力は選挙対策の重要素だから、過大評価、過少評価を厳につつしみこの基本的態度の上に組合との協力関係を打建てる必要がある。

党本部選対としてはつぎの五つの方法を考えたい。

(1) 総評が大会で、選挙闘争方針――候補者選定の基準を明確に打出すよう努力する。
(2) 各単産の中央部と本部選対が直結する。各単組の幹部を総動員して貰つて候補者推薦の為に全国の組織をまわつて貰う。選挙開始までに次期参議員に出る単産の候補者をきめて貰つて、この衆議院選挙に活躍を願う。
(3) 県労会議（地評）を動かしてわが党候補者の支持決定を促がして貰う。これは県労会議（地評）の実情に基いて（現在全国で二〇の県労はわが党候補者を一致して推すと思われ

る）県別に対策する。

(4)　本部選対とわが党を推薦する各団体との間に選挙共闘会議（七月中完了）を設ける。各地方、選挙区にも右に準じて共闘会議をもつ。

(5)　労組、農組、一般団体の推薦をうること。

総評及び単産に対しての推薦依頼、総評と各単産の昨年度及び今年度の運動方針の基調は

1、両条約反対に基く第三勢力の結集

2、平和憲法擁護、再軍備絶対反対

3、労仂法改悪に対するスト権の確保、最低賃金制の確立

以上の三点である。この政策は党の分裂を賭してまで守つて、また我々の主張と全く一致するので我々は総評と単産がその自主性に基いて我が党候補者を形式的にも実質的にも推薦することを日本の民主主義と労仂者の生活を護るために要請する。

(三)　宣伝対策

(1)　「社会タイムス」「党活動」を利用して候補者と党政策の宣伝を行う（選挙中は「党活動」一紙になる）

(2)　統一ポスターを作成し、各区別に有料で配布する。

(四)　応援対策

(1)　選挙法で定められる自動車隊を各選挙区別に動員する。

(2)　党の主張する政策（本部作成のパンフレット一種類）選挙闘争のやり方（〃）を相当数、選挙区別に配布する。

(3)　参議院、SLクラブを中心とする文化人で本部応援隊を編成し、一定の計画に従つて各地に派遣し、主として立会演説会に出場する。

(五)　資金対策

大衆的な基礎の上に選挙闘争資金を調達する。

(1)　党員一名一〇円カンパ行う。

(2)　労組員一名カンパ（あるいはパンフレットによるカンパ）を要請する。その他は財務委員会で調達の方法を検討する。

（社会民主主義政治勢力結集具体化に関する決定）

一、社会民主主義政治勢力結集の性格、基本的態度及び方針については第九回全国大会並びに第六回中央執行委員会決議の通りとする。

一、その具体化をはかるため中央と地方と併行して運動を展開し、急速にその実現をはかるために左の方法をとる。

(A)　中央

(1)　わが党を中心とする結集申し入れをした、また結集を強く希望する諸団体との間に結集に関する推進方法、並びに政策統一等を討議するための懇談会をもつ。

(2)　右懇談会の結論を尊重して対象団体その他に強力に仂きかける。

(B)　地方

(1)　条件の成熟したところから、共同闘争を提唱し共闘機関を設けて具体的発展をはかる。

(2)　可能条件の整備を俟つて結集懇談会をもつ。

(3)　地方の結集運動は県連単位とする。

(4)　県連は、本部と緊密な連絡の上に、この運動を推進しなければならない。

（六月二八日小委決定、中央委通過）

総選挙と左派社会党　拡大中央委員会で選挙闘争態勢と、公約を決定した左派社会党は、その後、下部との連携を強化するため、総評との選挙対策についての懇談会を数次にわたつてひらいた。この懇

談会で、総評の選挙対策の促進、社会党の下部組織と労仂組合の下部機関の結びつきを強化することが決定された。

その後次のような闘争宣言が出された。

（闘争宣言）

吉田内閣は、誤れる内外諸政策の累積によつて、国民の支持を失うと共に、政府与党の内紛の激化を招来し、政局担当の能力を失い、ついに解散のやむなきに至つた。

わが党は今次総選挙に当り次の基本的態度をもつてこれにのぞむものである。

一、講和、安保両条約ならびに行政協定によつてわが国は従属国的地位におかれている。よつてわが党は真の独立を達成するための諸政策を広く国民に訴え、独立への民族の意志と力を結集する。

二、対立する米ソ両陣営のいずれかにひきずりこまれることは、戦争への途である。戦争の危機を回避することによつてのみ、日本の安全と国民生活の安定は確保される。よつてわが党は自主中立外交を強力に展開し、アジアならびに世界の平和勢力と提携し、もつて世界戦争阻止のため闘う。

三、再軍備と国民生活の安定とは両立せず、再軍備の進行は国民生活を破滅させるのみならず、かえつて間接侵略の危機を増大する。よつてわが党は他国のための軍事費を、あげて国民経済の発展と国民生活水準引上げの為の費目に充当する。

四、さらに、また、吉田内閣の下にふみにじられた民主主義を守るため、逆コース及び一切の反動勢力と闘う。

五、以上の基本方針ならびに政策を実現するためわが党独自の候補を立て、あらゆる国民大衆の総力を結集し、完全なる勝利のため闘う。

つづいて八月二九日、吉田内閣の抜きうち解散の直後、労仂者、農民、文化人によつて選挙共闘会議が結成され次のような声明を発表した。

（声明）

われわれは国民の皆さんに訴える。東条軍閥とその一味による悲惨きわまる敗戦後六年、数々の努力にかかわらず、わが祖国は以前にもました悲運に直面している。六百数十カ所の軍事基地と、第二の国軍たる事実上の再軍備が、アメリカからおしつけられ、国民生活は軍需インフレと不景気の二重の弾圧に苦しみ、人権は法律を無視してふみにじられんとしている。

このとき亡国吉田内閣は国民の信頼を失い与党内紛の結果、ついに国会解散のやむなきに至つた。この総選挙こそ日本の運命をかけたものである。

傭兵再軍備反対のために戦犯逆コースを阻止するために、すべての国民が、何ものをおいてもあらゆる力を結集して闘うべきである。その勝利はつづく政局変動のなかで、平和と独立の明るい未来へ続いている。

対立する米ソ両陣営のいずれかにひきこまれることは、戦争への途である。原子戦争の危機を回避することによつてのみ、日本の安全と国民生活の安定は確保される。自由中立の堅持こそがわれわれの唯一つの生きる途である。

われわれはそれ故に左派社会党を中心とした再軍備反対、生活安定の平和勢力にこそ唯一つの期待をよせる。今ここに、労仂者を代表した総評、耕作農民を代表した日本農民組合、日本の良心の代表たる学者、文化人とインテリ及び中小企業者の代表は、心から国民諸君に訴える。

外国のための再軍備と徴兵に反対するため、国民すべての力、

金あるものは金を、力あるものは力を、知識ある者は知識を、すべての力を結集して、この総選挙を闘いぬき、日本の平和と独立、国民生活の安定と人権を守れ。

われわれはそのため、ここに左流社会党を中心とした選挙共闘会議の全国的な拡大発展を期して、敢然として行動の段階に入る。

この選挙共闘会議とは別に、さきに破防法反対運動で結集された文化人の懇談会は、ふたたび総評議会の呼びかけもあつて、総選挙にのぞむ態度や運動方針をきめるため、九月六日、青野季吉、清水幾太郎、中島健三氏ら約五〇名が集まつて協議した結果、再軍備に賛成する者、憲法改正に賛成する者、公明選挙に違反する者には投票しないとの声明を発表し、この方針のもとに総評の選挙運動に協力することをきめた。またこの声明書を全国の文化人に呼びかけて署名をとることになつた。

総選挙は、いよいよ終盤戦に入り、左派社会党は九月一九日党員を激励するため次のように訴えた。

（全党員諸君に訴う）

総選挙戦は、すでに終盤戦にはいつた。わが党は、全分野にわたつて、湧き立つ勤労大衆の歓迎と協力のもとに、ますます好調を示し必勝の信念を、いよいよ固くさせるものがある。

終盤戦にのぞみ、全党員は、かさねてつぎの諸点について冷静かつ勇敢な態度をもつて、最後までたたかいぬかねばならない。

(1)　わが党自身の事実上の分裂をも賭けてたたかいぬいた平和四原則の主張は、両条約行政協定、ほか一七条の法律をつうじて、現実の害悪として、全国民大衆の体験として明かにされた。このことが清節を守りつづけたわが党にたいする絶大な支持の大衆的基礎である。

(2)　わが党が労仂階級を代表する総評と固く結んで、軍事費一八〇〇億を違憲として提訴し、将来にわたつて軍事予算反対を言明するにおよんで、ダレス・ライインにおどる踊子諸党に重大な打撃を与えた。彼らはあたふたと、再軍備しない（吉田）再軍備ではなく自衛隊だ（重光）、といいだした。河上右社委員長も西尾らの戦争挑発者共をかかえこんだあとで、私は再軍備に反対であると私に力こぶを入れたが、〝党としては〟と言明をさけさせるところまできた。

(3)―(4)　（略）

(5)　わが党は、いま、総評と結び、社会タイムスその他進歩的諸新聞、雑誌、学者先生らとともに、投票数のうえで、最重要な戦略点にむかつて、一切の宣伝力を集中すべきときである。最重要の地点にむかつて気狂いのように、そのエネルギーを集中すべきときである。

(6)　同時に、内外の反動政治選挙干渉にたいし、勇敢に大衆行動をもつてむくいなくてはならない。軍事予算一八〇〇億の違憲にたいする抗議を大衆運動と化し、農民、漁民、市民とともに特定な軍事基地に抗議運動をおこさなくてはならない。労仂組合勢力の賃上闘争を援助し、その先頭にたつてたたかわなくてはならない。

たたかう全党員諸君！

われわれはたしかに優位にたつている。勝利の第一歩をいまふんでいる。だが、勝利の一歩は、最後の勝利ではない。高まつた波を最後までのしあげていくところに勝利をつかみとることができるのだ。ここまで来た勝利を最後の勝利たらしめる秘訣は何か。それは、諸君が、労仂組合、農民組合その他の組織と結び、機関を動かし、その先頭にたつことである。組織で、敵とたたか

うときである。組織を動員して、大衆闘争として選挙戦をたたかいぬくときである。

動揺しはじめた政局にむかつて再軍備反対の大鉄槌を打ちおろせ。マーフィ・システムをコナミジンとしろ、そのなかからわが党を中心とする平和と独立の日本が生れでる事を確信せよ。

左派社会党の選挙綱領は次のとおりである。

（総選挙綱領）

一、米ソいずれにも組みしない自主中立の平和外交政策、戦争回避こそ最大唯一の安全保障。

二、アジア諸国との団結、中国貿易の全面的再開、経済自立による完全独立の達成。

三、ひもつき再軍備絶対反対、平和憲法の擁護。

四、軍事費の削除、国庫余裕金の活用で国民生活の安定と平和産業の拡大。

五、言論、教育、労仂運動、政治活動の完全な自由、基本的人権の確保。

選挙戦なかば九月九日日本共産党は中央指導部の名をもつて、左派社会党にたいし、総選挙戦における両党の提携を申入れてきたが、左派社会党中央執行委員会は一〇日これを拒絶した。

つづいて総選挙の終盤戦を有効に闘うため党本部では九月一七日鈴木委員長、野溝書記長、顧問松本治一郎氏、総評高野事務局長らによる最高指導会議をひらいた。この会議では、これまでの選挙闘争の自己批判が討議されるとともに、今後の態勢を確立するため次のような指導方針をうちたてた。一、既定方針にしたがい軍事予算（一八二六億二〇〇〇万円）の無効確認を求める第二次違憲提訴をさきの最高裁にたいする違憲提訴に準じ、納税義務者たる個人から一斉に各地裁に提訴する。これとともに最高裁判官の適否検査には

田中耕太郎長官をはじめ全員不適格の方針を徹底せしめる。二、九月二〇日以降総評主催で全国一斉に決行される「再軍備反対平和大会」と月末から行われる炭労、電産を主とする賃金闘争は、これを積極的に支援し、選挙後段の闘いを一だんと有利に展開する。三、共産党は党の貿易政策に対し、「社会党は自由党にならい、東南アジャ貿易を重視し、中共貿易を望まない」ような不当な宣伝をしている。党はこのデマ宣伝にたいしては積極的な政策の解明をもつて中日貿易促進の方針を徹底し、デマを粉砕する。四、これとともに党は近く「アジャ経済会議」の提唱を具体的に行う。また「アジャ労仂組合会議」についても検討の上、具体的な提唱を行う。五、直ちに各候補者にたいし原爆写真を送るが、この写真は、党の平和政策を宣伝する際には、必ずその場所に展示し、党独自の立場から有効な平和宣伝を強化する。

一〇月一日行われた総選挙の結果、左派社会党はいちじるしい躍進をみた。社会党の分裂以来左派の議席は一六にすぎなかつたが、この総選挙によつて新に四二の新議席を加え、三・六倍になつた。自由党の減数、改進党の停滞、右派の一・九倍に比較して左派社会党の進出は注目すべきものがあつた。得票数が三七〇万票にのぼつたことを見ても、左社の再軍備反対の政策が多くの大衆に支持されたことをものがたつている。なお、次点にとどまつた者は一三名の多数にのぼつた。

総選挙の終了後、中央執行委員会は次のような声明を発表した。

（声明）

内外注目の的であつた歴史的な総選挙はおわつた。全勤労階級は未曾有の結束のもとに再軍備反対、平和と生活安定を要望し賢明にも真の平和主義者と似非平和主義者とを区別し、わが党をして五八名に飛躍発展せしめた。

わが党は直ちに、社会民主主義勢力の中核として平和憲法擁護、軍事予算反対、国民生活擁護のため、徹底的な闘争を開始する。この旗のもと自由党はじめ一切の反動勢力打倒のために全勤労階級が結集されんことを切望してやまない。右声明する。

十月三日　　日本社会党中央執行委員会

選挙後の国会対策　当選した左派社会党の代議士は、一〇月九日代議士会をひらいて勢揃いし、代議士会長に武藤運十郎氏を選出した。その日ひきつづいて議員総会がひらかれ、鈴木委員長の当面の政情にたいする党の態度を示す演説が行われたのち、高野総評事務局長から「さぎと烏は一緒になれぬ。社会党は、再軍備反対のたたかいをまきおこしてもらいたい。機械的な左右統一の動きには目もくれず、まつしぐらに進んでほしい」との統一問題にたいする強い要望を含めた挨拶が行われた。この両院議員総会できめられた新役員は次のとおり。

国会対策委員長　佐々木更三（宮城）
同　副委員長　安平鹿一（愛媛）
同　同　内村清次（参議院）
両院議員総会長　木下源吾
同　副会長　猪俣浩三（新潟）

同党の国会対策委員会の名による第一五特別国会闘争の件は次の如くである。

情勢はどういまつているか
一、新しい国会の勢力配置
自由党が再び過半数を制したが、しかしこれはわずかに七名の差（三名の向背）によつて崩れさるもろいものであり、しかも吉田対鳩山派の内部対立は今後も尾をひくから、軍事予算や重要法案の成立さえも危ぶまれるところの不安定なものである。

したがつて自由党内閣はその弱体を補うため目になつた改進党内の保守派を通じて来年度予算の通過前後から保守の連携を強めるものとみられる。それは改進党内に多くの混乱をもちきたらし、簡単にはいかないであろう。

わが党は一挙に一六名から五七名（三倍半）へ躍進した。右社も二二名より五七名（二倍）前進した。したがつて野党勢力の中核指導者となつた。いままで一六名の闘争でも参院の強い圧力のもとに破防法審議に際してあれまで政府は窮地におちいつたのであるから今後の闘いは期して待つべきものがある。共産党は全敗して一人の議員もいなくなつた。それは日本の実情にそわない暴力革命戦術の致命的欠陥を露呈したものであるが、これは国会における社会主義政党としてのわが党の任務をきわめて重大なものとしている。

（以下略）

特別国会をいかに闘うか

一、首班指名に独自の候補
特別国会冒頭の内閣首班指名に対しては平和と独立の民主陣営を代表してわが党独自の候補者をたてて闘う。議長、副議長の選挙についても同じ。

野党連合を強化し、わが党が中核となつてこれを運営する。今次闘争の重要性から特に国会共闘との日常連絡を緊密にする。

一、会期は自然休会に反対、補正予算の提出を要求
この補正予算は選挙前に公約した地方税減税による赤字の補充、国鉄裁定、人事院勤告の実施（予算化）地域給その他の諸要求、米価一万円の実現等重要な原案を解決すべきものである。特に政府は安全保障費の残約四〇〇億は国会の承認を経ずに保安隊一八万への増強にあて、わずかの自然増で給与ベースの引上げを

約一〇〇〇円程度にとどめようとしている。わが党はこれに対して再軍備反対生活安定の予算補正を要求して先制攻撃をかけることが必要である。

国鉄の裁定は現行一万〇八二四円に対して一万三四〇〇円ベースが裁定された。これに対して政府は、特殊勤務手当、寒冷地給与等を含め財源一九〇億円の支払いが予算上資金上不可能であるとして国会の承認を求めようとしている。

米価一万円の要求について、次の事項を特に注意する必要がある。すなわち米価一万円が実現されると、現在推定されている年間八〇〇万石のヤミ米のうち七〇〇万石は配給ルートにのせることができ、最低三二〇〇万石は確保できる。それによつて現在輸入している高い外米一〇〇万トンは節約でき、それに要する七九二億円の所要資金と三二〇〇万円の消費者価格を現行の八四〇〇円にすえおいた場合の二重価格制補給金四一六億円を比較するとかえつて所要資金は節約できて原則として米価一万円消費者価格すえ置には、なんらの財源をも必要としない合理性を強調すべきである。

一、闘争の中心を五三年度軍事予算粉砕へ

この闘いは秋期年末労仂攻勢を主軸として各党の公約一〇〇〇億円の減税要求、年末金融措置の要求、米価の要求等とも固く結びついたところの国民的闘争である。しかもこの闘いは生活安定の要求であると同時にまた、再軍備反対、戦争反対の中心的な闘いでもある。したがつて、わが党の地方組織ですでにまき起した二度目の予算の一部軍事費は違憲であるという平和憲法擁護の平和運動とも結びついたものである（一一月三日を期して一せいに平和憲法擁護国民大会が開始されるはず）これらの大きな平和と生活安定の為の闘争のなかでわが党は予算の平和的な編成替への要求を科学的具体的な国民経済予算案として対案を提案し地方組織にまでその徹底化をはかる。この予算闘争と関連して、わが党は総評の要求する最低賃金法（八〇〇〇円の国家的保障）の立法闘争を行う。この要求もまた革命的な本質問題へと発展するであろう。

一、国民経済の平和的発展と自立のための闘い

前述のごとき一部資本家と吉田政府の戦争経済への編成替えの陰謀を粉砕するため、わが党は中国をはじめアジア貿易の平和的な振興のため国会内外においてこれの実現をはかり強力に闘う。そのため国会では兵器生産法その他に強力な反撃運動を展開し、中国アジア貿易再開運動の国会内外における組織化、その拡大、及び軍事予算の組み替えに関連して、わが党の平和的な自立経済計画案をさらに具体的に発展拡大し、これを総評その他と協力して大きな国民経済会議の運動へと発展させる。

一、中立平和外交政策のための闘い

以上の軍事予算紛砕の闘争を中核として平和憲法擁護の国民運動に加えて国会では政府の度重なる外交政策の失敗（映画原爆の議の結果の欠陥等）の追究と非武装のまま国連に加入する諸条件の検討、再軍備問題の究明等山積する諸問題の質問戦を徹底的に行い、啓蒙宣伝活動の起動力となる。さらにまた、政府自らが行政協定の改訂をいいだざるを得ない状況において、この改訂の国民的要求を拡大して廃棄にまでたかめて行くこと、同時にまた、一月のアジア社会主義インター大会にそなえて、それと関連の上にアジアと結びつく外交政策こそが日本の生きる途であることを、あらゆる方面から具体的に解明する。

以上のような国会対策と併行して、総選挙後の組織を強化するため、東北、北陸、中国、四国、九州の各地区毎にブロック会議をひらき、選挙後の組織問題について討議された。このようなブロック会議がひらかれたのは、選挙を通じて党組織がいちじるしくくたびれ、その他多くの問題が発生しているので、それらを収拾することが目的である。なかんずく、候補者を出すこともできなかつた弱小県連、支部をたて直すことが、（全国で二〇地区に及んだ）先決問題であつた。

秋季闘争と左派社会党　炭労、電産の闘争を中心とした秋季闘争にたいして、左派社会党は機関紙「党活動」を通じて次のような指示を与えた。一、闘争の背景とその意義をはつきり理解する。二、職場、居住地でビラを作り、演説会、報告会をもち、労仂者、農民、中小企業者、市民に訴える。三、党員が中心となり労仂組合を訪問して激励し、カンパを集める。四、それぞれの闘争現場を共闘に起ちあがらせるよう仂きかける。五、これを機会に平和闘争の準備をすすめる。

その後炭労争議が長期化し、深刻な様相を呈してきたのに対して、左派社会党は支援策を検討したが、二五日緊急中執委を招集して左の事項を決定し、各支部連合会、地区責任者に指令を発した。

（炭労応援に関する具体策）

1、各選挙区毎に食糧、資金の大衆カンパ運動を行う。
2、最低目標を米二俵、資金一万円とし、食糧カンパ不能地は、衣料か米に相当する金とする。
3、この運動は一二月一〇日までとし、責任者を出身議員とし、議員のいない地区はそれに準ずる者とする。
4、集約された物品、資金は別に指定する炭労に送付する。
5、責任者は右の運動を指導し、その責任を全面的に負うものとする。
6、まずポスター五万枚を至急各地区に送り宣伝活動を行う。

このような方針の具体化とならんで党役員は、直接、炭鉱その他に労仂者を激励にでかけた。たとえば野溝書記長は重盛、吉田氏と共に筑豊炭田に入り争議団の志気を鼓舞した。

しかし全体として見た場合、秋季闘争における左派社会党の活動はきわめて不充分であつたといつてよい。選挙党としての弱点が如実にあらわれ、労仂組合からの批判の声も強かつた。

第二回中央委員会　左派社会党第二回中央委員会は一一月二〇日から二日間、中央委員一〇三名を集めてひらかれた。まず佐々木総務局長が開会を宣し、「総選挙により衆議院五六名に躍進したことは、平和を求める勤労大衆が真に日本民族の危機の打開をわれわれに寄託したものである。吉田内閣はいまや封建主義を復活させ、再軍備を促進しているが、われわれはここにほうはいとして昂まりつつある電産、炭労ストを二大支柱として吉田打倒への道をひらかなければならぬ。そのためこの中央委員会は、直ちに党の日常闘争を組織し、闘かう主体を確立するために真剣な討議を起すときである」と、会議の任務を強調した。つづいて議長に淡谷悠蔵（青森）副議長に亀岡得治氏（大阪）他一名をえらび、野溝書記長の一般報告に入つた。

第一日目、社会主義政治勢力結集の態度に関する小笠原中央委員の質問にたいし、鈴木委員長は次のように答弁した。「一般的にいつて、保守勢力と対決するために社会主義的政治勢力の結集は必要である。しかしこの結集の方法には、(1)　党と党との合同。(2)　戦線という形の結合。(3)　党を中心とした結集の方法などがあり、現代においてはいわゆる社会党右派、労農党との統一は無理である。これは、わが党とこれらの勢力の間には、なお統一を促進すべき条件

が成熟していないからである。わが党の政治勢力結集の態度はあくまで、わが党を中心とした勢力の結集という立場をとつているのである。また労組の間でも社会党の統一ということの要求が出ているが、これにはかような要求を出さなければならぬ労仂組合の特殊な内部事情が仂いていると思われるし、さらに選挙に関連した素朴な統一論も出ているようであるが、しかし党としてはこんにちこれらの現象に動揺することなく、しつかりと肚をすえて自らの主体性を確立してゆきたい」（「党活動」第三七号より）。

なお中央委員会では五三年一月二一日から四日間にわたつて全国大会を開催することをきめ、またアジヤ社会党大会に代表を派遣することを決定した。

この中央委員会は、地方選出の中央委員会の出席が悪く、また新議員も殆ど出席しなかつたため、きわめて低調であつた。総評高野事務局長は、「もしも社会党がこのままの状態をつづけるとしたら労仂者は去るであろう」といつたことも大きな問題を示唆しているといつてよい。

県連の報告においても結論的に述べられたことは——

一、党が労農組織の上に立つた党でなく、選挙のための議員の党であること、それが証拠には、党員の登録が極めて少く、党費の徴集及納入率が至極悪い。

二、党の運営が中央、地方を問わず、少数の議員と一部の実力者によつてなされていること、特に財政面の確立をここにまかせていること。

三、会合も集りが悪いし、議員、特に地方議員が勝手なことをしている面が強い。

四、青年や労組の人々や市民が入党しても、これに理論を与え、行動を与えるということはない。

五、総じて党は、議員と書記局と一部の党員とによつてなりたつており、闘う主体は見ることができない。党風もない。

社会党再建全国連絡会（社会党再建派）は、この中央委員会にたいして次のような批判を行つている。「左社中央委員会では、本来二〇〇名近い中央委員が集るはずのところ出席わずか五〇名前後、それも国会議員が出入りして、やつとのことであつたではないか。この席上、高野事務局長はそのあいさつで、重大な炭労、電産の根強い闘いの状況を如実にのべたあと、これに殆ど協力らしいものすらもできない『だらしのない社会党』の現実を激しく批判して中央委員の反省を求めた。また全逓の代表もそのあいさつで『一年前の分裂後の大会に比較して、今日この中央委員会の寂しさはどうだ。これが社会党の姿であるとは思えない』といい、また中央委員の青年からも、行動力のない、口さきだけの党の現状について痛烈な質問や抗議が集中された。執行部はこれに充分答える言葉さえなかつたではないか。」さらにこのような状態をもたらしてくる本質的な問題について次のように指摘している。「それは今までの党幹部そのものが持つている本質的な右翼社会民主主義的偏向、又は政権と自らの生活安定のみを基準とした右翼日和見主義から出ている。それこそが、過去のドイツ社会民主党幹部がおかした重大な誤りと背反行為のくりかえしであり、また新世界戦争のときにおかした翼賛型社会大衆党幹部のあの誤りである。そこから、誤つた党の組織や政策が出てくるし、青年に情勢とみ力を感ぜしめない何ものかを生み出し、そこからまた普通のインテリさえも見抜くような『社会党のうしろめたさ』が生れてくるのである。」（「真の社会党はいかに闘うべきか」社会党再建全国連絡会）

第三章　社会党再建派

社会党再建派の性格と主張　社会党再建連絡全国連絡会（再建派）は、前社会党代議士、足立梅市、和田敏明氏を中心に、前社会党東京都連青年部書記長、中橋義夫氏ら（いずれも社会党を除名された人たち）によつて組織された連絡会であるが、主として社会党幹部の批判を通じて、この「愛国分子」と共産党、労農党との統一戦線の結成を呼びかけ、とくに左派社会党の左翼批判者としての役割を果している。つぎの文書は、再建連絡会の生立ち、その性格、主張をよく示しているので全文をかかげる。

（社会党を売国の党にするな）

社会党再建連絡会は、社会党ができてから今日まで、口さきだけの社会党でなく、ほんとに闘う社会党に！　アメリカや売国反動どもに、とりひきして大衆をだます社会党でなくアメリカや売国反動とたたかつていい的に闘い大衆のために献身的に闘う社会党に！　労仂者の賃上げ闘争をサボリ、会社となれあう社会党でなく！　労仂者の先頭にたつて闘う社会党に！　地主や農村ボスとぐるになつて農民の上にあぐらをかいた社会党でなく、土地とり上げに反対し、農民の土地と仕事を守つて闘う社会党に！　中小企業の味方のような顔をして実際は何もやらない社会党でなく、戦争のための重税に反対し、平和産業を興し、自由な貿易をさかんにする社会党に！　するために闘つてきました。ところが社会党内の売国的な幹部はついに昭和二十四年八月足立梅市、和田敏明の両代議士を先頭に愛国派を除名してしまいました。

国鉄の大量首切りに対し、（1）党本部の態度は消極的で、あたかも首切りを認めるようだ。（2）国鉄の悪質幹部と結んで国鉄労組の分裂工作に協力していることに反対する。（3）自由党の連立政府に応ずるような態度は止めるべきである、と主張したからです。社会党の売国的な幹部は愛国と大衆の利益を守ろうとするこの正しい主張を拒否しました。

再建派の運動はこのときから始まりました。講和運動のときも、破防法というひどい弾圧法反対闘争のときも、本当に闘いあるいは闘おうとした人々は、足立氏や和田氏と同じように次々に除名されたり、圧迫されました。

埼玉県連合会長代理の富岡義一氏は平和ヨーゴ委員会に関係しているという理由で除名され、東京都連青年部書記長中橋義夫君は「平和の鐘」という機関紙を出して活潑に闘つたために除名され、神奈川県の県連会長飛鳥田氏は良心派であるために本部からひどい圧力をうけました。

社会党は講和批准のさい総評、日農、社再派を中心とする国民大衆の大きな圧力におされて左右に分裂しました。労仂者、農民、中小企業者は社会党左派に大きな期待をかけました。しかし、いま国民大衆は「なーんだ、左派も右派も同じものじやないか」といつています。まつたくそのとおりです。ただ違うところは「左派」が右派より口だけは非常に景気のよいことをいうだけです。これは苦しい生活の中で日本民族の敵はアメリカと売国反動だということを知つた労仂者や農民を、革命的な方向に進まぬようにおさえておかねばならぬからです。結局、「左派」幹部と右派幹部は、いろいろ違つた国民の声を分担しておさえているだけで、もともとは同じものであり、かれらのご主人はアメリカと売国反動なのです。かれらは国民の中におくりこまれた民衆の敵です。「左派」幹部は革命的な言葉や、はつたりの行動で大衆の目

をくらましているだけにもつとも悪質です。しかし国民大衆は彼らからいつまでもだまされていません。労仂者、農民、進歩的中小企業者はかれらの本性がなにかということをいま、はつきり知つています。

かれらは平和を叫びながら、アジア大平洋平和会議への参加をこばんでいます。かれらは中日貿易を唱えながら、北京に代表を送ることを断つています。かれらは売国反動と行動を共にして共産党を攻撃しています。

日本を植民地にし、アメリカのために再軍備をやろうとしているアメリカと売国反動どもは、共産党が独立と平和のためにようしやなく闘うのがこわいのです。だからつくりごとや、ウソつぱちをならべてデマ宣伝をやるのです。社会党の左右幹部は売国反動と同じ穴のムジナですから共産党を攻撃するのです。共産党は国民のための忠実な仂き手であり、〝独立と平和〟のために闘う社会党の友なのです。

社会党の再建連絡会は独立と平和のために闘う政党は心を一つにして、民族統一戦線を固めて行く中心にならなければならないと考えます。

そのためには、左右社会党の中におくりこまれた売国幹部に対しては一かけらの妥協もなく断固として容赦なく闘わなければ真の社会党の再建はないし、民族統一戦線を結集することはできないと信じます。

社会党内の愛国派はこのことをいま強く感じています。常に愛国派の先頭に立つて闘われている松本治一郎氏は売国幹部の妨害をしりめにアジア大平洋平和会議に団長として参加されます。

社会党再建連絡会は、戦争か平和か、独立か植民地かの真ただ中に立つて左右社会党幹部の売国行動を心から憤り、全国の愛国的社会党、労農党、社会党再建連絡会、第一全日本の労仂者農民、中小企業者諸君！

独立と平和と民族統一戦線の旗の下に結集せよ！

一九五二年八月一五日

社会党再建派全国連絡会

（基本綱領）

一、アメリカ占領制度の撤廃と国内売国反動勢力打倒のために闘い、平和と独立と民主主義の確立を期する。

一、占領制度の撤廃と売国反動勢力に反抗し、戦争に反対しているあらゆる力を結集して国民統一戦線を達成し、民族解放連合政府をつくる。

一、日本社会党の上層幹部のフハイ、ダラクと国民の結集をハカイする裏切り工作を粉砕し、正しい社会党の再建を期する。

一、戦争収奪とファッシズムに苦しむ労仂者、農民および一般大衆の具体的要求をとりあげ、生活の安定と自由の獲得のために闘う。

再建派の活動　社会党再建連絡会は一月二六日、労農党の「階級的大衆政治勢力の大統一」の提唱にこたえ、次のごとき声明書を発表して、これを全面的に支持する旨、その態度を明らかにした。

（声　明）

……このときに当つて、国民の団結を強化し、内外反動の陰謀を粉砕する闘いを前進せしめるために、労農党が京都において提唱した左派社会党を中心とした労農党、社会党再建連絡会、第一議員クラブ等の社会主義勢力の統一と、民族解放のためのあらゆる政治勢力の結集の運動を進めることに、全幅的に賛成する。

敵は独立と平和の陣営にあらゆる分裂の工作をつづけている。われわれは勤労大衆と共にこの策謀をのり越えて統一のために努力する。

また再建連絡会は、四月一日附「社会主義新聞」紙上に、「社会党の愛国的同志に訴う」と題する声明書を発表し、左派社会党の四月三日熱海における議員総会について痛烈な非難おあびせた。すなわちこの声明の中で次のようにのべている。

もはやこの人たちの正体はハッキリした。植民地下に苦しむ国民の悲惨な生活をよそに、温泉につかって、吉田と外国権力の片棒をかつぐこと。しかも彼等の役割は仂くものの代表だというソブリと、スローガンで勤労大衆をひきつけ、外国の支配者のための戦争に日本人をかりだすことである。

国民大衆はこの人々の階級的裏切りと売国行為を断じてゆるすことはできない。ファシストたちと結んだ鈴木、和田氏らはいうまでもなく、彼らの尻にくっついてゆく売国的幹部は断乎、民族の戦線からしめだし、真の社会党再建のために直ちに立ち上らなければならない。

さらに八月には、「売国建軍宣言の吉田内閣を倒せ」という声明書を発表し、吉田首相の「予備隊は新国軍の基礎たれ」との言明、ロコッな再軍備強化宣言に反対し、予備隊即時解散、国会即時解散を呼びかけた（社会主義新聞第四二号八・二〇）。

九月七日には、サンフランシスコ条約調印一周年にあたり、「全国一斉に抗議闘争へ、全国民の統一行動」を訴える声明を発した。また一〇月一日の総選挙闘争をめざして、自由党政府打倒、右社粉砕、平和と独立の一大愛国闘争の展開を呼びかけた。さらに九月九日、日本共産党が社会党に対し、両条約と協定反対、再軍備反対の線で提携を申入れたのに対し、次の声明をもつてこれを支持した。

（声　明）

社会党再建全国連絡会は、祖国と民族の危機を救うために、社会党に対する共産党の申入れを支持する。社共両党はそれぞれ独自的立場を堅持し、互に尊重し合い、当面する反戦、独立の闘いに固く提携し、民族統一戦線の中心となつて祖国の危機にあたらねることを訴える。

一九五二年九月一〇日

同じく九月一五日には、重ねて「社、共、労、愛国諸党派に救国の団結を訴える」と題して統一戦線の結成と共同闘争を呼びかけ、二〇日には「固く提携し、民族の危機にあたらん」という提携宣言を発した。これは共産党の提携申入れを社会党が拒否したことに対し、左社の拒否理由が納得できぬとして、左社幹部の行動を非難し、社会党再建派は「国民の先頭に立つて民族の危機にあたることを約束し、そのために全愛国諸党派と提携することを宣言」したものである。

一二月七、八両日、再建派の全国代表者会議が開かれた。

第四章　労農党

「階級的大衆政治勢力大統一」の提唱　労農党は一月一五日京都市において、民主勢力結集大演説会を開催、黒田主席から、「階級的大衆政治勢力の大統一」について提案を行い、ついで別掲のごとき談話を発表した。

また、党国会議員団は、二三日帰京するや、ただちに総評およびその傘下の主要単産代表を訪問、協力を要請し、この提案実現の行動にはいつた。

（黒田主席談話）

一、吉田内閣は、先般突然「蒋介石を相手とする」一意思があると発表した。これに対しては国内はもちろん、英国はじめ諸外国にも反対の意向が強く、吉田首相の対中国政策は、かつての近衛声明の誤りを再び繰返すものである。

内政の面においても、五二年度予算に二千数百億円の再軍備費を計上し、大衆生活を破滅におとし入れようとしている。今こそ平和と独立と生活防衛のために全勤労大衆は総ケツキすべき秋である。

二、この決定的段階において、勤労大衆の陣営は、過般の社会党の分裂に禍いされて寒心すべき分裂の状態におち入ろうとしている。

三、しかしながら、他方、勤労大衆は、階級的大衆政治勢力及び労仂戦線、農民戦線を統一、強化して総反撃に立ち上らねばならぬとする要望に痛切にかり立られている。われわれは心を虚しくしてこの事実を直視しなければならぬと思う。

四、わが党はこの重大な形勢に直面し一切の利已心を捨てて大衆の利益を最高の目標として、独立と平和と生活のための闘いを進める中核となるべき社会主義政治勢力の一大結集をはかり、大統一を実現することが現下の階級的任務であると確信する。

五、この政治勢力の結集の目標は

(1)　全面講和の締結を進め、桑港両条約に反対する。

(2)　再軍備反対、平和憲法擁護

(3)　国民生活の安定

であり、当面吉田内閣の打倒に向つて全力を集中する。

六、われわれは、以上の見透しと目標の下に階級的大衆政治勢力の一大結集をめざす運動を展開することを決定し、帰京後社会党をはじめとする広汎な進歩的政治勢力、労農大衆団体、市民団体、文化団体等によびかけるつもりである。このわれわれの立ち上りには必ずや全勤労大衆の賛同と協力を得られることを確信する。

地方の党支部でも、「大統一」実現のため各労組を交えて懇談会を開き、電産、全逓、北大職組等の賛成をえた。一月三〇日には北海道地方党会議をひらき、主席提案を確認し、地方遊説その他実行運動に入つた。

第五回中央委員会　労農党中央委は三月一、二両日、東京衆院第二会議室でひらかれた。党は一九五一年一二月第四中委で、民族独立民主連合の闘争を決定し、その一環として階級的大衆政治勢力結集を提唱、実行してきたが、第五中委では、さらにその具体策と、先の中委で決定を見なかつた行動綱領の討議および近く予想される総選挙闘争方針の項を中心に論議がおこなわれた。会議の大要ならびに、宣言、綱領、行動綱領（案）はつぎのとおりである。

（第一日）　岡田春夫中執委司会のもとに、館、山下、千葉三氏議長団となり、本部会計報告、地方情勢報告ののち、木村中執委より二七年度予算案についての分析報告がなされた。

（第二日）　黒田主席は日米安保条約と行政協定の問題点を指摘して説明、つぎに木村中執委は綱領、行動綱領、両案につき提案説明し、埼玉、静岡、北海道、東京、京都等代表より熱心な発言があり、合法・非合法活動の問題、左社との関係等についてはげしい討論が交された。かくて原案の一部の字句を修正し両案を可決した。

「大統一」方針については、中原書記長から説明がなされ、各地方の本問題に関する報告があり、結局原案の中から「平和国民推進会議」にかんする一部を削つて可決した。

選挙闘争は、とくに統一候補について論議された。かくてこの第

五回中央委員会は終了したが、両日を通じて決定された事項はつぎのとおりである。

（主要決定事項）

一、本部報告、会計、調査、資料、機関紙、「大統一」の報告は全部承認さる。

二、決定された綱領案、行動綱領案は、いずれも次期全国大会に提出される中央委員会案となるが、行動綱領案は、民族独立民主連合闘争を具体化したものであることが確認された。

三、「大統一」方針は、一部修正ののち可決。

四、選挙闘争、つぎの基本的のぞき原案可決。

党統一候補をおす場合の条件を「両条約破棄」とする。

（宣　言）

さきに「講和」、「安保」両条約を締結し国際帝国主義の世界支配と、戦争計画に協力することを約した吉田政府は、さらに数日前、秘密軍事協定であり、世界でもつとも屈辱的ないわゆる「行政協定」を憲法をおかしてまでもつてあえてむすんだ。

この陰謀協定の最大のねらいは「両国政府間の協議による」というむしろ公表されない部分にある。この規定によつて内外支配勢力は、その勝手な認定と判断によつていつでも、また何事をもなすことができ、その結果日本国民はまつたく知らないままに、突如として戦争に直面させられる危険にさらされ、さらに「両国政府の協議」によつて、日本国民は自己の意志に反して無理矢理に戦争に動員されることになる。

しかも重大なことは、すでに米国は「非常時態」宣言下にあり、朝鮮では砲声と爆音がまだ絶えていないという今日の情勢の下において、この危険はきわめて切迫していることである。このような行政協定に調印することによつて、日本国土と日本国民を外国に売りわたす昨年らいの取引きを一応完了した吉田政府は、この取引を円滑に履行するために団体等規正法、労仂三法の改悪、ゼネスト禁止法の制定、弾圧機関の拡大、強化を中心とする。いわゆる行政機構改革など、ファシズム体制の復活と整備をはかつている。また駐留軍、保安隊による農地の収奪が強行されて、土地なき農民を産業予備軍にかりたてようとしている。これこそ失業者とともに農民を徴兵、傭兵の基盤とすらたくらみである。

二七年度予算案は以上のような国際的陰謀と、日本の再軍備実現のための国内計画を遂行するものであり、今日、労仂者、農民、広範な市民層、さらに資本家階級をもふくめて、すべての日本国民の苦痛は、吉田政府のかかる買弁と、戦争政策に根ざしているものである。

国際帝国主義の日本支配の絶好の道具となつているこの吉田支配体制を打倒し、平和と独立と民主主義を守る政府を樹立しなければ、日本国民は永久に救われないであろう。

労仂者農民党はこのための闘いの先頭にたつて闘うことをここに誓うものである。

一九五二年三月二日

労仂者農民党第五回中央委員会

（綱領案）

資本主義社会は、搾取される労仂者階級と搾取する資本家階級の両者を基本要素として成立つている。この中間に同じく被搾取者である、農民、インテリゲンチャ、中小商工業者等の中間層が存在し、また資本家階級と結びついて種々の搾取グループが存在している。この世紀の初めごろから、資本主義社会はその最高段階たる帝国主義の時期に入り、植民地の獲得と再分割のための戦争が次々におこり、また国内的にも国際的にも資本と生産力の集

中と集積がすすみ、独占が進行している。かくてごく少数の富める者は一切の富と享楽を占有し、社会の大多数の犠牲と貧困は極度に達している。労仂者階級が代表する被圧迫大衆の今日の悲惨な生活は、このような経済組織と社会制度が変革され、生産手段が私的所有から社会的共有にならなければ根本的に解放されない。

しかし、今日の経済的、社会的体制はあらゆる反抗に対して中央、地方の国家機構、地方自治体等一切の政治制度によつて支持され、強固に守られている。

したがつて、労仂者階級とする全被圧迫大衆によるこの政治的支配権力の打倒と、政治権力の獲得とその維持、確立が生産手段の私的所有の廃止とその社会主義化、被圧迫大衆の根本的解放の第一の条件となる。資本と生産の集中と集積＝この独占支配は労仂者階級の権力の下で社会主義的な生産の集中的支配の基礎となるのであろう。

ブルジョア支配の打倒と政治権力の獲得のためには、議会内議会外の広範な闘争が必要である。さらに獲得された権力を維持し、確立して社会主義を推進するためには、ブルジョア支配の道具としての今日の国家＝政治制度を、そのまま解放のための組織にかえることは不可能であり、貧農と同盟し、その周囲に広範な被圧迫大衆を結集した労仂者階級のヘゲモニーを強固にする新しい国家＝政治形態が絶対に必要である。このような国家＝政治体制こそ〝人間による人間の搾取〟を根絶し、〝各人の自由な発展が全体の発展の条件である〟社会主義社会建設の唯一のてことなるであろう。

労仂者農民党は以上の基本的立場と根本目標をもつて労仂者、農民、広範な市民層の闘争への組織化とその前進とその最後の勝利のために闘うものである。

（当面の行動綱領案）

今日、労仂者階級、農民、広範な市民大衆、さらに資本家階級をもふくめて日本国民が当面している情勢は民族の独立の危機である。

この危機は同時に戦争の危機と密接に関連している。すなわち今日、産業、貿易、財政、金融等あらゆる部面における日本経済の従属化は同時にその軍事化を深める条件となつており、さらに文化、教育、芸術、学問等一切の上部構造がこれに奉仕させられている。

現在日本で政治権力の最高支配は国際独占資本の手にあり、国家機構による国内支配層すなわち独占資本を先頭とする高級官僚、地主勢力、旧軍人の特殊グループ、天皇勢力はこの最高支配の下にこれに従属しつつ一部権力にタッチしている。両者の関係は、国内支配勢力が最高支配勢力に支持され、最高の支配勢力はこれを利用しつつ、その目的を追求するという関係である。

日本国土を軍事基地化し、日本経済を戦争に動員し、国民を侵略政策の犠牲に供する全計画のための礎石である桑港の両条約は、このような内外反動勢力の協同関係を基礎としてつくられたが、さらに日本国民のこれに対する不満と反抗を圧殺するために公然たるファッシズムが全政治体制の今日の特徴となつている。

かくて、一切の日本国民の生活と利益は全く無視じゆうりんされており、現在のカイライ政権に対する怨さの声は広範な階層に拡大するに至つている。

このような今日の情勢の下では、戦争をくいとめて平和をまもり、民族を隷属化より解放することが、全国民の最大の目標となる。労仂者階級の根本的解放の仕事は、労仂者階級がこの全国民

の現在の要求の貫徹のためその偉大な力を発揮して闘い、これを勝利にみちびくことによつてのみ果されるものである。

したがつて労仂者階級は農民との革命的同盟をすすめ、これを中核として広範な階層をその周囲に結集する民族解放戦線を闘いとるとともに、同盟者としての国際的民族解放闘争とくにアジア・アラブの解放戦線と固く結ばねばならない。

このような戦闘態形にしてはじめて現在の支配体制を打倒することが出来るし、また、外内よりする反撃に抗して戦争と国際的従属に断固反対し、広汎な国民大衆の生活利益を守る政府をつくる力たることができる。この道以外に日本国民は到底救われないであろう。

民族独立民主連合政府の重要政策

一、対日平和条約および日米安全保障条約の破棄宣言。
一、全占領軍の急速なる完全撤退、軍事基地の廃止、再軍備の廃止、軍需生産の廃止。
一、中ソを含む全面講和の急速な締結と平和政策の推進。
一、国家機構と地方機構の民主的変革。
一、一切の基本的人権の擁護と確立。
一、平和産業の無制限拡大、自由な通商貿易政策の実施。
一、農業改革の実施、借金奴隷廃止、再生産を償う米価の決定。
一、最低賃金制の確立、一切の奴隷的労仂条件の廃止。
一、民族の民主的文化教育の実施。

売国的勢力を孤立にみちびいてこれを打倒し、国の独立と平和を守るためのこの闘いを成功的におしすすめるために、まずそしてもつとも必要な前提条件は、社会主義戦線の今日の支離滅裂の状態を克服してこれを統一し、強力な新社会主義大衆党をつくることである。新しい社会主義党に結集された労仂者、農民、広範なる勤労者層の団結こそ、民族独立民主勢力結集の鞏固な推進力となり得るであろう。

「大統一」運動の目標　昨年来の労農党提唱による階級的大衆政治勢力大統一運動は、京都における演説会、党五中委の開催、総評はじめ各労組との懇談会等を通して、しだいに具体化してきたが、党機関紙「労農新聞」第七三号は今後の闘争目標につき次のようにのべている（要旨）。

1、闘争は新らしい段階にある

党は「大統一」の提唱を民族独立民主連合の闘争の一環としてこれをとりあげた。この基本方針は今後の新らしい展開においても変りはないが、党は第四回中委以後の新らしい情勢に応じて闘争の新たな展開をはからなければならない。

すでに大衆は昨年末吉田の売国政策に反対し、生活擁護の闘いに立上つた。この闘争はさらに大規模な形で「三月闘争」に発展しようとしている。これらの闘争は大衆の意識すると否とにかかわらず売国政策に反対する民族独立のための闘争である。民族独立民主連合の中核となるべき階級的社会主義勢力の結集はこの闘いの中から闘いとられなければならぬ。今や「提唱」ではなく、具体的に闘いとる段階である。

2、闘争の環はどこにあるか

イ、「三月闘争」に巾と深さを

吉田内閣は日本の主権を外国に売渡す日米行政協定に調印し、外国の傭兵となる予備隊の拡充をはかり、日本の再軍備計画を推し進めている。またこれらの費用は、総額八五二七億円の二一％を占める一八二〇億円におよぶ膨大な軍事予算でまかなおうとしている。しかも彼らは国民の反撃をおそれ団体等規制法など治安立法を準備し、労仂三法の改悪をたくらんでいる。（中略）

しかしこの闘争をさらに根強いものにするには賃金要求額を組合員一人一人が「自らの要求」をまとめてゆく形が望ましい。また職場闘争、職場大会の合理性を予め獲得し、これを積みあげ闘争に深みをもたせる必要がある。さらにこの闘争の巾は現在のところ労働者の闘争にかぎられている。現金、土地、供出の闘争をふくむ農民、中小企業の闘争にまで発展させる必要がある。この闘争が高度なものであればれるほど、その巾と深さを十分に持たせないと脆い闘争に終る恐れがある。

ロ、平和闘争の強化

A、平和推進会議の強化をはかれ

B、再軍備反対、徴兵反対闘争

C、中日貿易促進闘争、モスコー経済会議のカンパニヤ強化

D、統一メーデーを闘いとれ

3、統一選挙を闘いとれ

総選挙闘争　八月二八日の衆議院解散に対し、労農党国会議員団は、吉田自由党政府の非民主的解散手続と、反動的戦争政策を非難し、来るべき総選挙には日本の平和と独立のために労働者農民一般市民と提携して闘争するであろうと、次の声明書を発した。

（声　明）

吉田内閣は全国の労働者、農民の不満、抵抗、攻撃によりその売国政策を続けることができず、任期一ぱいの居すわり工作に失敗し、予算の提出、公務員の給与増額の措置、その他の主要法案の提出をおこたり解散のやむなきに至つた。

吉田内閣在任中の罪悪は日本を外国の軍事基地とする桑港両条約の締結、保安隊の設置、破防法の制定などことごとく国民を外国の奴れいにし、生活の安定を無視した戦争政策であり、そのファッショぶりは解散の手続きにおいても国会の承認を求めず憲法第七条により天皇の詔書を利用した。

わが党はきたるべき総選挙には、日本の独立と平和を望む労働者、農民、一般市民と提携し、自由党につらなるファッショ反動勢力との闘いを強力に進めるであろう。

一九五二年八月二八日

また一〇月一日の総選挙にそなえ、労農党は館（北海道）、岡田（同）、高橋（宮城）、染谷（茨城）、石野（同）、織本（千葉）、鈴木（東京）、下田（愛知）、太田（同）、黒田（岡山）、中原（同）、山原（高知）の諸氏の立候補を決定、そのほか四七名の推薦候補をきめて、九月から運動にはいつた。総選挙にのぞむ労農党の具体的政策は、つぎのとおりである。なお、総選挙の結果、労農党候補者は四名当選した。

（総選挙に臨む労農党の政策）

一、平和と独立と民主主義と生活のための基本政策

(1) 桑港両条約、行政協定の破棄、中ソを含む全面講和の締結。

(2) 全外国軍隊の撤退、全軍事基地の撤去を要求する。

(3) 朝鮮戦争の即時平和的解決に努める。

イ、一切の戦争協力政策を直ちに停止する。

ロ、休戦交渉の成立に向つて積極的協力に努める。

(4) 五大国平和会議の開催を支持し、アジア太平洋平和会議に参加する。

(5) 再軍備に反対し非武装平和憲法を擁護する。

イ、予備隊、海上保安隊の廃止

ロ、戦争宣伝の禁止

(6) 基本的人権を擁護し民主主義を確立する。

イ、破防法を始め弾圧諸法規を廃止する。

ロ、警察機構を徹底的に縮小する。
ハ、朝鮮人に対する一切の弾圧反対。
(7) 軍需生産を廃止し平和産業を無制限に拡大する。
(8) 自主的通商貿易政策を推進し対中・ソ貿易の即時全面再開を行う。

二、財政金融政策
(1) アメリカの軍事費分担金と再軍備費二千億円を減税と住宅、病院、学校の建設費にあてる。
(2) 警察費、徴税費等、弾圧費を民生費にあてる。
(3) 資金運用部資金、政府関係機関資金の軍事的使用を停止し、平和産業にたいする投資、中小企業金融にあてる。
(4) 間接税、専売、運賃、郵便、電気料金等大衆課税を徹底的に縮減し、軍需利得者にたいし高率累進特別課税を行う。
(5) 軍事的公共事業費の平和的建設費への轉換を行う。
(6) 地方財政の自主化と平和的確立
イ、義務教育費の全額国庫負担と六三制の完全実施
ロ、国政委任事務の徹底的縮減
ハ、住民生活のための地方起債を自由にする。
(7) 法人超過利得税の復活、個人・法人間特に勤労源泉課税における不均衡の是正、個人所得累進課税の徹底。
(8) 国費の乱費に対する厳罰と粛正、会計規律の確立。
(9) 日本銀行を国有化し一切の金融機関の民主的国家管理を行う。
(10) 軍需大企業に対する貸出の停止と回収。
(11) 国家資金による中小企業資金の確立。

三、産業・貿易政策
(1) 重工業を中心とする平和的産業構造を目標とする産業計画の樹立。
(2) 先進技術の自主的導入による設備の平和的近代化。
(3) 石炭、鉄鋼、電力、肥料、輸送等重要産業に対する民主的機関による指導と監督の確立。
(4) 協同組合化への指導と政府発注の増加を中心とする中小企業の保護と育成。
(5) 電力配分計画の平和的改変を前提とする電源開発の実施。
(6) 国内鉱・水・林産資源の大規模開発と長期の涵養。
(7) 大衆の消費購買力の増加による国内市場の拡大。
(8) 対中国、対ソ貿易を即時全面的に再開する。
(9) ドル依存の貿易構造を改め、アジアに重点をおく平和的・自主的貿易計画の確立。

四、農・漁業政策
(1) 自主的農業政策の樹立。
(2) 拡大再生産を保障する農産物価格の設定。
(3) 農業生産用資材の独占価格の引下げ。
(4) 農業への国家投資の増加と、農業金融の確立。
(5) 過剰外国食糧の輸入を停止し、農業生産力の向上による食糧自給政策を推進する。
(6) 山林・原野の解放、地主制度の廃止による真の農地改革の断行と、ボス支配の一掃による農村民主化の推進。
(7) 日・米・加三国漁業条約の破棄、公海自由の原則を貫徹する。
(8) 北洋・以西漁業の再開を計る。
(9) 封建的歩合制度を廃止し、漁業賃金制度の近代化を計る。
(10) 漁業改革の完全断行、中小漁民共同化の推進により漁村の民主化を計る。

(11) 農産物輸出協同組合の設立、農・漁業協同組合の民主化促進。

五、労仂政策

(1) 生活を保証する最低賃金制と八時間労仂制を確立する。
(2) 失業の防止と社会保障制度の確立。
(3) ストライキ、デモ、一切の組合活動の自由を保障する。
(4) 公務員、公企業労仂者の罷業権の確立。
(5) 特高的労仂行政の廃止、労仂者のための労仂法の制定実施。
(6) 仂く者を尊重する企業体制の確立。

六、民生安定政策

(1) 社会保障制度の拡充。
(2) 戦争犠牲者の生活の保障。

七、文化教育政策

(1) 民族民主文化の擁護と解放。
(2) 海外文化との自由な交流。
(3) 思想・学問・言論の自由の擁護。
(4) 平和教育の徹底、文教予算の大巾増加により文化・教育機構施設の充実強化を計る。
(5) 義務教育制の拡充と完全実施、教育制度の徹底的民主化。
(6) 国費制度による教育の機会均等の実施。
(7) 国立試験研究機関の大規模拡充と学者、教育者の生活の保障。

(総選挙の基本スローガン)

1、単独講和条約、日米安全保障条約、行政協定を破棄せよ。
2、全面講和、全外国軍隊の撤退、全軍事基地の撤廃、日本の完全独立。
3、再軍備反対、戦争反対、平和憲法擁護。
4、平和産業の無制限拡大、通商貿易の自主と自由。
5、基本的人権の擁護と確立、言論・集会・結社の自由。
6、農業革命の断行、貸金奴隷反対、再生産を償う米価の決定。
7、最低賃金制の確立、奴隷的労仂条件の廃止。
8、民族の民主文化・教育の実施。

第五章　共産党

破防法成立にさいしての声明　破壊活動防止法が、ついに国会を通過した七月四日、共産党国会議員団は、「抵抗なくして自由なし、抵抗なくして平和なし、抵抗なくして生活なし、抵抗こそ民族解放の道、全国民諸君、愛国的抵抗にたちあがれ」と、つぎのように訴えた。

(破防法通過にさいし全国民諸君に訴える――要旨)

破防法はついに通過した。この前代未聞の売国的弾圧法を制定したこの日を、国民は永久に忘れないであろう。国民は、破防法のために策動した売国分子の名を永久に脳裡に刻むであろう。

破防法こそは、屈辱的単講・安保両条約、日米行政協定とともに、わが国民の歴史のうえに、消えることのない汚点を印するものである。吉田政府と自由党ならびにこれに協力した裏切り分子は、米帝の手先であり売国奴である。

破防法は全国幾百万大衆の反対にもかかわらず、ついに成立した。幾千人の愛国者がこのために検挙投獄されたか。幾百人の愛国者の血潮がこのために流されたか。正確な数字をあげることができないほどおびただしい愛国者が、すでに法律制定以前に、こ

の法律によつて米日反動の兇手にたおれたのである。

破防法は、法案として審議中にもかかわらず、じつさいには実施されていたのである。七月一日、参議院本会議における吉田総理の暴言は、みずからこれを告白した。かれは、「両条約によつて政府が破防法制定への義務を負つたなどということこそ危険思想である」と放言し、この法案に反対するものは暴力団体を教唆し、煽動するものであるか。

それぱかりではない。吉田政府と自由党は、憲法をじゆうりんして不法にも会期を延長し、憲法違反であるこの法律を制定した。この意味においても破防法は不法であり、不正である。

それゆえに、国民にはこのような法律に従う義務は毫もない。米日反動どもは、血で汚れた手で勝利の祝杯をあげるであろう。しかしながら、破防法は、だんじて日本国民の革命的愛国行動を圧殺しえないであろう。なぜなら、破防法こそは、米日反動の国民にたいする不信のあらわれであり、それは犬の遠吠に似ている。

米日反動の暴力にたいして実力行動をもつてこたえよ。全国民は、米日反動によるあらゆる脅迫、買収、スパイ、弾圧、拷問を断乎として斥け、これを粉砕せねばならぬ。米帝と吉田政府に反対するすべての国民が、民族解放民主統一戦線に結集し、だんこたる愛国者的行動をおこすならば、かならず破防法は粉砕されるであろう。破防法反対闘争にたおれた愛国者の屍をこえて前進せよ。

日本共産党は、破防法通過の日を期して、全国民の革命的総抵抗運動を訴える。

日本共産党は光輝ある創立三十年の革命的伝統を守り、国民諸君の信頼のもとに諸君の先頭にたち、不屈の闘争を継続し、反動的吉田政府を打倒し、民主日本の自由と繁栄のために闘つているいつさいの進歩的・愛国的勢力を連合する新しい民族解放国民政府の樹立のために奮闘することを誓う。

抵抗なくして、自由なし！
抵抗なくして、平和なし！
抵抗なくして、生活なし！
抵抗こそ、民族解放の道！
全国民諸君、愛国的抵抗にたちあがれ！

日本共産党国会議員団

徳田球一「日本共産党三〇周年にさいして」　共産党書記長徳田球一が六月一〇日に執筆し、コミンフォルム機関紙「恒久平和のために、人民民主主義のために」七月四日号に発表された論文「日本共産党三〇周年にさいして」は国内的にも、国際的にも、きわめて重要な意義をもつた。

徳田球一は、その論文の前書きでつぎのように述べている。

現在、アメリカ帝国主義者の世界制覇の政策は、大きな障害にぶつかつている。その一つは、日本における革命運動の飛躍的発展である。

一九五二年のメーデーは、日本革命運動の発展における一つの頂点を示している。このメーデーは、全国四百カ所にわたつて四百万人を動員した。敵は、アメリカ将校の指揮する武装警察軍をもつて、全国にわたつてこのデモンストレーションを襲撃したが、それはあきらかに失敗した。東京では、アメリカ将校の指揮する一万の武装警察軍が、人民広場においてデモンストレーションを襲撃したのにたいして、一〇万の大衆がこれと激闘し、ついに双方とも数百人の死傷者をだした。

この日本人民の重大なる抵抗は、朝鮮におけるアメリカ軍の敗

戦的傾向をいつそうつよめ、日本における政治・経済組織の破綻を促進している。そして、アメリカ帝国主義者とそのついたてである日本反動勢力を動揺させている。

このことは、日本における革命運動が、極東におけるアメリカ帝国主義者の侵略政策に重大な障害物となり、これにたいして決定的役割を演ずることを示している。

それ故にこそ、このことは、国際的に大きな反響をよんでいる。

日本の革命運動がこうした成長をしたのには、日本共産党の三〇年にわたる奮闘があずかつて力があつたのである。

わが党の三〇周年にあたつて、過去の活動をかえりみて、将来の発展のたすけとしたいと一般にもつとも注目されたのは、最後の第六章で、そこにはつぎのように述べられている。

また、「徳田論文」が、一

新しい綱領の実践後、党内の反対派グループは、もはや存在の余地を失つた。きわめて小さい冒険主義のグループに堕落した「国際共産主義者団」――トロツキスト――を除いては、反対派の大部分は、すべて誤りを認めて党に復帰し、または復帰をねがつている。だから、現在では、党は、統一された意志と、統一された指導のもとに、十分な統制をたもつて成長しつつある。

しかしながら、まだ部分的には、欠陥をもつている。たとえば、とくにときどき、ストライキ、デモンストレーションを、労働者、農民の実際的要求からはなれて、指導者の好みによつておしつける傾向である。さらにまた、党の幹部たちが、ストライキ、デモンストレーションなどの実力行動のみに精力を集中して、国会や地方議会の選挙などのごとき問題を軽視する傾向である。われわれは、厳密に辛抱づよく、階級的政治教育を実施し、公然活動と非公然活動との統一に習熟して、「たたかいは国民の信頼のもとに」のスローガンを実践することによつて、この欠陥を除き、おそろしい勢いで進撃してゆく革命にたちおくれないようにする義務をもつている。

共産党中央は、「徳田書記長の論文にこたえる」アピールを発した。

なお、七月一五日の日本共産党創立三〇周年記念日には、ソ同盟共産党、中国共産党をはじめ各国共産党から、それぞれ祝電がよせられた。

（祝　電）

ソ同盟共産党中央委員会は、兄弟の党日本共産党に、その三〇周年の日にさいし、熱烈なあいさつとお祝いをおくる。

日本共産党は、労仂者階級の事業と日本国民大衆の利益のためにたたかう輝しい道をすすんできた。日本が占領者の圧制下にある現在、日本共産党は、つて、日本国民が民族的屈従をうけている現在、日本共産党だけが日本の民主勢力を結集し、日本を民族再建と真の民主主義の樹立、経済発展のひろびろとした大道へ導くことができることを確信している。

共産党の指導のもと、外国帝国主義および日本のその手先に反対する、日本の自由と独立のための全国民的闘争が強まりつつある。日本国民のこの闘いは、極東の平和のための重要な要素であり、全世界民主勢力の支持をうけている。

日本共産党は、日本国民の希望と期待をあらわしている新綱領で武装されて、党の三〇周年記念日をむかえた。この綱領にもとづいて、党はその戦列の団結を成功的に強めているが、これは、日本の進歩勢力が勝利する第一の条件である。

日本共産党員が、光栄ある道で、あたらしい成功をおさめるようのぞむ。

ソ同盟と日本の両国民の親善万才！

兄弟の党日本共産党万才！

ソ同盟共産党中央委員会

（祝　電）

日本共産党の成立三〇周年にあたり、われわれは英雄的に闘争している日本共産党の全党員および日本人民に心から熱烈にお祝いを申しあげる。

日本帝国主義は、かつて、中国および太平洋を侵略する戦争をひきおこし、中国の人民および太平洋地域の人民に莫大な損害をあたえ、同時に、日本人民にも、ひじように大きな災害をあたえた。現在、アメリカ帝国主義は、日本をひきつづき占領し、日本軍国主義を復活し、日本をもういちどあたらしい戦争の温床にしようとしている。このことは、中国人民およびアジア太平洋地域の人民に、あたらしい戦争の脅威をもたらし、また日本人民にもあたらしい災害をもたらすものである。

外国の占領下で、また反動政府の圧迫のもとで、深刻な苦しみをなめている日本人民にたいし、中国人民はふかい同情をよせている。中国人民は、日本が独立した、民主的な、平和な、繁栄する国家となることを希望するとともに、中日両国人民が、平和的につきあい、平等の立場で協同しあい、互恵の通商をし、おたがいに尊敬しあう隣同志としての関係をうちたてることを希望する。われわれは、日本の人民が外国の占領に反対し、民族の独立をたかいとる闘争で勝利をかちとることをいのる。われわれは、日本人民が反動支配に反対し、人民の民主的自由をたたかいとる闘争で、勝利をたたかいとるようにいのる。われわれは、日本の人民がアジアの平和をたたかいとり、戦争の脅威に反対する闘争のなかで勝利をたたかいとるようにいのるものである。

総評大会の評価　七月二二日から三日間、東京でひらかれた総評第三回大会にたいして、共産党中央機関紙「アカハタ」七月三〇日号は、つぎのような主張をかかげた。

（総評よ、さらに前進せよ――要旨）

総評大会は、われわれの予想どおり、左派の勝利におわった。まずは左派の諸君おめでとうと申しあげる。左派勝利の根本は、日本の労仂者、国民ぜんたいにみなぎる平和、独立の政策にたつたからだ。左派の勝利は、四回にわたるゼネストをもつて、労仂者の権利と国民の利益をまもつて闘つた当然の賜物だ。

しかし、この左派の勝利が、左派社会党の指導の結果だなどと思いあがつたら、とんでもないまちがい、大笑いだ。労仂者階級ぜんたいの成長の反映なのである。

右派の正体が、はつきり大衆の前で批判にかけられただけでも、この大会は大きな収獲を日本の労仂運動にもたらした。

総評大会は、商業紙がいうように、日本労仂運動内部の左右の対立、指導権のとりあいに意義があるのでなく、日本労仂運動の統一のありかた、これが内外の階級関係におよぼす政治的影響について意義があるのである。

大会は、右派の国際的規模にたつての分裂政策を排除することに成功したが、左派自体のなかにある派閥性を克服できなかつた。

労働組合から政党支持の自由を奪おうとした左派社会党のみにくい利己主義分裂的意図は見破れない。口先きにだまされ、この選挙対策を決定したことがそれである。この政策は取下げるべきである。わが党を自由党と同列におき、わが党と仲党、または無所属、大衆団体推薦の共同統一候補を支援せぬ決定は、あきらかに左派社会党の党派心のみにくいあらわれであり、傘下の労組を左派社会党の選挙の足に独占しようという意図のあらわれである。

大会を支配し、勝利にみちびいたものは、平和を愛好する代議員の圧倒的要求であつた。これが右派を圧倒したばかりでなく、ドル箱をかついで大会を買収にきたタウンゼント、デヴェラル、米大使館労働担当官コロシモウを、失望のどん底におとしいれた。さらに、アジアの労働者は、植民地をもち植民地の搾取のわけまえにあずかる労働者の側にたつのでなく、搾られる方の側に、搾取者を打倒した者の側に団結するのが当然なんだという感情が、いつさいの発言の底になながれる大会感情をつくつたことである。この二つは、日本の労働者の大きな前進である。国際自由労連への一本加盟の否決も、この自覚からきたものであり、大きな成果の一つである。

労闘方式を確立して、産業別・地方別共闘組織による闘争形態を確認したことも、大きな成果の一つである。愛労右派の勢力は、労闘形態を中止して、総評一本で闘えという分裂方式をだして、終始一貫した。これによつて、かれらが資本家階級の利益を代表している犬どもだということを大衆の前で明白にした。これは、最低賃金の基準のだしかたの問題は別として、全物量制による賃金綱領を確認したことともに大きな成果の一つである。

総評はこの大会で、アメリカ帝国主義者の下僕らの売国的労働組合指導から片足だけぬけだした。大きな前進だが、まだ片足は国際自由労連を通じて西欧社会民主主義者ににぎられている。油断はならない。

総評を中心とする全日本労働組合の統一の前進万才。

総選挙闘争　一〇月一日におこなわれた総選挙にさいして、共産党の公表した重要な方針、スローガンは、つぎのとおりである。

（選挙に臨む一般方針）

一、国民統一選挙を闘いとる。このため、党は、吉田自由党内閣打倒に賛成するすべての民主政党、政派、すべての愛国人士、すべての愛国組織とかたく結合する。このさい、各党派は独自的に活動し、相互の批判は自由におこなう。批判を理由にして分裂を企図するものにたいしては容赦なくたたかう。行動には行動をもつて、政策には政策をもつてたたかう。

二、国民を分裂さす政策とはだんこたたかう。このためには左右社会党の分裂政策にたいしてかしやくのない批判をなし、大衆の行動の統一でもつて、社会党員が統一行動をせざるを得ぬように圧力をくわえる。

三、統一、結合、提携の基準は、わが党の示す民族解放民主統一戦線選挙綱領である。この項目の一つにでも賛成するものとは、提携してたたかう。さらに、行動の統一に賛成したものとは固く団結する。

四、自由党（改進党反動派をふくむ）を崩壊させることに努力をむけなければならない。自由党陣営の分裂を促進し、その良心分子を脱党せしめる工作をやるべきである。

五、今回の選挙は、わが党ならびに愛国党にたいする猛烈なる干渉、選挙妨害に終始する暴力選挙と化するとともに、露骨なる買収選挙となるであろうことは、いくたの事前運動をみても明白であろう。このために公明選挙国民実行委員会のごときもの

を独自につくりだし、大衆的組織と行動をもつて、だいたんな摘発部隊の行動を指導せねばならない。

六、これを要するに、国民統一選挙闘争は、わが党選挙綱領を中心に、国民すべての行動を統一するため、他党派にたいしては和協と攻撃の両手段をだいたんに使い、大衆にたいしてはあくまで忠実にその要求を受けいれ、かつわが党独自の活動を強化しつつ、党利己心を捨て、国民統一なくして民族解放の成功なし、わが党の勝利なくして国民統一なしの確信をもつて、全党が選挙闘争のためにたちあがることである。

（民族解放民主統一戦線選挙綱領）

一、単独講和条約、日米安全保障条約、日米行政協定破棄。日米漁業協定破棄。ポツダム宣言の完全実施。

二、中ソをふくめた全面講和、五大国平和協定の締結。

三、再軍備傭兵化反対。軍事基地の撤去。全占領軍の撤退。

四、すべての国との自由、平等、互恵の貿易関係。

五、いつさいの愛国平和運動の自由。破防法破棄。ゼネスト禁止法、デモ取締法等治安法反対。選挙法改悪反対。憲法改悪反対。

六、国民生活の改善。戦争のための重税の廃止、物価引下げ。民族文化、教育の擁護。

七、仂く農民に土地を。農(漁)民にたいする封建的搾取と圧迫反対。土地取上げ反対。強制供出反対。ひきあう農産物価。農(漁)民に必要な営農漁資金。

八、八時間労仂制。失業反対。労仂強化反対。生活できる賃金。

九、平和産業の自由な発展。戦時的統制経済反対。軍需生産反対。企業家と商人にたいする資金、資材、電力、市場の保障。完全な社会保障制度の確立。

十、売国自由党政府の打倒。民族解放連立政府の樹立。

（申入れ書――要旨）

共産党がとくに貴党に提携を提議するのは、両党がともに労仂者、農民、勤労市民、進歩的インテリゲンチャに強い支持と影響をもつているからである。もし、両党の提携が成功するなら国民を固く統一することができる。両党の固い提携こそ、今日の民族の危機を救い、全国民に明るい希望を与える鍵であると信ずる。両党には性格、綱領の相違がある。たとえば外交政策において も、貴党はソ同盟を侵略のおそれあるものとして中立政策をとつておられるが、わが党は、ソ同盟はポツダム宣言の厳正実施を要求し、サンフランシスコ両条約に反対しているのを知つているがゆえに、わが民族の独立と国家の民主化にとつて、新中国とともに、もつとも親しい友であると考えている。

しかしこの相違も、今日、国民の最大の不幸である両条約と行政協定の破棄のための闘いには、一致協同することが可能であると信ずる。

もし、この提案に賛成くださるなら、両党の選挙綱領にもとづいて、具体的な共同行動のための調査、とりきめをおこなう用意があることを申添えておきます。

九月九日

日本共産党中央指導部

（回答）

貴党の申し入れ確かに拝見致しました。貴党の申し入れには、

貴党とわが党とは本質的には相違がないから、共同闘争の可能性はあるという趣旨の事が書いてありましたが、わが党は、本質的に相違しますから、全く共同闘争の可能性はなく、したがつて貴党の提議に賛同することはできません。その理由は次の各項であります。

一、わが党の平和に対する基本的立場は「米ソいずれにも属さない自主中立こそが最大の安全保障」という点にありますが貴党は明らかに申し入れの文書でもソ連一辺倒の立場にたつております。またたとえば日印条約についても、わが党はこれを平和的かつ友好的な条約と認め賛成致しましたが、貴党はこれに反対して中立勢力に攻撃を加えております。かかる点から、同じように桑港両条約反対と申しましても、平和についての基本的観点が相違しているため、その各々の戦術においてすら、明白な相違点が現われてくるので共同闘争は不可能であります。

二、たとえば、再軍備反対に致しましても、貴党の立場はアメリカの為の再軍備に反対でありますが、ソ連のいう再軍備（桑港講和会議における グロムイコ提案）には賛成しております。しかも現に五全協その他の文書及び各種の貴党の行動は明らかに武力闘争の方向を指向しているものの如くであります。この点におきまして、あくまで議会を中心とした民主主義的、平和的手段によることを党是としておるわが党が絶対に賛成し得ないところの基本点であります。

以上のような二つの基本的相違点から致しまして、両党の共闘は不可能であり、もし無理にもそのようなことをするならば、労仂組合の全国的組織である総評三五〇万は、貴党の実情に即しない武力闘争方針によつて未曾有の混乱を受け、反つて国民大衆にとつて大きな損害となることは明らかであります。かかる点からして、懇切な申し入れではありますが、共闘不可能であることを回答致します。

九月一〇日

日本社会党中央執行委員会

（一左派社会党への申入れ」拒否にたいする声明）

(一)　左派社会党の幹部諸君は、わが党が誠意をもつて申入れた、率直な提議を拒否した。わが党はこれを全国民のためにきわめて遺憾に思うものである。

(二)　拒否の理由は、平和問題、再軍備問題、闘争手段等についてて、わが党と見解を異にする、というにあるが、率直にいつて、これは単に口実にすぎないと思う。なぜなら、申入れ書にも明らかにしめしてあるように、両党の見解、立場の相違にもかかわらず、今日のわが国の情勢、特にこの総選挙戦に於ては、両党が固く相提携しなければならない理由が存在するからである。わが民族の危機と、わが国民の現状を考えるならば国民の進歩的勢力を代表する両党がいつさいのゆきがかり、いつさいの見解の相違をのりこえて提携することは国民にたいする忠実な責務である。

強大な敵、米・日反動勢力と闘うためには、味方の内部における矛盾の相違点は小さなものである。

左派社会党幹部諸君の回答は、このことを正しくみようとせず、いぜんとして両党の見解の相違を楯として拒否の理由としている。それは今日の民族の危機と国民の状態よりも、一党一派の見解の方を重しとする態度である。

民族と国民は、一党一派のために存在するものではない。反対に政党は民族と国民のために存在するものである。

わが党の提議は、一貫してこの見地からおこなわれている。

(三)　左派社会党の幹部諸君は、現実を直視するのを回避している。今日、日本がアメリカの占領下にあり、その指揮のもとに、吉田一味を中心とする天皇制軍国主義の復活が、急速かつ公然と押しすすめられていることに眼をふさごうとしている。国民が急速に戦争にひきずりこまれつつあることに正面から立ちむかおうとせず、消極的な態度をとつている。再軍備反対は、同時に米・日反動勢力との断乎たる闘争なしには不可能であることに、眼をふさごうとしている。労仂者、農民、勤労市民、インテリゲンチヤ、大小の実業家のすべてが、このために苦しめられている事実と本質をえぐりだすのを回避している。

サンフランシスコ両条約と行政協定が、国民の苦しみの根源であることを率直に認めようとせず、なし崩しに反対することによつて事態が改善されるかのような幻想を国民に与えようとしている。

(四)　左派社会党の幹部諸君は、外にたいする軍国主義者の侵略主義が、同時に内にたいする彼らの国民への暴力支配であることも故意にそらしている。

左派社会党の幹部諸君はもうすでにあの惨虐な戦争時代の支配階級の支配のやり方を自らも忘れ、また国民にも忘れさせようとしている。天皇制の東条のとつたアジア・太平洋の諸民族にたいする侵略戦争が同時に国民にたいしては憲兵と刑務所と、そして大本営でしばりつけた暴力支配であつたこと、国民の自由、民主主義の一かけらでも奪いつくしたことを忘れてしまつている。そのときにも議会は厳然として存在したのだ。それは東条の支配の道具として、しかも、今日ではアメリカの支配下にそれが再び行われつつある。国民の固い団結と軍国主義反動勢力と闘う実力闘争組織の基礎なしには、議会だけを通じて平和と独立と自由を闘いとり得ないことは、明白な事実であります、全国民は一〇年間の戦争を通じてこれを体験しているではないか。

諸君の議会主義は、アメリカと吉田一派に歓迎されるであろう。なぜなら、新しい東条の翼賛議会への露払いの役割を諸君が果しているからである。

国民の先頭に立つて闘う共産党にたいして反動勢力とともに悪意とデマの攻撃を行い、両党の固い提携を拒むことによつて諸君の安全が保れようと考えるのはナンセンスである。外濠を埋められれば内濠を埋められることわりを忘れてはならない。

米・日反動勢力は国民の団結を崩すためにいま諸君を利用し育成さえしている。そして用事がすめばちりあくたのようにすて去られる運命にある。過去の経験を胸に手をあてて考えてみたまえ。

諸君が、国民にたいして一かけらの愛国的良心でもあるならばわが党と敢然と手を握るべきだ。しからずんば、いま戦犯委員長をいただいている右派社会党幹部のように公然と、米・日反動の味方としての態度を表明すべきである。

この重大な時期において諸君は自らそのいずれかを選ぶべきに立つている。それ故にこそ、わが党は諸君に誠意をもつて提言し、誠意をもつて批判しべんたつしているのである。これは一に民族の独立を念願する国民に対する崇高な義務観念の至情から出ているものであることを理解されたい。

今日澎湃とわき起つている広汎な国民大衆の愛国的情熱に不動の信頼をおき、平和を要求する国民の情熱に耳を傾け、自由を求める国民の果敢な抵抗に依拠し、さらに世界の平和愛好勢力の強大な力の根拠を理解するならば、諸君の不決断、不明確は一掃されるであろう。これら諸君の態度はすべて勇気をもつて真実を理

解し国民の為に献身することに不忠実であるところからきている。

これが、わが党との提携を拒んでいる本当の理由である。

(ロ)　左派社会党の幹部諸君は、故意に、ソ同盟や新中国を国民にゆがめて見せるのに憂身をやつしている。彼らは昨年のサンフランシスコ会議で、ソ同盟代表が日本をますます苦しめる両条約と行政協定に断乎と反対して、わが国民の味方となつて闘つてくれた努力を故意に誹謗している。そしてグロムイコ氏の再軍備論を歪曲している。いままた、国連総会で国連への日本の単独加盟に反対しているソ同盟の真意をまげている。もし、いまのようなアメリカに占領されたままの日本が売国吉田内閣のもとで、単独で国連に加入するならば、たちまち国連協力の名において、日本国民が朝鮮戦線に動員され、アジア侵略の道具に使われることは、みえすいた道行きである。アメリカが強引に日本を国連のワクにとじこめようとしているのは、そのためであることは、みえすいた策略である。だからこそ日本の完全な独立と民主化――ポツダム宣言の厳正実施――なしに、日本が国連に加盟することは、国民にとつて最大の不幸となり、同時にアジア諸民族への重大な不信をもたらすものである。ソ同盟は日本国民の味方となり、アジアの平和、世界の平和のために奮闘してくれているのである。このことを、わが国民に徹底的に理解させることは、真に国民に立脚する政党として当然の義務である。ソ同盟は一貫して、ポツダム宣言の実施を厳然として堅持していることを、左派社会党の幹部諸君は故意にまげている。

(ハ)　さらに左派社会党の幹部諸君は、彼ら自身の一枚看板である「平和憲法の擁護」と、反ソ同盟的態度が、全く矛盾していることを理解しようとしていない。

今日の平和憲法の成り立ちが、戦後における国際勢力の力の均衡のうえに、不十分ながらも、一応日本の民主化の道程を打立てたものであつたことを否定するわけにはゆくまい。すなわち今日の平和憲法は当時のソ同盟の力が進歩的作用を果して成り立つたものであることは、否定できない事実ではないか。

この憲法を否定し、この憲法を改悪し、いわゆる逆コースを強行しようとする機運は、何によつてひき起されているかを冷静に判断する必要がある。それは明らかに朝鮮への侵略行為を一つの契機とし、さらにサンフランシスコ両条約と行政協定の締結と発効に基礎をおいたアメリカと日本の反動勢力ではないか。左派社会党の幹部諸君が、その呼号する平和憲法を守ろうとするならば、ソ同盟――新中国と日本国民のキンミツな提携のうえに立たずして、果して可能であるかどうかを考えてみるがよい。

このような情勢にあるにもかかわらず、ソ同盟にたいして故意のデマをもつてむくいようとするのは、諸君自身の平和憲法をすら否定する道に通ずるではないか。

諸君のいうサンフランシスコ会議でのグロムイコ代表の演説も、全面講和のもとでの再軍備問題であることを歪曲している。一個の政党が、自らかかげた綱領を、その実行の面において逆の方向にすすめることは、あきらかに国民に対する背信行為である。

(ニ)　さらに貿易問題についても一言しよう。

左派社会党の幹部諸君は北京における日中貿易協定をもつて、帆足氏らの帰国後、急に日中貿易のことをとりたてはじめている。しかもそれまでほとんど何らの努力をせず、わが党と先進的有志の諸君が、率先して日中貿易、日ソ貿易、国際経済会議につ

いて困難な闘いを進めているときに、つねに妨害してきながら、帆足氏らが成果を持ち帰つたとみると、ただちにそれを独占しようと、あまり公明でない振舞いに出ている。

わが党は、諸君が帆足氏らのもち帰つた成果を、積極的にとりあげられるのには双手をあげて賛成する。しかし、これを一党の独占――一党の利益に従属させようとするのには断じて反対する。なぜなら日中貿易協定は、一党一派のものではなく、中国人民と日本国民全体のものであるからだ。だからこそ、わが党は、日中貿易促進に関しては、終始一貫、利己心なく献身的に全国民の統一によつて闘いとろうとしているのである。

しかるに諸君は、つねにこれを妨害し、戦線を分裂してきているではないか。たとえば、日中貿易促進のために、各階層の人士が大同団結しようとしているとき、別にアジア貿易促進協議会を別個に、しかも同じ階層の人たちを誘つてつくり、日中貿易の具体的促進を妨げてきたりして、事実上、諸君の企ては失敗しているような事実があるではないか。

また他の一例をとつてみても、帆足氏らの帰国後、諸君はいつたい何をやつたのか。大阪での集会のときに際しても、諸君の一人である幹部が、帆足氏が大衆の集会に出るのを極力妨害し、ひそかに諸君だけが集めた一部の業者だけの集りに帆足氏を利用しようとしたではないか。しかも諸君の幹部の一部の人は、これら業者から、これをネタに、献金さえさせているではないか。

帆足氏は左派社会党の党員である。しかし、帆足氏のとりきめてきた日中貿易協定は、中国人民と日本国民のものである。これは断じて一党一派の利害に届するものではない。国民の公党として、これくらいの常識をわきまえておくことも必要であると、われわれは信ずる。さらに諸君はアジア貿易のことを口にされる。われわれは、そのこと自体には反対するものではない。否、われわれはさらに自由な国際的貿易をねがつているが、重要な綱領の一カ条としても明示されているアジア貿易論が、アメリカと吉田一味のお先棒かつぎにならなければ幸いだとわれわれは願つている。たとえば最近迄、貴党の勝間田氏がビルマに派遣されて、ビルマ米輸入のことについて斡旋しておられるときく。われわれは、これについて深い不安の念をもつている。なぜならこれは、吉田内閣の政策と合致していて、わが国の農民を戦争政策のため破滅に追いやり、わが国の産米を戦争の備蓄米として収奪し、アメリカと一部の業者の利益のために外米を輸入し、わが国民に高い、食えない外米を強制しようとするのは、明らかに吉田内閣の政策ではないか。こんなことが、わが国民の食糧政策であつてよいはずはない。

われわれは貴党の和田博雄氏らが、吉田を通じ、このような政策を推進しているという情報を入手している。そしてさらに、これに附随して、日本の戦犯分子をビルマに送り込む手伝いをしているという情報も入手している。これが誤報であれば幸いだ。

諸君が唱えるアジア貿易なるものが、このような内容をもつものであるならば、わが党は、これは国民をあやまらせるものとして断乎として反対せざるを得ない。

諸君がことごとに、日中貿易、日ソ貿易、国際貿易の促進に、全国民の戦線を統一する運動に水をさし、妨害し、分裂させるような行動をとつてきていることにたいし、わが党はつねに深刻な不安の念をもちつづけ、忍耐づよく統一への努力をつづけてきた。今後もわれわれは忍耐づよく統一への努力をつづけてゆくであろう。これにたいして諸君は態度を明らかにする義務がある。国民に味方するか、それとも吉田に味方するか。諸君は何れかの道を

選ばなければならない。

(八)　今や、労仂者諸君は、深刻な生活の不安と、自由のない奴隷状態に追いこまれている。そして、産業は軍事的再編成のために、ますます跛行的となり、平和産業・中小企業の工場閉鎖、企業縮小は増大し労仂者は失業と首切の現実におそわれている。それとともに民族資本家の苦悩も深刻になつている。

こうした情勢のもとで、労仂者大衆は、賃金要求、首切、失業反対、中小企業・平和産業を守れ、日中貿易の即時実施を要求して、広汎な闘争に立ち上つている。

これらはすべて、アメリカの占領に反対し、天皇制軍国主義の復活に反対する闘争とかたく結びついているものである。

したがつて、これらの闘争は、今回の総選挙とかたく結びついているものである。わが党はこれらの労仂者の要求と闘争を積極的に支持し、発展させることに努力している。

しかるに、諸君のなかの一部のものは、選挙中はストライキをやるな、ストライキをやれば中間層の票がにげると、労仂組合の幹部諸君に要求している事実がある。これが他面においては、わが国最大の連合組織である総評に、左派社会党の一辺倒支持を要求していることに結びついている。

これは、まつたく労仂者階級にたいする侮辱であるとともに、いわゆる中間層――全国民にたいする侮辱でもある。なぜなら、闘わない選挙、すなわち、日米・日反動勢力を援ける選挙を意味するからだ。これは全く、左派社会党幹部諸君の党(しかも幹部の党)のみあつて労仂者階級を無視した利己的背信行爲ではないか。

しかも、かかる背信行爲をおこないながら、わが党の真剣な労仂組合戦闘化のための闘いを、総評を混乱にみちびき、国民に損害をあたえるものと僞瞞している。

(九)　左派社会党とわが党の固い提携こそが、今日の民族の危機を救ううえに、もつとも重要な鍵となつていることを、わが党は申入れの中で明かに指摘した。

この考えは、申入れを拒否された今日においてもかわりはない。そして、提携は可能であるとわれわれは固く信じている。なぜなら良心的な社会党員諸君ならびに広汎な労仂者、農民、勤労市民、インテリゲンチャ、民族資本家の国民大衆は、わが党のこの考えを、つよく支持してくれると確信するからである。

両党の提携のため、全国民の大同団結――民族解放民主統一戦線の発展のため、平和と独立と自由の国民の勝利のために、わが党はいかなる困難をもおかして奮闘するだろう。

そのためには、両党の団結、国民の団結に反対する左派社会党の一部幹部諸君に、わが党は警告を発して反省をうながさざるをえない。

今日、民族の危機に際して、両党の提携をはばむ積極的な理由は何ものもない。

それをはばむものは、明らかにアメリカ帝国主義・吉田一味に通ずる右派社会党幹部と同類に属する一部の左派幹部諸君のみである。

左派社会党にこのような幹部の存在を許すことは、左派社会党のためにも、国民のためにも、最大の不祥事である。

わが党は、良心的社会党員および全国民とかたく手をにぎり、このような反動的異質分子の批判と排除に、積極的努力をつくすであろう。

これは、わが党の労仂者階級と国民にたいする義務であると信ずる。

九月一二日

日本共産党中央指導部

第二二回中央委員会総会　総選挙後、一〇月中に共産党第二二回中央委員会総会がひらかれた(日時は公表されていない)。この会議では、総選挙闘争に一人の当選者もだせなかつたことに対する自己批判がおこなわれ(同会議決定「総選挙闘争をおわつて、その教訓にまなべ」)、さらに「党内教育の方針」が採択されたが、もつとも重要な意義をもつたのは、「軍国主義の復活に反対し、吉田政府打倒に、全国民の統一を強化せよ」と題する新方針であつた。

(軍国主義の復活に反対し、吉田政府打倒に、全国民の統一を強化せよ—要旨)

(一)　わが国をめぐる情勢が、世界およびアジア諸民族の平和と独立と民主主義をまもるたたかいの焦点となつていることは、さいきんの情勢の進展にともなつて、ますます明白な事実となつて証明されている。

いま、アメリカの戦争屋どもがねらつている方法は、植民地や従属国の人民、とくに全面的に日本と朝鮮の人民を、吉田や李承晩の反動どもをそそのかして、肉弾として戦場にかりたてて、その背後でたつぷりうまい汁をすおうとたくらんでいることである。

かれらは、いま、わが国にたいして、猛烈ないきおいで軍事的支配をつよめてきている。サンフランシスコでとりむすばれた二つの亡国条約と、それにもとづいてとりきめられた行政協定は、これを実行する道具として、わが国民に強制したものである。

わが国の吉田政府に代表される、ひとにぎりの反動勢力は、アメリカの戦争屋どもにまもられて、一方では、アメリカの御主人への奉仕のため、他方では、昔の勢力の再現をゆめみて、軍国主義の復活にいますべての力を集中している。

(二)　だが、このような米・日反動どもの計画は、はたして成功するだろうか。否、だんじてそれは成功しないだろう。かならずそれは失敗する。なぜなら、かれらの計画は、根本的な矛盾をもつているからである。そのもつとも大きな矛盾は、わが国民がかれらの計画に強く反対していることである。そのうえ、アジアと世界の諸民族が強くかれらの計画に反対していることである。反動どもは、この反対をおさえるために、脅迫とごまかしのデマをもつて、この巨大な勢力をかれらの計画にひきずりこもうとするが、この矛盾はけつしてとりのぞかれないばかりか、かえつて深まるばかりである。この矛盾は、戦争によつて解決されるものでなく、平和と諸民族の解放によつてのみ解決される矛盾である。

(三)　(略)

(四)　米・日反動勢力は、亡国両条約と行政協定によつて、公然とわが国土にアメリカの軍事基地の網の目をはりめぐらせておき、これからもますますこれを拡充しようとしている。かれらはまた、アメリカ占領軍の駐屯を合法化し、これに治外法権をあたえて、かつて気ままにふるまえるようにしている。

かれらはまた、保安隊の名のもとに、三五万の常備軍を、アメリカ式装備によつてしたてあげるのに血道をあげている。日本人を植民地軍隊に編成しようとしているのである。

しかし、米・日反動どものこのような再軍備計画、軍国主義の

復活は、すでに広汎な国民の反撃をうけているし、これからもますます重大な反撃をうけるだろう。なぜなら、こうした軍国主義の復活と再軍備計画は、国民にひとかけらの利益もあたえず、国民にひとかけらの自尊心をもあたえることはできないからである。反対に、国民は、このために尨大な負担をかけられ、再軍備計画の充実と正比例して、はつきりと国民生活の破滅となつて結果する。ここに、かれらの再軍備計画破綻の根拠がある。

(五)　米・日反動勢力の軍事化政策は、またわが国の経済を決定的に破滅におとしいれ、わが国民の生活を破壊しつくそうとしている。

アメリカの億万長者どもは、亡国両条約と行政協定によつて、わが国を金しばりにしておいて、わが国の経済を完全に破壊しにかかつている。

かれらは、わが国が世界各国と自由に貿易することを極度に制限し、管理している。

(六)　世界から一方的に封じこめられているわが国の経済事情は、米・日反動勢力の産業の軍事化政策の強行によつて、ますます危険な状態になつてきている。

こんにち、わが国の工業は、軍需化一辺倒の方向にはしり、売国的大独占資本の手に集中されている。かれらは、国内の勤労者――国民を徹底的に搾取・収奪する以外に道のなくなつた、そしてまた、それによつてのみこえふとつている豚のような存在である。

労仂者をはじめ勤労者のひとかけらの日常要求さえもが、売国政策とするどく対立せざるを得い状態が、いま、われわれの目のまえで進行しているのである。われわれが労仂者――勤労者のどんなちいさな要求をも無条件でとりあげ、これをまもるために献身するのを強調するゆえんはここにある。

われわれが、その政治的見解のいかんにかかわらず、民族資本家の反売国的要求に積極的支持をあたえることをも強調するゆえんも、ここにある。

(七)　米・日反動勢力の軍国主義復活政策は、農村の階級対立をふかめ、地主勢力の急速な強化をおしすすめている。こんにち、農民は、あらゆる面からの収奪と圧迫をうけている。そして、それらの結果は、地主――封建勢力の強化にむけられているのである。

アメリの軍事基地ならびに保安隊の基地が、いま、全国に網の目のようにはりめぐらされつつあるが、このための土地取上げにたいしては、国家はほとんど確実な補償を約束していない。それは強奪（一坪三〇銭）にひとしいものである。権力によるこのような強奪政策も、しかし、現地での反動勢力――封建勢力の利害と根本的に対立しない。否、反対に、かれらは、現地の反動――封建勢力の支持をうけて、土地取上げを強行している。

軍事基地の設定は、農村の売国的封建勢力を土台とし、かれらの利益と一致し、かれらの支配をつよめる方向においておこなわれているのである。

こんにち、農（漁）民の経営と生活は、あらゆる面から破壊されている。外国食糧の輸入、米価、供米、重税、肥料代などによる収奪は、農産物価格の暴落とあいまつて、農村に深刻な不況のあらしをふきすさませ、農民の希望をうしなわせ、ひきあわない農業にしがみつかせている。

そのため、上層をふくめた中農層の営農維持にたいする要求は熾烈となり、貧農は、借金、供米に首がまわらなくなるしめられ、明日の生活のための飯米要求にたちあがるまでにいたつている。

政府と地主勢力はかたく結託して、農協をつうじて融資の支配と収奪を強化し、農村のあらゆる反動機構をつうじて支配網をつよめ、軍国主義的反動組織を育成し、そのうえに、各地方自治体を反動――封建勢力の支配の道具にしたてあげている。

このようにして、米・日反動勢力は、その戦争政策をおしすすめるために、軍国主義復活の基礎をきずくため、農村の反動勢力、封建的地主勢力の強化に全力をそそいでいる。

(八)　米・日反動勢力の戦争計画、軍国主義復活の政策は、あきらかに反動勢力がみずから国民大衆から孤立してゆく政策でもある。かれらは、国民を納得させることもできないし、国民の信頼をつなぎとめることも不可能である。かれらが、わが国民にたいする支配を維持し、その権力の地位をまもる唯一の道は、ファッショ的手段によつて占領制度を維持するよりほかはない。かれらのファッショ政策の基礎は、亡国両条約と行政協定にある。これは、単にアメリカの日本における特権を規定したものだけでなない。それは同時に、米・日反動勢力が共同してわが国民を弾圧し、支配する法律的・物質的基礎を規定しているものである。

軍国主義の復活は、同時に、米・日反動どものファッショ体制の強化とうらおもての問題である。だからこそ、反ファッショ闘争の強化なくして、軍国主義の復活を阻止し、粉砕することはできない。こんにち、国民は、そのひとかけらの要求をまもるたたかいにおいても、すべてファッショ的な反動的勢力とのたたかいなくしては、それをかちとることが不可能になつている。われわれは、武装組織をもふくめた合法・非合法のあらゆる組織を運用して、米・日反動勢力のファッショ体制と対抗し、これを粉砕するたたかいにいつそうの努力をもつて習熟しなければならぬ。

(九)―(廿)　新綱領は国内の国民大衆を動員する力となつているばかりでなく、また全世界の平和と独立と民主を愛し要求するすべての諸民族の支持をうけている。必要なことは、わが全党員がさらに努力してマルクス・レーニン・スターリン主義と新綱領によつてかたく武装し、国民とのむすびつきを無条件につよめ、国民の団結をうちかためることである。すぐる総選挙の結果はわが党の長所と欠陥をあますところなくあかるみにさらけだした。

われわれが国民との結合になお重大な弱点をもつている根源は、こんにちの国民のくるしみがアメリカの支配にもとづいているという、もつとも基本的な問題にふかい注意をはらつていないことに主要な原因がある。わが党員、とくに幹部諸君のあいだには、この重大な基本的な民族的矛盾が、国民大衆の日常生活の事実のなかに存在していることを軽視し、自分の頭脳のなかに存在しているような錯覚におちいつている傾向が多分にみられる。

われわれは、民族資本家に労仂者階級の思想と行動を強制することはできず、小ブルジョアに労仂者階級の思想と行動をおしつけることはできない。われわれは、大衆団体にわが党の綱領と規律を強制することはできず、他政党にわが党の綱領と規律を強制することはできない。われわれにとつてできることは、これら諸階層の国民、大衆団体、諸政党の進歩的諸派を、労仂者階級の指導のもとに、もつとも大きな米・日反動勢力と国民との対立に統一することができるだけである。

わが党の責任は、この国民の統一をまもるために、労仂者階級をきたえ、農民と同盟を強化して、全国民各階層、各団体、各政党諸派との統一に利己心なく献身することにある。新綱領はこのことを教えている。この新綱領のおしえにそむいていることが、こんどの総選挙闘争にわが党が苦杯をなめた根本原因である。